

# 第2次 沖縄県環境基本計画



# は　じ　め　に



沖縄県は、亜熱帯海洋性気候の下、美しいサンゴ礁が発達した青い海と多様な野生生物が生息・生育する緑豊かな島々から構成されています。

このかけがえのない豊かな自然環境は世界に誇れる宝であるとともに、人々を魅了し惹きつける要素であります。

人口や観光客の増加、さらには経済活動の進展など沖縄を取り巻く社会経済環境が変化する中、沖縄の豊かな自然環境を劣化させることなく、次世代に引き継いでいくことが私たちの責務であると考えています。

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会経済活動は、物質的な豊かさや生活の利便性をもたらす一方、廃棄物の増大、生活排水による水質汚濁といった身近な環境問題や、地球温暖化といった地球規模の問題を引き起こしました。

このため、本県では、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である「沖縄県環境基本計画」を平成15年に策定し、各種施策に取り組んできました。

しかしながら、本県の自然環境は依然として各種開発による影響、外来生物による生態系の攪乱、赤土等流出やオニヒトデの大量発生等によるサンゴ礁生態系の衰退など、様々な問題を抱えており、これらの問題に適切に対応するため、「第2次沖縄県環境基本計画」を策定しました。

本計画の推進には、県民の皆様と行政が一丸となって、連携、協力しながら、積極的に環境保全に取り組んでいくことが重要です。県では、この計画に基づき、環境保全への取り組みを確実かつ効果的に進めてまいりますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成25年4月

沖縄県知事 仲井眞 弘多

# 目 次

## 第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景 .....	1
2. 計画の目的 .....	4
3. 計画の目標 .....	5
4. 計画の性格・役割 .....	7
5. 計画の期間 .....	8
6. 計画対象地域 .....	9
7. 県民と環境との関わり .....	9
8. 計画の構成 .....	11

## 第2章 環境の現況と課題

1. 社会的状況、環境の現況と課題	
1-1 社会的状況 .....	12
1-1-1 人口 .....	12
1-1-2 産業 .....	14
1-1-3 土地利用 .....	19
1-1-4 社会資本整備 .....	22
1-2 環境の現況と課題 .....	23
1-2-1 大気環境 .....	23
1-2-2 水環境 .....	26
1-2-3 化学物質 .....	30
1-2-4 騒音・振動・低周波音・悪臭 .....	32
1-2-5 土壤・地下水環境 .....	36
1-2-6 緑・水辺・景観 .....	38
1-2-7 歴史・文化環境 .....	40
2. 沖縄県がかかえる環境問題の現況と課題	
2-1 亜熱帯の自然環境の現況と課題 .....	42
2-1-1 森林生態系 .....	48
2-1-2 陸水生態系 .....	50
2-1-3 沿岸・海洋生態系 .....	52
2-1-4 都市生態系・農地生態系 .....	55
2-2 赤土等流出の現況と課題 .....	66
2-2-1 赤土等流出による河川・海域への影響 .....	68

2-2-2 赤土等流出による漁業・観光・レクリエーションへの影響	69
2-3 廃棄物の現況と課題	71
2-3-1 一般廃棄物	71
2-3-2 産業廃棄物	72
2-3-3 廃棄物の再生利用	73
2-3-4 海岸漂流・漂着ごみ問題への取組	76
2-4 基地環境問題の現況と課題	78
2-4-1 米軍基地における水質問題	79
2-4-2 米軍基地及び返還跡地における土壤汚染問題	80
2-4-3 米軍基地における騒音問題	81
2-4-4 米軍基地における放射能問題	83
2-4-5 米軍基地における自然環境への問題	83
2-4-6 米軍基地における廃棄物問題	84
<b>3. 地球環境の現況と課題</b>	
3-1 地球温暖化	86
3-2 その他の地球環境問題	93
<b>4. 環境教育等の現状と課題</b>	
4-1 環境教育	95
4-2 環境情報	100
<b>5. 環境と経済が調和する社会づくりにおける現状と課題</b>	
5-1 理念の普及・推進体制の構築	101
5-2 環境に配慮した事業者の育成・拡大	103
5-3 環境に配慮した産業の創出・育成	104

### 第3章 環境の保全・再生・創造のための施策

<b>1. 県民の望む環境像</b>	107
<b>2. 施策の基本方針と体系</b>	110
<b>3. 「豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県」 を目指して</b>	113
3-1 環境への負荷の少ない循環型の社会づくり	114
3-1-1 大気環境の保全	115
3-1-2 水環境の保全	116
3-1-3 化学物質対策の推進	118
3-1-4 騒音・振動・悪臭の防止	120
3-1-5 土壤・地下水環境の保全	122
3-1-6 赤土等流出の防止	124
3-1-7 廃棄物・リサイクル対策の推進	126

3-2 人と自然が共生する潤いのある地域づくり .....	129
3-2-1 緑・水辺・景観の保全と創造 .....	130
3-2-2 歴史・文化環境の保全と創造 .....	136
3-2-3 森林生態系の保全・再生 .....	138
3-2-4 陸水生態系の保全・再生 .....	142
3-2-5 沿岸・海洋生態系の保全・再生 .....	145
3-2-6 都市生態系・農地生態系の保全・再生 .....	148
3-3 環境保全活動への積極的な参加 .....	154
3-3-1 環境教育・環境学習の推進 .....	155
3-3-2 自主的な環境保全活動の促進 .....	156
3-3-3 普及・啓発活動の推進 .....	157
3-4 地球環境の保全に貢献する社会づくり .....	159
3-4-1 地球温暖化対策の推進 .....	160
3-4-2 その他の地球環境問題への取組の推進 .....	169
3-5 環境と経済が調和する社会づくり .....	170
3-5-1 理念の普及・推進体制の構築 .....	171
3-5-2 環境に配慮した事業者の育成・拡大 .....	172
3-5-3 環境に配慮した産業の創出・育成 .....	173
3-6 環境保全のための共通的・基盤的施策 .....	175
3-6-1 環境保全のための共通的・基盤的施策 .....	176
3-7 基地公害の防止のための施策 .....	177
3-7-1 基地関連公害の防止 .....	178
3-8 重点的に取り組む総合的施策 .....	179
3-8-1 重点的に取り組む総合的施策 .....	180

## 第4章 各主体の役割及び環境への配慮指針

1. 各主体の役割 .....	202
1-1 行政機関 .....	203
1-2 事業者 .....	203
1-3 県民 .....	203
1-4 観光旅行者等 .....	204
1-5 N P O 等民間団体 .....	204
1-6 米軍 .....	204
2. 主体別配慮指針・取組の一例 .....	205
2-1 行政機関 .....	205
2-2 事業者 .....	207
2-3 県民 .....	210

2-4 観光旅行者等 .....	211
2-5 N P O 等民間団体 .....	212
2-6 米軍 .....	215
3. 事業別配慮指針 .....	217
3-1 県土利用にあたっての環境配慮指針 .....	217
3-2 各種事業の実施における環境配慮指針 .....	219
4. 圈域別配慮指針 .....	227
4-1 沖縄島北部圏域 .....	228
4-2 沖縄島中部圏域 .....	230
4-3 沖縄島南部圏域 .....	231
4-4 宮古圏域 .....	234
4-5 八重山圏域 .....	235

## 第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制 .....	236
2. 各主体の連携・協働・参加の推進 .....	236
3. 計画の普及及び意識啓発 .....	238
4. 計画推進のための財政措置等 .....	238
5. 計画の進捗状況の点検・見直し .....	239
6. 調査研究の推進・監視観測体制の充実 .....	239

## — 卷末資料 —

1. 前計画における施策評価結果/基本目標ごとの総合評価 .....	241
2. 成果指標一覧 .....	257
3. 沖縄県環境審議会への諮問書及び同審議会からの答申書 .....	264
4. 計画策定までの経緯 .....	265
5. 沖縄県環境審議会 .....	266
6. 新沖縄県環境基本計画（仮称）検討委員会 .....	267
7. アンケート結果概要 .....	268
8. ヒアリング結果概要 .....	277
9. 沖縄県環境基本条例 .....	279
10. 環境関係法律体系図 .....	286
11. 用語解説 .....	287

# 第1章 計画の基本的事項

## 1. 計画策定の背景

### ■はじめに

本県では、これまでの様々な環境問題に適切に対処していくため、環境の保全及び創造に関する基本理念と県民、事業者、行政等の役割を明らかにした『沖縄県環境基本条例』を平成12年(2000年)に制定しました。

また、県の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、『沖縄県環境基本計画』を平成15年(2003年)に策定しました。

これまでに実施してきた各種施策展開により、赤土等流出量の減少や河川水質の環境基準達成率の向上など一定の効果を上げることができましたが、本県の自然環境は依然として、各種開発による影響、外来生物による生態系の攪乱、赤土等流出やオニヒトデの大量発生等によるサンゴ礁生態系の衰退など、様々な問題を抱えているほか、海岸漂着物問題、人間生活への影響が懸念される地球温暖化問題など、取り組むべき課題とそれに対する県民の意識や関心も大きく変化してきています。

これらの現状を踏まえ、残された自然環境を保全しつつ、『豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県』の実現に向けて、新たな計画として『第2次沖縄県環境基本計画』を策定することとしました。

なお、本計画の内容は、本県の基本構想である『沖縄21世紀ビジョン』及び総合的な基本計画である『沖縄21世紀ビジョン基本計画』を環境の面から推進する計画であることとします。

### ■『沖縄県環境基本計画(平成15年(2003年))』における施策の 総合評価

これまでの施策の総合評価については、54ヶの個別目標<sup>\*</sup>において、概ね施策は取り組んでおり、大気や水環境等で数値目標を達成しました。

しかし、再生可能エネルギー導入や航空機騒音、赤土等流出、温室効果ガス排出量の削減、基地公害及び酸性雨の6項目については数値目標を達成しておらず、今後、取組を強化していく必要があります。

\*各項目の具体的な評価結果については巻末に参考資料として示しました。

### ■国内外の動き

近年における国内の動きをみると、国の『第3次環境基本計画(平成18年(2006年)策定)』では第2次計画の課題を踏まえながら環境保全に取り組みつつ、それらが経済的に評価されることを推進するため、『環境と経済の好循環』などが新たに盛り込まれました。また、『第4次環境基本計画(平成24年(2012年)策定)』では、目指すべき持続可能な社会の姿として『低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成』し、『その基盤としての安全の確保』が掲げられています。

## 自然環境・生物多様性について

国連環境開発会議(地球サミット)において、平成4年(1992年)に『生物多様性条約』が採択され、この条約に基づき、日本では平成7年(1995年)に最初の『生物多様性国家戦略』が策定されました。平成20年(2008年)には『生物多様性基本法』が施行され、この基本法に基づき、平成22年(2010年)には『生物多様性国家戦略2010』が策定されました。『生物多様性国家戦略』は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針、国が行うべき施策の方向や講ずるべき対策等を定めたもので、これにより各種の取組が進められています。

また、平成22年(2010年)10月には、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が愛知県名古屋市で開催され、遺伝資源の利用と利益配分に関する『名古屋議定書』と、平成23年(2011年)以降の新戦略計画(愛知目標)が採択されました。愛知目標では、生物多様性損失の根本原因への対処や持続可能な利用の促進等、5つの戦略目標が掲げられており、その下位にそれぞれの個別目標(合計20ヶ)が掲げられています。

生物多様性の価値については、COP10において生物多様性版スタンダード・レビューといわれる『生態系と生物多様性の経済学(T E E B)』の最終報告書が公表され、生物多様性の価値を自然資本として捉えた取組の推進が示されていることから、我が国においても平成24年(2012年)に『生物多様性国家戦略』を改定し、生物多様性の保全や持続可能な利用に向けて、方向性を明らかにするとともにこれに基づく取組が進められています。

## 地球温暖化問題について

気候変動に関する政府間パネル(I P C C)が平成19年(2007年)に発表した第4次評価報告書によると、地球温暖化の進行は明らかであり、その原因是、人類の活動による温室効果ガスの発生によるものとされています。

地球温暖化問題に対応するため、これまで平成4年(1992年)に気候変動枠組条約、平成9年(1997年)に京都議定書が採択され、先進国全体の平成20年(2008年)から平成24年(2012年)までのCO<sub>2</sub>排出量を平成2年(1990年)比で5%削減することを目的として、各国の数値目標が定められました(日本は6%削減)。京都議定書以降の温室効果ガス排出削減に関する国際交渉においては、G8ラクイラ・サミットやCOP16、COP17等様々な局面で長期目標や枠組みに関する議論がなされてきました。

我が国においても、地球温暖化の防止に向けた取組が進められており、平成10年(1998年)には、京都議定書における目標である温室効果ガスの平成2年(1990年)比6%削減を達成するため、国、地方公共団体、事業者、国民の責務・役割を明確にした『地球温暖化対策の推進に関する法律』を制定しました。

平成17年(2005年)4月には、京都議定書の温室効果ガスの6%削減約束と長期的かつ持続的な排出削減を目的とした『京都議定書目標達成計画』が閣議決定され、様々な取組が実施されています。

国際的な協議の中で、京都議定書に代わる法的拘束力のある枠組の構築には至っていませんが、我が国においても中期、長期の温室効果ガス排出削減目標の設定を含めて、今後、必要な法整備や計画の策定、施策の実施による地球温暖化対策の一層の強化が進められるものと考えられます。

### 循環型社会の構築について

社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し環境への負荷の低減が図られた循環型社会を形成するための基本的枠組法として平成13年(2001年)に『循環型社会形成推進基本法』が施行され、これを踏まえ資源有効利用促進法や廃棄物処理法の改正をはじめ、一連のリサイクル法が施行されました。

平成19年(2007年)には、今後の世界の枠組み作りへ我が国が貢献する上での指針である『21世紀環境立国戦略』において、持続可能な社会が「低炭素・循環型・自然共生型」社会の各側面を統合した取組展開が不可欠であることが示されました。

これを踏まえて、平成20年(2008年)には環境基本法に基づく『第二次循環型社会形成推進基本計画』が閣議決定されました。平成21年(2009年)には、『バイオマス活用推進基本法』が制定され、この法律に基づく『バイオマス活用推進基本計画』が平成22年(2010年)に策定されるなど、循環型社会づくりへの取組体系の整備が着実に進みつつあります。

### 環境と経済の調和に向けた取組について

環境と経済に関わる国際的な動向については、環境保全に関する規制や規格の導入が進み、一国の環境保全に関する制度が他の国々の制度や経済に影響を与えるという状況が発生しています。気候変動や生物多様性の損失への対応等において「環境」という要素が国際競争に影響を与える度合いが大きく、遺伝資源の利用国(主に先進国)と提供国(主に途上国)との間での厳しい意見の対立など、環境問題への取組において国家間に複雑な利害関係が生じています。

また、自然環境及び生物多様性に関わる取組の中でも記述しましたが、COP10において示された『生態系と生物多様性の経済学(T E E B)』の成果を踏まえ、世界銀行では生態系の価値を国民経済計算等の勘定システムに組み込むためのグローバル・パートナーシップの立ち上げを発表するなど、生物多様性を資源として捉え、その価値を評価する取組にも国際的な進展がみられています。

我が国でも国の中央環境審議会での検討を経て、平成16年(2004年)に策定された『環境と経済の好循環ビジョン』では、持続可能な社会の実現には環境保全の取組を経済発展の新たな成長要素として捉え、環境と経済の調和(環境を良くすることによる経済の発展や活性化)を構築していくことが重要であるという考え方方が示されました。

国の『第4次環境基本計画』においては、個人や事業者の環境配慮行動の浸透や環境配慮型商品・サービスの普及による経済・社会のグリーン化、技術革新や新た

な価値の創出、社会システムの変革を含むグリーン・イノベーションを推進しています。

我が国の環境産業の市場規模は、平成20年度(2008年度)において75兆円であり、平成21年(2009年)に閣議決定された『新成長戦略(基本方針)』において、あらゆる施策を総動員することで、平成32年(2020年)までに50兆円を超える新規市場の開拓と140万人の環境分野の新規雇用を目指すとされています。

諸外国における国際的な動向を踏まえ、国は第4次環境基本計画やその他の計画等において、以下を環境政策の主な展開方向として示しています。

- 政策領域の統合による持続可能な社会構築(環境・経済・社会、環境政策分野間の連携)
- 国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化(国益と地球益双方の視点)
- 持続可能な社会基盤となる国土・自然の維持・形成
- 地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

国は、目指すべき持続可能な社会の姿として低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成し、その基盤として安全の確保を目指しつつ、環境分野を新たな経済成長の柱と捉えていることから、本県においてもこれまでの社会構造や経済構造を大きく変えていくことが求められています。

## 2. 計画の目的

本計画は、『沖縄県環境基本条例』第8条の規定に基づく計画であり、その目的は以下のとおりです。

- 沖縄の環境の現況と課題を踏まえ、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を明らかにすることにより、県民、事業者、行政等の各主体による環境保全の促進。
- 各主体のパートナーシップのもと、『豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県』の実現に向け、具体的な各種の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進。

### 3. 計画の目標

これまでの国の『第2次環境基本計画(平成12年(2000年))』においては、長期目標として「循環」「共生」「参加」「国際的取組」が掲げられており、『第3次環境基本計画(平成18年(2006年))』ではそれらに加えて「環境と経済の好循環」が新たに盛り込まれました。

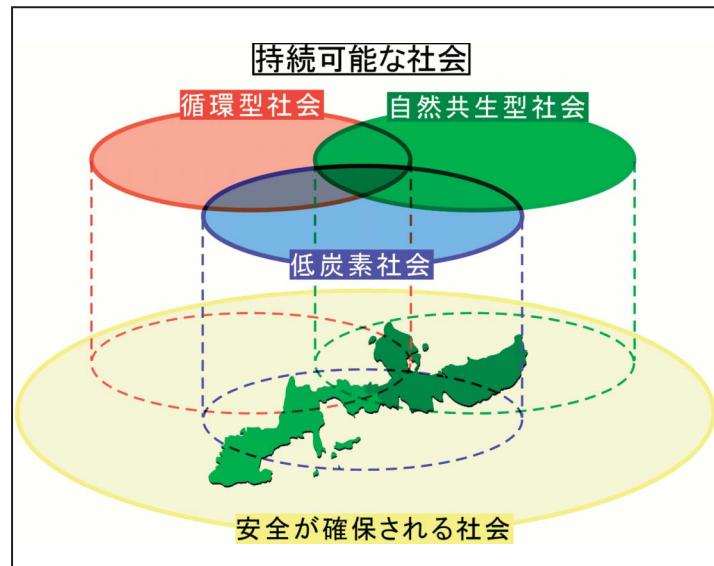
また、平成24年(2012年)に策定された『第4次環境基本計画』においては、目指すべき持続可能な社会の姿として「低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成」し、その基盤として「安全」を確保することとしています。

その背景として、近年の環境現況では地球環境が持続不可能、すなわち環境の回復が不可能な状況に移行している懸念が様々な局面で指摘されており、持続可能な社会に向けた取組の加速化が必要不可欠であることが世界的に認識されています。

また、平成19年(2007年)に策定された『21世紀環境立国戦略』では、「地球温暖化の危機」「資源の浪費による危機」「生態系の危機」の3つの危機から脱却し、社会の発展と繁栄を確保していくためには、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生型社会」を構築することが、持続可能な社会を実現するために必要であり、これら3つの社会は独立しているものではなく相互に関係していることから、それらに向けた取組を統合的に展開していくことが不可欠であると示されています。

さらには東日本大震災や原子力発電所事故等を背景にして重要性が高まった「安全・安心」という視点は、環境行政の原点であり、また上記3つの社会基盤となるものとして示しています。

本県が目指す環境像と基本目標については、国が目指す社会の姿や環境政策の今後の展開方向に沿ったものとすることから、『豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県』を目指す環境像とし、基本目標は、『環境への負荷の少ない循環型の社会づくり』、『人と自然が共生する潤いのある地域づくり』、『環境保全活動への積極的な参加』、『地球環境の保全に貢献する社会づくり』、『環境と経済が調和する社会づくり』の5つとします。



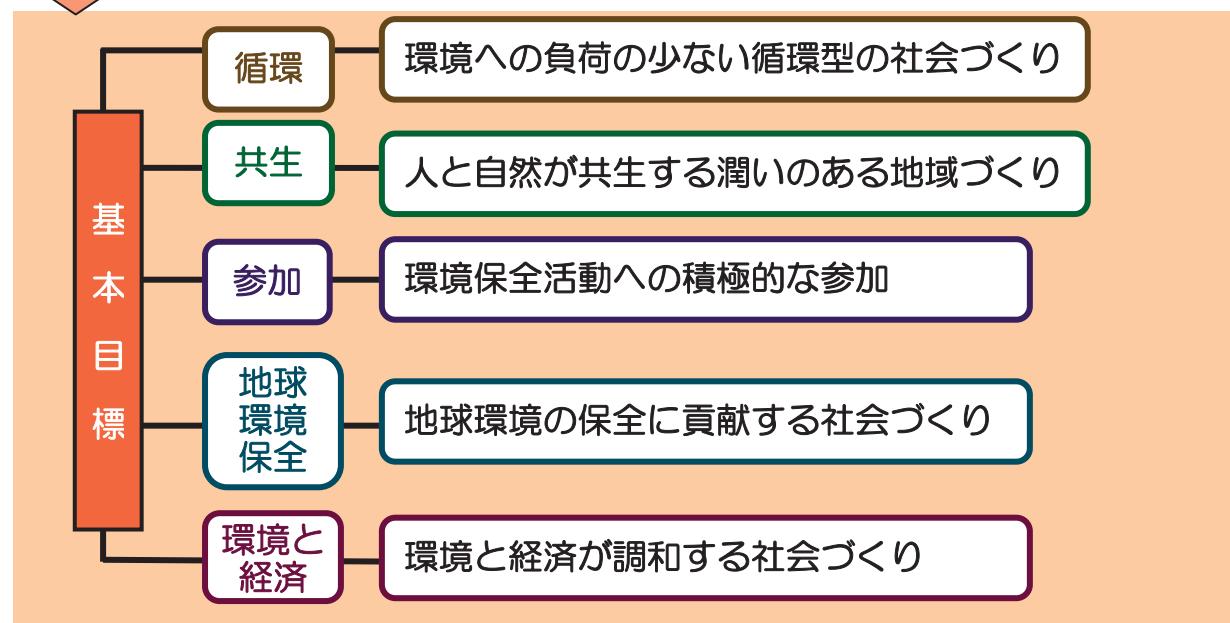
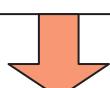
## 【沖縄県が目指す環境像】

豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県



## 【沖縄県環境基本条例の基本理念】

- 恵み豊かな環境の享受と将来世代への継承 ..... 参加
- 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築 ..... 循環
- 人と自然が共生し、豊かな自然環境の保全と快適な生活環境の実現 ..... 共生
- 地球環境保全の積極的な推進 ..... 地球環境保全



## 【参考】国際環境政策における今後の展開方向

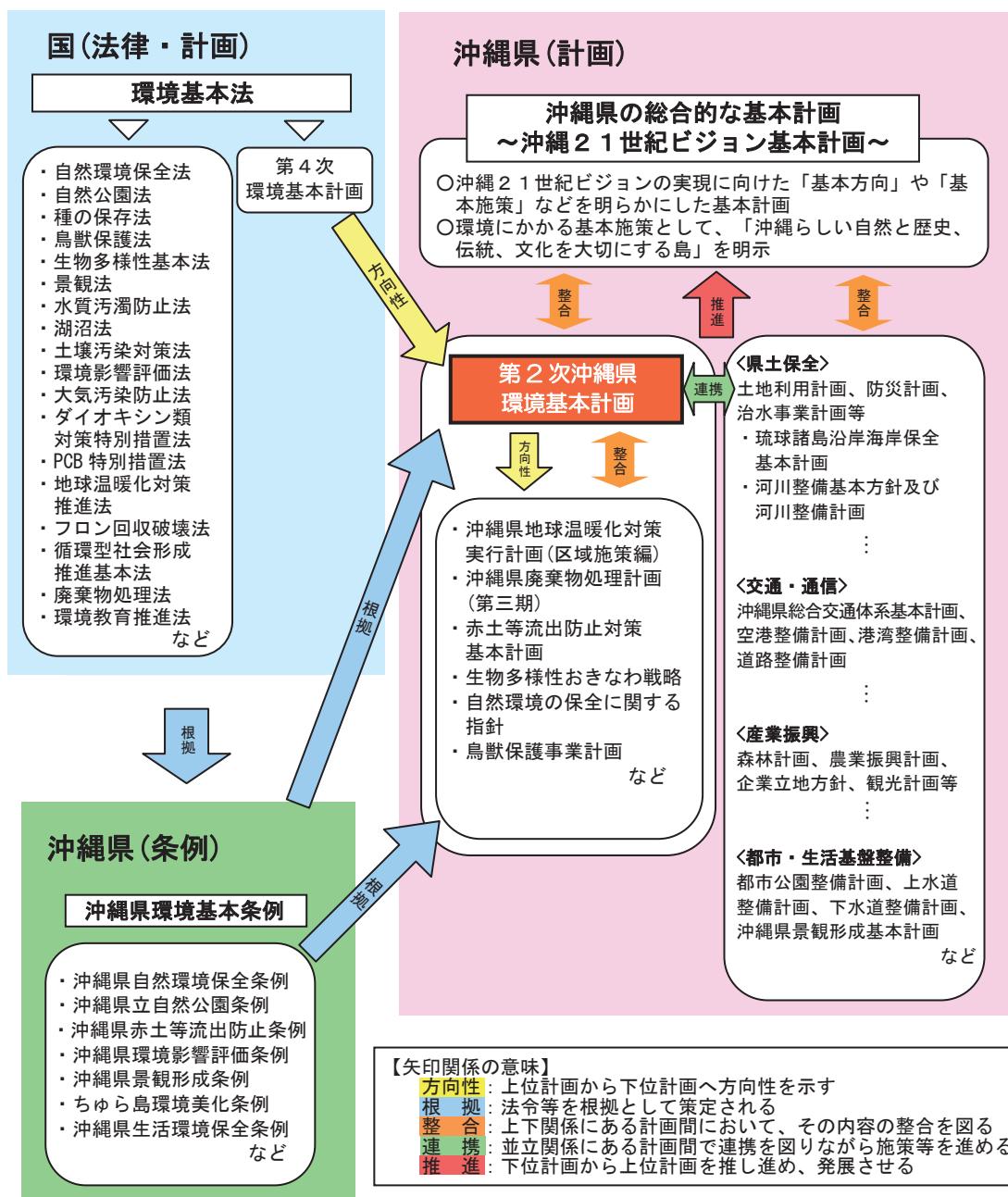
- 政策領域の統合による持続可能な社会構築  
(環境・経済・社会、環境政策分野間の連携) ..... 環境と経済  
..... 循環
- 国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化 (国益と地球益双方の視点) ..... 地球環境保全
- 持続可能な社会基盤となる国土・自然の維持・形成 ..... 共生
- 地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進 ..... 参加

## 4. 計画の性格・役割

本計画の内容は、本県の基本構想である「沖縄21世紀ビジョン」及び総合的な基本計画である「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を環境の面から推進する計画としての役割を持っています。

このため、本県の環境保全を目的とする計画は、本計画に沿って策定し、展開・推進されなければなりません。また、他の計画においても、環境に関する事項については、環境保全を目的とする計画と同様、本計画の基本的な考え方によつて策定し、本計画との調和を保つものとします。

### 【環境保全に係る法令・計画等の位置づけと役割】



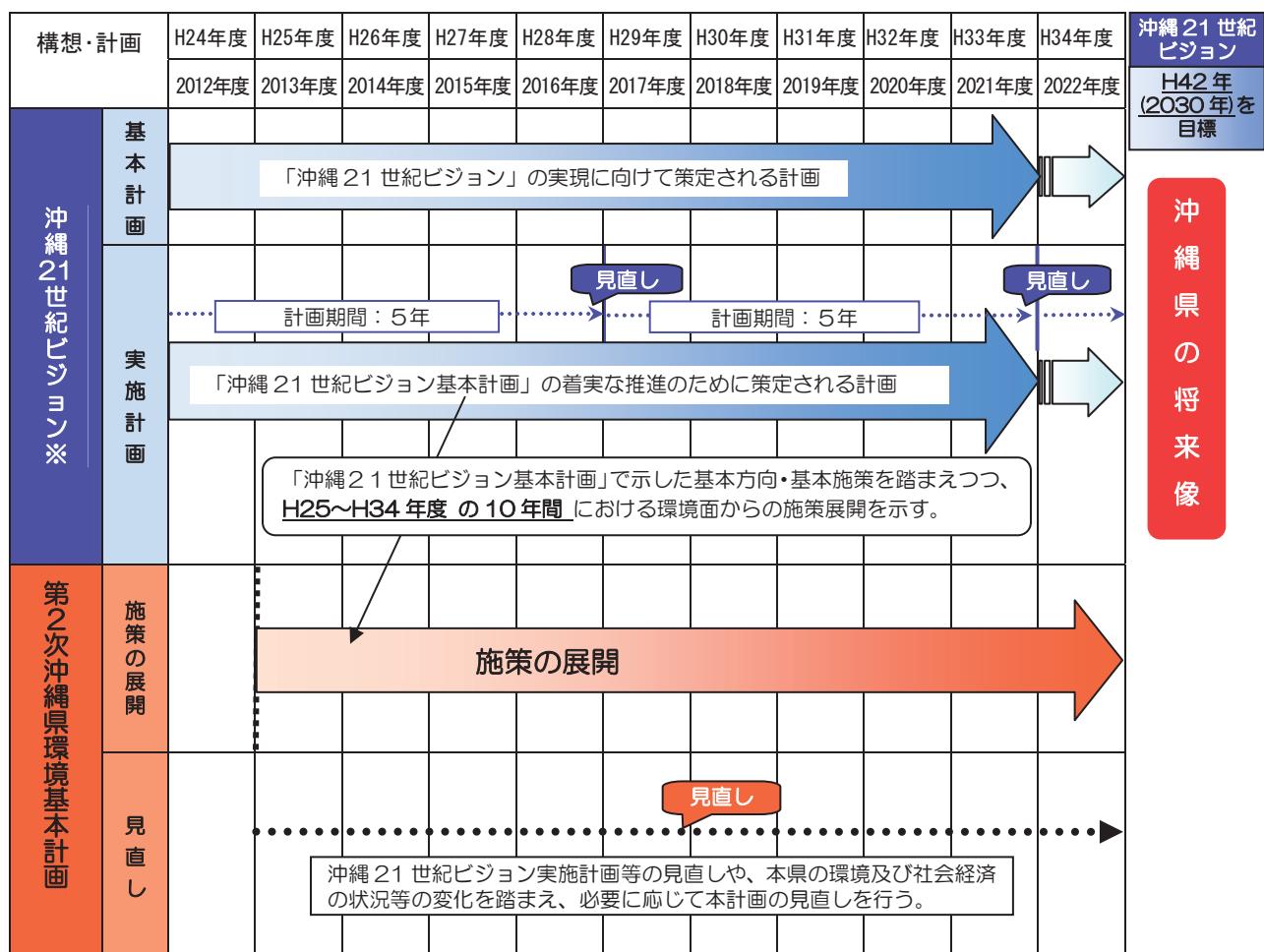
## 5. 計画の期間

本計画の対象期間は、

**平成 25 年度(2013 年度)～平成 34 年度(2022 年度) の 10 年間**

とし、本県の環境基本条例に沿って「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」や、その他関連計画を環境面から推進する計画とします。

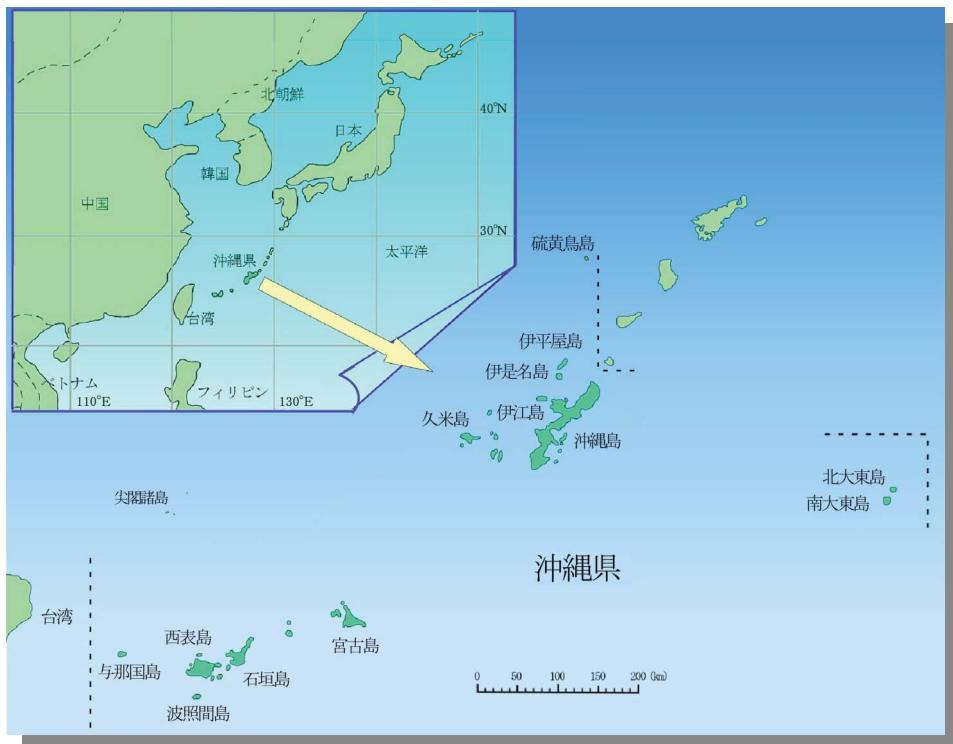
なお、沖縄 21 世紀ビジョン実施計画の見直しや本県の環境及び社会経済の状況等の変化を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。



※県民の参画と協働のもと、将来(概ね平成 42 年(2030 年))のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取り組みの方向性等を明らかにした「基本構想」

## 6. 計画対象地域

本計画の対象地域は、沿岸海域を含む沖縄県全域とします。



## 7. 県民と環境との関わり

「環境」とは、私たち人間や生物を取り巻き、直接、間接の影響を与える外界のことを示す包括的な概念です。地域環境として沖縄県との関わりからみた場合、日常の生活に直接結びつく、大気環境、水環境、土壤、騒音、廃棄物等の「生活環境」、自然景観、野生動植物を中心とする「自然環境」、史跡、伝統的な集落やまち並み等の「文化環境」があります。私たち人類の生存の基盤となる「地球環境」は、これらが相互に絡み合った複雑な系をなし、様々なバランスのもとに成り立っています。

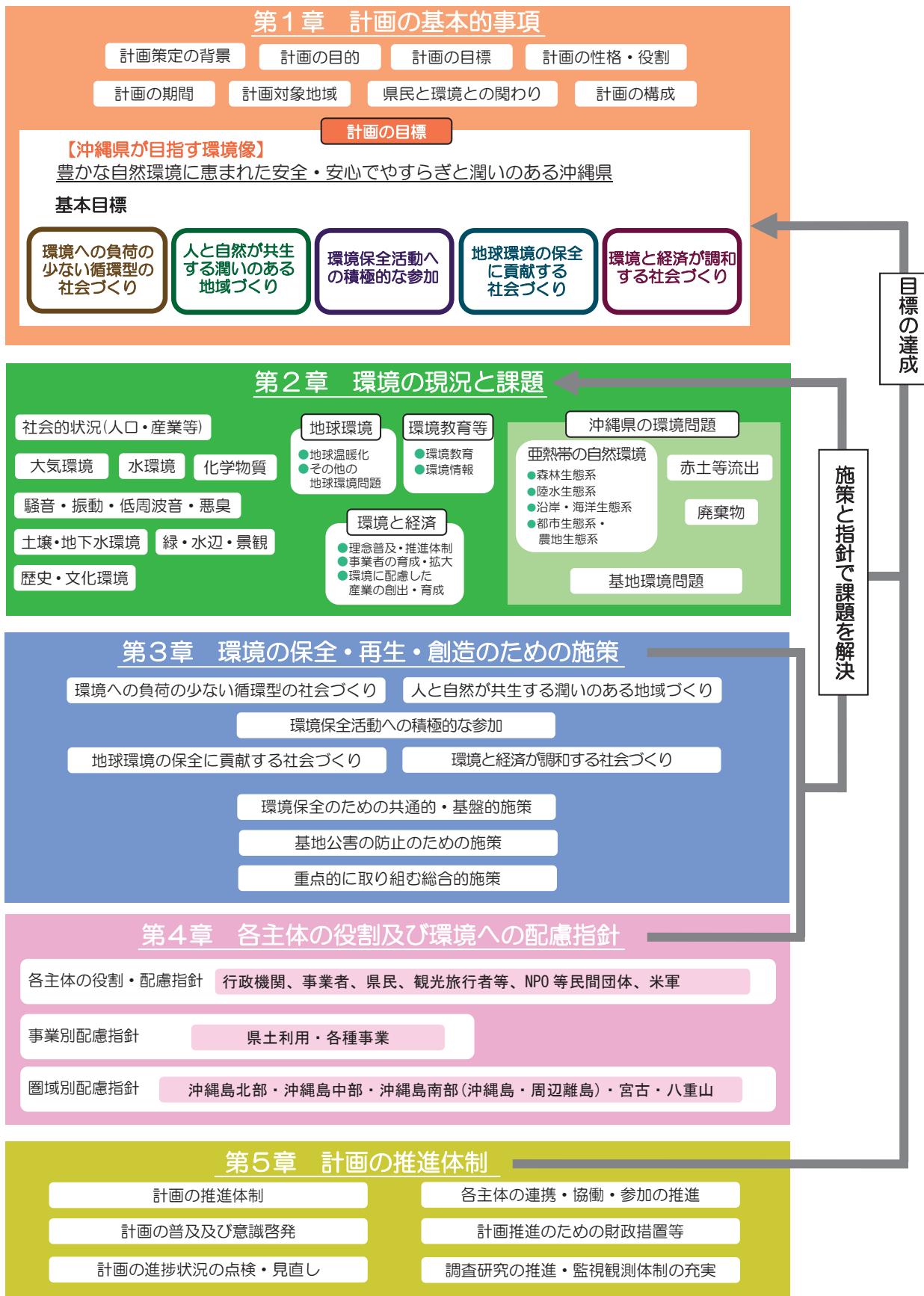
人類の経済活動は自然環境に大きく依存しており、生産や消費のために自然界から化石燃料や水を採掘・抽出したり、森林を伐採して開発を行ったりしています。そして、生産・流通・消費のあらゆる過程において様々な廃棄物を発生させ、固形のものに限らず、液体や気体のものも廃液や廃熱等というかたちで自然環境に放出しています。自然環境はある程度負荷を受けても復元する力を持っていますが、ある一定の限度を超えて放出されたとき自然破壊や環境汚染等の環境問題が発生します。世界各地で発生した数多くの環境問題は、その影響が国境を越え、例えば地球温暖化などの空間的、時間的な広がりを有する今日の地球環境問題にまで発展しています。沖縄県における地球環境問題の影響については、島しょ県であるため環境

容量が小さく、環境負荷の増大に対し脆弱であるということから、様々な問題が顕在化することが懸念されており、私たち県民にとっても深刻な問題として認識する必要があります。

これまでの県内における環境問題・課題に対処するため実施してきた各種施策展開により、環境改善が図られ一定の効果を上げることができましたが、本県の自然環境は依然として、各種開発等による影響、外来生物による生態系の搅乱、赤土等流出やオニヒトデの大量発生等によるサンゴ礁生態系の衰退など様々な問題・課題を抱えています。また、国内外の環境政策の動向、県民を取り巻く社会情勢も大きく変化しており、これらの問題・課題の解決を図っていくためには、私たち一人ひとりが環境に対する意識を高め、日常生活でできることを実践するとともに、県民やN P O等民間団体、事業者、行政など多様な主体が連携・協働しながら、環境保全等に積極的に取り組んでいく必要があります。

## 8. 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。



## 第2章 環境の現況と課題

### 1. 社会的状況、環境の現況と課題

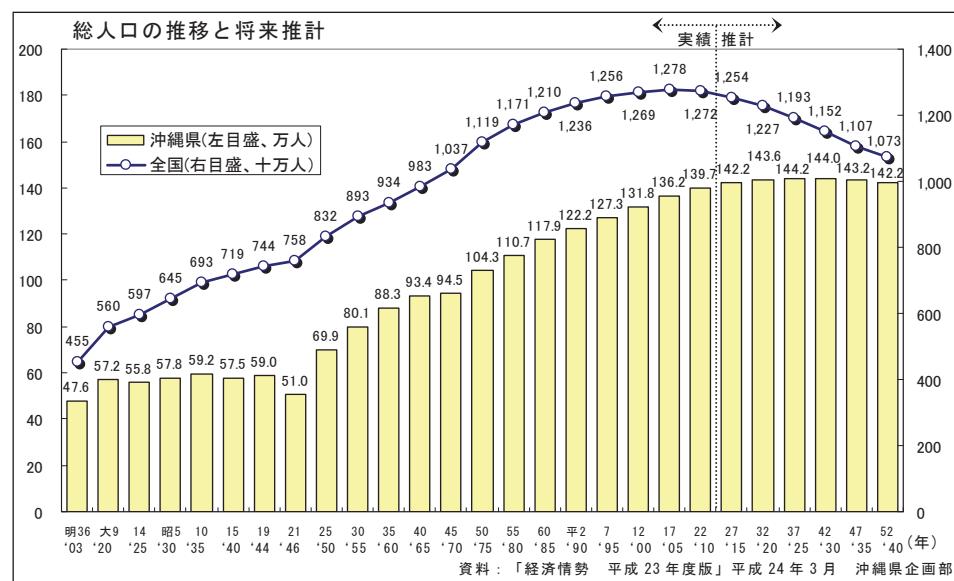
#### 1-1 社会的状況

##### 1-1-1 人口

###### 総人口の推移

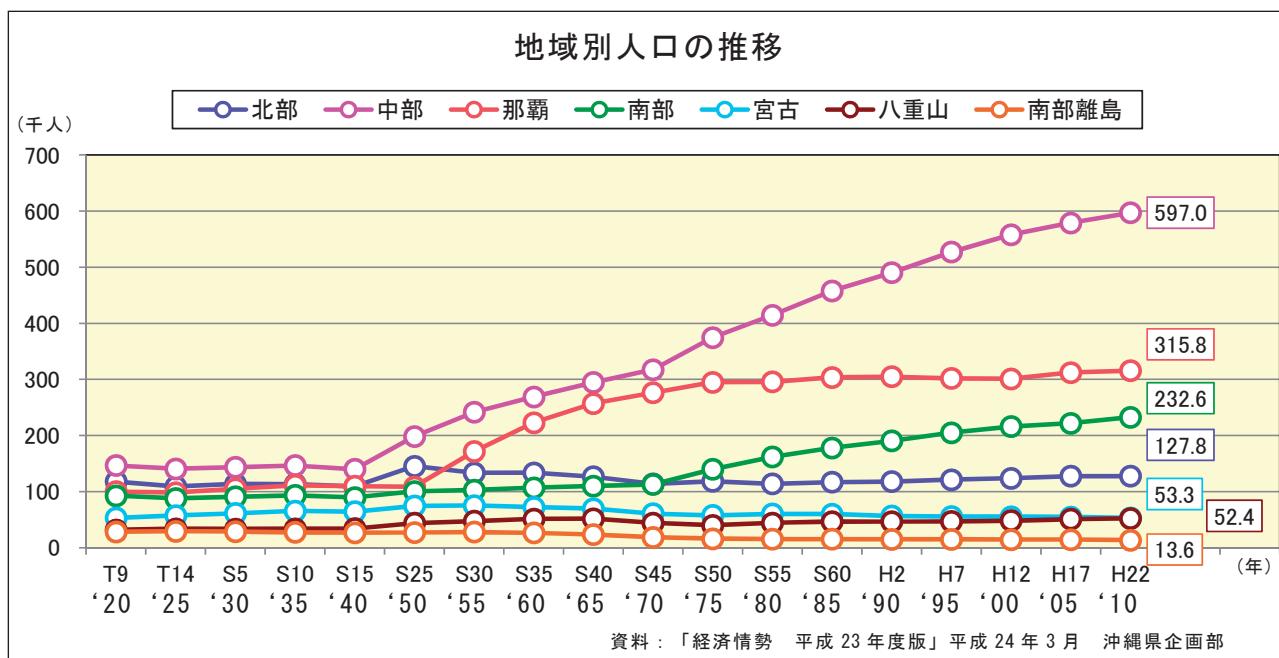
- 全国ではすでに人口減少時代に入っているものの、本県の人口は、平成23年(2011年)では約140万人で、10年前の平成12年(2000年)と比較すると約6.0%の増加となっています。
- 都道府県別の人団増加率(平成17年(2005年)～平成22年(2010年)まで)でみると、沖縄県は2.3%となっており、東京都(4.7%)、神奈川県(2.9%)、千葉県(2.7%)に次いで、全国で4番目に高い増加率となっています。
- 本県の人口の推移は、戦前では50万人台で増減を繰り返しながら推移し、終戦直後の昭和21年(1946年)は、戦争の犠牲によって人口が激減しましたが、その後、海外からの引揚者の増大やベビーブーム等により人口は急増し、昭和35年(1960年)には88万3千人に達しました。
- その後も人口は増加を続ける一方で、日本経済の高度成長を背景に本土への転出者も徐々に増加しました。特に、復帰直前は転出者が急増し、昭和44年(1969年)に戦後初めて人口が減少となり、減少はその後3年間続きました。当時、このような状況から日本復帰による人口減少が懸念されました。復帰後の人口は、県外からの転入者が多かったこともあって予想以上に増加し、昭和49年(1974年)には100万人を突破しました。
- 以後、一貫して増加を続けていますが、昭和49年(1974年)には1万8千人程度あった自然増加が、出生数の低下傾向、死亡数の増加傾向を反映して7千人程度まで縮小してきており、増加の程度は小さくなっています。また、社会移動については、全国及び雇用吸収力のある大都市の経済状況と本県の経済状況との相対的な関連などの要因があり、時代や年により変化があるものの、平成23年(2011年)は増加となっています。

- 将来の人口の見通しは、現状を踏まえた傾向を基本に推計すると、緩やかに増加していく、平成37年(2025年)頃には144万2千人程度でピークを迎える、その後減少していくと予測されます。



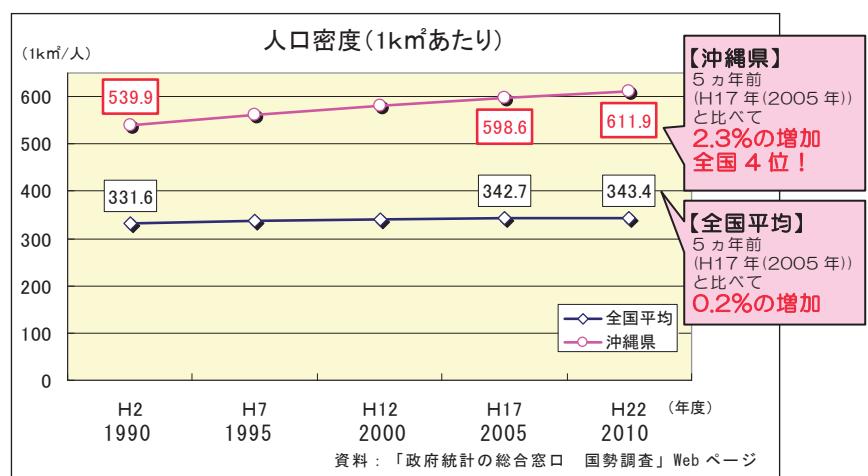
## 地域人口の動向

- 県内の地域別人口は、平成22年(2010年)10月1日現在(国勢調査)、北部地域12万8千人(構成比9.2%)、中部地域59万7千人(同42.9%)、那覇市31万6千人(同22.7%)、本島南部(那覇除く)23万3千人(同16.7%)、南部離島地域1万4千人(同1.0%)、宮古地域5万3千人(同3.8%)、八重山地域5万2千人(同3.8%)となっており、本島中南部地域に、全人口の約82%が集中しています。那覇市は、中南部地域の中心として30万都市を形成し、また、中部地域には沖縄市が13万人、うるま市、浦添市がそれぞれ11万人を超えており、中核都市を形成しています。
- 地域別の人口推移をみると、戦前は宮古地域での増加が相対的に大きく、他の地域ではそれほど変動はありませんでした。戦後において、北部地域は、昭和25年(1950年)をピークに減少し、昭和50年(1975年)の海洋博を契機にくぶん増加しましたがその後はほぼ横ばいで推移し、最近は微増傾向にあります。中部地域は、戦後一貫して増加しており、県人口の約4割を占めています。那覇市は、昭和50年(1975年)まで急激な増加を示し、その後、増加率は低下、人口減少の傾向もありましたが、最近ではやや増加しています。南部地域は、昭和45年(1970年)までは緩やかな伸びで、昭和50年(1975年)以降は急増しています。一方、南部離島地域は、昭和30年(1955年)まではほぼ横ばいで推移し、昭和35年(1960年)から近年にかけて僅かに減少傾向にあります。宮古地域も、昭和30年(1955年)を境に減少し、昭和50年(1975年)以降は微増、近年は再び減少傾向にあります。八重山地域は、昭和40年(1965年)をピークに減少に転じましたが、昭和55年(1980年)以降は増加傾向にあります。
- このように本県の人口は、全体的に増加していますが、南部の離島地域と宮古地域で人口の減少傾向がみられます。



- 平成17年(2005年)から平成22年(2010年)における人口密度の推移は、本県では2.3%増加し、全国平均(0.2%)を大きく上回っており(全国で4番目に高い増加率)、県外からの転入者も年々増加傾向にあります。

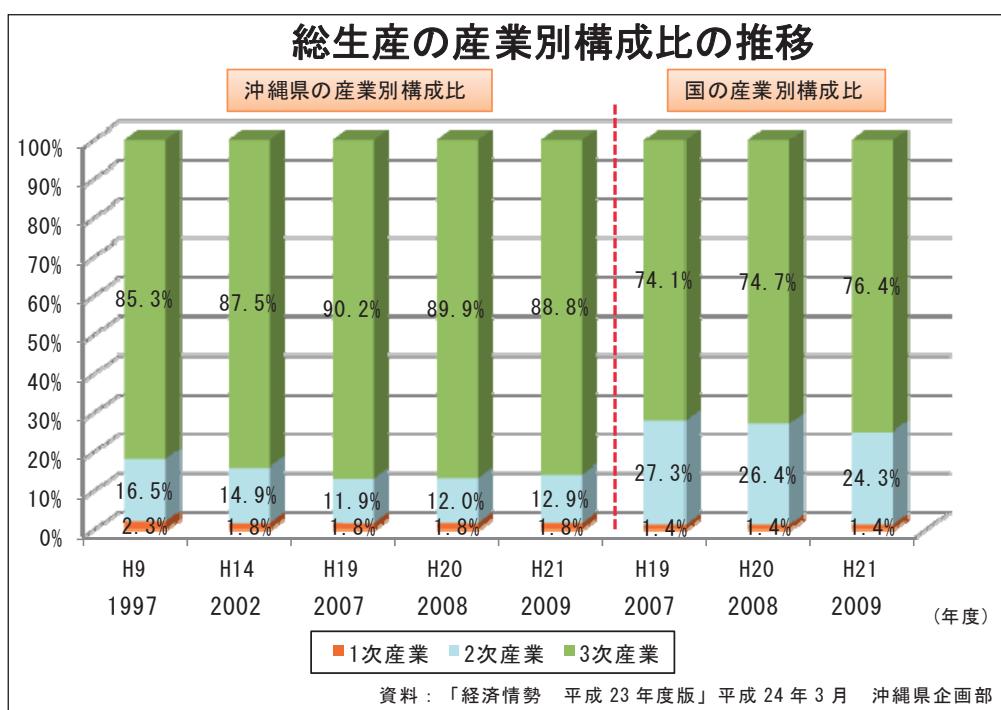
- 本県には広大な米軍基地の存在により多くの米軍及び米軍関係者が駐留しており、平成21年(2009年)における在沖米軍人・軍属・家族の総数は約4万5千人となっています。



## 1-1-2 産業

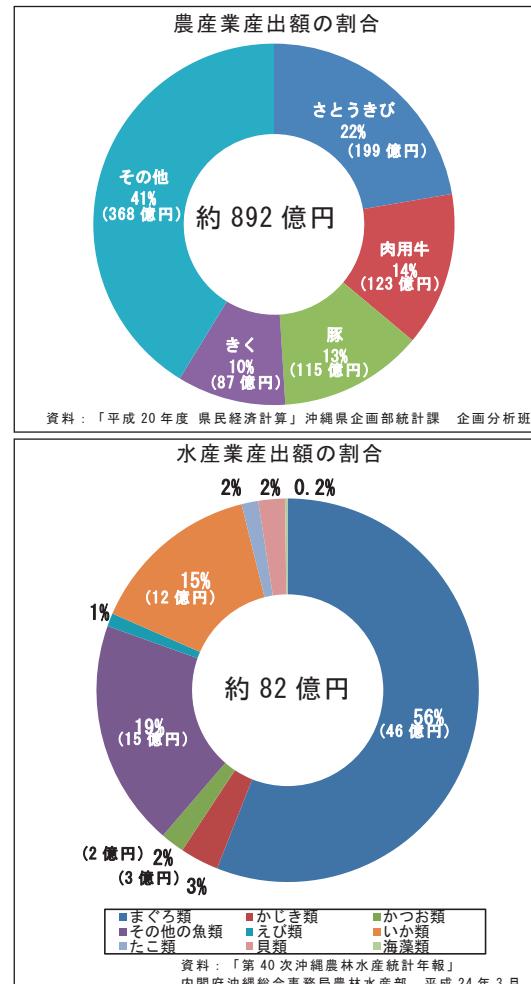
### 沖縄県の産業の特徴

- 県内総生産の第1次産業が占める割合は、復帰後、減少傾向で推移しており、平成21年度(2009年度)は1.8%となり、国の1.4%を僅かに上回っています。
- 県内総生産の第2次産業が占める割合は、年々減少傾向にあり、平成21年度(2009年度)において12.9%となっています。なかでも公共工事のウエイトが高い本県の建設業は、全国的な公共工事の減少に伴い経営環境は厳しい状況下にあります。
- 県内総生産の第3次産業が占める割合は、平成21年度(2009年度)において88.8%と国の76.4%を上回っています。また、平成9年度(1997年度)との比較では3.5%上昇しており、これは観光関連産業や情報通信関連産業などの拡大が寄与しているものです。



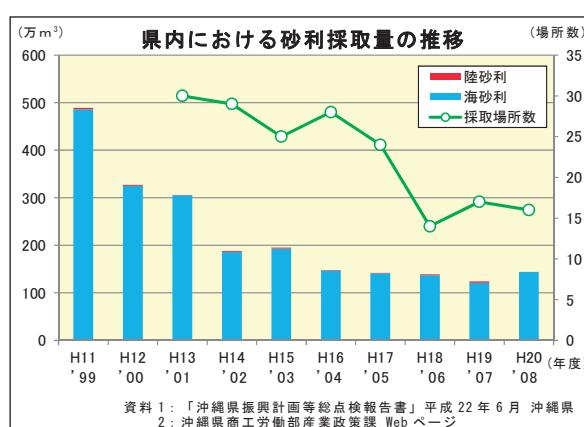
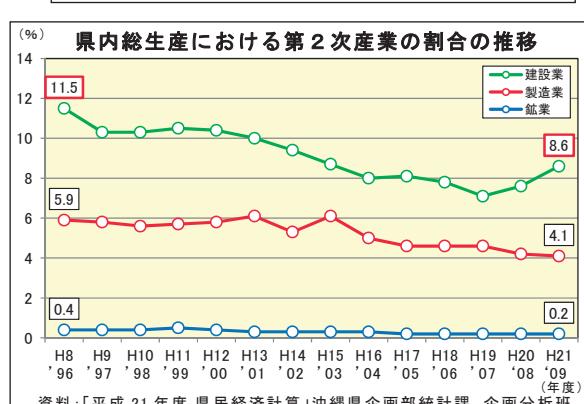
## 【第1次産業】

- 農業においては、個別農産物の農業産出額(平成21年(2009年))では、さとうきびが22%(199億円)で1位、次いで肉用牛が14%(123億円)、豚が13%(115億円)、きくが10%(87億円)となっており、さとうきびからきくまでの上位4品目で農業産出額の約6割を占めています。また、近年では県外市場をターゲットにした冬春期野菜や熱帯果樹の栽培も盛んになっています。
- 水産業においては、熱帯海域の特性であるサンゴ礁沿岸域での様々な漁業、モズク養殖、クルマエビ養殖等が行われ、沖合ではカツオ・マグロ等回遊性魚類やソディカ及び瀬付きのマチ類等を対象とする漁業が行われています。魚種別生産額(平成22年(2010年))では、まぐろ類が56%(46億円)、かじき類が約3%(3億円)、かつお類が約2%(2億円)となっています。



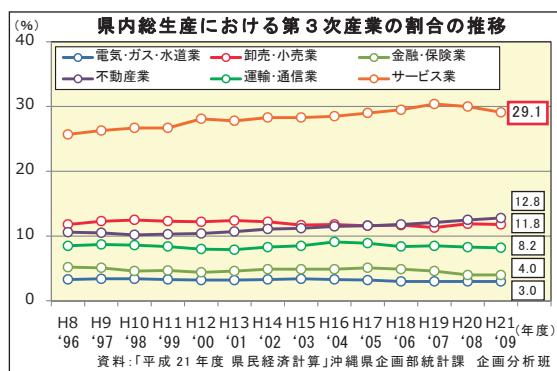
## 【第2次産業】

- 県内総生産における製造業の割合については、平成21年度(2009年度)では4.1%となっており、全国と比較すると極めて低く、本県の物的生産力の低さを示しています。
- 建設業の割合については、平成8年度(1996年度)の11.5%から平成21年度(2009年度)では8.6%と低下しており、厳しい財政事情を背景に公共投資の減少傾向を受け、今後も建設業に関しては厳しい状況が続くものと予想されます。
- 本県の鉱業で採取される鉱物資源は、民間・公共工事で基礎資材として利用され、産業基盤の整備に寄与しています。砂利採取量は、平成11年度(1999年度)の埋立て等の需要増をピークに、平成12年度(2000年度)以降は減少傾向で推移しています。



## 【第3次産業】

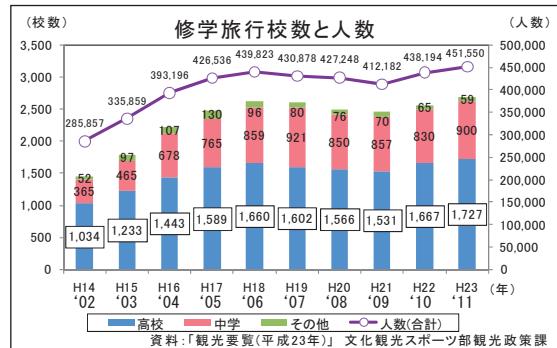
- 県内総生産におけるサービス業の割合は、平成8年度(1996年度)と比較して概ね増加傾向にあり、なかでも観光関連産業や情報通信関連産業等に拡大がみられます。



- 観光産業は、本県の復帰(昭和47年(1972年))以降、恵まれた自然景観を主たる観光資源として大きく発展してきました。入域観光客は、近年、景気低迷や東日本大震災により軽微な減少傾向にあるものの、平成23年度(2011年度)には約553万人の観光客が訪れて います。また、観光収入についても 平成23年度(2011年度)では3,783億円となっています。



- 観光ニーズが多様化する中で、本県の優れた自然環境を体験するエコ・ツーリズム、農林水産業の体験や農漁村との地域交流を行う民泊型体験活動が注目されており、修学旅行件数も平成14年(2002年)と比較すると、概ね増加傾向にあります。

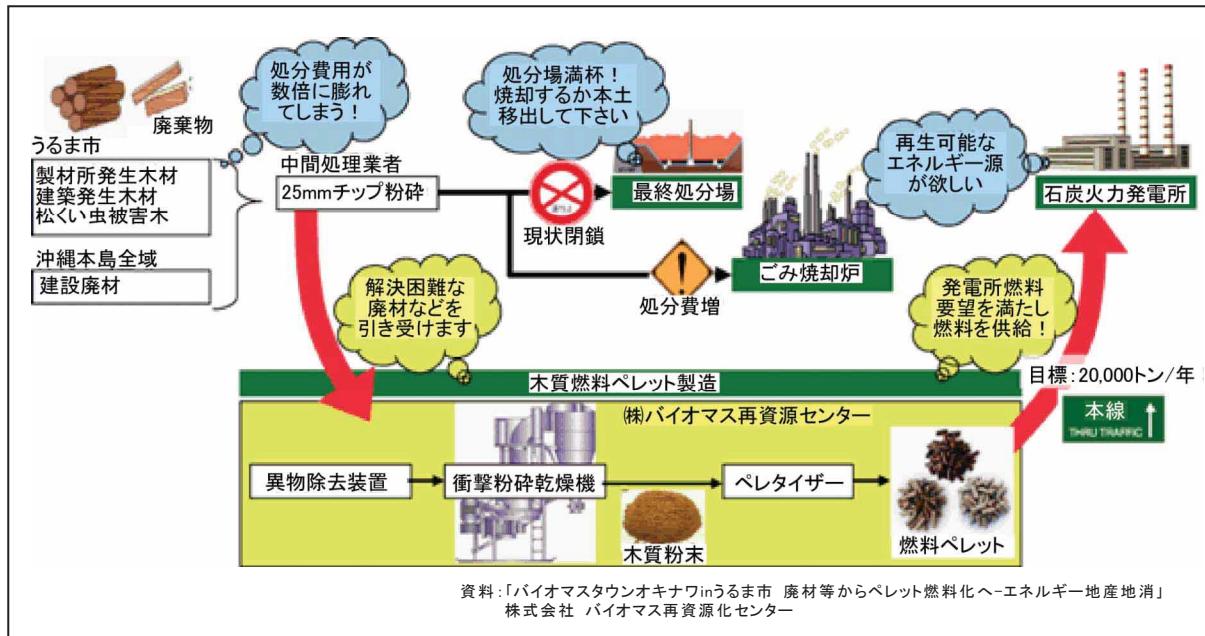


### 【本県の第1～3次産業における環境面の留意点】

- 第1次産業の農林業においては、依然として赤土等の流出に伴う河川、海域における生態系や漁業への影響が懸念されており、それに付随してレクリエーション地そのものの消失や沿岸一体の景観の損失など、様々な産業分野に影響を及ぼす可能性も高いことから、赤土等流出防止対策のさらなる強化が求められています。
- 産業活動において、農林水産業や建築及び製造業等の第1次・2次産業はもとより、観光産業等の第3次産業においても省資源、省エネルギーの徹底など環境に配慮した活動が一層求められることが予想されます。
- 経済対策として、環境技術や省エネ・リサイクル技術の開発、太陽光発電や省エネ家電、エコカーの普及、拡大など低炭素社会実現に向けた重点的な取組の推進が期待されます。

## 本県の事業等において環境に配慮した事例

- 地球温暖化及び廃棄物対策として、うるま市及び県内企業との連携により木質系廃棄物を燃料ペレットとして製造し、再生可能なエネルギー源として有効利用しています。県内の石炭火力発電所2箇所において利用実証実験を経たあと、現在では1箇所(平成24年(2012年)3月時点)において、燃料ペレットが利用されており、石炭に対し重量比約3%で混焼することにより、CO<sub>2</sub>排出量の削減を図っています。

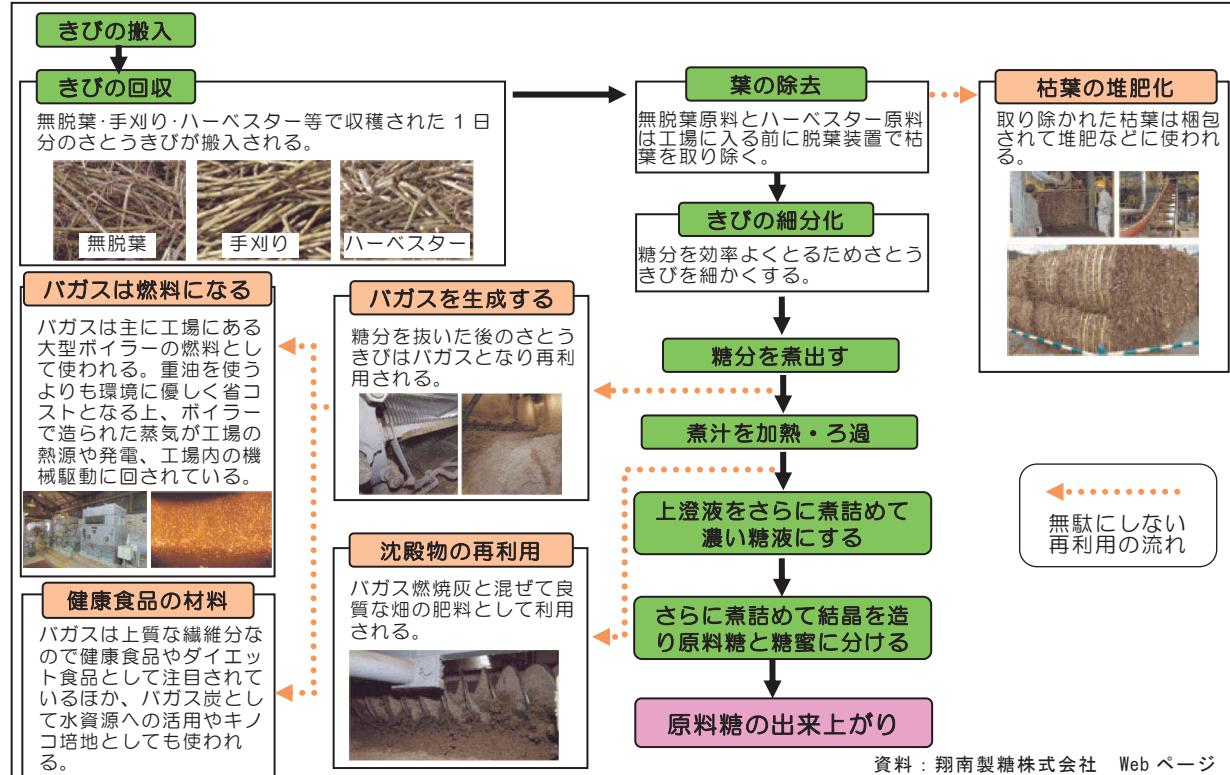


- 沖縄県の電気事業の特性は、本土と連系していない独立した系統であるため、燃料の調達、発電、送電、配電まで一貫して単独で対応せざるをえません。近年では木質系廃棄物より生産した燃料ペレットを石炭の代替燃料としての利用や、太陽光及び風力を利用した太陽光発電や風力発電等の新エネルギーの導入・開発に積極的に取り組んでいます。このような取組は、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスを削減するだけでなく、県民の省エネルギー意識の向上等にもつながります。
- 沖縄島北部の名護市にあるビール製造工場では、平成13年(2001年)からISO 14001を運用開始し、各工程から発生する様々な廃棄物・副産物を有価物としての売却や再資源化により、平成18年度(2006年度)以降、継続してゼロエミッション(廃棄物100%再資源化)を達成しています。

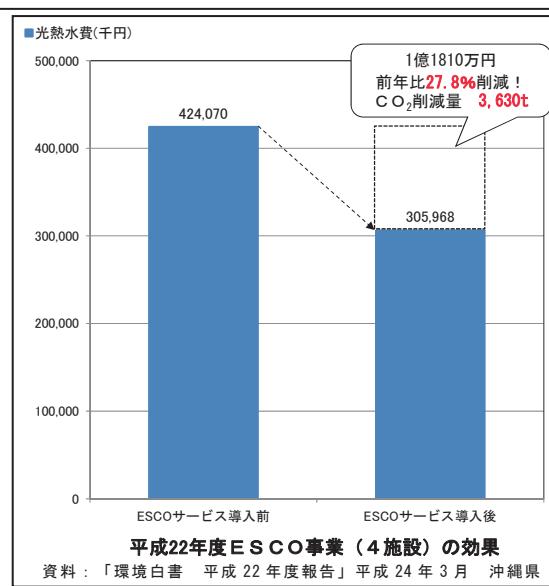


メガソーラー・風力発電(宮古島)

- 精製糖のみを行う工場をのぞき、県内全ての製糖工場においては、製糖過程で排出される残渣(バガス)を燃料とした発電を行い、製糖工場で必要な電力を賄っています。発生したバガスのうち、分みつ糖工場では90.2%、含みつ糖工場では94.5%を燃料用として利用し、残りは主に堆肥の原料として利用されています（「平成22/23年期 さとうきび及び甘しあ糖生産実績」平成23年(2011年)7月沖縄県農林水産部）。



- ESCO事業は、民間業者が施設の設備改修を請け負い、機器を省エネ機器に改修することにより光熱水費の削減等に貢献する事業で、事業者は省エネ効果の一部を報酬として受け取る仕組みになっています。県では県有施設へのESCO事業の導入を位置づけ、平成22年度(2010年度)から県庁舎議会棟等4施設におけるESCO事業を導入し、その効果として平成22年度(2010年)において、118,102千円の光熱水費、3,630トンのCO<sub>2</sub>排出量を削減することができました。

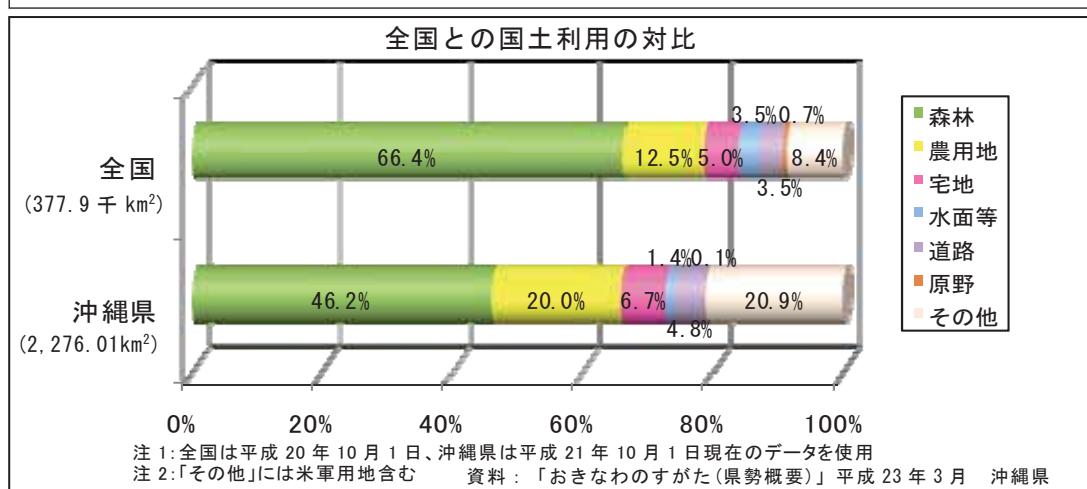
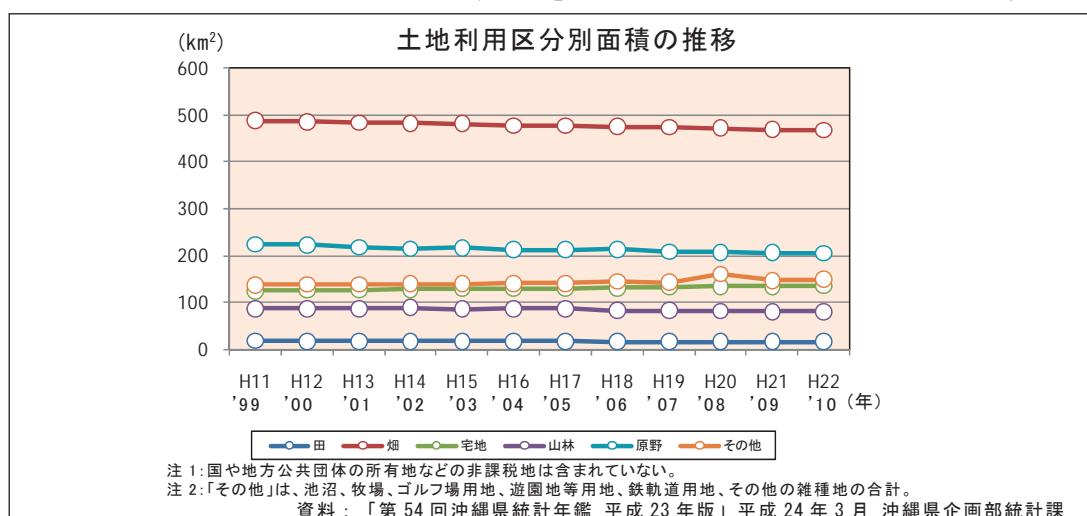


- 本県では戦後、廃ガラス瓶を活用して琉球ガラス産業が発展してきました。また、最近では廃棄ガラスを原料とする多孔質軽量発泡資材を開発・製造し、土木建築・緑化等資材として導入拡大を図っている事例があります。その他、スクラップ加工処理業における鉄等金属類の回収・再資源化や産業廃棄物処理業におけるコンクリート、アスファルト等の建設廃棄物の再利用等、県の施策とともに各産業界で持続可能な社会を目指したリサイクルビジネスの展開が図られています。

- 本県の基幹産業のひとつである観光産業においては、県内宿泊業におけるESCO事業等(太陽光発電設備・LED照明器具や省エネ型空調システム及び衛生設備機器等の採用)の導入が図られています。また、宿泊客賛同・協力によるアメニティグッズ・消耗品類の使用やリネン類の交換作業の低減、地産地消を目的とした地元食材の積極的利用、レンタカー業や旅行業者等における低公害車(電気自動車やハイブリッド自動車)の貸し出しや、それらを利用したエコツアーや実施など、より環境に配慮した事業が展開されています。

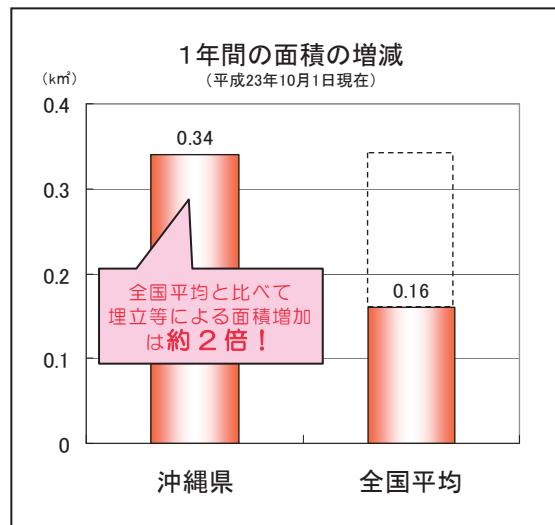
### 1-1-3 土地利用

- 平成21年(2009年)10月1日現在の県土の利用区分構成比は、森林46.2%、農用地20.0%、原野0.1%、宅地6.7%、道路4.8%、水面等1.4%、その他20.9%となっています。土地利用区別面積の推移(平成11年(1999年)～平成22年(2010年))をみると、宅地及びその他が増加傾向、田、畠、山林及び原野が減少傾向にあります。
- 県土の利用状況を全国と比較してみると、森林の割合は46.2%であり、全国の66.4%と比較すると低く、本県における土地利用の大きな特色となっています。農用地の割合は20.0%であり、全国の12.5%と比較すると高く、道路及び宅地の割合も同様に高いことから、都市的利用の強い傾向にあります。
- また、本県は県土面積に占める米軍施設の割合が高いことから、全国と比較して「その他(うち米軍基地10.2%含む)」が20.9%と高くなっています。

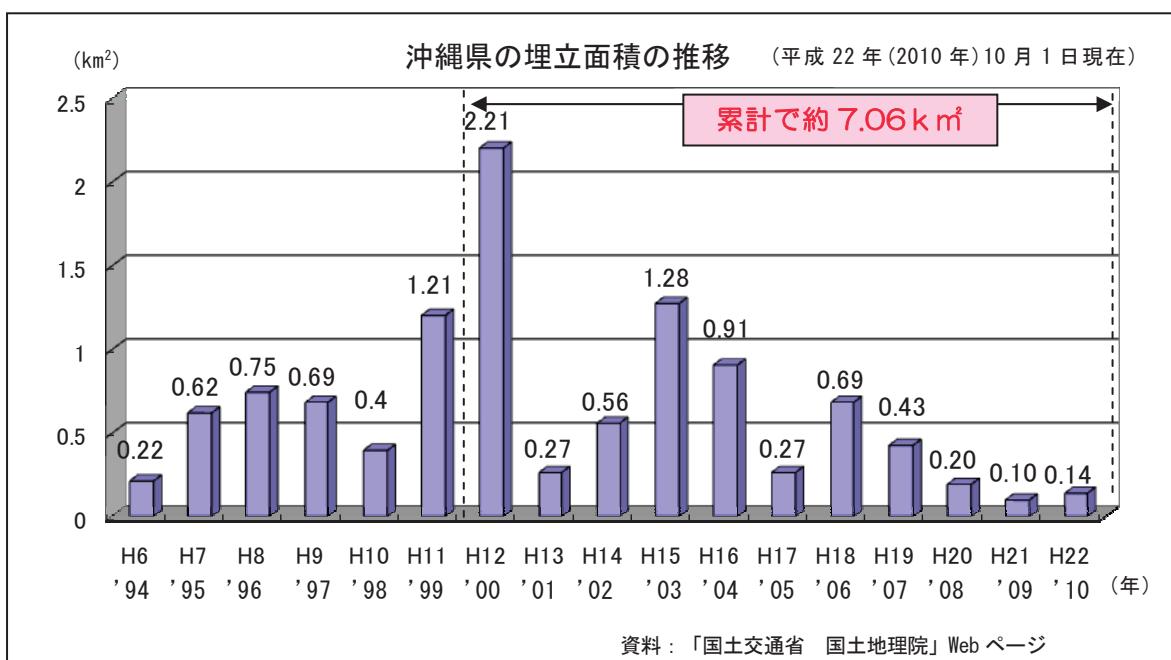


- 近年では、狭隘な島しょ県であるため、海面を埋め立てて土地需要の充足を図ってきた経緯があり、平成12年(2000年)では埋立面積が2.21km<sup>2</sup>とピークに達しました。その後の推移は、平成12年(2000年)をピークに減少傾向にあります。

平成12年(2000年)～平成22年(2010年)における累計埋立面積は約7.06km<sup>2</sup>、1年間における埋立面積(0.34km<sup>2</sup>)は全国平均(0.16km<sup>2</sup>)と比較すると約2倍となっています。

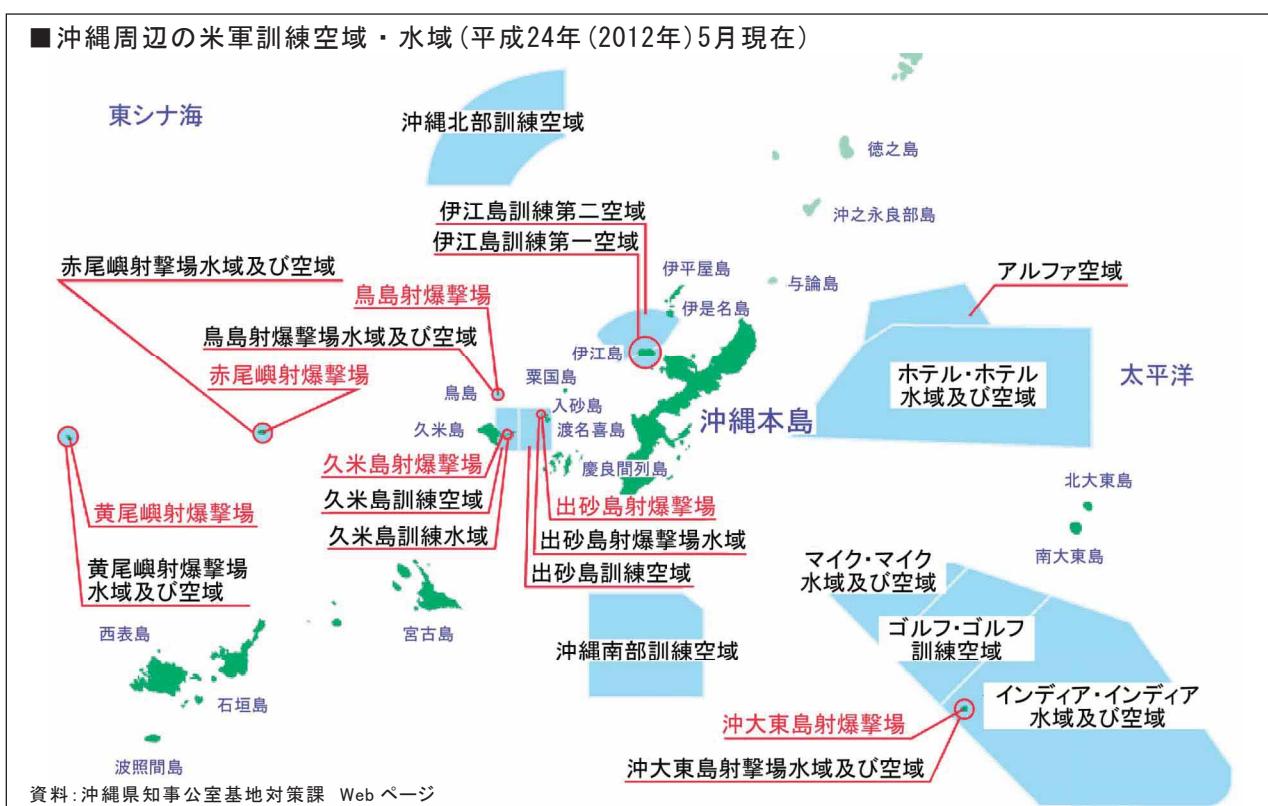
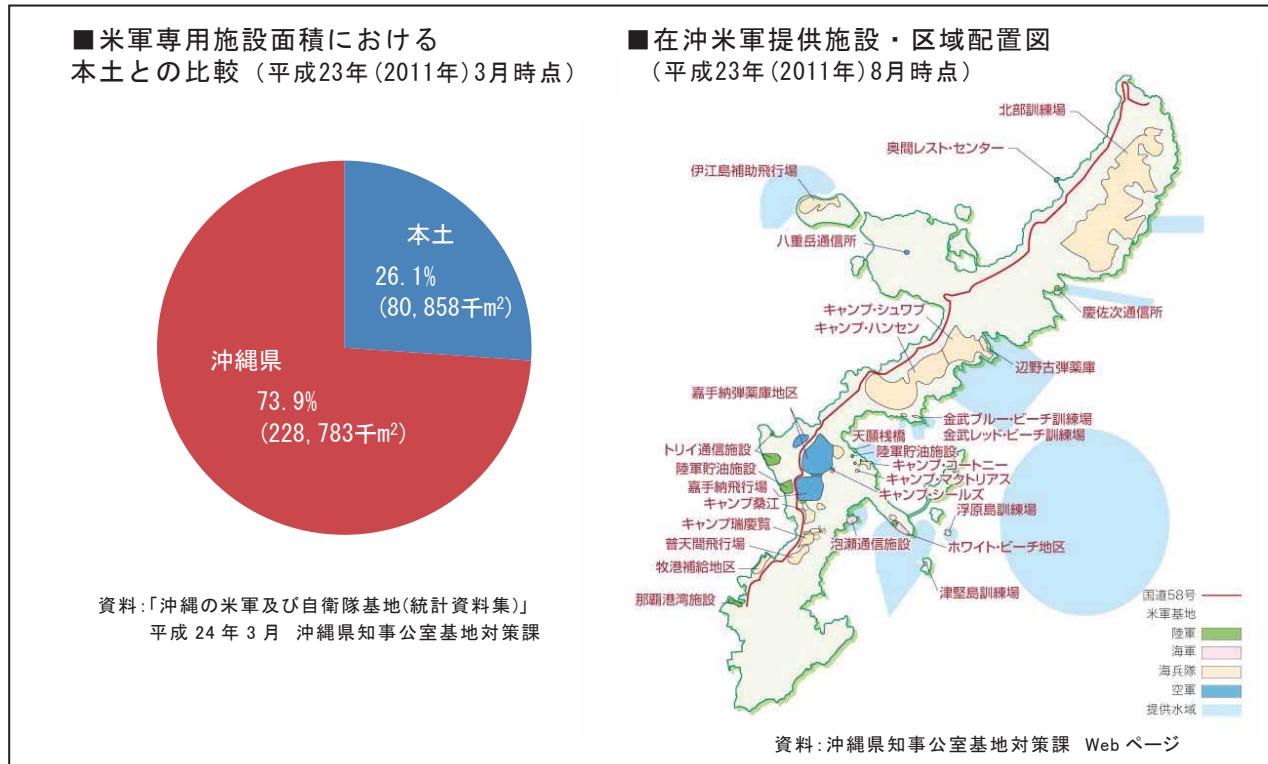


資料：「国土交通省 国土地理院」Webページ



- 埋立等による干潟や海域の生態系への影響などが懸念されることから、埋立の必要性の十分な検証や埋立面積の最小化、亜熱帯の地域性を考慮したミティゲーションの導入等の環境保全対策が強く望まれています。

- 本県の米軍基地面積は、我が国の米軍専用施設の約74%を占め、北部及び中部地域に集中しています。北部地域は森林を中心とした演習場が大半を占め、都市部の中部地域は飛行場や弾薬庫、宿舎等の施設が集中しています。膨大な基地の存在は、県土の総合的及び計画的な利用の妨げとなり、県土の均衡ある発展を図る上で極めて大きな制約となっているほか、産業構造にも影響を及ぼしています。



#### 1-1-4 社会資本整備

- 本県の社会資本は、先の大戦の戦禍により壊滅的な被害を受けましたが、本土復帰以降40年間にわたる振興計画に基づく整備により、本土との格差は概ね解消されつつある状況になっています。
- しかしながら、社会資本整備等における本土との格差は総体として縮小したもの、道路、空港、港湾等の交通基盤の整備をはじめ、なお多くの課題があり、産業の振興や県民の新たなニーズへの対応を含め、今後とも積極的に整備を進めていく必要があります。
- そのためには、沖縄自らが自立的かつ持続的な発展軌道に乗るような条件整備、また、豊かな自然を守り育みながら持続的に発展できるよう、実現に向けた取り組みが重要になってきます。
- 今後は、豊かな自然環境や歴史文化の次世代への継承を図りつつ、自然災害への備え等による安全・安心な社会づくり、自然や文化資源を生かした自立経済の構築など、環境と調和した魅力ある社会資本の整備の推進が求められています。

持続可能な社会資本整備の推進(イメージ)

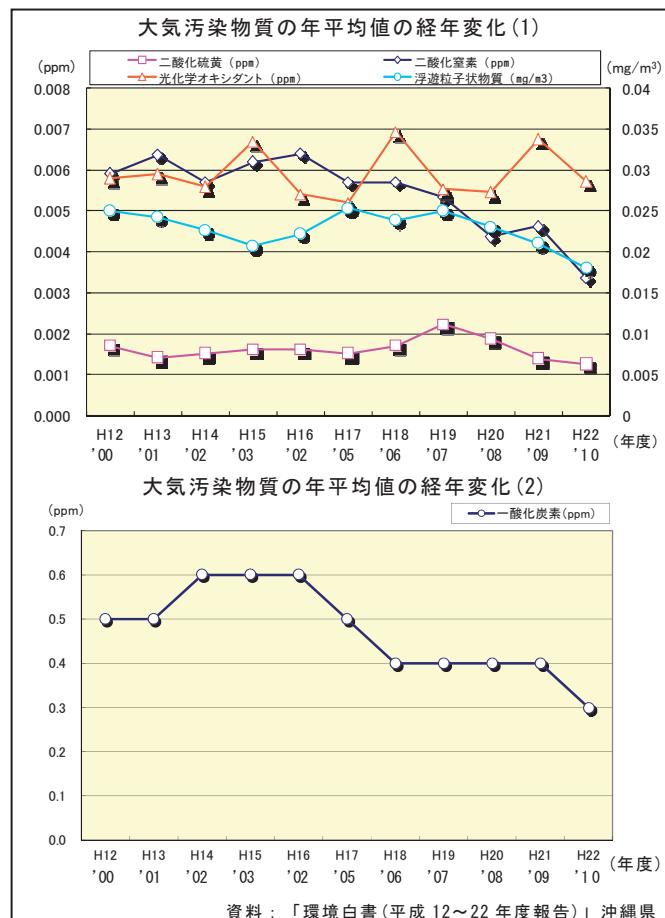


## 1-2 環境の現況と課題

### 1-2-1 大気環境

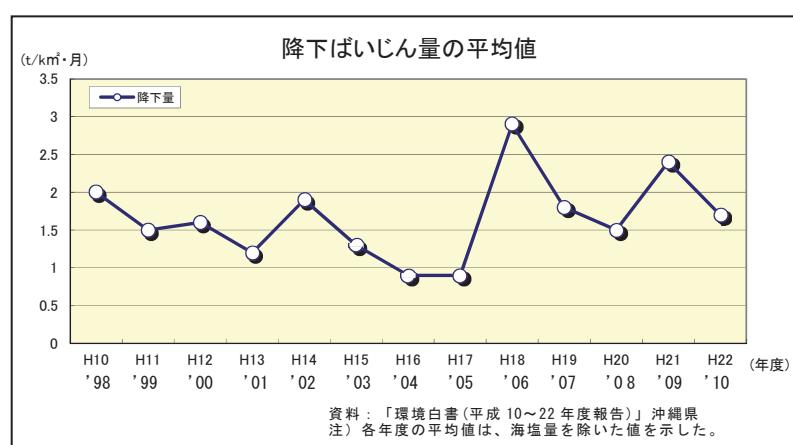
#### 現況

- 本県における大気汚染物質の主な発生源は、火力発電所や廃棄物焼却場、製糖工場等からのばい煙、自動車等の排出ガスです。大気汚染防止法及び沖縄県生活環境保全条例に基づき届出されたばい煙発生施設としてはボイラーが最も多く、全体の約半数を占めています。
- 本県では、県内10か所に大気測定局を設置し、大気汚染に係る環境基準の定められている二酸化硫黄や二酸化窒素等の物質を測定しています。
- 二酸化硫黄は、硫黄分を含有する燃料(主として重油)の燃焼に伴って発生します。年平均値の経年変化は概ね横ばいで推移しており、大気の汚染に係る環境基準(0.04ppm以下)を達成しています。
- 二酸化窒素は、物質の燃焼に伴って発生し、高濃度の場合、呼吸器に喘息性の症状を起こします。ある一定の条件の下では光化学オキシダントの要因物質にもなります。年平均値の経年変化は減少傾向にあり、大気の汚染に係る環境基準(0.04~0.06ppmのゾーン内、またはそれ以下)を達成しています。
- 浮遊粒子状物質は、大気浮遊粒子物質のうち粒径が $10\mu\text{m}$ 以下を指し、呼吸器疾患の原因となります。年平均値の経年変化は概ね横ばいで推移しており、大気の汚染に係る環境基準( $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下)を達成しています。
- 一酸化炭素は、不完全燃焼により発生し、血液中のヘモグロビンと結合して酸素輸送を阻害します。年平均値の経年変化は概ね横ばいで推移しており、大気の汚染に係る環境基準(10ppm以下)を達成しています。
- 光化学オキシダントは、工場や自動車等から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射により光化学反応を起こして二次的に生成され、光化学スモッグの原因となる物質です。光化学オキシダントの測定は、一般環境大気測定局6局で実施しており、すべての測定局で大気の汚染に係る環境基準(1時間値0.06ppm以下)を超過していました。なお、大気汚染防止法に基づく緊急時に措置が必要となる0.12ppmを超えることはありませんでした。大気汚染にかかる環境基準の超過の一因として、大陸からの移流による影響が指摘されています。

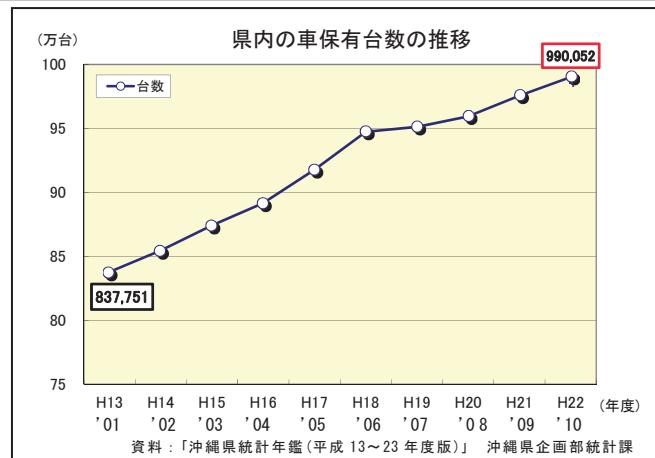


資料：「環境白書(平成12~22年度報告)」沖縄県

- 大気中に排出されたばいじんや風により地表より舞い上がった粉じん等のうち、比較的粒径が大きく、重力や雨等により地表に降下するものを降下ばいじんといいます。環境基準は定められていませんが、大気汚染環境監視の一環として南城市(衛生環境研究所)で測定しており、年平均値は $3.5\text{t}/\text{km}^2 \cdot \text{月}$ の範囲内で変動がみられます。



- 大気汚染物質の移動発生源として自動車が主としてあげられますが、県内における車両保有台数の推移は、年々増加傾向にあり、平成22年度(2010年度)では99万台に達しました。



- これまで価格の安さと耐火性や防音性等の優れた特性で建設資材等に広く使用されてきた石綿(アスベスト)は、体内に吸引すると肺がんや中皮腫等の原因となることから、建築物の解体工事等における飛散防止対策が大気汚染防止法で定められており、平成22年度(2010年度)に届け出のあった飛散性アスベスト除去作業件数は、44件でした。本県では、一般環境における大気中アスベスト濃度を把握するため、県内2地点で定期的にアスベストモニタリング調査を実施しており、平成22年度(2010年度)結果は、特定粉じん発生施設の敷地境界基準( $10\text{f/L}$ 以下)と比較すると十分に低い値となっています。

#### 【アスベストモニタリング結果(平成22年度(2010年))】

測定地点	地域区分	測定値(f/L)
県庁(那覇市)	商工業地域	0.43～0.62
衛生環境研究所(南城市)	農業地域	0.28～0.74

資料：「環境白書(平成22年度報告)」沖縄県

- ベンゼン、トリクロロエチレンなどの有害大気汚染物質については、県内4地点で定期的に測定を実施しており、平成22年度(2010年度)の測定結果では環境基準又は指針値を達成しています。
- 本県では、平成23年(2011年)3月11日に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に伴い、文部科学省からの指示により環境放射能調査を強化しています。これまでの調査結果において、一般環境大気中における空間放射線量率は、通常のレベルの範囲内(過去の平常時の範囲： $0.013\sim0.058\mu\text{Sv/h}$ )にあり、異常は認められていません(平成24年(2012年)3月時点)。

## これまでの取組と今後の課題

### 取組実績の例

- ・大気汚染物質の常時監視
- ・固定発生源対策(規制・指導等)の実施
- ・第3次渋滞対策プログラム(バイパス等の整備、交差点改良等)の実施
- ・エコドライブの普及促進、バスマップ等の配布等の実施
- ・「TDM(交通需要マネジメント)施策推進アクションプログラム」の策定
- ・「おきなわアジェンダ21 県民会議」における県民や事業者に対する環境保全の普及啓発の推進

…等

### 課題

- 大気汚染物質の発生源となる工場や事業場の監視・指導の強化
- 新たに環境基準が設定された微小粒子状物質(PM2.5)の測定環境整備など大気汚染常時監視体制の充実
- 光化学オキシダントなどの越境的な大気汚染の影響の把握
- 県民、学校等への迅速な注意報・警報等の情報提供
- アスベスト(石綿)の飛散防止対策の推進
- 事業者の事業活動に伴う公害の防止・環境負荷の低減への取組促進
- 渋滞対策や交通結節機能の強化
- 放射能汚染物質の監視・測定の強化、迅速な情報提供

■課題解決に向けた目標設定及び施策は第3章に記載

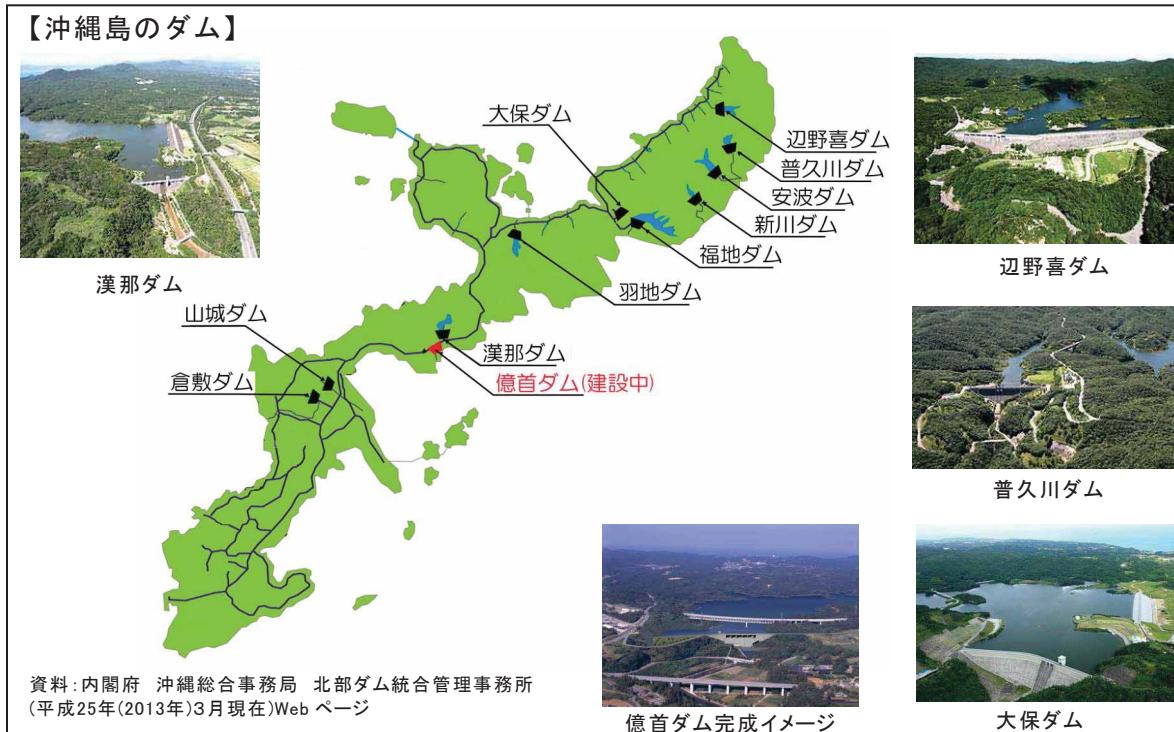
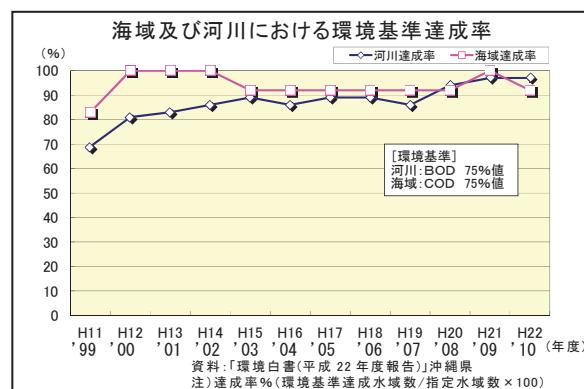
第3章 3-1-1 大気環境の保全(P115に記載)

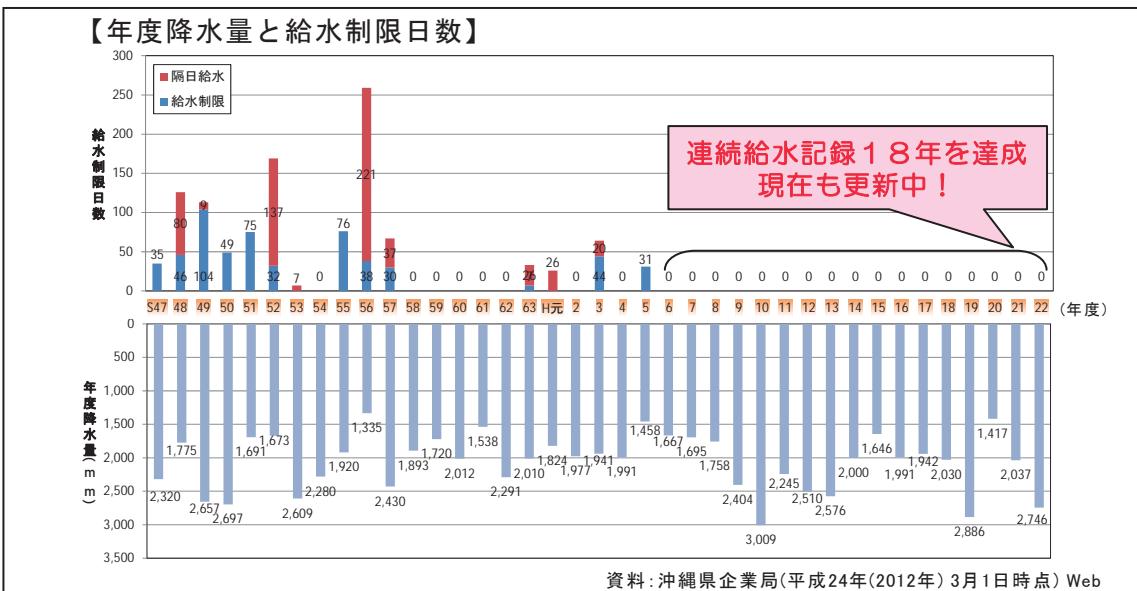
①さわやかで安全な大気環境の保全

## 1-2-2 水環境

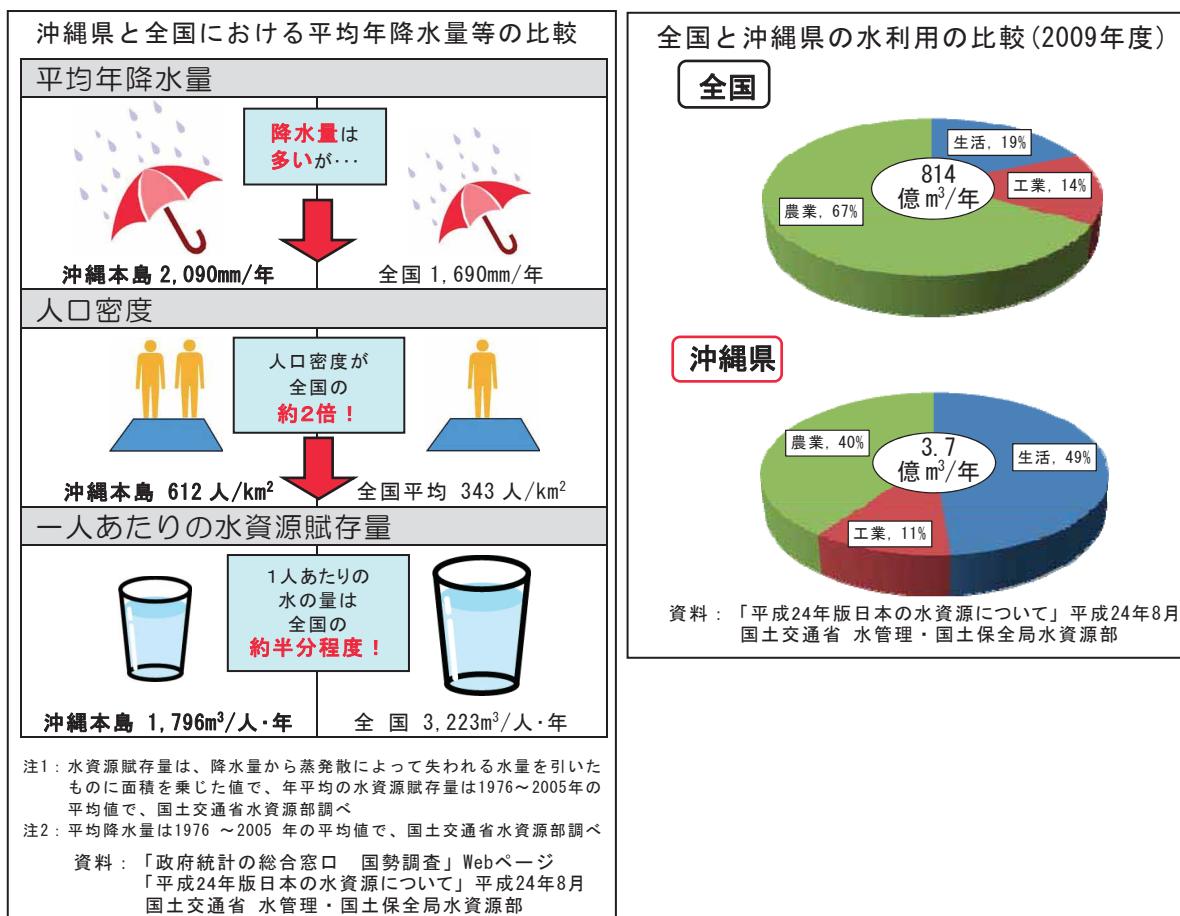
### 現況

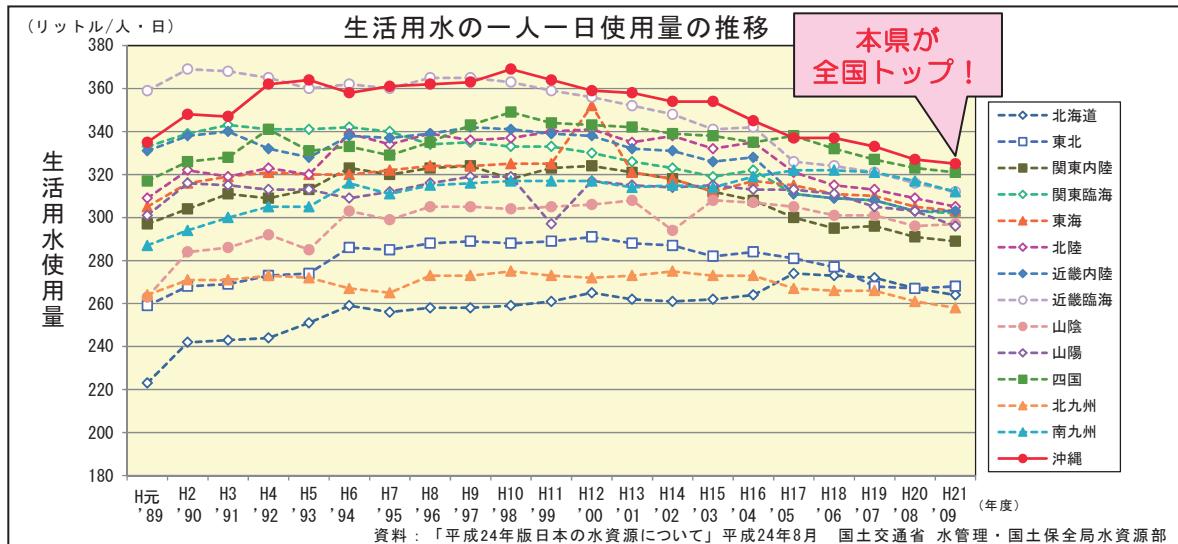
- 本県では、河川・海域等の公共用水域の水質状況を把握するため、25河川11海域において監視測定を実施しています。
- 平成22年度(2010年度)調査では、河川・海域とともに人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)について、全ての測定地点で環境基準を達成しています。
- 生活環境の保全に関する環境基準について、河川・海域における生活環境の保全に関する環境基準(河川BOD・海域COD)達成率は、ともに90%を上回る状況にあり、水質状況は概ね良好です。
- 事業場排水や生活排水については、下水道等への接続や合併処理浄化槽の整備、不適正業者への指導、家畜排泄物に係る処理施設の整備等により年々改善されていますが、一部河川においては依然として畜舎排水や生活排水による汚濁がみられます。
- 本県では、これまで米軍基地に起因する水質問題が発生しており、県民の生活環境及び自然環境への影響が懸念されています(詳細については「2-4 基地環境問題の現況と課題」に示しました)。
- 県外と比較して、本県の流域面積は小さく、流路延長も短いことから、降水量が全国平均より多いにも関わらず、降雨後の河川の流水時間は短いなど不安定です。このような特性を踏まえ、水資源を安定的に供給するため、昭和47年(1972年)以降、第1次～第3次までの沖縄振興開発計画及び直近の沖縄振興計画に基づく水資源開発が推進され、沖縄島では、現在まで10ダムが完成しました。





- これまでの水資源開発によるダムの増設により、昭和50年代と比較すると、平成6年度(1994年度)以降は給水制限による断水がなくなるなど、水不足の緩和に貢献しています。
- しかし、全国と比較すると本県の平均年降水量は多いものの、人口密度は約612人/km<sup>2</sup>と約2倍近くにもなるため、1人当たりの水資源賦存量(各地域の利用可能な水資源量の目安)は全国の半分程度となっています。
- また、本県の水利用に占める生活用水の割合は、全国と比較して2倍以上と高く、生活用水の一人一日使用量も近年では減少するものの、依然として全国の上位を示しています。

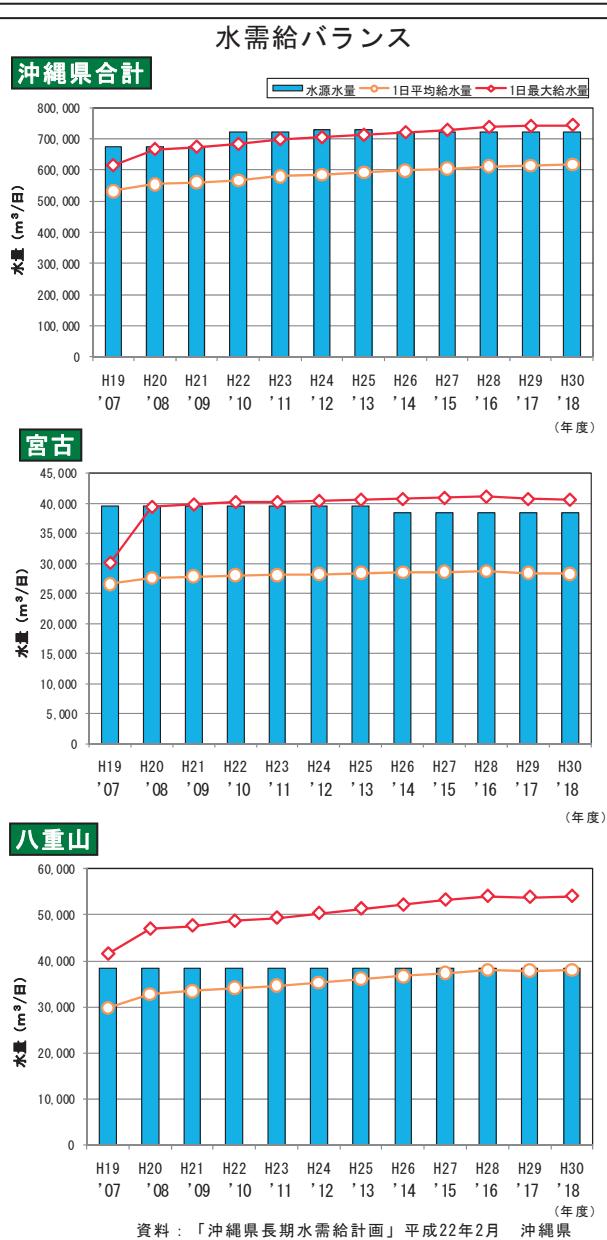




- 将来推計人口を踏まえた本県全体における生活用水の需給見通しについては、平成27年度(2015年度)以降、水源水量が1日最大給水量を下回る状況が明らかとなっています。なお、沖縄島内においては、大保ダムや億首ダムの供用開始等により平成30年度(2018年)まで水不足は発生しない見通しです。宮古及び八重山では1日最大給水量は年々増加する傾向にあると予測されています。

- 県では、浸水被害の軽減のほか流域の良好な水循環の確保や中南部都市圏域のヒートアイランド現象の緩和等、良好な生活環境の整備への取組のため、関係各課が所管する事業が相互に連携し総合的な雨水対策を実施しています。

- 全国に比べ高い人口増加率や、観光客の増加等に伴い、今後も水需給は増えていく可能性があります。そのためにも、限られた水資源を有効に利用していく必要があります。県や各市町村ではトイレ用水としての雨水利用や、また、下水処理水をさらに高度処理し、新都心地区等において、雑用水として利用しています。また、個人が雨水タンクを設置する際には、費用の一部を助成する市町村もあります。雨水は、地理的制約を受けないこと、地震・災害等の緊急時には緊急用水としての機能を果たすことなどから、様々な用途へ活用することが期待されます。



## これまでの取組と今後の課題

### 取組実績の例

- ・公共用水域における水質状況の常時監視・観測
- ・25市町村における公共下水道事業の実施
- ・12市町村における浄化槽設置整備事業の実施
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく管理基準適用農家における処理施設の整備等による家畜排せつ物の適性管理の推進
- ・生活排水対策重点地域の指定による指定地域における対策推進
- ・「沖縄汚水再生ちゅら水プラン(沖縄県下水道等整備構想)」の策定
- ・沖縄県水資源有効利用推進方針における「都市計画上の水資源有効利用」についての計画検討
- ・那覇浄化センターにおける下水処理水の高度処理による新都心地区等への雑用水の供給

…等

### 課題

- 河川や海岸の自然環境の再生等により、自然のもつ自浄能力を向上させ水環境を改善
- 地域住民が自主的に取り組む生活排水対策や河川清掃などの実践活動を促進
- 河川・海域の生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)の100%達成とその維持
- 本県の水需要は人口及び観光客の増加、生活環境の変化等によりこれからも増え続けると予測され、離島を含めた水の安定供給の維持、確保
- 水資源の有効利用及び節水型社会の構築
- 森林や農地などの保水機能や都市部における雨水の浸透機能の適切な維持、良好な水循環の確保
- 下水道処理施設及び家畜排泄物処理施設等の整備推進

### ■課題解決に向けた目標設定及び施策は第3章に記載

#### 第3章 3-1-2 水環境の保全(P116~P117に記載)

①清らかで安全な水環境の保全

#### 3-2-1 緑・水辺・景観の保全と創造(P132~P133に記載)

④水辺空間の保全と創造

#### 3-2-3 森林生態系の保全・再生(P139~P140に記載)

③森林・みどりの整備の推進

#### 3-2-4 陸水生態系の保全・再生(P142~P144に記載)

①陸水生態系の保全

②自然環境に配慮した憩い潤いのある水辺づくりの推進

## 1-2-3 化学物質

### 現況

#### ダイオキシン類

- ダイオキシン類は、主に廃棄物の焼却や塩素を含む有機化合物の製造過程で非意図的に生成される化学物質で、発ガン性や催奇形性(奇形を発生させる可能性)が懸念されています。
- 本県では、大気や水質及び土壤においてダイオキシン類測定調査を実施しており、平成21年度(2009年度)では全ての地点で環境基準を達成しています。

#### 内分泌攪乱化学物質

- 内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)は、農薬をはじめ樹脂原料や界面活性剤等に含まれており、生殖異常や奇形などを誘発する可能性を持つことが懸念されています。ダイオキシン類等の約70物質が上げられ、野生生物や人間の内分泌機構への影響が世界各地で報告されています。
- 環境省では平成10年度(1998年度)より「環境ホルモン緊急全国一斉調査」を実施しており、本県における調査結果は、全国と同様の値となっています。

#### 農業由来化学物質

- 環境省では、農薬の使用に対し、生態系保全の観点からより適切なリスク管理を行うため、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準や水質汚濁に係る農薬登録保留基準等を設定し、環境への影響低減に努めています。
- 県では、農業由来化学物質を含む化学物質による環境リスクの低減を目的として、農薬・肥料の適正使用に関する取組や総合的病害虫管理技術(IPM)等を推進しています。



### コラム

#### 総合的病害虫管理技術(IPM)とは？

- ◆ 総合的病害虫管理技術(IPM)とは、農業生産性の維持を図りつつ、環境にも配慮した病害虫防除法をさします。
- ◆ 農業生産における国外の動向として、これまで集約的な農業が生産過剰と環境汚染をもたらしてきた背景を受け、欧州や米国では環境に配慮した農業を営む農家への支援策や施肥による硝酸塩汚染を防ぐための規制等が導入されています。
- ◆ 我が国の農業施策においても、環境保全に向けた取組が重視されるようになり、平成11年(1999年)には「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)」、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」及び「肥料取締法の一部を改正する法律」が制定され、特に「持続農業法」では堆肥等の活用による土づくりと化学肥料・農薬の低減に一体的に取り組む計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者(通称：エコファーマー)に対し、金融・税制等の特例措置の適用によりその促進を図っています。
- ◆ 各都道府県でIPM実践指標を策定する際の参考となるよう、標準的と考えられる農作業の工程と各工程における具体的な取組内容を、IPM実践指標モデルとして取りまとめています。本県の農業に関連する指標モデルとして、さとうきび栽培の特性を踏まえたIPM実践指標モデルが検討されています(平成20年(2008年)公表)。

## これまでの取組と今後の課題

### 取組実績の例

- ・ダイオキシン類測定調査・常時監視
- ・ダイオキシン発生源対策(本島内的一般廃棄物焼却施設の広域化)により平成23年度(2011年度)末では、33施設すべてにおいて対応
- ・ダイオキシン類の年間排出量の削減(平成20年度(2008年度)時点で平成9年度(1997年度)より89%削減)
- ・一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設におけるダイオキシン類測定結果の確認、必要に応じた立ち入り検査の実施
- ・廃棄物焼却施設におけるダイオキシン類排出抑制対策
- ・ダイオキシン類に関する県民への情報提供及び理解と協力の要請
- ・化学物質の濃度レベル把握のためのサンプリング調査の実施(水質・底質・生物・大気)
- ・ゴルフ場周辺環境調査(排水の農薬調査、使用実態調査)
- ・公共用水域における魚類へい死に関わるサンプル採取・原因把握

### 課題

- 化学物質による環境汚染の実態把握と工場・事業場へのさらなる適正な指導
- 化学物質による環境汚染に関する正確な情報の提供
- 廃棄物処理等に伴うダイオキシン類発生抑制対策の継続
- 各種化学物質による大気・水質・土壤・各種生物等の汚染状況及び環境影響に関する調査・研究
- 「P R T R 法」(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」等関連法律の適正な運用及び実効性の確保

■課題解決に向けた目標設定及び施策は第3章に記載

第3章 3-1-3 化学物質対策の推進(P118~P119に記載)

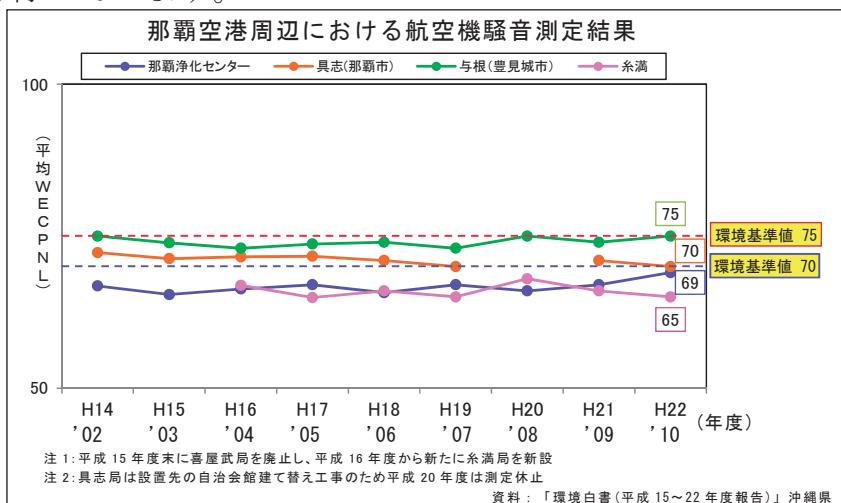
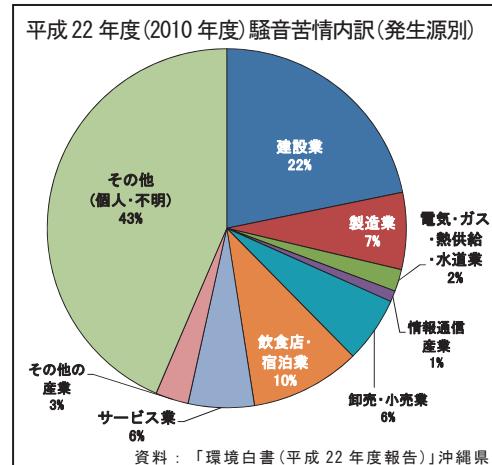
①化学物質による環境リスクの低減

## 1-2-4 騒音・振動・低周波音・悪臭

### 現況

#### 騒音

- 騒音は、人間の感覚に直接影響を与えるため感覚公害と呼ばれており、物理的性質から生活環境に及ぼす影響範囲はかなり限定されています。
- その主な原因は、工場、事業所、自動車等の交通機関、商業活動、建築工事など局地的な公害として身近にある発生源によってもたらされます。
- 自動車騒音については、自動車騒音の影響がある道路に面する地域における環境基準の達成状況の評価(面的評価)を行っています。平成22年度(2010年度)に自動車騒音の面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合は94.7%でした。
- 航空機騒音について、県では那覇空港周辺の4地点(那覇浄化センター・具志・与根・糸満)で監視測定を実施しており、平成22年度(2010年度)では1地点(与根)で環境基準を超過していました。このため、県では、関係機関へ騒音軽減要請を行っています。
- 本県では、これまで米軍基地に起因する騒音等の問題が発生しており、県民の生活環境への影響が懸念されています(詳細については「2-4 基地環境問題の現況と課題」に示しました)。



#### 振動

- 振動は騒音と類似し、人間の感覚に直接影響を与えるため、感覚公害と呼ばれており、物理的性質から生活環境に及ぼす影響範囲はかなり限定されています。
- その主な原因は、工場、事業所、自動車等の交通機関、建築工事など局地的な公害として身近にある発生源によってもたらされます。
- 平成22年度(2010年度)の振動苦情件数は、建設業、製造業、運輸業によるもので、計8件となっており、騒音や悪臭の苦情件数に比べ少なくなっています。
- 本県では、振動規制法に基づき21市町村で規制地域の指定及び規制基準の設定を行い、生活環境の保全を図っています。

## 低周波音

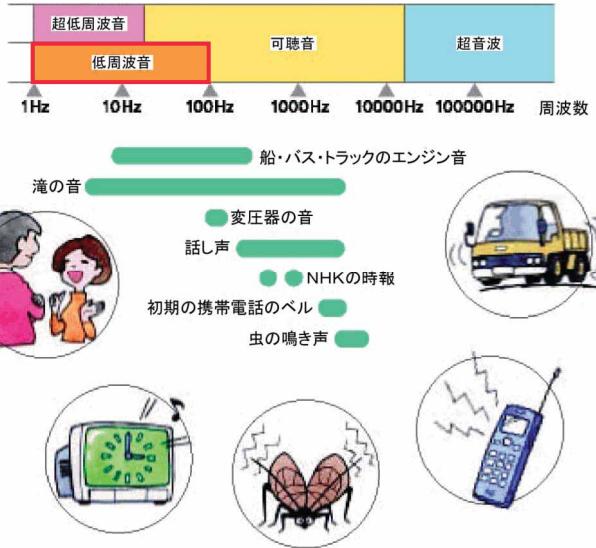
- 低周波音とは、およそ 100Hz 以下の低周波数の可聴音と超低周波音を含む音波のことです。
- 低周波音の問題が発生する可能性がある主なものとして、送風機(空調機冷却等)や真空ポンプ、燃焼機械(ボイラ等)などがあります。
- 低周波音による苦情は、物的苦情と心理的苦情、生理的苦情に大別されます。物的苦情とは音を感じないのに戸や窓がガタガタする、置物が移動するといった苦情です。心理的苦情とは低周波音が知覚されてよく眠れない、気分がいらいらするといった苦情で、生理的苦情は、頭痛・耳鳴りがする、吐き気がする、胸や腹を圧迫されるような感じがするといった苦情です。
- 低周波音の場合は、可聴音域と比較すると、音圧レベルが高くならない限り、認知することが不可能です。
- 近年、低周波音に係る苦情件数の増加や、風力発電施設からの低周波音が注目されており、国において、その評価方法や対応のあり方等についての検討や新たな知見の集積が行われています。
- 低周波音による発生源対策については、通常の騒音防止対策(「質量則」に基づく人間の可聴周波数音域対策)に対し、超低周波音域の防止対策(「剛性則」に基づく対策)※等があげられます。

## 【身近な低周波音】

### 低周波発生の可能性があるもの

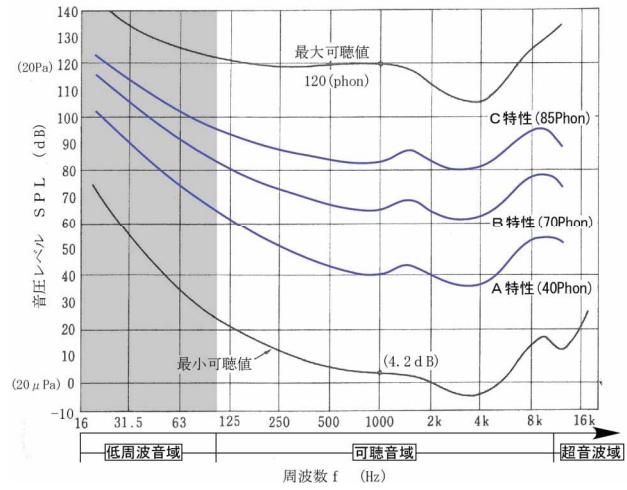
- ・送風機(空調機冷却等)
- ・真空ポンプ
- ・燃焼機械(ボイラ等)
- ・変圧器
- ・風車、水車
- ・鉄道トンネル
- ・ガスエンジン
- ・ジェットエンジン、ガスタービン(非常用発電装置等)
- ・ディーゼル機関(バス・トラック等)
- ・振動する(破碎機等)
- ・治水施設(ダム等)
- ・橋梁
- ・発破
- ・ヘリコプター
- ・機械プレス

### 身近な音と周波数の例



資料:環境省 Web ページ「よくわかる低周波音」より抜粋

### 音の周波数と音圧レベル(SPL)の範囲及びラウドネス(Phon)曲線



以下の資料を参考して作成

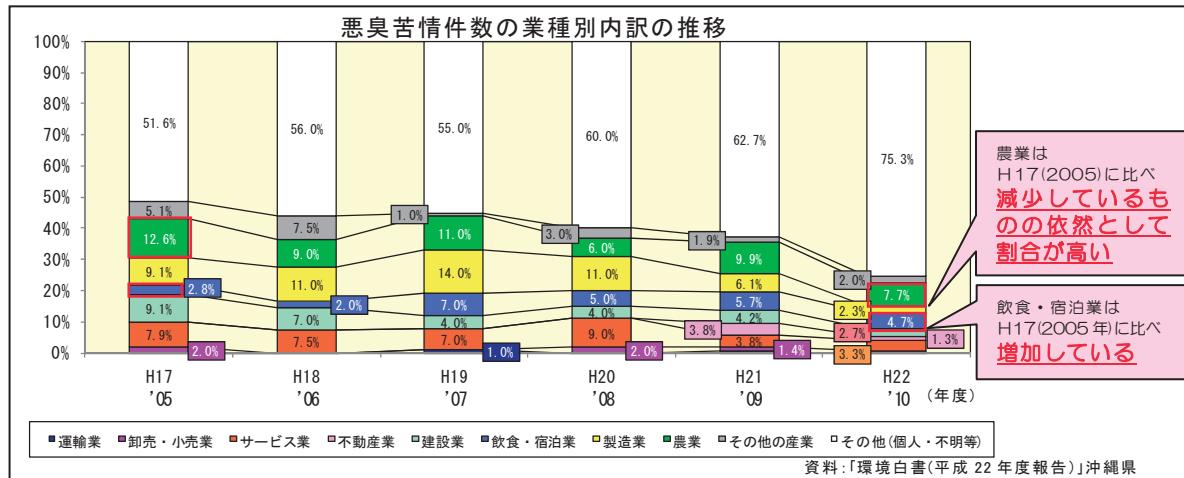
資料1:「公害防止の技術と法規」平成4年4月産業公害防止協会

資料2:「純音の各ラウドネス曲線」株式会社小野測器 Web ページ

※検証例: 低周波音発生源の音圧レベル(平坦特性)を、1/3オクターブバンドで、2~100Hz の周波数範囲で測定し、G特性による補正を行い、対策後の効果を検証する。

## 悪臭

- 悪臭は、人間の感覚に直接影響を与えるため、感覚公害と呼ばれており、主に感覚的・心理的な性質から生活環境に及ぼす影響範囲はかなり限定されています。
- その主な原因是、畜舎、製品製造工場、飲食店、塗装・印刷工場など局地的な公害として身近にある発生源によってもたらされます。
- 平成22年度(2010年度)の悪臭苦情件数は、本県における公害苦情の中で最も多く、300件となっており、その内訳は農業、飲食・製造業となっています。
- 本県では、悪臭防止法に基づき22市町村で規制地域の指定及び規制基準の指定を行い、生活環境の保全を図っています。



## コラム 音の周波数、音圧とは？

- ◆ 周波数とは、1秒間に繰り返される波の数のことでヘルツ(Hz)という単位で表されます。例えば空気の振動数を指す場合、耳で聞こえる音の高さとして使われます。  
人間の耳に聞こえる周波数は、およそ20Hz～20kHzの範囲とされており、これ以外の周波数を直接聞くことはできません。また、個人差もあるので実際に誰にでも聞こえるのは100Hz～10kHz程度といわれています。  
人間の耳に聞こえる周波数よりも高い周波数(高周波)は「超音波」、低い周波数(低周波)は「低周波」と呼ばれています。超音波は医療用の機器で、低周波は漁船や潜水艦のソナー(探知機)に利用されています。
- ◆ 音圧とは、音が空气中を伝わる時に起こる空気の圧力変化をいいます。  
例えば、スピーカーの振動板が前後に動くと、振動板に接した空気の粒子が動き、隣接する空気の粒子の振動として次々に伝えられ音波として広がっていきます。  
この時、ある点の空気の圧力を見ると、平静な時の大気圧を中心にして気圧がわずかに変動していることになります。この気圧の変化を音圧といいます。  
耳に感じる音の大きさは音圧に関係しています。耳が音として感じ始める最も小さな音圧である20マイクロパスカルを音圧の基準として、音圧をデシベル(dB)で表したものをお音圧レベルといいます。
- ◆ 音圧レベルの測定を行うとき、人間の聴覚が周波数によって異なる性質(例えば低周波数の音は聞こえにくい)を考慮し、従来は音の大きさに応じて3種類の補正を行っていました。それがA特性、B特性、C特性です。  
現在では、A特性が最も人間の聴感に近いことが認識されたことから、国際的な規格としてA特性を用いた音圧レベルの測定が実施されています。なお、1～20Hzの範囲内の超低周波音においては、人体感覚の特性に応じて補正したG特性が用いられています。

## これまでの取組と今後の課題

### 取組実績の例

- ・那覇空港周辺航空機騒音測定調査
- ・航空機騒音測定調査結果の公表
- ・関係機関への航空機騒音防止対策、都市計画整備への配慮要請
- ・自動車交通騒音常時監視測定調査
- ・自動車交通騒音測定結果の公表及び関係機関への低減化要請
- ・規制地域の指定及び規制基準の設定
- ・騒音・振動実態調査
- ・規制地域の指定、規制基準の設定及び見直し

…等

### 課題

- 騒音に対する総合的施策の推進、監視体制の整備
- 騒音の防止技術の開発と防止施設の整備・改善
- 騒音対策として住工分離等の適正な土地利用を促進
- 低騒音舗装による舗装の改良、遮音壁の設置による沿道環境の改善などの道路構造対策
- 低騒音型機械に関する普及啓発や導入の推進
- 県民一人ひとりのマナー向上などによる近隣騒音対策
- 騒音苦情に対する適切かつ迅速な対応
- 低周波音の苦情発生の状況の把握、測定、分析
- 低周波音の発生源の特定と原因の究明
- 悪臭の発生や漏出の防止等の発生源対策
- 悪臭発生源と住居地域との混在化防止等適正な土地利用の促進
- 畜舎の清掃やふん尿の適正処理等の指導強化

■課題解決に向けた目標設定及び施策は第3章に記載

第3章 3-1-4 騒音・振動・悪臭の防止(P120～P121に記載)

- ①道路交通騒音の環境基準達成
- ②航空機騒音の防止
- ③騒音・振動・悪臭の防止

3-7-1 基地関連公害の防止(P178に記載)

- ①基地関連公害の防止

## 1-2-5 土壤・地下水環境

### 現況

#### 土壤

- 土壤汚染とは、有害物質の地下浸透や土壤への吸着、地下水への溶出や拡散により、土壤等が汚染されることを指します。
- 平成22年(2010年)に改正土壤汚染対策法が施行され、土壤汚染状況を把握する為の制度の拡充、区域指定の分類化、汚染土壤の適正管理(運搬・処理基準、汚染土壤処理業許可)等が新設され、土壤汚染に対する規制が強化されています。なお、平成22年度(2010年度)未現在、県内において、土壤汚染対策法に基づき区域指定された地域はありません。
- 昭和50年度(1975年度)から平成8年度(1996年度)において土壤保全対策事業の一環として農用地の土壤調査を行った結果、基準値以上の重金属類は検出されていません。

#### 地下水

- 本県における地下水の帶水層として、琉球石灰岩、古期岩石類、島尻層群砂岩、段丘堆積物、沖積層が挙げられます。帶水量が最も多いのは琉球石灰岩層で、県土面積の25%を占める琉球石灰岩層に県全体の75%の地下水が帶水しています。
- 本県では地下水の水質把握において、2種類の調査を実施しています。地域の全体的な地下水質の状況を把握するための概況調査では、カドミウム等の有害物質の調査を実施しており、平成22年度(2010年度)は全地点において環境基準を満たしていました。過去に汚染が判明した地点について継続的に監視を行うための継続監視調査では、平成22年度(2010年度)は15地点で調査を行いました。その結果、5地点で砒素が環境基準を超過しましたが、過去の調査によって、自然由来の可能性が高いことが推察されています。
- 本県では、これまで米軍基地に起因する土壤汚染問題が判明しており、県民の生活環境及び自然環境への影響が懸念されています(詳細については「2-4 基地環境問題の現況と課題」に示しました)。

## これまでの取組と今後の課題

### 取組実績の例

- ・ダイオキシン類対策特別措置法第27条に基づく県内の土壤環境基準の測定
- ・地下水の水質把握(概況調査、継続監視調査及び周辺調査)
- ・地下水汚染の原因究明(検討会、汚染地域の浄化対策)
- ・工場・事業場の有害物質の地下浸透の規制・指導
- ・有害物質の自主管理の適正指導
- ・事業者に対する地下水浄化対策の指導及び技術的支援
- ・エコファーマー、特別栽培農産物の認証拡大
- ・農薬危害防止講習会、農薬管理指導士養成研修会等の開催による農薬の適正販売・使用の推進
- ・病害虫診断ハンドブック及び防除の手引き作成による病害虫の適期防除の推進

### 課題

- 有害物質の使用や貯蔵等を行う施設に対する漏洩防止のための基準の遵守や点検等の実施の徹底
- 土壤汚染対策法に基づく届出の徹底による汚染のおそれの把握及び事業者における適正な土壤調査実施の促進
- 土壤汚染が判明した際の汚染地周辺における地下水利用状況調査の円滑な実施、事業者等への汚染対策措置及び汚染土壤の適正処理の指導の徹底
- 県内における汚染土壤の処理可能事業者(汚染土壤処理業許可施設)の育成・指導
- 水源地域の水質保全や地下水質の汚染防止対策
- 農薬や有害化学物質など、人体に有害な物質の河川への流出防止や、地下水汚染防止の啓発や指導
- 水質汚濁防止法による有害物質の地下浸透規制の徹底

■課題解決に向けた目標設定及び施策は第3章に記載

第3章 3-1-5 土壤・地下水環境の保全(P122~P123に記載)

①土壤・地下水汚染対策の推進

②安全で環境にやさしい土壤環境の保全

3-2-6 都市生態系・農地生態系の保全・再生

(P152~P153に記載)

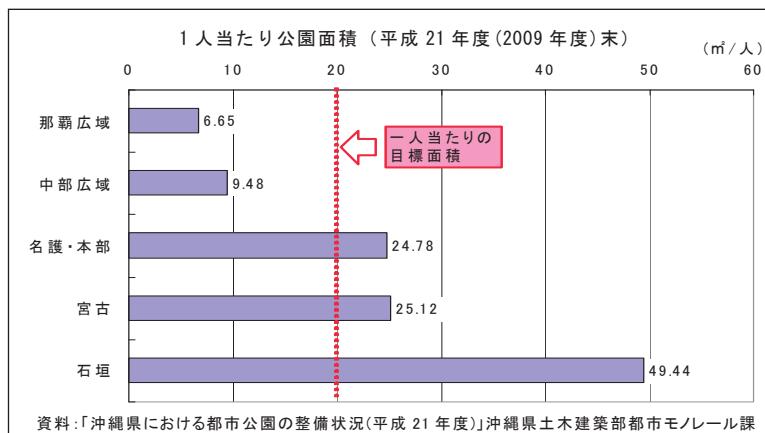
④環境保全型農業の推進

## 1-2-6 緑・水辺・景観

### 現況

#### 緑

- 人口や事業所等の都市部への集中に伴う土地改変や宅地造成に伴う森林の伐採等により、都市周辺では身近な自然が消滅しつつあります。
- 特に都市部では、一人当たりの公園面積は目標に達しておらず、今後、さらなる緑化や公園整備が求められています。



都市緑地公園(浦添大公園)

- 平成6年(1994年)の都市緑地保全法の改正により、都市計画区域内の市町村は、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)」を定めることになりました。県では各市町村の緑地の特徴を踏まえ、広域的な観点から緑地に関する整備、保全の指針として「沖縄県広域緑地計画」を策定し、那覇広域都市圏、コザ広域・石川都市圏、名護・本部都市圏、平良都市圏及び石垣都市圏の5圏域を対象区域に設定しています。
- 道路や公園等に過去に植栽されたアメリカハマグルマ等外来植物による逸出や、単一の種のみを多用した緑化等による都市部の植生の質の低下が懸念されていることから、可能な限り自生種や各地域に応じた種を緑化種に用いるなど、質の高い緑化が望まれています。

#### 水辺

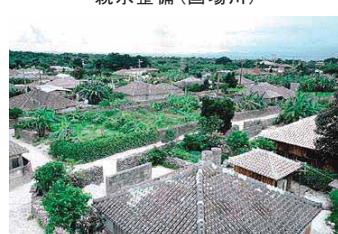
- 都市河川や海岸では、水辺環境と人との触れ合いを推進するため、これまでに多自然川づくりや遊歩道の整備、親水性に配慮した整備が進められています。また、市街化に伴い、浸水被害が発生している都市河川もあり、県では重点的な整備を進めています。



親水整備(国場川)

#### 景観

- 本県の景観は、特有の自然環境とこれまでのアジア諸国との交流により育まれた歴史・文化に根ざす独特の景観を有しています。
- 「景観法」(平成16年(2004年))では、景観づくりの担い手として、景観行政団体を位置付けており、本県のほか、県知事との協議により那覇市や名護市、宮古島市や石垣市等の県内21市町村(平成24年(2012年)5月現在)が景観行政団体となり、景観計画の策定や良好な景観形成に向けた取組を進めています。
- 東日本大震災の発生に伴い、県民の安全と安心に対する重要性が高まっていることから、今後は防災や減災という観点も踏まえた景観づくり及び緑化の推進が求められています。



歴史的集落景観(竹富島)

## これまでの取組と今後の課題

### 取組実績の例

- ・沖縄海岸国定公園の見直し(本部カルスト地域を編入)、多良間県立自然公園を新規指定
- ・沖縄県修景緑化実施計画書に基づく緑化重点地域における6地区の修景緑化整備の実施(平成14年度(2002年度)～平成16年度(2004年度))
- ・都市計画区域内21市町村において都市計画マスターplan策定
- ・国場川の親水性に配慮した川づくり、久茂地川河川環境整備等の河川整備事業の実施
- ・景観法の制定(平成16年(2004年))など、国の動向を踏まえた「沖縄県景観形成基本計画」の策定
- ・市町村における景観計画策定の促進(平成22年度(2010年度)末、景観行政団体数11、景観計画策定数6)
- ・グリーン・ツーリズム実践者の支援や都市と農山漁村との交流を目的とした交流施設等の整備

…等

### 課題

- 公園緑地や道路緑化等における自生植物や各地域に応じた種の活用推進
- 公共施設等の緑化と、工場用地や宅地など民有地の緑地の保全及び積極的な環境緑化
- 事業者や住民の参加と協力による総合的、多面的な緑化対策
- 緑に触れ合うことのできる機会や場所の創出
- 県民一人ひとりの緑化思想の定着
- 河川、海岸等における水辺との触れ合いやレクリエーションの場の創出
- 自然環境や生物の生息・生育環境に配慮した河川、海岸の整備、保全
- 県民に親しまれている優れた自然景観の保全
- 優れた自然景観を構成する地形の改変等の防止
- 潤いのある都市景観の形成、周辺景観との調和
- 防災・減災の観点を踏まえた安全・安心な景観づくり及び緑化の推進

### ■課題解決に向けた目標設定及び施策は第3章に記載

#### 第3章 3-1-2 水環境の保全(P116～P117に記載)

- ①清らかで安全な水環境の保全

#### 3-2-1 緑・水辺・景観の保全と創造(P131～P135に記載)

- ①公共施設等の緑化推進
- ②道路緑化の推進
- ③身近(学校、公共施設、住宅・民間施設)な緑化の推進
- ④水辺空間の保全と創造
- ⑤良好な都市景観の形成
- ⑥良好な自然・農村景観の保全と創造

#### 3-2-4 陸水生態系の保全・再生(P144に記載)

- ②自然環境に配慮した憩い潤いのある水辺づくりの推進

#### 3-2-5 沿岸・海洋生態系の保全・再生(P147に記載)

- ③海辺の自然との触れ合いの場の保全と創造

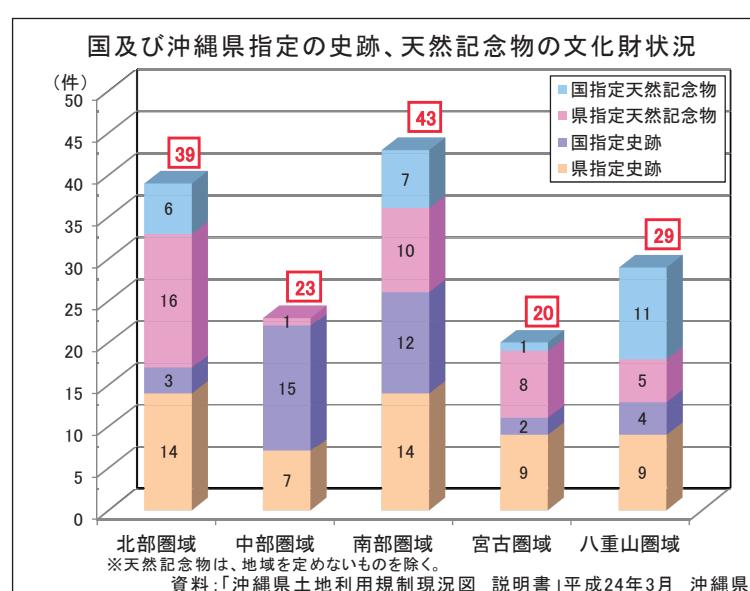
## 1-2-7 歴史・文化環境

### 現況

- 本県は、琉球王国時代から、中国や東南アジア諸国等との交易を通して、多くの文化を吸収しながら、独自の沖縄文化を形成してきました。建築物等は、本県の風土にあった独自の様式でしたが、先の大戦における被災や戦後のコンクリート建て住宅への移行等で現存するものは少なくなっています。このようなことから、沖縄の伝統的な集落や街並み、歴史的な建造物は次第に消えつつありますが、首里金城町の石畠道、竹富町などに残る伝統的な集落など、沖縄の古い佇まいがわずかに残っています。また、グスク等の史跡については、地域のシンボル、心の拠りどころとして復元され、環境整備が図られつつあります。平成12年(2000年)12月には、14世紀から18世紀にかけて生み出された首里城跡、今帰仁城跡など9カ所からなる琉球王国の遺跡や工作物などの文化財が世界遺産に登録されています。



- 国及び沖縄県指定(平成24年(2012年)3月時点)の文化財の史跡、天然記念物(地域を定めない天然記念物を除く)の状況は、南部圏域がもつとも多く43件、次いで北部圏域39件、八重山圏域29件、中部圏域23件、宮古圏域20件となっています。



## これまでの取組と今後の課題

### 取組実績の例

- ・文化財の指定の推進(毎年度着実に増加)
- ・文化財教育普及関係刊行物(要覧や紀要・図画作品集等)の刊行・配布
- ・文化財愛護図画作品の募集(入賞者の表彰及び作品の展示)
- ・文化財情報データベースの構築
- ・国・県指定無形文化財の芸能・工芸を対象とした伝承者養成事業
- ・文化財の保存整備(史跡等16、建造物40、民俗文化財8、天然記念物6完了)
- ・埋蔵文化財地図情報システム作成
- ・沖縄県立埋蔵文化財センターにおける基地内文化財の分布調査や試掘調査の実施
- ・ふるさと農村活性化基金事業等による地域共同で行う農村環境の向上活動の支援
- ・「沖縄、ふるさと百選」の認定や農山漁村の活性化の推進
- ・グリーン・ツーリズム実践者の支援、人材育成等の実施

### 課題

- 沖縄の伝統的な集落や街並、歴史的な建造物など、歴史的・文化的環境の保存とまちづくりの核としての積極的活用
- 地域の歴史や自然を代表する優れた文化財の保護・保存
- 文化財を多くの県民が活用できる情報整備
- 文化財愛護思想の高揚

■課題解決に向けた目標設定及び施策は第3章に記載

第3章 3-2-2 歴史・文化環境の保全と創造(P136~P137に記載)

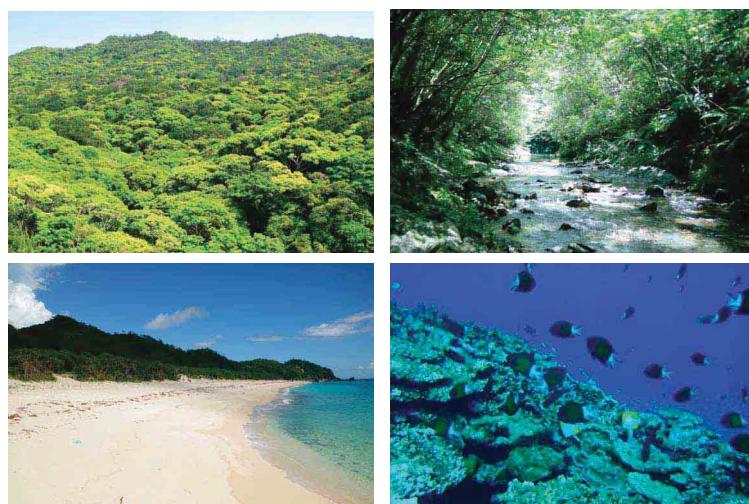
- ①文化財の適切な保存と活用
- ②良好な自然・農村文化の保全と創造

## 2. 沖縄県がかかえる環境問題の現況と課題

### 2-1 亜熱帯の自然環境の現況と課題

#### 本県の自然環境の由来や特徴

- 私たちが住む沖縄県は、日本列島の南西部に位置し、東西約1,000km、南北約400kmに広がる広大な海域に点在する大小160の島々からなる島しょ県です。これらの島々は、北に沖縄島を主島とする沖縄諸島、南に宮古諸島と八重山諸島からなる先島諸島、そして、東西に位置する大東諸島と尖閣諸島で構成されています。また、琉球諸島の周辺を流れる黒潮の影響により、年間を通して温暖な亜熱帯海洋性気候となっています。
- 沖縄県を構成する島々を含む琉球列島は、かつて中国大陆の一部でしたが、約200万年前からの地殻変動に伴い大陸から離れ、徐々に現在の島へと移り変わっていきました。大陸から渡ってきた動物たちは、海によって隔たれたことで島独自の環境へ適応し固有の種へと進化していったといわれています。
- 沖縄諸島では近隣地域に近縁種が見られない固有種が多いことが知られていますが、このことは、琉球列島の中央に位置する沖縄諸島がとりわけ早く島となり、南北の島々と隔てられていたことが理由のひとつだと考えられています。さらに、島の地形や地質が多様であったことや、それぞれの生物が関わり合い共生していく生態系へと進化したことも、豊かな生物多様性が保たれている理由だと考えられています。
- このように、沖縄の豊かな生物多様性は何十万年、何百万年という長い歴史を経て創造された生物相互のつながりの上に成り立っており、沖縄の先人達は、豊かな生物多様性から受ける恵みにより自然の脅威から守られ、生活し、独自の文化を築いてきました。そして現代の沖縄においても、生物多様性が織りなす豊かな自然環境は私たち県民のよりどころであるとともに、国内外から多くの人達を魅了するかけがえのない財産となっていますが、このような島しょ性の自然環境は、環境負荷の増大に対して脆弱であるという特性を持っています。

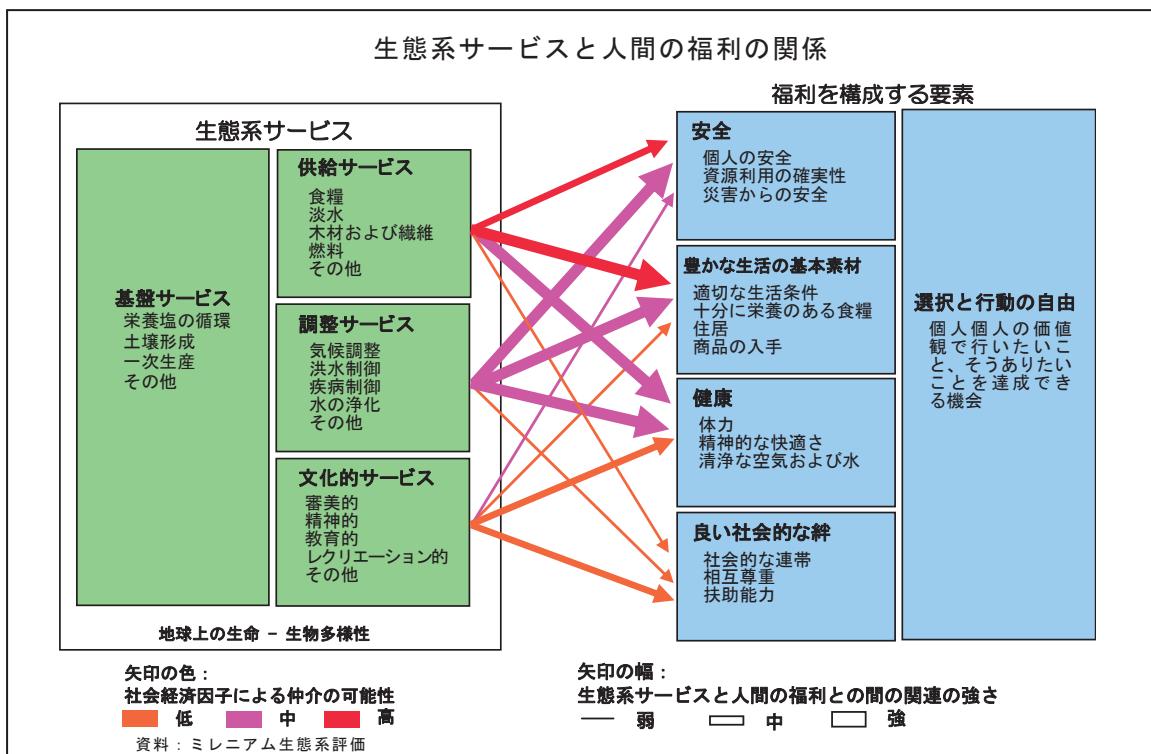


## 生物多様性と生態系サービスの概要

- 生物多様性とは、様々な生態系の存在や生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいいます。例えば、森林、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などの異なるタイプの生態系があり、そこには多くの異なる動物や植物が生息・生育し、同じ種の中でも地域や個体によって異なる性質を有しています。
- 人間は、生物多様性のもたらす恵沢がなければ生存できず、また豊かな暮らしを営むことができません。私たちの暮らしは、生態系がもたらす恵みである、食料や木材、衣料品などの供給、作物の受粉や病害虫の制御などの調節的効果、地域独自の文化などに支えられています。
- 生物多様性については、以下に示すように生態系や種、遺伝子の3つのレベルで捉えることができます。私たちが将来の世代にわたって自然からの恵みを得ていくことを可能にするためには、その源である生物多様性を維持していくことが重要です。

生物多様性の3つのレベル	概要
生態系の多様性	自然景観又は対象による様々な生態系の存在
種の多様性	希少種や固有種、一般種を含めた様々な生物種の存在
遺伝子の多様性	同種でも個体毎に違いがあるなど、様々な遺伝子の存在

- 近年、生物多様性の価値の内容は「生態系サービス」と呼ばれるようになり、基盤となる土壤形成や食糧の供給、気候調整など人間の生活及び社会環境と密接に繋がっており、生態系から受ける恩恵やその価値が重要視されつつあります。
- 国連のミレニアム生態系評価では、生態系サービスを「基盤サービス」、「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」の4つに分類しています。



## 本県における生態系サービスの概要

- これら4つの生態系サービスの視点から、本県における人々の暮らし、産業、文化、自然との関わりを示しました。

### 基盤サービス

土壤形成や、栄養塩の循環、一次生産など、供給・調整・文化サービスがうまく機能するためのサービス

#### 栄養塩の循環

- サンゴ礁、地球上で最も生産力が高い生態系のひとつである
- サンゴ礁は、そこに生息している多様な動物たちが植物プランクトン、サンゴと共生している褐虫藻、海草が生産した有機物を効率よく利用しているバランスのとれた生態系

#### 土壤形成

- 自然の構成要素
- 食料生産の基盤
- 環境浄化の場
- pHの緩衝作用
- 保水作用
- 土壤微生物による作用

### 供給サービス

食料、水、木材、燃料、生化学物質など生態系が生産する財産

#### 食料

- 農林業(さとうきび、かんしょ、ゴーヤー、とうがん、マンゴー、ヘチマ、島ラッキョウ、チデークニ(島二ンジン)等)
- 養豚業(遺伝子資源を活用したアグーブランド豚)
- 水産業(フダイ類、ハタ類、ハマエフキ、オキナワモズク、マグロ類)

#### 薬用植物等

- 薬用植物(ウコン類、クミスクチン、グアバ、ボタンボウフウ(長命草)等)
- 自生植物の商品開発への活用、海洋生物や菌類などの医薬品としての開発可能性・実用化期待

#### 建材・燃料等

- 沖縄島北部の森林は首里城や進貢船の建材、農用資材、生活資材(薪、建材)として利活用(琉球王国時代)
- 沖縄島中南部の林は、製糖の薪の供給源として利用(明治～昭和初期)
- 沖縄戦直後は戦災を受けた沖縄島中南部の復興のため、沖縄島北部の森林から建材や燃料を供給
- 古民家の石垣(琉球石灰岩やサンゴ岩)
- 琉球石灰岩の墓石や表札、モニュメント等への利用

### 調整サービス

気候の調整、水質浄化など生態系プロセスの制御により得られる利益

#### 気候の調整・水の浄化

- 森林による水源のかん養
- 沖縄島中南部や宮古島におけるカー、ヒージャー等の井泉の利用
- 森林による土壌流出の防止
- マングローブ林による土砂の堆積作用
- 干潟による水質浄化機能
- 干潟による海水濾過
- フクギ等を活用した防風林、防潮林の形成

- 抱護林(ホーグ)による水源のかん養、集落全体の住居環境の保護機能

#### 沿岸防災機能

- サンゴ礁により形成されるリーフによる高波の減衰や島内への波浪の侵入防止
- サンゴ礁による海岸防護機能
- マングローブ林による高潮や津波などの勢力衰退効果

### 文化サービス

精神性、レクリエーション、美観、教育、象徴など生態系から受ける非物質的利益

#### レクリエーション

- 沖縄観光の基盤となる豊かな自然環境
- 海水浴・マリンレジャー・ダイビング・エコツアーエ等の活動
- サンゴ礁での魚釣りや外海でパヤオを利用した回遊魚釣りなど多様な形態の釣り
- 干潮時のサンゴ礁のイノーやヒシでの潮干狩り(イザイ)
- 浜辺におけるビーチパーティー

#### 伝統工芸

- 日本、中国、東南アジアの国々の文化や技術・技法を導入し、人々の暮らしに生かされてきた個性豊かな伝統工芸品の発展
- 豊富な染料植物や繊維植物の原料入手による個性豊かな染織
- ヤコウガイの加工による螺鈿細工を施した琉球漆器

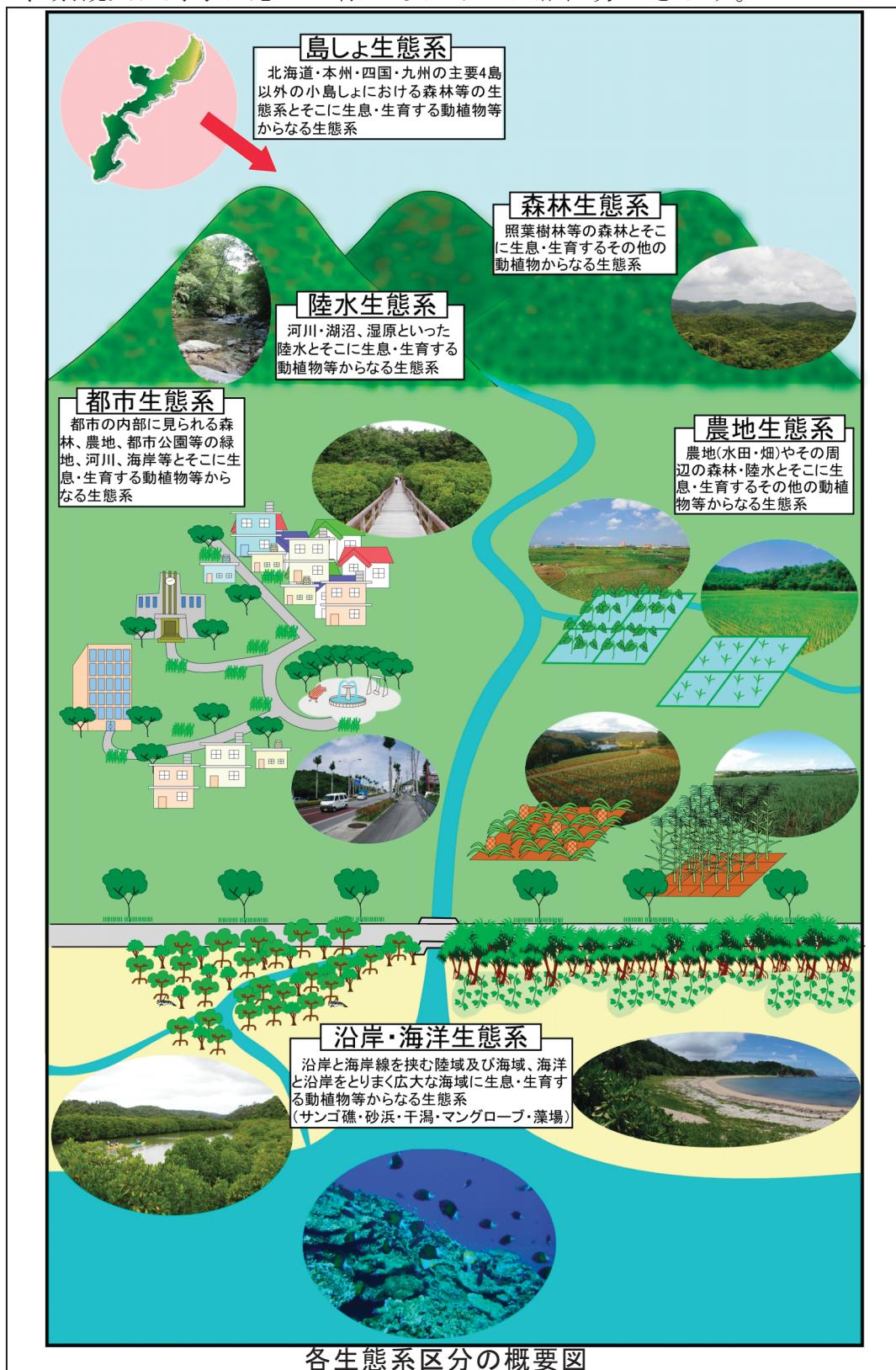
#### 精神性

- 豊作や大漁など豊年を感謝し、祈願することが目的である祭り(綱引き、奉納芸能、ウシテーク、エイサー、クイチャー等)
- 御嶽(村落祭祀の中心)
- 浜下り(不淨を清め、健康を祈願する伝統行事)

資料:「生物多様性おきなわ戦略」(平成25年3月)沖縄県環境生活部自然保護課  
※上記資料をもとに作成

## 本県における生態系区分の概要

- 本県は、過去に大陸との分離や結合を繰り返して形成された南西諸島独特の自然環境を有しており、本土と比較すると固有種の多い特徴的な生物相を呈した島しょ生態系として位置づけられています。また、やんばる地域に広がるイタジイ林等を代表とする森林生態系や、河川や湿原等に存在する陸水生態系、サンゴ礁や砂浜、干潟等に存在する沿岸・海洋生態系など、景観又は対象に応じて様々なタイプに細区分できます。



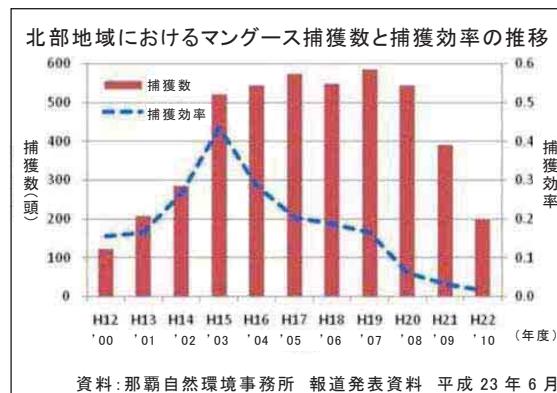
## 本県における各生態系に関する主な問題

### ◆◆◆ 外来種問題 ◆◆◆

- 近年、多くの移入動植物や帰化動植物が増え始め、本県に生息・生育する動植物や生態系への影響が懸念されています。
- 移入種と在来種との交雑による中間雜種も確認されており、生物の遺伝的な攪乱等が懸念されています。
- 国内外来種(国内の他地域から人為的に持ち込まれた動植物)の生息域の拡大や繁茂等により、生態系や生物多様性への影響が懸念されています。

### 【哺乳類】

- ハブやネズミの駆除を目的に沖縄島南部地域に導入されたマンガースは、現在では北部のやんばる地域まで分布域を広げ、在来の野生動物を捕食しており、ヤンバルクイナやトゲネズミなどの希少種の絶滅が危惧されています。また、野生化したネコも在来の動物を捕食していることから、人為的要因により侵入した移入種の排除が必要となっています。



### 【両生類・爬虫類】

- 八重山諸島では、害虫駆除を目的に中南米原産のオオヒキガエルが導入されており、本種は捕食、競合及びその強力な皮膚毒によって、在来の生物多様性に大きな影響を与えています。
- 石垣島ではペットとして導入された中南米原産のグリーンイグアナが定着・繁殖し、花や果実の食害により、島内に生息・生育する動植物への影響が懸念されています。
- 沖縄島中部では1970年代より台湾原産の大型ヘビであるタイワンスジオが定着・繁殖し、近年では北部地域でも確認されています。本種は主に昼間に活動し、本県に在来する齧歯類や鳥類等を捕食するなどし、被害を拡大させています。



マンガース



グリーンイグアナ

### 【魚類】

- 中南部のため池や河川、久米島等のダム湖内ではブルーギルやモザンビクティラピア等が繁殖し、在来の魚類及び水生生物の捕食や、生息場所の拡大により、河川や湖沼の生態系に影響を及ぼしています。

### 【植物】

- 道路や公園等に植栽されたアメリカハマグルマ等の外来植物の繁茂・逸出により、周辺の植物や植生への影響が懸念されています。また、ダム湖ではボタンウキクサやホティアオイ等、干潟では本来離島にしか生育しないヒルギダマシの繁茂や分布域の拡大に伴い、生態系への影響や水質等の環境悪化を引き起こしています。



ボタンウキクサ

## ◆◆◆ 琉球諸島の世界自然遺産登録に向けて ◆◆◆

- 本県は、国内唯一の亜熱帯海洋性気候にあり、やんばるに広がるイタジイの森、西表島のマングローブ林、慶良間諸島や石西礁湖のサンゴ礁等に代表される優れた景観を有するとともに、ヤンバルクイナやイリオモテヤマネコ等の貴重な動植物が数多く生息・生育する多様な自然環境を有しています。
- 「奄美・琉球」は、環境省と林野庁が設置した検討委員会において、世界遺産の候補地として選定され、平成25年1月に我が国の世界遺産暫定一覧表に記載することが決定されました。
- 琉球諸島が世界自然遺産へと登録されるためには、様々な基準を満たす必要があるとともに、登録地域の住民を含めた県民が登録に関する理解を深め、行政や関連機関と一体となって登録に向けた取組を進めていかなければなりません。
- 今後の取組・手続きとしては、世界的に優れた自然環境の価値を保全するための必要な方策の検討、保全管理体制の整備及び、外来種問題への対応・希少種保護等保全の推進などに取組むこととしています。

### 【生物多様性の保全】

- ヤンバルクイナやノグチゲラ、ジュゴン等、各生態系において生息・生育が懸念されている希少種の保護や増殖を行うとともに、本県の豊かな生物多様性を保全するため、野生生物の実態把握や環境整備が必要です。

### 【外来種対策】

- 近年では、外来種の定着・繁殖に伴い、希少種を含めた本県の在来生物への影響が懸念されていることから、外来種による生態系への搅乱の抑制や県内に新たな侵入可能性のある外来種の未然防止など、本来の生態系の維持を図ることが重要です。

### 【自然保護地域の拡大】

- 本県の場合、現在、法律による保護地域は海岸部が主であり、やんばる地域の内陸部や離島においては重要地域の一部がいまだ十分な保護担保措置が設定されておらず、新たな保護区域の指定や配置、適正な管理が必要です。

### 琉球諸島の世界自然遺産登録の実現への取組方針

#### 生物多様性の保全

①野生生物の生息・生育の実態把握  
生態系の保全に資するため、在来種・外来種など沖縄の野生生物などの自然環境の実態把握調査を行い、守るべき種、防除すべき種、守るべき地域を明らかにする。

②希少種保護の環境整備  
生物多様性おきなわ戦略の策定や保護条例の制定等を通じて、県民・事業者・行政が一体で活動できる環境を構築する。

③希少種の保護・増殖  
ヤンバルクイナやノグチゲラなど希少種の保護・増殖を行い、沖縄の豊かな生物多様性を保全する。  
・・・など

#### 外来種対策等

①マングース等外来種防除対策  
北部地域におけるマングースの防除対策等を実施し、外来種の生態系への搅乱を抑制する。

②新たな外来種の侵入防止対策  
県内に侵入可能性のある外来種を未然に防止し、沖縄本来の生態系の維持を図る。

③松くい虫駆除  
松くい虫の天敵昆虫の防除技術の確立、集中的な駆除等を実施し、県木のリュウキュウマツを保全する。  
・・・など

#### 自然保護地域の拡大

①自然保護地域の指定

自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区等それぞれの適正な配置・管理を図るとともに、新たな保護区域の指定等を推進する。

②やんばる地域の国立公園化の促進  
やんばる地域の国立公園化を推進し、自然保全に向けた法的担保を確立する。

③住民への普及啓発

環境省、鹿児島県、市町村、関係機関と連携し、住民への普及啓発を図り、自然遺産登録に向けた条件整備を行う。  
・・・など

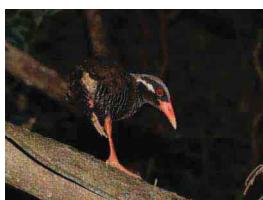
## 2-1-1 森林生態系

### 現況

- 本県は亜熱帯海洋性気候に属し、複雑な地形や地質等の環境条件と相まって、多様で豊かな自然環境が形成されています。とりわけ沖縄島北部地域や八重山地域等の山地部では、イタジイを中心とする自然度の高い亜熱帯常緑広葉樹林が広がり、その多様性・特異性に富む生物相は、世界的にも貴重な価値を持つものとされています。
- 沖縄島中南部の低地においては、昔から農地等の開墾や宅地化が進んだことから、林や森は石灰岩の丘など土地利用が困難な場所に残され、ガジュマルやリュウキュウガキ等の石灰岩特有の植生など、本県の特徴的な森林として残されています。
- 海岸低地から内陸山地まで広い範囲において、琉球列島の固有種であるリュウキュウマツ林が二次林として発達しています。
- 森林生態系は、ヤンバルクイナやノグチグラ、ケナガネズミ、ヤンバルテナガコガネ等、多くの野生動植物の生息・生育の場であるとともに、県民の生活の基盤でもあり、水源の涵養、県土の保全、水や大気の浄化、レクリエーションの場等、極めて多様な機能を持ち、県民の健全で安定した生活環境を維持・形成して行く上で図り知れない価値を有しています。
- しかし、これまでにリゾート施設の建設や農地開発・ダム・道路の建設等、各種経済活動に伴う森林の伐採等による改変が進んでおり、県土面積の狭い本県の自然環境への影響が懸念されています。
- 近年、外来種であるマンガースが沖縄島北部の森林域まで北上しており、ヤンバルクイナ等、森林生態系に生息する動物への影響が懸念されています(外来種問題については p46 参照)。
- やんばる地域における世界自然遺産登録については、内陸部の保護区の新規設定や生物多様性の保全などが問題として上がっています(世界自然遺産登録については p47 参照)。



イタジイを中心とする自然度の高い亜熱帯常緑広葉樹林



ヤンバルクイナ



ケナガネズミ



大木の樹洞  
(昆虫類の生息場)



ヤンバルテナガコガネ

## これまでの取組と今後の課題

### 取組実績の例

- ・本部カルスト地域の沖縄海岸国定公園区域への編入、多良間県立自然公園の新規指定(平成22年度(2010年度))
- ・国・県指定天然記念物6件における樹勢回復等の保護事業実施
- ・やんばる地域におけるマングース対策の実施(平成17年(2005年)、平成18年度(2006年度)には大宜味村、東村で北上防止柵の設置)
- ・特殊鳥類生息環境調査の実施(平成16年(2004年)、平成17年度(2005年度))にヤンバルクイナ生息数調査、ロードキル多発地域の環境調査等)
- ・侵略的外来種における侵入状況調査の実施(平成21年(2009年)、平成22年度(2010年度))
- ・市町村との連携による有害鳥獣の駆除
- ・地域森林計画に基づく森林整備や治山施設整備の実施
- ・グリーン・ツーリズム実践者の支援、人材育成等の実施
- ・34市町村における田園環境整備マスタートップランの作成
- ・体験・滞在型プログラムや施設の整備
- ・国頭村における森林セラピーの事業展開

### 課題

…等

- 自然保護地域の適正な配置・管理、新たな保護地域の指定推進
- 開発や諸経済活動に伴う事業の区域や規模等についての調整
- 貴重な野生動植物の生息・生育環境の改変や盗採に対する監視機能強化
- 貴重種それぞれの生活史、生息域、個体数等の調査・研究を詳細に実施し、生態や生息環境等を把握
- 貴重な野生動植物の保護及び増殖に関する調査研究の推進、技術確立
- 移入種の調査研究の推進
- 外来種対策(捕獲や駆除)の推進・促進
- 移入種による野生動植物への影響を未然に防止するための取組の推進
- 世界自然遺産登録に向けた関係機関との調整及び取組の推進(国立公園化の指定・保護区の設定等を含めた調整・地域との合意形成・希少種や固有種の保護・生育及び生息地の保全・外来種の駆除・交通対策・入域者の制限等)

### ■ 課題解決に向けた目標設定及び施策は第3章に記載

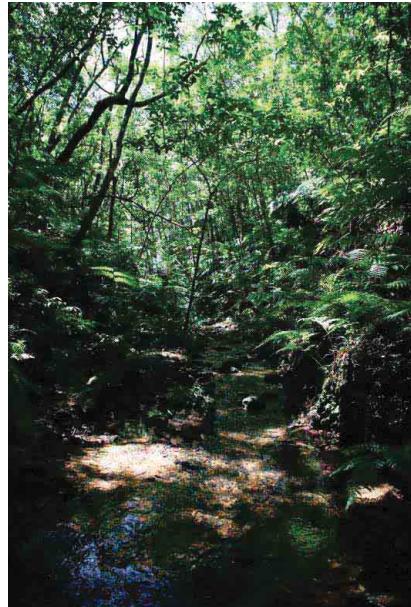
#### 第3章 3-2-3 森林生態系の保全・再生(P138~P141に記載)

- ①森林生態系の保全
- ②多様な生物の生息・生育環境の保全
- ③森林・みどりの整備の推進
- ④外来種対策の推進
- ⑤自然との触れ合いの場の保全と創造

## 2-1-2 陸水生態系

### 現況

- 琉球列島の河川は、本土河川と比較して流路延長が短く急流となるため、海域から河川へ遡上する魚類の上流域までの遡上が不可能な場合もあり、河川環境によって生物相が限定される特徴があります。
- 沖縄島北部地域は、中南部地域の河川に比べると人為的影響が少ないとことなどから、比較的河川生物の種類が豊富で、渓流性植物であるコケタンポポやオキナワヒメナキリ等、魚類のヨロイボウズハゼやアオバラヨシノボリ等、両生類のイシカワガエル、イボイモリ等、甲殻類のオキナワオオサワガニ、アラモトサワガニ、オキナワミナミサワガニ等、貝類のマルタニシ、水生昆虫類のオキナワミナミヤンマ、カラスヤンマ等といった、学術的に貴重な生物が生息しています。しかし、上流域の農地開発等に伴う赤土等の流出や集落内からの生活雑排水等の流入による水質汚濁、治水事業に伴う河川横断工作物(砂防ダム、取水堰等)の設置、河道の人工化などにより河川生物の生息場が消失しつつあります。
- 人間活動が活発な沖縄島中南部地域の河川においては、生活雑排水、畜舎排水等の流入による水質汚濁や、これまでの治水機能のみを重視した河川整備、外来生物の侵入(外来種問題については p46 参照)等により、河川生物は攪乱を受けていますが、攪乱を受けずに自然が残っている一部の地域では魚類のミナミメダカやタイワンキンギョ、甲殻類のサカモトサワガニ、オキナワオオサワガニ等の貴重種が生息しています。



北部地域の河川の状況



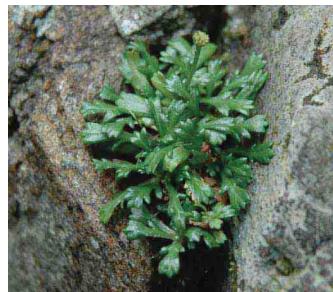
アオバラヨシノボリ



アラモトサワガニ



イシカワガエル



コケタンポポ



ナガバハグマ



オキナワヒメナキリ

## これまでの取組と今後の課題

### 取組実績の例

- ・環境影響評価法、沖縄県環境影響評価条例に基づく、環境影響評価手続きを踏まえた環境保全措置の実施
- ・赤土等流出防止条例に基づく届出等の審査、監視、指導等の随時実施
- ・公共用水域の水質監視
- ・生活排水対策重点地域の指定による指定地域の対策の推進
- ・農業農村整備事業における赤土等流出防止による開発行為事業箇所からの流出量の減少
- ・水質保全対策事業(耕土流出防止型)による勾配抑制やグリーンベルト等の整備(平成22年度(2010年)整備率33.4%、達成率47.8%)
- ・国場川等の多自然川づくりの推進
- ・農業農村整備事業における自然環境保全や復元に配慮した計画の推進
- ・34市町村における田園環境整備マスターplanの策定
- ・グリーン・ツーリズム実践者の支援、人材育成等の実施
- ・農林漁業体験施設等の整備による陸水生態系の保全に関わる普及・啓発活動の推進

### 課題

- 自然保護地域の適正な配置・管理、新たな保護地域の指定推進
- 開発や諸経済活動に伴う事業の区域や規模等についての調整
- 貴重な野生動植物の生息・生育環境の改変や盗採に対する監視機能の強化
- 貴重種それぞれの生態、生息域、個体数等の調査を継続的に実施し、生態や生息環境等を把握
- 貴重な野生動植物の保護及び増殖に関する調査研究の推進、技術の確立
- 移入種の調査研究の推進
- 外来種対策(捕獲や駆除)の推進・促進
- 移入種による野生動植物への影響を未然に防止するための取組の推進
- ダム建設に伴う水没による生物の生息・生育域の消滅、ダムによる生態系の分断等生態系への影響の把握及び回避、低減
- 環境の保全・再生に視点をおいた公共事業の実施や技術開発

■課題解決に向けた目標設定及び施策は第3章に記載

第3章 3-1-6 赤土等流出の防止(P124~P125に記載)

①赤土等流出の防止

3-2-4 陸水生態系の保全・再生(P142~P144に記載)

①陸水生態系の保全

②自然環境に配慮した憩い潤いのある水辺づくりの推進

③多様な生物の生息・生育環境の保全

## 2-1-3 沿岸・海洋生態系

### 現況

- 本県を含む南西諸島は、太平洋西部の大陸棚周辺に位置し、西側が東シナ海、東側が太平洋となる位置条件にあります。このような地理的条件などから本県の沿岸・海洋生態系は、多様な様相を呈しており、それらを特徴づける生物環境要素として、サンゴや藻場、干潟等をあげることができます。



サンゴ礁の分布

### サンゴ礁

- 本県の海域には、約400種余の造礁サンゴが分布しております、特に宮古島の八重干瀬や八重山の石西礁湖等の大規模な離礁もみられ、サンゴの生産物は、陸域の森林が動物の生息の場となるように、魚類や貝類等をはじめ、多種・多様な生物に生息の場を提供しています。
- 近年、地球温暖化が主な原因とされるサンゴの白化現象や、オニヒトデの食害等により多くのサンゴ礁が荒廃しつつあります。さらには、依然として問題視されている陸域からの赤土や排水等の流入、埋立等の人為的要因によるサンゴ礁生態系への影響が懸念されています。



サンゴ(枝状ミドリイシ類)



サンゴ(キクメイシ類)

### 海洋全般

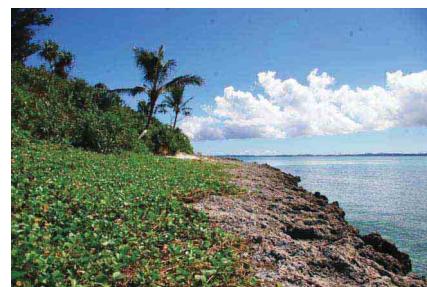
- 近年では海域における餌資源の減少等も懸念されており、今後、ジュゴンや鯨類等、本県における類稀な海洋生物の『種の保全』を図る上でも海域における餌資源やそれらを取り囲む環境との繋がりを含めて、広い視点で生態系を保全していくことが重要です。
- 琉球諸島の世界自然遺産への登録に向けて、サンゴ礁を含めて恵み豊かな沿岸・海洋生態系を有する沖縄島や周辺離島では、それらの国立公園化が求められています。八重山圏域では海域公園地区の拡張等、西表石垣国立公園化に向けた取組が進められており、地域住民との合意形成や漁業やレクリエーションの場としてのルール作り等が必要とされています。

### 海岸

- 近年、護岸整備等の海岸の人工化や陸域からの排水による汚染により、ウミガメ類の産卵場、国指定天然記念物のオカヤドカリ類の生息場である砂浜や海岸植生への影響が懸念されています。
- 海岸部ではそれぞれの環境に適応した様々な植生がみられ、地域の特色ある景観を形成する重要な要素をともなっていますが、沿岸域の海岸植生については、第二

次世界大戦による戦禍の修復のための海岸整備や緑化が急ピッチで進められてきた経緯もあることから、本来の海岸植生が損なわれている海岸も一部で存在しています。

- 海岸や沿岸部では、古くから浜下りなどの信仰的行事やサンゴ礁内のイザリなどの日常的利用が成されてきましたが、防護を主目的として設置された直立堤等により海岸へのアクセス性が低下し、利用が困難になった海岸が存在します。
- 今後の海岸保全施設整備においては、多くの人々が利用できるよう、地域の自然条件や利用形態に応じ安全にアクセスできる海岸保全施設整備に努める必要があります。



海岸植生の分布

## 干潟

- 河口付近の汽水域や干潟には、オヒルギやメヒルギ、ヤエヤマヒルギ等、亜熱帯特有のマングローブ林が発達しています。しかし、近年では、本来、離島にしか生育しないヒルギダマシが植栽等により本島内に逸出・繁茂し、トカゲハゼ等の生息地を脅かすなど、干潟の生態系への影響が問題視されています(外来種問題については p46 参照)。
- 干潟には、黄緑藻類に属するクビレミドロが金武湾屋慶名、中城湾泡瀬、恩納村太田等に生育しているほか、魚類のトカゲハゼが中城湾、大浦湾に生息しています。両種は日本国内では沖縄島のみに分布し、学術上極めて重要な種であることから、保全が必要とされています。
- 本県の1年間の埋立面積の増加率は、全国平均と比べて約2倍となっており、埋立による干潟や海域の生態系への影響が懸念されていることから、地域の海域生態系の保全やミティゲーションの導入等の環境保全対策が強く望まれるとともに、干潟や藻場等が有する様々な機能に関する研究や継続的なデータ蓄積も必要とされています。
- 埋立や海岸整備に関わる問題については、今後、環境を保全していくための適切な法整備・規制が必要です。



トカゲハゼ



リュウキュウシオマネキ



ミナミコメツキガニ



メヒルギ



オヒルギ



ヤエヤマヒルギ

干潟に生息する生き物たち

## これまでの取組と今後の課題

### 取組実績の例

- ・環境影響評価法、沖縄県環境影響評価条例に基づく、環境影響評価手続きを踏ました環境保全措置の実施
- ・赤土等流出防止条例に基づく届出等の審査、監視、指導等の随時実施
- ・海岸保全区域の指定(新規：10区域、変更区域：6区域)
- ・環境生態系保全活動支援事業によるサンゴ礁漁場のモニタリング、オニヒトデ駆除等の実施
- ・漁業公害調査指導事業による養殖漁場周辺の環境モニタリングの実施
- ・生活排水対策指導員の養成支援
- ・畜舎に対する河川への畜舎排水流入に関する監視・指導
- ・赤土等発生源対策の強化等
- ・海岸保全基本計画の策定・推進
- ・在来種(テリハボク等)の混植など自然環境に配慮した植栽の実施
- ・河川・海岸等の適正利用に関する学校への周知、市町村と連携した海浜等の清掃活動の実施。
- ・沖縄県修景緑化実施計画書に基づく緑化重点地域における修景緑化整備の実施(平成14年度(2002年度)～平成16年度(2004年度)で6地区)

…等

### 課題

- オニヒトデによるサンゴの食害の防止
- 赤土等の流入・堆積の防止
- 生活排水等の流入による汚染や富栄養化の防止
- サンゴ礁、藻場、マングローブ域、干潟等機能の維持及び生態系の保全
- サンゴ礁、藻場、マングローブ域、干潟等の調査・研究
- 埋立による影響に関する調査・研究
- ウミガメの繁殖地の保全
- 自然海岸の保全、復元
- 移入種の調査研究の推進
- 移入種対策(捕獲や駆除)の推進・促進
- 移入種による野生動植物への影響を未然に防止するための取組及び推進
- 沿岸域における本来の海岸植生を考慮した修景づくりへの取組及び推進
- 自然保護地域の適正な配置・管理、新たな保護地域の指定推進
- 適正なマングローブの管理

### ■課題解決に向けた目標設定及び施策は第3章に記載

#### 第3章 3-1-6 赤土等流出の防止(P124～P125に記載)

##### ①赤土等流出の防止

#### 3-2-5 沿岸・海洋生態系の保全・再生(145～P147に記載)

##### ①沿岸・海洋生態系の保全

##### ②自然環境に配慮した海辺づくりの推進

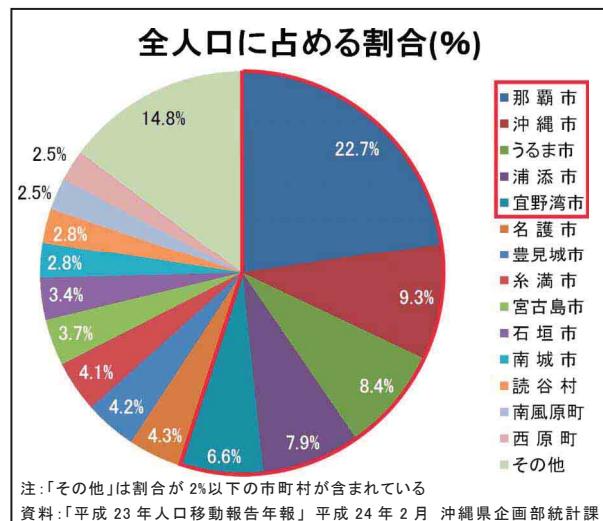
##### ③海辺の自然との触れ合いの場の保全と創造

## 2-1-4 都市生態系・農地生態系

### 現況

#### 都市生態系

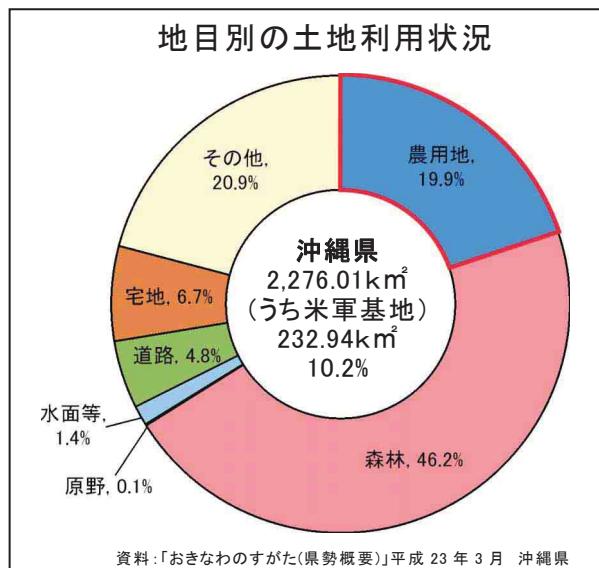
- 都市生態系とは、人間を中心とした都市空間における物質・エネルギーを含む人間及び自然要素の構造的、機能的まとまりを指し、都市に住む市民のほか、動植物や森林(御嶽や残地林)、農地、公園等も構成要素として上げられます。
- 近年では世界の人口の約半数以上が都市に住んでおり、本県においても約6割の県民が那覇市や沖縄市等の中南部の都市圏に居住し、市民の生活はその他の構成要素(動植物や大気、水、土壤等)と深く関わりあっています。
- 都市生態系は、自然を改変し、生物の生息の場を人間の生活の場へと移行させ、築いてきた背景があることから、その他の生態系と比較して本来そこに生息する動植物の種数や個体数は少ない状況です。
- また、都市では人間の生活に伴う自然環境への影響も大きく、植栽種やペットを含めた外来動植物の移入を含め、都市内部における動植物相の変化は著しいものと考えられます。
- 都市内部では人口増加や人間活動に伴うヒートアイランド現象、廃棄物の増加、水不足への影響等が懸念されています。また、市内の森林や河川、海岸等の自然環境との共生を図るためにも様々な取組や対策(屋上緑化、緑地保全、緑化、省エネ、資源の循環化、雨水の利用等)が必要です。
- また、都市生態系は、森林生態系や沿岸・海洋生態系など、周辺に存在する生態系から孤立しているものではなく、土壤や水路等を通して各生態系とのつながりを持っており、特に都市内部に存在する公園等の緑地は、動植物にとって極めて重要な連結性のある回廊や移動プロセスのひとつとなっています。
- 都市緑地の規模縮小や分断化は、都市生態系に生息・生育する動植物の個体数の減少や分布の縮小を生じさせることから、元々存在する御嶽や残地林等の緑地保全とともに、公園等の新たな緑地を設ける際には、可能な限り地域の潜在的な植生を考慮した上で在来の植物を植栽種に活用する等、都市緑地の質を高めていくことが必要です。



公園等の緑地整備

## 農地生態系

- 農地生態系とは、農用地(水田・畑)やその周辺の森林・陸水と、そこに生息・生育するその他の動植物等からなる生態系を指します。野生生物に限らず、農作物や家畜等の動植物もこの生態系の一部を構成しています。
- 本県の土地利用状況は、農用地が全体の約2割を占め、農地が食料供給資源として、潤いのある生態系を創出しています。
- 農地は、限られた作物種の生産層と分解層からなる極めて単純化された生態系であり、農地生態系の生物多様性を維持する上からも周辺林を含めて多様な環境要素を保全する必要があります。
- また、農地では、二次遷移の抑制及び害虫防除のための農薬散布や施肥による富栄養化、赤土流出等の問題も生じており、流域を通して陸水生態系や沿岸・海洋生態系等、その他の生態系とも繋がりがあることから、今後、環境負荷の低減のための様々な取組や対策(環境保全型農業の推進、農薬及び肥料の適正利用の推進、赤土等流出防止対策等)が必要です。



さとうきび畑



水田



水田・田芋畑

## これまでの取組と今後の課題

### 取組実績の例

#### 【都市生態系】

- ・沖縄県修景緑化実施計画書に基づく緑化重点地域で平成14年度(2002年度)～平成16年度(2004年度)で6地区の修景緑化整備を実施
- ・平成9年度(1997年度)における道路緑化基本計画により、緑量のある道路緑化を推進
- ・沖縄県総合緑化基本計画に基づく公共施設周辺の広場や駐車場等における緑地、緑陰の確保
- ・住宅、工場等の緑化を推進
- ・大規模な開発行為による河川への雨水流出の増加を抑制するための総合雨水対策を実施

#### 【農地生態系】

- ・自然環境と調和した農業生産整備基盤と生活環境整備基盤の総合的支援
- ・ふるさと農村活性化基金事業等による地域共同で行う農村環境の向上活動を支援

…等

### 課題

#### 【都市生態系】

- 公園緑地や道路緑化等における自生植物や各地域に応じた種の活用推進
- 公共施設等の緑化と、工場用地や宅地などの民有地の緑地の保全及び積極的な緑化
- 潤いのある都市景観の形成、周辺景観との調和
- ヒートアイランド現象に関わる対策(都市緑化対策：屋上緑化、緑地保全、緑化、省エネ等の推進)
- 廃棄物及び水資源対策(資源の循環化、雨水の利用等)
- 自然環境や生物の生息・生育環境に配慮した河川及び海岸等の整備
- 緑地及び公園面積の推移等、都市生態系内における人間活動との関連性等を含めた現況把握

#### 【農地生態系】

- 環境保全型農業の推進(環境に配慮した病害虫防除技術の開発・普及、エコファーマーの育成等)
- 農薬及び肥料の適正利用の推進
- 赤土等流出防止対策の推進
- 農地面積の推移等、農地生態系内における人間活動との関連性を含めた現況把握

#### ■課題解決に向けた目標設定及び施策は第3章に記載

##### 第3章 3-1-6 赤土等流出の防止(P124～P125に記載)

###### ①赤土等流出の防止

##### 3-2-6 都市生態系・農地生態系の保全・再生 (P148～P153に記載)

###### ①自然環境に配慮した憩い潤いのある緑・水辺づくりの推進

###### ②廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理、水資源対策の推進

###### ③ヒートアイランド現象に関わる対策の推進

###### ④環境保全型農業の推進



## 植物

## 【植生】

- ◆ 本県の森林面積は、1,052km<sup>2</sup>と土地利用面積の46.2%を占めており、森林生態系を構成するイタジイ等の森林は、水源の涵養や土砂流出等の災害防止、自然環境や生活環境の保全、木材等の供給など多面的な機能を有しており、県民生活に重要な役割を果たしています。
- ◆ 沖縄島北部地域には、主に粘板岩などの風化した土壌を土台に、イタジイが優占するオキナワシキミースダジイ(イタジイ)群集が広範囲に分布しています。風の強い山頂部等には、オキナワテイショウソウマテバシイ群集が、山麓部ではオキナワウラジロガシが優占した林分もみられます。
- ◆ 沖縄島中南部は古くから集落が発達し、耕地化が進んでいるため、自然植生は戦禍をまぬがれた御嶽林や断層崖に残る林分のみとなっています。同じ常緑広葉樹林でも北部のシイ型の森林とは違い、リュウキュウガキ・ガジュマルなどで特徴づけられるリュウキュウガキーナガミボチョウジ群団の植生であり、この植生は隆起サンゴ礁や泥岩等を基盤にもつ地域に共通の植生です。
- ◆ 宮古諸島のほとんどの地域は、さとうきび畑等の耕作地として利用されています。自然植生は、海岸付近の断崖、御嶽等に分布するのみとなっており、宮古島の北西から南東方向に走る断層崖の尾根筋に残っています。
- ◆ 石垣島と西表島の丘陵地から山地にかけては、亜熱帯常緑広葉樹林のケナガエサカキースダジイ群集のシイ林が生育し、西表島では樹高が15mに達する密林が形成されています。山麓部には、オキナワウラジロガシ群集などが生育し、局所的にはヤエヤマヤシ林も分布しています。



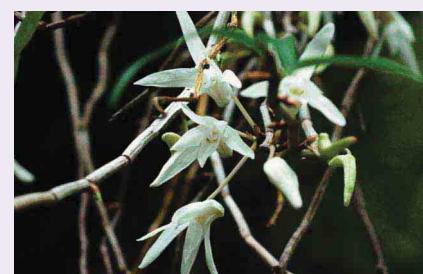
森林植生(本島北部)



於茂登岳(石垣島)

## 【植物相】

- ◆ 植物相をみると、琉球列島に自生する維管束植物は約1,600種であり、日本本土の植物相と比較すると、単位面積当たりで琉球列島は日本本土の45倍も種数が多くなっており、琉球列島の植物相は、種数が豊富です。また、各分類群の構成種を比較すると、琉球列島はシダ植物の占める割合が大きい一方、裸子植物の種数がきわめて少なく、これはこの地域が亜熱帯気候にあることと関係しています。
- ◆ 沖縄島北部地域の自然度の高い森林には、オキナワセッコクやクニガミトンボソウなど、固有な植物が生育しています。
- ◆ 石垣島や西表島の森林には、ヤエヤマカンアオイやヤエヤマクマガイソウなど、宮古島の海岸付近にはイラブナスピビやインドヒモカズラ、沖縄島及



オキナワセッコク

び離島に分布するマングローブ林にはオヒルギやメヒルギ、ハマジンチョウなどのマングローブ域特有の植物が生育しています。

## 動物

- ◆本県は多くの島しょに分かれ、過去に幾度にもわたる陸地化や水没を経る地誌的变化を経たことから、固有種や分布上の北限あるいは南限とする種を多数含み、「東洋のガラパゴス」として世界的にも注目されています。中でも特別天然記念物としてイリオモテヤマネコ、ノグチゲラ、カンムリワシ、アホウドリ、天然記念物としてケナガネズミ、ヤンバルクイナ、ヤンバルテナガコガネ等の計13種が国より指定されており、種を対象とした国指定天然記念物(特別天然記念物含む)の2割以上が本県に生息しています。

### 【哺乳類】

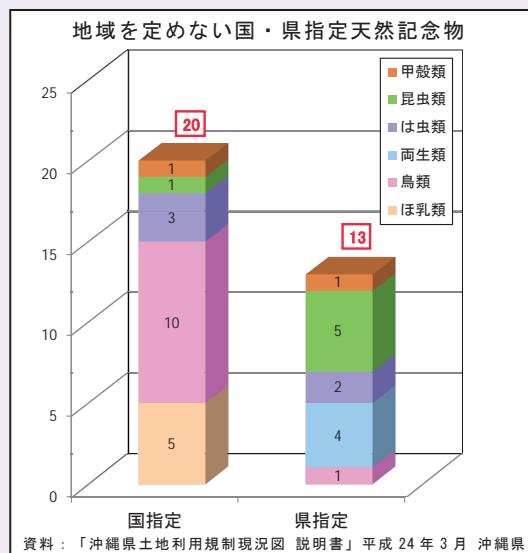
- ◆沖縄島・石垣島・西表島の森林にはオキナワトゲネズミや全長60cmに達する日本最大のケナガネズミ、ヤエヤマオオコウモリ、県内の平地や低地にはオオコウモリ類やハツカネズミ類が生息しています。そのほか、北・南大東島にダイトウオオコウモリ、慶良間諸島にケラマジカ、西表島にイリオモテヤマネコやカグラコウモリ等が生息しています。

### 【鳥類】

- ◆沖縄島北部地域の山地には、大木に穴をあけ営巣するノグチゲラや、夜間に樹上で休息するヤンバルクイナ、リュウキュウオオコノハズク等、固有種を含む多くの森林性の鳥類が生息しており、沖縄島中南部地域の低地では、樹林にメジロやシジュウカラ等、田畠や草地にミフウズラ、湿地にはリュウキュウヨシゴイなどがみられます。
- ◆宮古諸島にはキンバト、カラスバト、ズグロミゾゴイ、石垣島・西表島の森林にはリュウキュウキビタキやカンムリワシ等が生息しています。平野部の湿地や水田にはムラサキサギ等が採餌に訪れます。
- ◆沖縄県内は渡り鳥の中継地でもあり、秋にはサシバやアカハラダカのほか、アジサシ類やクロツラヘラサギ等が一時的な飛来地として利用しています。

### 【爬虫類】

- ◆沖縄島北部地域や渡嘉敷島、久米島にはリュウキュウヤマガメ、八重山諸島にはセマルハコガメが発達した二次林や自然度の高い山地森林でみられます。
- ◆林縁や裸地等のやや開けた環境には、島や標高によって棲み分けするオキナワトカゲの仲間が生息しており、山地にバーバートカゲ、平地にオキナ



ケナガネズミ



ヤンバルクイナ



カンムリワシ



リュウキュウヤマガメ

ワトカゲ、宮古以南ではキシノウエトカゲが生息しています。

- ◆有毒であるハブ類は、沖縄島周辺地域にハブとヒメハブ、八重山諸島ではサキシマハブが生息しています。このほか久米島の河川には、世界でも数少ない水生のキクザトサワヘビがみられます。



大木の樹洞(ウロ)



ヤンバルテナガコガネ

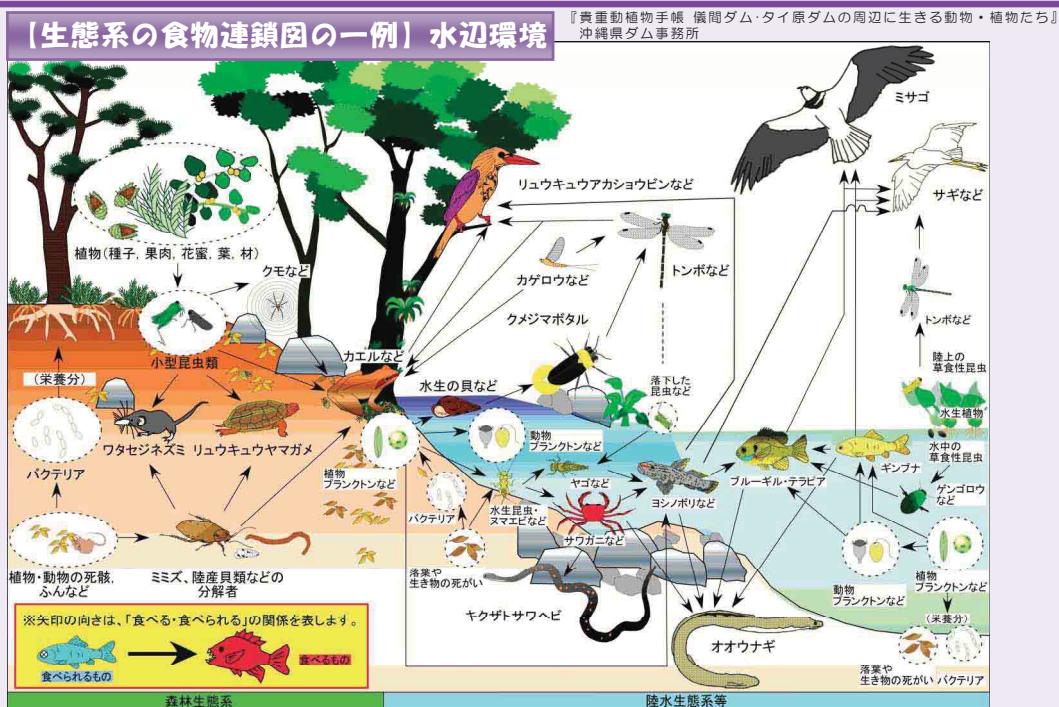


コノハチョウ

- ◆本県では、現在、数千種の昆虫類が記録されており、南方系の種類や台風等で飛来する渡り昆虫が多く、固有種が多い特徴を有しています。
- ◆沖縄島北部地域の自然度の高いイタジイ林には多くの昆虫が生息し、代表的な固有種としてイタジイなどの大木の樹洞(ウロ)にヤンバルテナガコガネやオキナワマルバネクワガタ等が生息しています。オキナワサナエ等、固有の渓流性トンボ類も多く生息し、本部半島などの石灰岩地域には県指定天然記念物のコノハチョウがみられます。
- ◆沖縄島中南部地域の低地では、主に石灰岩地に成立した樹林にコブナナフシ等の森林性昆虫が見られます。また、久米島には世界的にも珍しい水生のクメジマボタルが生息しています。
- ◆沖縄島周辺地域と宮古以南の島々では生息する昆虫の構成種は大きく異なり、宮古諸島では樹林にミヤコマドボタル等がみられます。
- ◆石垣島・西表島では、イタジイ等の森林に樹洞性のヤエヤママルバネクワガタ等の森林性昆虫が生息しています。また、河川にはイリオモテミナミヤンマ等、固有の渓流性トンボ類が生息しています。
- ◆与那国島では、平地に湿地帯が多く、ゲンゴロウ類などの多くの水生昆虫の生息地となっています。

#### 一口メモ：生態系の食物連鎖について

主に森林生態系でみられる動植物においても、採餌や営巣等のため陸水生態系等へ行動圏を広げる種もみられ、それぞれの生態系は食物連鎖を通して、深く結びついています。

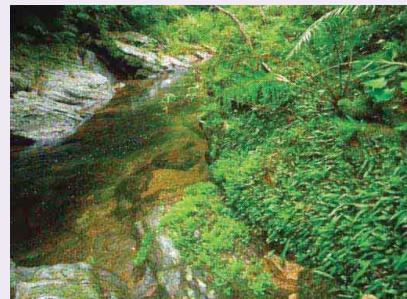




## コラム

# 沖縄県の陸水生態系でみられる動植物とは？

- ◆ やんばる地域に代表される沖縄島北部地域は、中流から上流以上の区間は海岸段丘による地形的条件から遡上可能な生物種が限られ、主に甲殻類や水生昆虫類、オオウナギやヨシノボリ類といった一部の魚類のみを主とした生物相となっています。
- ◆ 県内河川に生息する多くの生物は、生活史の中で海と河川を行き来する両側回遊性の種となっています。しかし、中にはキバラヨシノボリ・アオバラヨシノボリ・クメジマオオサワガニ・ケラマサワガニの様に一生を淡水域で生活する種や、琉球列島の河川のみで生息している種もあり、更に琉球列島独自の環境で分化していった種もあり、これらの種の貴重性は学術的にも明確に知られるようになってきました。



溪流植生

### 植物

- ◆ 沖縄島北部地域の河川沿いには溪流植生が発達しており、クニガミトンボソウやクニガミサンショウウツル等の希少種を含め、リュウキュウツワブキやサイゴクホングウシダ、アオヤギソウ等がみられます。
- ◆ 石垣島や西表島の河川には、イシガキスミレやイリオモテトンボソウ等の溪流植物がみられます。



アオヤギソウ

### 魚類・甲殻類・貝類・水生昆虫類

- ◆ 沖縄島北部地域は、中南部地域の河川に比べると人為的影響が少ないことなどから、比較的河川生物の種類が豊富で、魚類のヨロイボウズハゼやヒラヨシノボリ等、甲殻類のオキナワオオサワガニ、オキナワミナミサワガニ、アラモトサワガニ等、貝類のマルタニシ、水生昆虫類のオキナワミナミヤンマ、カラスヤンマ等といった、学術的に貴重な生物が生息しています。
- ◆ 人間活動が活発な沖縄島中南部地域の河川においては、生活雑排水、畜舎排水等の流入による水質汚濁や、これまでの治水機能のみを重視した河川整備や外来生物の侵入等により、河川生物の生態系は攪乱を受けていますが、自然が残っている一部の地域では魚類のメダカやタイワンキンギョ、甲殻類のサカモトサワガニ、オキナワオオサワガニ等の貴重種が生息しています。
- ◆ 石垣島、西表島では比較的大きな河川が多く、河口には沖縄島と比べると規模の大きいマングローブが発達し、多種多様な生物相が形成されています。平野部の広い石垣島では、感潮域の下流から平野部の中流域、山地部の上流域といった河川形態区分が明瞭なものとなっています。また、西表島では、中流付近に位置する区間が海岸段丘のため、感潮域の下流域から直ぐに上流域の河川形態となる独特な河川環境を有しており、両島に生息する生物には南方系の生物が多くみられ、沖縄島の河川とはやや異なった生物相となっています。



ヨロイボウズハゼ

## 両生類

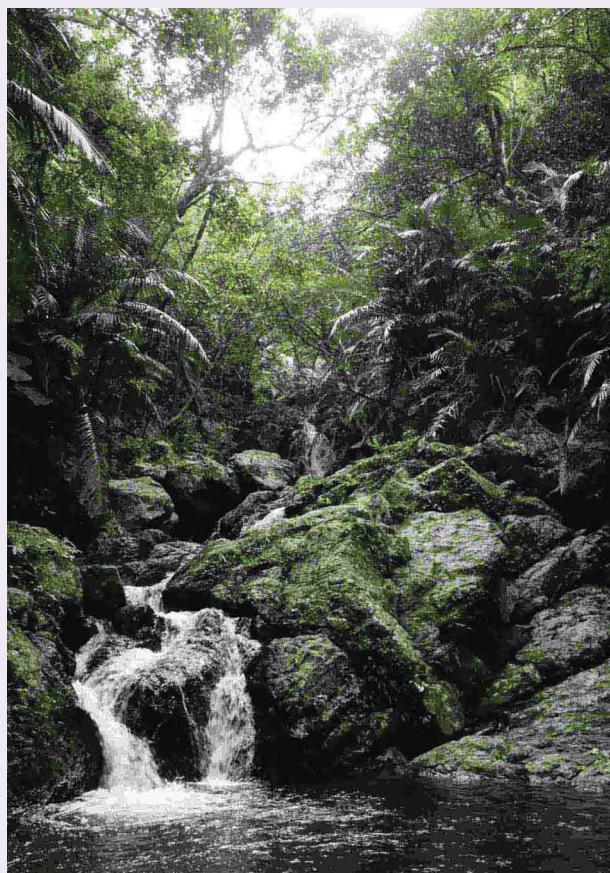
- ◆ 沖縄島北部地域や石垣・西表島の山地河川では、地域固有性の高い森林性カエル類、沖縄島周辺地域にはイボイモリをはじめとしたイモリ類が繁殖しています。
- ◆ 沖縄島北部地域の森林河川には琉球列島固有のイシカラガエルやホルストガエル、ハナサキガエルなどがみられます。この他、沖縄島や渡嘉敷島では森林内の水たまりなどで固有のイボイモリが繁殖しています。
- ◆ 沖縄島中南部地域では、ヒメアマガエルやオキナワアオガエル、ヌマガエルといった開放環境を好むカエル類を中心とりますが、森林の保たれた一部の河川や池ではイボイモリ幼生が生息し、湧水を伴った森林環境にはシリケンイモリが多くみられます。
- ◆ 宮古諸島では、ため池や水路等の開放環境にサキシマヌマガエルや、この地域に固有のミヤコヒキガエルが繁殖しています。
- ◆ 石垣島・西表島では、森林河川に依存するハナサキガエル類が生息し、山地渓流にコガタハナサキガエル、主に低地にオオハナサキガエルとすみ分けています。林内の湿地にはヤエヤマハラブチガエル、樹洞(ウロ)の水たまりで繁殖するアイフィンガーガエルなどのカエル類が見られるほか、開放環境にはサキシマヌマガエルやヒメアマガエル等が生息しています。



ホルストガエル



イボイモリ



沖縄島北部の河川環境



## コラム

### 沖縄県の沿岸・海洋生態系でみられる動植物とは？

#### サンゴ礁

- ◆ 本県は黒潮の流路にあり、約400種余の造礁サンゴ類が生息しています。島々の周囲にはサンゴ礁が発達し、その生物生産性は、熱帯の森林地域と同様に、魚類、貝類、甲殻類等の多種多様な生物に生息場を提供しています。この様な造礁サンゴ類を中心とした生態系は、本県の特異的な陸域の生物相とともに、世界に誇ることができる財産です。
- ◆ 造礁サンゴ類がつくりだすサンゴ礁は、自然の防波堤として県土の保全に大きな役割を果たしているほか、景観、漁業や観光の資源、学習や研究の場、人と自然との触れ合い活動の場として、恵みをもたらしています。
- ◆ 本県では、石西礁湖と呼ばれる石垣島と西表島の間に広がる日本最大のサンゴ礁(東西に約20km、南北に約15km)や宮古島の北に広がる八重干瀬、また沖縄島への幼生の主な供給源と考えられる慶良間諸島海域などが主にサンゴ礁の分布域として知られています。また白保海域に広がるアオサンゴや近年久米島沖合で発見されたヤセミドリイシなど、大群落となる場合があります。



造礁サンゴの分布

#### 一口メモ：オニヒトデの大量発生の原因について

オニヒトデの大量発生は琉球列島を中心として、九州や四国、紀伊半島沿岸でも起こり、各地でサンゴに被害をもたらしています。大量発生の原因是今のところはっきりと分かっていませんが、以下のような説があげられています。

##### (1) 自然増減説

温度、塩分、オニヒトデ幼生の餌である植物プランクトン量の自然変動がオニヒトデ幼生の生存率に影響し、成体の個体数が増加するという説。

##### (2) 捕食者減少説

オニヒトデの捕食者であるホラガイや魚が、人間による捕獲によって減少した結果、生き残るオニヒトデの個体数が増加したという説。

##### (3) 栄養塩増加説

陸地の開発によって、生活排水や赤土などが海へ流出して、海水中の窒素やリンなどの栄養塩が増加することで、植物プランクトンが増加し、それを餌とするオニヒトデ幼生の生存率が上がり、成体の個体数が増加するという説。

これらの説のうち、栄養塩増加説が最も有力視されています。

人間の活動がオニヒトデの大量発生を引き起こしている可能性が大きいことから、我々人間がその原因を抑制するための対策を実施していくなければなりません。

## 藻 場

- ◆ 比較的波の穏やかなサンゴ礁のイノー(礁池)内の砂礫底には、リュウキュウスガモやリュウキュウアマモ等からなる熱帯性海草藻場が形成されています。熱帯性海草藻場は、サンゴ礁と同様に生物生産性や種の多様性の高い場所であるほか、産卵場や稚魚、幼生が成長する場として機能し、「海のゆりかご」として知られています。また、熱帯性海草藻場を形成する海草類は、国際的にも貴重とされる国の天然記念物であるジュゴンのほか、アオウミガメや魚類等の直接の餌となっています。
- ◆ 海草類は、光合成によって成長する為、水中に酸素を供給しています。また、底質や海水中の栄養分を吸収し、海域を浄化・維持する機能を有しています。さらに、海底に張った地下茎は底質を安定させ、波浪等から生物の生息・生息環境の安定に役立っています。
- ◆ 海藻類によって形成される藻場には、コンブ、ワカメ等の海中林、ホンダワラ類のガラモ場等が知られていますが、本県にはガラモ場が小規模で存在する程度です。しかし、中国大陸～南西諸島～九州近海のホンダワラ類は、黒潮にのって本州近海を北上し、魚類の幼稚仔魚の繁殖場や、餌場となっている流れ藻を形成していくことが知られています。



イノー内の海草藻場



リュウキュウスガモ



藻場内のアオウミガメ



ガラモ場に群れるスク(アミアイゴ)の稚魚

## 干潟

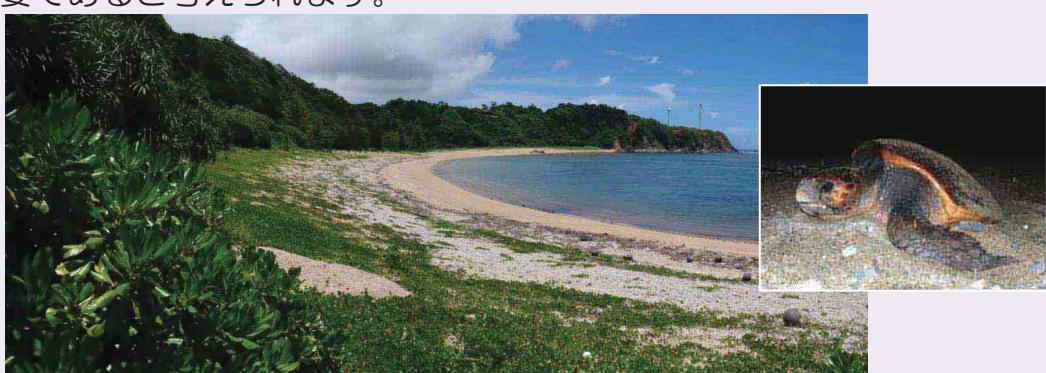
- ◆ 干潟には、陸地からの栄養分が流れ込むことと、遠浅で潮の干満があり光と空気が十分に供給されるために、ゴカイや貝、カニ、エビ、稚魚など多くの小動物と、それらを餌にする多くの鳥類がみられます。
- ◆ 人間が川や海に流した生活排水は、干潟の微生物によって分解され、底生動物や鳥などの食物連鎖によって浄化されています。
- ◆ 本県では、浦内川の様に比較的大きな河川がある西表島や石垣島、沖縄島にまとまつた規模の干潟が存在しています。ラムサール条約の登録湿地として那覇市の漫湖や石垣島の名蔵アンパルがあげられ、野鳥をはじめ、多くの陸水生物の良好な生息場となっています。
- ◆ 甲殻類や貝類等は、地盤高・底質等の生物環境要素の相違により、河岸から水路にかけて帯状分布を呈し、生物の生息の様子は潮の干満により異なり、環境教育や研究対象としても大きな可能性を有しています。
- ◆ オヒルギやメヒルギ等によって構成されるマングローブ林が発達した河川では、樹木による多量の落葉(リター)により、河口周辺の有機物の供給に大きな役割を担っています。主に甲殻類や貝類により採餌されたリターは糞として排出され、その他甲殻類や細菌等によって分解された後、栄養塩類となり水中に溶け込みます。マングローブ林より海域へ流れ出た有機物は、藻類や海草類の栄養源として利用され、陸水生態系のみならずサンゴ礁生態系にも大きな影響を与えています。



マングローブ林の発達した河川

## 海岸

- ◆ 干潟や藻場、砂浜、岩礁、マングローブ等で構成される海岸線周辺は、優れた景勝地やレクレーションの場となっているとともに、地域の生態系にとってそれぞれ重要な役割を担っている場所です。
- ◆ 本県はアカウミガメ、アオウミガメ、タイマイの3種類のウミガメが産卵のため上陸します。日本では、3種類のウミガメが産卵する地域は本県だけで、これら繁殖地を保護することは、ウミガメの保護を図る観点から重要であると考えられます。

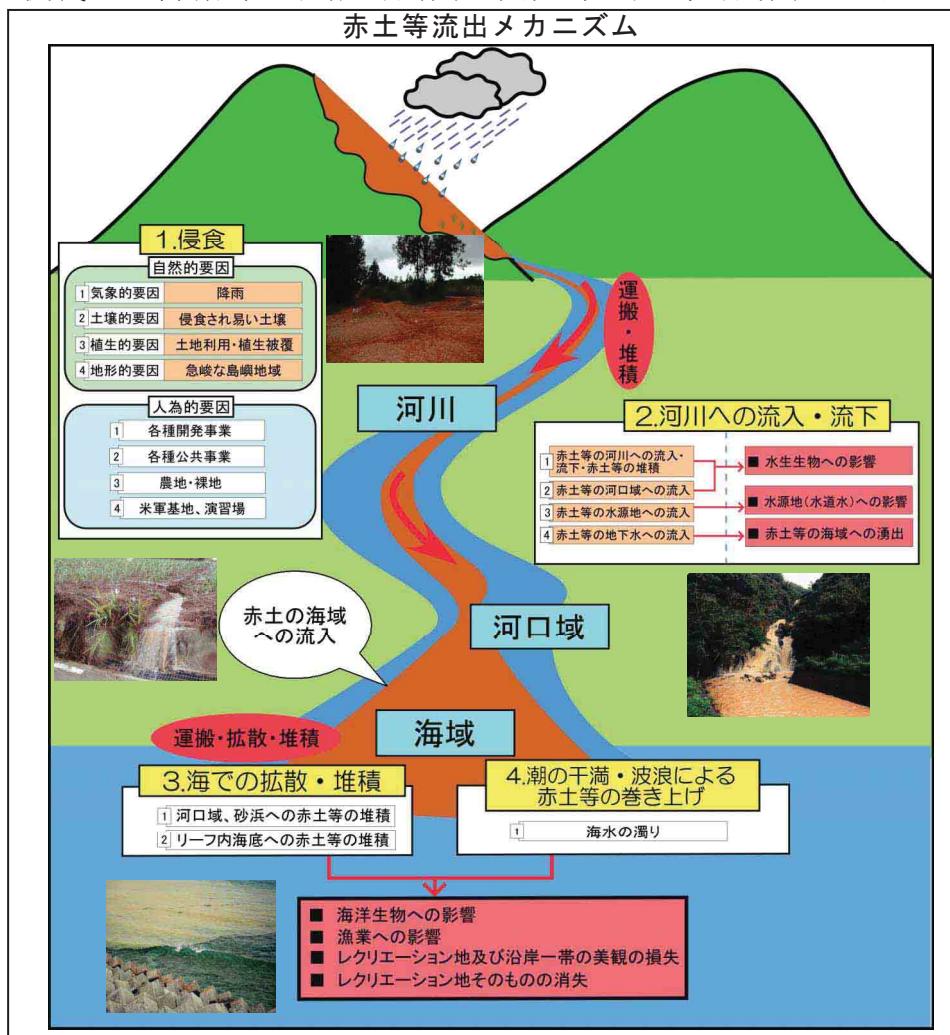


海岸植生の分布

## 2-2 赤土等流出の現況と課題

### 赤土等流出機構

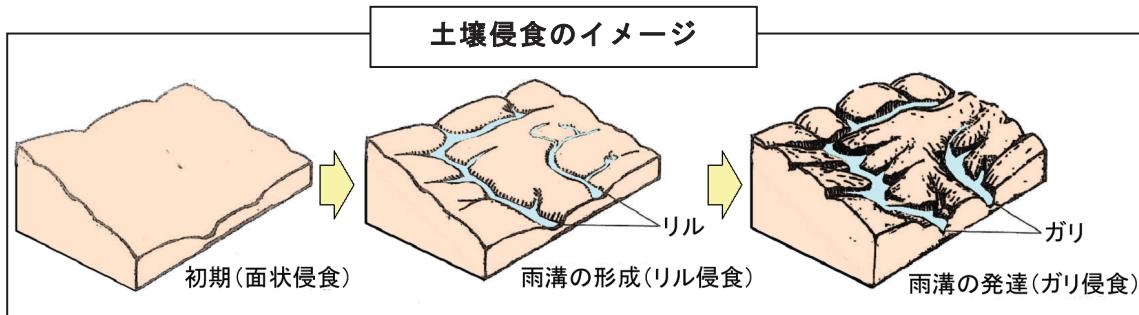
- 本県における赤土等流出問題とは、降雨により赤土等が河川や海域等に流出し、水域の水質や底質が悪化することによって、生態系、漁業、観光産業、利水等に影響を及ぼすことをいいます。
- 赤土等の流出は、侵食、運搬、拡散、堆積の過程で起こり、発生要因である侵食には降雨等の自然的要因と開発等の人為的要因が上げられます。



### 本県における侵食要因

侵食要因		概要
気象	降雨	亜熱帯地域特有のスコールや強い雨（沖縄の降雨係数は全国平均の約3倍）
土壤	侵食されやすい土壤	県土の約55%を占める国頭マージは、土壤粒子が細かく粘着力も弱く侵食されやすい。国頭マージ以外にも沖縄島中南部の沿岸にみられるジャーガル土壤やクチャ（泥岩）も侵食されやすい。
植生	土地利用・植生被覆	土壤への雨滴の衝撃が植物の枝や葉によって遮られ、また、根には土壤等流出防止効果があるため、植生の消失（裸地）は、土壤流出の重要な要因となる。
地形	急峻な島嶼地域	地形（傾斜角、斜面長、斜面の形状）の険しい地域は、土壤が侵食されやすく、畑地の場合、侵食が起きにくい限界勾配は受食性土壤（侵食しやすい土壤）では1～2°、耐食性の土壤では、6～7°である。
人為的	開発・公共事業等	開発及び公共事業、農地や裸地等の発生、米軍基地における実弾砲演習等。

- 地表の侵食過程は、土壤土粒子が斜面全体から流出する面状侵食に始まり、斜面全体に細かい雨溝を形成して土壤が流出するリル侵食があります。その後はより雨溝が深く発達した形態のガリ侵食に進みます。

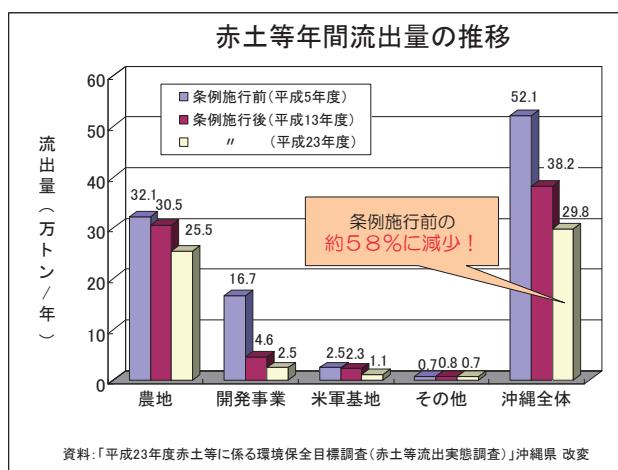


### 運搬・堆積・拡散

- 本県の地形は急峻であり、河川も急勾配で短小であるため、侵食された赤土等は直ちに河川に入り海域に運ばれていきます。
- 河口域からイノー(礁池)の浅海海域では、流れが緩やかになることに相まって赤土の沈降が海水によって助長されるため、堆積作用が促進されます。そのため、河口域及びイノー域では流出土砂の堆積が広くみられます。
- 一度堆積した赤土等は潮汐及び荒天時の波浪により再浮上し、徐々に外洋へと拡散していくものの、イノーのような閉鎖的な海域では外洋に流出するには、相当の時間を要します。

### 赤土等流出防止対策

- 本県は、本土復帰後の大規模な公共工事やリゾート開発等に伴い、赤土汚染は急激に悪化したことから、平成6年(1994年)に「沖縄県赤土等流出防止条例」を制定し、赤土等流出防止対策に取り組んできました。同条例施行により、赤土等流出防止に関する県民の意識が向上するとともに、開発事業に対して赤土等流出防止対策が義務付けられること等から、沖縄全体における赤土等年間流出量は条例施行前の約58%に減少したと推定されています。
- しかしながら、現在でも降雨時には農地からの赤土等の流出が見られる等、依然として赤土等流出による環境への負荷が続いている。その改善策として行政と地域住民及び関係機関が連携した取組（シンポジウム開催・協議会の設置等）が図られています。また、国や県による赤土等流出防止を目的とした各種事業が導入され、農地においても赤土等流出対策が進展しています。



## 2-2-1 赤土等流出による河川・海域への影響

### 現況

#### 河川

- 河川への赤土等の流入は、流下能力や自然の浄化機能の低下を招き、生活用水や工業用水としての水質を悪化させます。また、ダムへの赤土等の流入は、土砂の堆積による貯水量の減少や水源汚染を生じ、ダム機能を低下させます。
- 赤土等の沈降により、河川内の岩や礫における付着藻類が減少し、それらを摂食する水生昆虫類をはじめ魚類や甲殻類、貝類が減少するなど、生物群集の多様性に影響を及ぼします。



河川への赤土等流入

#### 海域

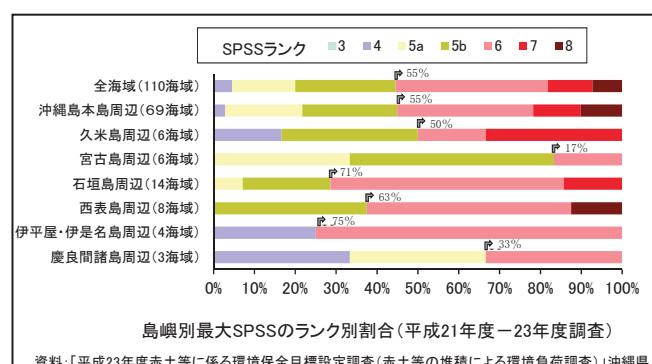
- 沖縄の沿岸には、サンゴ礁が発達、沖合のリーフと陸で囲まれた浅い海はイノー(礁池)と呼ばれ、閉鎖的となつており、流出した赤土等の大部分はイノーに堆積します。イノーに堆積した赤土等の粒子は、天候が悪化し、風浪が強くなると海中に再び舞い上がり海が懸濁します。



海域(イノー内)への赤土等流入

このようなことから赤土汚染は、降雨時の一時的なものではなく、サンゴ礁や干潟などへの慢性的な影響が懸念されています。

- 「沖縄県赤土等流出防止条例」施行に伴い、赤土等流出防止に関する県民の意識が向上するとともに、開発事業に対して赤土等流出防止対策が義務付けられたこと等から、陸からの赤土等の流出が減少しましたが、海域等の赤土等堆積状況は、沖縄県全域に設定した調査海域の半数以上において、明らかに人為的な赤土等流出の影響を受けていることがわかりました。



資料:「平成23年度赤土等による環境保全目標設定調査(赤土等の堆積による環境負荷調査)」沖縄県



## コラム

### 赤土等堆積状況を表すランクとは？

- ◆ 赤土等の堆積状況は、まず、河川及び海域の底質中の懸濁物質含量を測定し、河川では4つのランク、海域では9つのランクに分けて、わかりやすく評価しています。河川におけるランクⅢ以上、海域におけるランク6以上を人為的な赤土等の流出による汚染と見なしています。

#### 河川

ランク	懸濁物質含量 (kg/m <sup>3</sup> )	備考
I	10以下	・河川は4つのランクに分類
II	10～30程度	・ランクI～IIまでは自然界由来による懸濁物質の発生
III	30～100程度	・ランクIII以上は明らかに人為的な赤土等の流出による汚染と見なすことができる
IV	100以上	

#### 海域

懸濁物質含量 (kg/m <sup>3</sup> )		
下限	ランク	上限
	1	<0.4
0.4≤	2	<1
1≤	3	<5
5≤	4	<10
10≤	5a	<30
30≤	5b	<50
50≤	6	<200
200≤	7	<400
400≤	8	

- ・海域は9つのランクに分類
- ・ランク1～5bまでは自然界由来による懸濁物質の発生
- ・ランク6以上は明らかに人為的な赤土等の流出による汚染と見なすことができる

資料：「赤土等流出防止対策ハンドブック（平成21年3月）」（沖縄県）

## 2-2-2 赤土等流出による漁業・観光・レクリエーションへの影響

### 現況

#### 漁業

- 定置網や刺網等への赤土等の付着により、漁業者が様々な負担（漁獲量の減少や設置網の洗浄、漁場の移動など）を受けています。
- 赤土等による汚染は、沖縄沿岸域のオキナワモズク、ヒトエグサ、マダイ等の養殖漁業にも大きな影響を及ぼしています。収穫前のオキナワモズクやヒトエグサの粘質の部分に赤土等が付着してしまうと、商品価値は著しく損なわれてしまいます。
- 潜水器漁業、素潜り漁業、追込網漁業等は、直接漁業者が海に潜るので、赤土等によって濁ると海の中が見えなくなり、極めて危険であるばかりでなく操業することができなくなることもあります。



サンゴ礁に堆積する赤土



海草類に付着した赤土

#### 観光・レクリエーション

- 赤土等の流出により、優れた景勝地やレクリエーションの場となっている干潟や藻場、砂浜や岩礁、マングローブ等で構成される海岸線周辺の景観が影響を受けています。また、ダイビング、ウインドサーフィン等のマリンスポーツ・マリンレジャーへの被害など、沖縄経済振興の主軸である観光産業にも影響を及ぼしています。



湾内での赤土等流入

## これまでの取組と今後の課題

### 取組実績の例

- ・赤土等流出防止条例に基づく公共工事における流出対策の実施
- ・赤土等流出防止条例による規制・指導等  
(届出等の審査・監視・指導等、赤土等流出防止計画の策定における県内 11 市町村での流域協議会の設置、赤土等流出危険度マップの作成、啓発指導、開発事業現場のパトロール、赤土等流出防止交流集会・赤土等流出防止講習会の開催、堆積土砂利用技術の開発)
- ・赤土等流出対策支援システムの構築
- ・水質保全対策事業(耕土流出防止型)における農地での対策実施調査、開発現場での対策実証調査
- ・赤土等堆積量の把握、赤土等堆積状況等定点観測調査(SPSS 測定・サンゴ被度調査)
- ・ネットワークの確立(赤土等流出防止対策協議会の開催、監視員の設置)
- ・「赤土等ガイドブック」や「赤土等流出防止対策ハンドブック」の作成
- ・「農地対策マスタートップラン」の策定

### 課題

- 河川・沿岸海域における赤土等の堆積の防止
- 河川生態系への影響の把握及び回避、低減
- 海域への赤土等流出によるサンゴ礁への影響の把握及び回避、低減
- 沿岸漁業への被害の解消
- 自然景観の悪化の防止
- 観光関連産業への影響の回避、低減
- 農地の赤土等流出防止対策
- 開発事業現場の赤土等流出防止対策
- 米軍基地の赤土等流出防止対策

■課題解決に向けた目標設定及び施策は第3章に記載

第3章 3-1-6 赤土等流出の防止(P124~P125に記載)

①赤土等流出の防止

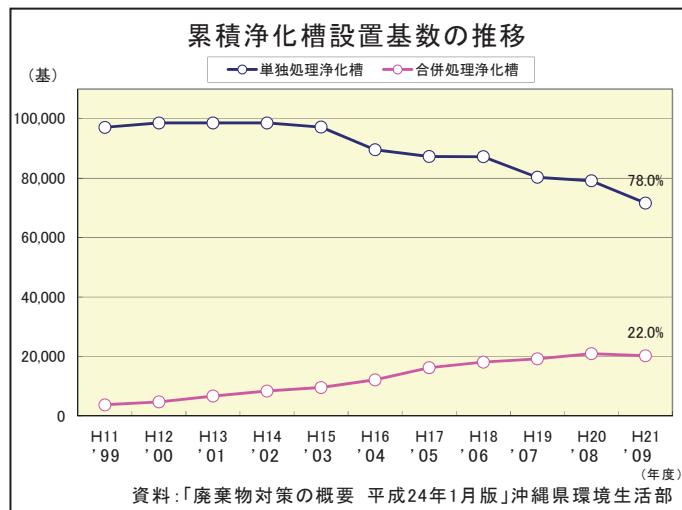
## 2-3 廃棄物の現況と課題

### 2-3-1 一般廃棄物

#### 現況

##### 施設等の状況

- 県内41市町村のごみ焼却施設は、40市町村33施設が整備されており、残り1町の整備促進を図っています。最終処分場は、27市町村20施設が整備されていますが、南部圏域では那覇市・南風原町以外に最終処分場がなく、一部は他市町村に埋立を委託しており、早急な施設整備が課題となっています(平成24年(2012年)3月末現在)。



- 平成21年度(2009年度)までに、県内に設置された浄化槽は91,850基で、そのうち合併処理浄化槽の占める割合は22.0%(20,229基)となっており、合併処理浄化槽の普及が十分に進んでいるとはいえない状況です。
- 県では空き缶や吸い殻等のごみの散乱防止、環境美化を図るため、「ちゅら島環境美化条例」や「ちゅら島環境美化基本方針」を策定し、県民や事業者、市町村及び県が一体となって環境美化に取り組んでいます。
- 平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災を例に、地震や津波等の災害時には大量の廃棄物発生が懸念されることから、今後は広域的処理を考慮した他府県との調整や連携、行政や民間も含めた各主体との協力・支援体制の確保、有害物質等に係る国からの情報収集等に努める必要があります。

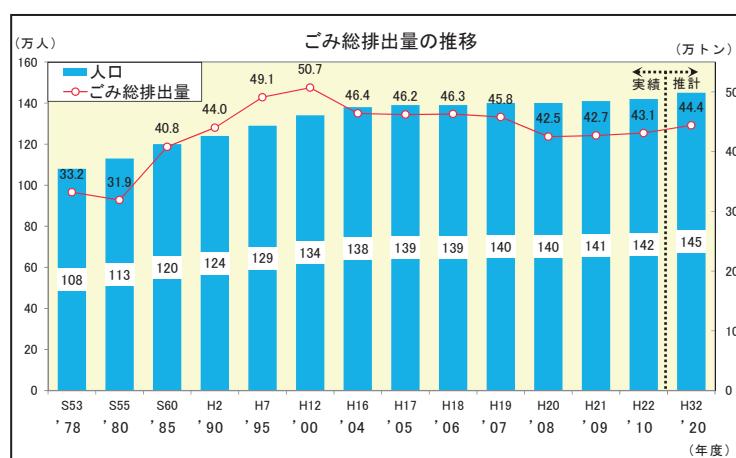


地域と連携した環境美化活動(大宜味村)

##### 観光客増加により懸念されるごみ問題

- 人口増加を踏まえたごみ総排出量の将来推計は、実績値(平成22年度(2010年度))と比べて平成32年度(2020年)では若干増加する見込みです。

本県では、平成33年度(2021年度)までの入域観光客数目標値を1千万人と掲げており、現況で一般的に観光客が良く訪れる市町村では近隣の他市町村と比べてごみ排出量が多い傾向にあることから、今後も継続的な廃棄物の適正処理や対策等が望まれます。

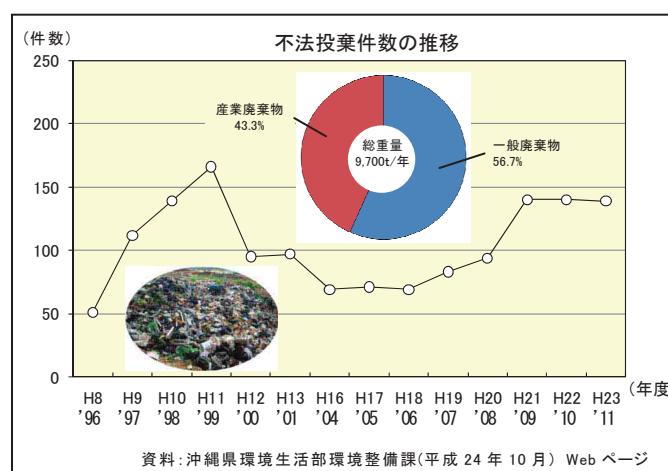
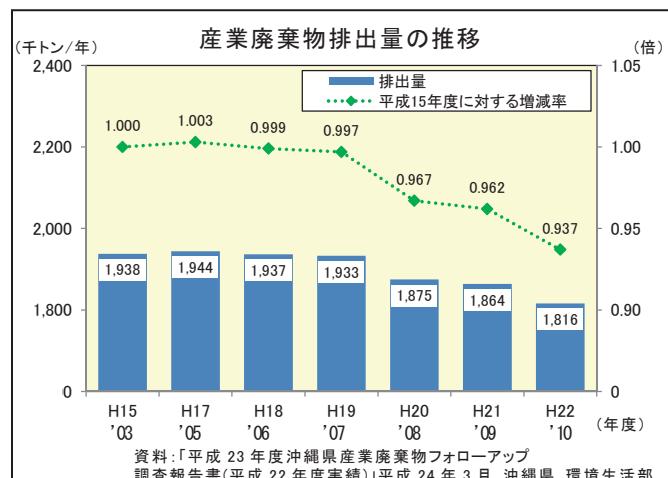
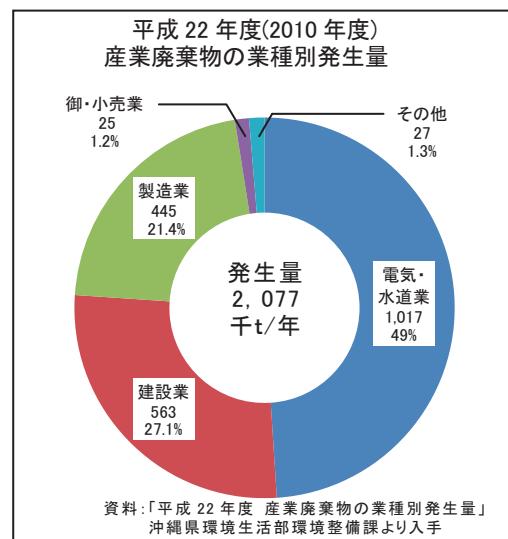


今後も継続的な廃棄物の適正処理や対策等が望まれます。

## 2-3-2 産業廃棄物

### 現況

- 県内の産業廃棄物発生量は約207万7千トンで、業種別では電気・水道業、建設業及び製造業の3業種で9割強を占めています(平成22年度(2010年度))。
- 県内の産業廃棄物処理施設は、脱水や焼却による減量化や破碎等を行う中間処理施設140施設、埋立を行う最終処分場が18施設の計158施設あります(平成22年度(2010年度)末現在)。
- 県内の管理型最終処分場は、残余容量がひっ迫している一方、民間による新たな立地が長期にわたり困難となっています。民間が排出事業者処理責任を果たしていく基本姿勢と公共が政策的に関与するという基本認識の下、県では産業廃棄物の適正処理を確保し、県土の生活環境の保全と健全な経済社会活動を支えるため、新たな最終処分場の用地確保や事業主体の設立などに取り組んでいます。
- 産業廃棄物は、脱水や焼却等の処理により減量化を行った後、最終処分されています。産業廃棄物排出量の推移は、平成17年度(2005年度)以降、減少傾向にあり、平成22年度(2010年度)の排出量は、平成15年度(2003年度)に対し約6%減少しています。これは、県民・事業者の環境意識の高まりや循環型社会形成に向けた施策の効果、経済動向を含めた様々な要因が影響していると考えられます。
- 県では、税という経済的手法により産業廃棄物排出のさらなる抑制を促進するため、平成18年度(2006年度)から沖縄県産業廃棄物税を導入しています。
- 不法投棄件数については、平成11年度(1999年度)をピークに減少に転じたものの近年では再び増加傾向にあり、平成22年度(2010年度)においては重量別で一般廃棄物が約6割、産業廃棄物が約4割となっており、市町村や警察等の関係機関との連携のもと、監視パトロールを行うとともに悪質な事案については厳正に対処しているところです。



## 2-3-3廃棄物の再生利用

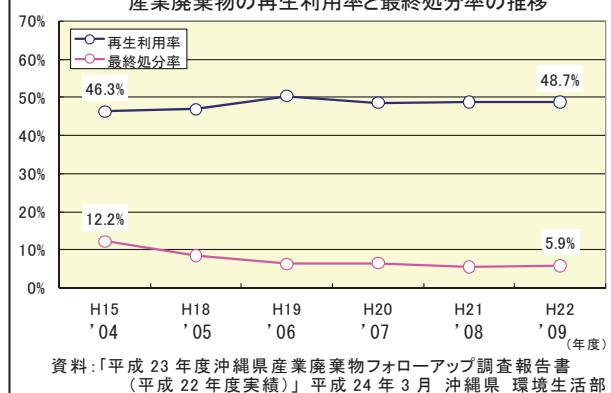
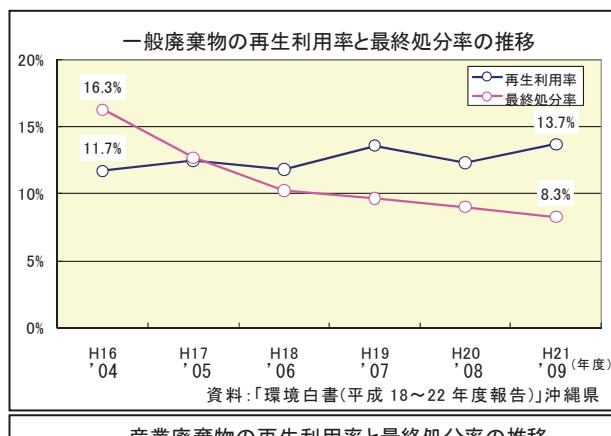
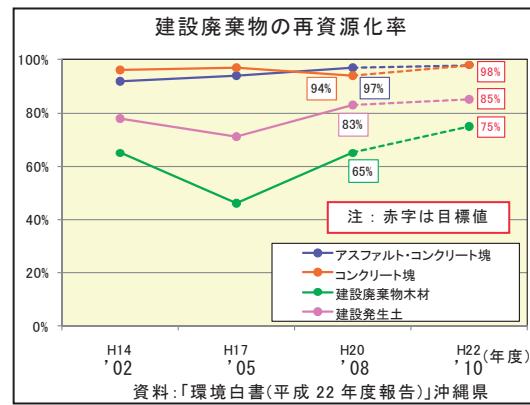
### 現況

- 本県は、島しょ県である地理的特性から県境を越えた廃棄物の広域的処理が難しく、可能な限り県内での資源循環が必要であり、県では3R(廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用)による資源循環を促進することで最終処分量の低減を図るとともに、適正処理の確保に努め、持続可能な循環型社会の形成を推進しています。

- 本県における近年の再生利用率は、一般廃棄物が13.7%で、産業廃棄物が48.7%となっています。最終処分率は、一般廃棄物が8.3%となっており、産業廃棄物が5.9%となっています。

- 県では、建設リサイクル法に基づく分別徹底の指導やリサイクル資材評価認定制度(ゆいくる)の推進により建設廃棄物の抑制と再資源化を推進しています。現状として建設廃棄物の再資源化率のうち、建築発生木材(約65%)は、アスファルト・コンクリート塊(約97%)、コンクリート塊(約94%)、建設発生土(約83%)と比較すると低くなっています。建築発生木材は、沖縄本島では木質燃料ペレット化など再利用されているものの、離島においては再資源化施設が整備されていないため、再生利用が進んでいません。

- 県では、産業廃棄物税を活用し、県内の事業者等が実施する産業廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを推進するための施設・設備の整備や研究開発に要する費用を助成しています。
- しかしながら、県内では循環資源(廃自動車や古紙等)を中国や東南アジアへの輸出に依存するといった問題も発生しており、今後、その循環ルートが滞ってしまった際の廃棄物処理の停滞や空洞化が懸念されています。
- 県内での資源循環化を定着させていくためには、一般及び産業廃棄物の再資源化とともに、県や民間が一体となって再資源化製品を積極的に活用することが必要です。
- 資源循環化の定着とともにサーマルリサイクル(廃棄物からの熱エネルギー回収による有効利用)を含めた廃棄物処理の在り方についても、一人ひとりが認識を持ち、さらなる地球環境への影響低減に努めることが必要です。



## これまでの取組と今後の課題

### 取組実績の例

- ・ごみ減量化の普及啓発(ごみ減量・リサイクル週間の設定)
- ・県産リサイクル製品利用促進事業による認定(3製品)、普及啓発
- ・個人の合併処理浄化槽設置時の補助金交付(平成22年度(2010年度)事業まで)
- ・不法投棄監視員及び廃棄物監視指導員の配置による廃棄物の不適正処理及び不法投棄防止対策
- ・特別管理廃棄物の適正処理における監視・指導の実施、P C B 廃棄物保管事業者へ適正保管の指導
- ・公共関与産業廃棄物管理型最終処分場の整備に向けた住民の合意形成に向けた取組
- ・建設リサイクル資材(ゆいくる)の利用促進による最終処分量の減量等
- ・発生抑制・リサイクル施設整備等への補助金交付
- ・産業廃棄物税の導入による排出量減量化の誘導
- ・沖縄県堆肥センター協議会の設置(経営の健全化、堆肥の流通促進、堆肥化システムの検討等)
- ・下水汚泥のコンポスト化、緑農地還元による有効利用
- ・浄化槽設置者講習会実施(平成21年(2009年)7月より)
- ・米軍基地から排出される廃棄物の状況調査、廃棄物の分別や適正処理における要請
- ・マイバッグ持参の促進、スーパー等県内流通事業者とのレジ袋削減に係る協定締結(レジ袋有料化)
- …等

### 課題

- 島しょ県という本県の地域特性を踏まえ、廃棄物の減量化など環境負荷を軽減する循環型社会を構築する必要があり、県内で発生した廃棄物の有効活用を図るための仕組みづくり
- 産業廃棄物の再生利用率は、全国平均(40.5% 平成21年度(2009年度))より高水準にあるが、横ばいで推移していることから、より一層の循環的利用の取組が必要
- 離島市町村における効率的なごみ処理体制の構築
- 産業廃棄物処理施設は、管理型最終処分場の残余年数が3.3年(平成22年度(2010年度))と残余容量がひっ迫しており、早期に整備する必要があるが、地域住民等の理解など、施設整備に向けた環境の整備
- 廃棄物の不法投棄等の不適正処理は、地域の生活環境に支障を及ぼすばかりでなく、自然環境や景観を損ねるなど大きな社会問題となっており、適正処理や環境美化に対する意識の向上
- 環境美化については、県民参加型の全県一斉清掃イベント等を行っているものの、依然、道路、公園、観光地等公共の場に散乱する空き缶・たばこの吸い殻等が見受けられ、生活環境や街の美観を損ねていることから、県民の意識向上等を図ることが必要
- 災害時における廃棄物対策の検討
- リサイクル関連産業の創出・拡大

■課題解決に向けた目標設定及び施策は第3章に記載

第3章 3-1-7 廃棄物・リサイクル対策の推進(P126~P127に記載)

①廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理の推進



## コラム 「4R」、「5R」とは？

- ◆ 他の都道府県のなかには、ごみ減量化策として「4R」、「5R」を推進しているところもあります。
- ◆ 4つめの「R」は、「Refuse」(断る)というもので、「レジ袋を断る」とか、「過剰包装を断る」などごみになるものを受け取らないという意味です。その他、「Repair」(修理して大切に使うこと)や「Refine」(適切に分別すること)などの「R」があります。
- ◆ この計画では、「Reduce」(発生抑制)には、「Refuse」や「Repair」なども含まれ、「Refine」は「Recycle」(再資源化)に含まれると考え、「3R」としています。



## コラム 食品産業の食品廃棄物などの実態

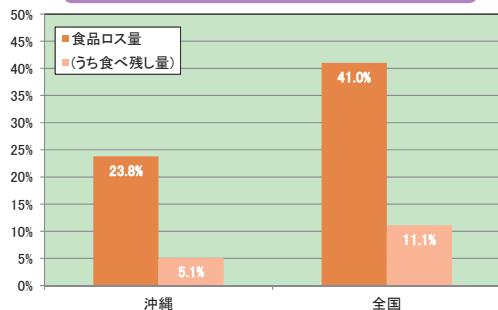
- ◆ 全国の食品製造業や外食産業などの食品産業における平成21年度(2009年度)の食品廃棄物などの実態は次のとおりです。
 

食品産業全体の年間総発生量(推計値)は約2,272万トン  
国民1人あたり年間約179kgの食品廃棄物などを発生させている  
ことになります。
- ◆ 一方、私たちが食堂やレストランで食べ残す量の割合は3.2%と少ない反面、特にお酒を伴う「結婚披露宴」が19.6%、「宿泊施設」が14.6%、「宴会」が14.0%にのぼるという調査結果もあります。
- ◆ 事業者の方だけではなく、私たち一人ひとりが適量注文を心がけ食べ残しをしないなど、食品廃棄物の発生抑制に努めることが大切です。

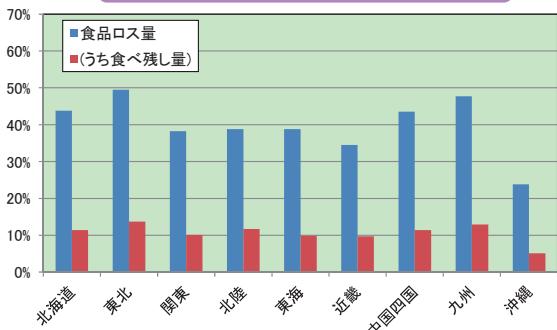
### 一口メモ：食品ロス量(廃棄・食べ残し等)について

本県の平成21年度の食品ロス量の割合は、全国に比べ17.2%低く、そのうち食べ残し量に関しても6.0%低い割合となっています。地域別に比べてみても、本県の食品ロス量及び食べ残し量は低い割合となっていますが、平成21年度実績では、県民1人当たりの食べ残し量(1日平均)が約56gであり、県民合計で78t/1日もの食べ残し量が排出されている現状を踏まえると、一人ひとりが食品廃棄物のさらなる発生抑制に努めていかなければなりません。

食品ロス量の全国との比較



食品ロス量の地域別の比較



資料：「平成21年度食品ロス統計調査報告」政府統計の総合窓口Webページ  
「食品廃棄物等の発生量等について」農林水産省Webページ



## コラム サーマルリサイクルとは？

- ◆ サーマルリサイクルとは、廃棄物から熱エネルギーを回収して有効利用を行うことです。例えば、ごみの焼却時に発生する熱は冷暖房や温水などの熱源として一般的に利用されており、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルと同様に研究されています。代表的なものとして固形燃料化(RDF)技術、油化技術などがあります。

★ 固形燃料化(RDF)技術

紙や木材等可燃性のものを分別収集し、木くずや廃プラスチックを混合・破碎・圧縮加熱により燃料物質を製造する方法。

★ 油化技術

廃プラスチックを熱分解して生成油を製造する方法。

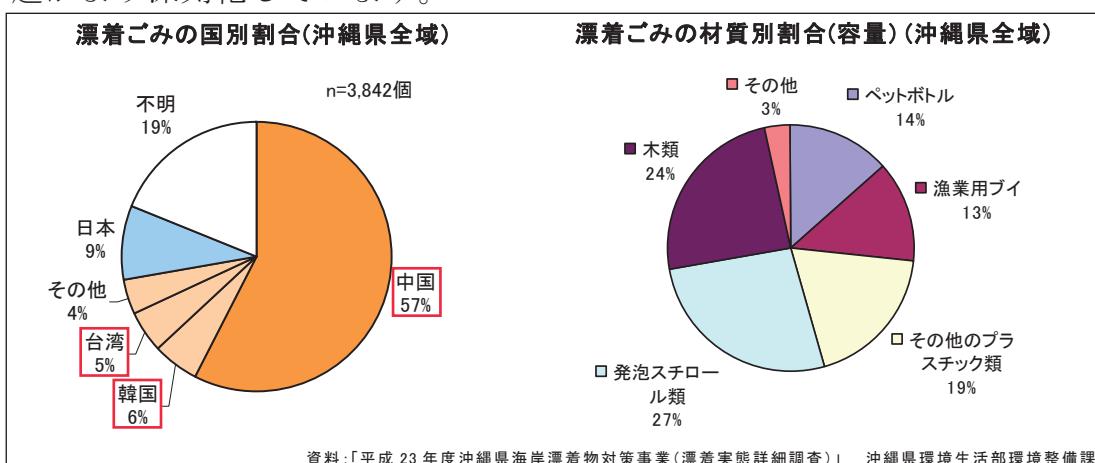
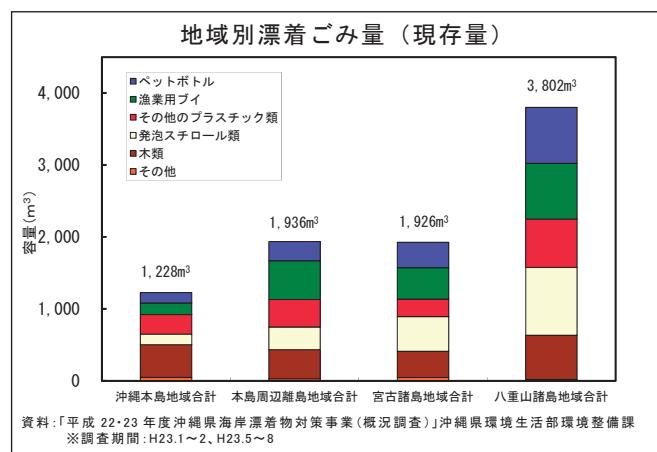
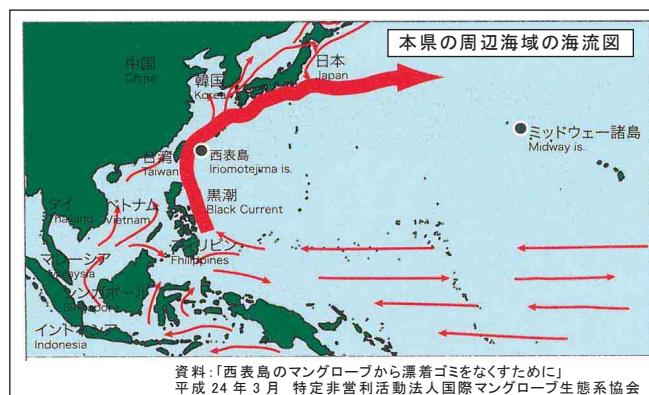
## 2-3-4 海岸漂流・漂着ごみ問題への取組

### 現況

- 近年、本県の海岸域において大量のごみが漂流・漂着し、堤防等の海岸保全機能に影響を及ぼしているほか、漁業活動や観光面を含めた生活環境、自然環境にも重大な影響を及ぼしています。
- 漂流・漂着ごみは、海外から漂着したと思われるペットボトルや漁具等の廃プラスチック類、流木、医療系廃棄物等のほか、海岸で捨てられたごみや、河川等を通じて陸域から流出したごみ等が散見されます。
- 漂流・漂着ごみへの対応については、海岸管理者やNPO等民間団体により回収が行われ、地元自治体が処理を行っていますが、離島や一部の地域では人手の確保が困難な状況であり、処理についても島内の廃棄物処理施設では十分に処理できないなど、地域にとって大きな負担となっています。
- 本県の漂着ごみは中国や韓国、台湾などの海外に由来するものが大半を占めていることが確認されています。現地での発生源対策も十分に行われず、恒常的に漂流・漂着してくるため、問題がより深刻化しています。



離島海岸における漂着ごみ



- 海外由来の漂流・漂着ごみについては、国において、発生源対策の強化等の国際的な取組を推進しています。
- 漂着ごみは一般ごみだけでなくドラム缶等の大型ごみ、発煙筒や不発弾等の爆発物、中味が不明の液体入り容器、大量の廃油ボール等の漂着事例もあることから関係行政機関で連携した対応が必要となります。



回収後、分別された漂着ごみ(伊平屋島)



海岸に漂着したドラム缶(鳩間島)　海上保安庁撮影

## これまでの取組と今後の課題

### 取組実績の例

- ・国が創設した「地域グリーンニューディール基金」を活用し、平成21年度(2009年度)から平成24年度(2012年度)にかけて、沖縄県海岸漂着物対策事業を実施
- ・漂着ごみ対策を総合的に推進するための計画となる「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」を策定
- ・同地域計画に基づき、漂着ごみの実態把握や回収処理事業、普及啓発事業を実施

### 課題

- 漂流・漂着ごみの円滑な処理
- 県内から排出される漂着ごみの発生抑制
- 多様な主体(各市町村・NPO等民間団体)の参加や県民参加を促す取組
- 漂流・漂着ごみ問題に関する環境教育・普及啓発
- 海外由来の漂着ごみについて、国への情報発信及び発生源対策の強化に関する要望
- 漂着ごみの資源としての活用

■課題解決に向けた目標設定及び施策は第3章に記載

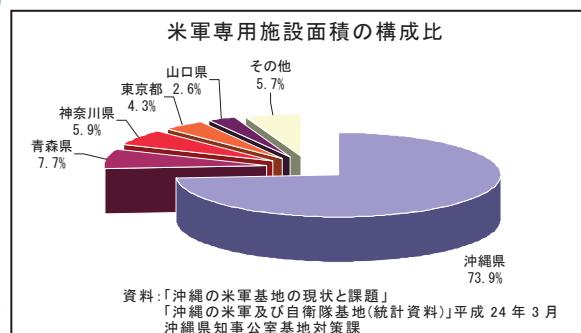
**第3章 3-1-7 廃棄物・リサイクル対策の推進(P126~P128に記載)**

- ①廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理の推進
- ②海岸漂着ごみ対策の推進

## 2-4 基地環境問題の現況と課題

### 沖縄県における基地問題の概要

- 本県には、全国の米軍専用施設面積の約74%にのぼる広大な米軍基地が所在しており、計画的な都市づくりや交通体系の整備、産業用地の確保等、本県の振興開発を推進する上で大きな制約となっています。
- 米軍人や軍属等による事件・事故の発生は、県民に大きな不安を与えており、航空機等による騒音問題や水質・土壤汚染問題、さらには演習等による自然環境への影響が懸念されています。
- 米軍基地から派生する様々な問題について、県では基地周辺における環境調査の定期的な実施や航空機騒音の継続的な監視、さらには米軍への要請等を含めて対応してきました。
- また、県ではこれまで過重な基地負担を軽減するため、平成8年(1996年)に合意された「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)」の着実な実施に取り組んできており、今後、嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域のさらなる整理や統合・縮小を進めています。
- 今後、返還される予定の米軍施設・区域には、普天間飛行場や北部訓練場や那覇港湾施設などがあります。
- 米軍施設・区域の返還にあたっては、県は国により実施される原状回復に伴う土壤・環境調査の適正化を促すと共に、対象となる米軍基地を抱える市町村と県が連携し、各地域に応じた跡地利用計画の策定や地域住民及び県民の意向の醸成等に努めていく必要があります。

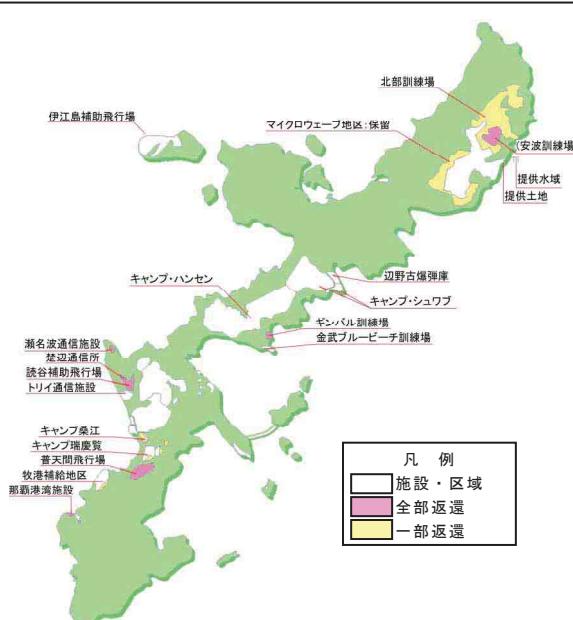


米軍ヘリ墜落跡(沖縄国際大学)

### SACO最終報告による米軍施設・区域の返還等



普天間飛行場



資料:「沖縄の米軍基地の現状と課題」(平成20年(2008年)3月時点)  
沖縄県知事公室基地対策課

## 2-4-1 米軍基地における水質問題

### 現況

- 県では在沖米軍施設・区域に起因する環境汚染を防止するため、基地排水監視調査を北部訓練場、奥間レストセンター、キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセン、キャンプ・コートニー、ホワイト・ビーチ地区、嘉手納飛行場の7施設8地点で、基地周辺公共用水域(河川及び海域)調査を奥間レストセンター、キャンプ・シュワブ、キャンプ・コートニー、キャンプ瑞慶覧、嘉手納飛行場、普天間飛行場の6施設9地点で、基地周辺地下水調査を普天間飛行場の1施設1地点で実施し、生活環境項目及び健康項目について分析しています。
- 平成22年度(2010年度)における排水監視調査結果では、1地点で生活環境項目(大腸菌群数)の排水基準を超過しましたが、自然発生的な原因によるものと考えられます。その他の項目及び他の地点については、全て基準に適合しました。
- 基地内では河川や海域への油の流出等、突発的な事故がこれまで多発しており、また、基地内への立入り制限のため事故調査等行えない状況にあり、水質に関わる生活環境や自然環境への影響が懸念されます。



キャンプ・シュワブ

水質に関わる これまでの主な事故等		平成22年度(2010年度)での 発生事例
<b>油流出</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>【嘉手納飛行場】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦闘機の洗機や油水分離槽の故障等による燃料油等の流出事故</li> <li>・戦闘機滑走路脱線燃料漏れ事故</li> </ul> </li> <li><b>【キャンプ・シュワブ沖合】</b> 水陸両用車の炎上</li> <li><b>【キャンプ・ハンセン】</b> ・工事用車両機械油流出事故</li> <li><b>【キャンプ・瑞慶覧】</b> ・ボイラー室からの燃料流出事故</li> <li><b>【普天間飛行場】</b> ・ジェット燃料流出事故</li> </ul>	<b>5 件</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>【キャンプ瑞慶覧】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハウジングエリアの汚水が流出</li> <li>・水道管破裂のため、赤土が流出</li> </ul> </li> <li><b>【嘉手納弾薬庫地区】</b> 停車したカートが側溝に落下、燃料が比謝川に流出</li> <li><b>【嘉手納基地】</b> ジェット燃料 780 ガロン(約3kL)が流出</li> <li><b>【牧港補給地区】</b> 国道58号で、米軍車両から8ガロン(約30L)が流出</li> </ul>	

## 2-4-2 米軍基地及び返還跡地における土壤汚染問題

### 現況

- 本県においては、米軍基地に起因する土壤汚染の事故が発生しており、周辺住民の生活環境及び自然環境への影響が懸念されています。
- 事故の内容は有毒物質を含む汚水処理層内汚泥、有毒廃油の投棄、埋設されたドラム缶等でその内容も様々です。
- これまでに検出された汚染物質にはPCB、カドミウム、六価クロム等があります。
- 事故発生後の対応については、米軍には原状回復の義務はなく、また、基地内への立入りには制限があるため事故調査等が行えない状況にあり、生活環境や自然環境への影響が懸念されます。



北谷町におけるドラム缶に入ったタール状物質の発見現場

土壤汚染に関するこれまでの主な事例等	
有害物質検出	<p><b>【恩納通信所跡地】</b> 汚水処理槽内の汚泥や流出口付近からカドミウム、水銀、PCB等の有害物質が検出</p> <p><b>【キャンプ瑞慶覧】</b> 排水管沈澱物からPCBが検出</p> <p><b>【航空自衛隊恩納分屯基地】</b>※昭和48年(1973年)まで米軍基地として使用 旧汚水処理施設からPCBが検出</p>
廃油投棄	<p><b>【嘉手納基地内のため池】</b> PCBを含んだ変圧器等の廃油が投棄された可能性</p>
鉛・六価クロム検出	<p><b>【嘉手納弾薬庫】</b> バルブボックス底部の土壤から鉛及び六価クロムが検出</p>
ドラム缶投棄	<p><b>【北谷町美浜の空き地】</b>※昭和56年(1981年)に返還された射撃場跡地 米軍投棄のタール状物質入りドラム缶が発見され、周辺土壤を広範囲に汚染</p>
土壤汚染	<p><b>【キャンプ桑江】</b> ・特定有害物質(砒素、鉛、六価クロム)の検出 ・油分(軽油、ガソリン系類)・油臭の確認 ・古い銃弾等の確認 ・PCB使用の可能性がある安定器の回収 ・特定有害物質(鉛)の検出</p> <p><b>【キャンプ瑞慶覧(泡瀬ゴルフ場)返還跡地】</b> ・特定有害物質(鉛及びふつ素)の検出 ・油分・油臭の確認</p>

## 2-4-3 米軍基地における騒音問題

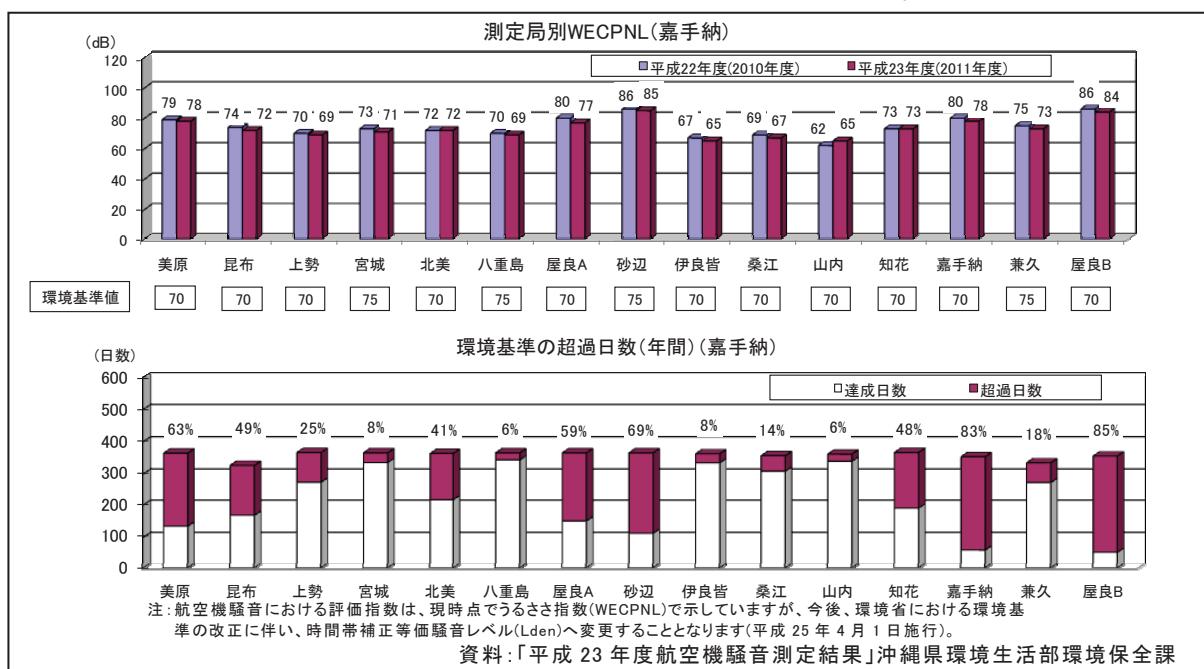
### 現況

#### 米軍機による騒音発生

- 嘉手納飛行場及び普天間飛行場は、いずれも住宅密集地に隣接しており、両飛行場を離発着する航空機による騒音被害は広範囲に及んでいます。米軍演習は、常駐機に加えて空母艦載機や国内外から飛来する航空機によっても行われます。また航空機のエンジン調整による騒音、航空機が飛行場内を移動し、ウォーミングアップする際に発生する騒音も基地周辺の住民に苦痛を強いています。
- 嘉手納飛行場においては、F-15戦闘機等の常駐機に加え、空母艦載機や国内外から飛来する航空機による離着陸やタッチ・アンド・ゴーなどの通常訓練のほか、臨時に実施されるOR I(運用即応)演習や住宅地域に近い駐機場でのエンジン調整等も行われています。また、普天間飛行場においては、ヘリコプター等の航空機離着陸訓練や民間地域上空でのヘリの旋回訓練等が行われています。

#### 騒音の影響・測定結果

- 嘉手納飛行場及び普天間飛行場は、米軍の運用上の理由により夜間使用されることもあり、また、軍用機は民間航空機に比べて騒音が大きいため、周辺住民への航空機騒音曝露は激甚なものとなっています。沖縄県が平成7年度(1995年度)～平成10年度(1998年度)まで行った航空機騒音による健康への影響に関する調査の結果、聴力損失をはじめとする身体的影響、精神的影響、情緒的影響、生活妨害、睡眠妨害、新生児・幼児・学童への影響等が広範に発現していることが認められています(「航空機騒音による健康への影響に関する調査報告書」平成11年3月、沖縄県文化環境部)。
- 沖縄県及び関係市町村による平成23年度(2011年度)航空機騒音測定結果によると、嘉手納飛行場周辺の15地点中8地点、普天間飛行場周辺で8地点中3地点において、WECPNL(うるささ指数)が環境基準を超えていました。



## 米軍関係機関への要請

- 県では、基地周辺の騒音監視調査を毎年継続して実施し、その結果に基づき、県、米軍で組織する在沖米軍基地環境保全担当者会議において防止対策等を協議しているほか、三者連絡協議会等の場において、米軍関係機関に対し、騒音の軽減策を講じるよう要請を行っています。
- 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会(軍転協)、沖縄県及び関係市町村は、嘉手納、普天間飛行場における航空機騒音を軽減させるため、「航空機騒音の軽減に関する措置」をまとめ、日米両国政府に要請しています。また、平成7年度(1995年度)に「嘉手納飛行場における海軍駐留の撤去又は移設」の要請を行いました。
- このような地元の要請を受け、日米両国政府は日米合同委員会(平成8年(1996年)3月)において、「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」について合意しています。しかし、依然として騒音が発生しているとの地元市町村からの指摘があることから、騒音の軽減等について引き続き要請していく必要があります。



普天間飛行場へ着陸する航空機



普天間飛行場



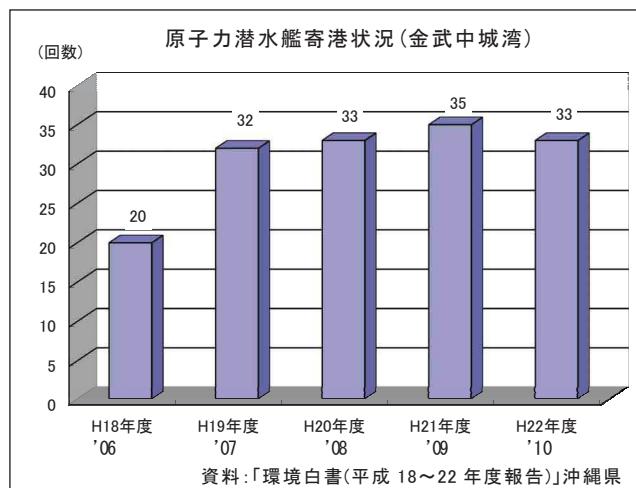
嘉手納飛行場

## 2-4-4 米軍基地における放射能問題

### 現況

#### 原子力艦の寄港

- 勝連半島の先端部に位置するホワイト・ビーチ地区は、米軍の原子力艦の寄港地となっており、平成22年度(2010年度)では年間33回寄港しています。
- 県では、昭和47年(1972年)から環境放射能調査及び核爆発実験等による放射性落下物の影響調査及び原子力艦の寄港に伴う放射能調査を実施しており、原子力艦の寄港時における放射能測定結果では、これまで異常は認められていません。



#### 鳥島射爆撃場問題

- 鳥島射爆撃場は、戦後、米軍により使用され、復帰以降も使用されており、島全体の形状が訓練や自然風化によって年々変化しています。平成7年(1995年)～平成8年(1996年)における劣化ウラン弾誤射事故や、平成20年(2008年)の海兵隊ハリアー機の250キロ爆弾誤投下事故等が発生しており、地域住民の生活環境や自然環境への影響が懸念されています。

## 2-4-5 米軍基地における自然環境への問題

### 現況

#### 北部訓練場

- 沖縄島北部に位置する北部訓練場は、同訓練場の過半が返還されることになっています。返還に当たっては、ヘリコプター着陸帯の残余の訓練場への移設やアクセス道路の建設等が必要となっています。北部訓練場の位置するやんばるは、ノグチグラやヤンバルクイナなどの固有種をはじめ、世界的に貴重な動植物の宝庫であることから、ヘリコプター着陸帯の建設等による自然環境への影響及びその運用による周辺住民の生活環境への影響が懸念されます。



北部訓練場

## キャンプ・シュワブ

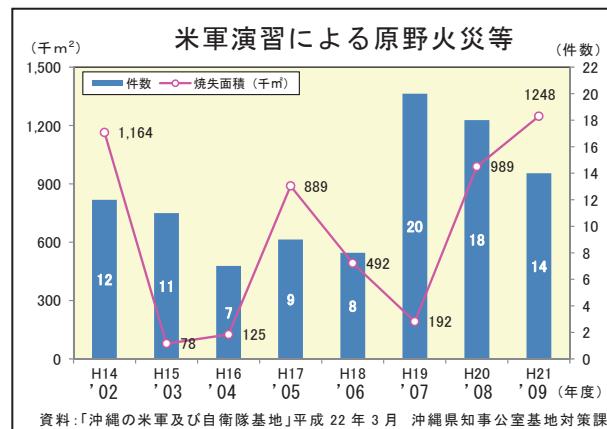
- 沖縄島東海岸に位置する辺野古海域は、現在、普天間基地の返還に伴う代替施設の建設予定地となっていますが、辺野古の海に広がる藻場が国の天然記念物、国際保護動物であるジュゴンの餌場になっている可能性が高く、また、建設予定地周辺で希少な動植物の生息・生育が確認されていることから、これら動植物への影響や騒音、水質汚染等による地域住民への影響が懸念されています。



キャンプ・シュワブ

## キャンプ・ハンセン

- キャンプ・ハンセン演習場では、度重なる実弾演習や、それに伴う山火事の発生などにより、大切な緑が失われ、山肌がむき出しになるなど、かけがえのない自然環境が損なわれています。山肌からは大量の赤土が金武湾に流出し、大量の土砂が堆積してサンゴ礁を汚染したこともあります。



## 2-4-6 米軍基地における廃棄物問題

### 現況

- 本県には全国の米軍専用施設の約74%が集中しているものの、在沖米軍基地内には廃棄物処理施設が整備されていないことから、米軍基地から排出される廃棄物については、県内69の廃棄物処理業者において収集し基地外へ運搬後、分別・焼却等の中間処理、最終処分が行われている他、一部は県外に搬出されています。
- これら業者の報告及び聞き取りによると、基地内に居住する約5万人の軍人・軍属の家庭等から排出される生活系廃棄物は、平成23年度(2011年度)の1年間で約2万3千トンとなっています。
- その他の廃棄物については、公表や通知がないため、種類ごとの排出量や処理の状況を正確に把握することは困難になっています。



## これまでの取組と今後の課題

### 取組実績の例

- ・米軍航空機騒音の監視測定
- ・基地排水監視調査及び基地周辺公共用水域の水質等監視調査
- ・米軍基地内の裸地を把握、米軍基地からの赤土等流出量推計
- ・赤土等流出の確認時における基地内立入の要請
- ・原子力艦の寄港に係る放射能対策(放射能レベルの監視等)
- ・米軍による環境影響評価実施等の要請
- ・基地内で環境汚染が発生した際の県によるサンプリング調査、原因究明の要請
- ・米軍基地からの廃棄物状況調査、廃棄物の分別、適正処理等の要請

### 課題

- 下水処理施設の汚水や油脂類等の漏出による河川・海域の水質汚濁の改善
- 米軍基地への立ち入りの権利の確立
- 水質浄化対策の汚染原因者への義務づけ
- 水質浄化、改善後の実態の把握
- 収還跡地の環境浄化対策の確立
- 土壤汚染のモニタリングの制度化
- 基地返還に伴う適正な土壤調査、土壤汚染処理対策の確立
- 収還跡地の汚染土壤等処理対策
- 土壤及び地下水浄化対策の汚染原因者への義務づけ
- 土壤及び地下水汚染浄化技術の確立
- 土壤及び地下水浄化、改善後の実態の把握
- J E G S(日本環境管理基準)改正に関わる日米両国政府への働きかけ
- 一層の騒音改善を図るよう日米両国政府に対する働きかけ
- 騒音の監視測定の強化
- 環境放射能調査の継続、情報提供の充実
- 原子力艦寄港に伴い異常値が検出された場合の原因追及、放射能レベルの把握、周辺住民の安全確保等対応の確立
- 貴重な野生動植物の生息・生育環境や生態系の保持
- 自然環境の現況、特性、変化等に係わる詳細な諸調査
- 干潟、藻場、サンゴ礁等機能の維持及び生態系の保全
- 基地における土壤汚染、赤土流出等についての未然防止
- 米軍基地内における廃棄物の発生、処理、保管等の実態把握
- 国内法の基準を遵守した廃棄物の適正処理の徹底、安全かつ適正な自己管理・リサイクルが行えるよう、基地内における廃棄物処理施設の整備

■課題解決に向けた目標設定及び施策は第3章に記載

第3章 3-6-1 環境保全のための共通的・基盤的施策(P176に記載)

①共通的・基盤的施策の総合的な実施による計画の推進

3-7-1 基地関連公害の防止(P178に記載)

①基地関連公害の防止

### 3. 地球環境の現況と課題

#### 3-1 地球温暖化

##### 現況

###### 地球温暖化とは

- 地球温暖化とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが大気中で増加することにより、地球から放出される熱が大気中に留まり、地球の温度が上昇する問題です。地球温暖化をもたらす温室効果ガスとは、二酸化炭素( $\text{CO}_2$ )、メタン( $\text{CH}_4$ )、一酸化二窒素( $\text{N}_2\text{O}$ )、代替フロン類など( $\text{HFC}$ 、 $\text{PFC}$ 、 $\text{SF}_6$ )を指します。これらのガスは、太陽光により暖められた地表面より放射する熱を吸収し、大気を暖めます。温室効果ガスがこのまま増加した場合、氷河の融解や海水の膨張による海面上昇、異常気象の増加、気候の変化による農業への影響、生態系への影響などが予想されています。

###### 国外の動向

- 地球温暖化問題に対応するため、平成4年(1992年)5月に気候変動枠組条約、平成9年(1997年)12月に京都議定書(先進国全体の平成20年(2008年)から平成24年(2012年)までの排出量を平成2年(1990年)比で少なくとも5%削減することを目的として、各国の数値目標[日本は6%削減]を定めたもの)が採択されています。
- 平成19年(2007年)11月に公表された気候変動に関する政府間パネル(I P C C)の第四次評価報告書によると、世界平均地上気温は平成17年(2005年)までの100年間に $0.74^{\circ}\text{C}$ 上昇し、平均海面水位は20世紀を通じて17cm上昇しました。同報告書では、最近50年間の気温上昇の速度は過去100年間のほぼ2倍に増加しており、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高いとしています。また、最も厳しい緩和(=温室効果ガスの排出削減)努力をもってしても、今後数十年間の気候変動の影響は回避できないとされています。
- 京都議定書以降の温室効果ガス排出削減に関する国際交渉においては、G8ラクイラ・サミット(平成21年(2009年))やCOP16(平成22年(2010年))、COP17(平成23年(2011年))等様々な局面で長期目標や枠組みに関する議論がなされてきました。

###### 日本における取組

- 日本においても、地球温暖化の防止に向けた取組が進められており平成10年(1998年)には、京都議定書における目標である温室効果ガスの平成2年(1990年)比6%削減を達成するため、国、地方公共団体、事業者、国民の責務・役割を明らかにした「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制

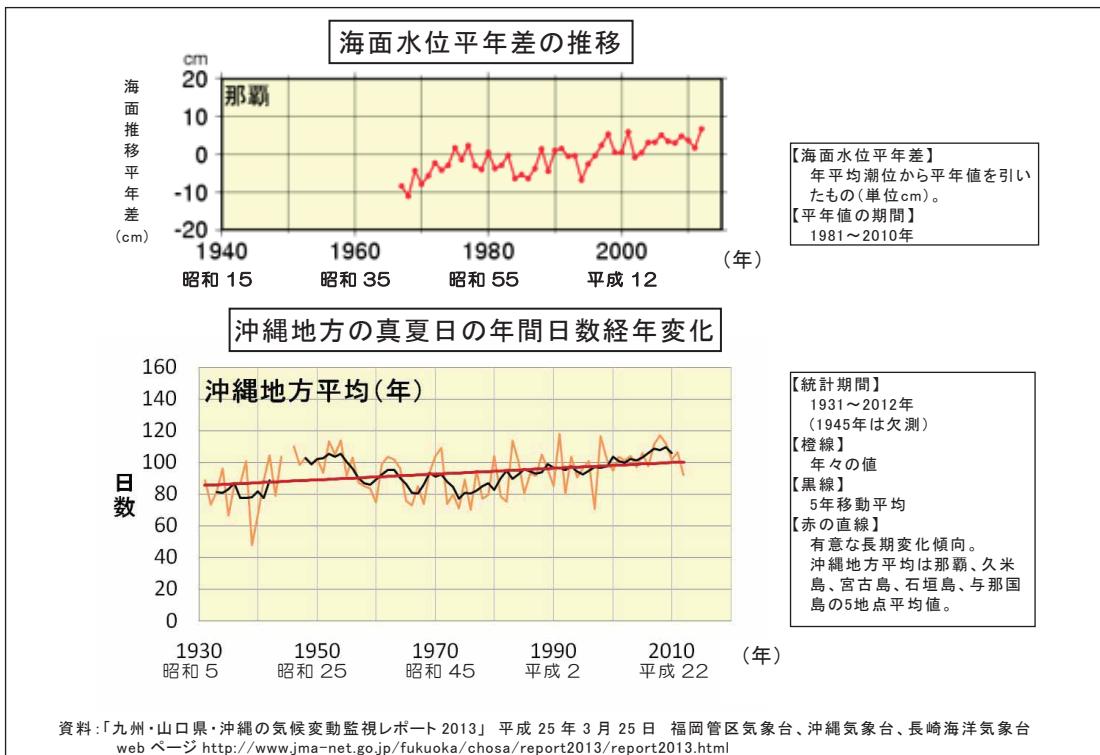
定しました。

- 平成17年(2005年)4月には、京都議定書の温室効果ガスの6%削減約束と長期的かつ持続的な排出削減を目的とした「京都議定書目標達成計画」が閣議決定され、様々な取組が実施されています。
- COP17(平成23年(2011年))では、京都議定書の第2約束期間について我が国は参加しないことを表明し、その立場を反映した成果文書が採択されました。また、「地球温暖化対策の効果的取組として「世界低炭素成長ビジョン-日本の提言-」を表明し、更なる排出削減に向けた技術的革新等の関連施策を率先して実施するとともに、技術や市場、資金を総動員し、世界全体を低炭素化へ導くため、引き続き積極的に貢献していくことを示しました。
- エネルギー需給の観点では、長期エネルギー需給見通しをベースに、エネルギー政策基本法、省エネルギー法、石油代替エネルギー法、新エネルギー法等が整備されており、これらに基づき各種制度・施策が実施されています。
- 全国レベルの検討結果報告書“地球温暖化「日本への影響」-長期的な気候安定化レベルと影響リスク評価-”(環境省平成21年(2009年)5月29日公表)によると、九州・沖縄地方は、海面水位の上昇に加え強い台風が来襲した場合の高潮浸水被害(中四国・九州地方で最大年間7.4兆円の被害)、気温上昇に伴う熱中症などの熱ストレス死亡リスクの増加(現在の最大7倍)などが、他地域と比べて大きな影響が出ることが想定されています。九州・沖縄地方の特性に応じて適応策を検討することが急務であることから、平成21年度から「九州・沖縄地方の地球温暖化影響・適応策検討会(環境省九州地方環境事務所)」を組織して、検討を進めています。

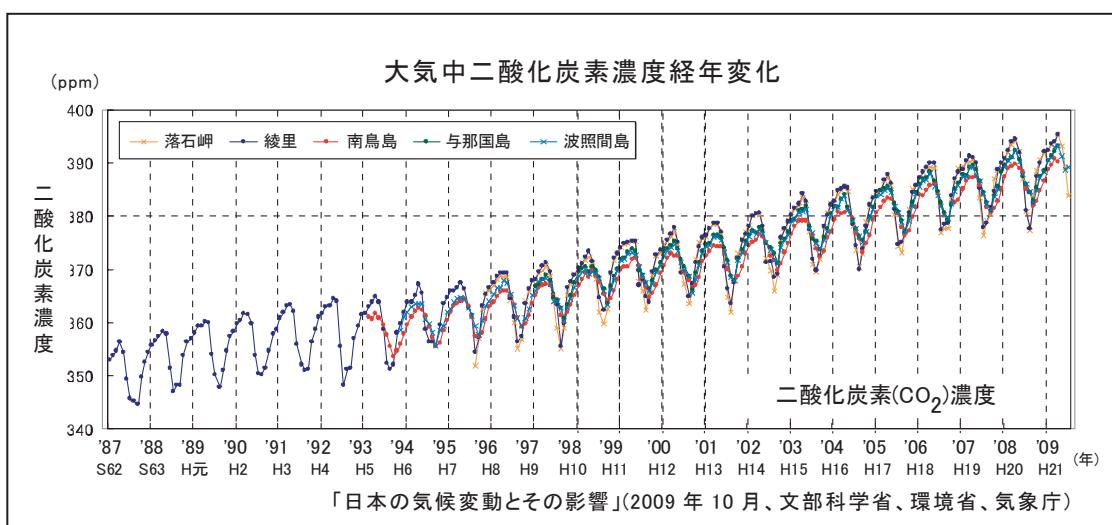
### 沖縄県における現状と影響

- 本県(那覇)における年平均気温は、最近100年間で約1.10°C上昇しており、海面水位平年差の変化は、昭和60年(1985年)以降上昇傾向にあります。
- また、沖縄地方の平均の真夏日の日数は、昭和6年(1931年)以降有意な増加傾向にあり、10年あたりで約1.81日増加しています。なお、沖縄地方は周囲が海洋に囲まれているため、猛暑日となる回数は極めて稀です。

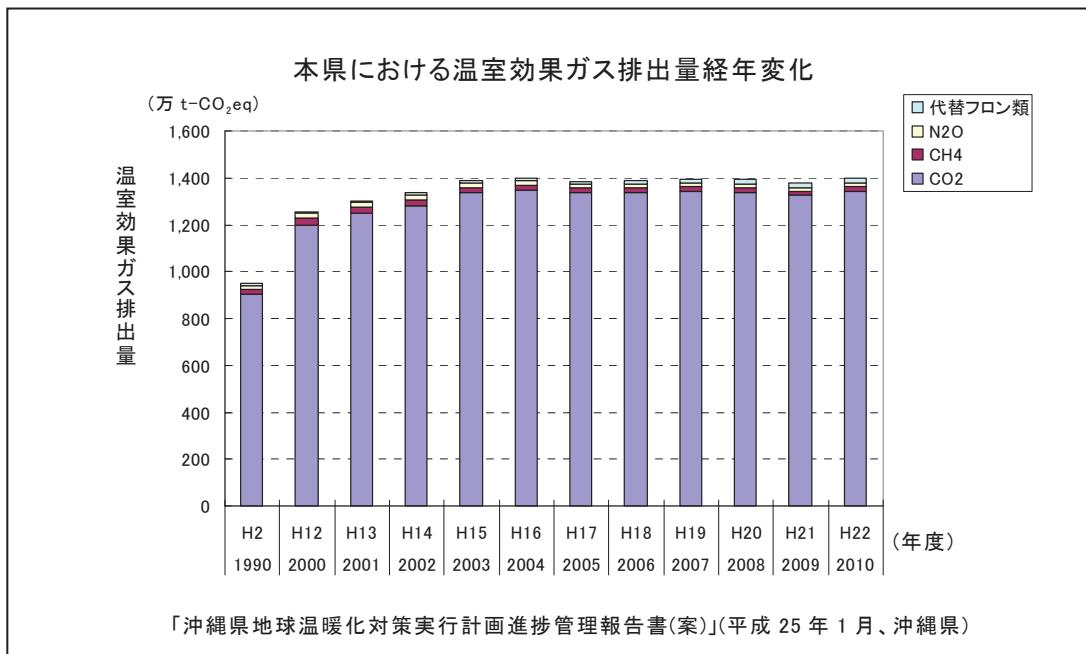




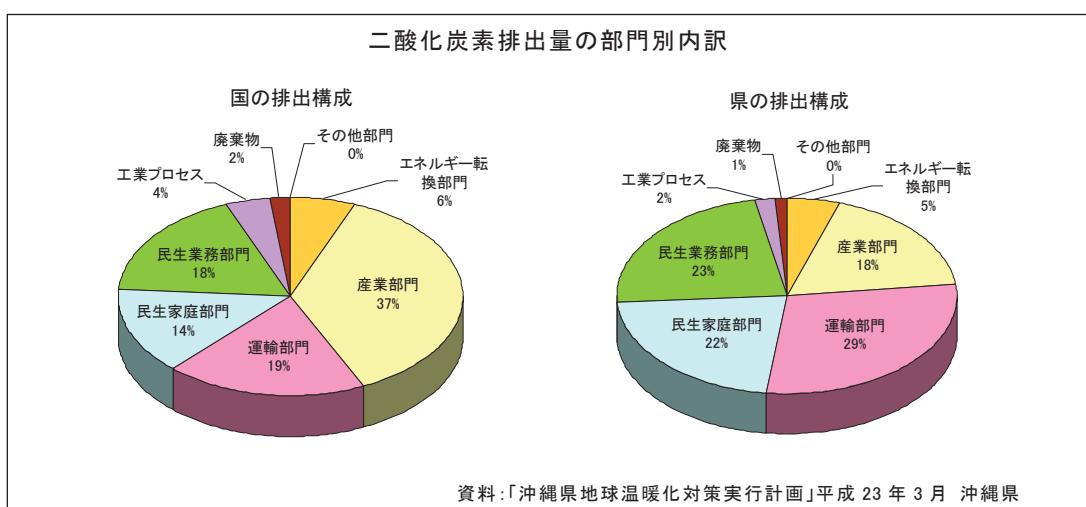
- 環境省及び気象庁等によって大気中の二酸化炭素濃度の定点観測が行われており、本県においても二酸化炭素濃度は毎年増加の一途をたどっています。



- 本県における温室効果ガス排出量は、2000年度以降対前年度比が増加と減少を繰り返していますが、2010年度は2000年度以降最大となり、約1,400万t-CO<sub>2</sub>となっています。

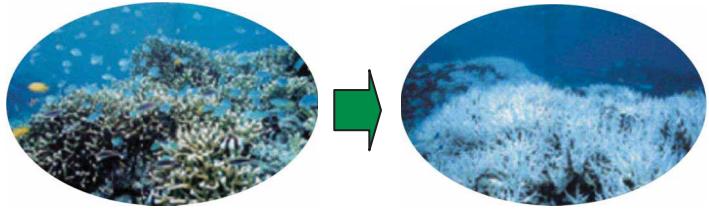


- 本県の二酸化炭素排出量の部門別内訳では、運輸部門では 29%、民生部門(民生業務部門・民生家庭部門)では 45%に達しています。



- 二酸化炭素濃度の増加に伴い、世界の平均海面水位は 21 世紀末には 20 世紀末に比べて、18~59cm 上昇すると予測されています。また、日本周辺の海域では周期的な変動による予測の不確実性を考慮する必要がありますが、世界平均に比べて、5~10cm 大きくなることが予測されています(「温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポート 日本の気候変動とその影響」環境省)。本県では、水没または被害を受けると予想される陸地面積をシミュレーションしており、例えば海面水位が 88cm 上昇するケースでは、水没してしまう地域面積は 34.23km<sup>2</sup>で、県総面積の 1.5%に相当します。

- 海面水位の上昇以外にも、地球温暖化に伴って県民の生活環境や自然環境へ影響を及ぼすことが様々な調査・研究等から示されています。

地球温暖化に伴う 影響項目	影響の概要
降水量・台風	<p>【降水量】 -5%～+10%の幅で変化し、標高が低く緑被率の低い地域は乾燥化</p> <p>【台風】 強度は若干強くなり、降水量は10～30%多くなる</p>
海域 生態系	<p>サンゴ礁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サンゴ礁は海面上昇に追いつくことができず沈水死滅</li> <li>30°C以上の高水温が続くと多くのサンゴは白化</li> </ul> 
	<p>藻場</p> <p>コアマモなどの温帯種は温暖化の影響により本県から消失する</p>
	<p>干潟</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>後背地が堤防で遮断されている干潟では、干潮時でも海面から現れず消失する</li> <li>干潟の消失により、シギやチドリなど渡り鳥の生態に大きな影響が生じる</li> </ul>
	<p>マングローブ域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マングローブの生長が海面上昇に追いつくことができず消失する</li> <li>分布域を内陸部へ移動し、森林内部の植生分布が変化する</li> </ul>
	<p>海岸環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海水温の上昇</li> <li>沿岸海域の容積が増大し、湾内の潮の動きが鈍くなるため閉鎖的となり水質が悪化する</li> </ul>
陸域 生態系	<p>植物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>タブノキやイタジイの優占する沖縄の照葉樹林中に熱帯性の植物が進出する</li> <li>分布が限定されている種や島しょに固有な植物群落は危機に直面する</li> </ul>
	<p>動物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生息域を北限とする種は北上し、絶滅するおそれがある</li> <li>南方系の動物の進出により新たな競争関係が生じる</li> <li>土地の人為的改変等に伴い、絶滅危惧種の絶滅への速度が速まる</li> </ul>

地球温暖化に伴う 影響項目	影響の概要
人の健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱中症や肺炎の罹患率が増加。</li> <li>高齢者の死亡率が増加する</li> <li>マラリアやデング熱など、媒介動物感染症が増加</li> </ul>
社会基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸保全施設(防災施設)の機能と安定性が低下</li> <li>港湾・漁港施設、埋立地、下水道システムなどインフラ施設に対して影響が及ぶ</li> <li>地下水位の上昇や塩水化が生じ、液状化強度の低下</li> <li>夏季の電力需要は増加する</li> <li>豪雨の発生件数が増加し浸水被害が発生する</li> </ul>
農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>イネの収穫量が減少</li> <li>さとうきびは、糖分上昇期の雨量増加により日照時間の減少を招き、低糖度問題を引き起こす</li> <li>乳用牛の乳量減少や乳成分の悪化、養豚などへの繁殖低下など、畜産業にも影響を及ぼす</li> </ul> 
林業	<ul style="list-style-type: none"> <li>天然広葉樹の主要樹種であるシイやカシ等の成長阻害が生じる</li> <li>降水量の変化に伴う土壤中の水分変化(例:大雨等、土壤中の水分過剰による植物の根における酸素供給の抑制等)により、植物体そのものの生長や種子、イモ類の収穫量減少など、生産力が低下する</li> </ul> 
水産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>底層からの栄養塩が供給されにくくなり、動物プランクトンの小型化に伴い動物群集が変化し、魚類などの漁獲量に影響を及ぼす</li> <li>本県の水産物の漁獲量の約6割近くを占めるマグロ・カツオ類は、温暖化による水温の上昇により稚仔魚生息場所を北方へシフトさせる</li> <li>オキナワモズクは、生産量が減少する</li> </ul>
水資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>気温上昇により水需要量が増加すると考えられ、水資源不足を招くおそれがある</li> </ul>

## 沖縄県における取組

- 本県では、地球環境問題に対し、県民・事業者・行政等がともに協力しつつ、主体的・具体的な行動計画として「みんなでつくる清ら島—おきなわアジェンダ21—」を策定しました。また、この計画を全県的に推進するための母体として、「おきなわアジェンダ21 県民会議」(平成14年(2002年)8月)を設立し、地球環境問題に対する取組を進めてきました。
- 沖縄県の行政計画として、「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」(平成15年(2003年)8月)を策定し、ESCO事業やエコドライブの推進、バイオエタノールの使用等に関する調査検討、県民の地球温暖化対策の実施に向けた普及啓発等、様々な施策に取り組んできました。全機関が連携・協力して環境に配慮した事務事業を遂行するため、「沖縄県環境保全率先実行計画」(平成11年(1999年)6月)や「沖縄県地球温暖化対策実行計画区域施策編」(平成23年(2011年)3月)を策定し、各種省エネ活動に取り組んできたほか、県民や事業者等においても、省エネルギー設備・機器への転換やごみ排出量の低減等の取組が行われてきています。

## これまでの取組と今後の課題

### 取組実績の例

- ・沖縄県地球温暖化対策地域推進計画(平成22年度(2010年度)終了)の推進
- ・沖縄県地球温暖化対策実行計画の推進
- ・住宅用太陽光発電設備導入者への助成(平成23年度(2011年度)は400件助成)
- ・沖縄県公共交通活性化推進協議会における啓発(小中高生対象のパンフレット配布)
- ・バスマップ等配布による公共交通機関の利用促進
- ・都市計画区域内の緑化、緑地保全を推進。
- ・全島緑化県民運動推進会議を設置し、全島緑化県民運動を展開、県全体の緑化を効率的に推進。

### 課題

- 地球環境保全に向けて、二酸化炭素の排出の少ない経済社会システムや生活様式の実現等の取組
- 地球温暖化防止に向けて、県民や事業者に対する普及啓発と適切な情報提供
- 太陽光発電など二酸化炭素排出量の少ないエネルギーへの転換
- 光合成による二酸化炭素吸収源としての森林の整備・木材の有効利用
- 県民、事業者、行政等各主体の温室効果ガス排出削減に向けた取組
- 地球温暖化による影響を把握し、多様な適応策の検討・実施にむけた取組

■課題解決に向けた目標設定及び施策は第3章に記載

### 第3章 3-4-1 地球温暖化対策の推進(P160~P168に記載)

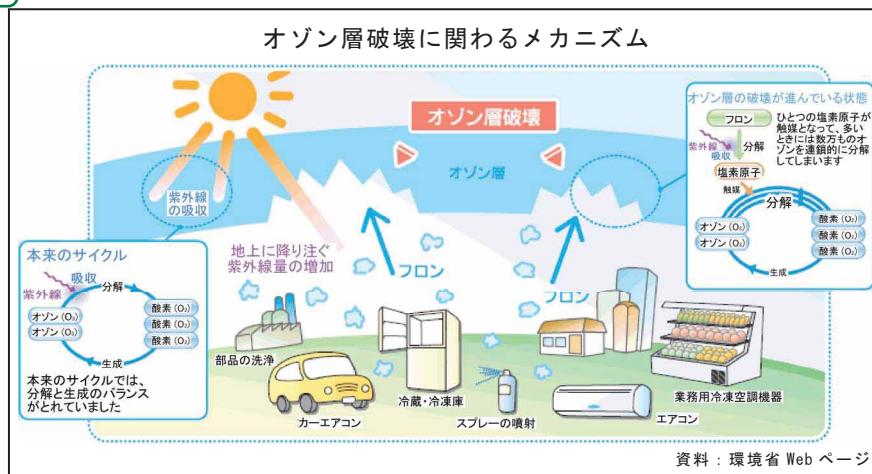
- ①産業・民生部門における温室効果ガス排出量の削減
- ②運輸部門温室効果ガス排出量の削減
- ③本県の特性に応じた温暖化防止対策の推進
- ④クリーンエネルギーの推進
- ⑤低炭素都市づくり

### 3-2 その他の地球環境問題

#### 現況

##### オゾン層の破壊

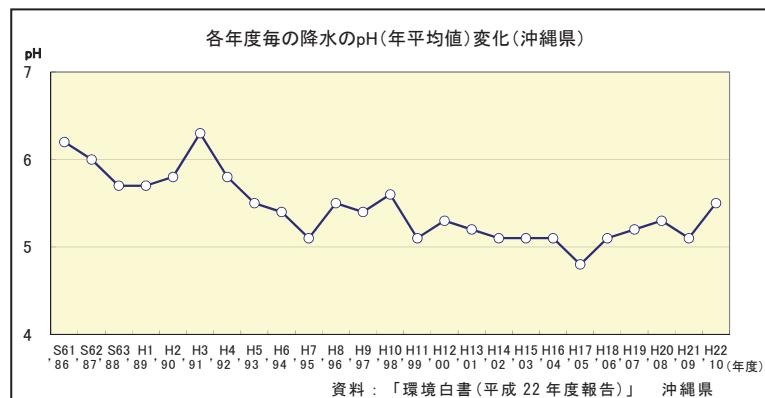
- 地球をとりまくオゾン層は、太陽光に含まれる紫外線のうち有害なもの(UV-B)の大部分を吸収し、私たち生物を守っています。しかし、近年このオゾン層がフロン等によって破壊されており、その結果として地上に達する有害紫外線の量が増加し、人の健康や生態系への影響が懸念されています。



- 「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)」制定を受け、本県でもフロン回収・破壊法や家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づき、冷蔵庫やエアコンに充填されているフロン類を回収・破壊しています。

##### 酸性雨

- 酸性雨は、工場や自動車等から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物における大気中の酸化により、雨水の落下過程で雨滴に取り込まれた酸性の強い雨で、pH (水素イオン濃度) 5.6以下のものを通常、酸性雨と呼んでいます。



- 湖沼や河川及び土壌の酸性化により、魚類や森林環境、文化財等の劣化への影響が懸念されています。
- 酸性雨は、発生源から数千キロ離れたところにも降下することもあることから、国境を越えて生じる国際的な問題でもあります。
- 本県では、昭和61年度(1986年度)から降水のpHを調査しており、平成元年度(1989年度)からは降水のイオン分析も実施しています。平成22年度(2010年度)に調査した日毎の降水量は119試料で、pHは3.5~8.5の範囲に分布し、年平均値は5.5となっています。

## これまでの取組と今後の課題

### 取組実績の例

- ・フロン回収・破壊法に係る事業者等説明会の開催
- ・県フロン回収・処理推進協議会の開催
- ・事業者等へのフロン回収指導等の実施
- ・環境月間などを利用した立入検査等の実施
- ・解体工事現場等の監視及び解体事業者に対するフロンの適切な回収・破壊及び周知の実施
- ・酸性雨観測(降水のpH測定、イオン分析)、調査研究の実施

### 課題

- フロン回収・破壊法や家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づくフロン類の適正な回収・破壊処理
- フロン類等、オゾン層破壊物質及び温室効果ガスの大気中への放出抑制
- 事業者、消費者、行政の連携による使用済みフロンの回収・破壊処理やノンフロン(オゾン層を破壊せず温室効果の低い物質)への転換
- 国や地方自治体と連携した酸性雨に関する調査・研究の推進

■課題解決に向けた目標設定及び施策は第3章に記載

第3章 3-4-2 その他の地球環境問題への取組の推進(P169に記載)

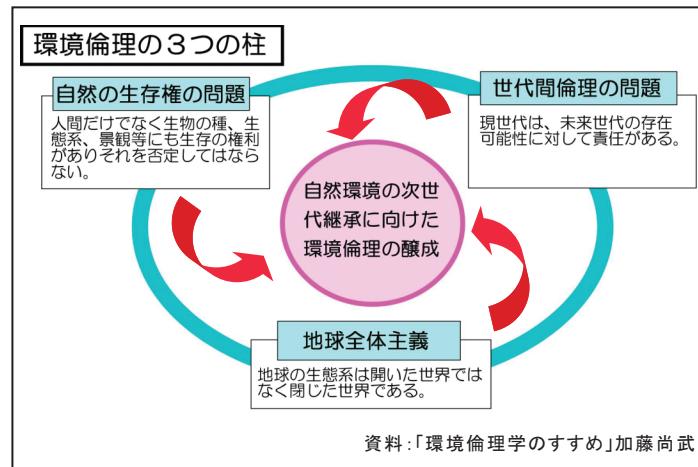
- ①フロンの全量回収をめざした取組の推進
- ②酸性雨対策の推進

## 4. 環境教育等の現状と課題

### 4-1 環境教育

#### 現況

- 本県の豊かで特色ある自然環境を次世代へ継承させていくためにも、環境教育の前提にある倫理観について県民が理解を深める必要があります。
- 環境倫理とは、持続可能な社会を築くための規範や意識、行動で、これには基本となる3つの柱があります。まず人間だけでなく多種・多様な生物や地形・景観にいたるまで、それぞれが生存する権利があるという「自然の生存権」、次に私たちが生きる地球の生態系は閉じた世界であり、そこから得られる物質やエネルギーなどの資源は無限ではなく限りがあるため、地球全体を視野に入れた持続的な資源の利用方法を行うとする「地球全体主義」、そして私たちの世代が未来に対してきちんと責任を負う必要があるという「世代間倫理」が上げられます。
- 今後、環境倫理の3つの柱を基本とし、県民への倫理観の浸透に努めた上で自然環境の次世代継承に向けた環境倫理の醸成を図るとともに、大学・企業・NPO等民間団体を含めた地域との連携や体制づくりが望まれます。



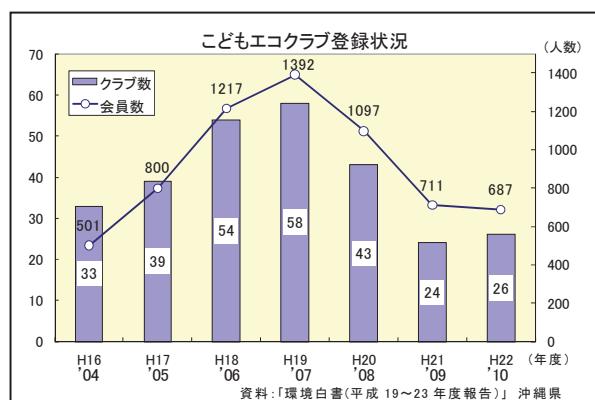
#### 家庭や地域社会における環境教育

- 日常的な体験や自然との触れ合い活動をとおして、環境にかかる意識の向上を図るため、体験的な環境学習の取組が行われています。
- 県民意識調査では、行政に望む対応について、「環境教育の充実」78.2%、また「学校・地域における環境保全のための活動支援」76.5%、「環境情報の収集・提供システムの整備」69.0%と高い割合となっていることから、地域や学校等の教育機関が一体となった環境教育や体験的な環境学習の場を広げることが求められています。

#### 【具体的な取組】

- ◆ 行政機関、NPO等民間団体では、子供から大人の全世代を対象に豊かな自然環境を有するやんばる地域や西表島などでの自然体験教育や河川・海岸等での野鳥観察会、干潟観察会、清掃活動等を行っており、環境保全意識の普及・啓発が図られています。

- ◆ 県や一部の市町村では、幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブである「こどもエコクラブ」の活動を支援しています。平成24年（2012年）7月末現在、17クラブ、会員603名が登録しています。
- ◆ 県では、環境教育の一環として水生生物による水質調査、星空観察会、等を実施しており、環境教育の推進を図っています。



環境教育プログラム名	内 容
水生生物による水質調査	河川に生息する水質指標生物を参加者全員で調査することにより、身近にある河川の水質及び自然を理解する。
星空観察会 (スターウォッチング)	夏の代表的な星座を双眼鏡を用いて観察することにより、大気汚染や過剰な人工照明による光害が星の見え方に及ぼす影響を理解し、大気環境の保全と良好な光環境の形成の重要性を考える機会としてもらう。

- ◆ 平成21年（2009年）11月に『第3回沖縄県子ども環境サミット』が一般応募による県内の小学生4～6年生約30名参加のもと、安波ダム湖畔に隣接する村営「やんばる学びの森」で開催されました。子ども環境サミットは沖縄の未来を担う子どもたちに、世界でも希な自然が残る“やんばるの森”での自然体験を通じて、自分たちの暮らしとやんばるの自然環境との関わりについて学び、自分たちの暮らしを見つめ直す機会をつくるためのプログラムとなっており、子どもたちは「森林と水とのかかわり」、「沖縄のダムの役割」、「海と森とのつながり」の3つのテーマ毎のグループに分かれてカリキュラムを実施しました。

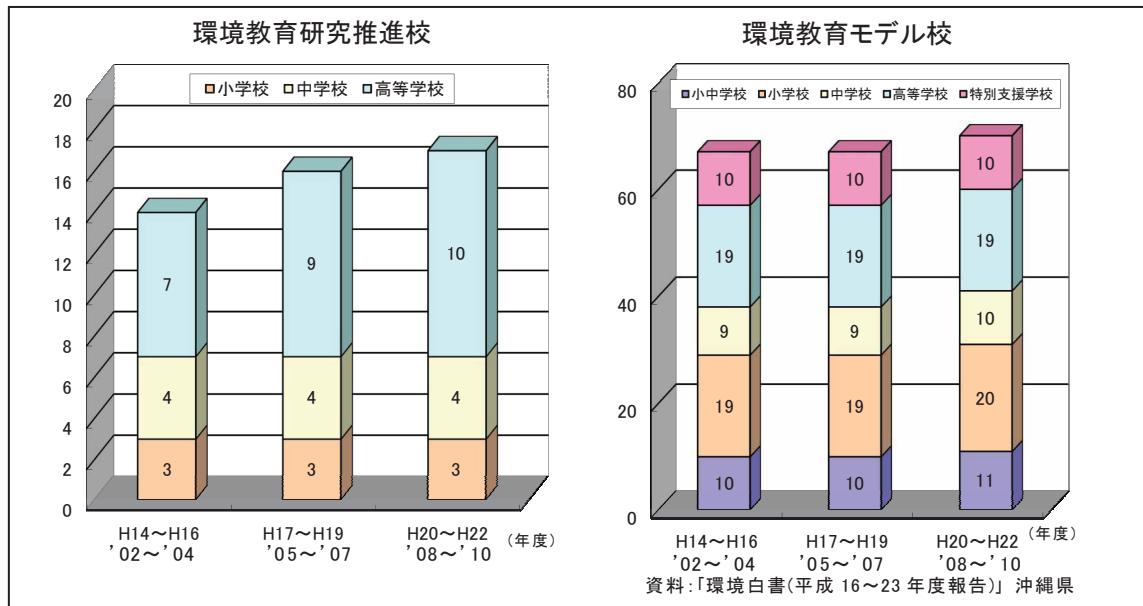
### 学校における環境教育

- 県教育委員会では、環境教育について小・中・高・特別支援学校の教師の共通理解を図り、生徒の発達段階に応じ、学校の教育活動全体をとおして、実践的な環境教育を推進しており、学校及び関係機関・団体との連携と協力のもと、主に以下のような環境教育に取り組んでいます。
- 大学においては事業主体として自ら環境への取組を行う一方、教育機関として環境教育を実践し、環境意識の高い学生の育成・輩出が求められています。

### 【具体的な取組】

- ◆ 每年夏季休業中、県立総合教育センターにて小・中・高・特別支援学校教員40名を対象に環境学習指導講座を実施し、その研修の成果を各学校で生かしています。
- ◆ 小中高の環境教育を担当する教員で本県における環境教育の指導的立場にある教員、指導主事を文部科学省の主催する環境教育指導者研修会に派遣し、そこでの研修内容を学校現場での実践や環境学習指導講座での報告を通じて成果を生かしています。

- ◆ 平成4年度(1992年度)から環境教育研究推進校(県教委指定)として、これまで18校(小学校3校、中学校4校、高等学校11校)指定しており、また、平成2年度(1990年度)から環境教育モデル校(県文化環境部指定)として、これまで70校(小中学校11校、小学校20校、中学校10校、高等学校19校、特別支援学校10校)を指定しています。



- ◆ 県の指定する平成20年度(2008年度)から平成22年度(2010年度)の環境教育モデル校は、国頭村立奥小学校、宮古島市立伊良部中学校、石垣市立富野小中学校となっており、以下のような取組を行っています。

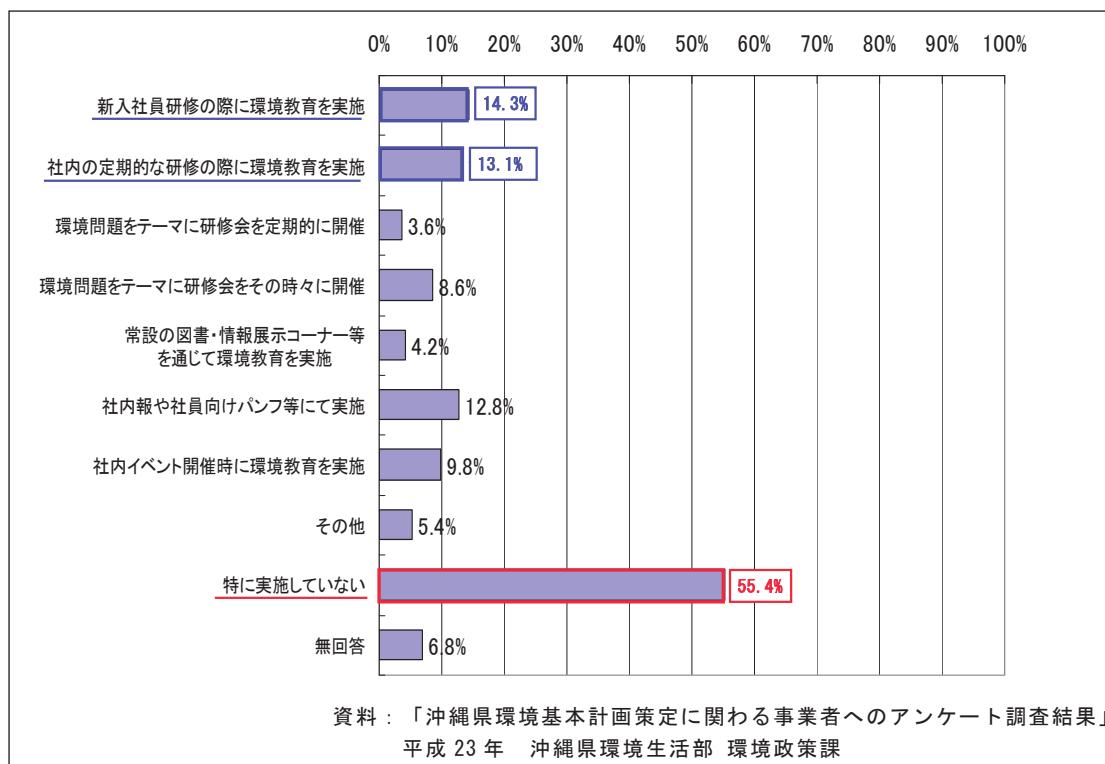
学校名	活動内容
国頭村立奥小学校	<p>水生生物等水質調査に関すること 《活動報告》</p> <p>ウフギー自然館内の展示スペースを利用し、環境調査と保全活動と題し、奥川を守るため、それぞれのテーマ研究を進めてきた。</p>
宮古島市立伊良部中学校	<p>野生生物の保護・環境保全に関すること 《活動報告》</p> <p>国際保護鳥であるサシバの保護意識を高め、サシバを広く地域へ発信していくことなどをねらいに取組、保護旬間中は生徒たちが胸にグリーンリボンを着用し、自然保護意識を高めた。</p>
石垣市立富野小中学校	<p>サンゴ礁海生生物調査に関すること 《活動報告》</p> <p>学校近くの海岸でサンゴの健康診断(コーラルウォッチ)や周辺の生き物との関係、赤土やその対策、シュノーケリング観察、国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターでの研究、海岸清掃による環境調査など取り組んだ。</p>

- ◆ 南城市では、11月第3水曜日を「環境教育の日」として制定し、平成22年度(2010年度)より各教育機関において環境教育の重点的な取組や実施促進に努めています。また、環境教育モデル校(平成23年度(2011年度)では6幼稚園、13小中学校)を指定し、環境教育に関わる予算援助などを行っています。

- ◆ 平成11年度(1999年度)から学習指導要領改訂により「総合的な学習の時間」が創設され、平成21年(2009年)の改訂では、総合的な学習の時間における活動が教科等の枠組みを超えた横断的・総合的、探求的な活動であることをより明確にし、育てたい力や学習活動を学校種ごとに例示しています。
- ◆ 各学校では、この改訂の趣旨を十分くみ取り、生徒の実態に即した総合的な学習の時間の目標や内容を検討し、教育課程を編成しています。
- ◆ 県内の大学ではエコアクション21や ISO14001の認証を取得して、環境への意識を高めるような教育カリキュラムを継続して実践するなど、環境教育にも力を入れています。

### 企業における環境教育

- 近年企業では、環境マネジメントシステムの構築や環境報告書の作成に取り組む企業が増えていますが、このような事業活動を推進していく上で基礎となるのが従業員への環境教育です。事業活動に伴って使用されるエネルギーや排出される廃棄物と環境との関係や、環境保全に関する企業の方針について理解させるとともに、環境に配慮した技術の開発・研究を進めることができます。
- 事業者へのアンケート調査では、環境保全に関する社員教育について、「特に実施していない」の回答が55%と圧倒的に多い状況です。取組の方法では、「新入社員研修の際に環境教育を実施」、「社内の定期的な研修の際に環境教育を実施」などが多く、また、実施している環境教育の内容については、「廃棄物問題、リサイクルの取組等」、「大気汚染、水質汚濁などの環境問題」などの割合が高くなっています。



### 環境保全に関する社員教育

## これまでの取組と今後の課題

### 取組実績の例

- ・沖縄県環境教育推進方針の策定(平成17年度(2005年度))及び同方針に基づく環境教育の推進
- ・環境教育プログラムの作成(平成15年度(2003年度)～平成17年度(2005年度)：小学校編・中学校編等)
- ・環境交流集会の開催によるこどもエコクラブ等の活動普及
- ・小学校等を対象にしたごみ減量・リサイクル講座の開催
- ・久米島町カンジンダムにおける底生生物調査の実施(小学生主体)
- ・沖縄県地域環境センターのHP活用による環境関連イベント等の情報提供
- ・「美ら島おきなわ農の散歩道」等農山漁村地域の魅力を掲載した冊子の作成、配布の実施
- ・小中高特別支援学校の教諭を対象とした「環境学習指導講座」の実施
- ・緑の少年団体験学習会の開催
- ・研究指定校の指定(平成14年(2002年)～平成15年(2003年)：宮古農林高校、平成16(2004年)～平成17年(2005年)：南部商業高校、平成18年(2006年)～平成19年(2007年)：八重山農林高校、平成20年(2008年)～平成21年(2009年)：豊見城高校、平成22年(2010年)～平成23年(2011年)：具志川商業高校、平成24年(2012年)～平成25年(2013年)：久米島高校)

### 課題

- 地域特性を活かした環境教育の充実
- 行政や地域が連携した幅広い環境教育の提供
- 繙続的な環境教育システムの構築、確立
- 情報提供や講師派遣等、県民の環境学習を支援するための施策の充実
- 農業等の滞在型・体験型学習の推進
- 環境保全を実践するN P O等民間団体や環境保全リーダーのネットワーク化の支援
- 関係機関との連携による環境教育の推進
- 児童・生徒の発育段階に応じた系統的・体系的環境教育の実践
- 各学校における環境教育の推進体制の整備
- 環境教育推進校・モデル校の研究の充実とその成果の普及
- 環境学習指導講座の内容の充実
- 全校種にまたがる環境教育指導資料の作成
- 年間指導計画の作成及び指導資料等の活用促進

### ■課題解決に向けた目標設定及び施策は第3章に記載

#### 第3章 3－3－1 環境教育・環境学習の推進(P155に記載)

①環境教育・環境学習の推進

#### 3－3－2 自主的な環境保全活動の促進(P156に記載)

①自主的な環境保全活動の促進

## 4-2 環境情報

### 現況

- 本県では、環境白書、普及啓発資料、インターネット等を活用した環境情報の提供を進めています。
- 本県における環境活動の拠点である「沖縄県地域環境センター」を設置し、環境情報の収集・提供、啓発用パンフレットの作成・配布、環境に関する図書の閲覧、環境に関するビデオ・パネルの貸し出し等地域における環境保全活動を支援しています。
- 県民や事業者からは、環境保全活動団体の情報や法律・規制等に関する環境情報の提供が求められるなど、地域の合意形成や活動支援にも、環境情報の提供が重要となっており、さらに人工衛星を利用した環境の変化等の高度解析やG I S(地理情報システム)の活用などに対するニーズも急速に高まるなど、環境情報に対するニーズの多様性、情報の多面性などから、総合的な環境情報が求められるようになっており、沖縄県地域環境センターのホームページにおいて情報発信を行っています。
- 行政や地域及びN P O等民間団体との連携強化や、環境情報格差の結果、生じる意識格差の解消についても、今後、取り組む必要があります。

### これまでの取組と今後の課題

#### 取組実績の例

- ・環境月間や環境フェア等における環境保全活動に係るパネル展の開催
- ・地域環境センターを活用した環境保全啓発活動の実施
- ・おきなわ環境交流集会の開催
- ・沖縄県環境保全基金の運用益による環境保全啓発活動の実施
- ・ちゅら島環境美化推進県民連絡会議総会の開催(年1回)
- ・ごみ減量・リサイクル推進週間等の普及啓発活動

#### 課題

- 全ての県民が必要とする環境情報を入手できる体制作り
- 県民、事業者、行政間で情報や意見交換ができる情報ネットワークの形成
- 情報の提供に当たり、個人、法人の権利、利益などへの十分な配慮
- 絶滅の恐れのある野生動植物の生息・生育状況等の情報提供による盗掘や乱獲等の防止

■課題解決に向けた目標設定及び施策は第3章に記載

第3章 3-3-3 普及・啓発活動の推進(P157~P158に記載)

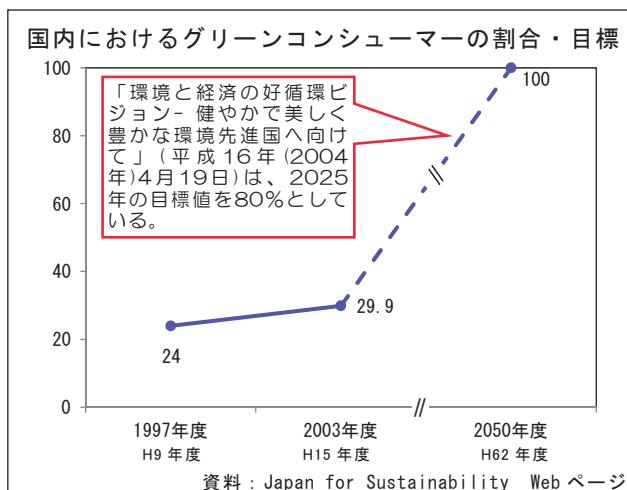
①普及・啓発活動の推進

## 5. 環境と経済が調和する社会づくりにおける現状と課題

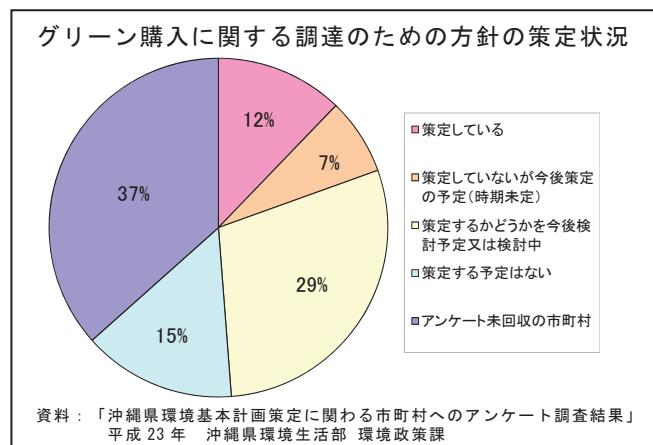
### 5-1 理念の普及・推進体制の構築

#### 現況

- 近年の地球温暖化問題を受け、環境保全と経済成長を両立させるという国家的・国際的ビジョンであるグリーン成長という概念が国際的にも取り入れられ、地球温暖化等の環境問題を解決しながら、同時に持続可能な経済成長を目指す取組が推進されています。
- 我が国においても、地球における有限な環境の中で環境負荷を最小限にとどめ、資源の循環を図ることが求められており、環境と経済、社会の統合的な向上を目指すための取組が着実に進められています。
- 本県の豊かな自然環境の保全と持続的な活用、経済の活性化との調和を図るためにも、前提として社会への意識浸透や理念の普及・拡大が必要となります。
- 県では、環境と経済との関わり合いについて県民への意識浸透を推進するため、環境フェア等による啓発を行っています。また、環境問題に関する情報・資料等を整備した「沖縄県地域環境センター」を設置し、環境に関する図書等の閲覧や環境情報の提供など地域における環境保全活動を支援し、理念の普及を推進しています。
- 環境に配慮している商品に対して購買意欲がある消費者のことをグリーンコンシューマーといいます。商品の産出過程にはじまり、廃棄される際の処理までを含めたライフ・サイクルにおける環境負荷の低減やその効果について、事業者だけでなく消費者自らも広い視点で考えることが重要です。ライフ・サイクル・アクセスメントという重要性を認識したグリーンコンシューマーが増加することにより、環境配慮型商品の市場をますます拡大させ、環境と経済双方の発展に寄与することができます。
- 環境配慮型商品・サービスに関する情報が適切に消費者に提供されると同時に適切な環境教育等が行われることにより、環境配慮型商品・サービスが経済的に高く評価され、経済・社会の隅々まで普及することが必要です。



- また、行政自らが率先して環境配慮型商品等の積極的な調達に努めることも大切です。県や各市町村では、グリーン購入基本方針等を策定し、環境配慮型商品の購入を推進しています。また、環境配慮型商品の購入目的や意義などについて社会への普及啓発を図るとともに、グリーン税制等の対象となる低公害車(電気自動車、ハイブリッド自動車等)の導入を促進しています。



- 今後、環境と経済の調和の重要性やその理念の普及をより推進していくためにも、行政・企業・大学等の「産・官・学」が一体となった推進体制の構築が望まれます。

## これまでの取組と今後の課題

### 取組実績の例

- ・環境月間における環境保全に係る講演会等の普及啓発
- ・学校現場での出前講座等による環境活動の支援
- ・沖縄県環境保全率先実行計画の推進
- ・上記計画に基づいた各種省エネ活動の実施
- ・沖縄県グリーン購入基本方針に基づくグリーン購入の推進

### 課題

- 理念の普及・拡大
- 県内企業の社会的責任活動(CSR)の普及や制度構築に向けた取組
- 環境保全のための費用負担意識の普及や制度構築に向けた取組

■課題解決に向けた目標設定及び施策は第3章に記載

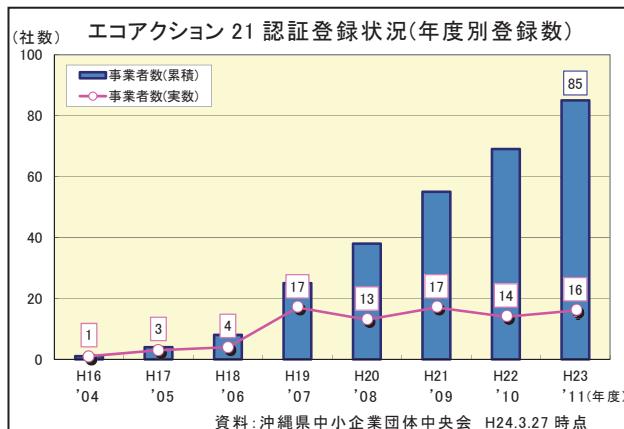
### 第3章 3-5-1 理念の普及・推進体制の構築(P171に記載)

- ①理念の普及・推進体制の構築推進

## 5-2 環境に配慮した事業者の育成・拡大

### 現況

- 経済のグローバル化に伴う事業者の活動規模や領域の拡大により、事業活動が環境に与える負荷も地球規模で拡大していますが、地球全体の環境負荷の許容量には限度があるため、私たちの生活が環境負荷の増大に繋がらないよう、事業者は環境に配慮した活動に努める必要があります。
- こうしたなか、「企業は経済面だけでなく、社会や環境の面などにも責任を持つべきである」というCSR(企業の社会的責任)の考え方に基づき、環境に配慮した事業活動を行っていることを社会的に評価する動きが急速に高まりつつあります。
- 組織や事業者が運営や経営を行うにあたり、自主的に環境に関する方針や目標等を設定し、これらの達成に向けた管理を行う手法として、環境マネジメントシステムとしてISOやエコアクション21があげられます(エコアクション21については資料編参照)。
- 県内におけるISO14001取得状況は、近年では微増傾向にあり、平成24年(2012年)5月時点(※)で191社となっています。また、中小企業等でも取組やすいエコアクション21については、本県でも普及が進みつつあり、県内企業では85社が取得しています(平成24年(2012年)3月時点)。
- 環境マネジメントシステムの取得状況については、産業別にみると建設業者が大部分を占めるなど、偏りがみられます。
- 本県の恵み豊かな環境を保全していくためにも、各産業界において環境への配慮に関する認識をもち、環境監視や評価等を行うことができる事業者がむらなく増えていくことが重要であることから、今後は建設業のみならず環境共生型観光を担う観光旅行業や製造業、次世代の人材育成を担う教育機関等の様々な業種においても、環境マネジメントシステムの取得が望まれています。



(※有限会社 都城情報ビジネス調べ／建設業者のみ)

### これまでの取組と今後の課題

#### 取組実績の例

- 環境マネジメントシステムに関する講習会の開催による取得促進
- 沖縄県地域環境センターにおける環境マネジメントシステムに関する相談コーナーの設置

#### 課題

- 環境マネジメントシステムの普及・拡大
- 県内企業の社会的責任活動(CSR)の普及
- 環境保全のための費用負担意識の普及

#### ■課題解決に向けた目標設定及び施策は第3章に記載

#### 第3章 3-5-2 環境に配慮した事業者の育成・拡大(P172に記載)

- ①環境マネジメントシステムの普及拡大
- ②CSR(企業の社会的責任活動)の普及
- ③環境保全のための費用負担意識の普及

## 5-3 環境に配慮した産業の創出・育成

### 現況

#### 環境産業

- 国内外における近年の政策の方向性としては、特に環境分野の技術革新による経済発展を目指す考え方であるグリーン・イノベーションを進め、環境保全に係る技術及び製品の開発・普及を進める取組や、環境産業の育成を図る取組が推進されています。
- 本県においても、豊かな自然環境の保全及び経済発展・雇用の創出を図るため『沖縄版グリーン・ニューディール／ちゅら島おきなわの環境による島おこし』を平成23年(2011年)に策定し、自然保護及び再生を図るとともに優れた環境技術の導入の推進を図るなど、環境保全と経済発展の両立の観点から各種施策の方向性や方針について示しています(p105参照)。
- 本県においても、起業者向けに環境産業に関わる県内外の先進事例や取組状況に関する協議会やシンポジウムの開催が行われ、環境産業の創出や事業者の育成につながる啓発・普及活動が進められています。
- 本県では、環境に配慮した新しい価値観に基づく知的付加価値の高い新たな産業の創出を図っています。本県では、21世紀の成長産業として世界的に期待される再生可能エネルギー等の環境関連産業を、沖縄の基幹産業の一つとして振興することとしています。再生可能な生物由来のバイオマスや汚泥、燃え殻など循環資源の利活用を産官学連携のもとで積極的に推進しています。
- 宮古島市は、「小規模市町村型環境モデル都市」として認定(平成21年(2009年))されており、地元資源のさとうきびを最大限に活用することで自給自足のエネルギー供給を行うとともに、太陽熱を生かした空調・給湯システムを導入した環境共生型住宅の普及・啓発など、多様な環境産業の創出に向けた取組の推進に努めています。
- 近年における廃棄物問題を受け、県内企業では木質廃棄物による燃料ペレットの产出や、レア・メタル等の抽出及び有償化等、環境産業への転換が図られていますが、さらなる発展のためには技術の向上、事業者の育成等が必要です。
- 本県では、野生の植物を薬草として利用してきた歴史があり、多種多様な植物が民間薬として使られてきました。現在、産業利用されている沖縄の薬用植物としては、ウコン類、クミスクチン、グアバ、ボタンボウフウ(長命草)等があり、これらの栽培振興のため、県内の拠点産地が認定され、お茶や健康食品として加工販売されています。
- 県工業技術センターでは、本県の自生する植物の薬理情報がデータベース化されており、関連企業の商品開発等に活用されています。
- 沖縄に生息する海洋生物や菌類などが生成する有機化合物の中には、将来医薬品等として開発される可能性のある物質が多いことが期待されています。

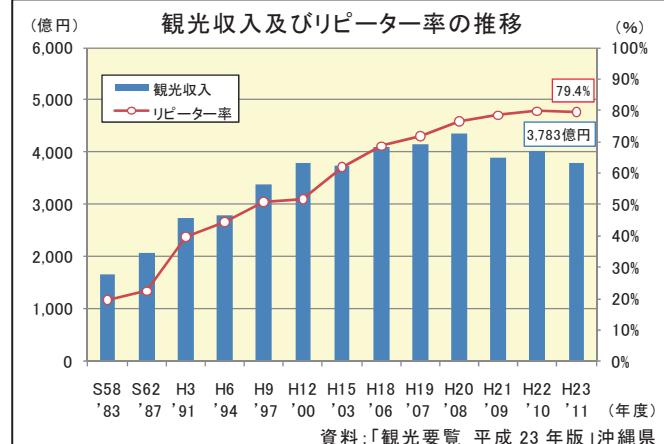
## 再生可能エネルギーの導入に関する方向性

<p><b>太陽光発電</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○太陽光を利用して発電</li> <li>○住宅用太陽光発電設備については、国・県・市町村の助成等により近年普及しつつある</li> <li>○天候に左右される発電量等が今後の課題</li> </ul>	<p><b>風力発電</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○風力をを利用して発電</li> <li>○RPS 法に基づく設置基数は 22 件</li> <li>○天候に左右される発電量等が今後の課題</li> <li>○風が吹けば昼夜を問わず発電できるメリットにより太陽光と比べ多くの発電が見込める</li> </ul>	<p><b>バイオディーゼル</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○植物の実や使用済み食用油から製造</li> <li>○製造検討もしくは実際に導入している事業所もあり、今後普及する可能性がある</li> <li>○国の「環境対応車普及戦略」における B20(バイオディーゼル 20% 混合配合) 対応車の普及推進により今後の需要増加が想定される</li> </ul>
<p><b>木質バイオ燃料</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○建設工事等により発生する木材等を木質ペレットに加工し、燃料として利用</li> <li>○火力発電所における 3% 混焼(重量比)で木質ペレットを 2 万トン/年使用 → CO<sub>2</sub> を 3 万トン/年削減</li> <li>○今後、混焼率の向上や導入施設の拡大に取り組む</li> </ul>	<p><b>消化ガスの有効利用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○下水汚泥の消化ガスを利用した発電</li> <li>○気温が高い本県では嫌気性消化を行な際の加温が不要又は少ない</li> <li>○太陽光発電等と比べ、安定的な電力が得られることから、今後、地球温暖化対策として有望となる可能性が高い</li> </ul>	<p><b>基盤サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○栄養塩の循環</li> <li>○サンゴ礁の生態系の仕組み</li> </ul>
<p><b>次世代送電網 (スマート・マイクログリッド) の実証</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○離島における独立系統への太陽光発電設備の大量導入した際の実系統へ与える影響の把握及び系統安定化対策の実証実験の実施(既存の風力及び火力発電、ガスタービンに加え、太陽光発電と電力貯蔵装置の新たな設置による)</li> </ul>	<p><b>小規模水力、潮力、 海洋温度差発電</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大きな河川がなく他県のような発電用ダムの利用はないが、小規模な水力発電を多数設置することによる一定程度の発電が見込まれる</li> <li>○周囲を海で囲まれていることから、潮力を利用した発電や海洋温度差発電の可能性があり、今後、国等への積極的な働きかけや実証実験等の実現化を図る</li> </ul>	<p><b>バイオエタノール</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○バイオエタノールは本県の基幹産業であるサトウキビの製糖の副生する糖蜜を利用して製造が可能</li> <li>○宮古島・伊江島で実証実験が行われ、普及に向けて取り組んできた</li> <li>○国の「環境対応車普及戦略」に関連して需要の増加が想定される</li> <li>○引き続き普及に向けた取組を推進する</li> </ul>
<small>資料:「ちゅら島おきなわの環境による島おこし～沖縄版グリーン・ニューディール～」平成 23 年 10 月 沖縄県環境生活部 より抜粋</small>		

## 環境共生型観光

- 本県は、恵まれた自然景観、独自の文化や歴史等の魅力的な観光資源を有し、国内有数の観光・リゾート地として高く評価されてきました。観光産業が好調を維持してきたことで、サービスを提供する産業への投資を活発化させ、県産品のブランド化を後押しするなど、県経済のリーディング産業となっています。

- 本県の基幹産業である観光産業を持続的に振興するためにも、環境負荷を低減し、本県の恵み豊かな自然環境を生かした環境共生型観光へ転換していく必要があります。地域の特性を生かした観光地の整備や潜在的自然を踏まえた環境を再生・創出しながら、海域における観光業の普及のみならず、これまで一部の観光客の利用にとどまっている森林や河川などの陸域資源において、青い海やサンゴ礁の海域資源と一体感を持たせながら、その重要性や脆弱性を理解し、適切かつ節度ある利用がされるような観光価値を図ることが重要です。



資料:「観光要覧 平成 23 年版」沖縄県

- 環境共生型観光への転換と並行して、レンタカー・観光バスのハイブリット化や宿泊及び観光施設のエコ化など、再生可能エネルギー等の環境関連産業の活性化・育成を推進する必要があり、さらなる新技術の蓄積や低炭素・循環型社会の構築が求められています。

## これまでの取組と今後の課題

### 取組実績の例

- ・沖縄県環境保全率先実行計画の推進による省エネや省資源化への配慮

### 課題

- 省エネルギー機器等の普及促進
- リサイクルビジネスの展開及び技術力の向上促進
- バイオマスの利活用推進
- 技術普及のためのインフラ整備
- 環境負荷を低減し、豊かな自然環境を生かした環境共生型観光の推進
- 再生可能エネルギーに関わる産業の活性化及び育成の推進

■課題解決に向けた目標設定及び施策は第3章に記載

### 第3章 3－5－3 環境に配慮した産業の創出・育成

(P173～P174に記載)

- ①省エネルギー機器等の普及促進
- ②リサイクルビジネスの展開促進
- ③バイオマスの利活用推進

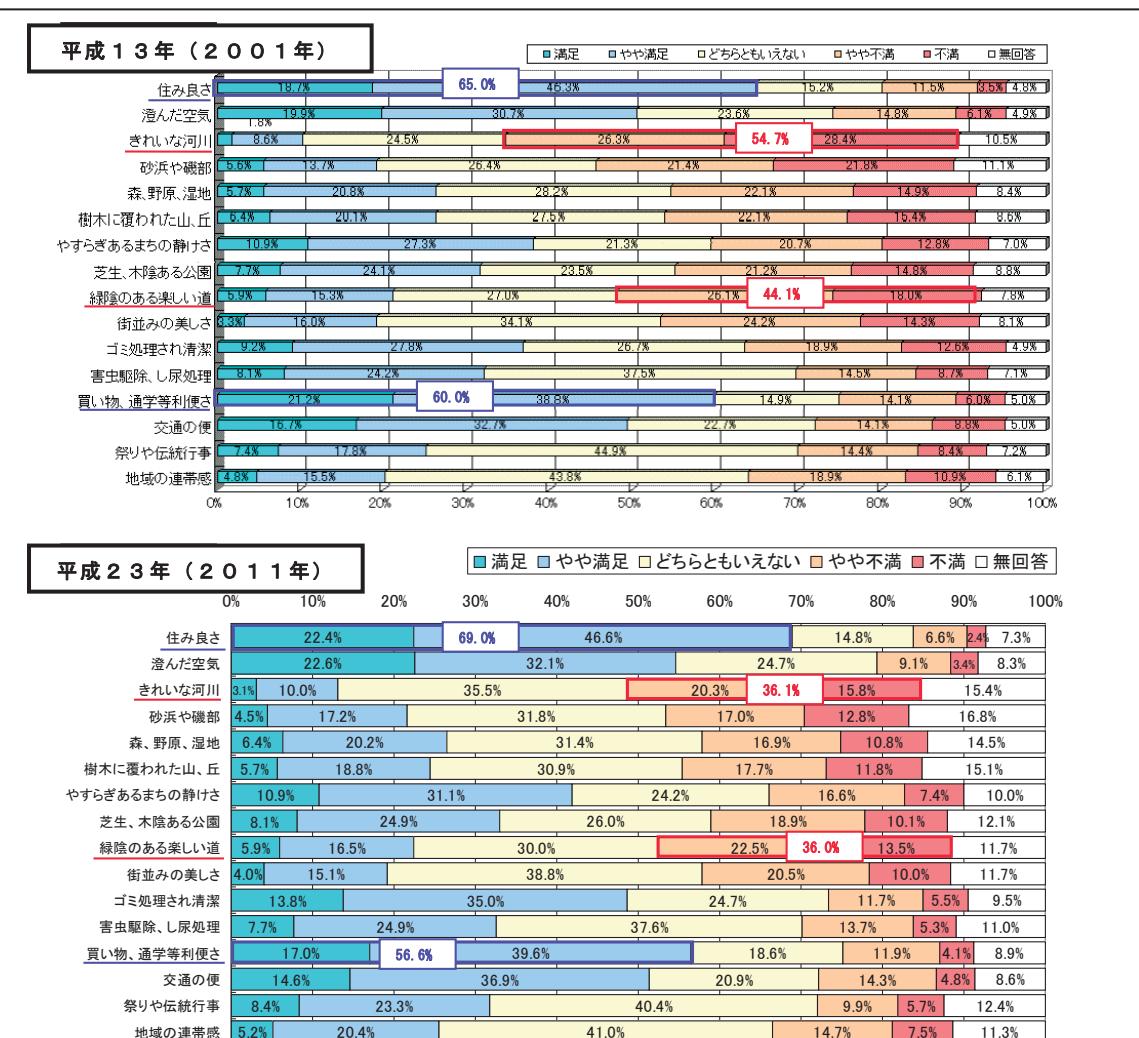
## 第3章 環境の保全・再生・創造のための施策

### 1. 県民の望む環境像

県民の環境に関する意識や本県の望まれる環境像を把握するため、県民に対してアンケート調査を実施しました。

その結果、周辺環境への満足度については、平成13年度(2001年度)と平成23年度(2011年度)ともに「住み良さ」や「買い物等の利便さ」が高い傾向にあり、生活上の快適さや利便性に対する満足度が高いことがうかがえます。

また、周辺環境の不満足度については、平成23年度(2011年度)における割合が全体的に減少していることから、近年では河川環境の改善や環境に配慮した道路整備、騒音問題への対処などが進められ、住まい周辺環境への不満足度が過年度と比較して低くなっていると考えられます。しかしながら、依然として「きれいな河川」や「緑陰のある楽しい道」は過年度同様に高い傾向にあることから、継続的かつさらなる対策が望まれていることがうかがえます。

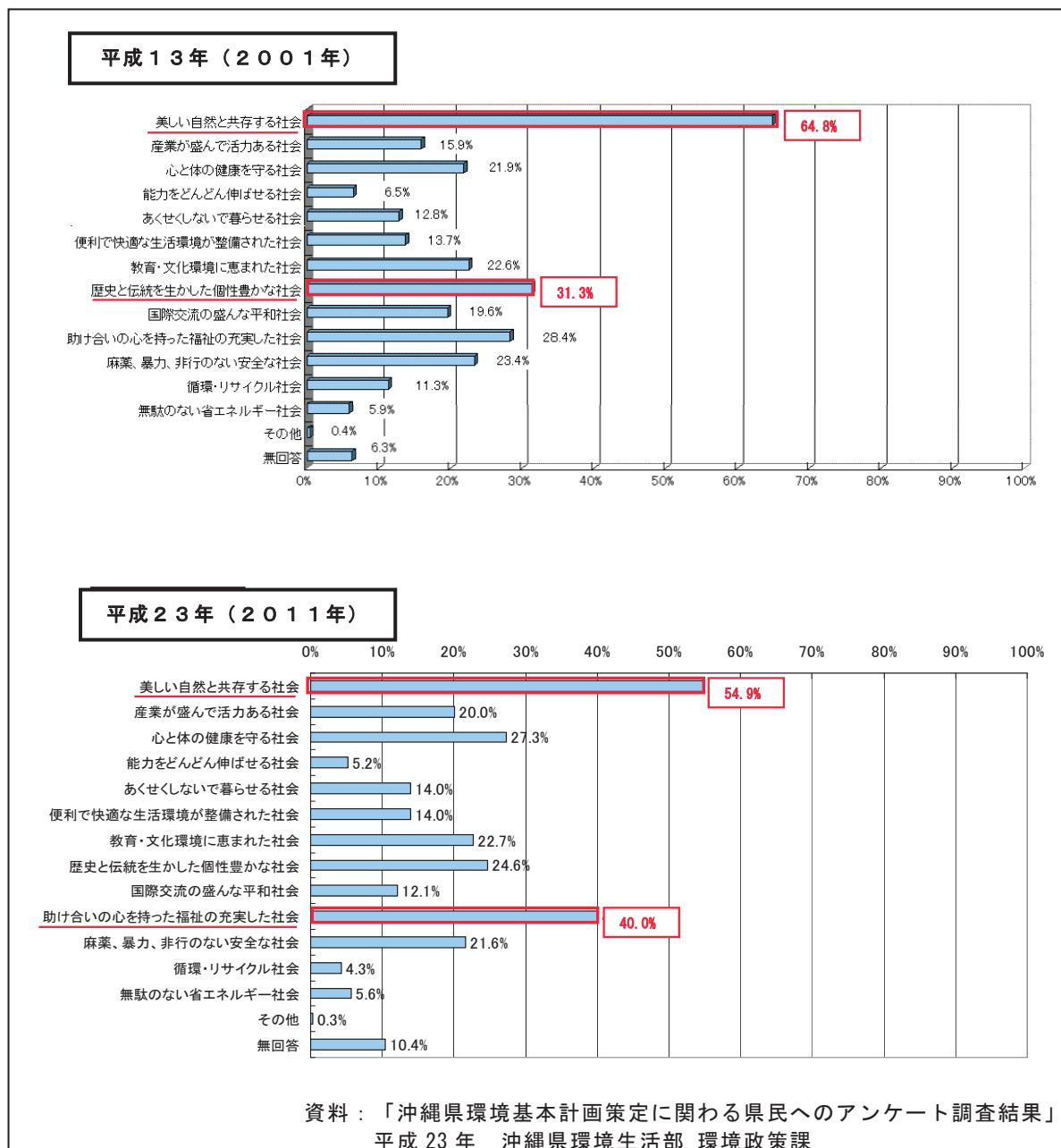


資料：「沖縄県環境基本計画策定に関する県民へのアンケート調査結果」  
平成23年 沖縄県環境生活部 環境政策課

### 周辺環境への満足度

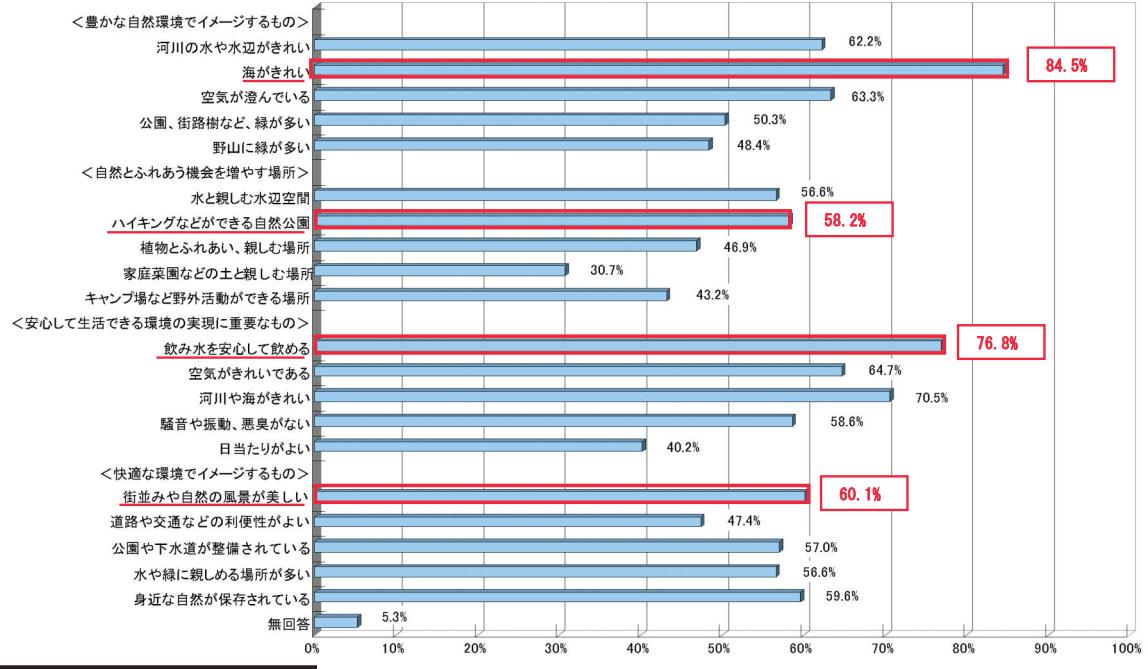
県民の望む社会像については、平成13年度(2001年度)及び平成23年度(2011年度)結果とともに「美しい自然と共に存」する社会が望まれています。

また、今後、本県の実現すべき望ましい環境像については、平成13年度(2001年度)及び平成23年度(2011年度)結果とともに「海がきれい」で「ハイキングなどができる自然公園」が多く、「飲み水を安心して飲める」生活環境や「街並みや自然の風景が美しい」ことが望まれています(p109グラフ参照)。

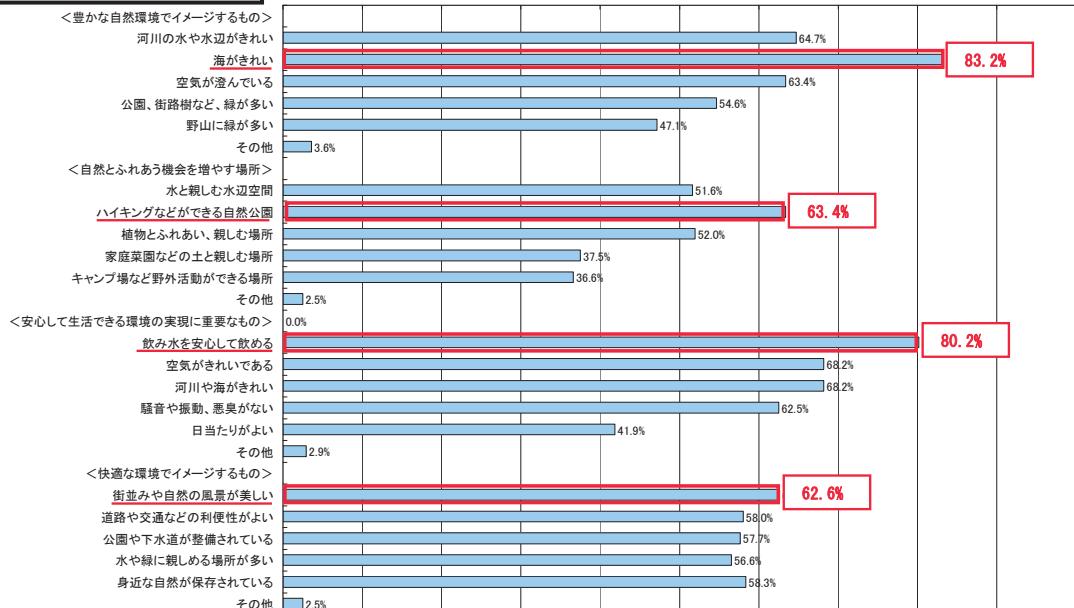


## 県民の望む環境像

**平成 13 年（2001 年）**



**平成 23 年（2011 年）**



資料：「沖縄県環境基本計画策定に関する県民へのアンケート調査結果」  
平成 23 年 沖縄県環境生活部 環境政策課

今後、本県の実現すべき望ましい環境像

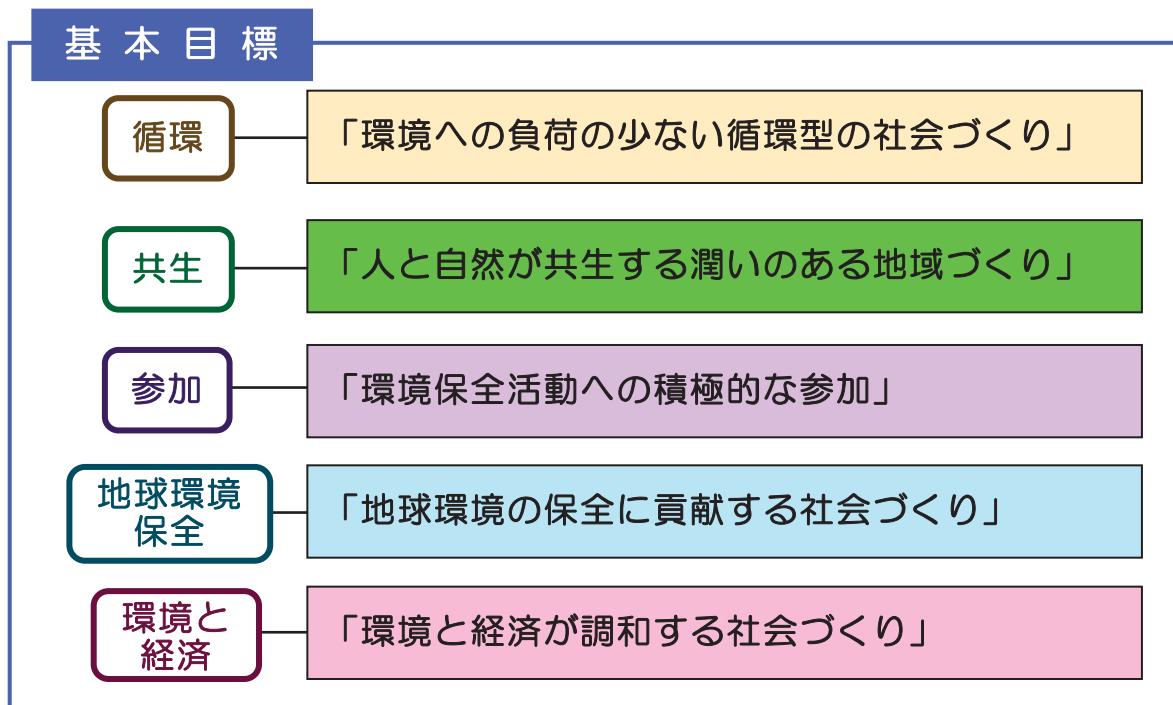
## 2. 施策の基本方針と体系

本計画は、「沖縄県環境基本条例」の基本理念に基づき、健全で恵み豊かな環境を次世代へ引き継ぐことのできる『豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県』の実現を目指しています。

この章では、本県における環境の現況及び課題、県民の望む環境像を踏まえ、様々な施策展開や行動の指針を明らかにすることとします。

このため、本県の環境の問題を『公害、廃棄物、エネルギー消費、自然破壊といった人の生活や事業活動などによる環境への負荷の問題』、『生態系の保全や緑の確保といった自然との共生の問題』、『県民、事業者等の環境保全活動への取組の問題』、『地球温暖化防止対策やオゾン層の破壊防止といった地球環境保全の問題』、『環境の保全を図りつつ、経済の発展との調和を目指す際の問題』に区分し、それぞれの問題の解決に向け、第1章における計画の目標で掲げた長期的な視野に立った5つの基本目標について、それぞれの施策の基本的方向を明らかにするとともに、その方向に沿った各種環境保全施策を展開します(p111、p 112施策体系図参照)。

なお、各種施策の樹立や展開にあたっては、基本姿勢として生物多様性の保全と持続的利用や循環型社会の形成促進など、国内外における自然環境問題とその解決をめぐる動向や新しい概念、枠組み等との確かつ柔軟に呼応していくよう、今後、必要に応じて見直しを行うものとします。



また、それぞれの目標を達成するために必要となる共通的・基盤的な施策もあわせて推進するとともに、本県の地域特性を踏まえた「重点的に取り組む総合的施策」を設定し、重点的・効果的な推進を図ります。

## 豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県

### 【基本目標】

### 【基本施策】

### 【施策展開】

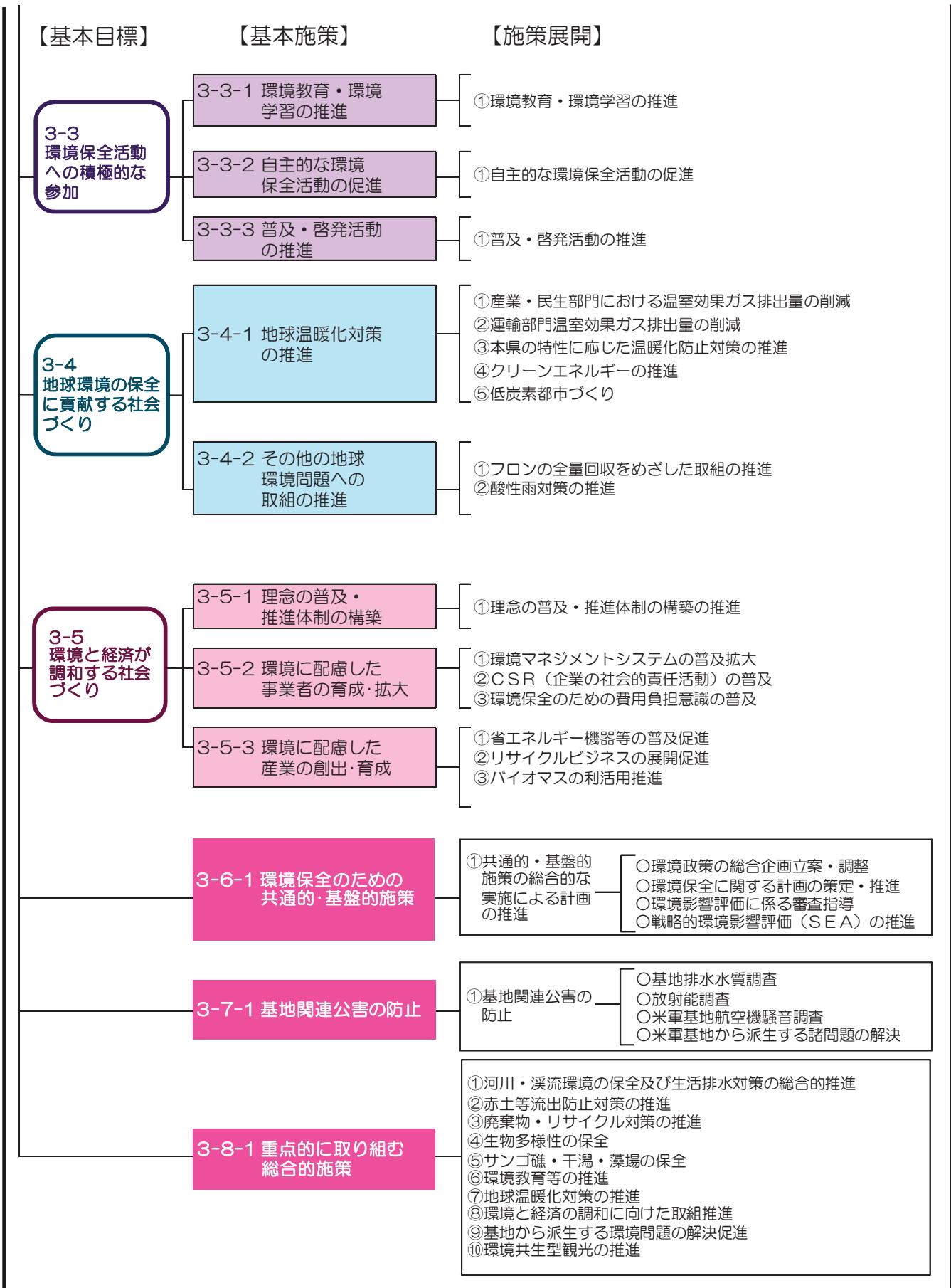
**3-1  
環境への負荷の  
少ない循環型の  
社会づくり**

- 3-1-1 大気環境の保全
  - ①さわやかで安全な大気環境の保全
- 3-1-2 水環境の保全
  - ①清らかで安全な水環境の保全
- 3-1-3 化学物質対策  
の推進
  - ①化学物質による環境リスクの低減
- 3-1-4 騒音・振動・悪臭  
の防止
  - ①道路交通騒音の環境基準の達成
  - ②航空機騒音の防止
  - ③騒音・振動・悪臭の防止
- 3-1-5 土壤・地下水  
環境の保全
  - ①土壤・地下水汚染対策の推進
  - ②安全で環境にやさしい土壤環境の保全
- 3-1-6 赤土等流出の  
防止
  - ①赤土等流出の防止
- 3-1-7 廃棄物・リサイクル  
対策の推進
  - ①廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理の推進
  - ②海岸漂着ごみ対策の推進

**3-2  
人と自然が共生  
する潤いのある  
地域づくり**

- 3-2-1 緑・水辺・景観  
の保全と創造
  - ①公共施設等の緑化推進
  - ②道路緑化の推進
  - ③身近(学校、公共施設、住宅、民間施設)な緑化の推進
  - ④水辺空間の保全と創造
  - ⑤良好な都市景観の形成
  - ⑥良好な自然・農村景観の保全と創造
- 3-2-2 歴史・文化環境  
の保全と創造
  - ①文化財の適切な保存と活用
  - ②良好な自然・農村文化の保全と創造
- 3-2-3 森林生態系  
の保全・再生
  - ①森林生態系の保全
  - ②多様な生物の生息・生育環境の保全
  - ③森林・みどりの整備の推進
  - ④外来種対策の推進
  - ⑤自然との触れ合いの場の保全と創造
- 3-2-4 陸水生態系  
の保全・再生
  - ①陸水生態系の保全
  - ②自然環境に配慮した憩い潤いのある水辺づくりの推進
  - ③多様な生物の生息・生育環境の保全
- 3-2-5 沿岸・海洋生態  
系の保全・再生
  - ①沿岸・海洋生態系の保全
  - ②自然環境に配慮した海辺づくりの推進
  - ③海辺の自然との触れ合いの場の保全と創造
- 3-2-6 都市生態系・  
農地生態系の  
保全・再生
  - ①自然環境に配慮した憩い潤いのある緑・水辺づくりの推進
  - ②廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理、水資源対策の推進
  - ③ヒートアイランド現象に関わる対策の推進
  - ④環境保全型農業の推進

# 本計画の施策体系図



### 3. 「豊かな自然環境に恵まれた安全・安心で やすらぎと潤いのある沖縄県」を目指して

この3節では、本県の目指す環境像「豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県」の実現に向け取り組む施策の具体的な内容について提示します。各基本施策の記載例は以下のとおりです。

#### 【基本施策】の記載例

<p><b>【基本施策名】</b> 3-1-7 廃棄物・リサイクル対策の推進</p> <p><b>【成果指標】</b> 沖縄県等が実施する活動の成果(各施策で掲げた課題に対する成果、県民生活の向上への効果等)を表す。施策効果を検証する際の基準や物差しとしての役割をもつ指標として設定する。</p> <p><b>【施策展開名】</b></p>	<p><b>成果指標</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th><th>沖縄県の現状 (基準年)</th><th>5年後の目標</th><th>10年後の目標</th><th>全国の現状 (参考年)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 一般廃棄物の1日1人あたりの排出量</td><td>831g (20年度)</td><td>805g以下</td><td>805g以下</td><td>1,033g (20年度)</td></tr> <tr> <td>2 一般廃棄物の再生利用率</td><td>12.7% (22年度)</td><td>22%</td><td>22%</td><td>20.8% (22年度)</td></tr> <tr> <td>3 産業廃棄物の再生利用率</td><td>48.7% (22年度)</td><td>50%</td><td>50%</td><td>40.5% (21年度)</td></tr> <tr> <td>4 産業廃棄物管理型最終処分場の残余年数【残余容量】</td><td>3.3年 【37,744m<sup>3</sup>】 (22年度)</td><td>14.3年 【140,000m<sup>3</sup>】 (29年度)</td><td>9.3年 【93,000m<sup>3</sup>】 (34年度)</td><td>13.2年 【104,595,956m<sup>3</sup>】 (22年度)</td></tr> <tr> <td>5 不法投棄件数(1トン以上)</td><td>140件 (22年度)</td><td>100件</td><td>70件</td><td>2,870件(10トン以上) (22年度)</td></tr> <tr> <td>6 全県一斉清掃参加人数</td><td>5万7千人 (22年度)</td><td>7万人</td><td>10万人</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p><b>施策展開</b> ①廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理の推進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主な取組</th><th colspan="6">年度別計画</th><th rowspan="2">実施主体</th></tr> <tr> <th>24 (2012)</th><th>25 (2013)</th><th>26 (2014)</th><th>27 (2015)</th><th>28 (2016)</th><th>29~ (2017)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ごみ収集の有料化促進</td><td colspan="6">28年度(2016年度)を目標にごみ収集有料化市町村数を増やすことを表す。 【実施主体名】</td><td></td></tr> <tr> <td>ごみ減量化推進事業 (環境生活部)</td><td>32市町村 実施市町村数</td><td></td><td></td><td>41市町村</td><td></td><td></td><td>県 市町村</td></tr> <tr> <td>○資源再利用の推進</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>ごみ減量化推進事業 (環境生活部)</td><td>3回 強化月間・週間数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>県</td></tr> <tr> <td>海岸漂着物の再資源化に向けた研究開発の推進 (環境生活部)</td><td>調査研究</td><td>再資源化実証実験</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>県</td></tr> <tr> <td>建設リサイクル資材認定制度(ゆいくる)活用事業 (土木建築部)</td><td>384資材 ゆいくる材認定資材数</td><td></td><td></td><td>400資材以上 (累計)</td><td></td><td></td><td>県</td></tr> <tr> <td>○資源循環コストの低減</td><td colspan="6">25年度(2013年度)を目標に処理率を引き上げることを表す。 【実施主体名】</td><td></td></tr> <tr> <td>バイオマス資源活用コージェネレーションシステム構築事業 (環境生活部)</td><td>52.1% モデル地域における未 処理率</td><td>100%</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>県</td></tr> </tbody> </table>	指標名	沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)	1 一般廃棄物の1日1人あたりの排出量	831g (20年度)	805g以下	805g以下	1,033g (20年度)	2 一般廃棄物の再生利用率	12.7% (22年度)	22%	22%	20.8% (22年度)	3 産業廃棄物の再生利用率	48.7% (22年度)	50%	50%	40.5% (21年度)	4 産業廃棄物管理型最終処分場の残余年数【残余容量】	3.3年 【37,744m <sup>3</sup> 】 (22年度)	14.3年 【140,000m <sup>3</sup> 】 (29年度)	9.3年 【93,000m <sup>3</sup> 】 (34年度)	13.2年 【104,595,956m <sup>3</sup> 】 (22年度)	5 不法投棄件数(1トン以上)	140件 (22年度)	100件	70件	2,870件(10トン以上) (22年度)	6 全県一斉清掃参加人数	5万7千人 (22年度)	7万人	10万人	—	主な取組	年度別計画						実施主体	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	○ごみ収集の有料化促進	28年度(2016年度)を目標にごみ収集有料化市町村数を増やすことを表す。 【実施主体名】							ごみ減量化推進事業 (環境生活部)	32市町村 実施市町村数			41市町村			県 市町村	○資源再利用の推進								ごみ減量化推進事業 (環境生活部)	3回 強化月間・週間数						県	海岸漂着物の再資源化に向けた研究開発の推進 (環境生活部)	調査研究	再資源化実証実験					県	建設リサイクル資材認定制度(ゆいくる)活用事業 (土木建築部)	384資材 ゆいくる材認定資材数			400資材以上 (累計)			県	○資源循環コストの低減	25年度(2013年度)を目標に処理率を引き上げることを表す。 【実施主体名】							バイオマス資源活用コージェネレーションシステム構築事業 (環境生活部)	52.1% モデル地域における未 処理率	100%					県
指標名	沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)																																																																																																														
1 一般廃棄物の1日1人あたりの排出量	831g (20年度)	805g以下	805g以下	1,033g (20年度)																																																																																																														
2 一般廃棄物の再生利用率	12.7% (22年度)	22%	22%	20.8% (22年度)																																																																																																														
3 産業廃棄物の再生利用率	48.7% (22年度)	50%	50%	40.5% (21年度)																																																																																																														
4 産業廃棄物管理型最終処分場の残余年数【残余容量】	3.3年 【37,744m <sup>3</sup> 】 (22年度)	14.3年 【140,000m <sup>3</sup> 】 (29年度)	9.3年 【93,000m <sup>3</sup> 】 (34年度)	13.2年 【104,595,956m <sup>3</sup> 】 (22年度)																																																																																																														
5 不法投棄件数(1トン以上)	140件 (22年度)	100件	70件	2,870件(10トン以上) (22年度)																																																																																																														
6 全県一斉清掃参加人数	5万7千人 (22年度)	7万人	10万人	—																																																																																																														
主な取組	年度別計画						実施主体																																																																																																											
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)																																																																																																												
○ごみ収集の有料化促進	28年度(2016年度)を目標にごみ収集有料化市町村数を増やすことを表す。 【実施主体名】																																																																																																																	
ごみ減量化推進事業 (環境生活部)	32市町村 実施市町村数			41市町村			県 市町村																																																																																																											
○資源再利用の推進																																																																																																																		
ごみ減量化推進事業 (環境生活部)	3回 強化月間・週間数						県																																																																																																											
海岸漂着物の再資源化に向けた研究開発の推進 (環境生活部)	調査研究	再資源化実証実験					県																																																																																																											
建設リサイクル資材認定制度(ゆいくる)活用事業 (土木建築部)	384資材 ゆいくる材認定資材数			400資材以上 (累計)			県																																																																																																											
○資源循環コストの低減	25年度(2013年度)を目標に処理率を引き上げることを表す。 【実施主体名】																																																																																																																	
バイオマス資源活用コージェネレーションシステム構築事業 (環境生活部)	52.1% モデル地域における未 処理率	100%					県																																																																																																											

#### 【各施策に係る主な取組について】

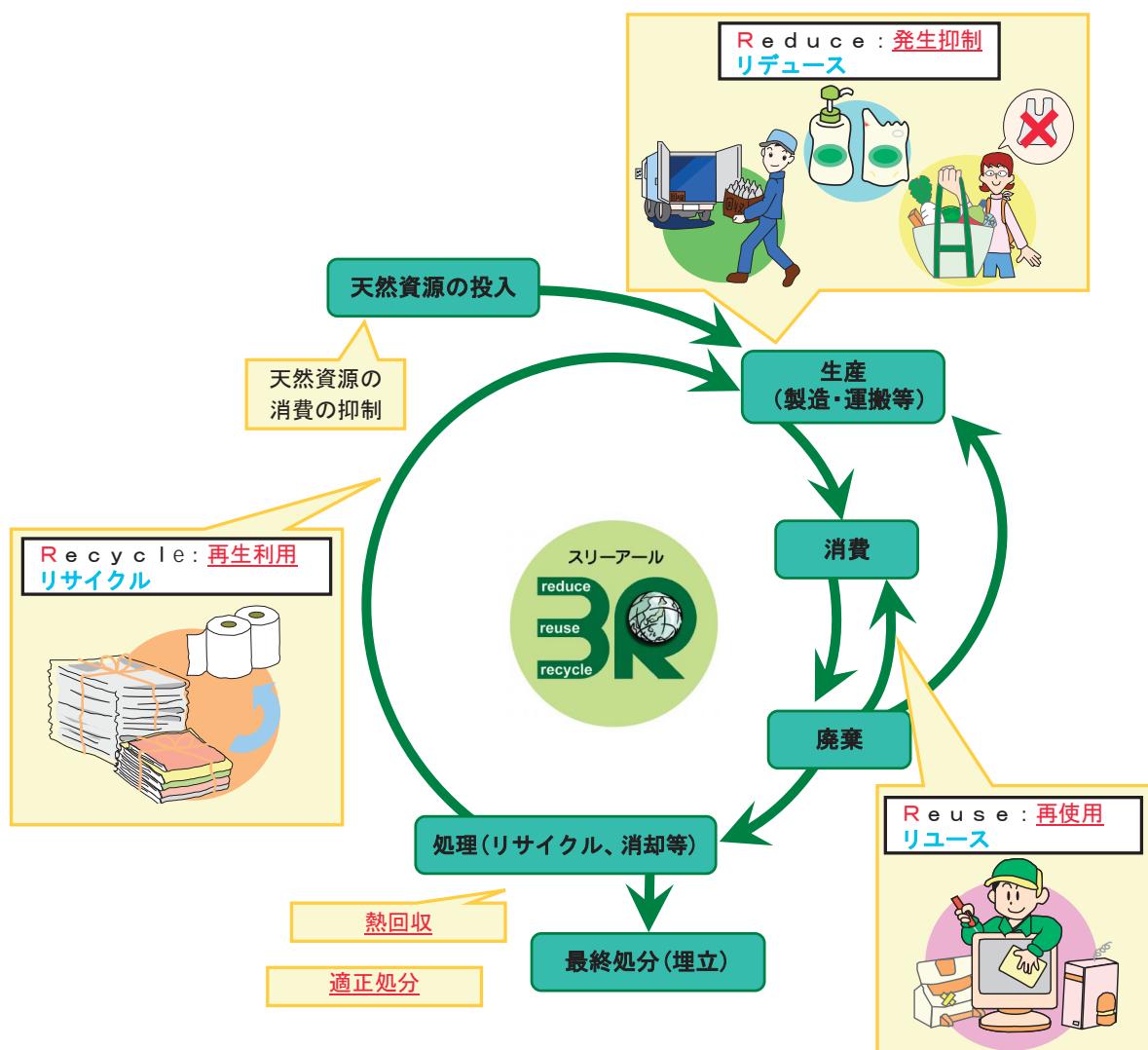
○記載した主な取組については、策定時点において想定される各年度の取組内容や活動量を示したものである。取組の実施に当たっては、基本計画で示した内容を基準として、課題解決に向けた最適な手段を検討するとともに、活動量についても毎年度の予算編成の過程で精査することとする。

○本計画の開始年度は平成25年度(2013年度)であるが、開始前の主な取組の活動指標を明示する必要があるため、平成24年度(2012年度)からの取組を記載している。

現代の社会経済システムは、経済効率を第一に追求した結果、様々な環境問題を引き起こしてきました。

私たちは、地球が有している限りある資源と浄化作用の恵みを受けています。これまでのような過剰な資源の消費と、自然の能力を超える環境への負荷を与えることなく、限りある資源をリサイクル・リユースするなど「物を大切にする文化」のもとで有効に利用し、物質循環ができる限り確保することによって、環境への負荷を低減し、限りある資源の循環的な利用を基調とする資源循環型社会の実現を目指さなくてはなりません。そのためには、生産段階でのごみ発生の抑制と消費者によるごみの分別等、生産者消費者双方の取組が必要です。

よって、『環境への負荷の少ない循環型の社会づくり』に向けた環境保全施策として、「大気環境の保全」、「水環境の保全」、「化学物質対策の推進」、「騒音・振動・悪臭の防止」、「土壤・地下水環境の保全」、「赤土等流出の防止」、「廃棄物・リサイクル対策の推進」を推進します。



### 施策3-1-1大気環境の保全

**【基本施策】  
3-1-1**

**大気環境の保全**

#### 成果指標

指標名		沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)
1	大気環境基準の達成率	90% (22年度(2010年度))	100%	100%	85% (22年(2010年))
2	ダイオキシン類に係る環境基準の達成率	100% (22年度(2010年度))	100%	100%	大気・地下水・土壌: 100% 公共用水域水質: 98.4% 底質:99.5% (22年(2010年))

#### 施策展開

#### ①さわやかで安全な大気環境の保全

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○大気環境の常時監視							
大気汚染物質常時測定調査費 大気汚染物測定機器整備事業費 (環境生活部)	10局 測定期数					→	県
	大気汚染物質の常時監視測定及び測定機器の整備						
有害大気汚染物質対策費 (環境生活部)	19物質 測定期数					→	県
	有害大気汚染物質、ダイオキシン類の常時監視測定						
○事業者の監視・指導の強化							
大気汚染物質常時測定調査費・大気汚染物測定機器整備事業費 (環境生活部)	70件 立入検査事業所数					→	県
	工場・事業場の監視、指導						
○アスベスト対策							
アスベスト対策事業 (土木建築部)	4件 含有調査件数	4件	4件	4件	8件	→	県 市町村 民間
	民間建築物等の吹きつけアスベストの除去及び含有調査に係る費用に対する助成						

### 施策3-1-2水環境の保全

【基本施策】 3-1-2	水環境の保全
-----------------	--------

#### 成果指標

指標名		沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)
1	河川水質環境基準の達成率	97% (22年度(2010年度))	100%	100%	92% (20年(2008年))
2	海域水質環境基準の達成率	92% (22年度(2010年度))	100%	100%	76% (20年(2008年))
3	ダイオキシン類に係る環境基準の達成率	100% (22年度(2010年度))	100%	100%	大気・地下水・土壤: 100% 公共用水域水質: 98.4% 底質:99.5% (22年(2010年))

施策展開	①清らかで安全な水環境の保全
------	----------------

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○水質保全に関する監視活動、普及啓発等							
水質関係事業所等監視指導事業 (環境生活部)	100件 立入検査 及び指導 等件数					→	県
	事業者に対する改善指導及び事業場等への立入検査の実施						
水質保全対策事業 (環境生活部)	189地点 調査地点 数					→	県
	公共用水域等水質の常時監視及び市町村への情報提供						
水質測定機器整備事業 (環境生活部)	石油貯蔵施設から発生する水質汚濁等の公害を監視するため、 施設が立地する地域の保健所等に必要な機器等を整備・更新 する						→ 県
水質環境保全啓発推進事業 (環境生活部)	6河川 (流域14市 町村)指定 数				2河川 (流域5市町 村)	→	県
	生活排水対策重点地域指定の解除に向け、河川流域市町村 による生活排水対策の汚濁負荷低減の啓発に関する支援						
浄化槽管理対策事業 (環境生活部)	1,500人 受講者数				→	→	県
	浄化槽の適正な維持管理に関する指導・普及啓発						
	浄化槽設置者講習会の実施						
○汚水処理対策							
下水道事業 (土木建築部)	18,064人 下水道処 理人口増 加数	→	15,360人		→	→	県 市町村
	地域性を考慮した下水道整備の推進						

**施策3-1-2水環境の保全**

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)	
農業集落排水事業 (農林水産部)	73.0% 汚水処理 人口普及 率			→	82.8%		県 市町村
	汚水処理施設整備支援						
沖縄型畜産排水対策モデル事業 (農林水産部)	15人 畜産排水 処理技術 者の育成			→	55人		県
	水質汚濁防止法の排水基準見直しによる指導体制の強化						
浄化槽設置整備事業 (環境生活部)	25基 補助件数	→					県
	合併処理浄化槽設置費用に対する補助の実施						
畜産環境総合整備事業 (農林水産部)							県
	ふん尿処理施設等の整備						

<b>【基本施策】 3-1-3</b>	<b>化学物質対策の推進</b>
-------------------------	------------------

**成果指標**

指標名		沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)
1	ダイオキシン類に係る環境基準の達成率	100% (22年度(2010年度))	100%	100%	大気・地下水・土壤: 100% 公共用水域水質: 98.4% 底質:99.5% (22年(2010年))
2	環境保全型農業に取り組む農家数	704件 (23年(2011年))	1,000件 (27年(2015年))	1,300件	220,296件 (23年(2011年))

施策展開	①化学物質による環境リスクの低減
------	------------------

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○大気環境の常時監視							
有害大気汚染物質対策費 (環境生活部)	19物質 測定物質 数					→	県
	有害大気汚染物質、ダイオキシン類の常時監視測定						
○事業者の監視・指導の強化							
大気汚染物質常時測定調査費・大気汚染物 測定機器整備事業費 (環境生活部)	70件 立入検査 事業所数					→	県
	工場・事業場の監視、指導						
○安全・安心な食品流通の確保							
農薬安全対策事業 (農林水産部)	農薬の適正使用・販売の推進					→	県
○環境保全型農業の推進							
総合的病害虫管理技術推進事業 (農林水産部)	技術開発・普及及び実践地域の育成					→	県 特認団体
有機農業促進事業 (農林水産部)	有機農業に関する消費者・農家等への啓蒙活動					→	県
地力増強対策事業 (農林水産部)	3回 認定会議 開催 5地区 イベント開 催地区数					→	県
	環境保全型農業実践者の育成、耕土流出対策の推進 (認定会議の開催、「土壤保全の日」イベント開催など)						

施策3-1-3化学物質対策の推進

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)	
環境保全型農業直接支援対策事業 (農林水産部)	600a/年 対象面積		→	6000a/年		→	県
			エコファーマー や有機農業者に対する交付金				

### 施策3-1-4騒音・振動・悪臭の防止

<b>【基本施策】</b> <b>3-1-4</b>	<b>騒音・振動・悪臭の防止</b>
-------------------------------	--------------------

#### 成果指標

指標名		沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)
1	自動車騒音に係る環境基準達成率	95% (22年度(2010年度))	100%	100%	91% (22年度(2010年度))
2	航空機騒音に係る環境基準達成率	50% (21年度(2009年度))	75%	100%	76% (20年度(2008年度))

<b>施策展開</b>	<b>①道路交通騒音の環境基準の達成</b>
-------------	------------------------

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○騒音・振動防止対策							
騒音振動対策事業 (環境生活部)	15区間 道路区間 数				→		→ 県

<b>施策展開</b>	<b>②航空機騒音の防止</b>
-------------	------------------

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○騒音対策							
騒音振動対策事業 (環境生活部)	4地点 那覇空港 周辺地点 数				→		→ 県

施策3-1-4騒音・振動・悪臭の防止

施策展開	③騒音・振動・悪臭の防止						
主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)	
○騒音・振動防止対策							
騒音振動対策事業 (環境生活部)	10町村 指定町村 数					→	県
	騒音に係る規制基準の設定並びに都市計画法等に基づく規制地域の指定及び見直し						
	10町村 指定町村 数					→	県
	振動に係る規制基準の設定並びに都市計画法等に基づく規制地域の指定及び見直し						
○悪臭防止対策							
悪臭防止対策事業 (環境生活部)	11町村 指定町村 数					→	県
	悪臭に係る規制基準の設定並びに都市計画法等に基づく規制地域の指定及び見直し						
畜産環境総合整備事業 (農林水産部)						→	県
	ふん尿処理施設等の整備						

(注)騒音、振動及び悪臭に係る規制地域の指定及び見直しの事務については、従来、都道府県知事の事務であったが、法改正により、平成24年4月1日からは市の区域内の地域については、市長へ権限が移譲されている。

### 施策3-1-5 土壤・地下水環境の保全

<b>【基本施策】</b> <b>3-1-5</b>	<b>土壤・地下水環境の保全</b>
-------------------------------	--------------------

#### 成果指標

指標名	沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)
1 環境保全型農業に取り組む農家数	704件 (23年(2011年))	1,000件 (27年(2015年))	1,300件	220,296件 (23年(2011年))

<b>施策展開</b>	<b>①土壤・地下水汚染対策の推進</b>				
-------------	-----------------------	--	--	--	--

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○土壤汚染・地下水汚染対策の推進							
土壤汚染対策基盤情報整備事業 (環境生活部)	450件 台帳登録 件数					→	県
土壤汚染対策法に基づく届出等の管理台帳の作成							
土壤汚染情報管理システムの整備及び業務体制							
水質関係事業所等監視指導事業 (環境生活部)						→	県
土壤汚染対策法に基づく事業者、処理業者への指導							
水質汚濁防止法に基づく事業場等への立入検査及び改善指導の実施						→	県
水質保全対策事業 (環境生活部)						→	県
地下水概況調査及び継続監視調査の実施							

<b>施策展開</b>	<b>②安全で環境にやさしい土壤環境の保全</b>				
-------------	---------------------------	--	--	--	--

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○安全・安心な食品流通の確保							
農薬安全対策事業 (農林水産部)						→	県
農薬の適正使用・販売の推進							
○環境保全型農業の推進							
総合的病害虫管理技術推進事業 (農林水産部)						→	県 特認団体
技術開発・普及及び実践地域の育成							

施策3-1-5 土壤・地下水環境の保全

主な取組	年度別計画						実施主体	
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)		
有機農業促進事業 (農林水産部)	有機農業に関する消費者・農家等への啓蒙活動						→ 県	
	有機質資材肥効評価			土壤診断 システム構築	土壤診断 システム活用			
地力増強対策事業 (農林水産部)	3回 認定会議 開催 5地区 イベント開 催地区数					→	→ 県	
	環境保全型農業実践者の育成、耕土流出対策の推進							
環境保全型農業直接支援対策事業 (農林水産部)	600a/年 対象面積		→	6000a/年			→ 県	
	エコファーマーや有機農業者に対する交付金							
○森林・林業生産基盤の整備								
造林事業 (農林水産部)	40ha 整備面積				→		→ 県 市町村	
	無立木地への造林や複層林整備の実施							

### 施策3-1-6赤土等流出の防止

【基本施策】 3-1-6	赤土等流出の防止
-----------------	----------

#### 成果指標

指標名	沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)
1 監視海域76海域における赤土等年間流出量	159,000トン (23年度(2011年度))	110,000トン	72,000トン	—
2 海域での赤土堆積ランク5以下の地点割合	33% (23年(2011年))	50%	100%	—

施策展開	①赤土等流出の防止
------	-----------

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○地域が主体となった赤土等流出防止対策							
赤土等流出防止対策推進事業 (環境生活部)	1回 交流集会 数				→		→ 県
	2回 講習会 開催数				→		
	赤土等流出防止対策交流集会・講習会の開催						
赤土等流出防止活動支援事業 (環境生活部)	10団体 支援団体 数			→			→ 県
	赤土等流出防止活動への支援						
	赤土等流出防止啓発への支援						
○農地からの赤土等流出防止対策							
水質保全対策事業(耕土流出防止型) (農林水産部)	承排水路、沈砂池、浸透池等の流出水対策						→ 県 市町村
	農地の勾配抑制、植生工、畑面植生等の発生源対策						
沖縄の自然環境保全に配慮した農業活性化 支援事業 (農林水産部)	コーディネーター育成プログラムの作成			→			→ 県
	5組織 育成組織 数						
	農業環境コーディネイト組織の育成						

施策3-1-6赤土等流出の防止

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○赤土等堆積土砂対策							
赤土等流出防止海域モニタリング事業 (環境生活部)	22海域 モニタリン グ海域数			→	76海域		→ 県
	赤土等堆積状況等モニタリング						
閉鎖性海域における堆積赤土等の対策事業 (環境生活部)	2回 地元意見 交換会開 催数	→					→ 県
	現地現況調査						
	2回 専門検討 委員会開 催数	→					
	工法手法の検討		工法の実施				
		実証実験					

### 施策3-1-7 廃棄物・リサイクル対策の推進

【基本施策】 3-1-7	廃棄物・リサイクル対策の推進
-----------------	----------------

#### 成果指標

指標名		沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)
1	一般廃棄物の1日1人あたりの排出量	831g (20年度(2008年度))	805g以下	805g以下	1,033g (20年度(2008年度))
2	一般廃棄物の再生利用率	12.7% (22年度(2010年度))	22%	22%	20.8% (22年度(2010年度))
3	産業廃棄物の再生利用率	48.7% (22年度(2010年度))	50%	50%	40.5% (21年度(2009年度))
4	産業廃棄物管理型最終処分場の残余年数【残余容量】	3.3年 【37,744m <sup>3</sup> 】 (22年度(2010年度))	15.3年 【150,000m <sup>3</sup> 】	10.3年 【101,000m <sup>3</sup> 】	13.2年 【104,595,956m <sup>3</sup> 】 (22年度(2010年度))
5	不法投棄件数(1トン以上)	140件 (22年度(2010年度))	100件	70件	2,870件 (10トン以上) (22年度(2010年度))
6	全県一斉清掃参加人数	5.7万人 (22年度(2010年度))	7万人	10万人	—

施策展開	①廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理の推進					

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○ごみ収集の有料化促進							
ごみ減量化推進事業 (環境生活部)	32市町村 実施市町村 数			→	41市町村		→ 県 市町村
○資源再利用の推進							
ごみ減量化推進事業 (環境生活部)	3回 強化月間・ 週間数				→		→ 県
海岸漂着物の再資源化に向けた研究開発 の推進 (環境生活部)	調査研究		再資源化実証実験				県
建設リサイクル資材認定制度(ゆいくる)活 用事業 (土木建築部)	384資材 ゆいくる材 認定資材数			→	400資材以 上 (累計)		→ 県
○資源循環コストの低減							
バイオマス資源活用コーチェネレーションシ ステム構築事業 (環境生活部)	52.1% モデル地域 における木 くず処理率	100%					県
	産業廃棄物の燃料化に による発電・熱利用シス テムの構築						

施策3-1-7 廃棄物・リサイクル対策の推進

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○下水汚泥及び消化ガスの有効利用							
下水汚泥有効利用 (土木建築部)	100% 有効利用率					→	県 市町村
	下水の処理過程で発生する汚泥を肥料として緑農地還元等						
○バイオマスの活用							
オガコ養豚普及促進事業 (農林水産部)	17戸 改修等支援 農家数				→ 50戸		県
	オガコ養豚施設への改修等支援						
環境保全型農業支援 (農林水産部)	家畜排せつ物利用技術の開発						県
○一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理の推進							
廃棄物処理施設の効率化及び離島の廃棄物処理サービス広域化支援 (環境生活部)	離島のごみ処理の広域化可能性調査						県
			離島市町村に対するごみ処理の広域化提案・調整				
公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備 (環境生活部)	地域住民との対話・理解への取組						県
	最終処分場の整備(用地決定、施工、供用)						
○不法投棄等の不適正処理の防止及び環境美化の推進	官民協調の第三セクターへの出資・補助						
廃棄物不法投棄対策(廃棄物不法投棄対策事業、産業廃棄物対策費) (環境生活部)	3,600件 監視パトロール件数					→	県
	不法投棄監視員の配置(3名)						
排出事業者及び産廃処理業者への適正処理に対する意識向上に関する取組 (環境生活部)	廃棄物監視指導員の配置(6名)						県
	不適正処理監視パトロール						
	6回 研修会等 開催数					→	県
	産廃処理業者及び排出事業者の適正処理等に係る研修会等の実施						
	関係機関への適正処理に係る協力依頼及びゴミゼロパトロール等の啓発活動の実施						

施策3-1-7 廃棄物・リサイクル対策の推進

施策展開	②海岸漂着ごみ対策の推進					
------	--------------	--	--	--	--	--

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
海岸漂着物の適正処理及び国内外の発生源対策の推進(海岸漂着物対策支援事業) (環境生活部)	10,000人 ビーチクリーン参加人数			→	15,000人		→ 県、市町村、地域住民
	まるごと沖縄クリーンビーチ(県下一斉海岸清掃)						
	海岸清掃・適正処理に対する支援						
	海岸漂着物処理推進法に基づく財政措置及び国際的な発生源対策について国へ要請						
海岸漂着物の再資源化に向けた研究開発の推進 (環境生活部)							県
	調査研究		再資源化実証実験				

### 3-2 人と自然が共生する潤いのある地域づくり

私たちの社会は、自然から資源を採取するとともに、自然に負荷をかけながら都市化と発展を続け、自然の有する環境保全機能を失ってきた結果、自然の猛威にさらされてきました。私たちの住む地球は、地形や気候といった自然的条件とともに、多種多様な生物が織り成す生態系のバランスのもとに成り立っています。

本県は、亜熱帯海洋性気候のもと、サンゴ礁が発達した青い海と貴重な野生生物が数多く生育・生息する緑豊かな島々から構成され、固有の自然環境を有しており、それらの環境を守っていくためにも、私たち県民の行動が生態系を構成する動植物や自然環境への影響に深く関与していることを認識し可能な限り環境への負荷がないような行動を心がけていくことが大切です。

本県の豊かな自然環境は、今を生きる私たちのものだけではなく、本県に暮らす全ての生き物、また、将来、生まれてくる次の世代のものもあります。自然の持つ豊かな恵みを次の世代に継承するためにも、人と自然との共生を目指さなくてはなりません。

よって、『人と自然が共生する潤いのある地域づくり』に向けた環境保全施策として、「縁・水辺・景観の保全と創造」、「歴史・文化環境の保全と創造」、「森林生態系の保全・再生」、「陸水生態系の保全・再生」、「沿岸・海洋生態系の保全・再生」、「都市生態系・農地生態系の保全・再生」を推進します。



<b>【基本施策】 3-2-1</b>	<b>緑・水辺・景観の保全と創造</b>
-------------------------	----------------------

**成果指標**

指標名		沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)
1	県民による緑化活動件数	55件 (23年度(2011年度))	増加	増加	—
2	都市計画区域内緑地面積	65,155ha (18年度(2006年度))	維持	維持	—
3	都市計画区域における一人当たりの都市公園面積	10.6m <sup>2</sup> /人 (22年度(2010年度))	13.0m <sup>2</sup> /人	15m <sup>2</sup> /人	9.8m <sup>2</sup> /人 (22年度(2010年度))
4	主要道路における緑化延長	0km (23年(2011年))	280km	300km	—
5	森林緑地面積	118,814ha (23年度(2011年度))	120,596ha	124,161ha	—
6	自然環境の再生率	調査中 (24年(2012年))	「自然環境再生指針」 の策定	50%(仮目標) 「自然環境再生指針」 で具体的に定める	—
7	自然環境に配慮した河川整備の割合	調査中 (23年度(2011年度))	増加	増加	—
8	自然環境に配慮した海岸整備の延長	600m (23年度(2011年度))	1,810m	2,830m	—
9	市町村景観行政団体数	21団体 (23年度(2011年度))	30団体	41団体	—
10	景観地区数	3地区 (23年度(2011年度))	10地区	24地区	—
11	景観アセスメント数	0件 (23年度(2011年度))	10件	20件	—
12	景観・親水性に配慮した海岸整備の延長	4,850m (23年度(2011年度))	8,940m	10,080m	—
13	良好な景観形成に資する無電柱化(無電柱化整備延長)	49km (23年(2011年))	85km	125km	—
14	歴史景観と調和する都市公園の供用面積	32.0ha (22年度(2010年度))	58.9ha	143ha	—

施策3-2-1 緑・水辺・景観の保全と創造

施策展開		①公共施設等の緑化推進						
主な取組		年度別計画						実施主体
		24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○風致地区の指定								
市町村緑化推進支援事業 (土木建築部)	13団体 計画策定 市町村数				21市町村			→ 県
	「緑の基本計画」策定に対する市町村への技術的指導・支援							
	風致地区指定の促進に向けた市町村への技術的指導							
○都市公園の整備								
都市公園における緑化等の推進 (土木建築部)	1524ha 供用面積			1736ha (累計)				→ 国、県 市町村
	花と緑にあふれた都市公園や緑地の計画的な整備							
○郊外及び農山村等の緑化								
美ら島づくり行動計画推進事業 (農林水産部)	55件				向上			→ 県
	緑化活動 件数							
	亜熱帯花木等優良固体の選抜・普及、緑化重点モデル地区への植栽支援等							
県民の森の管理事業費 (農林水産部)								→ 県
	県民の森の施設の整備、維持管理、利用促進							
森林公園管理事業費 (農林水産部)								→ 県
	平和創造の森の施設の整備、維持管理、利用促進							

施策展開		②道路緑化の推進						
主な取組		年度別計画						実施主体
		24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○道路の緑化								
観光地アクセス道路の重点的緑化事業 (土木建築部)	0km 道路緑化・ 重点管理 延長			70km (累計)				→ 県
	観光地アクセス道路の緑化・重点管理							
主要道路における沿道空間の緑化事業 (土木建築部)	0km 道路緑化・ 育成管理 延長			280km (累計)				→ 県
	亜熱帯性気候を活かした道路植栽・街路樹の育成管理							
○涼しい歩行空間の創出								
道路緑化による沖縄らしい風景の創出 (土木建築部)	0Km 道路緑化・ 育成管理			340Km (累計)				→ 県
	亜熱帯性気候を活かした道路植栽・街路樹の育成管理							

### 施策3-2-1 緑・水辺・景観の保全と創造

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)	
街路樹の植栽・適正管理 (土木建築部)	3回/年 植栽管理頻度	3回/年	3.1回/年	3.2回/年	3.4回/年		→ 県
街路樹の植栽・適正管理							
街路整備事業 (土木建築部)							→ 県
胡屋泡瀬線の整備							→ 県
完了							
真地久茂地線外1線の整備							
汀良翁長線の整備						→	県
豊見城中央線の整備						→	
1区間完了 0区間完了 4区間完了 5区間完了 0区間完了						→	
その他路線の整備						→	

### 施策展開 ③ 身近（学校、公共施設、住宅、民間施設）な緑化の推進

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)	
美ら島づくり行動計画推進事業 (農林水産部)	55件				向上		→ 県
緑化活動件数						→	
亜熱帯花木等優良固体の選抜・普及、緑化重点モデル地区への植栽支援等						→	県
全島みどりと花いっぱい運動事業 (農林水産部)							→ 県
行政、団体、企業等との協働による緑化活動の支援							
新たな事業による緑化活動の展開							県
グリーン・コミュニティ支援事業 (農林水産部)							→ 県
地域緑化活動の支援							
新たな事業による緑化活動の支援						→	県
緑化推進費 (農林水産部)							→ 県
植樹祭、緑化コンクールの開催						→	

### 施策展開 ④ 水辺空間の保全と創造

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)	
○水辺環境の再生							
自然環境に配慮した河川の整備 (土木建築部)	Okm 整備延長				約4.7km (累計)		→ 県
治水対策としての多自然川づくり							

### 施策3-2-1 縁・水辺・景観の保全と創造

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
自然環境に配慮した河川の整備 (土木建築部)	1河川 水辺環境 の再生に取 り組む河川 数				→ 2河川 (累計)		→ 県
	河川の水辺環境の再生(リュウキュウアユの復元等)						
砂防施設機能改善事業 (土木建築部)	0渓流 砂防施設 機能改善 渓流数				→ 4渓流 (累計)		→ 県
	渓流の再生						
自然環境に配慮した海岸の整備 (土木建築部)	約0.6km 整備延長				→ 約1.8km (累計)		→ 県
	海岸の水辺環境の再生(砂浜や海浜緑地などの創出)						
○失われた自然環境の把握							
自然環境の保全・再生・防災機能戦略的構築事業 (環境生活部)	自然環境再生指針の策定			自然再生モデル事業			自然再生事 業
	環境配慮型B/Cの構築	多自然型河川改修モデル事業(B/Cモデル事業)					

### 施策展開 ⑤良好な都市景観の形成

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○市町村の景観行政団体への移行							
沖縄らしい風景づくり推進事業 (土木建築部)	21団体 景観行政 団体数 (累計)	24団体	26団体	28団体	30団体		→ 県 市町村
	景観行政団体移行促進、景観計画策定支援						
○市町村の景観計画等策定支援							
沖縄らしい風景づくり推進事業 (土木建築部)	9市町村 景観計画 (累計)	15市町村	20市町村	25市町村	30市町村		→ 県 市町村
	景観計画・景観向上行動計画の策定支援						
○景観評価システムの構築	3地区 景観地区 (累計)	5地区	7地区	9地区	11地区		
	景観地区指定の支援						
沖縄らしい風景づくり推進事業 (土木建築部)	0件 景観アセス 数(累計)	1件	4件	7件	10件		→ 県
	景観アセスメント構築、実施						

施策3-2-1 縁・水辺・景観の保全と創造

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○風景づくりリーダー育成とモノづくりの促進							
沖縄らしい風景づくり推進事業 (土木建築部)	プログラム	50人 講習修了 数			→		県
	地域景観形成人材育成						→
	プログラム	3件 技術研究 数			→		
	技術研究開発(地場産材品質向上、景観創出新技術開発等)						
○質の高い公共空間の創造							
沖縄らしい風景づくり推進事業 (土木建築部)	3地区 景観地区 数(累計)	5地区	7地区	9地区	11地区		→ 県 市町村
	統一景観の創造(外壁塗装、壁面緑化等)						→
	路地空間創造支援(狭い道路の修景等)						
	沖縄型雁木等公共空間の質的改善						
○景観・環境・利用に配慮した河川・海岸、 公園等の整備							
自然環境、景観に配慮した河川の整備 (土木建築部)	整備延長 0km			約4.7km (累計)			→ 県
	治水対策としての多自然川づくり						→
	1河川 水辺環境 の再生に取 り組む河川 数			2河川 (累計)			→ 県
	河川の水辺環境の再生(リュウキュウアユの復元等)						
景観・親水性に配慮した海岸の整備 (土木建築部)	約5.9km 整備延長		約8.9km (累計)				→ 県
	利用者に配慮した海岸整備(傾斜式護岸や階段工・スロープなど)						→
都市公園における風景づくり (土木建築部)	40.9ha 供用面積		58.9ha (累計)				→ 国
	歴史景観と調和する都市公園の整備 (首里城公園、中城公園、浦添大公園)						→
○無電柱化の推進							
無電柱化推進事業 (土木建築部)	4.0km 無電柱化 整備延長	8.0km	8.0km	8.0km	8.0km		→ 県
	要請者負担方式等による無電柱化の推進(景観)						→
○古民家の保全・再生・利用							
古民家を生かした地域活性化支援事業 (土木建築部)	1回/年 シンポジウムの開催			→			→ 県 市町村 関係団体
	古民家の再生・活用の普及・促進						→

施策3-2-1 縁・水辺・景観の保全と創造

施策展開	⑥良好な自然・農村景観の保全と創造					
------	-------------------	--	--	--	--	--

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)	
○郊外及び農山村等の緑化							
美ら島づくり行動計画推進事業 (農林水産部)	55件				向上	→	県
	緑化活動 件数						
	亜熱帯花木等優良固体の選抜・普及、緑化重点モデル地区への植栽支援等						
県民の森の管理事業費 (農林水産部)						→	県
	県民の森の施設の整備、維持管理、利用促進						
森林公園管理事業費 (農林水産部)						→	県
	平和創造の森の施設の整備、維持管理、利用促進						

【基本施策】 3-2-2	歴史・文化環境の保全と創造
-----------------	---------------

## 成果指標

指標名	沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)
1 文化財の指定件数	1,342件 (23年(2011年))	1,400件	1,450件	—

施策展開	①文化財の適切な保存と活用			
------	---------------	--	--	--

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○指定文化財の適切な保存・活用							
無形文化財記録作成事業 (教育庁)	3点 成果品点数					→	保存会 保持者
	無形文化財の映像記録作成					→	
県文化財保護審議会の開催 (教育庁)						→	県
	文化財保護審議会の開催					→	
史跡等の整備 (教育庁)						→	県・市町村
	県及び市町村の史跡、名勝の整備件数					→	
○埋蔵文化財の発掘調査、戦災文化財の復元、在外文化財の調査・返還							
埋蔵文化財の発掘調査 (教育庁)	埋蔵文化財の範囲確認及び記録保存調査					→	県・市町村
						→	
沖縄遺産のブランド開発・発信事業 (文化観光スポーツ部)	県立博物館・美術館による旧石器人遺跡の発掘調査					→	県
		出土品・遺跡等の展示・公開および観光への利活用等					
円覚寺跡保存整備 (教育庁)	石垣復元(145m→170m)					→	県
		三門の復元 0棟→1棟					
在外沖縄関連文化財調査 (教育庁)	10点 調査点数				→ 50点	→	県
		国外の沖縄関連文化財の確認調査					
○新沖縄県史や歴代宝案の編集・刊行							
史料編集事業 (教育庁)	177冊 史料編集 刊行物数 (累計)				→ 202冊	→	県
		歴代宝案・新沖縄県史編集刊行物の発刊					

### 施策3-2-2歴史・文化環境の保全と創造

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
琉球王国外交文書等の編集刊行及びデジタル化事業 (教育庁)	5冊 事業関連 刊行物数 (累計)			→	24冊	→	県
琉球王国外交文書等の編集刊行物の発刊							
○琉球政府文書等の適切な保存							
琉球政府文書等記録保存措置事業 (総務部)	2万コマ 文書等のマイクロフィルム撮影数			→		→	県
琉球政府文書等の保存措置及びデジタル化、ホームページ公開							
○駐留軍用地跡地の利用に伴う埋蔵文化財に関する調査							
基地内埋蔵文化財分布調査 (教育庁)	普天間飛行場内の試掘・確認調査					→	県・市

### 施策展開 ②良好な自然・農村文化の保全と創造

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
村づくり交付金 (農林水産部)	兼城地区 他			→		→	県 市町村
自然環境・生態系保全施設数の整備							
団体営中山間地域総合整備事業 (農林水産部)	西表西部 地区他			→		→	県 市町村
生態系保全施設の整備							

<b>【基本施策】 3-2-3</b>	<b>森林生態系の保全・再生</b>
-------------------------	--------------------

**成果指標**

指標名		沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)
1 沖縄の絶滅種数	19種 (23年度(2011年度))	維持	維持	—	—
2 沖縄県北部地域におけるヤンバルクイナの推定生息範囲	173メッシュ (23年度(2011年度))	180メッシュ	190メッシュ	—	—
3 自然保護区域面積	53,473ha (23年(2011年))	54,542ha	55,633ha	—	—

<b>施策展開</b>	<b>①森林生態系の保全</b>
-------------	------------------

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○生物多様性地域戦略の策定・情報発信等							
生物多様性地域戦略の普及啓発 (環境生活部)	生物多様性 地域戦略の 策定						→ 県
生物多様性プラザ事業 (環境生活部)	0% 地域戦略 の認知度 (アンケート 調査)			→ 30%			→ 県
○野生生物の生息・生育の実態把握							
野生生物の保全・保護事業 (環境生活部)	0種 希少野生 動植物指 定数 (希少種保 護条例)			→ 6種			→ 県
特殊鳥類生息環境調査及び鳥獣保護区生 息状況調査事業 (環境生活部)	2区 鳥獣保護 区予定期 数	4区	4区	2区	2区		→ 県
○在来種の保護・保全に向けた研究							
希少種回復状況調査 (環境生活部)	1エリア 調査エリア数			→ 3エリア (累計)			→ 県

施策3-2-3森林生態系の保全・再生

施策展開	②多様な生物の生息・生育環境の保全					
------	-------------------	--	--	--	--	--

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○自然保護地域の指定等							
自然環境保全地域指定事業 (環境生活部)	12地域 指定数				→ 14地域 (累計)		→ 県
鳥獣保護区設定事業 (環境生活部)	25地区 鳥獣保護 区数				→ 31地区 (累計)		→ 県
やんばる地域の国立公園化及び世界自然 遺産普及啓発事業 (環境生活部)	1回 フォーラム 開催数				→		→ 県
	やんばる地域の国立公園化に向けたフォーラムの開催						
	世界自然遺産登録に向けた住民説明会の開催						

施策展開	③森林・みどりの整備の推進					
------	---------------	--	--	--	--	--

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○森林病害虫防除対策及び防除技術の確立							
沖縄らしいみどりを守ろう事業 (農林水産部)	デイゴヒメコバチ等、その他森林病害虫の保全対策、防除技術の構築						→ 県 市町村
松くい虫天敵野外定着・密度維持法の研究 (農林水産部)	松くい虫天敵昆虫防除技術開発						→ 県
森林病害虫防除事業 (農林水産部)	1,390m <sup>3</sup> 松くい虫 被害量	1,348m <sup>3</sup>	1,307m <sup>3</sup>	1,267m <sup>3</sup>	1,228m <sup>3</sup> (累計)		→ 県
○自然環境に配慮した林業の推進							
森林保全及び木材利用促進特例基金事業 (農林水産部)	利用間伐の推進、木材生産基盤の整備						→ 県 市町村
環境共生型森林利用推進事業 (農林水産部)	森林の利用区分の策定		森林計画への反映、施業地の追跡調査				
○森林・林業生産基盤の整備							
造林事業 (農林水産部)	40ha 整備面積				→		→ 県 市町村
	無立木地への造林や複層林整備の実施						

### 施策3-2-3森林生態系の保全・再生

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
早生樹種を活用した循環型の森林整備事業 (農林水産部)		事業地選定 3ha 造林面積		→ 9ha			→ 県
○郊外及び農山村等の緑化							
美ら島づくり行動計画推進事業 (農林水産部)	55件				向上		→ 県
		緑化活動件数			→		
		亞熱帯花木等優良固体の選抜・普及、緑化重点モデル地区への植栽支援等					
県民の森の管理事業費 (農林水産部)							→ 県
森林公園管理事業費 (農林水産部)		県民の森の施設の整備、維持管理、利用促進					→ 県
		平和創造の森の施設の整備、維持管理、利用促進					

### 施策展開

#### ④外来種対策の推進

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○マングース等外来種防除対策							
マングース対策事業 (環境生活部)	200個体 マングース駆除数			→ 50個体			→ 県
	マングースの防除						
	新たな北上防止柵の設置			北上防止柵のモニタリング			
	希少種回復状況調査						
○新たな外来種の侵入防止対策							
外来種対策事業 (環境生活部)	1地域 外来種調査の実施地域			→ 3地域 (累計)			→ 県
	外来種の侵入、定着状況等調査						
	優先度に応じた捕獲対策						
	侵入のおそれのある外来種に関する情報提供・普及啓発						

施策3-2-3森林生態系の保全・再生

施策展開	⑤自然との触れ合いの場の保全と創造					
------	-------------------	--	--	--	--	--

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○自然環境を利用するルールづくりの推進							
事業者間による保全利用協定締結の促進 (環境保全型自然体験活動推進事業) (環境生活部)	2件 保全利用 協定認定 数				→ 4件 (累計)		→ 県
南西諸島の環境・生物相に配慮した森林管理手法に関する研究事業 (農林水産部)	6件 研究開発 件数		→				県
環境共生型観光地づくり支援事業 (文化観光スポーツ部)	持続的な森林管理手法の技術開発 市町村等が行う観光資源の利用ルール等の策定などへの支援						→ 県

<b>【基本施策】</b> <b>3-2-4</b>	<b>陸水生態系の保全・再生</b>
-------------------------------	--------------------

## 成果指標

指標名		沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)
1 自然環境の再生率		調査中 (24年(2012年))	「自然環境再生指針」 の策定	50%(仮目標) 「自然環境再生指針」 で具体的に定める	—
2 自然環境に配慮した河川整備の割合		調査中 (23年度(2011年度))	増加	増加	—
3 自然環境に配慮した海岸整備の延長		600m (23年度(2011年度))	1,810m	2,830m	—
4 自然保護区域面積		53,473ha (23年(2011年))	54,542ha	55,633ha	—

<b>施策展開</b>	<b>①陸水生態系の保全</b>
-------------	------------------

主な取組	年度別計画						実施 主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○生物多様性地域戦略の策定・情報発信等							
生物多様性地域戦略の普及啓発 (環境生活部)	生物多様性 地域戦略の 策定						→ 県
生物多様性プラザ事業 (環境生活部)	0% 地域戦略 の認知度 (アンケート 調査)				→ 30%		→ 県
					生物多様性プラザの設置・運営		
					生物多様性に係る情報を効果的に発信する活動		
					県民、観光客などの利用者とエコツーリズムガイドなどの提供者を繋ぎ合わせる活動に対する支援 (ネットワーク構築、理解促進事業、人材派遣事業)		→ 県
					生物多様性保全及び生物資源の持続的利用を可能とする団体の活動に対する支援		
○野生生物の生息・生育の実態把握							
野生生物の保全・保護事業 (環境生活部)	0種 希少野生 動植物指 定数 (希少種保 護条例)				→ 6種		→ 県
					希少種保護条例の制定		
					野生生物の生息・生育状況調査		
					自然環境保全の指針策定		
					レッドデータ沖縄の改訂		
特殊鳥類生息環境調査及び鳥獣保護区生 息状況調査事業 (環境生活部)	2区 鳥獣保護 区予定区 数	4区	4区	2区	2区		→ 県
					鳥獣保護区指定のために必要な鳥獣の生息状況と生息環境 の把握の為の調査		

施策3-2-4陸水生態系の保全・再生

主な取組	年度別計画						実施主体	
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)		
○水質保全に関する監視活動、普及啓発等								
水質関係事業所等監視指導事業 (環境生活部)	100件 立入検査 及び指導 等件数					→	県	
	事業者に対する改善指導及び事業場等への立入検査の実施							
水質保全対策事業 (環境生活部)	189地点 調査地点 数					→	県	
	公共用水域、地下水等水質の常時監視及び市町村への情報提供							
水質測定機器整備事業 (環境生活部)	石油貯蔵施設から発生する水質汚濁等の公害を監視するため施設が立地する地域の保健所等に必要な機器等を整備・更新する						→ 県	
水質環境保全啓発推進事業 (環境生活部)	6河川 (流域14市 町村)指定 数				2河川 (流域5市町 村)	→	県	
	生活排水対策重点地域指定の解除に向け、河川流域市町村による生活排水対策の汚濁負荷低減の啓発に関する支援							
浄化槽管理対策事業 (環境生活部)	1,500人 受講者数				→	県		
	浄化槽の適正な維持管理に関する指導・普及啓発							
	浄化槽設置者講習会の実施							
○汚水処理対策								
下水道事業 (土木建築部)	18,064人 下水道処 理人口増 加数	→ 15,360人			→	県 市町村		
	地域性を考慮した下水道整備の推進							
浄化槽設置整備事業 (環境生活部)	25基 補助件数	→				→	県	
	合併処理浄化槽設置費用に対する補助の実施							
農業集落排水事業 (農林水産部)	73.0% 汚水処理 人口普及 率			→ 82.8%		→	県 市町村	
	汚水処理施設整備支援							
沖縄型畜産排水対策モデル事業 (農林水産部)	15人 畜産排水 処理技術 者の育成			→ 55人		→	県	
	水質汚濁防止法の排水基準見直しによる指導体制の強化							

施策3-2-4陸水生態系の保全・再生

**施策展開**

**②自然環境に配慮した憩い潤いのある水辺づくりの推進**

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)	
○水辺環境の再生							
自然環境に配慮した河川の整備 (土木建築部)	Okm 整備延長			→	約4.7km (累計)		
	治水対策としての多自然川づくり						
	1河川 水辺環境 の再生に取 り組む河川 数			→	2河川 (累計)		→
	河川の水辺環境の再生(リュウキュウアユの復元等)						県
砂防施設機能改善事業 (土木建築部)	0渓流 砂防施設 機能改善 渓流数			→	4渓流 (累計)		→
	渓流の再生						県
自然環境に配慮した海岸の整備 (土木建築部)	約0.6km 整備延長			→	約1.8km (累計)		→
	海岸の水辺環境の再生(砂浜や海浜緑地などの創出)						県
○失われた自然環境の把握							
自然環境の保全・再生・防災機能戦略的構築事業 (環境生活部)	自然環境再生指針の策定			自然再生モデル事業			自然再生事 業
	環境配慮型B/Cの構築			多自然型河川改修モデル事業(B/Cモデル事業)			

**施策展開**

**③多様な生物の生息・生育環境の保全**

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)	
○自然保護地域の指定等							
自然環境保全地域指定事業 (環境生活部 自然保護課)	12地域 指定数			→	14地域 (累計)		→
	自然環境保全地域指定						県
鳥獣保護区設定事業 (環境生活部 自然保護課)	25地区 鳥獣保護 区数			→	31地区 (累計)		→
	鳥獣保護区の指定						県
やんばる地域の国立公園化及び世界自然 遺産普及啓発事業 (環境生活部 自然保護課)	1回 フォーラム 開催数			→			→
	やんばる地域の国立公園化に向けたフォーラムの開催						県
	世界自然遺産登録に向けた住民説明会の開催						

<b>【基本施策】</b> <b>3-2-5</b>	<b>沿岸・海洋生態系の保全・再生</b>
-------------------------------	-----------------------

**成果指標**

指標名		沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)
1 海洋保護区の設置数	O海域 (23年(2011年))	1海域	2海域	—	
2 監視海域76海域における赤土等年間流出量	159,000トン (23年度(2011年度))	110,000トン	72,000トン	—	
3 海域での赤土堆積ランク5以下の地点割合	33% (23年(2011年))	50%	100%	—	
4 自然環境に配慮した海岸整備の延長	600m (23年度(2011年度))	1,810m	2,830m	—	

<b>施策展開</b>	<b>①沿岸・海洋生態系の保全</b>
-------------	---------------------

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○生物多様性地域戦略の策定・情報発信等							
生物多様性地域戦略の普及啓発 (環境生活部)	生物多様性 地域戦略の 策定						→ 県
生物多様性プラザ事業 (環境生活部)	0% 地域戦略 の認知度 (アンケート 調査)				→ 30%		→ 県
○野生生物の生息・生育の実態把握							
野生生物の保全・保護事業 (環境生活部)	0種 希少野生 動植物指 定数 (希少種保 護条例)				→ 6種		→ 県

### 施策3-2-5沿岸・海洋生態系の保全・再生

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○サンゴ礁の保全・再生							
サンゴ礁保全再生事業 (環境生活部)	0.2ha 再生実証 海域面積				3.0ha (累計)		→ 県
オニヒトデ総合対策事業 (環境生活部)	2海域 実証海域 数				5海域 (累計)		→ 県
沿岸生態系の保全 (環境生活部)	2海域 モニタリング 海域数				5海域 (累計)		→ 県
環境生態系保全活動支援事業 (農林水産部)	5海域 保全海域 数	5海域	10海域	10海域	10海域		→ 県 地域活動 組織
○水産業の収益性向上							
環境生態系保全活動支援事業 (農林水産部)	5海域 保全海域 数	5海域	10海域	10海域	10海域		→ 地域活動 組織
○海洋保護区と総合的な沿岸管理の推進							
総合沿岸域管理計画の策定 (環境生活部)	計画の策定		計画の進捗管理				→ 県
海洋保護区設定事業 (環境生活部)	海洋保護区 活用の考え方 の整理	モデル地域での調査研 究	海洋保護区設定				→ 県
○赤土等流出防止対策							
赤土等流出防止対策推進事業 (環境生活部)	1回 交流集会 数	赤土等流出防止対策交流集会・講習会の開催					→ 県
水質保全対策事業(耕土流出防止型) (農林水産部)	2回 講習会 開催数						→ 県 市町村

施策3-2-5沿岸・海洋生態系の保全・再生

施策展開	②自然環境に配慮した海辺づくりの推進					
------	--------------------	--	--	--	--	--

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)	
○水辺環境の再生							
自然環境に配慮した海岸の整備 (土木建築部)	約0.6km 整備延長			→	約1.8km (累計)		→ 県
	海岸の水辺環境の再生(砂浜や海浜緑地などの創出)						
○失われた自然環境の把握							
自然環境の保全・再生・防災機能戦略的構築事業 (環境生活部)	自然環境再生指針の策定			自然再生モデル事業			自然再生事業 県
	環境配慮型B/Cの構築	多自然型河川改修モデル事業(B/Cモデル事業)					

施策展開	③海辺の自然との触れ合いの場の保全と創造					
------	----------------------	--	--	--	--	--

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)	
○自然環境を利用するルールづくりの推進							
事業者間による保全利用協定締結の促進 (環境保全型自然体験活動推進事業) (環境生活部)	2件 保全利用 協定認定 数			→	4件 (累計)		→ 県
	保全利用協定の活用方策の検討、モデル地域構築						

【基本施策】 3-2-6	都市生態系・農地生態系の保全・再生
-----------------	-------------------

## 成果指標

指標名		沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)
1	都市計画区域内緑地面積	65,155ha (18年度(2006年度))	維持	維持	—
2	都市計画区域における一人当たりの都市公園面積	10.6 m <sup>2</sup> /人 (22年度(2010年度))	13.0 m <sup>2</sup> /人	15 m <sup>2</sup> /人	9.8 m <sup>2</sup> /人 (22年度(2010年度))
3	一般廃棄物の1日1人あたりの排出量	831g (20年度(2008年度))	805g以下	805g以下	1,033g (20年度(2008年度))
4	一般廃棄物の再生利用率	12.7% (22年度(2010年度))	22%	22%	20.8% (22年度(2010年度))
5	産業廃棄物の再生利用率	48.7% (22年度(2010年度))	50%	50%	40.5% (21年度(2011年度))
6	不法投棄件数(1トン以上)	140件 (22年度(2010年度))	100件	70件	2,870件 (10トン以上) (22年度(2010年度))
7	全県一斉清掃参加人数	5.7万人 (22年度(2010年度))	7万人	10万人	—
8	産業部門における二酸化炭素排出量	249万t-CO <sub>2</sub> (20年度(2008年度))	229万t-CO <sub>2</sub> (27年度(2015年度))	208万t-CO <sub>2</sub> (32年度(2020年度))	422百万t-CO <sub>2</sub> (22年度(2010年度))
9	民生家庭部門における二酸化炭素排出量	297万t-CO <sub>2</sub> (20年度(2008年度))	250万t-CO <sub>2</sub> (27年度(2015年度))	216万t-CO <sub>2</sub> (32年度(2020年度))	172百万t-CO <sub>2</sub> (22年度(2010年度))
10	民生業務部門における二酸化炭素排出量	303万t-CO <sub>2</sub> (20年度(2008年度))	284万t-CO <sub>2</sub> (27年度(2015年度))	270万t-CO <sub>2</sub> (32年度(2020年度))	217百万t-CO <sub>2</sub> (22年度(2010年度))
11	運輸部門における二酸化炭素排出量	377万t-CO <sub>2</sub> (20年度(2008年度))	377万t-CO <sub>2</sub> (27年度(2015年度))	377万t-CO <sub>2</sub> (32年度(2020年度))	232百万t-CO <sub>2</sub> (22年度(2010年度))
12	環境保全型農業に取り組む農家数	704件 (23年(2011年))	1,000件 (27年(2015年))	1,300件	220,296件 (23年(2011年))

施策展開	①自然環境に配慮した憩い潤いのある緑・水辺づくりの推進
------	-----------------------------

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○風致地区の指定							
市町村緑化推進支援事業 (土木建築部)	13団体 計画策定市 町村数				21市町村 →		県
	「緑の基本計画」策定に対する市町村への技術的指導・支援						
	風致地区指定の促進に向けた市町村への技術的指導						
○都市公園の整備							
都市公園における緑化等の推進 (土木建築部)	1524ha 供用面積				1736ha (累計) →		国、県 市町村 →
	花と緑にあふれた都市公園や緑地の計画的な整備						

### 施策3-2-6都市生態系・農地生態系の保全・再生

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)	
○耕作放棄地発生防止の対策							
耕作放棄地対策事業 (農林水産部)	140ha(20%) 耕作放棄地 解消面積				→ 350ha(50%)		→ 耕作放棄地 協議会
耕作放棄地解消促進事業 (農林水産部)	耕作放棄地の再生の為の土壤改良や施設等の補完整備						→ 県
中山間地域等直接支払事業 (農林水産部)	耕作放棄地調査の精度向上により、各市町村における耕作放 棄地解消対策の効果的な取組を促進						→ 県 市町村
○水辺環境の再生							
自然環境に配慮した河川の整備 (土木建築部)	0km 整備延長			→ 約4.7km (累計)			→ 県
	治水対策としての多自然川づくり						
	1河川 水辺環境の 再生に取り 組む河川数			→ 2河川 (累計)			
	河川の水辺環境の再生(リュウキュウアユの復元等)						

### 施策展開

#### ②廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理、水資源対策の推進

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)	
○ごみ収集の有料化促進							
ごみ減量化推進事業 (環境生活部)	30市町村 実施市町村 数			→ 41市町村			→ 県 市町村
○資源再利用の推進							
ごみ減量化推進事業 (環境生活部)	3回 強化月間・ 週間数			→			→ 県
	メディア、イベント等を活用した県民への3Rに関する意識啓発						
	市町村への事業取組依頼、技術的助言、情報提供						
建設リサイクル資材認定制度(ゆいくる)活 用事業 (土木建築部)	384資材 ゆいくる材 認定資材数			→ 400資材以 上 (累計)			→ 県
○下水汚泥及び消化ガスの有効利用							
下水汚泥有効利用 (土木建築部)	100% 有効利用率			→			→ 県 市町村
	下水の処理過程で発生する汚泥を肥料として緑農地還元等						

### 施策3-2-6都市生態系・農地生態系の保全・再生

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○バイオマスの活用							
オガコ養豚普及促進事業 (農林水産部)	17戸 改修等支援 農家数				→ 50戸		→ 県
環境保全型農業支援 (農林水産部)							→ 県
○不法投棄等の不適正処理の防止及び環境美化の推進							
廃棄物不法投棄対策(廃棄物不法投棄対策事業、産業廃棄物対策費) (環境生活部)	3,600件 監視パトロール件数				→		→ 県
ちゅら島環境美化促進事業 (環境生活部)	5万7千人 一斉清掃参加人数				→ 7万人		→ 県、市町村、地域住民
排出事業者及び産廃処理業者への適正処理に対する意識向上に関する取組 (環境生活部)	9地区 モデル地区指定数				→ 13地区 (累計)		→ 県
○水循環利用の推進							
再生水の利用促進 (水環境創造事業) (土木建築部)	520m3 再生水日平均供給量	590m3	660m3	730m3	800m3		→ 県市町村
雨水等の有効利用の促進 (企画部)	「雨水利用の手引」改定						→ 県市町村

### 施策展開

#### ③ヒートアイランド現象に関わる対策の推進

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○エネルギー利用効率の高い機器の導入促進及び省エネ住宅・家電普及促進							
地球温暖化防止対策(省エネ改修支援) (環境生活部)			設備機器の省エネ改修にかかる補助				→ 県

施策3-2-6都市生態系・農地生態系の保全・再生

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
観光施設等の総合的エコ化促進事業 (環境生活部)	15施設 補助件数					→	県
	観光施設等の総合的エコ化促進対策への補助						
	モデル事業として平和祈念公園内に循環電動バスを整備						
地球温暖化防止対策 (環境生活部)		省エネ設備導入補助				→	県
蒸暑地域住宅・まちづくり研究・開発 (土木建築部)		1回 シンポジウムの開催				→	県 関係団体
	環境共生住宅の普及・研究						
○ITを活用した消費電力の制御の取組							
空調等のIT制御による省エネ削減効果の実証(スマートエネルギーアイランド基盤構築事業) (商工労働部)	8件 実証事業数						県
	空調等のIT制御による省エネ削減効果の実証						
○再生可能エネルギーの導入							
太陽エネルギー活用設備導入に対する支援 (太陽エネルギー普及促進事業) (商工労働部)	400件 導入支援数					→	県
	太陽エネルギーを活用した設備導入促進のための支援						
地球温暖化防止対策 (環境生活部)	15施設 補助件数					→	県
	太陽光発電・太陽熱導入補助						
○次世代自動車の普及促進							
次世代自動車の普及促進 (環境生活部)		電気自動車の充電設備導入に対する支援				県 民間	
		次世代自動車導入に対する支援					
		次世代自動車普及に向けた啓発活動					
		次世代自動車へ対応した産業の育成(EV技術蓄積など)					
	12台 導入台数						
	EVバスの導入						
○エコドライブの普及							
エコドライブの普及促進 (環境生活部)	エコドライブの実践に向けた普及啓発					→	県
○公共交通機関利用の拡大							
公共交通利用環境改善事業 (企画部)	43台 ノンステップバス導入数				→ 215台 (累計)	県 交通事業者	
	ノンステップバス導入						
	バスロケーションシステム等導入	IC乗車券システム開発・導入					

施策3-2-6都市生態系・農地生態系の保全・再生

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)	
交通体系整備推進事業 (企画部)	公共交通利用促進のための啓発活動、モビリティマネジメント等						バスレーン延長 基幹バスシステム導入  国、県、市 町村、 交通事業者
	6.9km バスレーン 設置延長						
沖縄都市モノレール延長整備事業 (土木建築部)	バスレーン 延長(国道 58号)						31年度 (2019年度) 延長区間開業  県 市 事業者
	3.73% モノレール 延長整備事 業進捗率	14.02%	40.3%	63.13%	85.92%		
・延長区間: 那覇市首里汀良町(首里駅)～浦添市前田 延長距離: 4.1km(4駅)							
パークアンドライド駐車場の整備(第4駅周辺等) (土木建築部)	922台 パークアンドライド駐車場 輪台数					→	1,922台 (31年度)  県 市
	・延長区間第4駅周辺での大規模駐車場整備(1000台規模)						
モノレール利用促進対策 (土木建築部)	28基 駅周辺サイン ユニバーサルデ ザイン化数	15基					→  県
	・モノレール利用促進環境 の整備(駅周辺サイン更新 等)						
外国人観光客向けパンフレット作成、周辺施設との連携等							
・バス利用環境改善事業 (土木建築部)	20基 バス停上屋 の整備数					→	県
	バス停上屋の整備						
鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入促進事業 (企画部)	特例的な制度の創設及び需要拡大 による事業採算性の確保の検討等の 県独自調査の実施						→  県
	県民の世論喚起及び合意形成を図るための取組						

**施策展開**

**④環境保全型農業の推進**

主な取組	年度別計画						実施主体	
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)		
○環境保全型農業の推進								
総合的病害虫管理技術推進事業 (農林水産部)							→  県 特認団体	
	技術開発・普及及び実践地域の育成							

施策3-2-6都市生態系・農地生態系の保全・再生

主な取組	年度別計画						実施主体	
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)		
有機農業促進事業 (農林水産部)	有機農業に関する消費者・農家等への啓蒙活動						→ 県	
	有機質資材肥効評価			土壤診断 システム構築	土壤診断 システム活用			
地力増強対策事業 (農林水産部)	3回 認定会議開催 5地区 イベント開催地区数					→	→ 県	
	環境保全型農業実践者の育成、耕土流出対策の推進 (認定会議の開催、「土壤保全の日」イベント開催など)							
環境保全型農業直接支援対策事業 (農林水産部)	600a/年 対象面積		→ 6000a/年			→ 県		
	エコファーマーや有機農業者に対する交付金							

### 3-3 環境保全活動への積極的な参加

「環境への負荷の少ない循環型の社会づくり」、「人と自然が共生する潤いのある地域づくり」、「地球環境の保全に貢献する社会づくり」、「環境と経済が調和する社会づくり」を実現するためには、県民、事業者、行政等のすべての主体が、人と自然の関わりや環境問題についての理解と認識を深め、家庭、学校、職場、地域など、あらゆる場において環境保全の活動に取り組むことが必要です。持続可能な社会の実現に向けて県民一人ひとりが環境への意識を高めるとともに、特に次世代を担う子供たちの環境に対する意識の向上や取組が重要になってきています。

よって、それぞれの立場に応じた公平な役割分担のもと、『環境保全活動への積極的な参加』に向けた環境保全施策として、「環境教育・環境学習の推進」、「自主的な環境保全活動の促進」、「普及・啓発活動の推進」を推進します。



**【基本施策】  
3-3-1**

**環境教育・環境学習の推進**

**成果指標**

指標名		沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)
1	環境啓発活動(セミナー、出前講座、自然観察会)参加延べ人数	2,500人 (23年度(2011年度))	10,000人	17,500人	—
2	全県一斉清掃参加人数	5.7万人 (22年度(2010年度))	7万人	10万人	—

**施策展開**

**①環境教育・環境学習の推進**

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
官民・協働ネットワークづくりの推進 (環境保全啓発事業) (環境生活部)			1回 環境教育推進協議会の開催回数			→	→ 県
環境保全啓発事業 (環境生活部)	30回 セミナー等の開催回数					→	→ 県
環境教育推進校の指定 (教育庁)	1校 指定校数					→	→ 県
環境学習指導者講座 (教育庁)	1講座 研修講座数					→	→ 県

### 施策3-3-2自主的な環境保全活動の促進

<b>【基本施策】</b> <b>3-3-2</b>	<b>自主的な環境保全活動の促進</b>
-------------------------------	----------------------

#### 成果指標

指標名		沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)
1	環境啓発活動(セミナー、出前講座、自然観察会)参加延べ人数	2,500人 (23年度(2011年度))	10,000人	17,500人	—
2	全県一斉清掃参加人数	5.7万人 (22年度(2010年度))	7万人	10万人	—

施策展開	<b>①自主的な環境保全活動の促進</b>
------	-----------------------

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
環境マネジメントシステム(ISO14001、エコアクション21)の普及促進 (環境生活部)	環境マネジメントシステムの認証取得支援						→ 県
ちゅら島環境美化促進事業 (環境生活部)	5万7千人 一斉清掃 参加人数	→7万人					
	ちゅら島環境美化全県一斉清掃の実施						→ 県、市町村、地域住民
	9地区 モデル地区 指定数	→13地区 (累計)					
	環境美化促進モデル地区の指定						

**【基本施策】  
3-3-3**

**普及・啓発活動の推進**

**成果指標**

指標名		沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)
1	環境フェアの参加人数	2,400人 (23年度(2011年度))	増加	増加	—

**施策展開**

**①普及・啓発活動の推進**

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
・環境保全啓発事業 (環境生活部)							→ 県
	環境月間や地球温暖化防止推進月間、環境フェア等を通じた環境保全に関する普及・啓発						
エコドライブの普及促進 (環境生活部)							→ 県
	エコドライブの実践に向けた普及啓発						
生物多様性地域戦略の普及啓発 (環境生活部)	生物多様性 地域戦略の 策定						→ 県
	移動展示、パンフレット等の作成						
生物多様性プラザ事業 (環境生活部)	0% 地域戦略 の認知度 (アンケート 調査)				→ 30%		→ 県
	生物多様性プラザの設置・運営						
	生物多様性に係る情報を効果的に発信する活動						
	県民、観光客などの利用者とエコツーリズムガイドなどの提供者を繋ぎ合わせる活動に対する支援 (ネットワーク構築、理解促進事業、人材派遣事業)						
	生物多様性保全及び生物資源の持続的利用を可能とする団体の活動に対する支援						
やんばる地域の国立公園化及び世界自然 遺産普及啓発事業 (環境生活部)	1回 フォーラム 開催数				→		→ 県
	やんばる地域の国立公園化に向けたフォーラムの開催						
	世界自然遺産登録に向けた住民説明会の開催						
水質環境保全啓発推進事業 (環境生活部)	6河川 (流域14市 町村)指定 数				→ 2河川 (流域5市町 村)		→ 県
	生活排水対策重点地域指定の解除に向け、河川流域市町村による生活排水対策の汚濁負荷低減の啓発に関する支援						
浄化槽管理対策事業 (環境生活部)	1,500人 受講者数				→		→ 県
	浄化槽の適正な維持管理に関する指導・普及啓発						
	浄化槽設置者講習会の実施						

施策3-3-3普及・啓発活動の推進

主な取組	年度別計画						実施主体	
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)		
ごみ減量化推進事業 (環境生活部)	3回 強化月間・週間数					→	県	
	メディア、イベント等を活用した県民への3Rに関する意識啓発							
	市町村への事業取組依頼、技術的助言、情報提供							
排出事業者及び産廃処理業者への適正処理に対する意識向上に関する取組 (環境生活部)	6回 研修会等 開催数					→	県	
	産廃処理業者及び排出事業者の適正処理等に係る研修会等の実施							
	関係機関への適正処理に係る協力依頼及びゴミゼロパトロール等の啓発活動の実施							

### 3-4 地球環境の保全に貢献する社会づくり

現在では、地球温暖化を始めとする野生生物の種の減少、オゾン層の破壊や酸性雨など、様々な地球環境問題が顕在化しており、こうした地球規模での環境問題の解決と持続的な発展を目指して、各国の協調した取組が展開されるなど、地球環境の保全は世界で共通する大きなテーマの一つといえます。

私たちの行動が地球に多くの環境負荷を与えていていることを認識し、地球の有する優れた恵みを次世代に伝えるべく、地球環境の保全に向けて、私たちの足元である沖縄県から小さな取組をひとつずつ積み重ね、地球環境の保全を目指す必要があります。

よって、地球環境問題の解決に向け、地域からの取組を着実に実施することなど、『地球環境の保全に貢献する社会づくり』に向けた環境保全施策として、「地球温暖化対策の推進」、「その他の地球環境問題への取組の推進」を推進します。



【基本施策】 3-4-1	地球温暖化対策の推進
-----------------	------------

## 成果指標

指標名		沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)
1	産業部門における二酸化炭素排出量	249万t-CO <sub>2</sub> (20年度(2008年度))	229万t-CO <sub>2</sub> (27年度(2015年度))	208万t-CO <sub>2</sub> (32年度(2016年度))	422百万t-CO <sub>2</sub> (22年度(2010年度))
2	民生家庭部門における二酸化炭素排出量	297万t-CO <sub>2</sub> (20年度(2008年度))	250万t-CO <sub>2</sub> (27年度(2015年度))	216万t-CO <sub>2</sub> (32年度(2016年度))	172百万t-CO <sub>2</sub> (22年度(2010年度))
3	民生業務部門における二酸化炭素排出量	303万t-CO <sub>2</sub> (20年度(2008年度))	284万t-CO <sub>2</sub> (27年度(2015年度))	270万t-CO <sub>2</sub> (32年度(2016年度))	217百万t-CO <sub>2</sub> (22年度(2010年度))
4	運輸部門における二酸化炭素排出量	377万t-CO <sub>2</sub> (20年度(2008年度))	377万t-CO <sub>2</sub> (27年度(2015年度))	377万t-CO <sub>2</sub> (32年度(2016年度))	232百万t-CO <sub>2</sub> (22年度(2010年度))
5	クリーンエネルギー推定発電量【世帯換算】	134 × 10 <sup>6</sup> kWh 【約37,000世帯分】 (22年(2010年))	調査中	調査中	—
6	再生可能エネルギー導入容量【年間二酸化炭素排出削減量】	約58,000kW 【84,000t-CO <sub>2</sub> ] (23年度(2011年度))	調査中	調査中	—
7	低炭素なまちづくりに取り組む市町村数	0市町村 (24年度(2012年度))	増加	増加	—
8	公共交通分担率	4.4% (18年度(2006年度))	5.8%	7.2%	29.6% (18年度(2006年度))
9	乗合バス利用者数	80,745人/日 (18年度(2006年度))	104,945人/日	130,274人/日	11,619,956人/日 (18年度(2006年度))
10	モノレールの乗客数	35,551人/日 (22年度(2010年度))	40,542人/日 (30年度(2018年度))	50,166人/日 (31年度(2015年度))	—
11	交通渋滞等による損失時間	41.2千人時間/年·km (14年度(2002年度))	減少	減少	20.3千人時間/年·km (14年度(2002年度))
12	都市計画区域内緑地面積	65,155ha (18年度(2016年度))	現状維持	現状維持	—

<b>施策展開</b>	<b>①産業・民生部門における温室効果ガス排出量の削減</b>	
-------------	---------------------------------	--

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○エネルギー利用効率の高い機器の導入促進及び省エネ住宅・家電普及促進							
地球温暖化防止対策(省エネ改修支援) (環境生活部)				設備機器の省エネ改修にかかる補助			→ 県
	15施設 補助件数					→	県
観光施設等の総合的エコ化促進事業 (環境生活部)			観光施設等の総合的エコ化促進対策への補助				→ 県
	モデル事業として平和祈念公園内に循環電動バスを整備						
地球温暖化防止対策 (環境生活部)			省エネ設備導入補助			→	県

### 施策3-4-1 地球温暖化対策の推進

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
蒸暑地域住宅・まちづくり研究・開発 (土木建築部)		1回 シンポジウムの開催				→	県 関係団体
環境共生住宅の普及・研究							
○ITを活用した消費電力の制御の取組							
空調等のIT制御による省エネ削減効果の実証(スマートエネルギーアイランド基盤構築事業) (商工労働部)	8件 実証事業数		→				県
空調等のIT制御による省エネ削減効果の実証							
○再生可能エネルギーの導入							
太陽エネルギー活用設備導入に対する支援 (太陽エネルギー普及促進事業) (商工労働部)	400件 導入支援数					→	県
太陽エネルギーを活用した設備導入促進のための支援							
地球温暖化防止対策 (環境生活部)	15施設 補助件数					→	県
太陽光発電・太陽熱導入補助							

### 施策展開 ②運輸部門温室効果ガス排出量の削減

主な取組	年度別計画						実施主体		
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)			
○次世代自動車の普及促進									
次世代自動車の普及促進 (環境生活部)	12台 導入台数	電気自動車の充電設備導入に対する支援				→	県 民間		
		次世代自動車導入に対する支援							
		次世代自動車普及に向けた啓発活動							
		次世代自動車へ対応した産業の育成(EV技術蓄積など)							
		EVバスの導入							
○エコドライブの普及									
エコドライブの普及促進 (環境生活部)		エコドライブの実践に向けた普及啓発					→ 県		
○公共交通機関利用の拡大									
公共交通利用環境改善事業 (企画部)	43台 ノンステップ バス導入数				→ 215台 (累計)	→	県 交通事業者		
	ノンステップバス導入								
	バスロケーションシステム等導入	IC乗車券システム開発・導入							

### 施策3-4-1 地球温暖化対策の推進

主な取組	年度別計画						実施主体		
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)			
交通体系整備推進事業 (企画部)	公共交通利用促進のための啓発活動、モビリティマネジメント等						バスレーン延長 基幹バスシステム導入  国、県、市 町村、 交通事業者		
	6.9km バスレーン 設置延長								
沖縄都市モノレール延長整備事業 (土木建築部)	3.73% モノレール 延長整備 事業進捗 率	14.02%	40.3%	63.13%	85.92%	31年度 (2019年度) 延長区間 開業	県市 事業者		
	・延長区間：那覇市首里汀良町（首里駅）～浦添市前田 延長距離：4.1km（4駅） ・終着駅と沖縄自動車道とを接続するためICを整備								
パークアンドライド駐車場の整備（第4駅周辺等） (土木建築部)	922台 パークアンドライド駐車・駐輪台数					1,922台 (31年度 (2019年 度))	県市		
	・延長区間第4駅周辺での大規模駐車場整備（1000台規模） ・モノレール駅交通広場での駐輪場の整備								
モノレール利用促進対策 (土木建築部)	28基 駅周辺サイン ユニバーサルデ ザイン化数	15基				→	県		
	・モノレール利用促進環境 の整備（駅周辺サイン更新 等）  外国人観光客向けパンフレット作成、周辺施設との連携等								
・バス利用環境改善事業 (土木建築部)	20基 バス停上屋 の整備数					→	県		
		バス停上屋の整備							
鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入促進事業 (企画部)	特例的な制度の創設及び需要拡大による事業採算性の確保の検討等の 県独自調査の実施						→	県	
	県民の世論喚起及び合意形成を図るための取組								

### 施策展開

#### ③本県の特性に応じた温暖化防止対策の推進

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○適切な森林管理及び県民主導による緑化							
美ら島づくり行動計画推進事業 (農林水産部)	10件 緑化活動 件数					→	県
		亞熱帯花木等優良個体の選抜・普及、緑化重点モデル地区への植栽					

施策3-4-1 地球温暖化対策の推進

主な取組	年度別計画						実施主体			
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)				
造林事業 (農林水産部)	40ha 造林等面積					→	県市町村			
	無立木地への造林や複層林整備の実施					→				
全島みどりと花いっぱい運動事業 (農林水産部)	行政、団体、企業等との協働による緑化活動の支援						県市町村等			
		新たな事業による緑化活動の展開				→				
○公園、街路樹等の都市緑化										
市町村緑化推進支援事業 (土木建築部)	13市町村 計画策定 市町村数				→ 21市町村 (累計)		県			
		'緑の基本計画'策定に対する市町村への技術的指導・支援				→				
	風致地区指定の促進に向けた市町村への技術的指導									
都市公園における緑化等の推進 (土木建築部)	1,524ha 供用面積				→ 1,736ha (累計)		国県市町村			
	花と緑にあふれた都市公園や緑地の計画的な整備					→				
観光地アクセス道路の重点的緑化事業 (土木建築部)	0km 道路緑化・ 重点管理 延長				→ 70km (累計)		県			
		観光地アクセス道路の緑化・重点管理				→				
主要道路における沿道空間の緑化事業 (土木建築部)	0km 道路緑化・ 育成管理 延長				→ 280km (累計)		県			
		亜熱帯性気候を活かした道路植栽・街路樹の育成管理				→				
宮古広域公園整備事業 (土木建築部)	基本構想策定		基本計画、環境アセス、用地補償、整備			→	県 宮古島市			
県民の森の管理事業費 (農林水産部)	県民の森の施設の整備、維持管理、利用促進						→ 県			
森林公園管理事業費 (農林水産部)	平和創造の森の施設の整備、維持管理、利用促進						県			
○地球温暖化がもたらす影響の把握										
地球温暖化対策事業 (環境生活部)	2回 協議会 開催数						県			
		各種関係者による協議会の開催				→				
		地球温暖化による影響に関する情報の収集及び共有化				→				
○地球温暖化への適応策の研究										
沖縄県における地球温暖化の影響・適応策検討事業 (環境生活部)	2回 情報整理 適応策検討会開催数						県			
		地球温暖化にかかる適応策の検討				→				

施策3-4-1 地球温暖化対策の推進

施策展開	④クリーンエネルギーの推進						
主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○エネルギー・ビジョンの策定							
沖縄県エネルギー・ビジョンアクションプラン推進事業 (商工労働部)	ビジョン見直し・アクションプラン策定						県
策定されたアクションプランによる事業推進予定							
○クリーンエネルギー普及拡大に向けた取組							
太陽光・風力発電大量導入による系統安定化対策等実証事業(スマートエネルギー・アイランド基盤構築事業) (商工労働部)	1,000kW 太陽光発電導入量	4,000kW 風力発電導入量					県 沖縄電力
系統安定化対策等実証事業							
宮古島市スマートコミュニティ実証事業 (スマートエネルギー・アイランド基盤構築事業) (商工労働部)	84kW 太陽光発電導入量	300kW 太陽光発電導入量					県 宮古島市
来間島100%自活実証事業							
太陽エネルギー活用設備導入に対する支援 (太陽エネルギー普及促進事業) (商工労働部)	400件 導入支援数					→	県
太陽エネルギーを活用した設備導入促進のための支援							
海洋温度差発電実証事業 (未利用資源エネルギー活用促進事業) (商工労働部)	100kW 海洋温度差発電量						県 久米島町
実証プラン	海洋温度差発電実証						
天然ガス試掘事業 (未利用資源エネルギー活用促進事業) (商工労働部)	2箇所 試掘箇所						県
試掘事業 中南部・宮古島	民間事業者による普及拡大						
藻類バイオマス可能性調査事業 (商工労働部)	藻類バイオマスの産業化に向けた調査						県
バイオマス資源活用コーチェネレーションシステム構築事業 (環境生活部)	52.1% モデル地域における木くず処理率	100%					県
産業廃棄物の燃料化による発電・熱利用システムの構築							
県立学校再生可能エネルギー導入事業 (教育庁)	6校 太陽光整備導入校数				→		県
8校 省エネ設備導入校数					→		
県立学校への太陽光パネル整備及び省エネ設備の導入							

### 施策3-4-1 地球温暖化対策の推進

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○省エネ化に向けた取組							
宮古島市スマートコミュニティ実証事業(スマートエネルギーアイランド基盤構築事業) (商工労働部)	220件 実証対象 件数	→					県 宮古島市
亜熱帯型省エネ住宅実証事業(スマートエネルギーアイランド基盤構築事業) (商工労働部)	10件 実証対象 住宅数	→					県
EVバス開発・運用実証事業 (商工労働部・環境生活部)	1台 製作台数	→					県
空調等のIT制御による省エネ削減効果の実証(スマートエネルギーアイランド基盤構築事業) (商工労働部)	8件 実証対象 件数	→					県
○エコアイランド沖縄の形成							
沖縄・ハワイクリーンエネルギー協力推進事業 (商工労働部)	※米国エネルギー省、ハワイ州、経済産業省、沖縄県の四者で構成。 4つのワーキンググループを設置し、平成26年度まで本テーマに沿った研究開発等を実施						米国 ハワイ州 国 県

### 施策展開 ⑤低炭素都市づくり

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○市町村都市計画マスタープランとの連携							
住民参加型都市計画マスタープラン(MP)策定事業(土木建築部)	計画準備	方策検討	方策決定	2回 県・市町村 調整会議 開催数	→	→	県 市町村

施策3-4-1 地球温暖化対策の推進

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○交通流対策の推進							
那覇空港自動車道の整備 (土木建築部)		豊見城IC～ 南風原南IC 部分供用	全線供用				国    H32年度 (2020年度) までの全線 供用を目指 す
	豊見城東道路の整備						
	小禄道路の整備						
沖縄西海岸道路の整備 (土木建築部)	読谷道路 部分暫定 供用		浦添北道 路 暫定供用	豊見城道 路 完成供用	糸満道路 完成供用		国  →
	読谷道路、北谷拡幅、浦添北道路、豊見城道路、糸満道路等						
ハシゴ道路ネットワークの構築 (土木建築部)	0区間 完了区間 数	1区間	3区間	0区間	0区間		県  →
	沖縄環状線、浦添西原線、宜野湾北中城線、県道24号線BP、 国道507号(津嘉山BP)、南部東道路等の整備						
自転車利用環境の整備 (土木建築部)			0.2Km 自転車走 行空間明 示	2Km			県  →
	整備地区選定		自転車走行位置の明示				
○公共交通機関の整備・利用促進							
沖縄都市モノレール延長整備事業 (土木建築部)	3.73% モノレール 延長整備 事業進捗 率	14.02%	40.30%	63.13%	85.92%		県市 事業者  H31年度 (2019年度) 延長区間 開業
	・延長区間：那覇市首里汀良町(首里駅)～浦添市前田 延長：4.1km(4駅) ・終着駅と沖縄自動車道とを接続するためICを整備						
鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入促進事業 (企画部)	特例的な制度の創設及び需要拡大 による事業採算性の確保の検討等の 県独自調査の実施						県  →
	県民の世論喚起及び合意形成を図るための取組						
公共交通利用環境改善事業 (企画部)	43台 ノンステップ バス導入数				215台 (累計)		県 交通事業 者
	ノンステップバス導入						
交通体系整備推進事業 (企画部)	バスロケー ションシステ ム等導入	IC乗車券システム開発・ 導入					国 県 市町村 交通事業 者
	公共交通利用促進のための啓発活動、モビリティマネジメント 等						
	6.9km バスレーン 延長設置						
	バスレーン 延長(国道 58号)						バスレーン 延長 基幹バスシ ステム導入

施策3-4-1 地球温暖化対策の推進

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
モノレール利用促進対策 (土木建築部)	28基 駅周辺サイン ユニバーサルデ サイン化数	15基					→ 県
	・モノレール利用促進環境の 整備(駅周辺サイン更新等)						
	外国人観光客向けパンフレット作成、周辺施設との連携等						
パークアンドライド駐車場の整備(第4駅周辺等) (土木建築部)	922台 パークアンドライ ド駐車・駐輪台数					→ 1,922台 (31年度 (2019年 度))	県市
	・延長区間第4駅周辺での大規模駐車場整備						
バス利用環境改善事業 (土木建築部)		20基 バス停上屋 整備数				→	県
	バス停上屋の整備						
○ITを活用した消費電力の制御の取組							
空調等のIT制御による省エネ削減効果の実証 (スマートエネルギーアイランド基盤構築事 業) (商工労働部)	8件 実証対象 件数		→				県
	空調等を制御し省エネ削減効果を実 証						
○省エネルギー建物への転換							
蒸暑地域住宅・まちづくり研究・開発 (土木建築部)		1回 シンポジウ ムの開催				→	県 関係団体
	環境共生住宅の普及・研究						
県有施設におけるCASBEE(建築環境総合 性能評価システム)の実施 (土木建築部)		3施設 評価施設 数					県
	県有施設の環境性能向上と省エネ化の推進						
○未利用エネルギーの活用							
下水汚泥有効利用 (土木建築部)	100% 有効利用 率					→	県 市町村
	下水の処理過程で発生する汚泥を肥料として緑農地還元等						
消化ガス有効利用 (土木建築部)	58% 有効利用 率				69%	→	県 市町村
	下水の処理過程で発生する消化ガスを燃料として発電等						
美ら島づくり行動計画推進事業 (農林水産部)	55件				向上	→	県
	緑化活動 件数						
	亜熱帯花木等優良固体の選抜・普及、緑化重点モ デル地区への植栽支援等						
全島みどりと花いっぱい運動事業 (農林水産部)		行政、団体、企業等との 協働による緑化活動の 支援		新たな事業による緑化活動の展開		→	県 市町村等

施策3-4-1 地球温暖化対策の推進

主な取組	年度別計画						実施主体	
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)		
市町村緑化推進支援事業 (土木建築部)	13市町村 計画策定 市町村数				→ 21市町村 (累計)		県	
	「緑の基本計画」策定に対する市町村への技術的指導・支援							
	風致地区指定の促進に向けた市町村への技術的指導							
都市公園における緑化等の推進 (土木建築部)	1,524ha 供用面積				→ 1,736ha (累計)		国 県 市町村	
	花と緑にあふれた都市公園や緑地の計画的な整備							
観光地アクセス道路の重点的緑化事業 (土木建築部)	0km 道路緑化・ 重点管理 延長				→ 70km (累計)		県	
	観光地アクセス道路の緑化・重点管理							
主要道路における沿道空間の緑化事業 (土木建築部)	0km 道路緑化・ 育成管理 延長				→ 280km (累計)		県	
	亜熱帯性気候を活かした道路植栽・街路樹の育成管理							
宮古広域公園整備事業 (土木建築部)	基本構想策定		基本計画、環境アセス、用地補償、整備				→ 市	

### 施策3-4-2その他の地球環境問題への取組の推進

【基本施策】 3-4-2	他の地球環境問題への取組の推進
-----------------	-----------------

#### 成果指標

指標名		沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)
1	フロン回収・破壊事業者への立入検査等件数	95件 (22年度(2010年度))	100件	100件	1,779件 (20年度(2008年度))
2	酸性雨の調査件数	50件 (22年度(2010年度))	50件	50件	—

施策展開	①フロンの全量回収をめざした取組の推進
------	---------------------

主な取組	年度別計画						実施主体	
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)		
オゾン層保護対策事業費 (環境生活部)	90件 立入検査 等 事業所数					→	→ 県	
	フロン回収・破壊業者等に対する監視、指導の実施							
	1回 説明会開催数							
	フロン回収・破壊法に係る事業者等説明会の開催							

施策展開	②酸性雨対策の推進
------	-----------

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)	
酸性雨調査の実施 (環境生活部)	50件 調査試料 数					→	→ 県
	酸性雨調査(降水のpH測定、イオン分析)の実施						

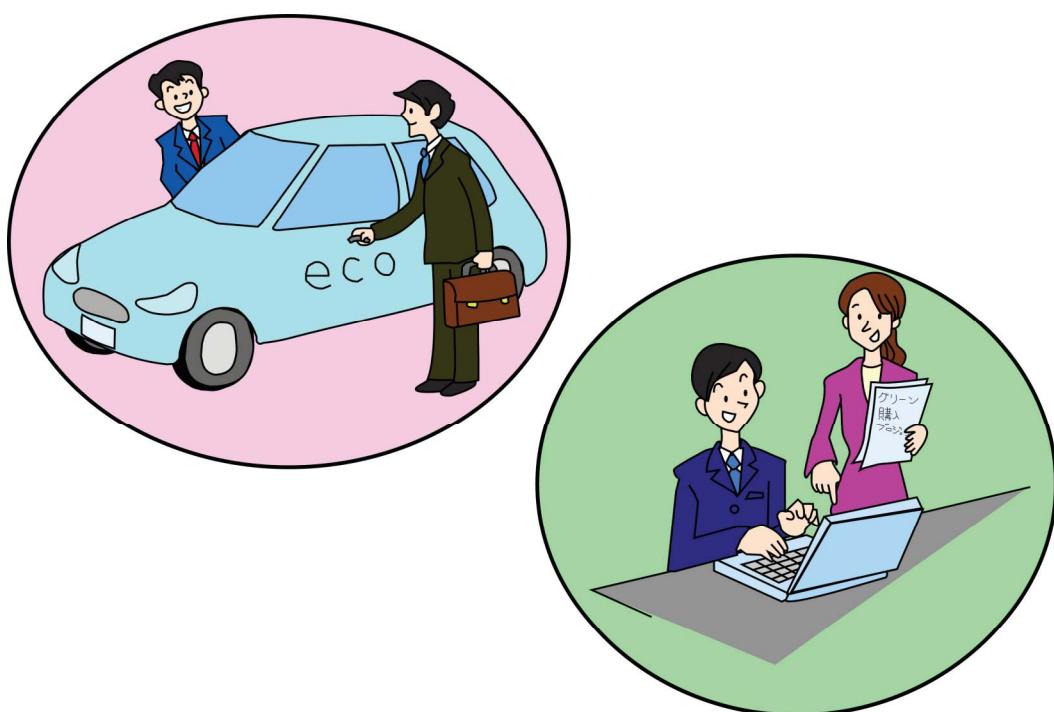
### 3-5 環境と経済が調和する社会づくり

本県は、島しょ県であるため、環境容量が小さく、環境負荷の増大に対して脆弱であり、本土復帰以降の急激なインフラ整備やその後の各種事業等による環境の急激な変化は自然破壊や赤土等流出等の環境問題をもたらしました。各種環境保全施策展開により、これら環境問題は改善の傾向を見せておりますが、依然未解決の環境問題を残しています。また、基幹産業である観光産業を推進する一方で自然資源の過剰な利用による自然の劣化も懸念されています。

今後、本県がもっと魅力的な島しょ県になるには、本県の有する類い希な自然環境の恵みについて、行政をはじめとする県民や事業者等の様々な主体が再認識した上で、お互いが協力し合ってその自然環境の保全に努めつつ、「環境と経済の調和」に向けた取組を進めていかなければなりません。

恵み豊かな自然環境を保全し、経済の発展を図るためにには、低炭素型島しょ社会の構築及び自然環境の保全・再生・創造を進めるとともに、自然環境の適正かつ持続的な利用を図ることが重要であり、今後は、本県の豊かな自然資源を保全しながら、単なる一つの分野や地域毎の単体として捉えるのではなく、様々に組み合わせて持続的な利活用を図り、新たな環境ビジネスの導入や創出に取り組み、産業振興につなげることが必要となります。

よって、『環境と経済が調和する社会づくり』に向けた環境保全施策として、「理念の普及・推進体制の構築」、「環境に配慮した事業者の育成・拡大」、「環境に配慮した産業の創出・育成」を推進します。



<b>【基本施策】</b> <b>3-5-1</b>	<b>理念の普及・推進体制の構築</b>
-------------------------------	----------------------

## 成果指標

指標名	沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)
1 環境フェアーの参加人数	2,400人 (23年度(2011年度))	増加	増加	—

<b>施策展開</b>	<b>①理念の普及・推進体制の構築の推進</b>
-------------	--------------------------

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
自然環境保全税導入検討 (環境生活部)			導入可能性 調査	新税検討委員会の開催		→	県
環境保全啓発事業 (環境生活部)				県民意見公募、説明会の実施		→	県
	環境月間や環境フェアー等を通した普及・啓発						

**【基本施策】  
3-5-2**

**環境に配慮した事業者の育成・拡大**

**成果指標**

指標名		沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)
1	エコアクション21認証登録件数	85件 (23年度(2011年度))	増加	増加	—

**施策展開**

**①環境マネジメントシステムの普及拡大**

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
環境マネジメントシステム(ISO14001、エコアクション21)の普及促進 (環境生活部)	環境マネジメントシステムの認証取得支援					→	県

**施策展開**

**②CSR(企業の社会的責任活動)の普及**

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
CSR(企業の社会的責任活動)の普及 (環境生活部)	県民環境フェアにおけるCSRの普及・啓発					→	県

**施策展開**

**③環境保全のための費用負担意識の普及**

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
自然環境保全税導入検討 (環境生活部)			導入可能性 調査	新税検討委員会の開催		→	県
産業廃棄物税 (環境生活部)	68,760千円 徴収税額	65,543千円	62,327千円	59,111千円	県民意見公 募、説明会 の実施		県
	産業廃棄物税を課税し、産業廃棄物関連施策の 財源に充当						

<b>【基本施策】 3-5-3</b>	<b>環境に配慮した産業の創出・育成</b>
-------------------------	------------------------

**成果指標**

指標名		沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)
1	環境配慮型製品購入率	88.6% (22年度(2010年度))	100%	100%	—

<b>施策展開</b>	<b>①省エネルギー機器等の普及促進</b>
-------------	------------------------

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○エネルギー利用効率の高い機器の導入促進及び省エネ住宅・家電普及促進							
地球温暖化防止対策(省エネ改修支援) (環境生活部)							→ 県
	設備機器の省エネ改修にかかる補助						
	15施設 補助件数						
	観光施設等の総合的エコ化促進対策への補助						
観光施設等の総合的エコ化促進事業 (環境生活部)	モデル事業として平和祈念公園内に循環電動バスを整備						→ 県
地球温暖化防止対策 (環境生活部)							→ 県
省エネ化に向けた取組							
宮古島市スマートコミュニティ実証事業(スマートエネルギーアイランド基盤構築事業) (商工労働部)	220件 実証対象 件数						県 宮古島市
	宮古島でIT機器等を活用し エネルギー消費の効率化を実証						
	1台 小型EV 製作台数	2台 小型EV 製作台数					
	小型EV自動車製作、メンテナンスなど持続性ある運用が可能か実証						
亞熱帯型省エネ住宅実証事業(スマートエネルギーアイランド基盤構築事業) (商工労働部)	10件 実証対象 住宅数						県
	亞熱帯型省エネ住宅の実証・基準策定						
EVバス開発・運用実証事業 (商工労働部・環境生活部)	1台 製作台数						県
	EVバス1台製作、路線バスとして運行し、どの程度低炭素化が図られているか検証						

施策3-5-3環境に配慮した産業の創出・育成

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)	
空調等のIT制御による省エネ削減効果の実証(スマートエネルギーアイランド基盤構築事業) (商工労働部)	8件 実証対象件数		→				県

施策展開

②リサイクルビジネスの展開促進

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)	
建設リサイクル資材認定制度(ゆいくる)活用事業 (土木建築部)	384資材 ゆいくる材 認定資材 数			→	400資材以 上 (累計)	→	県
海岸漂着物の再資源化に向けた研究開発の推進 (環境生活部)	調査研究	再資源化実証実験					県
産業廃棄物排出抑制・リサイクル等推進事業 (環境生活部)	県内の事業者等が実施する産業廃棄物の排出抑制・リサイクル等に資する施設整備や研究開発を支援						県

施策展開

③バイオマスの利活用推進

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)	
藻類バイオマス可能性調査事業 (商工労働部)	藻類バイオ マスの産業 化に向けた 調査						県
バイオマス資源活用コーチェネレーションシステム構築事業 (環境生活部)	52.1% モデル地域 における木 くず処理率	100%					県

### 3-6 環境保全のための共通的・基盤的施策

本計画で掲げる5つの基本目標の実現に向けた環境を保全・再生・創造するための施策について、施策の基本的方向に沿って確実かつ円滑に展開するため、それぞれの施策に共通して関わってくる共通的・基盤的な施策の推進を図ります。

環境影響評価制度については、環境への影響を未然に防止し、総合的に環境を保全するための共通的・基盤的施策であることから、この制度の充実・強化を図る必要があります。同制度の対象となる大規模な開発事業等の実施に際しては、環境への適正な配慮がなされるよう制度の適切な運用、審査指導を充実させる必要があります。対象とならない規模の開発事業等についても、環境への影響をできる限り小さなものとし、環境に配慮した事業となるよう、事業者等の理解と協力を求める必要があります。また、大規模な開発計画では、事業内容の検討段階で環境への影響を予測・評価し、計画に反映させることが重要であることから、計画策定段階における影響評価手法である戦略的環境影響評価の導入は環境保全のための柔軟な対応として有効な手段となります。

環境問題の変化や新たな環境問題については、環境保全に関する計画の策定・推進・見直しを図るなど、適切に対応する必要があります。

よって、『環境保全のための共通的・基盤的施策』として、「環境政策の総合企画立案・調整」、「環境保全に関する計画の策定・推進」、「環境影響評価に係る審査指導」、「戦略的環境影響評価(SEA)の推進」を推進します。



<b>【基本施策】 3-6-1</b>	<b>環境保全のための共通的・基盤的施策</b>
-------------------------	--------------------------

## 成果指標

指標名	沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)
1 環境配慮の実施率(ガイドライン対象事業のうち環境配慮を行った事業の割合)	—	ガイドラインの策定	環境配慮の実施率 70%	—

<b>施策展開</b>	<b>①共通的・基盤的施策の総合的な実施による計画の推進</b>
-------------	----------------------------------

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○環境政策の総合企画立案・調整							
沖縄県環境影響評価条例の改正 (環境生活部)	条例改正						県
規則・技術指針改正							
小規模事業における環境配慮ガイドラインの策定 (環境生活部)			ガイドラインの策定				県
○環境保全に関する計画の策定・推進							
環境関連計画の策定・推進・見直し			計画の策定・推進・見直し				→ 県
○環境影響評価に係る審査指導							
環境影響評価審査調整事業 (環境生活部)			環境影響評価に係る審査指導				→ 県
○戦略的環境影響評価(SEA)の推進							
沖縄県環境影響評価条例の改正 (環境生活部)	条例改正						→ 県
規則・技術指針改正							
			戦略的環境影響評価の推進				

## 3-7 基地公害の防止のための施策

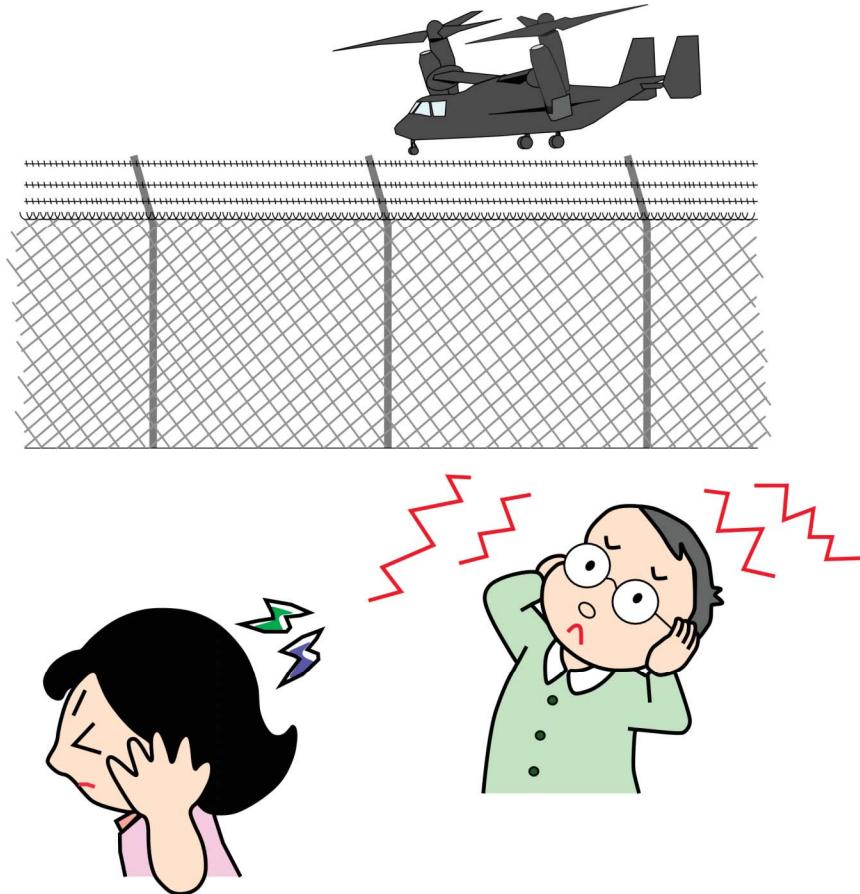
本県に所在する米軍基地は34施設、面積23,247ヘクタールであり(平成23年3月末現在)、我が国の米軍専用施設面積の約7割にのぼる広大な面積を占めており、沖縄島の北部及び中部地域に集中しています。

本県では基地関連の公害等が多数発生しており、米軍機による航空機騒音等、基地排水等による公共用海域の水質汚濁、返還跡地の土壌汚染、さらには演習等関連の事件・事故による自然環境及び生活環境への影響が懸念されています。

米軍基地から派生する様々な問題について、県では基地周辺における環境調査の定期的な実施や航空機騒音の継続的な監視、さらには米軍への要請等を含めて対応してきましたが、基地関連の公害は依然として毎年発生している状況です。

本県の目指す環境像の実現のためには、5つの基本目標の実現に向けた環境を保全・再生・創造するための施策の取り組みのみならず、米軍基地から派生する様々な問題にも対処しなければなりません。

よって、『基地公害の防止のための施策』として、「基地排水水質調査」、「放射能調査」、「米軍基地航空機騒音調査」、「米軍基地から派生する諸問題の解決」を推進します。



### 施策3-7-1 基地関連公害の防止

【基本施策】 3-7-1	基地関連公害の防止
-----------------	-----------

#### 成果指標

指標名		沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)
1	基地排水における排水基準達成率	88% (22年度(2010年度))	100%	100%	94% (22年度(2010年度))
2	基地周辺公共水域における環境基準達成率	100% (22年度(2010年度))	100%	100%	100% (22年度(2010年度))
3	航空機騒音環境基準達成率	53% (21年度(2009年度))	75%	100%	76% (20年度(2008年度))

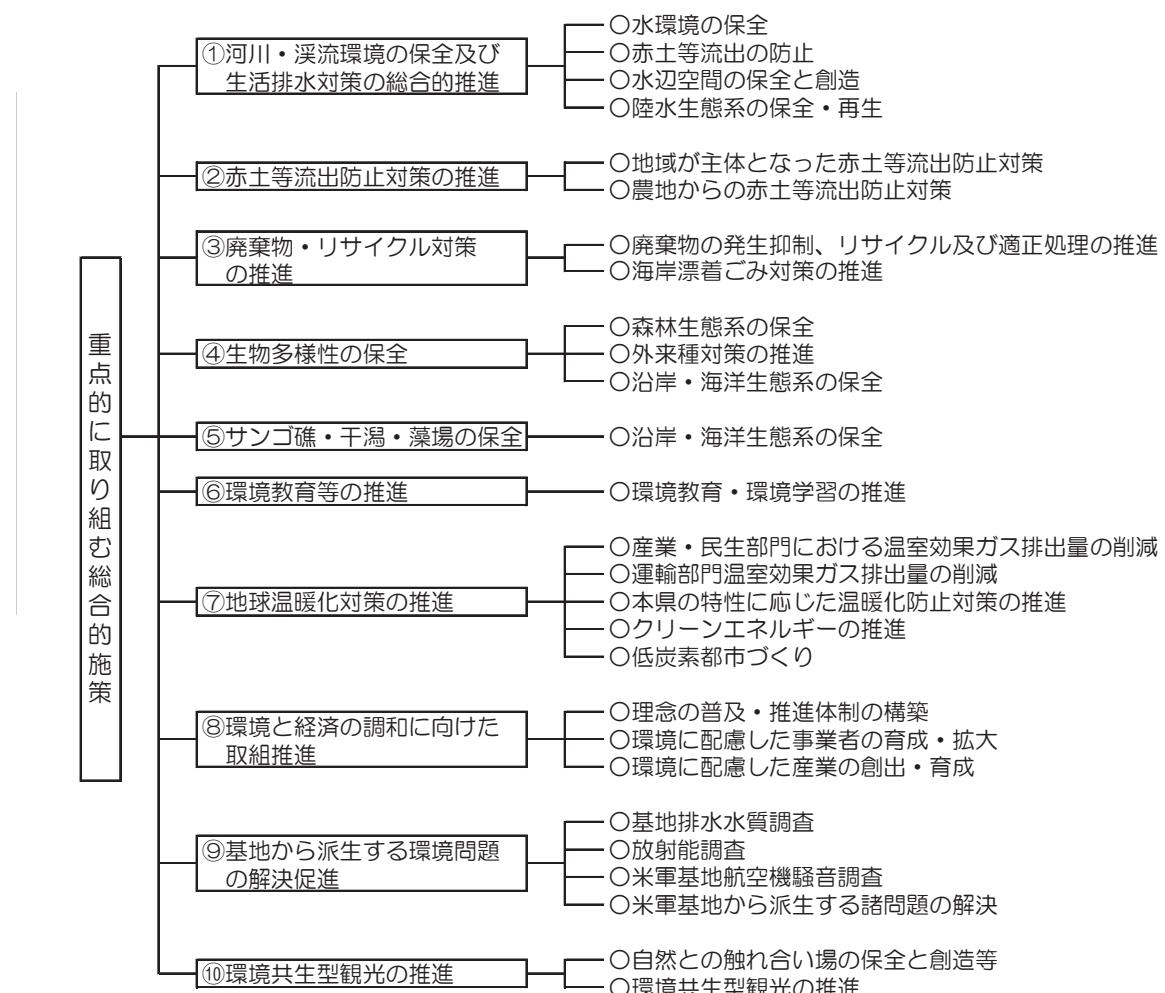
施策展開	①基地関連公害の防止
------	------------

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○基地排水水質調査							
基地排水水質等監視調査費(委託事業) (環境生活部)	13施設区域21地点					→	県
	在日米軍施設・区域の排水調査の実施					→	県
基地排水水質等監視調査費 (環境生活部)	11施設区域15地点					→	県
	基地周辺の公共用水域の水質等の調査・監視					→	県
○放射能調査							
原子力艦寄港に伴う放射能調査の実施 (環境生活部)	放射能レベルの監視調査及び環境試料中の放射能レベル調査					→	県
○米軍基地航空機騒音調査							
米軍基地航空機騒音監視調査事業 (環境生活部)	23測定期騒音の固定測定期数					→	県
	嘉手納・普天間飛行場周辺における航空機騒音の実態の把握					→	県
○米軍基地から発生する諸問題の解決							
日米両政府への要請活動 (知事公室)	米軍基地から派生する事件・事故の防止、日米地位協定の見直し等に係る日米両政府への要請						県・市 他府県
国民的議論の喚起 (知事公室)	全国知事会、渉外知事会、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会との連携						県・市 他府県

本計画で掲げる環境を保全・再生・創造するための施策の中で、本県の持つ地域特性や環境の課題を踏まえて、総合的な取組が必要なものや、特に重要なと考えられるもの、及び緊急に取り組む必要のあるものを「重点的に取り組む総合的施策」として位置付け、計画期間中に重点的・効果的に施策の推進を図ることとします。

なお、「重点的に取り組む総合的施策」については、前計画の施策評価結果に基づいて、数値目標を達成していない施策や、目標は達成したもののが引き続き取組を推進していく必要がある施策を考慮するとともに、県民の意向（アンケート結果）等を踏まえ設定しました。

本県の地域特性や環境の課題を踏まえた『重点的に取り組む総合的施策』として、「河川・溪流環境の保全及び生活排水対策の総合的推進」、「赤土等流出防止対策の推進」、「廃棄物・リサイクル対策の推進」、「生物多様性の保全」、「サンゴ礁・干潟・藻場の保全」、「環境教育等の推進」、「地球温暖化対策の推進」、「環境と経済の調和に向けた取組推進」、「基地から派生する環境問題の解決促進」、「環境共生型観光の推進」を推進します。



### 施策3-8-1重点的に取り組む総合的施策

【基本施策】 3-8-1	重点的に取り組む総合的施策
-----------------	---------------

### 成果指標

指標名		沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)
1	河川水質環境基準の達成率	97% (22年度(2010年度))	100%	100%	92% (20年(2008年))
2	海域水質環境基準の達成率	92% (22年度(2010年度))	100%	100%	76% (20年(2008年))
3	ダイオキシン類に係る環境基準の達成率	100% (22年度(2010年度))	100%	100%	大気・地下水・土壤: 100% 公共用水域水質: 98.4% 底質:99.5% (22年(2010年))
4	監視海域76海域における赤土等年間流出量	159,000トン (23年度(2011年度))	110,000トン	72,000トン	—
5	海域での赤土堆積ランク5以下の地点割合	33% (23年(2011年))	50%	100%	—
6	自然保護区域面積	53,473ha (23年(2011年))	54,542ha	55,633ha	—
7	一般廃棄物の1日1人あたりの排出量	831g (20年度(2008年度))	805g以下	805g以下	1,033g (20年度(2008年度))
8	一般廃棄物の再生利用率	12.7% (22年度(2010年度))	22%	22%	20.8% (22年度(2010年度))
9	産業廃棄物の再生利用率	48.7% (22年度(2010年度))	50%	50%	40.5% (21年度(2009年度))
10	産業廃棄物管理型最終処分場の残余年数【残余容量】	3.3年 【37,744m <sup>3</sup> 】 (22年度(2010年度))	15.3年 【150,000m <sup>3</sup> 】	10.3年 【101,000m <sup>3</sup> 】	13.2年 【104,595,956m <sup>3</sup> 】 (22年度(2010年度))
11	不法投棄件数(1トン以上)	140件 (22年度(2010年度))	100件	70件	2,870件 (10トン以上) (22年度(2010年度))
12	全県一斉清掃参加人数	5.7万人 (22年度(2010年度))	7万人	10万人	—
13	沖縄の絶滅種数	19種 (23年度(2011年度))	維持	維持	—
14	沖縄県北部地域におけるヤシバルクイナの推定生息範囲	173メッシュ (23年度(2011年度))	180メッシュ	190メッシュ	—
15	海洋保護区の設置数	0海域 (23年(2011年))	1海域	2海域	—
16	環境啓発活動(セミナー、出前講座、自然観察会)参加延べ人数	2,500人 (23年度(2011年度))	10,000人	17,500人	—
17	産業部門における二酸化炭素排出量	249万t-CO <sub>2</sub> (20年度(2008年度))	229万t-CO <sub>2</sub> (27年度(2015年度))	208万t-CO <sub>2</sub> (32年度(2020年度))	422百万t-CO <sub>2</sub> (22年度(2010年度))
18	民生家庭部門における二酸化炭素排出量	297万t-CO <sub>2</sub> (20年度(2008年度))	250万t-CO <sub>2</sub> (27年度(2015年度))	216万t-CO <sub>2</sub> (32年度(2020年度))	172百万t-CO <sub>2</sub> (22年度(2010年度))

### 施策3-8-1重点的に取り組む総合的施策

指標名		沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)
19	民生業務部門における二酸化炭素排出量	303万t-CO2 (20年度(2008年度))	284万t-CO2 (27年度(2015年度))	270万t-CO2 (32年度(2020年度))	217百万t-CO2 (22年度(2010年度))
20	運輸部門における二酸化炭素排出量	377万t-CO2 (20年度(2008年度))	377万t-CO2 (27年度(2015年度))	377万t-CO2 (32年度(2020年度))	232百万t-CO2 (22年度(2010年度))
21	クリーンエネルギー推定発電量【世帯換算】	134×106kWh 【約37,000世帯分】 (22年(2010年))	調査中	調査中	—
22	再生可能エネルギー導入容量【年間二酸化炭素排出削減量】	約58,000kW 【84,000 t-CO2】 (23年度(2011年度))	調査中	調査中	—
23	低炭素なまちづくりに取り組む市町村数	0市町村 (24年度(2012年度))	増加	増加	—
24	公共交通分担率	4.4% (18年度(2006年度))	5.8%	7.2%	29.6% (18年度(2006年度))
25	乗合バス利用者数	80,745人/日 (18年度(2006年度))	104,945人/日	130,274人/日	11,619,956人/日 (18年度(2006年度))
26	モノレールの乗客数	35,551人/日 (22年度(2010年度))	40,542人/日 (30年度(2018年度))	50,166人/日 (31年度(2019年度))	—
27	交通渋滞等による損失時間	41.2千人時間/年・km (14年度(2002年度))	減少	減少	20.3千人時間/年・km (14年度(2002年度))
28	都市計画区域内緑地面積	65,155ha (18年度(2006年度))	現状維持	現状維持	—
29	エコアクション21認証登録件数	85件 (23年度(2011年度))	増加	増加	—
30	環境配慮型製品購入率	88.6% (22年度(2010年度))	100%	100%	—
31	基地排水における排水基準達成率	88% (22年度(2010年度))	100%	100%	94% (22年度(2010年度))
32	基地周辺公共水域における環境基準達成率	100% (22年度(2010年度))	100%	100%	100% (22年度(2010年度))
33	航空機騒音環境基準達成率	53% (21年度(2009年度))	75%	100%	76% (20年度(2008年度))
34	観光関連事業者におけるエコアクション21登録事業者数(累計)	3社 (24年度見込) (2012年度見込)	15社	30社	—
35	事業者間における保全利用協定の認定数	2協定 (23年(2011年))	4協定	6協定	—

施策3-8-1重点的に取り組む総合的施策

施策展開	①河川・溪流環境の保全及び生活排水対策の総合的推進							
主な取組	年度別計画						実施主体	
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)		
○水質保全に関する監視活動、普及啓発等								
水質関係事業所等監視指導事業 (環境生活部)	100件 立入検査 及び指導 等件数					→	県	
	事業者に対する改善指導及び事業場等への立入検査の実施							
水質保全対策事業 (環境生活部)	189地点 調査地点数					→	県	
	公共用水域、地下水等水質の常時監視及び市町村への情報提供							
水質測定機器整備事業 (環境生活部)	石油貯蔵施設から発生する水質汚濁等の公害を監視するため施設が立地する地域の保健所等に必要な機器等を整備・更新する						→ 県	
水質環境保全啓発推進事業 (環境生活部)	6河川 (流域14市 町村)指定 数				2河川 (流域5市町 村)	→	県	
	生活排水対策重点地域指定の解除に向け、河川流域市町村による生活排水対策の汚濁負荷低減の啓発に関する支援							
浄化槽管理対策事業 (環境生活部)	1,500人 受講者数				→	県		
	浄化槽の適正な維持管理に関する指導・普及啓発							
	浄化槽設置者講習会の実施							
○汚水処理対策								
下水道事業 (土木建築部)	18,064人 下水道処理 人口増加数	→ 15,360人			→	県 市町村		
	地域性を考慮した下水道整備の推進							
農業集落排水事業 (農林水産部)	73.0% 汚水処理人 口普及率				82.8%	→	県 市町村	
	汚水処理施設整備支援							
沖縄型畜産排水対策モデル事業 (農林水産部)	15人 畜産排水処 理技術者の 育成				55人	→	県	
	水質汚濁防止法の排水基準見直しによる指導体制の強化							
浄化槽設置整備事業 (環境生活部)	25基 補助件数						県	
	合併処理浄化槽設置費 用に対する補助の実施							
畜産環境総合整備事業 (農林水産部)						→	県	
	ふん尿処理施設等の整備							

施策3-8-1重点的に取り組む総合的施策

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○地域が主体となった赤土等流出防止対策							
赤土等流出防止対策推進事業 (環境生活部)	1回 交流集会数 2回 講習会 開催数					→	県
	赤土等流出防止対策交流集会・講習会の開催						
赤土等流出防止活動支援事業 (環境生活部)	10団体 支援団体数				→	県	
	赤土等流出防止活動への支援						
	赤土等流出防止啓発への支援						
○農地からの赤土等流出防止対策							
水質保全対策事業(耕土流出防止型) (農林水産部)	承排水路、沈砂池、浸透池等の流出水対策 農地の勾配抑制、植生工、畑面植生等の発生源対策						→ 県 市町村
沖縄の自然環境保全に配慮した農業活性化 支援事業 (農林水産部)	コーディネーター育成プログラムの作成					→	県
	5組織 育成組織数						
	農業環境コーディネイト組織の育成						
○赤土等堆積土砂対策							
赤土等流出防止海域モニタリング事業 (環境生活部)	22海域 モニタリング海域数				76海域	→	県
	赤土等堆積状況等モニタリング						
閉鎖性海域における堆積赤土等の対策事業 (環境生活部)	2回 地元意見交換会開催数					→	県
	現地現況調査						
	2回 専門検討委員会開催数						
	工法手法の検討						
	実証実験						
○水辺環境の再生							
自然環境に配慮した河川の整備 (土木建築部)	0km 整備延長				約4.7km (累計)	→	県
	治水対策としての多自然川づくり						
	1河川 水辺環境の 再生に取り組む河川数				2河川 (累計)		
	河川の水辺環境の再生(リュウキュウアユの復元等)						
砂防施設機能改善事業 (土木建築部)	0溪流 砂防施設機能改善渓流水数				4溪流 (累計)	→	県
	渓流の再生						

施策3-8-1重点的に取り組む総合的施策

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
自然環境に配慮した海岸の整備 (土木建築部)	約0.6km 整備延長				→ 約1.8km (累計)		→ 県
	海岸の水辺環境の再生(砂浜や海浜緑地などの創出)						
○失われた自然環境の把握							
自然環境の保全・再生・防災機能戦略的構築事業 (環境生活部)	自然環境再生指針の策定			自然再生モデル事業			自然再生事業 県
	環境配慮型B/Cの構築		多自然型河川改修モデル事業(B/Cモデル事業)				
○生物多様性地域戦略の策定・情報発信等							
生物多様性地域戦略の普及啓発 (環境生活部)	生物多様性 地域戦略の 策定	移動展示、パンフレット等の作成					→ 県
生物多様性プラザ事業 (環境生活部)	0% 地域戦略の 認知度(アンケート調査)	→ 30%					→ 県
		生物多様性プラザの設置・運営					
		生物多様性に係る情報を効果的に発信する活動					
		県民、観光客などの利用者とエコツーリズムガイドなどの提供者を繋ぎ合わせる活動に対する支援 (ネットワーク構築、理解促進事業、人材派遣事業)					
		生物多様性保全及び生物資源の持続的利用を可能とする団体の活動に対する支援					
○野生生物の生息・生育の実態把握							
野生生物の保全・保護事業 (環境生活部)	0種 希少野生動植物指定数 (希少種保護条例)	→ 6種					→ 県
		希少種保護条例の制定					
		野生生物の生息・生育状況調査					
		自然環境保全の指針策定					
特殊鳥類生息環境調査及び鳥獣保護区生息状況調査事業 (環境生活部)			レッドデータ沖縄の改訂				
2区 鳥獣保護区 予定区数	4区	4区	2区	2区		→ 県	
鳥獣保護区指定のために必要な鳥獣の生息状況と生息環境の把握の為の調査							
○自然保护地域の指定等							
自然環境保全地域指定事業 (環境生活部)	12地域 指定数	→ 14地域 (累計)					→ 県
		自然環境保全地域指定					
鳥獣保護区設定事業 (環境生活部)	25地区 鳥獣保護 区数				→ 31地区 (累計)		→ 県
		鳥獣保護区の指定					

施策3-8-1重点的に取り組む総合的施策

施策展開	②赤土等流出防止対策の推進						
主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)	
○地域が主体となった赤土等流出防止対策							
赤土等流出防止対策推進事業 (環境生活部)	1回 交流集会数 2回 講習会 開催数				→		→ 県
	赤土等流出防止対策交流集会・講習会の開催						
赤土等流出防止活動支援事業 (環境生活部)	10団体 支援団体数			→			→ 県
	赤土等流出防止活動への支援						
	赤土等流出防止啓発への支援						
○農地からの赤土等流出防止対策							
水質保全対策事業(耕土流出防止型) (農林水産部)	承排水路、沈砂池、浸透池等の流出水対策						→ 県
	農地の勾配抑制、植生工、畠面植生等の発生源対策						市町村
沖縄の自然環境保全に配慮した農業活性化 支援事業 (農林水産部)	コーディネーター育成プログラムの作成						→ 県
		5組織 育成組織数		→			
	農業環境コーディネイト組織の育成						
○赤土等堆積土砂対策							
赤土等流出防止海域モニタリング事業 (環境生活部)	22海域 モニタリング海域数			→	76海域		→ 県
	赤土等堆積状況等モニタリング						
閉鎖性海域における堆積赤土等の対策事業 (環境生活部)	2回 地元意見交換会開催数						→ 県
	現地現況調査						
	2回 専門検討委員会開催数			→			
	工法手法の検討						
		工法の実施					
		実証実験					

施策3-8-1重点的に取り組む総合的施策

施策展開	③廃棄物・リサイクル対策の推進						
主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○ごみ収集の有料化促進							
ごみ減量化推進事業 (環境生活部)	32市町村 実施市町村 数			→	41市町村		→ 県 市町村
	市町村によるごみ収集の有料化の促進						
○資源再利用の推進							
ごみ減量化推進事業 (環境生活部)	3回 強化月間・ 週間数				→		→ 県
	メディア、イベント等を活用した県民への3Rに関する意識啓発						
	市町村への事業取組依頼、技術的助言、情報提供						
海岸漂着物の再資源化に向けた研究開発 の推進 (環境生活部)	調査研究	再資源化実証実験					県
建設リサイクル資材認定制度(ゆいくる)活 用事業 (土木建築部)	384資材 ゆいくる材 認定資材数		→	400資材以 上 (累計)			→ 県
	ゆいくる材の利用促進						
○資源循環コストの低減							
バイオマス資源活用コーデネーションシ ステム構築事業 (環境生活部)	52.1% モデル地域 における木 くず処理率	100%					県
	産業廃棄物の燃料化に による発電・熱利用シス テムの構築						
○下水汚泥及び消化ガスの有効利用							
下水汚泥有効利用 (土木建築部)	100% 有効利用率		→				→ 県 市町村
	下水の処理過程で発生する汚泥を肥料として綠農地還元等						
○バイオマスの活用							
オガコ養豚普及促進事業 (農林水産部)	17戸 改修等支援 農家数		→	50戸			→ 県
	オガコ養豚施設への改修等支援						
環境保全型農業支援 (農林水産部 営農支援課)	家畜排せつ物利用技術の開発						→ 県
○一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理 の推進							
廃棄物処理施設の効率化及び離島の廃棄 物処理サービス広域化支援 (環境生活部)	離島のごみ処理の広域化可能性調査						→ 県
公共関与による産業廃棄物管理型最終処分 場の整備 (環境生活部)	離島市町村に対するごみ処理の広域化提案・調整						→ 県
地域住民との対話・理解への取組							
最終処分場の整備(用地決定、施工、供用)							
官民協調の第三セクターへの出資・補助							

施策3-8-1重点的に取り組む総合的施策

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)	
○不法投棄等の不適正処理の防止及び環境美化の推進							
廃棄物不法投棄対策(廃棄物不法投棄対策事業、産業廃棄物対策費) (環境生活部)	3,600件 監視パトロール件数					→	県
	不法投棄監視員の配置(3名)						
	廃棄物監視指導員の配置(6名)						
	不適正処理監視パトロール						
排出事業者及び産廃処理業者への適正処理に対する意識向上に関する取組 (環境生活部)	6回 研修会等 開催数					→	県
	産廃処理業者及び排出事業者の適正処理等に係る研修会等の実施						
	関係機関への適正処理に係る協力依頼及びゴミゼロパトロール等の啓発活動の実施						
海岸漂着物の適正処理及び国内外の発生源対策の推進(海岸漂着物対策支援事業) (環境生活部)	10,000人 ビーチクリーン参加人数				→ 15,000人	→	県、市町村、地域住民
	まるごと沖縄クリーンビーチ(県下一斉海岸清掃)						
	海岸清掃・適正処理に対する支援						
	海岸漂着物処理推進法に基づく財政措置及び国際的な発生源対策について国へ要請						
海岸漂着物の再資源化に向けた研究開発の推進 (環境生活部)	調査研究		再資源化実証実験				県

施策3-8-1重点的に取り組む総合的施策

施策展開	④生物多様性の保全						
主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○生物多様性地域戦略の策定・情報発信等							
生物多様性地域戦略の普及啓発 (環境生活部)	生物多様性 地域戦略の 策定						→ 県
生物多様性プラザ事業 (環境生活部)	0% 地域戦略の 認知度(アンケート調査)			→ 30%			→ 県
○野生生物の生息・生育の実態把握							
野生生物の保全・保護事業 (環境生活部)	0種 希少野生動植物指定数 (希少種保護条例)			→ 6種			→ 県
特殊鳥類生息環境調査及び鳥獣保護区生息状況調査事業 (環境生活部)	2区 鳥獣保護区 予定区数	4区	4区	2区	2区		→ 県
○在来種の保護・保全に向けた研究							
希少種回復状況調査 (環境生活部)	1エリア 調査エリア数			→ 3エリア (累計)			→ 県
○マングース等外来種防除対策							
マングース対策事業 (環境生活部)	200個体 マングース 駆除数			→ 50個体			→ 県
○新たな外来種の侵入防止対策							
外来種対策事業 (環境生活部)	1地域 外来種調査 の実施地域			→ 3地域 (累計)			→ 県

### 施策3-8-1重点的に取り組む総合的施策

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○サンゴ礁の保全・再生							
サンゴ礁保全再生事業 (環境生活部)	0.2ha 再生実証海 域面積				3.0ha (累計)		→ 県
オニヒトデ総合対策事業 (環境生活部)	2海域 実証海域数				5海域 (累計)		→ 県
沿岸生態系の保全 (環境生活部)	2海域 モニタリン グ海域数				5海域 (累計)		→ 県
環境生態系保全活動支援事業 (農林水産部)	5海域 保全海域数	5海域	10海域	10海域	10海域		→ 県 地域活動組 織
○海洋保護区と総合的な沿岸管理の推進							
総合沿岸域管理計画の策定 (環境生活部)	計画の策定	計画の進捗管理					→ 県
海洋保護区設定事業 (環境生活部)	海洋保護区 活用の考え方 の整理		モデル地域での調査研 究	海洋保護区設定			→ 県
○赤土等流出防止対策							
赤土等流出防止対策推進事業 (環境生活部)	1回 交流集会数						→ 県
水質保全対策事業(耕土流出防止型) (農林水産部)	2回 講習会 開催数						
	赤土等流出防止対策交流集会・講習会の開催						
	承排水路、沈砂池、浸透池等の流出水対策						
	農地の勾配修正、グリーンベルト、畑面植生等の発生源対策						

施策3-8-1重点的に取り組む総合的施策

施策展開	⑤サンゴ礁・干潟・藻場の保全						
主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○サンゴ礁の保全・再生							
サンゴ礁保全再生事業 (環境生活部)	0.2ha 再生実証海域面積				→ 3.0ha (累計)		→ 県
	サンゴ植付実証						
	サンゴ植付活動への支援						
	サンゴ遺伝子解析等調査研究						
オニヒトデ総合対策事業 (環境生活部)	2海域 実証海域数				→ 5海域 (累計)		→ 県
	モデル海域においてオニヒトデ大量発生の予察実証を実施						
	オニヒトデ大量発生メカニズムの解明に関する調査研究						
	効果的・効率的な防除対策の検討						
沿岸生態系の保全 (環境生活部)	2海域 モニタリング海域数				→ 5海域 (累計)		→ 県
	サンゴ礁モニタリングの実施						
	サンゴ礁モニタリング活動への支援						
○水産業の収益性向上							
沖縄沿岸域の総合的な利活用推進事業 (農林水産部)	資源管理・環境保全システムの構築 ・重点モデル海域(本島北部、金武湾、中城湾、八重山) ・サンゴ礁、海草藻場、干潟等の沿岸魚場環境等の情報収集・分析 ・管理システム、保全等システムの評価・改良・普及						→ 県
	5海域 保全海域数	5海域	10海域	10海域	10海域		
	サンゴ礁漁場の保全のため、漁業者等が行うモニタリング調査に基づくサンゴの移植やオニヒトデ駆除等の保全活動を支援						
環境生態系保全活動支援事業 (農林水産部)							→ 地域活動組織
○海洋保護区と総合的な沿岸管理の推進							
総合沿岸管理計画の策定 (環境生活部)	計画の策定		計画の進捗管理				→ 県
海洋保護区設定事業 (環境生活部)	海洋保護区 活用の考え方の整理						→ 県
		モデル地域での調査研究	海洋保護区設定				
○赤土等流出防止対策							
赤土等流出防止対策推進事業 (環境生活部)	1回 交流集会数					→	→ 県
	2回 講習会 開催数						
		赤土等流出防止対策交流集会・講習会の開催					
水質保全対策事業(耕土流出防止型) (農林水産部)	承排水路、沈砂池、浸透池等の流出水対策						→ 市町村
	農地の勾配修正、グリーンベルト、畑面植生等の発生源対策						

施策3-8-1重点的に取り組む総合的施策

施策展開	⑥環境教育等の推進						
主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)	
官民・協働ネットワークづくりの推進 (環境保全啓発事業) (環境生活部)	1回 環境教育推進協議会の開催回数 環境教育推進協議会の設置		1回 協議会開催数			→	県
環境保全啓発事業 (環境生活部)		30回 セミナー等の開催回数				→	
環境教育プログラムの普及・活用等							
環境情報の発信							
環境教育推進校の指定 (教育庁)	1校 指定校数					→	県
環境教育推進校の研究指定							
環境學習指導者講座 (教育庁)	1講座 研修講座数					→	県
県立総合教育センター短期研修講座の実施							
施策展開	⑦地球温暖化対策の推進						
主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)	
○エネルギー利用効率の高い機器の導入促進及び省エネ住宅・家電普及促進							
地球温暖化防止対策(省エネ改修支援) (環境生活部)	15施設 補助件数						県
設備機器の省エネ改修にかかる補助							
観光施設等の総合的エコ化促進事業 (環境生活部)	モデル事業として平和祈念公園内に循環電動バスを整備						県
観光施設等の総合的エコ化促進対策への補助							
地球温暖化防止対策 (環境生活部)	1回 シンポジウムの開催						県
省エネ設備導入補助							
蒸暑地域住宅・まちづくり研究・開発 (土木建築部)	8件 実証事業数						県 関係団体
環境共生住宅の普及・研究							
○ITを活用した消費電力の制御の取組							
空調等のIT制御による省エネ削減効果の実証(スマートエネルギーアイランド基盤構築事業) (商工労働部)	空調等のIT制御による省エネ削減効果の実証						県

施策3-8-1重点的に取り組む総合的施策

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○再生可能エネルギーの導入							
太陽エネルギー活用設備導入に対する支援 (太陽エネルギー普及促進事業) (商工労働部)	400件 導入支援数					→	県
地球温暖化防止対策 (環境生活部)	15施設 補助件数					→	県
○次世代自動車の普及促進							
次世代自動車の普及促進 (環境生活部)	12台 導入台数	電気自動車の充電設備導入に対する支援	次世代自動車導入に対する支援	次世代自動車普及に向けた啓発活動	次世代自動車へ対応した産業の育成(EV技術蓄積など)	EVバスの導入	→ 県 民間
○エコドライブの普及							
エコドライブの普及促進 (環境生活部)		エコドライブの実践に向けた普及啓発				→	県
○公共交通機関利用の拡大							
公共交通利用環境改善事業 (企画部)	43台 ノンステップ バス導入数	ノンステップバス導入	バスロケーションシステム等導入	IC乗車券システム開発・導入	215台 (累計)	バスレーン 延長 基幹バスシステム導入	県 交通事業者
交通体系整備推進事業 (企画部)	6.9km バスレーン 設置延長	バスレーン 延長(国道 58号)	公共交通利用促進のための啓発活動、モビリティマネジメント等			国、県、市 町村、 交通事業者	
沖縄都市モノレール延長整備事業 (土木建築部)	3.73% モノレール 延長整備事 業進捗率	14.02%	40.3%	63.13%	85.92%	31年度 (2019年度) 延長区間開業	県 市 事業者
パークアンドライド駐車場の整備(第4駅周辺等) (土木建築部)	922台 パークアンドライド駐車・駐輪台数	・延長区間:那覇市首里汀良町(首里駅)～浦添市前田 延長距離:4.1km(4駅)				1,922台 (31年度 (2019年 度))	県 市
・延長区間第4駅周辺での大規模駐車場整備(1000台規模) ・モノレール駅交通広場での駐輪場の整備							

施策3-8-1重点的に取り組む総合的施策

主な取組	年度別計画						実施主体	
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)		
モノレール利用促進対策 (土木建築部)	28基 駅周辺サイン ユニバーサルデザイン化数	15基					→ 県	
	・モノレール利用促進環境の整備(駅周辺サイン更新等)							
	外国人観光客向けパンフレット作成、周辺施設との連携等							
・バス利用環境改善事業 (土木建築部)		20基 バス停上屋の整備数				→	県	
	バス停上屋の整備							
鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入促進事業 (企画部)	特例的な制度の創設及び需要拡大による事業採算性の確保の検討等の県独自調査の実施						→ 県	
	県民の世論喚起及び合意形成を図るための取組							
○適切な森林管理及び県民主導による緑化								
美ら島づくり行動計画推進事業 (農林水産部)	10件 緑化活動件数					→	県	
		亜熱帯花木等優良個体の選抜・普及、緑化重点モデル地区への植栽						
造林事業 (農林水産部)	40ha 造林等面積					→	県 市町村	
		無立木地への造林や複層林整備の実施						
全島みどりと花いっぱい運動事業 (農林水産部)	行政、団体、企業等との協働による緑化活動の支援					→	県 市町村等	
		新たな事業による緑化活動の展開						
○公園、街路樹等の都市緑化								
市町村緑化推進支援事業 (土木建築部)	13市町村 計画策定市町村数				→ 21市町村 (累計)	→ 県		
		「緑の基本計画」策定に対する市町村への技術的指導・支援						
		風致地区指定の促進に向けた市町村への技術的指導						
都市公園における緑化等の推進 (土木建築部)	1,524ha 供用面積				→ 1,736ha (累計)	→ 国 県 市町村		
		花と緑にあふれた都市公園や緑地の計画的な整備						
観光地アクセス道路の重点的緑化事業 (土木建築部)	0km 道路緑化・重点管理延長				→ 70km (累計)	→ 県		
		観光地アクセス道路の緑化・重点管理						
主要道路における沿道空間の緑化事業 (土木建築部)	0km 道路緑化・育成管理延長				→ 280km (累計)	→ 県		
		亜熱帯性気候を活かした道路植栽・街路樹の育成管理						
宮古広域公園整備事業 (土木建築部)	基本構想策定		基本計画、環境アセス、用地補償、整備				→ 県 宮古島市	

施策3-8-1重点的に取り組む総合的施策

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
県民の森の管理事業費 (農林水産部)							→ 県
森林公園管理事業費 (農林水産部)							→ 県
○地球温暖化がもたらす影響の把握							
地球温暖化対策事業 (環境生活部)	2回 協議会 開催数					→	県
○地球温暖化への適応策の研究							
沖縄県における地球温暖化の影響・適応策 検討事業 (環境生活部)	2回 情報整理 会開催数					→	県
○エネルギー・ビジョンの策定							
沖縄県エネルギー・ビジョンアクションプラン推進事業 (商工労働部)	ビジョン見直し・アクションプラン策定						県
○クリーンエネルギー普及拡大に向けた取組							
太陽光・風力発電大量導入による系統安定化対策等実証事業(スマートエネルギー・アイランド基盤構築事業) (商工労働部)	1,000kW 太陽光発電導入量	4,000kW 風力発電導入量					県 沖縄電力
宮古島市スマートコミュニティ実証事業 (スマートエネルギー・アイランド基盤構築事業) (商工労働部)	84kW 太陽光発電導入量	300kW 太陽光発電導入量					県 宮古島市
太陽エネルギー活用設備導入に対する支援 (太陽エネルギー普及促進事業) (商工労働部)	400件 導入支援数					→	県
海洋温度差発電実証事業 (未利用資源エネルギー活用促進事業) (商工労働部)	100kW 海洋温度差発電量						県 久米島町
	実証プラン ト整備	海洋温度差発電実証					
天然ガス試掘事業 (未利用資源エネルギー活用促進事業) (商工労働部)	2箇所 試掘箇所						県
	試掘事業 中南部・宮 古島						
藻類バイオマス可能性調査事業 (商工労働部)	藻類バイオ マスの産業 化に向けた 調査						県

施策3-8-1重点的に取り組む総合的施策

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
バイオマス資源活用コーデネレーションシステム構築事業 (環境生活部)	52.1% モデル地域 における木 くず処理率	100%					県
	産業廃棄物の燃料化による発電・熱利用システムの構築						
県立学校再生可能エネルギー導入事業 (教育庁)	6校 太陽光整備 導入校数				→		→ 県
	8校 省エネ設備 導入校数				→		
	県立学校への太陽光パネル整備及び省エネ設備の導入						
○省エネ化に向けた取組							
宮古島市スマートコミュニティ実証事業(スマートエネルギーアイランド基盤構築事業) (商工労働部)	220件 実証対象 件数		→				県 宮古島市
	宮古島でIT機器等を活用し エネルギー消費の効率化を実証						
	1台 小型EV 製作台数	2台 小型EV 製作台数	→				
	小型EV自動車製作、メンテナンスなど持続性ある運用が可能か実証						
亜熱帯型省エネ住宅実証事業(スマートエネルギーアイランド基盤構築事業) (商工労働部)	10件 実証対象 住宅数		→				県
	亜熱帯型省エネ住宅の実証・基準策定						
EVバス開発・運用実証事業 (商工労働部・環境生活部)	1台 製作台数		→				県
	EVバス1台製作、路線バスとして運行し、どの程度低炭素化が図られているか検証						
空調等のIT制御による省エネ削減効果の実証(スマートエネルギーアイランド基盤構築事業) (商工労働部)	8件 実証対象 件数		→				県
	空調等を制御し省エネ削減効果を実証						
○エコアイランド沖縄の形成							
沖縄・ハワイクリーンエネルギー協力推進事業 (商工労働部)	※米国エネルギー省、ハワイ州、経済産業省、沖縄県の四者で構成。 4つのワーキンググループを設置し、平成26年度まで本テーマに沿った 研究開発等を実施						米国 ハワイ州 国 県
	省エネビルワーキンググループ						
	スマートグリッドワーキンググループ						
	海洋温度差発電ワーキンググループ						
	人材交流ワーキンググループ						
	H27(2015)以降の取組については、各ワーキンググループの 研究開発状況等を踏まえ提示						

### 施策3-8-1重点的に取り組む総合的施策

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○市町村都市計画マスタープランとの連携							
住民参加型都市計画マスタープラン(MP) 策定事業(土木建築部)	計画準備	方策検討	方策決定	2回 県・市町村 調整会議開 催数			→ 県 市町村
	住民参加促進のための方策検討 (県、関係市町村、有識者等)			21市町村における住民 参加型MP策定の実施			
○交通流対策の推進							
那覇空港自動車道の整備 (土木建築部)		豊見城IC～ 南風原南IC 部分供用	全線供用				H32年度 (2020年度) までの全線 供用を目指 す
	豊見城東道路の整備						
	小禄道路の整備						
沖縄西海岸道路の整備 (土木建築部)	読谷道路部 分暫定供用		浦添北道路 暫定供用	豊見城道路 完成供用	糸満道路 完成供用		→ 国
	読谷道路、北谷拡幅、浦添北道路、豊見城道路、糸満道路等 の整備						
ハシゴ道路ネットワークの構築 (土木建築部)	0区間 完了区間数	1区間	3区間	0区間	0区間		→ 県
	沖縄環状線、浦添西原線、宜野湾北中城線、県道24号線BP、 国道507号(津嘉山BP)、南部東道路等の整備						
自転車利用環境の整備 (土木建築部)			0.2Km 自転車走行 空間明示	2Km			→ 県
	整備地区選定		自転車走行位置の明示				
○公共交通機関の整備・利用促進							
沖縄都市モノレール延長整備事業 (土木建築部)	3.73% モノレール 延長整備事 業進捗率	14.02%	40.30%	63.13%	85.92%	H31年度 (2019年度) 延長区間開 業	県 市 事業者
	・延長区間: 那覇市首里汀良町(首里駅)～浦添市前田 延長: 4.1km(4駅) ・終着駅と沖縄自動車道とを接続するためICを整備						
鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導 入促進事業 (企画部)	特例的な制度の創設及び需要拡大 による事業採算性の確保の検討等の 県独自調査の実施						→ 県
	県民の世論喚起及び合意形成を図るための取組						
公共交通利用環境改善事業 (企画部)	43台 ノンステップ バス導入数				215台 (累計)		→ 県 交通事業者
	ノンステップバス導入						
	バスロケー ションシス テム等導 入	IC乗車券システム開発・ 導入					

施策3-8-1重点的に取り組む総合的施策

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)	
交通体系整備推進事業 (企画部)	公共交通利用促進のための啓発活動、モビリティマネジメント等						バスレーン延長 基幹バスシステム導入
	6.9km バスレーン 延長設置						国 県 市町村 交通事業者
	バスレーン 延長(国道 58号)						
モノレール利用促進対策 (土木建築部)	28基 駅周辺サイン ユニバーサルデ ザイン化数	15基					→ 県
	・モノレール利用促進環境 の整備(駅周辺サイン更新 等)						
	外国人観光客向けパンフレット作成、周辺施設との連携等						
パークアンドライド駐車場の整備(第4駅周辺等) (土木建築部)	922台 パークアンドラ イド駐車・駐 輪台数					→ 1,922台 (31年度 (2019年 度))	県 市
	・延長区間第4駅周辺での大規模駐車場整備						
バス利用環境改善事業 (土木建築部)	20基 バス停上屋 整備数					→	県
	バス停上屋の整備						
○ITを活用した消費電力の制御の取組							
空調等のIT制御による省エネ削減効果の実証 (スマートエネルギー島構築事 業) (商工労働部)	8件 実証対象 件数		→				県
	空調等を制御し省エネ削減効果を実 証						
○省エネルギー建物への転換							
蒸暑地域住宅・まちづくり研究・開発 (土木建築部)	1回 シンポジウ ムの開催					→	県 関係団体
	環境共生住宅の普及・研究						
県有施設におけるCASBEE(建築環境総合 性能評価システム)の実施 (土木建築部)	3施設 評価施設数						県
	県有施設の環境性能向上と省エネ化の推進						
○未利用エネルギーの活用							
下水汚泥有効利用 (土木建築部)	100% 有効利用率					→	県 市町村
	下水の処理過程で発生する汚泥を肥料として緑農地還元等						
消化ガス有効利用 (土木建築部)	58% 有効利用率				69%	→	県 市町村
	下水の処理過程で発生する消化ガスを燃料として発電等						

### 施策3-8-1重点的に取り組む総合的施策

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
美ら島づくり行動計画推進事業 (農林水産部)	55件				向上	→	県
	緑化活動件数				→		
全島みどりと花いっぱい運動事業 (農林水産部)	行政、団体、企業等との協働による緑化活動の支援		新たな事業による緑化活動の展開			→	県 市町村等
市町村緑化推進支援事業 (土木建築部)	13市町村 計画策定 市町村数			→ 21市町村 (累計)		→	県
	「緑の基本計画」策定に対する市町村への技術的指導・支援						
	風致地区指定の促進に向けた市町村への技術的指導						
都市公園における緑化等の推進 (土木建築部)	1,524ha 供用面積			→ 1,736ha (累計)		→	国 県 市町村
	花と緑にあふれた都市公園や緑地の計画的な整備						
観光地アクセス道路の重点的緑化事業 (土木建築部)	0km 道路緑化・ 重点管理延長			→ 70km (累計)		→	県
	観光地アクセス道路の緑化・重点管理						
主要道路における沿道空間の緑化事業 (土木建築部)	0km 道路緑化・ 育成管理延長			→ 280km (累計)		→	県
	亜熱帯性気候を活かした道路植栽・街路樹の育成管理						
宮古広域公園整備事業 (土木建築部)	基本構想策定		基本計画、環境アセス、用地補償、整備			→	県 市

### 施策展開 ⑧環境と経済の調和に向けた取組推進

主な取組	年度別計画						実施主体	
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)		
・自然環境保全税導入検討 (環境生活部)			導入可能性 調査	新税検討委員会の開催		→	県	
				県民意見公募、説明会の実施				
・環境保全啓発事業 (環境生活部)		環境月間や環境フェア等を通した普及・啓発				→	県	
環境マネジメントシステム(ISO14001、エコアクション21)の普及促進 (環境生活部)		環境マネジメントシステムの認証取得支援					→	県

施策3-8-1重点的に取り組む総合的施策

主な取組	年度別計画						実施主体	
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)		
CSR(企業の社会的責任活動)の普及 (環境生活部)							→ 県	
	県民環境フェアーにおけるCSRの普及・啓発							
・自然環境保全税導入検討 (環境生活部)			導入可能性 調査	新税検討委員会の開催			→ 県	
					県民意見公 募、説明会 の実施			
・産業廃棄物税 (環境生活部)	68,760千円 徴収税額	65,543千円	62,327千円	59,111千円			→ 県	
	産業廃棄物税を課税し、産業廃棄物関連施策の財源に充当							
○エネルギー利用効率の高い機器の導入促進及び省エネ住宅・家電普及促進								
地球温暖化防止対策(省エネ改修支援) (環境生活部)					設備機器の省エネ改修にかかる補助		→ 県	
観光施設等の総合的エコ化促進事業 (環境生活部)	15施設 補助件数					→	→ 県	
	観光施設等の総合的エコ化促進対策への補助							
地球温暖化防止対策 (環境生活部)					省エネ設備導入補助		→ 県	
○省エネ化に向けた取組								
宮古島市スマートコミュニティー実証事業(スマートエネルギーアイランド基盤構築事業) (商工労働部)		220件 実証対象 件数					県 宮古島市	
	宮古島でIT機器等を活用し エネルギー消費の効率化を実証							
	1台 小型EV 製作台数	2台 小型EV 製作台数						
亜熱帯型省エネ住宅実証事業(スマートエネルギーアイランド基盤構築事業) (商工労働部)	10件 実証対象 住宅数						県	
	亜熱帯型省エネ住宅の実証・基準策 定							
EVバス開発・運用実証事業 (商工労働部・環境生活部)	1台 製作台数						県	
	EVバス1台製作、路線バスとして運行 し、どの程度低炭素化が図られてい るか検証							
空調等のIT制御による省エネ削減効果の実 証(スマートエネルギーアイランド基盤構築 事業) (商工労働部)	8件 実証対象 件数						県	
	空調等を制御し省エネ削減効果を実 証							

### 施策3-8-1重点的に取り組む総合的施策

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
建設リサイクル資材認定制度(ゆいくる)活用事業 (土木建築部)	384資材 ゆいくる材 認定資材数				→ 400資材以上 (累計)		県
	ゆいくる材の利用促進						
海岸漂着物の再資源化に向けた研究開発の推進 (環境生活部)	調査研究		再資源化実証実験				県
産業廃棄物排出抑制・リサイクル等推進事業 (環境生活部)	県内の事業者等が実施する産業廃棄物の排出抑制・リサイクル等に資する施設整備や研究開発を支援						県
藻類バイオマス可能性調査事業 (商工労働部)	藻類バイオマスの産業化に向けた調査						県
バイオマス資源活用コーチェネレーションシステム構築事業 (環境生活部)	52.1% モデル地域における木くず処理率	100%					県
	産業廃棄物の燃料化による発電・熱利用システムの構築						

### 施策展開 ⑨基地から派生する環境問題の解決促進

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29~ (2017)	
○基地排水水質調査							
基地排水水質等監視調査費(委託事業) (環境生活部)	13施設区域 21地点					→	県
	在日米軍施設・区域の排水調査の実施						
基地排水水質等監視調査費 (環境生活部)	11施設区域 15地点					→	県
	基地周辺の公共用水域の水質等の調査・監視						
○放射能調査							
原子力艦寄港に伴う放射能調査の実施 (環境生活部)	放射能レベルの監視調査及び環境資料中の放射能レベル調査						県
○米軍基地航空機騒音調査							
米軍基地航空機騒音監視調査事業 (環境生活部)	23測定局 騒音の固定 測定局数					→	県
	嘉手納・普天間飛行場周辺における航空機騒音の実態の把握						
○米軍基地から発生する諸問題の解決							
日米両政府への要請活動 (知事公室)	米軍基地から派生する事件・事故の防止、日米地位協定の見直し等に係る日米両政府への要請						県・市 他府県

施策3-8-1重点的に取り組む総合的施策

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)	
国民的議論の喚起 (知事公室)	全国知事会、涉外知事会、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会との連携						
							県・市 他府県

**施策展開 ⑩環境共生型観光の推進**

主な取組	年度別計画						実施主体
	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29～ (2017)	
環境共生型観光地づくり支援事業 (文化観光スポーツ部)	2件 環境保全施設整備数					→	県
	市町村等が行う環境保全活動や施設整備への支援						
エコリゾートアイランド沖縄形成事業 (文化観光スポーツ部)	3件 エコアクション21登録件数					→	県
	観光事業者が行う環境保全の取組への支援						
エコツーリズム推進事業 (文化観光スポーツ部)	3件 情報発信支援数					→	県
	プログラムメニュー情報を紹介するWebコンテンツの作成						
	コーディネーターの育成						
	品質保証制度の検討・構築・導入						
観光施設等の総合的エコ化促進事業 (環境生活部)	15施設補助件数					→	県
	観光施設等の総合的エコ化促進対策への補助						
事業者間による保全利用協定締結の促進 (環境保全型自然体験活動推進事業) (環境生活部)	モデル事業として平和祈念公園内に循環電動バスを整備					→	県
	2件 保全利用協定認定数				4件 (累計)	→	県
	保全利用協定の活用方策の検討、モデル地域構築						

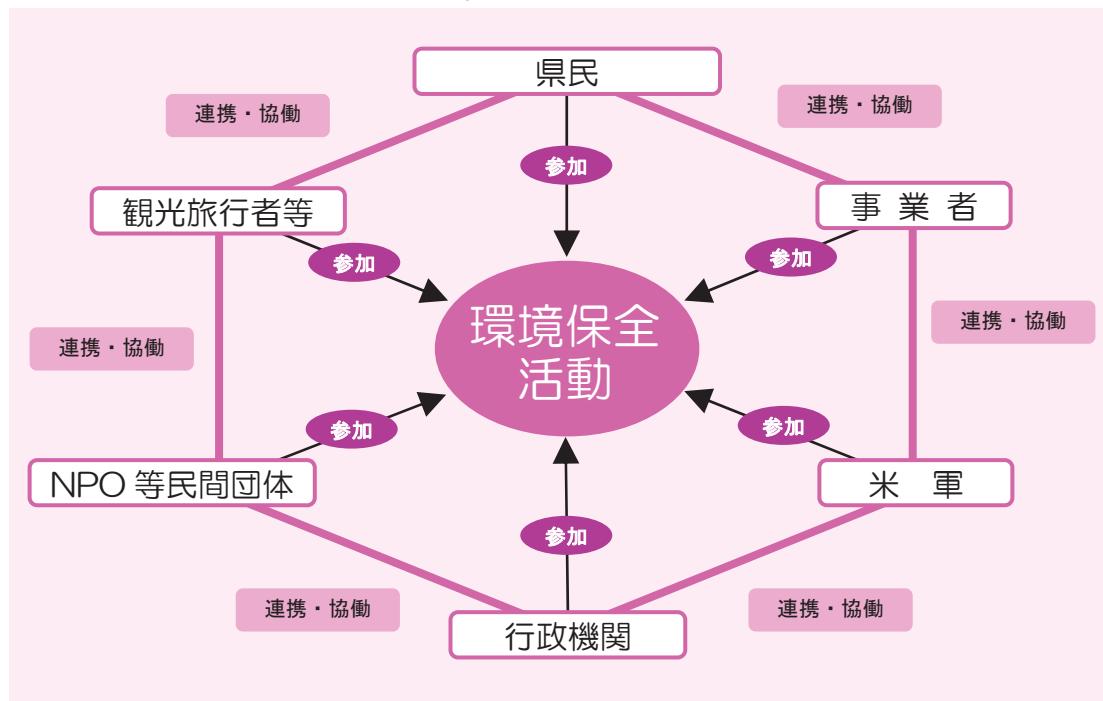
# 第4章 各主体の役割及び環境への配慮指針

## 1. 各主体の役割

『豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県』の実現には、本県で暮らす一人ひとりがライフスタイルを見直し、身近なところから環境の保全に取り組むとともに、事業者も資源循環型社会の実現に向け、最適生産・最適消費・最少廃棄に適合する事業活動を展開する等、各主体の責務と役割に応じた取組を進めることが求められています。

近年では、様々な環境に関わるNPO等民間団体の役割の重要性が増しており、県民や事業者と連携した積極的な環境活動への取組が期待されています。また、県民に最も身近な自治体である市町村には、その地域特性に応じた環境の保全のための施策を進めていくことが期待されています。

本県では、行政や県民、事業者のかたほか、県人口の約3%を占める米軍及び米軍関係者や観光旅行者等も含めて、様々な主体が自らの責務や役割を認識し、連携・協力して環境保全活動に参加していくことが必要です。



## 1-1 行政機関

県は基本計画に基づき総合的かつ効果的に環境の保全・再生・創造のための施策を推進します。また、事業者、県民、NPO等民間団体、観光旅行者等及び米軍の各主体が自主的、積極的に環境保全活動に取り組めるよう各主体の役割及び環境への配慮指針を提示するとともに、各主体への啓発活動への取組を推進します。また、社会資本整備等による環境保全対策の活動基盤の充実、その他の環境保全活動促進のための支援を行います。

なお、本県に占める広大かつ過密な米軍基地の存在・運用は、周囲の県民生活や自然環境等と深く関与していることから、県としても、米軍に対し、その役割の重要性や環境への配慮等について、継続的に要請していきます。

環境の保全・再生・創造を推進するためには、地域における取組が不可欠であり、地方分権が進展する中で、地域の住民に最も身近な市町村が果たす役割が一層重要なとなってきています。

このため、市町村ではそれぞれの地域特性に応じて、環境の保全・再生・創造に関する総合的な計画等の策定を行うとともに、県、事業者、県民、NPO等民間団体、観光旅行者等及び米軍と協力・連携した取組を推進することが必要です。

## 1-2 事業者

経済活動の大きな部分を占める事業者の取組は、環境の保全・再生・創造の推進にとって特に重要であり、様々な事業活動に際して、公害防止のための取組はもとより、資源・エネルギーの効率的利用、廃棄物の削減及びリサイクル等の推進、生産工程や流通過程からの環境への負荷の低減など積極的な取組が必要です。

## 1-3 県民

近年、環境意識が高まり、廃棄物・リサイクル問題、省資源・省エネルギー問題などに配慮した生活を送り、NPO等民間団体の活動に参加する県民は増えてきています。しかし、依然として県民の日常生活に伴って生じる環境負荷は大きいことから、県民の生活様式を環境に配慮したものに転換するなど、環境負荷の低減を図ることが必要です。

#### 1-4 観光旅行者等

恵まれた自然景観や独自の文化・歴史等、魅力ある観光資源を有する本県には毎年多くの観光旅行者が訪れており、ダイビングやレジャー、自然との触れ合い活動等を楽しんでいます。本県では平成33年度(2021年度)までの入域観光客数の目標値を1千万人と掲げていることから、今後も観光旅行者数は継続的に増加していくものと見込まれます。

短期及び長期滞在に関わらず、観光旅行や業務等の目的で県内に一時的に滞在する人は、各自の行動において環境への負荷の低減や環境保全等に努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全・再生・創造のための施策に積極的に参加・協力することが必要です。

#### 1-5 NPO 等民間団体

県民や事業者により組織され、環境保全に関する活動を行っている本県のNPO等民間団体は、それぞれの専門性や特徴を活かしながら、自然保護活動や環境美化活動、緑化活動など、様々な啓発・普及活動を幅広く且つ率先的に行っており、草の根運動やアジア諸国及び途上国への国際協力など、きめ細やかな活動も展開しています。

地域の課題や特性などを十分に踏まえながら、環境保全に関する取組を柔軟にきめ細かく進めていくためには、様々な活動を公益的視点から組織的に行なっているNPO等民間団体の果たす役割が、より一層重要となっています。

このため、NPO等民間団体においては、自主的かつ積極的に環境保全活動の推進を図るとともに、他の団体や行政、事業者、県民との連携・協働により新たな地域環境づくりを進めることができます。

#### 1-6 米軍

本県には広大な米軍基地が存在し、米軍基地面積は、我が国の米軍専用施設の約7割を占めています。

日常的に発生する航空機騒音による基地周辺住民の健康への影響や、戦闘機・ヘリコプター等米軍機の墜落事故、油脂類・赤土等の流出、実弾演習による山林火災など、米軍基地に起因する事件・事故等が継続的な問題となっています。

米軍基地及び基地周辺地域には、多くの米軍人・軍属・家族が生活しており、県民の生活環境や自然環境とも広く関連していることから、米軍の組織としても、米軍関係者各個人においても、本県の環境の保全・再生・創造に関する施策への積極的な参加・協力が必要です。

## 2. 主体別配慮指針・取組の一例

行政機関、事業者、県民、観光旅行者等、N P O 等民間団体及び米軍は、一人ひとりの日常生活や事業活動による環境負荷の増大が地域環境、地球環境に影響を及ぼしていることを認識し、個人の意識改革とともにライフスタイルや社会システムの変革に向けた取組を行うことが重要です。

このため、各主体は以下に示す環境への配慮指針を参考に積極的に行動する必要があります。

### 2-1 行政機関

目標	配慮指針	取組の一例
循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各種事業の実施において、エネルギーの有効利用や汚染物質の排出抑制等により、環境負荷の低減に配慮する。</li> <li>◆各種事業の実施やオフィス活動において、循環に配慮し、環境配慮型商品や再資源化製品の積極的な利用や3 R を徹底し、廃棄物の減量化を推進する。</li> <li>◆建築物の設置や管理において、再生可能エネルギーやE S C O 事業の導入及び水の有効利用等により、環境負荷の低減に配慮する。</li> <li>◆地域の社会経済活動による環境負荷を低減するための施設整備、規制、調査研究、普及・啓発や対策等の各種施策を策定、実施する。</li> </ul>	<p>◇竹富町『海岸漂着物対策』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物の処理費(輸送料・処分手数料等)の町負担</li> <li>・学校や子ども会への清掃に関する協力要請</li> </ul> <p>◇県内各地における『不法投棄パトロール』(毎年5月30日前後に実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回による不法投棄行為の防止や看板設置等</li> <li>・環境省が5月30日(ごみゼロの日)～6月5日(環境の日)までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」と定め、全国で監視パトロールを実施</li> </ul> 
共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆水や緑の保全、野生生物の生息・生育空間の確保、自然との触れ合いの場の確保等を図るための施設整備、規制、調査研究、普及・啓発等に関する各種施策を策定、実施する。</li> <li>◆各種事業の実施において、環境影響評価等の実施により水や緑の保全、野生生物の生息・生育空間の確保等に配慮する。</li> <li>◆保全緑地、公園、道路、公共施設内等の公共用地での緑化を進める。</li> <li>◆河川整備において、多自然川づくりにより生物の生息空間に配慮する。</li> <li>◆公共施設等の設置において、地域の歴史的風土や景観に配慮する。</li> <li>◆地域で育まれた歴史、文化、風土などの特性を生かした魅力ある地域づくりに向けた取組を推進する。</li> <li>◆自然環境に配慮した土地利用を進める。</li> </ul>	<p>◇大宜味村『玉辻山の立入制限の検討』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用制限に向けた環境調査等</li> </ul> <p>◇石垣市『石垣市風景計画の策定』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風景と特性に関わる資料づくり</li> <li>・各風景地区の設定</li> <li>・市民や事業者へ普及・啓発</li> <li>・景観規制基準の制定</li> </ul> <p>◇竹富町『西表石垣国立公園化』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海域公園の拡張新設</li> <li>・外来種対策(クジャク防除等)</li> <li>・国立公園施設での情報提供・普及・啓発(竹富・黒島ビジターセンター、西表野生生物保護センター)</li> </ul> <p>◇竹富町『海洋基本計画』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋環境の保全に関する施策構築</li> <li>・海洋環境との共生や安全・安心な地域社会を形成するための施策構築</li> <li>・具体的な施策項目抽出と目標の設定</li> </ul> <p>◇伊是名村『環境協力税』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入域対象者を対象に課税(100円)し観光施設の維持管理や環境美化に充てる全国初の取組</li> <li>・環境美化作業員等の雇用拡大</li> </ul>  

目標	配慮指針	取組の一例
参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域における各種事業の実施にあたり、本計画に定める「事業別配慮指針」及び「圏域別配慮指針」、「自然環境の保全に関する指針」に沿って、環境の保全・再生・創造に関する取組を推進する。</li> <li>◆環境学習、環境教育の推進、環境に関する情報の提供等を通じて、環境保全活動を推進するとともに、人材の育成に努める。</li> <li>◆環境マネジメントシステム(エコアクション21・ISO)や環境会計の導入、環境報告書の作成等に関する普及・啓発に努める。</li> <li>◆行政自らがグリーン購入や再資源化製品の積極的な利用に率先して取り組むなど、地域への普及に努め、環境に配慮した商品の購入を促進する。</li> <li>◆研修機会や情報の提供等により、職員の環境保全活動を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇大宜味村『観光振興基本計画の策定』           <ul style="list-style-type: none"> <li>・体験プログラムの整備</li> <li>・観光振興に関する村ぐるみの体制構築</li> <li>・地域資源を活用するための人材育成</li> </ul> </li> <li>◇国頭村『修学旅行体験プログラム』           <ul style="list-style-type: none"> <li>・国頭村観光教育センター(やんばる学びの森)における自然体験活動の実施</li> </ul> </li> <li>◇南城市『環境コミュニティ支援(上がり太陽プラン)』           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での課題解決や地域特性を活かした事業等について、NPO等民間団体から募集した優秀な提案事業に対して経費を補助</li> </ul> </li> </ul>
地球環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公用車の使用に際しては、急発進、空ぶかし、不要なアイドリングをなくす等のエコドライブを心がけるなど適正な運転や燃料消費効率の適正管理(タイヤ空気圧、車載重量等)に努めるとともに、電気自動車等低公害車の導入を進める。</li> <li>◆良好な歩行空間の形成、自転車利用及びバスやモノレール等公共交通機関の利用促進に努める。</li> <li>◆TDM(交通需要マネジメント)施策や交通流の円滑化の推進に努める。</li> <li>◆地球温暖化、オゾン層破壊など地球的大規模の環境問題に対する各種施策を実施する。</li> <li>◆地域レベルでの地球環境保全対策や取組に努めるとともに、県民や事業者等へのセミナーや支援プログラム等を推進する。</li> <li>◆建築物の設置や管理において、再生可能エネルギーやESCO事業を導入し、温室効果ガスの削減を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇那霸市『緑のカーテン推進事業』           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会等を対象にモデル施設を選定し、ゴーヤー等のつる性植物の育成に必要な資材を提供</li> <li>・維持管理の助言のための巡回</li> </ul> </li> <li>◇那霸市『エコドライブ講習会』           <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者や大学等におけるエコドライブ講習会の実施等</li> </ul> </li> <li>◇那霸市地球温暖化対策協議会『市民・事業者・行政等の協働による地球温暖化対策の推進』           <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコアクション21取得支援事業(市内事業者のセミナー・支援プログラム実施)</li> <li>・省エネ無料診断事業(事業者のエネルギー使用状況調査・エネルギー使用の合理化提案等)</li> <li>・省エネルギーセミナー(市内企業の省エネ事例報告)等</li> </ul> </li> </ul>
環境と経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆環境と経済との調和に関する理念について、地域や企業等への普及に努める。</li> <li>◆県内企業における社会的責任活動(CSR)を促進する。</li> <li>◆環境保全のための費用負担意識について、県民や地域、企業等への普及に努める。</li> <li>◆企業における環境マネジメントシステムの普及・拡大に努める。</li> <li>◆省エネルギー機器等の普及・促進を図る。</li> <li>◆リサイクル・ビジネスの展開及び技術力の向上に対する取組を支援する。</li> <li>◆バイオマスの利活用を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇うるま市『バイオマстаун構想計画』           <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオマスの利活用</li> <li>・廃食用油の利活用</li> <li>・さとうきび残さの活用</li> <li>・木質系・未利用資源の混合燃料化</li> </ul>   </li> <li>◇宮古島市『小規模市町村型環境モデル都市』として認定           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元産業のさとうきびの最大限の活用により自給自足のエネルギー供給を行うとともに、太陽熱を生かした空調・給湯システムを導入した環境共生型住宅の普及・啓発等、多様な環境産業の創出に向けた取組の推進</li> </ul> </li> </ul>

## 2-2 事業者

目標	配慮指針	取組の一例
循環	<p>◆事業活動において、循環に配慮し、環境配慮型商品や再資源化製品の積極的な利用や3Rを徹底し、廃棄物の減量化を推進する。</p> <p>①リデュース：減らす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ゴミの堆肥化やごみの減量化に努める。</li> <li>・使い捨て製品の利用削減、過剰包装を避ける。</li> </ul> <p>②リユース：再利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用延長や再使用により、温室効果ガス削減効果の高い電化製品や商品の利用に努める。</li> <li>・詰め替え製品の利用やリネン類の二次利用に努める。</li> </ul> <p>③リサイクル：再生利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環資源を有効に活用できるよう、地域のごみ処理のルールに従い適切に分別する。</li> <li>・環境配慮型商品や再資源化製品を優先的に使用し、資源の循環に努める。</li> </ul>	<p>◇県内ビール製造工場 『ゼロエミッション(廃棄物100%再資源化)の達成』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各工程から発生する様々な廃棄物・副産物を有価物としての売却や再資源化を行い、再資源化率100%を達成(平成18年度(2006年度))</li> </ul> <p>◇県内製糖工場 『発生したバガス(残さ)の燃料活用等』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>製糖過程で排出されるバガスは、主に工場内の大型ボイラーの燃料として使用。重油を使うよりも環境に優しく省コストとなる上、ボイラーで造られた蒸気が工場の熱源や発電、機械駆動に回される。</li> <li>製糖過程で取り除かれた枯葉やバガスの燃料灰は、堆肥等に使用</li> </ul> <p>◇県内ガラス工房等 『廃ガラス瓶を使用した工芸品の产出』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戦後より、廃ガラス瓶を使用して色彩鮮やかな琉球ガラス工芸品を产出</li> </ul> <p>◇県内商業施設業、観光・宿泊業等 『廃棄物の発生低減や資源の循環に関わる取組』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設内植栽の枯葉や剪定時に発生した枝葉の細分化 → 施設内の植栽根元に敷き、土へと還元</li> <li>レジ袋の有料化及びマイバックの普及・啓発</li> <li>紙パック・食品トレー等の回収</li> <li>店舗内で発生する使用済み食用油を原料としてバイオ燃料(B.D.F.)を生産 → 配送車両の燃料に利用</li> <li>店舗内で発生した食品廃棄物を業務用生ごみ処理機で破碎・高速発酵 → 有機肥料や土壤改良材として利用</li> <li>施設を含めたリゾート地周辺から排出される廃棄物の分別と減量化</li> <li>雨水利用システムの採用(雨水槽設置による雨水の蓄積 → トイレ洗浄水や植栽の散水等に利用)</li> <li>宿泊客賛同・協力によるアメニティグッズ及び消耗品類の使用やリネン類の交換作業の低減</li> </ul> <p>◇県内電気・通信・設備等施工業 『県庁舎及び公的機関、ホテル等施設におけるESCO事業の展開』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設図面や過去の光熱水データを基に予備診断を行ったうえで、現地で調査及びヒアリング等を実施 → 設備全般のトータルコストを考慮した効果的な省エネ改修工事を提案(熱源システムの更新、照明機器の高効率化、節水システムの導入、空調機の更新等) → 改修工事の実施 → 省エネ効果の計測及び検証の実施</li> </ul> <p>◇県内電力業 『石炭灰の有効活用』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火力発電所で電気を作る際に発生する石炭灰を加工し、路床・路盤・盛土材等の土砂代替材として有効活用</li> </ul> <p>◇県内土木・建築・環境コンサルタント業等 『建設廃棄物等を活用した有機肥料の開発』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産官学共同研究により、家畜排泄物の分解処理後の活性汚泥を利用し、街路樹や公園及び工事現場より発生した伐採木・雑草等の粉碎処理チップを組み合わせ、有機肥料として製造 → 法面及び平面の緑化</li> </ul>

目標	配慮指針	取組の一例
循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆建築物の設置や管理において、再生可能エネルギーやESCO事業の導入及び水の有効利用等により、環境負荷の低減に配慮する。</li> <li>◆環境配慮型商品や機器等の積極的な導入に努める。</li> <li>◆事業活動に伴う汚染物質の排出削減、騒音・振動・悪臭の原因の除去、有害化学物質等の適正な管理など公害の未然防止対策を推進する。</li> <li>◆施設内で発生する廃棄物や雑排水等については、適正に処理・処分を行い、周辺環境への影響低減に努める。</li> <li>◆廃棄物処理にあたっては、排出事業者責任を認識し、性状等を把握した上で許可業者に正確な情報の伝達とともに委託し、適正に処理する。</li> <li>◆廃棄物処理業者への委託の際は、事業者責任を怠らないよう、管理に努める。</li> <li>◆雨水の積極的利用(雨水貯留タンク設置による施設や洗車への活用、道路及び植栽への散水等)に努める。</li> <li>◆適正な排水処理(油等の水質汚濁原因物質の流出防止、排水溝へのネットや簡易フィルター設置、植物油の回収、浄化槽の適正管理等)に努める。</li> </ul>	<p>基盤材、田畠や家庭園芸の有機肥料や土壌改良材として利用</p> <p>・ダンボール・コンポスト(堆肥用基材)の開発及び販売 :家庭から発生する調理くずや残飯等の生ごみを適正処理し、堆肥化</p> <p>◇県内畜産業 『食品及び畜産廃棄物等を活用した有機堆肥・発酵飼料の生産及び循環型畜産システムの展開』</p> <p>・食品製造副産物であるビール粕や糖蜜等を有効活用し、発酵飼料を生産 → 牛への給餌・飼育・生産(発酵飼料の給餌による牛から発生するCO<sub>2</sub>量を低減) → 発酵飼料で育つ牛糞とおがくずを有効活用し、有機堆肥を生産・商品化 → 県内農家への販売、地元小中学校への配布 → 有機堆肥の利用による土壤改善</p> <p>◇県内廃棄物処理・再生業 『木質燃料事業・ペレット製造』</p> <p>・建設廃材として使用されなくなった廃木材等の木質系廃棄物を再利用し、木質燃料ペレット(廃木材を粉碎・圧縮し直径8mm程度に押し固めた固体燃料)を製造</p> <p>・製造された木質燃料ペレットは、県内の火力発電所にて石炭と混合燃焼</p> <p>◇県内廃棄物処理・再生業 『廃棄ガラスを原料とした資材の開発・製造、導入拡大』</p> <p>・廃棄ガラスを原料とし、多孔質軽量発泡資材を開発・製造し、土木建築や緑化等資材としての導入・拡大の促進</p> <p>◇県内廃棄物処理・再生業 『金属類や建設廃棄物の再生利用』</p> <p>・鉄等の金属類の回収や再資源化</p> <p>・コンクリートやアスファルト等の建設廃棄物の再生利用等</p> <p>◇県内廃棄物処理・再生業 『沖縄県産業廃棄物処理業者優良性評価制度における申請及び情報公開等』</p> <p>・県への申請や事業施設及び処理状況の情報公開等を経て、評価基準の適合性に関する審査を受けた後、優良性評価基準適合事業者リストに登録記載 → 産業廃棄物排出事業者が自らの判断で優良な処理業者を選択可能</p>
共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆開発等の事業計画において、事業実施の場所、規模等について複数案を設定し、その事業実施における環境影響が可能な限り回避・低減される案を選定するよう努める。</li> <li>◆自然環境の豊かな本県において、埋立等の事業を計画・実施するにあたっては、現存する自然が永年に亘る営みによって形成されたものであること、また自然は不可逆的であり一度破壊されると回復が不可能に近いことを十分に考慮し、環境影響評価を実施する。</li> <li>◆赤土等の流出による河川・沿岸海域の汚濁を引き起こすことがないよ</li> </ul>	<p>◇県内土木・建築・環境コンサルタント業・農林業 『赤土等流出防止対策の実施・技術及び商品開発等』</p> <p>・各種事業の際の赤土等流出防止対策(沈殿池や濁水処理プラントの設置等)の実施により周辺の自然環境への影響低減に努める</p> <p>・環境に配慮した赤土凝集沈降剤や種子吹付剤等の商品開発等</p> <p>◇県内土木・建築・環境コンサルタント業等 『各種事業による周辺への環境把握や影響低減を目的とする環境調査及び環境影響評価等の実施』</p> <p>・事業の程度に応じて各環境項目(大気・騒音・振動・低周波音・動植物・生態系・景観・廃棄物等)の現況を既存資料や現地調査で把握</p> <p>・事業による環境影響評価を実施し、各環境への影響低減を目的として事業位置や規模等の選定や環境保全対策、事後調査等を実施</p>

目標	配慮指針	取組の一例
共生	<p>う、陸域での開発・営農等においては、適切な流出防止対策を実施するとともに、赤土等流出防止に関する技術・開発等に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆埋立てや護岸の設置など海浜の地形変更を伴う事業においては、地域の生態系・景観への影響について十分に検討する。</li> <li>◆屋上緑化等を含めた施設内の緑化に努める。</li> <li>◆事業場排水は適正に処理し、川や海を汚さないよう努める。</li> <li>◆畜産農家等においては、家畜排泄物を適正に管理し、事業所周辺における環境対策を実施する。</li> </ul>	<p>◇県内土木・建築・環境コンサルタント業等 『事業等における伐採樹木の有効活用』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事に伴い発生した伐採木を積み重ね、幹の部分や枝葉部分を選別 [幹の太い有用木や原料木]</li> <li>工事区域内の環境保全対策としての利用(生物の棲みかや営巣木を創出)、建築資材・炭・線香等の材料としての利用 [細幹や枝葉]</li> <li>破碎機でチップ化し、法面緑化材や赤土流出防止材、肥料等としての利用</li> </ul>
参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆研修会や情報の提供等により従業員の環境保全活動の支援・促進に努める。</li> <li>◆従業員が環境保全活動に参加できる社内体制を構築するとともに、地域における緑化及び美化・リサイクル活動等、企業単位での積極的な参加協力に努める。</li> <li>◆環境マネジメントシステム(エコアクション21・ISO)や環境会計の導入、環境報告書の作成などにより、環境管理に関するシステムを充実させる。</li> <li>◆環境配慮に関する情報提供(Webやポスター等による環境配慮型商品やサービスの表示)や周囲への啓発、人材育成等に努める。</li> </ul>	<p>◇県内土木・建築・環境コンサルタント業、商業施設業等 『地域における環境保全活動の実施、研修会等による環境保全活動の教育等』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に応じた植物種(ふるさとの木)を利用した植樹・植栽活動</li> <li>・環境マネジメントシステムの取得による環境保全活動や環境管理等の社内教育等</li> </ul> <p>◇県内電力業等 『環境会計の導入』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的に測定(貨幣又は物量単位)→外部(消費者・地域・行政等)へ伝達→利害関係者に対し、説明責任を果たすとともに環境に配慮した事業活動の適切な評価に結びつく</li> </ul>
地球環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆社用車の使用において、急発進、空ぶかし、不要なアイドリングをなくす等のエコドライブを心がける等、適正な運転や燃料消費効率の適正管理(タイヤ空気圧、車載重量等)に努めるとともに、電気自動車等低公害車の導入を進める。</li> <li>◆フレックスタイム制や時差出勤制の導入により通勤時の交通渋滞の緩和に努める。</li> <li>◆木質燃料や天然ガス等、石油以外の燃料も活用し、温室効果ガスの削減に努める。</li> <li>◆最新技術を取り入れた発電効率の向上及び太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーの導入に努める。</li> <li>◆代替フロン等の使用削減・回収・再利用・破壊の促進に努める。</li> <li>◆共同輸配送や最適配車システムなど効率的な輸配送システムの導入に努める。</li> <li>◆海外からの研修生を受け入れ、海外への環境技術の移転など、行政等の協力のもとに、地球規模での環境保</li> </ul>	<p>◇県内土木・建築・環境コンサルタント業、商業施設業等 『エコドライブの実施・教育等』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事車両及び配達車両等の運転時に急発進や空ぶかしを避け、アイドリングストップや低速走行を実施</li> </ul> <p>◇県内電力業 『再生可能エネルギーの系統安定化対策等』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風力や太陽光等を用いた再生可能エネルギーの普及拡大に向け必要となる系統安定化対策の実証事業等に取り組んでおり、県内離島をはじめとする各地域で23,188kW(平成23年度(2011年度)末現在)の再生可能エネルギーによる発電設備を設置</li> <li>・木質バイオマス燃料利用に関する研究や石炭火力発電所において混焼試験を実施し、現在、石炭に対し重量比3%の木質系燃料ペレットを混焼</li> </ul> <p>◇県内商業施設業者、観光・宿泊業、レンタカー業 『二酸化炭素削減に関わる取組』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看板灯のライトダウンによるCO<sub>2</sub>量の削減</li> <li>・配達車両の低排出ガス削減を目指し、ハイブリッド(低公害車)トラック、バイオ燃料(B.D.F.)使用車両、電気自動車等の導入推進</li> <li>・太陽光発電設備の採用</li> <li>・LED照明器具や省エネ型空調システム及び衛生設備機器等の採用</li> <li>・地産地消を目的とした地元食材の積極的利用</li> <li>・電気自動車(EVカーラー)を利用してのエコツアーや公共交通機関の利用</li> </ul>

目標	配慮指針	取組の一例
地球 環境 保全	<p>◆全に努める。</p> <p>◆建築物の設置や管理において、再生可能エネルギーやE S C O事業を導入し、温室効果ガスの削減を図る。</p>	
環境 と 経済	<p>◆環境と経済との調和に関する理念について、社内における普及に努める。</p> <p>◆地域における社会的責任活動(C S R)に努める。</p> <p>◆環境保全のための費用負担意識について、社内での普及に努める。</p> <p>◆環境マネジメントシステムの認証取得に努める。</p> <p>◆省エネルギー機器等の普及・促進を図る。</p> <p>◆リサイクル・ビジネスの展開及び技術力の向上に努める。</p> <p>◆バイオマスの利活用に関わる技術力の向上に努める。</p> <p>◆技術やノウハウを活かして環境保全に貢献するとともに、環境保全に寄与する技術の開発など、エコ・ビジネスへの展開に努める。</p>	<p>◇県内廃棄物処理・再生業 『木質燃料事業・ペレット製造』</p> <p>◇県内廃棄物処理・再生業 『廃棄ガラスを原料とした資材の開発・製造、導入拡大』</p> <p>◇県内畜産業 『食品及び畜産廃棄物等を活用した有機堆肥・発酵飼料の生産及び循環型畜産システムの展開』</p> <p>◇県内土木・建築・環境コンサルタント業等 『建設廃棄物等を活用した有機肥料の開発』</p> <p>◇県内電力業 『再生可能エネルギーの導入・開発等』</p> <p>※上記詳細は、P207、209 参照</p> <p>◇県内電力業等 『環境会計の導入』</p> <p>・事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的に測定(貨幣又は物量単位)→外部(消費者・地域・行政等)へ伝達→利害関係者に対し、説明責任を果たすとともに環境に配慮した事業活動の適切な評価に結びつく</p>

## 2-3 県民

目標	配慮指針
循環	<p>◆各家庭で3 R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進する。</p> <p>①リデュース：減らす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ゴミを家庭や地域で堆肥化する。水分をしつかり切り、適正に分別する等、家庭ごみの減量化に努める。</li> <li>・過剰包装を避けた商品の購入に努める。</li> <li>・行楽で出たごみは家まで持ち帰り、分別して適正に処理する(行楽地のごみの減量化)。</li> <li>・地域のごみ処理のルールに従い適切な分別に努める。</li> <li>・使い捨て製品の利用削減、過剰包装を避けた商品の購入に努める。</li> </ul> <p>②リユース：再利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーマーケットやリサイクルショップの有効活用、リターナブル容器等の再利用可能な製品の利用に努める。</li> <li>・無駄な消費の自制や、グリーン購入への取り組みなどによって、日常のライフスタイルの見直しに努める。</li> </ul> <p>③リサイクル：再生利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環資源を有効に活用できるよう、地域のごみ処理のルールに従い適切に分別する。</li> <li>・地域において集団回収を行う等、循環資源のリサイクルを推進するよう努める。</li> <li>・環境配慮型商品や再資源化製品を優先的に使用し、資源の循環に努める。</li> </ul> <p>◆各家庭で廃棄物の適正処理を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭ごみは適切に分別・減量化し、地域内における処理施設で適正に処理する。</li> <li>・家庭内におけるごみ焼却はしない。</li> <li>・下水道の整備区域においては、下水道へ速やかに接続する。</li> </ul>

目標	配慮指針
循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水処理については、下水道や集落排水施設等の集合処理施設が未整備の区域においては、合併処理浄化槽等を設置するなど、排水の適切な処理に努める。</li> <li>・適正な排水処理(食用油や生ごみ等の流出防止、排水溝へのネット設置等)に努める。</li> <li>◆雨水の積極的利用(雨水貯留タンク設置による住宅や洗車への活用、植栽への散水等)に努める。</li> </ul>
共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆本県の貴重な生物多様性を保全するため、みだりに野生動植物の捕獲や採取をしない。また、犬・猫等のペットや外来生物の放逐をしない。</li> <li>◆自然環境と人間社会が持続的に共存した関係を築いていくため、環境容量（キャリングキャパシティ）の考え方のもと、自然環境を適正に利用する。また、砂浜はオカヤドカリ等の生息場、ウミガメの産卵場であることを認識し、車の乗り入れは極力避ける。</li> <li>◆森や緑地を地域の財産として保全するとともに、身近にある自然やみどりを大切にする。</li> <li>◆川や海を保全するため、生活排水を適切に処理するとともに、地域の清掃活動等に参加するよう努める。</li> <li>◆それぞれが所有する土地において、裸地を放置しないように適正管理を行い、赤土等流出の防止に努める。</li> <li>◆自然環境や歴史的遺産に対する理解を深め、その保全に協力する。</li> </ul>
参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆それぞれの生活が環境に及ぼす影響について認識を深めるため、講演会や自然体験活動等、様々な環境学習に積極的に取り組む。</li> <li>◆地域自治体やNPO等民間団体と連携・協働し、リサイクル活動や緑化及び環境美化活動等、地域における自主的な環境保全活動への参加に努める。</li> <li>◆生け垣や屋上緑化庭園の設置等、身の回りの緑化に努める。</li> </ul>
地球環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆節電や節水、マイカー使用の自粛、公共交通機関や自転車の利用等、省資源・省エネルギー型ライフスタイルをもって生活する。</li> <li>◆アイドリングストップやタイヤ空気圧の適正保持などエコドライブを行い、低公害車(電気自動車、ハイブリッド自動車)等の使用に努める。</li> <li>◆太陽熱温水器、太陽光発電を設置するなど自然エネルギーを活用する。</li> <li>◆フロン使用の商品を破棄する場合等にはフロン回収に協力する。</li> <li>◆地域レベルでの環境保全活動への積極的参加等、地球環境保全へと繋がる環境配慮に努める。</li> </ul>
環境と経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆環境と経済との調和に関する理念について、講演会や勉強会への積極的な参加等により一人ひとりが意識向上に努める。</li> <li>◆環境保全のための費用負担意識について、一人ひとりが認識を深める。</li> <li>◆可能な限り、省エネルギー機器等の購入に努める。</li> </ul>

## 2-4 観光旅行者等

目標	配慮指針
循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆本県での滞在期間中には3R(リデュース・リユース・リサイクル)に努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生したごみのポイ捨てはしない。</li> <li>・使い捨て製品の利用を控える。マイバッグの持参やはかり売りの活用等、すぐごみとなる物の入手は避ける。</li> <li>・宿泊先及び訪れた観光地等で発生したごみは、それぞれのごみ処理のルールに従い適切な処理・処分に努める。</li> <li>・環境配慮型商品や再資源化製品を優先的に使用し、資源の循環に努める。</li> </ul> </li> </ul>

目標	配慮指針
循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆宿泊先におけるアメニティグッズ及び消耗品類の使用やリネン類の交換作業の低減に努める。</li> <li>◆土産物等の過剰包装や個別袋及び容器を断るなど、ごみの発生抑制に努める。</li> <li>◆宿泊先や訪れた観光スポット等において、食べ残しが出ないよう、食べられる量の料理の注文等に配慮する。</li> </ul>
共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆本県の貴重な生物多様性を保全するため、宿泊先や訪れた観光スポット等においてみだりに野生動植物の捕獲や採取をしない。</li> <li>◆観光に同伴するペット(犬・猫、外来生物等)の放逐や野外への逸出に注意する。</li> <li>◆自然環境と人間社会が持続的に共存した関係を築いていくため、環境容量(キャリングキャパシティ)の考えのもと、自然環境を適正に利用する。また、砂浜はオカヤドカリ等の生息場、ウミガメの産卵場であることを認識し、車の乗り入れは極力避ける。</li> <li>◆指定された場所以外でのキャンプやバーベキュー等はしない。</li> <li>◆本県の豊かな自然環境及び地域で継承されてきた郷土芸能や祭事、歴史的遺産等に対する理解を深め、その保全に協力する。</li> </ul>
参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆環境配慮に対する認識を深めるため、宿泊先や観光地等で展開されている美化活動や自然体験活動等、各種イベントに積極的に参加する。</li> </ul>
地球環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆宿泊先等における節電や節水に努める。</li> <li>◆宿泊先や観光地等における地産地消を目的とした取組に対して認識を深め、協力する。</li> <li>◆可能な限り、公共交通機関や自転車の利用に努める。</li> <li>◆レンタカー利用時には、アイドリングストップやタイヤ空気圧の適正保持などエコドライブの実施や、低公害車(電気自動車、ハイブリッド自動車)等の利用に努める。</li> <li>◆フロン使用の商品を破棄する場合等にはフロン回収に協力する。</li> </ul>
環境と経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆省エネルギー機器や環境配慮型製品の購入に努める。</li> </ul>

## 2-5 NPO 等民間団体

目標	配慮指針	取組の一例
循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域における集団回収やフリーマーケットによる再利用、エコマーク商品等環境への負荷の低減に役立つ製品の利用促進などの取組を進める。</li> <li>◆リサイクルやごみ減量、海岸漂流・漂着ごみ問題等に関する学習会やイベント等を開催し、参加・呼びかけを行うとともに地域における環境保全意識の高揚に努める。</li> <li>◆環境保全への取組、リサイクル社会の構築について事業者や行政に働きかける。</li> <li>◆イベント等の開催時には、環境配慮型商品や再資源化製品の使用に努める。</li> </ul>	<p>◇沖縄リサイクル運動市民の会 『くいまーるプロジェクト』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•回収した生ごみ→飼料化・堆肥化→畜産農家での利用→養豚→肉質の分析調査→事業化に向けた調査等</li> </ul> <p>『環境教育プログラム(買い物ゲーム)』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•体験を通して現状を再認識させ、ごみ減少に向けた教育の実施</li> </ul> <p>『エコ商品等の販売』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•県内生産による環境配慮型商品やフェアトレード商品の販売</li> </ul> <p>◇八重山環境ネットワーク『海浜清掃・漂着物調査・廃油ボール回収等』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•八重山諸島の海岸清掃や廃油ボール回収、漂着ごみの分析及び地域での取組等</li> </ul>  

目標	配慮指針	取組の一例
共生	<p>◆豊かな自然環境の保全や貴重な動植物の生態系を守るため、河川、海岸等の水質浄化や清掃、美化活動、水源かん養のための森林保全活動や動植物の保護活動、赤土等流出防止のための植栽体験などを企画し、各種イベントや自然体験学習、プログラムなどを通じて適切な知識の普及を図る。</p> <p>◆専門的な知識や技能を生かし、陸域及び海域における動植物の特徴や重要性について普及・啓発を図るとともに、県民の自然保護活動のアドバイザーやリーダーとして各主体のパートナーシップの構築に努める。</p> <p>◆歴史的建造物、古い街並みなど、地域固有の歴史的景観の保全・継承や、それらを活かしたまちづくりに努める。</p> <p>◆地域の道路、河川、海岸の維持管理について、行政や事業者と連携して、主体的に役割を担う取組の拡大に努める。</p>	<p>◇奥間川流域基金『ナショナルトラスト運動』 ・参加会員とともに奥間川流域の山林約10万坪を購入し、自然保護に努める。</p> <p>◇うるま環境ネット『河川浄化活動』 ・有用微生物を用いた河川や雨水の浄化</p> <p>◇八重山環境ネットワーク『オニヒトデ駆除』 ・八重山諸島のオニヒトデ駆除や環境パネル展の実施 ・オニヒトデ関連調査(発生・駆除件数等)</p> <p>『白保サンゴ礁利用に係る自主ルール設定』 ・4つの主体(サンゴ礁観光事業者・レジャー観光客・研究者・漁業関係者)毎に自主ルールを設定し、適切な海域利用を推進</p> <p>『グリーンベルト大作戦』 ・白保サンゴ礁保全を図るため、農地からの赤土等流出を防止する。 ・地域をあげて支援(地域や中学校ボランティアと農家との連携) ・農地際にグリーンベルトとして月桃を植える。</p> <p>『赤土堆積量調査』 ・白保海岸周辺における環境モニタリング調査の実施(年4回、27箇所で実施)</p> <p>『シャコガイ放流事業』 ・乱獲等で減少しているシャコガイの種苗を放流、禁漁区を設け、親貝として飼育することにより資源回復を図る</p>
参加	<p>◆環境についての理解を深める講習会 ・講演会、自然観察会や美化活動などを開催し、地域における環境に対する思想の普及や啓発に努める。</p> <p>◆地域の自然環境や歴史・文化に関する伝統的な行事の継承や復元等に努める。</p> <p>◆他のN P O等民間団体と交流を図り、ネットワークを広げるほか、県民や事業者、行政等の環境保全の取組に対し、団体相互の連携と協議に努める。</p>	<p>◇奥間川流域基金『学校における水生生物調査』 ・辺土名高校環境科とともに水生生物調査を実施し、環境学習の場として奥間川を活用</p> <p>◇うるま環境ネット『石けんづくり講習』 ・学校や一般対象に石けんづくりの講習会を実施</p> <p>◇八重山環境ネットワーク『八重山諸島における環境教育』 ・マングローブや河川・海等の様々な場所で環境教育を実施(幼稚園・小中学校・高校・大学)</p> <p>『海垣(インカチ)の復元・活用』 ・潮の干満にあわせて魚を捕獲した伝統的定置漁具「海垣」を地域ボランティアとともに復元 ・サニズ(旧暦3月3日)の地域での海垣漁実施により、サンゴ礁保全への意識啓発を促す。 ・世界海垣サミット in 白保の開催・世界各地との交流 ・復元前後の調査実施→復元後の生物多様性が高まっている。</p>

目標	配慮指針	取組の一例
参加	<p>◆自ら事業者、消費者として、率先して環境保全に取り組む。</p> <p>◆野生動植物の保護に関する情報提供や助言等に努める。</p> <p>◆外来生物の駆除や野生鳥獣の適正な管理のための活動を実施する。</p> <p>◆都市部と農山漁村との交流活動の促進に努める。</p> <p>◆森林ボランティア活動や緑化活動等の地域ボランティア活動の推進に努める。</p> <p>◆地域において様々な環境活動を実施し、普及・啓発を行うとともに、さらなる活動の展開が望めるよう、自らも専門的な知識や技能の向上等に努める。</p>	<p>『エコツーリズムの推進』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然資源を持続的に利用した地域産業の振興につなげるため、修学旅行等の受け入れ体制を構築し、エコツーリズムの推進を図る</li> </ul> <p>◇おおぎみまるごとツーリズム協会『民泊体験プログラム(修学旅行・研修)』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村内での民泊体験、老人会交流ツアー等</li> <li>・伝統文化体験(エイサー・ペーパークラフト等)</li> <li>・農業体験(シークワーサー・タンカン等)</li> <li>・自然体験(ター滝・クガニ岳トレッキング・カヌー・サイクリング等)</li> <li>・大規模な修学旅行生の受け入れは3村(国頭村・大宜味村・東村)協働で対応</li> </ul> <p>◇沖縄エコツーリズム推進協議会『エコツーリズム推進・環境保全型観光推進事業等』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県エコツーリズム推進計画策定</li> <li>・沖縄県エコツーリズムガイドライン策定</li> <li>・仲間川(西表島)等におけるフィールドルール作り</li> <li>・フィールド予約システム及びモニタリングデータベースの開発等</li> </ul> <p>◇海の自然史研究所</p> <p>『この先、海ですプロジェクト』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水溝と海をテーマに地域と子どもたちが主体となるプロジェクト</li> <li>・水環境と海に関わる学習後、身近にある雨水溝調査→地域での周知・協力呼びかけ(環境配慮を促すポスター作成・サイン表示)</li> </ul> <p>『ジャパンMAREセンター運営』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海を学ぶ体験型科学教育カリキュラム(幼稚園～中学生程度)の実施・普及推進</li> <li>・MAREテキストの翻訳・日本及び沖縄の環境にあわせたカリキュラム調整</li> </ul> <p>『各種研究事業』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海の自然史研究(海洋生物の種多様性情報・生態系研究・地域と海に関わる事例調査等)</li> <li>・研究支援(専門家への研究支援・調査コーディネート・一般市民への研究支援等)</li> <li>・科学教育研究(教育教材・科学コミュニケーション教育教材・教育推進に関わる社会的ネットワークの研究等)</li> </ul> <p>◇道路アダプトプログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民ボランティア、NPO等民間団体による道路清掃・美化活動等</li> </ul>  

目標	配慮指針	取組の一例
地球環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地球温暖化防止に向けた、家庭、事業所、学校、地域などへの普及・啓発に取り組む。</li> <li>◆ アイドリングストップ等のエコドライブの促進やフロンの回収に関する普及・啓発に積極的に取り組み、地球環境への負荷の低減を図る。</li> <li>◆ 環境保全に関する民間レベルの国際協力を推進する。</li> <li>◆ 団体のもつノウハウを生かし、行政や事業者等の活動に対する提言を行うとともに、各主体との連携や協働に努める。</li> <li>◆ 可能な限り、公共交通機関や自転車の利用に努める。</li> </ul>	<p>◇ 環金武湾地球温暖化対策地域推進協議会『各主体(行政・地域・NPO等民間団体・企業等)の連携による温室効果ガスの削減推進』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭や企業における太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設と省エネ機器・施設の普及・促進活動</li> <li>・行政や地域、企業等の情報交換会の設置</li> <li>・地域におけるリサイクル事業・美化事業等</li> </ul> <p>◇ しまづくりネット 『エコドライブ講習会』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブの普及・啓発・具体的な活動の推進</li> </ul> <p>『エコ交通による観光活性化』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客への自転車レンタル・自転車道ネットワーク計画策定</li> <li>・国道エコロード事業(パーク&amp;バスライドの実施、モビリティマネジメント)</li> </ul> 
環境と経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 環境と経済との調和に関する理念について、講演会や勉強会の積極的な参加等により一人ひとりが意識向上に努める。</li> <li>◆ 環境に配慮した商品や省エネルギー機器等の促進運動などを行い、環境保全のための費用負担意識について、家庭内や地域での普及に努める。</li> <li>◆ 専門性を生かして、環境ビジネスのニーズの提供や経済活動の活性化を図る活動を行う。</li> </ul>	<p>◇ 環金武湾地球温暖化対策地域推進協議会『環境ビジネスに関する講習会等』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政や事業者、地域と連携した環境ビジネスに関する情報交換</li> <li>・県外での事例紹介及び勉強会の実施等</li> <li>・新エネ・省エネ事業、リサイクル事業等に関するセミナー・シンポジウム開催</li> </ul>

## 2-6 米軍

目標	配慮指針	取組の一例
循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 米軍基地からの排水は適正に処理し、河川や海域等を汚さないよう努める。</li> <li>◆ 米軍基地内における油流出事故により河川、海域等の水質汚染を引き起こすことがないよう施設整備等の維持管理を徹底する。</li> <li>◆ 米軍基地内から発生する廃棄物については、発生の抑制、リサイクルの推進、廃棄物処理施設の整備を含めた適正処理に努める。</li> </ul>	<p>◇ 米海兵隊太平洋基地 『基地内及び周辺におけるビーチ清掃活動』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シングル・マリン・プログラムの主催イベント等において、海兵隊員によるビーチ内のごみやがれきの収集活動の実施</li> </ul>
共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自然環境の豊かな区域における事業等を計画する際、貴重な野生動植物の生息・生育環境や生態系に十分配慮する。</li> <li>◆ 埋立てや海浜の地形変更を伴う事業等を計画する際、地域の生態系・景観等の影響について十分検討する。</li> <li>◆ 演習など米軍の活動に伴う赤土等の流出により、河川・沿岸海域の汚濁を引き起こすことがないよう努める。</li> </ul>	<p>◇ 米海兵隊太平洋基地 『米軍管理の港における検疫及び検査の実施』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病害虫等による本県への環境への影響を低減するため、外来動植物及び土壤等の侵入防止</li> </ul> <p>◇ 米海兵隊太平洋基地 『自然保護の推進』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在沖海兵隊基地において総合的な環境保全及び資源管理プログラムを設け、各キャンプに独自の環境スタッフを駐在 → プログラムの管理業務の従事</li> <li>・海兵隊施設内の生物多様性を明らかにするため、琉球大学やハワイ大学の専門家との協力及び連携</li> </ul>

共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆廃棄物の処理においては、含有物質や性状等に留意し、適正に処理する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合自然保護プログラムの作成における米国農務省森林局との協力及び連携</li> </ul>
参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆米軍基地から派生する環境問題については、速やかに基地内への調査のための立入りや事件・事故に関する情報の提供に協力する。</li> <li>◆米軍航空機も民間航空機と同様に、関係する日本国内法に準拠して運航し、米軍航空機による騒音や事故の危険性の軽減に努める。</li> <li>◆原子力軍艦が寄港する港湾周辺に居住する住民の不安を解消するため、米軍に対しても日本国内法の「原子力災害対策特別措置法」に準拠し、万一、放射能事故が発生した場合の災害対策に努める。</li> <li>◆米軍が実施する施設整備工事等において、住居跡や古墳等遺跡と認められるものを発見した際、日本国内法の「文化財保護法」に準拠し、関係機関への届出や通知に協力する。</li> <li>◆土壤の汚染に係る環境基準や関連する国内法に準拠し、米軍基地内での土壤汚染防止対策に協力する。</li> </ul>	<p>◇米海兵隊太平洋基地『文化財保護の推進』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財プログラムには文化財保護経験のある専門家スタッフを配属</li> <li>・全ての建設プロジェクトに対し、工事開始前の文化財調査を実施 → 各地域を管轄する市町村の文化財担当者より助言を得て、保護の必要性のある文化財が存在する場合には建設場所の移動を検討</li> </ul>
地球環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の対象事業と同等の米軍の事業について、同法又は同条例で定める環境影響評価の手続き及び事後調査の実施や日常的な環境監視に努める。</li> <li>◆日米両政府間での環境調査結果を踏まえ、環境保全上の措置について協議する。万一、環境汚染が生じた際は、調査及び浄化対策等を実施し、汚染原因者としての米軍の責任により適時・的確な回復措置に努める。</li> <li>◆可能な限り、省エネに配慮した電化製品や車両の利用に努める。</li> <li>◆可能な限り、基地内緑化に努める。</li> </ul>	<p>◇米軍基地全般</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米軍基地内における緑化(張り芝等)と管理</li> </ul>

### 3. 事業別配慮指針

#### 3-1 県土利用にあたっての環境配慮指針

土地は生活や生産活動の共通の基盤であることから、適正な利用を図り、環境の保全に努めることが重要です。

このため、土地の利用にあたっては、計画段階のできるだけ早期から当該地域の環境特性や環境配慮事項を把握し、環境への影響をできる限り回避する等の措置によって、環境への負荷の少ない土地利用を進めることが必要です。

ここでは、「沖縄県国土利用計画」及び「自然環境の保全に関する指針」に沿って土地利用形態ごとに、土地の利用に当たって環境へ配慮すべき事項を示します。

##### ①農用地

- 大規模でまとまりのある優良農用地を確保し、国土保全や水源涵養等の公益的機能を保全する。
- 宅地と混在する農地は、地域住民の意向に配慮しつつ、農業生産活動と周辺環境が調和するよう努める。
- 国土保全等の多面的機能が高度に発揮されるよう配慮するとともに、赤土等流出防止対策等、環境との調和に配慮した農業生産の推進を図る。



##### ②森林・原野

- 沖縄島北部(ヤンバル)や西表島等を含む原生的な森林や保護・保全を図るべき森林は、その適正な維持・管理を図る。
- 県土保全や水源涵養、自然環境の保全や二酸化炭素吸収源等の公益的機能を考慮し、将来世代が森林の持つ多面的機能を享受できるよう、多様で健全な森林整備と林業基盤の整備を図る。
- 都市やその周辺の森林では、良好な環境を確保するため、積極的に緑地としての保全・再生を図る。
- 農山漁村集落周辺の森林では、地域社会の活性化に加え、自然との触れ合いを求める動きやエコツーリズムの高まりといった多様な県民的要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。
- 原野のうち、湿原、水辺植生等の野生生物の生息・生育環境については、生態系の維持の観点から保護・保全を図る。
- 都市やその周辺の森林では、良好な環境を確保するため、積極的に緑地としての保全・再生を図る。



##### ③沿岸域、水面(湖沼やため池)・河川・水路(農業排水路)等

- 自然海岸や砂浜、干潟等の自然が残されている沿岸海域では、多様な生態系の保護・保全を図るとともに、自然体験型の親水空間としての利用を図る。
- 港湾・漁港等では、自然環境に配慮するとともに、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、県民に開放された親水空間の整備に努める。
- 沿岸域の多様な生態系や景観の保全・再生、赤土等流出防止対策、汚濁負荷対策、漂着ごみ対策を図るとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を図る。
- 湖沼やため池、河川や農業用排水路では、生物の生息・生育環境の保全など自然環境に配慮するとともに、自然の水質浄化機能や潤いのある水辺空間、都市における貴重なオープンスペース等多様な機能の維持・向上を図る。

#### ④道路

■市街地では、必要に応じて環境施設帯の設置、道路緑化等により良好な沿道環境の保全・創造を図る。



■農山漁村集落では、特色ある沖縄の自然・文化・歴史等を生かした道路空間の形成に努める。

■農道、林道の整備においては、自然環境に十分配慮する。

■道路の整備においては、地域の自然環境の保全、文化的景観等の形成と保全に配慮する。

#### ⑤宅地

■住宅地では、自然の地形を活かした道路や公園、緑地等の空間を確保し、災害に関する地域の自然的特性を踏まえた適切な県土利用を図る。

■既成市街地では、土地の高度利用や低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備等を図る。

■工業用地では、工場立地法に基づき緑地を確保し、住宅区域等との間で良好な環境の確保を図る。

■工場移転や業種転換等による工場跡地では、土壤汚染調査や対策を講じる。

■その他の宅地では、良好な環境の確保に配慮し、周辺の土地利用との調整を図るとともに、地域の合意形成を踏まえ、地域特有の景観や環境との調和にも配慮する。

#### ⑥その他(公用・公共用施設用地、レクリエーション用地等)

■造成などによる自然地形の改変を最小限にとどめ、野生生物の生息・生育環境を確保するため、可能な限り残置森林の保全に努める。



■自然景観との調和を図り、緩衝地帯の設置や農薬の適正使用など周辺の自然環境に十分配慮する。

■空港等では、本県全域が多くの島しょから構成されるという地理的条件下にあることから、環境保全に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

■歴史的・文化的背景より散在化している個人墓地については、周辺地域の土地利用や自然環境との調和に配慮しつつ、可能な限り集約化を図る。

#### ⑦低未利用地

■空き地や資材置き場等の都市の低未利用地では、環境に配慮しつつ、再開発用地や防災、自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地等としての再利用を図る。

■農山漁村の耕作放棄地では、多様な主体による直接的・間接的参加を促進するとともに、各地域の特性や自然環境を踏まえた農用地としての活用を図る。

#### ⑧米軍施設・区域

■米軍施設・区域の返還跡地では、汚染物質や不発弾調査及び除去等を図り、公用施設、宅地及び農用地等としての円滑な跡地利用の促進や自然環境の保全に配慮する。

### 3-2 各種事業の実施における環境配慮指針

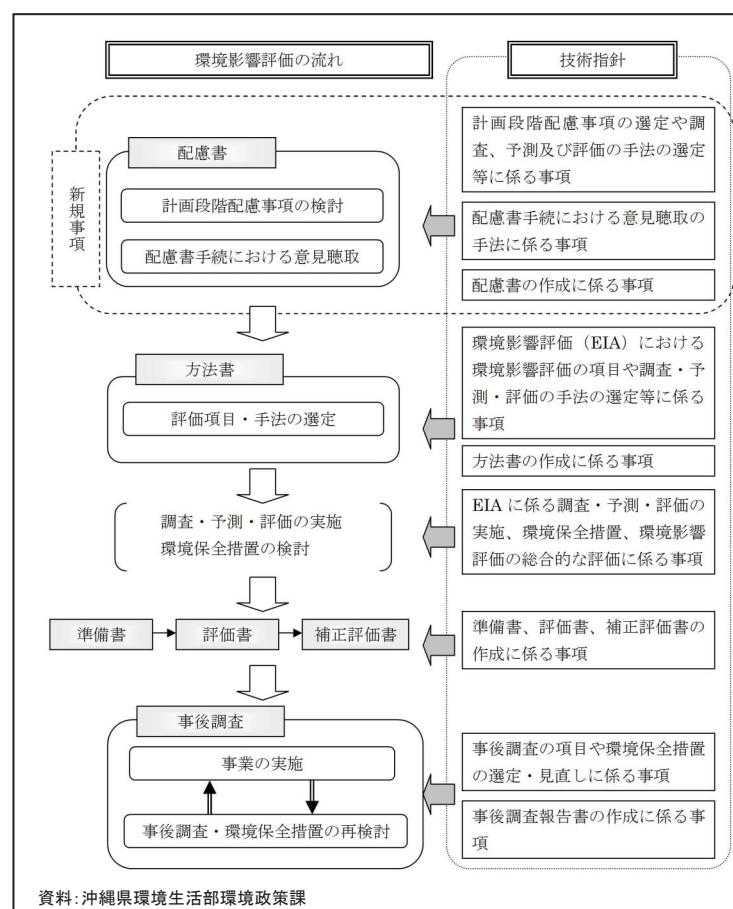
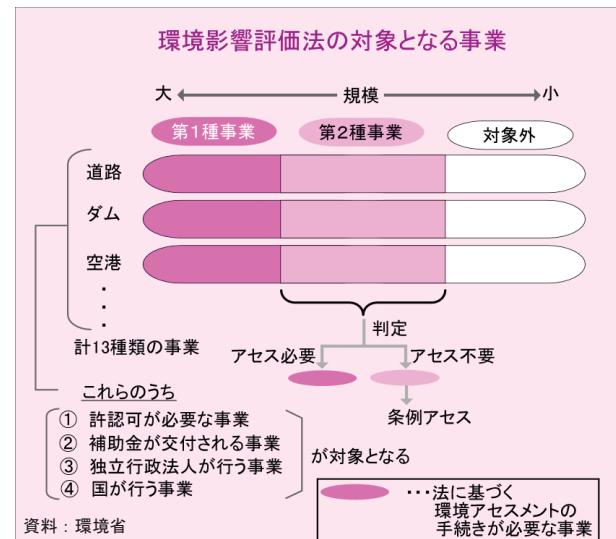
本県は、多種・多様な動植物が生息・生育し、豊かで貴重な自然環境を有していますが、人口や観光客の増加、さらには社会経済活動の進展等により本県の豊かな自然環境が失われつつあります。

このため、本県では規模が大きく環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、「環境影響評価法」及び「沖縄県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価の手続を実施し、事業の実施に際して、当該手続きにおいて検討された環境保全措置を講ずることで、事業の実施に伴う環境影響の回避・低減に一定の成果をあげてきました。

しかしながら、これまでの環境影響評価制度は、事業実施段階での環境保全措置が中心であったことから、計画段階からの環境配慮が求められてきました。

このような事業実施段階における環境影響評価の限界を補うため、事業のより早い段階から環境配慮を行う「計画段階配慮書手続」が平成23年(2011年)の環境影響評価法の改正において導入されたところです。県においても、条例を平成25年3月に改正して同手続を導入しており、計画段階から配慮できるよう制度の見直しを行ったところです。

各種事業の実施にあたっては、右図に示す環境影響評価の流れや共通事項及び個別事項、本県の自然環境保全の施策となる「自然環境の保全に関する指針」等に基づき、本県の環境に配慮する必要があります。



## 【共通事項】

各種事業の計画等に当たり、当該地域の将来像や自然的状況、社会的状況、各種行政計画・法令等規制状況等に十分配慮して構想を立案するとともに、地域住民や専門家の意見の反映に努める。

各種事業の実施に先立ち、現状の自然環境及び周辺環境把握のための環境調査を実施するとともに、「工事の実施」及び「施設の存在及び供用」における環境調査(モニタリング調査)等を実施する。また、その調査結果の情報公開に努める。

各種事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、環境に配慮するとともに、環境影響評価の手続きを実施する。

原生的な自然が存在し、自然度の高い地域における事業については、可能な限り回避し、やむを得ず改変する場合は、その改変面積を可能な限り縮小し、自然環境への影響を低減化して自然の持つ復元能力を極力活かすとともに、消失する自然環境の代償措置を講じる。

自然度の低い場所を改変する場合においても、自然や野生生物に優しい工法の採用に努めるとともに、必要に応じて新たな環境の創出や環境の復元等の措置を講じる。

工期や工法の選定に際しては、野生生物の繁殖時期をさけるなど、その生態に配慮する。

建設資材への再生資源の利用に努めるとともに、建設廃棄物の再利用、再資源化を進める。

再生可能エネルギーの導入や省資源・省エネルギーに配慮する。

## 【個別事項】

### ①道路の新設及び改築の事業

- 貴重な動植物の生息・生育環境、優れた景勝地、人が自然と触れ合う重要な場等の貴重な自然や、文化財等に影響を及ぼすルート選定は避けるよう努め、やむを得ない場合は、トンネル等道路の構造の工夫により影響の回避に努める。
- 通過交通の多い幹線道路については、住宅地や農村集落、学校、病院等の地域住民の生活環境に著しい影響を与える可能性のあるルート選定は避けるよう努め、やむを得ない場合には、環境施設帯を設ける等道路の構造の工夫により、沿道への影響の回避に努める。
- 野生生物の生息・生育環境の分断ができるだけ避ける。
- 環境にやさしい工法の採用など、地域の健全な生態系の保全に配慮する。
- 自然度の高い地域にあっては、生息地の分断等による野生生物への影響を生じるおそれがあるため、動物の移動路の確保等に努める。
- 市街地部での道路新設においては、必要に応じて環境施設帯を設ける等道路の構造の工夫により、大気汚染、騒音・振動の防止に努める。
- 透水性舗装等雨水の地下浸透を促す施設の設置に努め、地域の水循環を確保する。
- 再生資源を活用した路盤材・アスファルト合材等の利用に努める。
- 歩道や中央分離帯、道路法面における緑化や植栽については、可能な限り自生種や各地域に応じた種の活用に努める。
- 樹林地や造成緑地、沿道の自然景観の保全に努める。
- 無電柱化については、地域の状況を踏まえて必要に応じて実施し、良好な街並景観の形成に努める。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

### ②鉄道又は軌道の建物及び改良の事業

- 地域社会の分断を生じないよう、ルートの選定や構造物の形式、連絡路の設置等に配慮する。
- 低騒音型車両の導入等により騒音・振動の低減に努める。
- 駅前には公共空間を確保するよう努め、駅及びその周辺部の整備について、まちの顔としてその地域らしさが現れるような景観上の配慮を行う。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

### ③河川、ダム、放水路又は砂防ダムの設置及び改築の事業

#### <河川>

- 貴重な動植物の生息・生育環境、人と自然と触れ合う重要な場等への影響は避けるよう努め、やむを得ず改変する場合は、影響の低減や環境の再生に努める。
- 水辺の自然や水生生物を保全し、河川の持つ浄化機能の維持に努める。
- 上下流、陸域・水域等について、連続した環境を確保するなど河川の生態系の再生に努める。
- 都市域や農村地域においては、水辺の緑や親水性の確保、形成に努めるとともに、生物の生息・生育空間の積極的な保全、再生に努める。
- 河川管理等への流域住民の参加、協力を促進するため、計画策定にあたっての住民意見の反映、住民参加組織の結成等に努める。
- 河川を活用した環境教育等の展開に努める。
- 下流域の自然環境や生活環境の保全に配慮した維持流量の確保に努める。

#### <ダム>

- 建設にあたっては、堤体、湛水、骨材等の採取、工事用道路等の整備による、貴重な動植物の生息・生育環境、優れた景勝地、人が自然と触れ合う重要な場等の自然環境の改変を極力最小化するような場所の選定に努める。
- 立地場所の選定にあっては、湛水による生活環境や地域社会への影響を最小化するよう努める。
- ダム堤体、法面等については、周辺の景観に調和するよう配慮する。
- ダム湖周辺は、人と自然との触れ合いの場として重要であり、親水性が確保された施設や景観の形成に努める。
- ダム湖では、水の対流措置等により、湖水の富栄養化の防止に努める。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

### ④発電所の設置又は変更の事業

- 水生生物や野鳥等貴重な動植物の生息・生育環境、自然海岸、自然との触れ合いの場等に影響を及ぼすような立地は避けるように努め、やむを得ない場合は、影響をできるだけ最小化するよう努める。
- 都市計画等に留意し、住宅地等地域住民の生活環境に著しい影響を与える立地は避けるよう努める。
- 大気汚染の防止に配慮した燃料の選定を行う。
- 発電所の稼働に伴う大気汚染、騒音・振動等の影響を最小限に防止するため、施設周辺の緩衝帯の確保、適切な処理、低公害型・低負荷型の機器の使用等に努める。
- 発電に伴って生じる温排水については、エネルギー回収に努めるとともに、水生生物等に配慮し、海水温や潮流の著しい変化を生じないよう努める。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。
- 燃焼に伴って生じる石炭灰の有効活用を行う。
- 建屋、煙突等の配置、高さ等については、周辺の景観との調和に配慮する。
- 施設の開放等により地域の環境保全活動に協力する。
- 地球温暖化防止や安全性に配慮した発電計画を検討する。
- 節電やエネルギーの有効活用等について、普及・啓発に努める。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

## ⑤飛行場の設置又は変更の事業

- 貴重な動植物の生息・生育環境、優れた景勝地、人が自然と触れ合う重要な場等の貴重な自然や文化財等に影響を及ぼす立地は避けるよう努める。
- 自然度の高い地域にあっては、工事計画、飛行計画の工夫等により、騒音や光等による野生生物への影響の低減に努める。
- 住宅地や学校、病院等、地域住民の生活環境に著しい影響を与える可能性のある立地は避けるとともに、非常用・緊急用等を除き、飛行時間や飛行ルートにも配慮する。
- 十分な緩衝施設帯の確保に努める。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

## ⑥埋立及び干拓の事業

- 水生生物や野鳥等貴重な動植物の生息・生育環境、自然海岸、自然との触れ合いの場、漁業資源等に影響を及ぼすような立地は、避けるように努め、やむを得ない場合は、影響をできるだけ最小化するよう努める。
- 埋立用の土砂の確保のために、自然環境への新たな影響を生じないように努める。
- 水質の悪化や生物への影響を低減するため、埋立地、堤防等の位置や形状は、潮流が大きく変化することのないよう配慮する。
- 環境に影響の少ない工法の開発、推進に努め、特に工事中の浚渫、掘削、余水排水等による濁水影響の防止に努める。また、野鳥の生息地等となっている場合は、繁殖や渡りの状況等を踏まえた工事計画とするなど、騒音その他の影響の防止に努める。
- 資材等の搬入方法の工夫、陸上の工事用車両の走行経路の工夫、適切な交通誘導等により、周辺生活環境への騒音等の影響の低減に努めるとともに、渋滞の防止や安全性の確保に努める。
- 埋立用の土砂は、有害物質等による汚染がないものであることを確認する。
- 将来の土地利用、施設配置なども含め、周辺景観との調和に努める。
- 護岸については、周辺景観との調和に配慮するとともに、自然度、親水性の高い水辺の形成に努める。
- 海水や海風の影響など地域性を踏まえた海浜植生の再生に努める
- 海岸や海域の自然の解説板の設置等については、利用者の環境教育に資するよう配慮する。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

## ⑦土地区画整理事業

- 身近に自然と触れ合える場として、良好な樹林地を可能な限り保全するとともに、造成緑地や親水施設の整備に努める。
- 事業の実施にあたっては、周辺の土地利用の状況や下水道、廃棄物処理施設、公共交通機関等の都市基盤の整備状況との整合を図る。
- 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地盤沈下等が生じないように配慮する。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。
- 自然の地表面や緑地の保全に努めるとともに、透水性舗装等雨水の地下浸透を促す施設の設置に努め、地域の水循環を確保する。
- 電波障害、日照障害、風害により、環境に著しい影響が生じないように配慮する。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

## ⑧農用地の造成及び改良、畜産施設の設置、養殖場の建設の事業

- 農用地の造成や森林の整備にあたっては、貴重な動植物等の生息・生育環境や周辺の生態系、下流の水環境等に影響を及ぼさないよう努める。
- 畜産業については、糞尿の適正な処理等により水質汚濁や悪臭の防止に努める。
- 環境保全型農業を推進し、農薬や化学肥料の適正使用等により、水・土壤環境、生態系等への負荷の軽減に努める。
- 施設園芸用プラスチック等農業廃棄物の削減に努めるとともに、適正な処理を行う。また、畜産の糞尿等については、堆肥化等に取組有効利用に努める。
- 既存農地の基盤整備にあたっては、水路、ため池などにおける生き物の生息・生育環境の保全や健全な水循環の確保、田園景観の保全に努める。
- 農林業を通じた環境教育について、場の提供や情報発信等に努める。
- 養殖施設等の立地にあたっては、自然との触れ合いの場や、優れた自然への影響を生じるような漁場設定は避けるよう努める。
- 養殖等については、飼餌料の適正な使用等により、海域の水質の保全に努める。
- 水産加工場については、水質汚濁や悪臭の防止に努める。
- 水産加工に伴う残さ等の廃棄物の有効利用及び削減に努めるとともに、適正に処理する。
- 外国種の導入にあたっては、在来の水産生物種を駆逐することのないように配慮する。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

## ⑨工場団地の造成及び工場又は事業場の建設の事業

- 都市計画に留意し、住宅地、学校、公園などの地域住民の日常生活の場や公共施設に隣接した立地は避けるよう努める。
- 大気汚染、騒音・振動、悪臭などの影響を防止するため、緩衝帯の確保、燃料等の転換、適切な処理施設の整備、低公害型・低負荷型の機器の使用等に努める。
- 資材運搬や通勤による交通渋滞や自動車交通公害を生じないよう、車両走行経路の適正化、資材運搬の合理化、駐車場や荷おろし場の確保、マイカー通勤の削減等に努める。
- 下流部の利水や生態系に留意し、必要に応じて高度処理を行うなどの適正な排水処理に努めるとともに、水の循環利用を図る。
- 製品の生産から流通、消費、廃棄に至る資源の有効利用に配慮した生産を行うとともに、廃棄物の減量化や再利用に努める。
- 有害物質による大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、土壤汚染などを未然に防止するため、有害物質の使用や発生の抑制、管理体制や事故時の対応策の強化等を図る。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。
- 施設の周囲の緑化に努める。
- 大規模な壁面や多数の設備類等のデザイン上の工夫など、景観への配慮に努める。
- 自らの環境負荷の把握や環境管理、従業員の環境教育等に取り組む。
- 施設の開放、人的協力等により地域の環境保全活動への協力に努める。
- 事業活動におけるエネルギーの効率的利用に努める。
- 製品の生産から流通、消費、廃棄までを通じたエネルギー消費が少ない製品の生産に努める。
- 地球温暖化対策のため、二酸化炭素などの温室効果ガス排出抑制のための計画策定に努める。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

## ⑩住宅団地の建設の事業

- 野生生物の生息・生育環境の確保など地域の健全な生態系の保全や景観に配慮する。
- 良好的な樹林地を可能な限り保全し、造成緑地や親水施設の整備に努める。
- 建設にあたっては、周辺の土地利用の状況や下水道、廃棄物処理施設、公共交通機関等の都市基盤の整備状況との整合を図る。
- 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、地盤沈下等が生じないように配慮する。
- 敷地の緑化や既存樹木の活用に努めるとともに、透水性舗装等雨水の地下浸透を促す施設の設置に努め、地域の水循環を確保する。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

## ⑪ゴルフ場、スポーツ・レクリエーション施設、海浜リゾート施設等の建設又は変更の事業

- 事業計画地の選定にあたっては、事業地の環境特性を十分に把握し、周辺の土地利用の状況との整合を図る。
- 野生生物の生息・生育環境の確保など地域の健全な生態系の保全や景観に配慮する。
- 良好的な樹林地を可能な限り保全するとともに、造成緑地や親水施設の整備に努める。
- 農薬や肥料の使用に際しては、極力使用を低減するよう努めるとともに水質汚濁の要因とならないよう配慮する。
- 夜間照明による野生生物への影響の低減に努める。
- 利用客による周辺交通量の増加や周辺環境への影響に配慮する。
- 公園・緑地の縁が持つ環境保全機能に留意し、大気浄化、ヒートアイランドなどの都市気象や騒音の緩和に努める。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。
- 緑地や親水施設の整備に努める。
- 自然環境や歴史的遺産を活用した景観など、施設の整備にあたっては、本来有している環境に配慮する。
- オープンスペースの確保や良好な都市景観の形成に努める。
- 自然との触れ合いや環境教育に資するような施設とするよう配慮する。
- 地域の生産活動や地域住民の自然との触れ合いに支障をきたさないようにするとともに、地域の人々に開かれた空間として利用できるよう配慮する。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

## ⑫廃棄物処理施設の設置又は変更の事業

- 施設の整備にあたっては、周辺の土地利用の状況との整合を図る。
- 廃棄物処理による大気汚染、水質汚濁、悪臭、土壤汚染等が生じないよう、施設の適正な維持管理を徹底する。
- 廃棄物発電や固形燃料化など、資源としてのごみの有効利用に努める。
- し尿処理施設から生じる汚泥を肥料や土壤改良材として有効利用する。
- 最終処分場の建設にあたり敷地内の緑化を進め、周辺景観との調和を図る。
- 資源やエネルギー、リサイクルなどについての環境学習の場として活用を図る。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。
- 埋立跡地の適切な管理と有効利用に努める。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

### ⑬下水道終末処理場の設置又は変更の事業

- 施設の整備にあたっては、周辺の土地利用の状況との整合を図る。
- 雜用水や修景用水など下水処理水の再利用に努める。
- 下水汚泥等の再資源化や有効利用に努める。
- 下水排熱等を有効利用するための施設の整備に努める。
- 終末処理場の建設にあたり敷地内の緑化を進め、周辺景観との調和を図る。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

### ⑭土石、砂利の採取及び鉱物の採掘の事業

- 貴重な動植物の生息・生育環境、優れた景勝地、人が自然と触れ合う重要な場等への影響は避けるよう努める。特に、展望台、幹線道路などの眺望地点からの景観を著しく阻害するような場所における採取は避けるよう努める。
- 鉱山等については、鉱場からの表流水、浸出水及び排水を適切に処理し、有害物質等による下流の利水、生態系などへの影響の防止に努めるとともに、閉山後の適正な管理又は処理に努める。
- 資源採取に伴う粉じんの飛散防止や廃棄物の適正な処理を行う。
- 運搬車両や工事機械による大気汚染、騒音・振動などの公害を防止するため、走行経路の工夫、低公害型・低負荷型の機械の使用等に努める。
- 景観保全と裸地化による濁水の発生の未然防止のため、速やかな緑化に努める。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

### ⑮防波堤の建設及び改良の事業

- 自然の海岸線、干潟や海域の自然を将来に継承するよう事業の必要性と実施方法を慎重に検討する。
- 堤防等の設置にあたっては、潮流の変化等によって周辺の水質の悪化を招かないように、その配置、形状に配慮する。
- 海岸の整備にあたっては、周辺の自然特性、生態系、重要な景観に配慮する。
- 海洋性レクリエーションや地域住民の憩いの場、伝統的行事、漁業活動等に利用されている資源を保全するとともに、これらの利用が行われる場での快適な環境の保全と利用の利便性確保等のため、海と後背地の一体化や景観等に配慮する。
- 堤防、離岸堤等による潮流の変化等により、貴重な海岸地形や人が自然と触れ合う重要な場等への影響を生じないよう、位置や形状等に配慮する。
- 地域住民やレクリエーション利用者が集い、交流できるような場の形成に努める。
- 防波堤及び周辺の整備にあたっては、利用者の環境教育、海岸愛護思想の普及と啓発に資するよう配慮する。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

### ⑯その他の事業

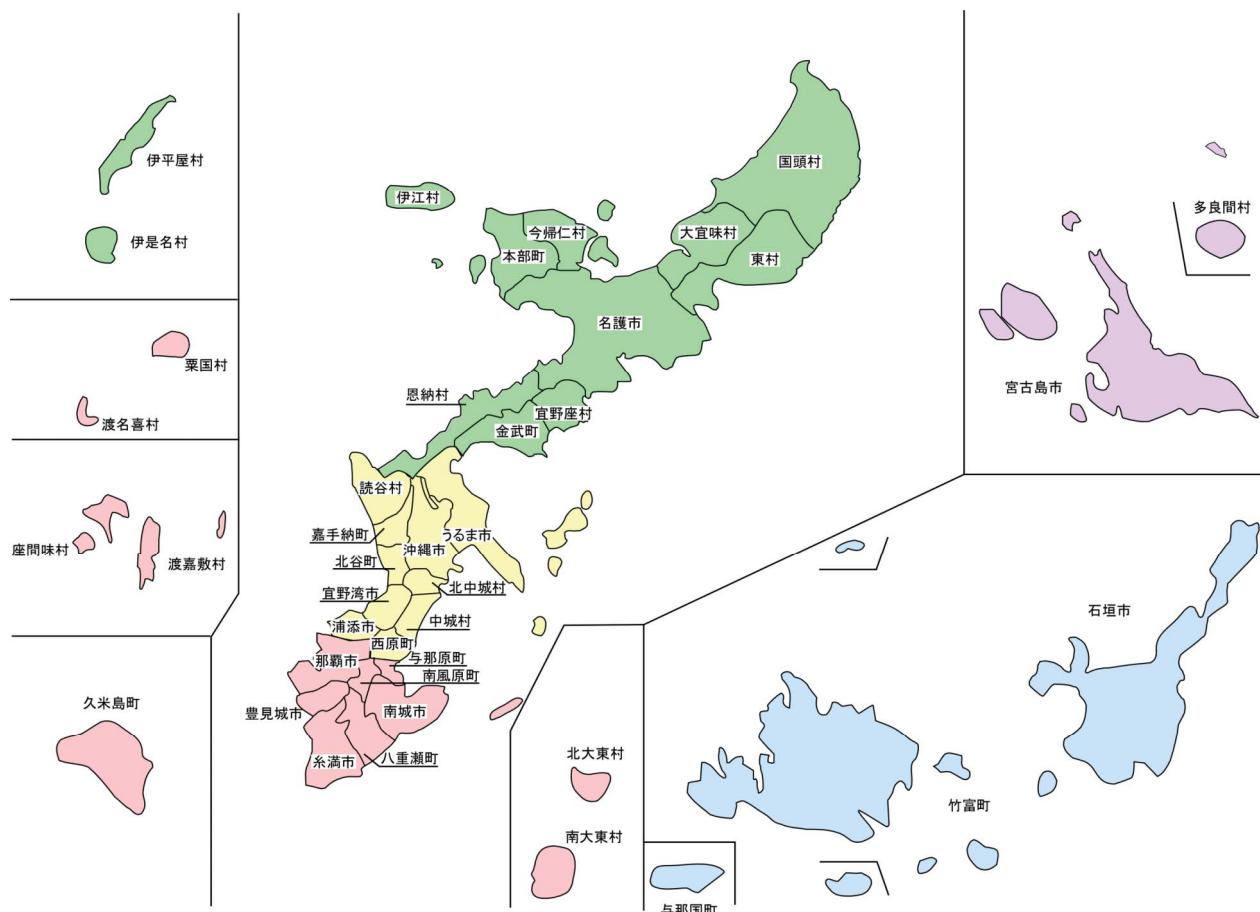
上記に掲げるもののほか、環境に影響を及ぼすおそれのある事業については、以下に示す事項に従い環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

- 周辺の土地利用との整合を図りつつ、極力環境への影響を小さくするよう事業規模、形状、構造等について配慮する。
- 緑地の保全や樹木の増加に努めるとともに、生物の生息・生育環境の保全など地域の生態系に配慮する。

## 4. 圈域別配慮指針

本県の環境の保全・再生・創造に向けては、県行政における環境保全施策の総合的かつ計画的な実施とともに、行政機関、事業者、県民、N P O等民間団体、観光旅行者等及び米軍の各主体が環境基本計画の基本的な方向に沿って、それぞれの地域の実情に応じた環境保全活動に取り組むことが必要です。

このため、関連計画との整合性を考慮し、県を沖縄島北部圏域、沖縄島中部圏域、沖縄島南部圏域、宮古圏域、八重山圏域の5つの圏域に区分し、それぞれの圏域ごとの環境に配慮すべき事項を示します。



圏 域	市 町 村	
沖縄島北部圏域	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村	
沖縄島中部圏域	うるま市、沖縄市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、宜野湾市、浦添市、西原町	
沖縄島南部圏域	沖縄島	那覇市、豊見城市、糸満市、南風原町、八重瀬町、与那原町、南城市
	周辺離島	久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村
宮 古 圏 域	宮古島市、多良間村	
八 重 山 圏 域	石垣市、竹富町、与那国町	

## 各圏域に共通した課題・環境配慮事項

◆ 問 題 点 ◆	<ul style="list-style-type: none"><li>●開発等による貴重な野生動植物への影響や生態系攪乱の懸念</li><li>●オニヒトデの食害等によるサンゴ礁生態系の衰退</li><li>●外来種やノイヌ・ノネコの逸出及び拡大による生態系の攪乱</li><li>●埋立て、堤防、護岸の設置等による自然海岸の減少、沿岸・海洋生態系の有する様々な機能への影響</li><li>●諸開発地や農地等からの赤土等流出による河川や沿岸海域の汚濁</li><li>●畜舎排水、生活排水、事業場排水等による水質の悪化、河川の人工化、農薬の流入等による水生生物の減少、親水性の低下</li><li>●リゾート客の増加に伴う環境負荷の増大</li><li>●リサイクル対策や管理型処分場の残余容量の逼迫、不法投棄の増加等、廃棄物に関する問題の発生</li></ul>
◆ 環 境 配 慮 事 項 ◆	<ul style="list-style-type: none"><li>●河川改修、堤防や護岸の設置、埋立等の開発事業や農地開発等においては赤土等の流出や生態系の攪乱、景観等への影響を低減できるよう、事業実施の場所、規模、構造、施工方法等について細心の注意を払う。</li><li>●過去の開発等により失われた自然環境の再生と残された自然の保全に努める。</li><li>●生態系の攪乱防止のため、マンガース等外来種の駆除・防除やペット類(犬・猫等)の遺棄の防止に努める。</li><li>●汚水処理については、下水道や集落排水施設等の集合処理施設が未整備の区域においては、家庭、事業場、畜舎等による排水で河川や海域を汚さないよう、合併処理浄化槽等を設置するなど、排水の適切な処理に努める。</li><li>●観光産業においては、多様で個性豊かな自然環境や歴史的・文化的に優れた地域資源を生かすとともに、環境容量(キャリングキャパシティ)を踏まえた環境保全活動と経済活動が共存するルール作り等の取組に努める。</li><li>●廃棄物は、再資源化や有効活用等により最終処分量を低減し、持続可能な循環型社会の形成を図る。</li><li>●関係機関と連携した廃棄物の不法投棄の未然防止や適正処理の指導に努める。</li></ul>

### 4-1 沖縄島北部圏域

① 環 境 の 特 性	<ul style="list-style-type: none"><li>●本圏域は、12市町村で構成され、沖縄島北部に位置している。</li><li>●本圏域は、拠点都市である名護市を中心として、恩納村、金武町から北の沖縄島北部とその周辺離島から形成されている。</li><li>●沖縄島北部は、「やんばる」と称されるように低地が少なく、多くが山地で構成される地形を特徴とし、陸域、海域ともに多様で豊かな自然が残る。</li><li>●山地部には照葉樹林が広がり、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ヤンバルテナガコガネなど貴重な野生動物が生息し、陸地周囲の海域にはサンゴ礁が発達しており、比較的生育が良好なサンゴ群集がみられる。</li><li>●やんばる地域の国立公園化が検討されるとともに、「琉球諸島」として世界自然遺産登録の候補地に挙げられている。</li><li>●山地部を中心に本圏域面積の約2割が米軍施設・区域(沖縄県全体の約7割に相当)に供され、その大部分は演習場として利用されている。</li><li>●水資源開発の推進により、沖縄島内の水がめとして9つの国管理ダムが存在する。</li><li>●土壤は国頭マージが分布しており、花卉、パイナップル、みかん等の果樹、さとうきび等の農業や、国頭村等では林業が営まれている。</li><li>●サンゴ礁のイノーの中では、もずく等の海藻養殖が行われている他、定置網漁業やウニ漁等が営まれている。</li></ul>
----------------------------	--

<p><b>① 環 境 の 特 性</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●美しい自然海岸を有し、沖縄海岸国定公園にも指定されている西海岸地域では多くのリゾートホテルが建ち並び、沖縄を代表する観光リゾート地を形成している。</li> <li>●東村や国頭村、大宜味村等ではエコツーリズムや民泊型体験・参加型観光が盛んに行われている。</li> <li>●世界遺産に登録された今帰仁城跡や大宜味村喜如嘉の芭蕉布等、歴史・文化的に優れた資源を有する。</li> <li>●名護市から北の地域や離島では過疎化と高齢化が進んでいる。</li> <li>●伊江島や伊平屋・伊是名島では、各島独特の豊かな自然を形成しており、歴史・文化的にも優れた資源を有する。</li> </ul>
<p><b>② 問 題 点</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●開発等による貴重な野生動植物への影響や生態系攪乱の懸念</li> <li>●オニヒトデの食害等によるサンゴ礁生態系の衰退</li> <li>●マングース等外来種やノイヌ・ノネコの逸出及び拡大による生態系の攪乱</li> <li>●自動車による動物の交通事故や、側溝における動物の転落死の増加</li> <li>●世界自然遺産登録に向けた課題への対応(生物多様性の保全・外来種対策・自然保護地域の拡大)等</li> <li>●埋立て、堤防、護岸の設置等による自然海岸の減少、サンゴ礁、干潟及び藻場等の減少、沿岸・海洋生態系の有する様々な機能への影響</li> <li>●諸開発地や農地等からの赤土等流出による河川や沿岸海域の汚濁</li> <li>●畜舎排水、生活排水、事業場排水等による水質の悪化、河川の人工化、農薬の流入等による水生生物の減少</li> <li>●リゾートホテルの建設等に伴う景観への影響</li> <li>●宅地開発等による森林緑地の減少、既成市街地における過密化</li> <li>●沖縄島周辺の各島々におけるリゾート開発による自然の改変</li> <li>●リゾート客の増加に伴う環境負荷の増大</li> <li>●米軍施設・区域による土地利用の制約や生活及び自然環境への影響</li> <li>●採石事業場などからの粉塵や運搬車両の通過に伴う粉塵発生</li> <li>●リサイクル対策や管理型処分場の残余容量の逼迫、不法投棄の増加等、廃棄物に関わる問題の発生</li> </ul>
<p><b>③ 環 境 配 慮 事 項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大宜味村の塩屋湾から東村の平良湾にかけての地峡以北の山地部は、林齡40年以上の森林が連續して見られ、ノグチゲラをはじめとする貴重種の生息に重要な地域が含まれることから、自然環境の保全に努める。</li> <li>●オニヒトデによる食害等を防止し、豊かな海域生態系の保全を図る。</li> <li>●盗掘等の採取により、貴重な野生動植物の個体の消失防止に努める。</li> <li>●生態系の攪乱防止のため、マングース等外来種の駆除・防除やペット類(犬・猫等)の搬入防止に努める。</li> <li>●過去の開発等により失われた自然環境の再生と残された自然の保全に努める。</li> <li>●河川改修、堤防や護岸の設置、埋立等の開発事業や農地開発等においては赤土等の流出や生態系の攪乱、景観等への影響を低減できるよう、事業実施の場所、規模、構造、施工方法等について細心の注意を払う。</li> <li>●ダムや取水堰の建設にあたっては、貴重な野生動植物の生息・生育や生態系に十分配慮する。</li> <li>●野生生物の道路への侵入防止や脱出を容易にする側溝の採用及びロードキルの回避に努める。</li> <li>●観光産業においては、多様で個性豊かな自然環境や歴史的・文化的に優れた地域資源を生かすとともに、環境容量(キャリングキャパシティ)を踏まえた環境保全活動と経済活動が共存するルール作り等の取組に努める。</li> <li>●林業においては、県産材の利用開発や、森林の持つ多様な機能を持続的に發揮させるために森林生態系に配慮した森林整備を推進するとともに、森林ツーリズム等による多面的活用を図る。</li> </ul>

<p><b>③ 環境配慮事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●環境に配慮した産業の創出を目指し、太陽光発電や風力発電、バイオマス等の再生可能エネルギー導入に関する実証試験・実用化に向けた取組に努める。</li> <li>●北部訓練場や安波訓練場等の返還後の利用にあたっては、自然環境の適切な保全や森林地域の保全・整備に取り組み、やんばるの森の資源を生かした活用を図る。</li> <li>●汚水処理については、下水道や集落排水施設等の集合処理施設が未整備の区域においては、家庭、事業場、畜舎等による排水で河川や海域を汚さないよう、合併処理浄化槽等を設置するなど、排水の適切な処理に努める。</li> <li>●御嶽林、抱護林、屋敷林の保全や庭の囲いを生け垣にするなど、街並みや集落景観の維持・向上に努める。</li> <li>●開発等事業においては、騒音や振動、低周波音及び大気汚染の発生防止に努める。</li> <li>●採石事業者においては、散水や車両に付着した粉塵の洗浄等を行い、粉塵発生の防止に努める。</li> <li>●廃棄物は、再資源化や有効活用等により最終処分量を低減し、持続可能な循環型社会の形成を図る。</li> </ul>
--

## 4-2 沖縄島中部圏域

<p><b>① 環境の特性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本圏域は、10市町村で構成され、沖縄島中央部に位置している。</li> <li>●県下第2及び第3の人口規模をもつ沖縄市及びうるま市があり、都市機能が集積しているほか、西海岸を中心に各種レクリエーション施設、リゾートホテル等が立地し、都市近郊型のビーチリゾートが形成されている。</li> <li>●比較的平坦部が多く、土地利用が進み、沖縄市及び宜野湾市を中心にして人口や事業所の集中が進み、市街化と人口の過密化がみられる。</li> <li>●世界遺産の中城城跡、勝連城跡及び座喜味城跡等の重要な文化財を有する。</li> <li>●広大な米軍施設・区域が都市計画に支障をきたし、航空機騒音や油流出事故等の基地公害が頻発する。</li> <li>●中部圏域は、古くから集落が発達し、都市化が進んでいるが、御嶽林や断層崖等に残された貴重な自然環境は、地域の人々の憩いの場やレクリエーション活動の場として重要な役割を果たす。</li> <li>●アカギ、オオバギ及びヤブニッケイ等の好石灰岩地性の森林植生が広く分布する。</li> <li>●北谷町やその他市町村の一部海域には、都市地区にありながらサンゴ群集が生息し、県内でも有数のダイビングスポットとなっている。</li> <li>●海岸景観等の自然資源を活かした観光産業が盛んである。</li> <li>●沖縄自動車道等の広域道路などの交通基盤の整備が進展している。</li> <li>●農業としてはサトウキビやキク、畜産業としては豚、肉用牛、乳用牛の生産が盛んで、水産業としては大型定置網漁やパヤオ、モズク、ヒトエグサ(アーサ)、海ぶどう、クルマエビ等の養殖が行われている。</li> <li>●人口集中に伴い、沿岸域の埋立が進行している。</li> </ul>
<p><b>② 問題点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●過密化や土地利用の混在、住宅及び畜舎の隣接等による悪臭や騒音苦情の増加</li> <li>●主要幹線道路の交通渋滞、交差点における局所的・一時的な窒素酸化物濃度の上昇</li> <li>●基地による土地利用の制約</li> <li>●嘉手納飛行場や普天間飛行場周辺における航空機騒音の発生</li> <li>●油等流出事故による河川・海洋汚染、有害物質による土壤汚染等の基地公害</li> <li>●市街地における土地需要の高まりに伴う、樹木や緑地の減少</li> <li>●市街地の過密化、街路樹の生育不良、電信柱等による都市景観の悪化</li> <li>●畜舎排水、生活排水、事業場排水等による水質の悪化、川岸の人工化、農薬の流入等による水生生物の減少</li> <li>●河川の未整備区間等における集中豪雨等による浸水被害の多発</li> <li>●土砂災害発生のおそれのある区域の開発による地すべりや崖崩れの発生</li> </ul>

<p><b>② 問題点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●諸開発地や農地等からの赤土等流出による河川や沿岸海域の汚濁</li> <li>●開発等による貴重な野生動植物への影響や生態系攪乱の懸念</li> <li>●タイワンスジオ等外来種やノイヌ・ノネコの逸出及び拡大による生態系の攪乱</li> <li>●リゾート客の増加に伴う環境負荷の増大</li> <li>●オニヒトデの食害等によるサンゴ礁生態系の衰退</li> <li>●リサイクル対策や管理型処分場の残余容量の逼迫、不法投棄の増加等、廃棄物に関する問題の発生</li> </ul>
<p><b>③ 環境配慮事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者等においては、規制基準を遵守するなど、騒音や悪臭発生の防止に努める。</li> <li>●エコドライブの実施や、可能な限り、公共交通機関の利用に努める。</li> <li>●より多くの米軍基地及び施設が存在していることから、より良い環境づくりに努めるとともに、基地から派生する環境問題の解決促進を図る。</li> <li>●囲いを生け垣にする、庭に樹木を育てるなどして、身近な緑化に努める。</li> <li>●御嶽林や断層崖等に残る貴重な自然環境を保全し、緑の少ない都市部における身近な緑との触れ合いの場の形成を図るとともに、街並や集落景観の維持、向上に努める。</li> <li>●過去の開発等により失われた自然環境の再生と残された自然の保全に努める。</li> <li>●浸水被害が多発している河川の未整備区間等については、多自然川づくりを基本方針とした整備に取り組むとともに、総合的な雨水対策の推進に努める。</li> <li>●汚水処理については、下水道や集落排水施設等の集合処理施設が未整備の区域においては、家庭、事業場、畜舎等による排水で河川や海域を汚さないよう、合併処理浄化槽等を設置するなど、排水の適切な処理に努める。</li> <li>●土砂災害発生のおそれのある区域の造成を行わない。このような区域に宅地を求めない。</li> <li>●河川改修、堤防や護岸の設置、埋立等の開発事業や農地開発等においては赤土等の流出や生態系の攪乱、景観等への影響を低減できるよう、事業実施の場所、規模、構造、施工方法等について細心の注意を払う。</li> <li>●都市近郊型農業の促進やエコファーマー等の育成により、環境保全型農業の拡大を通じて環境負荷低減を実現する技術の普及を促進し、生産・供給体制の整備を図る。</li> <li>●生活環境保全のための森林整備を推進し、特用林産物の生産や需要喚起を図る。</li> <li>●オニヒトデの食害等を防止し、豊かな海域生態系の保全を図る。</li> <li>●生態系の攪乱防止のため、タイワンスジオ等外来種の駆除・防除やペット類(犬・猫等)の搬入防止に努める。</li> <li>●廃棄物は、再資源化や有効活用等により最終処分量を低減し、持続可能な循環型社会の形成を図る。</li> </ul>

#### 4-3 沖縄島南部圏域

<p><b>① 環境の特性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本圏域は、周辺離島を含め14市町村で構成され、近郊都市地域、農村・漁村地域、離島地域という多様な地域構造を有している。</li> <li>●農業としてはサトウキビやキク、畜産業としては豚、肉用牛、乳用牛の生産が盛んで、水産業としては大型定置網漁やパヤオ、モズク、ヒトエグサ(アーサ)、海ぶどう、クルマエビ等の養殖が行われている。</li> </ul> <p><b>【沖縄島】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本県における政治や経済の中心である那覇市を中心に本島南部の糸満市から浦添市まで市街地が連なり、高度な都市機能が集積する等、県内外の交流拠点となっている。</li> <li>●沖縄自動車道等の広域道路やモノレールなどの交通基盤の整備が進展している。</li> <li>●那覇市より南では、農村地域が広がる。</li> <li>●平坦部が多くを占め、古くから開墾が行われてきたことや戦争による影響等により北部圏域と比較して自然林が少ないが、アカギ、オオバギ及びヤブニッケイ等の好石灰岩地性の森林植生が分布する。</li> </ul>
--

① 環 境 の 特 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>古くから集落が発達し、耕地化が進んでいるが、御嶽林や断層崖等に貴重な自然を残した自然環境は地域の人々に緑と触れ合う場、レクリエーション活動の場として重要な役割を果たしている。</li> <li>都市河川では、生活排水等については下水道等への接続により年々改善され、環境基準達成率は向上しているが、一部河川においては依然として生活排水等による汚濁がみられる。</li> </ul> <p><b>【周辺離島】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>島にのみ生息・生育する貴重な野生動植物を有する等、豊かな自然環境が残されており、島の周辺にはサンゴ礁が発達する。</li> <li>大東諸島や粟国・渡名喜島では農林水産業が盛んであり、慶良間諸島ではダイビングやホエールウォッチング等の海洋レジャー観光、久米島では農林水産業と観光産業が主に進められており、各島の特徴がみられる。</li> <li>地形は各島で異なるが、低島が多く、低地部はサトウキビ畑等の耕作地として利用されている。</li> <li>山地部にはリュウキュウマツ林の代償植生の他、一部離島の限られた場所ではイタジイーオキナワラジロガシ林がみられる。海岸付近や断崖に自然植生をもつ島が多く、島ごとに特徴的な群落を有している。</li> <li>特に隆起サンゴ礁からなる低島では内陸部のほとんどが代償植生で占められ、自然林は御嶽、断層崖に僅かにみられる。</li> </ul>
	<p><b>【沖縄島】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過密化や土地利用の混在、住宅及び畜舎の隣接等による悪臭や騒音苦情及び那覇空港周辺における航空機騒音の発生</li> <li>主要幹線道路の交通渋滞、交差点における局所的・一時的な窒素酸化物濃度の上昇</li> <li>土地区画整理事業未実施の既成市街地における過密化</li> <li>土地利用の高度化によるオープンスペースや街の緑の減少</li> <li>歩道の未整備や生活道路への通過車両の進入による歩行空間の安全性の低下</li> <li>リゾート客の増加に伴う環境負荷の増大</li> <li>街と調和しない構造物の建築等による景観への影響</li> <li>畜舎排水、生活排水、事業場排水等による水質の悪化、川岸の人工化、農薬の流入等による水生生物の減少、親水性の低下</li> <li>開発等による貴重な野生動植物への影響や生態系攪乱の懸念</li> </ul> <p><b>② 問 題 点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>諸開発地や農地等からの赤土等流出による河川や沿岸海域の汚濁</li> <li>埋立て、堤防、護岸の設置等による自然海岸の減少、サンゴ礁、干潟及び藻場等の減少、沿岸・海洋生態系の有する様々な機能への影響</li> <li>河川の未整備区間等における集中豪雨等による浸水被害の多発</li> <li>施肥等による地下水中の硝酸態窒素濃度の上昇</li> <li>土砂災害発生のおそれのある区域の開発による地すべりや崖崩れの発生</li> <li>リサイクル対策や管理型処分場の残余容量の逼迫、不法投棄の増加等、廃棄物に関わる問題の発生</li> <li>モザンビークティラピア等外来種やノイヌ・ノネコの逸出及び拡大による生態系の攪乱</li> <li>国場川河口域におけるマングローブ分布域の急激な拡大と底質の変化、それに伴う底生生物の変化や水鳥類の減少</li> <li>自然との触れ合い活動の場の減少</li> </ul> <p><b>【周辺離島】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リゾート開発等による自然の改変、リゾート客の増加に伴う環境負荷の増大</li> <li>諸開発地や農地等からの赤土等流出による河川や沿岸海域の汚濁</li> <li>埋立て、堤防、護岸の設置等による自然海岸の減少、サンゴ礁、干潟及び藻場等の減少、沿岸・海洋生態系の有する様々な機能への影響</li> </ul>

<p><b>② 問題点</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●オニヒトデの食害等によるサンゴ礁生態系の衰退</li> <li>●外来種やノイヌ・ノネコによる生態系の攪乱</li> <li>●リサイクル対策の停滞や不法投棄の増加による環境悪化、廃棄物処理施設の未整備に伴う本島への多額の輸送費や処理費用等の課題</li> </ul>
<p><b>③ 環境配慮事項</b></p>	<p><b>【沖縄島】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活に支障をきたす騒音や悪臭を出さないよう、近隣に配慮した生活や事業活動を心がける。</li> <li>●囲いを生け垣にする、庭に樹木を育てるなどして、身近な緑化に努める。</li> <li>●御嶽林や断層崖等に残る貴重な自然環境を保全し、緑の少ない都市部における身近な緑との触れ合いの場の形成を図るとともに、街並や集落景観の維持、向上に努める。</li> <li>●エコドライブの実施や、可能な限り、公共交通機関の利用に努める。</li> <li>●汚水処理については、下水道や集落排水施設等の集合処理施設が未整備の区域においては、家庭、事業場、畜舎等による排水で河川や海域を汚さないよう、合併処理浄化槽等を設置するなど、排水の適切な処理に努める。</li> <li>●琉球石灰岩等が分布する区域での汚水の地下浸透や必要以上の施肥を自粛する。</li> <li>●土砂災害発生のおそれのある区域の造成を行わない。このような区域に宅地を求めない。</li> <li>●過去の開発等により失われた自然環境の再生と残された自然の保全に努める。</li> <li>●浸水被害が多発している河川の未整備区間等については、多自然川づくりを基本方針とした整備に取り組むとともに、総合的な雨水対策の推進に努める。</li> <li>●河川改修、堤防や護岸の設置、埋立等の開発事業や農地開発等においては赤土等の流出や生態系の攪乱、景観等への影響を低減できるよう、事業実施の場所、規模、構造、施工方法等について細心の注意を払う。</li> <li>●生態系の攪乱防止のため、モザンビークティラピア等外来種の駆除・防除やペット類(犬・猫等)の搬入防止に努める。</li> <li>●マングローブ林の適切な管理により底生生物や水鳥等の減少阻止に努める。</li> <li>●廃棄物は、再資源化や有効活用等により最終処分量を低減し、持続可能な循環型社会の形成を図る。</li> <li>●歩行者の安全性の向上を図るため、歩道の設置など生活道路の整備を促進し、良好な生活環境の確保を図る。</li> </ul> <p><b>【周辺離島】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●過去の開発等により失われた自然環境の再生と残された自然の保全に努める。</li> <li>●開発等の実施にあたっては、島の環境容量(キャリングキャパシティ)に見合った開発が実施されるよう配慮し、貴重な野生動植物が生息・生育する区域では自然環境の保全に十分に配慮する。</li> <li>●観光産業においては、多様で個性豊かな自然環境や歴史的・文化的に優れた地域資源を生かすとともに、環境容量(キャリングキャパシティ)を踏まえた環境保全活動と経済活動が共存するルール作り等の取組に努める。</li> <li>●河川改修、堤防や護岸の設置、埋立等の開発事業や農地開発等においては赤土等の流出や生態系の攪乱、景観等への影響を低減できるよう、事業実施の場所、規模、構造、施工方法等について細心の注意を払う。</li> <li>●オニヒトデの食害等を防止し、豊かな海域生態系の保全を図る。</li> <li>●生態系の攪乱防止のため、外来種の駆除・防除やペット類(犬・猫等)の搬入防止に努める。</li> <li>●廃棄物は、循環的な利用により最終処分量を低減し、持続可能な循環型社会の形成を図る。</li> <li>●生物多様性に配慮した河川改修による河川生態系の再生に努める。</li> <li>●観光客の理解増進とマナー向上によるサンゴ礁生態系劣化の回避に努める。</li> <li>●赤土等の流出によるサンゴ礁生態系や藻場等への影響の回避に努める。</li> <li>●島の自然、暮らしと共に存し続ける農業の展開に努める。</li> </ul>

## 4-4 宮古圏域

<b>① 環境の特性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本圏域は、2市村で構成され、農用地に囲まれた陸域や美しい砂浜・サンゴ礁の広がる沿岸域を持つ自然環境となっている。</li> <li>● 復帰以降各種の開発が進み、他圏域と比較して自然環境が著しく変化している。</li> <li>● 宮古島と伊良部島や多良間島等の島々で構成され、概ね平坦な地形にあり、農地としての土地利用が進み、森林が少ない。</li> <li>● 旧平良市の既成市街地に島人口の約半数が集中し、過密化しているが、それ以外の区域では農村集落を形成している。</li> <li>● 近年、地域の基幹産業として観光・リゾート産業の振興が図られている。</li> <li>● 島の水資源である地下水中の硝酸態窒素濃度が高い傾向にある。</li> </ul>
<b>② 問題点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 開発等による貴重な野生動植物への影響や生態系攪乱の懸念</li> <li>● 人口が密集した既成市街地における生活環境の悪化</li> <li>● 市街地以外や各島々においては、農地が広がる田園風景にあるが、土地利用が進んでいくことで山林及び原野が少ない状況にある。</li> <li>● 地下水中的硝酸態窒素濃度の上昇や農薬等による地下水汚染の懸念</li> <li>● リゾート客の増加に伴う環境負荷の增大</li> <li>● 埋立て、堤防、護岸の設置等による自然海岸の減少、サンゴ礁、干潟及び藻場等の減少、沿岸・海洋生態系の有する様々な機能への影響</li> <li>● 諸開発地や農地等からの赤土等流出による河川や沿岸海域の汚濁</li> <li>● オニヒトデの食害等によるサンゴ礁生態系の衰退</li> <li>● インドクジャク等外来種やノイヌ・ノネコの逸出及び拡大による生態系の攪乱</li> <li>● リサイクル対策の停滞や不法投棄の増加による環境悪化、廃棄物処理施設の未整備に伴う本島への多額の輸送費や処理費用等の課題</li> </ul>
<b>③ 環境配慮事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 開発等にあたっては、島の環境特性を踏まえ、自然環境の保全に十分配慮する。</li> <li>● 既成市街地における公共下水道や道路等生活環境基盤の整備を図り、生活環境の改善に努める。</li> <li>● 汚水処理については、下水道や集落排水施設等の集合処理施設が未整備の区域においては、家庭、事業場、畜舎等による排水で河川や海域を汚さないよう、合併処理浄化槽等を設置するなど、排水の適切な処理に努める。</li> <li>● 防風・防潮林等の森林整備や緑化の推進により景観の維持、向上や森林の造成に努める。</li> <li>● 地下水の保全を図るため、汚水の地下浸透や必要以上の施肥を自粛する。</li> <li>● オニヒトデの食害等を防止し、豊かな海域生態系の保全を図る。</li> <li>● 観光産業においては、多様で個性豊かな自然環境や歴史的・文化的に優れた地域資源を生かすとともに、環境容量(キャリングキャパシティ)を踏まえた環境保全活動と経済活動が共存するルール作り等の取組に努める。</li> <li>● 過去の開発等により失われた自然環境の再生と残された自然の保全に努める。</li> <li>● 河川改修、堤防や護岸の設置、埋立等の開発事業や農地開発等においては赤土等の流出や生態系の攪乱、景観等への影響を低減できるよう、事業実施の場所、規模、構造、施工方法等について細心の注意を払う。</li> <li>● 生態系の攪乱防止のため、インドクジャク等外来種の駆除・防除やペット類(犬・猫等)の搬入防止に努める。</li> <li>● 廃棄物は、再資源化や有効活用等により最終処分量を低減し、持続可能な循環型社会の形成を図る。</li> <li>● 関係機関と連携した廃棄物の不法投棄の未然防止や適正処理の指導に努める。</li> </ul>

## 4-5 八重山圏域

① 環 境 の 特 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本圏域は、3市町で構成され、県内最高峰の於茂登岳や美しいサンゴ礁を有する沿岸域など多様性に富んだ自然環境となっている。</li> <li>●日本の最西端にある与那国島が含まれている等、本県の最も南西に位置する圏域にあり、亜熱帯性の植生を有している。</li> <li>●石垣島では中央部北寄りに位置する県下最高峰の於茂登岳から北東方向に伸びて平久保崎に至る山地部、西表島では島の90%を占める森林域、与那国島では島の中央部を走る宇良部岳、久部良岳の山地部に豊かな自然が広がり、圏域の随所でマングローブ、ヤエヤマヤシ群落、サキシマスオウノキ群落等が見られ、数多くの固有種や圏域を北限とする植物種が生育している。</li> <li>●野生動物では、イリオモテヤマネコをはじめとして、ヤエヤマコキクガシラコウモリ、カンムリワシ、ヨナグニカラスバト、セマルハコガメ等多数の貴重種が生息している。</li> <li>●各島々の周辺海域にはサンゴ礁が発達し、300種を超える造礁サンゴが分布するなど多様な生物が生息している。</li> <li>●西表島の北方に位置する尖閣諸島は、魚釣島等を含む8島より構成される。固有種の動植物が確認されているだけでなく絶滅危惧種も数多く存在し、生物地理学上、諸島の成因なども含め、種の多様性を論ずるうえで亜熱帯の標識地としての価値が高い。付近海域は好漁場であるため、それを餌とする海鳥の生息地となっており、文献では過去の調査においてアホウドリやアジサシ類が確認されている。また、特に魚釣島では人為的に持ち込まれたヤギが野生化し、採食圧や踏圧による植生や生物相への影響も懸念されている。</li> <li>●社会的には、石垣島の既成市街地やその周辺部に人口が集中し、そのほかの区域においては農村集落を形成しており、石垣島以外の島では過疎化が進行している。</li> <li>●開発等による貴重な野生動植物への影響や生態系攪乱の懸念</li> <li>●下水道等の汚水処理施設の整備が遅れている。</li> <li>●リゾート客の増加に伴う環境負荷の増大</li> </ul>
② 問 題 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●埋立て、堤防、護岸の設置等による自然海岸の減少、サンゴ礁、干潟及び藻場等の減少、沿岸・海洋生態系の有する様々な機能への影響</li> <li>●諸開発地や農地等からの赤土等流出による河川や沿岸海域の汚濁</li> <li>●オニヒトデの食害等によるサンゴ礁生態系の衰退</li> <li>●グリーンイグアナ等の外来種やノイヌ・ノネコの逸出及び拡大による生態系の攪乱</li> <li>●自動車による動物の交通事故や、側溝における動物の転落死の増加</li> <li>●リサイクル対策の停滞や不法投棄の増加による環境悪化、廃棄物処理施設の未整備に伴う本島への多額の輸送費や処理費用等の課題</li> </ul>
③ 環 境 配 慮 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川改修、堤防や護岸の設置、埋立等の開発事業や農地開発等においては赤土等の流出や生態系の攪乱、景観等への影響を低減できるよう、事業実施の場所、規模、構造、施工方法等について細心の注意を払う。</li> <li>●御嶽林や屋敷林を保全して景観の維持、向上に努める。</li> <li>●市街地における下水道の整備を促進し、市街地の外縁化に合わせて土地区画整理事業を実施するなど、快適な居住環境の形成を図る。</li> <li>●汚水処理については、下水道や集落排水施設等の集合処理施設が未整備の区域においては、家庭、事業場、畜舎等による排水で河川や海域を汚さないよう、合併処理浄化槽等を設置するなど、排水の適切な処理に努める。</li> <li>●オニヒトデの食害等を防止し、豊かな海域生態系の保全を図る。</li> <li>●環境容量(キャリングキャパシティ)を踏まえた環境保全活動と経済活動が共存するルール作り等の取組に努める。</li> <li>●過去の開発等により失われた自然環境の再生と残された自然の保全に努める。</li> <li>●野生生物の道路への侵入防止や脱出を容易にする側溝の採用及びロードキルの回避に努める。</li> <li>●生態系の攪乱防止のため、グリーンイグアナ等外来種の駆除・防除やペット類(犬・猫等)の搬入防止に努める。</li> <li>●廃棄物は、再資源化や有効活用等により最終処分量を低減し、持続可能な循環型社会の形成を図る。</li> </ul>

# 第5章 計画の推進体制

## 1. 計画の推進体制

第2次沖縄県環境基本計画の推進に当たっては、環境へ配慮した取組を率先して実行するため、「環境基本計画推進会議」（府内部局横断組織）を中心として、計画の進行管理などを行います。

### 【県の推進体制】

#### 環境基本計画推進会議

会長：環境担当副知事

副会長：環境生活部長

構成員：全部局長等

（所掌事務）

- 環境基本計画、沖縄県環境マネジメントシステム（ISO14001）、環境物品等の調達及び環境保全率先実行計画の進行管理に関すること
- 環境保全率先実行計画及び環境物品等の調達の推進を図るための基本的事項の検討に関すること
- その他環境基本計画、沖縄県環境マネジメントシステム（ISO14001）、環境物品等の調達及び環境保全率先実行計画に関すること



#### 環境基本計画推進会議幹事会

幹事長：環境生活部環境企画統括監

副幹事長：環境政策課長

構成員：全部局総括担当課長等

推進会議を補佐し推進会議に付議すべき事案について協議・調整

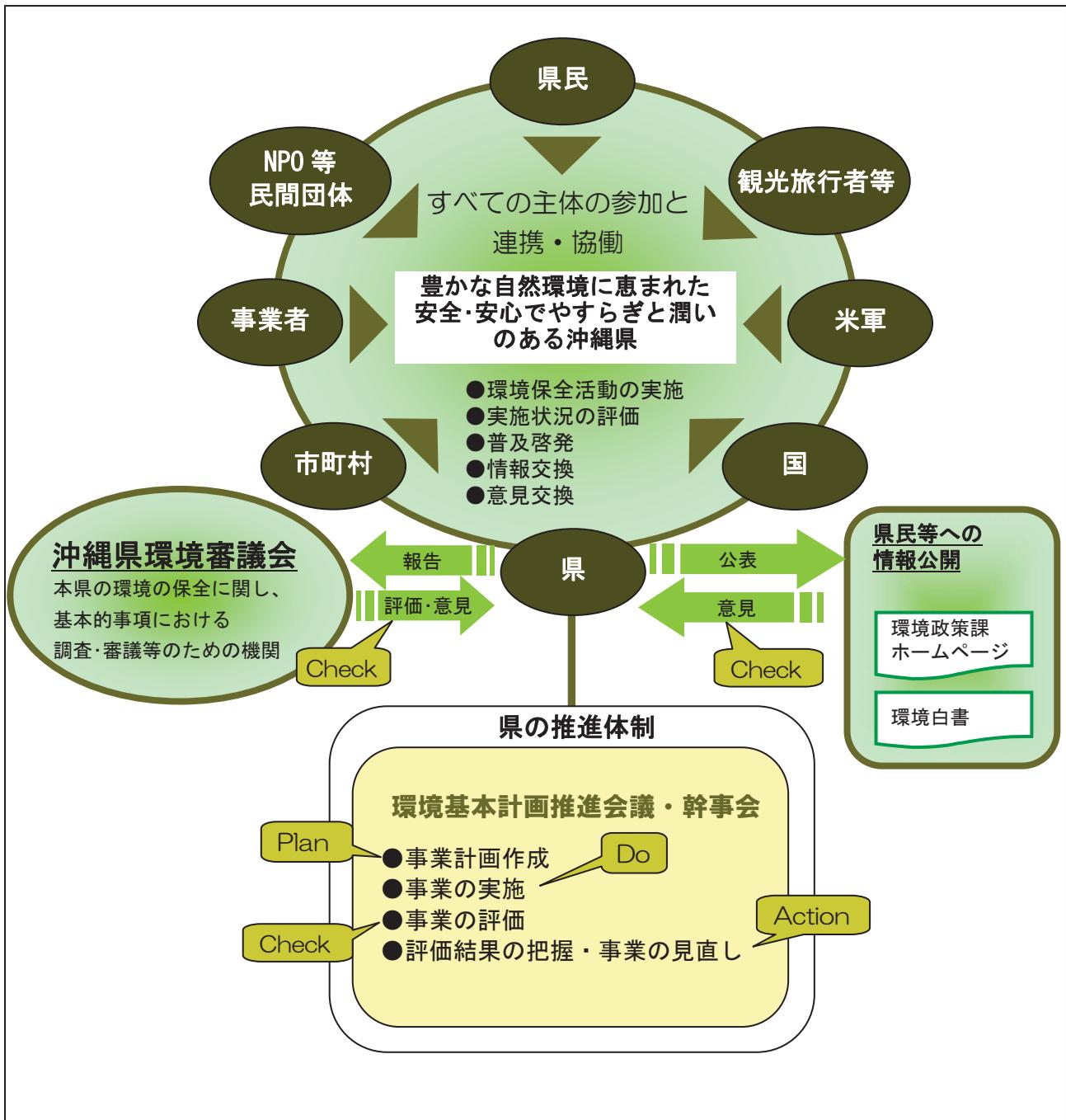
## 2. 各主体の連携・協働・参加の推進

よりよい環境づくりを推進していくためには、国、県、市町村の行政機関、事業者、県民、観光旅行者等、NPO等民間団体、米軍の各主体が、環境へ負荷を与えることを認識するとともに、それぞれの立場で環境保全活動に取り組み、相互に連携し、協働（パートナーシップ）関係を築きながら環境保全活動を実践していくことが重要です。

このため県は、国や市町村と連携を図り、環境に関する情報交換を行うとともに、取組の実施に際しての協力要請等を行います。

また、県民総参加による環境保全を進めていくために、県民に対して本計画の周知を図るほか、環境に関する各種情報の積極的な提供や、事業者、県民、NPO等民間団体との連携・協働を図ること等により、県民一人ひとりの環境保全活動を推進します。

## 【各主体の連携・協働体制】

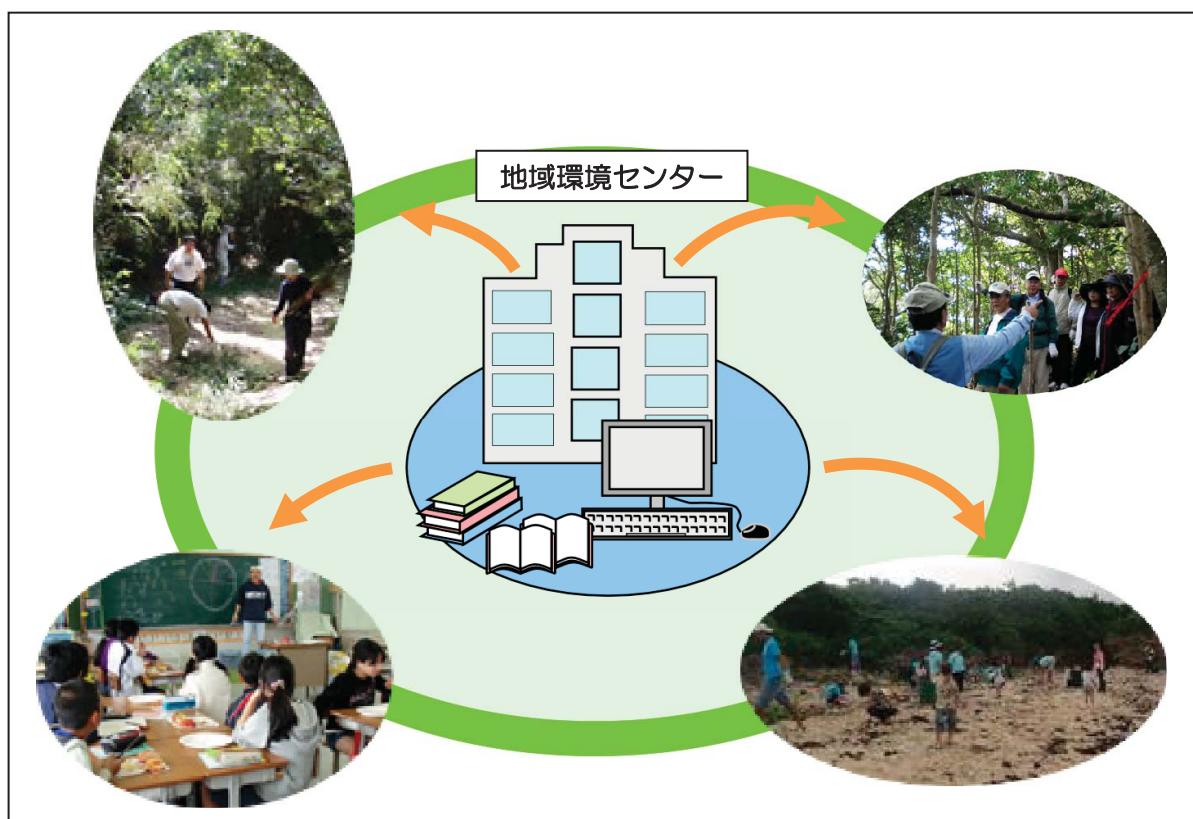


### 3. 計画の普及及び意識啓発

計画の実効性を高めるためには、県民等が計画の内容を理解し、自主的な環境保全活動を行えるように、様々な手段により計画内容の普及を行うとともに、環境に関する意識の啓発を図ることが重要です。そのため、計画の普及・啓発資材の作成・配布、インターネット等多様な広報媒体の活用により、県民等へ広く周知を図ります。

また、県内の動植物の生息・生育状況などの自然環境情報や公害の状況等、様々な環境情報の体系的整備を進め、Web ページや環境白書等を用いた県民等への情報公開を行います。

さらに、本県の環境保全活動の拠点である「沖縄県地域環境センター」における環境情報・教材の収集、提供を行うとともに、環境セミナーや出前講座等の開催をとおして計画の普及や環境保全意識の向上に努めます。



### 4. 計画推進のための財政措置等

県は、この計画に掲げる施策を実施するため、必要な財政上の措置、その他の措置を講ずるように努めます。その際、計画の進捗状況、環境の状況等を勘案するとともに、施策が統合的かつ計画的に推進されるよう適切に対処します。

## 5. 計画の進捗状況の点検・見直し

計画の各分野の施策や取組には、主要なものについては定量的な指標を与え、毎年その達成度を把握することにより、計画の進捗状況を点検します。

進捗状況の点検は、P D C Aサイクルの考え方に基づき、計画の策定(Plan)、県の事業や取組等の実施及び運用(Do)、取組の実施状況等の点検及び評価(Check)、事業内容等の見直し(Action)という一連の手続きに沿って実施します。

また、計画を実行性のあるものとするため、「第3章 環境の保全・再生・創造のための施策」について、その進捗状況等を環境白書、県庁ホームページ等に掲載し公表します。

なお、進捗状況に係る県民等の意見を踏まえ、環境の保全及び創造に関する施策については、必要に応じて見直しを行います。

### P D C Aサイクルによる進行管理

#### Plan

- 施策・事業の立案
- 必要に応じ環境基本計画の改定
- 個別計画の改定

#### Do

- 環境施策・事業の実施
- 事業実施における環境配慮の徹底

#### Action

- 点検結果を踏まえた施策・事業の見直し
- 環境関連の計画見直しやその他の個別計画への反映も含めた検討

継続的改善

#### Check

- 環境の状況、講じた施策の評価
- 環境白書等で公表

## 6. 調査研究の推進・監視観測体制の充実

複雑化・多様化する環境問題に対応するため、今後とも環境モニタリングを実施していくとともに、メカニズムや影響など未解明な点が多い地球環境問題や有害化学物質などに関する調査研究の取組を推進します。

また、本県における様々な研究機関の連携や、国や大学等、その他機関との連携を図り、監視観測体制を充実強化します。

# 巻末資料

1. 前計画における施策評価結果／基本目標ごとの総合評価
2. 成果指標一覧
3. 沖縄県環境審議会への諮問書及び同審議会からの答申書
4. 計画策定までの経緯
5. 沖縄県環境審議会
6. 新沖縄県環境基本計画（仮称）検討委員会
7. アンケート結果概要
8. ヒアリング結果概要
9. 沖縄県環境基本条例
10. 環境関係法律体系図
11. 用語解説

# 1. 前計画における施策評価結果／基本目標ごとの総合評価

## 【評価結果の凡例】

環境の現況	今後の方針性	
良好	△	現状維持
概ね良好	△	取組の強化もしくは見直しが必要
問題・課題あり		

## 環境への負荷の少ない循環型の社会づくり

### 1. 大気環境の保全

環境基準が定められている大気汚染物質について常時監視測定を行っており二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、有害大気汚染物質については環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては環境基準を達成していません。その要因の一つとして中国大陸からの大気の移流の影響が考えられ、本県だけでは対応できない状況となっています。

- 二酸化窒素環境基準の達成
- 光化学オキシダント環境基準の達成及び注意報発令日数ゼロの維持
- 浮遊粒子状物質の環境基準の達成
- 有害大気汚染物質の環境基準の達成
- クリーンエネルギーの導入促進

### 2. 水環境の保全

公共用水域(河川、海域)の環境基準達成率は、河川97%、海域92%で、河川の達成率は向上しています。下水道等の汚水処理施設整備、合併処理浄化槽の義務化、家畜ふん尿処理施設の整備が進んだことが要因と考えられます。今後は一部基準を達成できない河川、海域について流域の汚水処理施設整備などを進める必要があります。

- 公共用水域(河川、海域)の環境基準の達成
- 下水道等の汚水処理施設整備の促進
- 畜産環境汚染の防止
- 健全な水循環系の構築

### 3. 化学物質対策の推進

大気、水質、底質、地下水、土壤についてダイオキシン類調査を実施しており、全て環境基準を達成しています。また、廃棄物処理施設等における排出抑制対策も目標を達成しています。

- ダイオキシン類の排出抑制の推進
- 化学物質による環境汚染の未然防止

### 4. 騒音・振動・悪臭の防止

自動車騒音に関する環境基準の達成率は、94.7%で一部の地域で基準を達成できていません。また、航空機騒音については、那覇空港周辺において環境基準を超過する状況が発生しています。

振動・悪臭等については、法や条例で規制を行っていますが、毎年、合計で数百件程度の苦情が発生しています。そのため、関係機関と連携しながら規制地域等の見直しを行い、生活環境の保全を図る必要があります。

- 道路交通騒音の環境基準達成
- 航空機騒音の防止
- 騒音・振動・悪臭の防止

### 5. 土壤・地下水環境の保全

県内には土壤汚染対策法の基準に適合しないために指定される指定区域はありません。また、地下水水質については過去に超過のあった井戸等を除き環境基準を達成しています。過去に基準を超過した井戸等については、原因が自然由来である可能性が高い場合があり、今後とも継続調査に努める必要があります。

- 土壤の環境基準の遵守の徹底
- 地下水質の環境基準の達成
- 環境にやさしい農業の推進

### 6. 赤土等流出の防止

平成11年(1999年)以降、人為的な赤土等汚濁が無いと判断される海域の割合(SPSS のランク5以下)は、25~67%で推移しており目標は達成できていません。今後策定予定の「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画(仮称)」で県内の主要海域別に「赤土等に係る環境保全目標」を設定する予定です。

- 赤土等流出の防止

### 7. 廃棄物・リサイクル対策の推進

一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量は、ともに削減目標を達成し年々減少傾向にあります。しかしながら、廃棄物のリサイクル率は横ばい状態であることから、リサイクルを推進するとともに不法投棄対策及び適正処理を推進する必要があります。

- 廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理の推進
- 家畜ふん尿リサイクルシステムの推進
- 廃プラスチック処理の推進

- 数値目標は多くの項目で概ね達成しています。
- 航空機騒音に関する環境基準の超過、農地をはじめとする既存流出源からの赤土等流出防止対策、クリーンエネルギーの導入については、取組を強化していく必要があります。

## 人と自然が共生する潤いのある地域づくり

### 1. 緑・水辺・景観の保全と創造

公共施設や学校等の緑化は概ね計画通りに進捗しています。また、親水性に配慮した河川や親水公園及び公園修景用水として下水処理水の再利用が進められています。

- 公共施設等の緑化推進
- 道路緑化の推進
- 身近(学校、公共施設、住宅・民間施設)な緑化の推進
- 水辺空間の保全と創造
- 下水処理水再利用による親水空間の確保
- 良好な都市景観の形成
- 良好な自然・農村景観の保全と創造

### 2. 歴史・文化環境の保全と創造

文化財の指定は年々増加しており、伝統芸能・工芸伝承者についても大幅に増加しました。また、史跡等の保存整備を平成15年度(2003年度)から平成22年度(2010年度)までに21件実施したほか、企画展等により埋蔵文化財の普及・啓発を行っています。

- 文化財の指定推進
- 記念物の保存整備及び保護・活用
- 良好な自然・農村文化の保全と創造

### 3. 海域生態系の保全

海域における保全地域指定を進めるとともに、各種モニタリング、オニヒトデの駆除、サンゴの移植などを行っています。なお、赤土等の流出が続いていることから陸域における赤土等流出防止対策の強化が必要となっています。

- 海域生態系の適正な保全と創造
- 自然環境に配慮した海辺づくりの推進
- 海辺の自然との触れ合いの場の保全と創造

### 4. 陸域生態系の保全

陸域における地域指定を進めるとともに、北部地域における生物の生息・成育環境を保全するため移入種対策としてマングース駆除を実施しています。また、自然との触れ合いの促進を図るため、グリーン・ツーリズムガイドなどの育成を行っています。

- 陸域生態系の適正な保全と創造
- 多様な生物の生息・生育環境の保全
- 森林・みどりの整備の推進
- 豊かな自然（陸域生態系）と調和した社会づくり
- 自然との触れ合いの場の保全と創造

### 5. 陸水域生態系の保全

環境影響評価制度を適正に運用し事業実施による水辺環境への影響の回避・低減化に努めました。また、国場川等において多自然型の川づくりを実施しています。なお、赤土等の流出が続いていることから赤土等流出防止対策の強化が必要となっています。

- 水辺の保全・復元・創造
- 自然環境に配慮した憩い潤いのある水辺づくりの推進

- ・数値目標は多くの項目が概ね達成、施策も概ね取り組んでいます。
- ・『人と自然が共生する潤いのある地域づくり』に向けた環境保全施策として、今後も取組を推進していく必要があります。

## 環境保全活動への積極的な参加

### 1.環境教育・環境学習の推進

環境教育に関するガイドラインの作成、環境教育指導者の養成が行われているほか、県立少年の家等において体験学習の機会を提供しています。今後は、学校における環境教育と併せて、大人を対象とした環境教育の強化が必要と考えられます。

○環境教育・環境学習の推進

### 2.自主的な環境保全活動の促進

ISO14001環境マネジメントシステムを導入し、環境保全活動を率先して実行するとともに、企業に対するエコアクション21取得支援、アジェンダ21県民会議との連携による自主的環境保全活動の支援、沖縄県地域環境センターによる情報発信、普及啓発活動などを行っています。

○自主的な環境保全活動の促進

### 3.普及・啓発活動の推進

環境月間における講演会、地球温暖化防止月間パネル展や環境交流集会の開催、全県一齊清掃などのイベントを行っています。また、愛鳥週間中の探鳥会、図画コンクール、沖縄県地域環境センターにおける情報発信、各種パンフレット配布、自然観察会などの普及・啓発活動を実施しています。

○普及・啓発活動の推進

- ・数値目標はほとんどの項目が達成、施策も取り組んでいます。
- ・『環境保全活動への積極的な参加』に向けた環境保全施策として、取組を推進していくとともに、今後は大人を対象とした環境教育の強化も図っていく必要があります。

## 地球環境の保全に貢献する社会づくり

### 1.地球温暖化防止対策の推進

沖縄県における平成19年度(2007年度)の温室効果ガス排出量は、1,386万トン(二酸化炭素換算)で、県が目標としていた平成12年度(2000年度)比8%削減という目標を達成できませんでした。この様な結果を踏まえ平成22年度(2010年度)には新たな計画を策定しており、同計画に基づき着実に削減を図っていく必要があります。

○温室効果ガス排出量の削減

### 2.オゾン層保護対策の推進

法令の周知等により、直近3年間の業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量は約30,000kgで、平成15年度(2003年度)に比べ約1.2倍増の回収となっています。

また、使用済自動車のフロンについても、回収基準にもとづき全量を回収する状況になりつつあります。今後とも回収事業者に対する指導を行う必要があります。

○フロンの全量回収をめざした取組の推進

### 3.酸性雨対策の推進

降水のpHの経年的変化を調査した結果、H14年度(2002年度)以降のpHは5前後でほぼ横ばいとなっており、酸性雨の出現率は47～65%で推移しています。今後とも、環境省が実施する全国的な酸性雨モニタリングへの協力・連携を行っていくこととしております。

○酸性雨対策の推進

### 4.その他の地球環境問題への取組の推進

アジェンダ21県民会議と協働し、ローカルアジェンダ行動計画を策定、推進しました。また、ISO14001環境マネジメントシステムを導入し、環境保全活動を率先して実行するとともに、企業に対するエコアクション21取得支援を実施しました。

○その他の地球環境問題への取組の推進

### 5.国際環境協力の推進

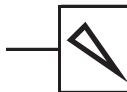
海外研修生の受入や海外におけるマングローブ植林などを実施しました。(平成19年度(2007年度)に事業終了)

○国際環境協力の推進

- ・施策は概ね取り組んでいるが、数値目標未達成が2項目あります。
- ・「1.地球温暖化対策の推進」では、温室効果ガスの排出削減目標が達成できており、新たな計画に基づき着実に削減していく必要があります。また、「3.酸性雨対策の推進」では、県単独で対応できない状況であることから国際的な協力体制の構築などが必要となっています。

## 基地公害の防止のための施策

### 基地関連公害の防止



#### ○基地関連公害の防止

嘉手納及び普天間飛行場周辺における航空機騒音は、24測定局のうち11測定局(46%)で環境基準を達成しておらず、依然として航空機騒音の被害が継続している状況です。そのため、米軍機による航空機騒音の軽減措置等について、米軍等の関係機関に対し、引き続き要請を行う必要があります。

また、基地周辺公共用水域における水質調査の結果、すべての地点で環境基準を達成していますが、基地に起因する環境汚染を未然に防止するため、引き続き監視を行う必要があります。

- ・施策は概ね取り組んでいますが、目標は達成していません。
- ・米軍飛行場周辺における航空機騒音の環境基準達成率が54%であることや基地内で油流出事故が発生していることなど、基地周辺の生活環境、自然環境に影響を与えていていることから、取組を強化していく必要があります。

## 環境保全のための共通的・基盤的施策

### ▼ 共通的・基盤的施策の総合的な実施による計画の推進

環境基本計画の策定等環境政策の総合企画立案及び各種施策の実施段階における総合調整を行っています。また環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例に基づき適正な環境影響評価審査手続きを実施するとともに、戦略的環境影響評価制度の構築に向けて条例制定作業を行っているところです。

- ・施策は概ね取り組んでおり、今後も環境保全のための共通的・基盤的施策を推進していく必要があります。

前計画における施策評価結果／個別施策ごとの評価

基本施策	個別施策	前計画の施策と目標		目標の達成状況、施策の取組状況		評価結果
		目標の具体的な内容	数値目標・達成時期	目標の達成状況	施策の取組状況と課題	
3-1-1 大気環境の保全	①二酸化窒素環境基準の達成	○二酸化窒素の環境基準達成率について、一般環境大気測定局の平成13年度(2001年度)の達成率100.0%を維持します。また、自動車排出ガス測定局については、平成13年度(2001年度)の達成率100.0%の維持に努めます。	○二酸化窒素の環境基準達成率 ＜一般環境大気測定局＞ 将来:100%を維持 ＜自動車排出ガス測定局＞ 将来:100%の維持に努める	数値目標は達成している。 一般環境大気測定局で平成22年度は100.0%(11/11局)、自動車排出ガス測定局で平成22年度は100.0%(4/4局)達成。	概ね取り組んでいる。 【実施状況】 ・大気汚染物質の常時測定 ・保健サーベイランス調査事業(毎年、健康調査アンケートを実施) ・固定発生源対策(規制・指導等)を概ね計画どおり実施した。 ・第3次渋滞対策プログラムを終了した(バイパス等の整備、交差点改良等の実施)。沖縄都市モノレール開業。 ・沖縄県公共交通活性化推進協議会において、平成22年度に「CO2削減」、「渋滞緩和」に関するパンフレットを配布し、啓発活動を実施した。 ・エコドライブの普及促進のほか、バスマップ等の配布等を実施。 ・平成16年度に、「TDM(交通需要マネジメント)施策推進アクションプログラム」を策定。公共交通の利用促進施策として、バス運行体系の改善に取組んだが、バスローン拡充等、乗継運賃割引、バス停など乗継施設の整備などの課題から実現に至っていない。	△ 目標は達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
	②光化学オキシダント環境基準の達成及び注意報発令日数ゼロの維持	○光化学オキシダントの環境基準達成率について、平成13年度(2001年度)の0%から、平成24年度(2012年度)までに100%達成するように努めます。 ○光化学オキシダント注意報発令日数について、平成13年度(2001年度)の0日を維持します。	○光化学オキシダントの環境基準達成率 H24年度:100%達成に努める ○光化学オキシダント注意報発令日数 将来:0日を維持	数値目標は一部達成している。 環境基準達成率は、平成22年度で0%(0/6局)。注意報発令日数は0日を維持。	【課題等】 ・交通量は増加傾向であり、引き続き渋滞対策が必要である。 ・交通結節機能について不十分な駅の対応 ・乗り継ぎ利便性の向上、パークアンドライド駐車場の整備	△ 目標は一部達成であり、今後も引き続き取組の推進が必要。なお、未達成の目標の設定見直しが必要。
	③浮遊粒子状物質の環境基準の達成	○浮遊粒子状物質の環境基準達成率を、一般環境大気測定局の平成13年度(2001年度)の達成率100.0%を維持します。また、自動車排出ガス測定局については、平成13年度(2001年度)の達成率100.0%の維持に努めます。	○浮遊粒子状物質の環境基準達成率 ＜一般環境大気測定局＞ 将来:100%を維持 ＜自動車排出ガス測定局＞ 将来:100%の維持に努める	数値目標は達成している。 一般環境大気測定局で平成22年度は100.0%(5/5局)、自動車排出ガス測定局で平成22年度は100.0%(1/1局)達成。	【課題等】 ・交通量は増加傾向であり、引き続き渋滞対策が必要である。 ・交通結節機能について不十分な駅の対応 ・乗り継ぎ利便性の向上、パークアンドライド駐車場の整備	△ 目標は達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
	④有害大気汚染物質の環境基準の達成	○ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類の環境基準達成率を100.0%とし維持に努めます。	○ベンゼンの環境基準達成率 ○トリクロロエチレンの環境基準達成率 ○テトラクロロエチレンの環境基準達成率 ○ジクロロメタンの環境基準達成率 ○ダイオキシン類の環境基準達成率 (各目標)将来:100%達成及び維持に努める	数値目標は達成している。 ベンゼン等の環境基準達成率は、100.0%(いずれも4/4局)。	概ね取り組んでいる。 ・大気汚染物質の常時測定 ・保健サーベイランス調査事業(毎年、健康調査アンケートを実施) ・発生源対策として、沖縄本島内的一般廃棄物焼却施設の広域化を進め、平成10年度の17施設から平成22年度13施設となつた。離島の広域化が進んでない。 ・ダイオキシン類測定結果について、HPへの公開等、県民への情報提供に努めた。	△ 目標は達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
	⑤クリーンエネルギーの導入促進	○各主体で、太陽光や風力による新エネルギーの導入を積極的に推進します。	○太陽光発電(住宅及び民間企業) H22年度:5万kW ○太陽光発電(公共施設等) H22年度:3,000kW ○風力発電(沖縄島) H22年度:16万kW以上 ○風力発電(沖縄島以外) H22年度:3万kW以上	数値目標は達成していない。 太陽光発電は、平成22年度で住宅及び民間企業は目標値の19%、公共施設等は2%。風力発電は、平成21年度で沖縄島は目標値の1.2%、沖縄島以外は1.1%。	概ね取り組んでいる。 ・太陽光発電導入の普及促進を図るため、平成21年度から太陽光発電設備導入者に対する助成制度を創設しており、太陽光発電の普及促進を図った。 ・設置コストが高額となること等の理由から、率先導入には至っていない。 おきなわアジンダ21県民会議において、環境月間関連イベントや環境フェア等を実施し、県民や事業者へ対する環境保全の普及啓発を推進している。	△ 県内の温室効果ガス排出量は基準年に比較して増加している。太陽光発電、風力発電等クリーンエネルギーの導入は削減効果があるため導入を進める必要があるが、現状は目標を下回っている。今後は、平成22年度に策定した沖縄県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)等に位置づけられた目標の達成に向けて取組を強化していく必要がある。

前計画における施策評価結果／個別施策ごとの評価

基本施策	個別施策	前計画の施策と目標		目標の達成状況、施策の取組状況		評価結果
		目標の具体的な内容	数値目標・達成時期	目標の達成状況	施策の取組状況と課題	
<b>3-1-2 水環境の保全</b>	①公共用水域(河川、海域)の環境基準の達成	○公共用水域の環境基準達成率について、健康項目は平成13年度(2001年度)の達成率100.0%を維持し、生活環境項目(BOD、COD)は平成13年度(2001年度)の83.3%(河川:BOD)、100.0%(海域:COD)を平成24年度(2012年度)までに概ね100%達成・維持するよう努めます。	○公共用水域の環境基準達成率 -河川- <健康項目:カドミウム等26項目> 将来:100%を維持  ○公共用水域の環境基準達成率 -河川- <生活環境項目:BOD> H24年度:概ね100%達成・維持に努める  ○公共用水域の環境基準達成率 -海域- <健康項目:カドミウム等24項目> 将来:100%を維持  ○公共用水域の環境基準達成率 -海域- <生活環境項目:COD> H24年度:概ね100%達成・維持に努める	数値目標は概ね達成している。平成22年度において公共用水域の環境基準達成率には、河川は健康項目98.7%(46/47地点)、生活環境項目(BOD)は97.2%(35/36地点)、海域は健康項目100%(14/14地点)、生活環境項目(COD)91.7%(11/12地点)。	概ね取り組んでいる。 ・沖縄県社会資本整備計画等を基に、流域下水道3流域の供用開始。 ・公共下水道は、41市町村のうち25市町村で事業が実施。 ・家畜排せつ物法の管理基準が適用される農家は、処理施設の整備等により、全て家畜排せつ物の管理基準が遵守されている。 ・事業所等への立入検査の実施、河川等汚濁の通報等による関係事業者への改善指導の実施 ・個人の浄化槽新設の際に補助金を交付。 ・生活排水対策指導員養成への支援 ・生活排水対策重点地域の指定による指定地域における対策の推進 ・啓発用パンフレットの作成 ・県主催の水生生物調査を平成17年度まで実施し、以降は市町村等が実施する水生生物調査を支援。	△ 目標は概ね達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
	②下水道等の污水処理施設整備の促進	○下水道等の污水処理施設整備率(人口普及率)を、平成8年度(1996年度)末の60%から、平成27年度(2015年度)までに94%となることを目指します。	○汚水処理施設整備率 H27年度:合計93.9% 下水道: 82.2% 農業集落排水施設 8.2% 漁業集落排水施設 1.3% 合併処理浄化槽 2.2%  ○下水道接続率 H15年度:90%	目標年度・数値が見直されており、概ね進捗はよい。 下水道整備率は平成22年度は66.5%(平成40年度目標84.6%)、農業集落排水施設は3.3%(同5.7%)、漁業集落排水施設は0.2%(同0.3%)、合併浄化槽は10.8%(同5.9%)。 下水道接続率は、平成22年度で88%。	概ね取り組んでいる。 ・平成10年度に「沖縄県下水道等整備構想」を策定した。その後社会情勢の変化に応じて適宜見直しを図り、平成22年度末に新たに「沖縄污水再生ちゅら水プラン」を策定した。 ・構想見直し(ちゅら水プラン)によると、多くの市町村が維持管理費の急増などにより集合処理計画から個別処理計画へ転換しており、その結果、集落排水施設の要整備集落が半減した。 ・個人の浄化槽新設の際に補助金を交付。	△ 目標年度・数値が見直されており、概ね進捗は良いが、今後も引き続き取組の推進が必要。
	③畜産環境汚染の防止	○家畜ふん尿処理施設等の整備を行い、畜産に起因する環境汚染の防止を図ります。	○浄化処理施設整備箇所数 H20年度:153箇所(累計)  ○家畜排せつ物処理施設の整備 H16年度:残る要整備737戸について整備推進  ○堆肥舍整備箇所数 H20年度:161箇所(累計)	数値目標は達成している。 家畜排せつ物処理施設の整備は、平成16年度目標(残る要整備737戸)に対し、平成22年で1,598戸整備。	取り組んでいる。 ・環境保全型畜産確立推進指導協議会等において、実態調査及び巡回指導等を実施。 ・家畜保健衛生所等が農家に対し対策を指導。 ・畜糞排水の河川等への垂れ流し、不法投棄に対する指導及び摘発措置の実行。 ・家畜排せつ物法の管理基準が適用される農家は、処理施設の整備等により、全て家畜排せつ物の管理基準が遵守されている。	△ 目標は達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
	④健全な水循環系の構築	○ダム等の河川水の有限性という制約に対応すべく、節水の向上に努めるとともに、水資源としての積極的な雨水利用や、水の有効利用・循環利用としての下水処理水等の再生水利用を推進し、健全な水循環系の構築を図ります。		目標設定なし。	概ね取り組んでいる。 ・平成4年策定「沖縄県水資源有効利用推進方針」の具体的な検討。 ・手引、指針等の配布、雨水利用推進により、河川水への依存を軽減し、節水意識の向上に寄与した。 ・沖縄県水資源有効利用推進方針において、「都市計画上の水資源有効利用」について計画。 ・那覇浄化センターの下水処理水を高度処理し、那覇新都心地区等へ雑用水を供給。 ・平成14年度に「土木建築部総合雨水対策に関する行動計画」策定。 ・1ha以上の開発(民間等)によって雨水流出量が増加しないよう指導・助言。 ・総合雨水対策による効果が数値化されていないことから、定量的な指標を設定する必要がある。	△ 概ね取り組んでいるが、今後も引き続き取組の推進が必要。

前計画における施策評価結果／個別施策ごとの評価

基本施策	個別施策	前計画の施策と目標		目標の達成状況、施策の取組状況		評価結果
		目標の具体的な内容	数値目標・達成時期	目標の達成状況	施策の取組状況と課題	
3-1-3 化学物質対策の推進	①ダイオキシン類の排出抑制の推進	○ダイオキシン類の県内排出量を平成20年度(2008年度)までに、平成9年度(1997年度)比で、約9割の削減を目指します。	○ダイオキシン類の排出量 H20年度: H9年度比で約9割を削減	数値目標は達成している。 ダイオキシン類の県内排出量は、目標値(平成20年度までに、平成9年度(10.8g-TEQ/年)比で、約9割の削減)に対し、平成21年度で0.94g-TEQ/年。	概ね取り組んでいる。 ・ダイオキシン類測定調査・常時監視 ・発生源対策として、沖縄本島内の一般廃棄物焼却施設の広域化を進め、平成10年度の17施設から平成22年度13施設となった。離島の広域化が進んでない。 ・一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設におけるダイオキシン類測定結果の確認・必要に応じて立ち入り検査を実施。	△ 目標は達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
	②化学物質による環境汚染の未然防止	○環境汚染化学物質検出率について、平成13年度(2001年度)の17%から平成24年度(2012年度)までに0%となるよう努めます。	○環境汚染化学物質検出率(検出数/検体数) H24年度: 0%	-	概ね取り組んでいる。 ・ダイオキシン類測定調査・常時監視 ・廃棄物焼却施設におけるダイオキシン類排出抑制対策 ・ダイオキシン類に関する県民への情報提供及び理解と協力の要請	△ 概ね施策を実施しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
		○ゴルフ場排水農薬調査暫定指針値超過率(超過検体数/調査検体数) H24年度: 0%		数値目標は達成している。 ゴルフ場排水農薬調査暫定指針値超過率は、平成21年度0%(0/45検体)。	概ね取り組んでいる。 ・水質、底質、生物、大気中の化学物質の濃度レベルを把握するため、サンプリング調査を行った。 ・ゴルフ場周辺環境調査(排水の農業調査、使用実態調査) ・ゴルフ場周辺環境調査(排水の農業調査、使用実態調査) ・公共水域においてへい死魚があった場合、サンプルを採取し、原因把握に努めた。	△ 目標は達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
3-1-4 騒音・振動・悪臭の防止	①道路交通騒音の環境基準達成	○主要幹線道路等の夜間騒音の環境基準達成率を、平成24年度(2012年度)までに住居系地域の住居が最も密集する地域について概ね100%とします。	○環境基準達成率 H24年度: 概ね100%達成に努める	数値目標は達成している。 平成17年度は50.0%(5/10地点)。平成18年度から面的評価が導入され、平成22年度では94.7%(55,124/58,179戸)。	概ね取り組んでいる。 ・自動車交通騒音常時監視測定調査 ・騒音測定結果の公表及び関係機関への低減化要請 ・規制地域の指定及び規制基準の設定 ・法及び条例に基づく規制・指導の徹底 ・騒音防止に係る普及啓発 ・H13~H22までに24路線、約56Kmの排水性舗装(低騒音舗装)の整備が完了した。	△ 目標は達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
	②航空機騒音の防止	○那覇空港に係る環境基準の地域類型指定を当てはめる地域内の航空機騒音について、平成24年度(2012年度)までに環境基準の概ね100%達成に努めます。  ○離島空港に係る、航空機騒音が高い区域にある学校について、教育環境を改善するため、騒音防止対策に努めます。	○航空機騒音の環境基準適合率 H24年度: 概ね100%達成に努める	数値目標は達成できていない。 航空機騒音の環境基準適合率は、平成22年度で、75.0%(3/4地点)。	概ね取り組んでいる。 ・那覇空港周辺航空機騒音測定調査 ・測定結果の公表 ・関係機関への航空機騒音防止対策、都市計画整備への配慮要請 ・WECPNL(うるささ指数70)を超えていた施設の防音工事を実施してきた。県単予算により実施しており、近年は予算が半減している事から、事業進捗に影響がでている。	△ 航空機騒音は那覇空港周辺で環境基準を超過する状況が発生しており、航空機騒音の監視測定等を継続するとともに航空機騒音防止対策に関する要請の実施など取組を強化していく必要がある。
	③騒音・振動・悪臭の防止	○騒音・振動のない静かで安らぎのある生活環境、悪臭による不快感のない生活環境の確保、維持に努めます。	○公害苦情件数 <騒音> H24年度: 現状(H12年102件)を半減	数値目標(現状を半減)は達成できていない。 平成12年度の102件に対し、平成17年は66件、平成22年は105件。	概ね取り組んでいる。 ・騒音苦情調査 ・騒音・振動実態調査 ・規制地域の指定及び規制基準の設定(H17、H22に規制地域を見直し)	△ 概ね取り組んでいるが、振動・悪臭等については、関係機関と連携しながら規制地域等の見直しを行い、生活環境の保全を図る必要がある。

前計画における施策評価結果／個別施策ごとの評価

前計画の施策と目標				目標の達成状況、施策の取組状況		評価結果
基本施策	個別施策	目標の具体的な内容	数値目標・達成時期	目標の達成状況	施策の取組状況と課題	
3-1-5 土壤・地下水 環境の保全	①土壤の環境基準の遵守の徹底	○土壤の環境基準について、平成13年度(2001年度)の達成率100.0%を維持し、土壤の汚染に伴う周辺環境の影響を防止します。	○土壤の環境基準達成率 将来: 100%を維持	数値目標は達成している。 土壤(ダイオキシン類)の環境基準達成率は、平成22年度で100%(14/14地点)。	概ね取り組んでいる。 ダイオキシン類対策特別措置法第27条に基づき、県内の土壤環境基準(ダイオキシン類)の測定を行っている。	△ 目標は達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
	②地下水質の環境基準の達成	○地下水質の環境基準達成率を、平成12年度(2000年度)の達成率78.3%から、平成24年度(2012年度)までに概ね100%達成するように努めます。	○地下水の環境基準達成率 H24年度: 概ね100%達成に努める	数値目標は達成している。 地下水の環境基準達成率は、平成22年度で100%(7/7地点)。	概ね取り組んでいる。 ・地下水の水質把握(概況調査、モニタリング調査及び周辺調査) ・汚染原因の究明(検討会、汚染地域の浄化対策) ・工場・事業場の有害物質の地下浸透の規制・指導 ・有害物質の自主管理の適正指導 ・事業者に対する地下水浄化対策の指導及び技術的支援	△ 目標は達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
	③環境にやさしい農業の推進	○農業生産における、農薬、化学肥料の使用量について、低減化を図ります。	○農薬使用量 将来: 低減化を図る	数値目標(低減化)は概ね達成している。 農薬使用量の環境基準達成率は、平成12年度の約3,165tに対し、以降1,676~3,073tで推移し、平成22年度は2,095t。	概ね取り組んでいる。 ・エコファーマー、特別栽培農産物の認証拡大 ・農業研究センターで技術開発 ・温暖な気候のため周年病害虫が発生した、また、東南アジア等から新たな病害虫の侵入もみられる。さらに、近年、化学農薬が効かない病害虫も増えており、引き続き農薬に依存しない病害虫防除対策を推進する必要がある。	△ 目標は概ね達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
3-1-6 赤土等流出の防止	①赤土等流出の防止	○農地をはじめとする既存流出源からの流出や、諸開発に伴う赤土等の流出を防止し、河川や海域の生態系を再生・維持していきます。	○流域協議会設置数(累計) H22年度: 50水系	数値目標(50水系)は達成できていない。 流域協議会設置数は、平成22年度は11協議会。	概ね取り組んでいる。 ・赤土等流出防止条例に基づく、公共工事における流出対策の実施。 ・事業行為対象工事箇所については条例を遵守するよう指導している。 ・「農地対策マスター・プラン」を15市町村で策定し、赤土等流出危険度マップ等を作成。 ・環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の適切な運用。 ・赤土等流出防止条例による規制・指導等(届出等の審査・監視・指導等、赤土等流出防止計画の策定中、県内11市町村に流域協議会を設置、赤土等流出危険度マップの作成、啓発指導、開発事業現場のパトロール、赤土等流出防止講習会の開催、堆積土砂利用技術の開発)	△ 沖縄県赤土等流出防止条例の対象となる開発事業については、届出審査、現場監視等により、流出は抑制されている。 しかし、県全体の流出量の7割を占めていると推定される農地については、同条例の排出基準が適応されていない。 今後の赤土等流出防止対策は、主な発生源である農地等の対策を強化していく必要がある。 なお、今後策定予定の「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画(仮称)」で県内の主要海域別に「赤土等に係る環境保全目標」を設定する予定となっており、本計画においても同数値を目標値として設定することを検討している。
		○海域での赤土等の堆積が簡易法で ランク5以下(定点観測) 将来: 100%	数値目標は達成できていない。 「海域での赤土等の堆積が簡易法でランク5以下」には、平成13年度の75%(9/12地点)に対し、以降25%(3/12地点)~83%(10/12地点)で推移し、平成22年度は33%(4/12地点)。	概ね取り組んでいる。 ・農地保全巡回パトロールを実施。 ・赤土等流出防止対策についての普及・啓発を行っている。 ・赤土等流出防止計画の策定中、県内11市町村に流域協議会を設置、赤土等流出危険度マップの作成、啓発指導、堆積土砂利用技術の開発 ・農業農村整備事業において、条例に基づく対策により流出量は減少している。 ・水質保全対策事業(耕土流出防止型)の整備実績は、平成22年度5,875haとなっており、平成23年度における目標達成(12,300ha)は困難となっている。 理由は、沈砂池等の削減対策から、発生源である農地及びその周辺での対策を複合化した整備手法へ遷移したことが挙げられる。 従って、整備手法変更により、赤土等流出の削減効果は向上したものの、整備費用高騰により、面整備率は低いものとなつた。 しかし、危険度ランクを用いた評価と照らし合わせると流出状況や社会的影響の大きい地域内での対策は71.7%と進んでおり、一応の成果は得られたものと考える。	△ 沖縄県赤土等流出防止条例の対象となる開発事業については、届出審査、現場監視等により、流出は抑制されている。 しかし、県全体の流出量の7割を占めていると推定される農地については、同条例の排出基準が適応されていない。 今後の赤土等流出防止対策は、主な発生源である農地等の対策を強化していく必要がある。 なお、今後策定予定の「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画(仮称)」で県内の主要海域別に「赤土等に係る環境保全目標」を設定する予定となっており、本計画においても同数値を目標値として設定することを検討している。	

前計画における施策評価結果／個別施策ごとの評価

基本施策	個別施策	前計画の施策と目標		目標の達成状況、施策の取組状況		評価結果
		目標の具体的な内容	数値目標・達成時期	目標の達成状況	施策の取組状況と課題	
3-1-6 赤土等流出 の防止	①赤土等流 出の防止	○農地をはじめとする既存流出源からの流出や、諸開発に伴う赤土等の流出を防止し、河川や海域の生態系を再生・維持していきます。	○排出基準の達成率 将来:100%	排出基準の達成率については、調査実施していない。	<p>概ね取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生源対策の強化（緑化）として、米軍基地内において、防衛省が実施する開発事業については、条例に基づく通知の審査を行うとともに、基地内に立ち入り、現場監視を行った。</li> <li>・平成21年度の調査により、衛星写真を用いて米軍基地内の裸地を把握し、流出量計算式を用いて、県全体の米軍基地からの流出量を推計した。</li> <li>・赤土等流出防止計画の策定中</li> <li>・赤土等流出危険度マップの作成（基地の範囲及び基地内の裸地についてデジタルマップを作成し、既存のGISシステムに登録した。</li> <li>・普及啓発要請（基地からの赤土等流出の際、基地内立入の要請を行っている。</li> <li>・堆積土砂利用技術の開発</li> </ul>	 <p>沖縄県赤土等流出防止条例の対象となる開発事業については、届出審査、現場監視等により、流出は抑制されている。 しかし、県全体の流出量の7割を占めていると推定される農地については、同条例の排出基準が適応されていない。 今後の赤土等流出防止対策は、主な発生源である農地等の対策を強化していく必要がある。 なお、今後策定予定の「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画（仮称）」で県内の主要海域別に「赤土等に係る環境保全目標」を設定する予定となっており、本計画においても同数値を目標値として設定することを検討している。</p>
		○河川海域の赤土等流出量（USLE式による推算） 将来：事業現場、農地等からの赤土等流出の削減に努める	河川海域の赤土等流出量は、平成20年度まで未調査で、平成21年度以降一部実施となっている（平成23年度まで）。 なお、目標は「事業現場、農地等からの赤土等流出の削減に努める」としている。	河川海域の赤土等流出量は、平成20年度まで未調査で、平成21年度以降一部実施となっている（平成23年度まで）。 なお、目標は「事業現場、農地等からの赤土等流出の削減に努める」としている。	<p>概ね取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・赤土等流出状況の把握、流出防止技術の検討を行ってきた。</li> <li>・赤土等流出対策支援システムを構築した。</li> <li>・水質保全対策事業（耕土流出防止型）では、農地における対策の実施調査、開発現場における対策の実証調査などを行った。また、その成果を事業の拡充事項として国へ要望し、赤土等流出防止対策の新たな手法として取り入れている。</li> <li>・赤土等流出防止対策交流集会及び赤土等流出防止講習会を毎年開催している。</li> <li>・土壤特性の調査研究は、平成15年度以降は実施していない。</li> </ul>	 <p>同上</p>
		○赤土等流出防止施設整備率（農地） H23年度:70%	数値目標は達成できていない。 赤土等流出防止施設整備率（農地）は、目標値平成23年度70%に対し、平成22年度33.4%。	数値目標は達成できていない。 赤土等流出防止施設整備率（農地）は、目標値平成23年度70%に対し、平成22年度33.4%。	<p>概ね取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・赤土等堆積量の把握（県内110の海域において、SPSS測定を実施中）。</li> <li>・赤土等堆積状況等定点観測調査（県内12海域において、毎年、SPSS測定及びサンゴ被度調査を実施）。</li> <li>・赤土等流出量の把握（県全体の赤土等流出量を推計調査中）。</li> <li>・ネットワークの確立（赤土等流出防止対策協議会の開催、平成21年度まで赤土等監視員を設置）</li> <li>・赤土等流出防止交流集会及び赤土等流出防止技術講習会を毎年開催。</li> <li>・「沖縄の土木技術を世界に発信する会」主催シンポジウムにおいて、赤土流出問題がテーマとして取り上げられた。</li> <li>・「赤土等ガイドブック」及び「赤土等流出防止対策ハンドブック」を作成。</li> <li>・県内11市町村に赤土等流域協議会が設立された。</li> </ul>	 <p>同上</p>

前計画における施策評価結果／個別施策ごとの評価

基本施策	個別施策	前計画の施策と目標		目標の達成状況、施策の取組状況		評価結果
		目標の具体的な内容	数値目標・達成時期	目標の達成状況	施策の取組状況と課題	
3-1-7 廃棄物・リサイクル対策の推進	①廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理の推進	<p>○平成17年度(2005年度)を目標年度とし、以下の目標に向け取り組んでいきます。</p> <p>&lt;一般廃棄物&gt;</p> <p>①排出量を平成9年度(1997年度)に対し3%削減 (H9('97):49万9千トン/年→H17('05):48万4千トン/年)</p> <p>②再生利用量を平成9年度(1997年度)の5.8%から17%に増加 (H9('97):2万9千トン/年→H17('05):8万2千トン/年)</p> <p>③最終処分量を平成9年度(1997年度)の36.1%から22%に削減 (H9('97):18万トン/年→H17('05):10万6千トン/年)</p> <p>&lt;産業廃棄物&gt;</p> <p>①排出量の増加を平成9年度(1997年度)に対し6%以下に抑制 (H9('97):207万1千トン→H17('05):218万8千トン)</p> <p>②再生利用量を平成9年度(1997年度)の38.2%から45%に増加 (H9('97):79万1千トン→H17('05):97万9千トン)</p> <p>③最終処分量を平成9年度(1997年度)の20.4%から13%に削減 (H9('97):42万3千トン→H17('05):29万5千トン)</p>	<p>○一般廃棄物排出量 H17年度: H9年度に対し3%削減</p> <p>○産業廃棄物排出量(農業を除く) H17年度: 排出量の増加をH9年度に対し6%以下に抑制</p> <p>○県産建設資材利用率 H17年度: 100.0%</p> <p>○建設廃棄物の再資源化等率 H17年度: 95%</p>	<p>数値目標は達成している。 一般廃棄物排出量は、目標値49万2千トン(平成9年度50万7千トン)(に対し3%削減)に対し、平成21年度42万7千トン。</p> <p>数値目標は達成している。 産業廃棄物排出量(農業を除く)は、目標値2,425千トン(排出量の増加を平成9年度2,288千トンに対し6%以下に抑制)に対し、平成21年度1,864千トン。</p> <p>—</p> <p>数値目標は概ね達成している。 建設廃棄物の再資源化等率は、目標値平成17年度95%に対し、平成20年度93%。</p>	<p>概ね取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ減量化の普及啓発(ごみ減量・リサイクル週間)。</li> <li>・マイバッグキャンペーンに伴うレジ袋有料化に取り組んでいる。</li> <li>・県産リサイクル整品利用促進事業により3製品認定し普及啓発</li> <li>・個人の浄化槽新設の際に、補助金を交付している。</li> <li>・米軍基地から排出される廃棄物の状況を調査すると共に、廃棄物の分別、適正処理等について要請。</li> <li>・ちゅら島環境美化条例に基づき全県一斉清掃などの取組を実施。</li> </ul> <p>概ね取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の不適正処理、不法投棄防止対策として、廃棄物監視指導員、及び不法投棄監視員を配置。</li> <li>・特別管理廃棄物の適正処理について監視・指導を実施。PCB廃棄物保管事業者へ適正保管を指導。</li> <li>・公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備について、住民等の合意形成に取り組んでいる。</li> <li>・建設リサイクル資材の利用促進による、最終処分量の減量等、循環型社会の構築に向けた取組を実施。</li> <li>・府内各課で構成する廃棄物適正処理推進連絡会議を設置し、廃棄物の適正処理・リサイクルの効果的推進を図っている。</li> <li>・産業廃棄物排出抑制・リサイクル等推進事業により、11件の排出抑制・リサイクル施設整備等に補助金交付。</li> <li>・産業廃棄物税を導入</li> </ul> <p>—</p> <p>—</p>	 <p>目標は達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。</p>
	②家畜ふん尿リサイクルシステムの推進	<p>○家畜ふん尿について適正処理を行い、河川等水質汚濁防止に努め、堆肥化など有効利用に取り組みます。</p>	<p>○堆肥舎整備箇所数 H20年度: 161箇所(累計)</p> <p>○家畜排せつ物の利用量 H20年度: 2,034千トン/年(全体の96%)</p>	<p>数値目標は一部達成。 家畜排せつ物の利用量は、平成20年度設定の目標値2,034千トン/年(全体の96%)に対し、1,190千トン/年(全体の77.8%)。</p> <p>堆肥舎整備箇所数についての目標達成状況は不明。</p>	<p>概ね取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜排せつ物の管理基準が適用される農家は、処理施設の整備等により、全て家畜排せつ物の管理基準が遵守されている。</li> <li>・環境保全型畜産確立推進指導協議会等において、実態調査及び巡回指導等を実施。</li> <li>・家畜保健衛生所等が農家に対し環境対策を指導。</li> <li>・堆肥センターに沖縄県堆肥センター協議会を設置(経営の健全化、堆肥の流通の促進、堆肥化システムの検討等を目的とする)。</li> <li>・堆肥技術についての勉強会、講習会へ参加</li> <li>・堆肥の流通促進や宣伝のためのパンフレット作成</li> <li>・肥料取締法遵守の指導</li> </ul>	 <p>目標は概ね達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。</p>
	③廃プラスチック処理の推進	○プラスチック類の使用量を押さえ、農業用廃プラスチック類等の廃棄量を減らし、適正に処理します。	○処理量 将来: 500トン/年(計画)	—	施策の取り組み状況不明。	—
	<新規> ④下水汚泥の有効利用の推進	<新規> ○下水汚泥を有効利用することにより、循環型社会の構築に貢献します。		目標設定無し。	<p>概ね取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県の下水汚泥発生量は約52千t/年(平成22年度)で、ほぼ全量をコンポスト化し、綠農地還元により有効利用。</li> </ul>	 <p>施策は概ね取り組んでおり、今後も取組を推進していく必要がある。</p>

前計画における施策評価結果／個別施策ごとの評価

基本施策	個別施策	前計画の施策と目標		目標の達成状況、施策の取組状況		評価結果
		目標の具体的な内容	数値目標・達成時期	目標の達成状況	施策の取組状況と課題	
3-2-1 緑・水辺・ 景観の保全 と創造	①公共施設等の緑化推進	<p>○沖縄の自然を活かし、在来種による伝統的風景を規範とした修景綠化を推進します。</p> <p>○緑地の確保目標は平成27年度(2015年度)は、市街化区域の35%、都市計画区域の14%とし、身近な環境にみどりが広がるまちづくりを進めます。</p> <p>○都市公園等の整備率は、平成27年度(2015年度)までに県民一人当たり20m<sup>2</sup>(平成7年度(1995年度):4.2m<sup>2</sup>)を目指します。</p>	<p>○緑の基本計画の策定 <b>将来:各市町村毎に策定</b></p> <p>○自然公園区域の拡大及び管理強化 <b>H23年度:公園敷8箇所(累計)</b></p> <p>○1人当たりの公園面積 <b>将来:整備推進</b></p> <p>○自然公園の整備と利活用 <b>H23年度:整備箇所63箇所(累計)</b></p>	<p>数値目標は概ね達成している。緑の基本計画はH22年度13市町村(H15年度9市町村)で策定済み。</p> <p>自然公園の指定箇所H22年度で7箇所(H14年度6箇所)。</p> <p>一人あたりの都市公園面積H21年度で10.7m<sup>2</sup>/人(H13年度7.3m<sup>2</sup>/人)。</p> <p>自然公園の整備箇所H22年度で60箇所(H14年度44箇所)。</p>	<p>概ね取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園整備の推進により、H21年度で国内標準値を超えている。</li> <li>・引き続き長期的な望ましい値を目指し整備を推進。</li> <li>・風致地区の指定区域を拡大、緑地保全地区は優先度が低い。</li> <li>・沖縄海岸国定公園の見直し(本部カルスト地域を編入)、多良間島立自然公園を新規指定。</li> <li>・沖縄県修景綠化実施計画書に基づく綠化重点地域で、H14～H16年度で6地区の修景綠化整備を実施。</li> </ul>	 <p>目標は概ね達成しているが、今後中南部の都市公園整備の推進が必要。</p>
	②道路緑化等の推進	<p>○県管理道路(国道、県道、街路)について、緑化推進に努めます。</p> <p>○長期的には、人家の連担する地域の幹線道路について、概ね緑化に努めます。</p>	<p>○道路緑化延長(率) <b>将来:推進に努める</b></p>	<p>数値目標は概ね達成している。H11年度に緑化率が47.9%と全国1位となる。H17で44.8%とほぼ横ばいとなるが、現在も高水準の道路緑化を推進している。</p>	<p>概ね取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路緑化基本計画がH9年度に改められ、量のある道路景観を推進、管理面で課題有り。</li> <li>・都市計画区域内21市町村中14市町村において都市計画マスタープラン策定。</li> <li>・工場立地法に基づく特定工場の緑地確保(新設届出12件)。</li> </ul>	 <p>目標は概ね達成しているが、今後維持管理手法の確立が必要。</p>
	③身近(学校、公共施設、住宅・民間施設)な緑化の推進	<p>○学校施設、公共施設、住宅・民間施設などの身近な緑化の推進に努めます。</p>	<p>○緑化率60%以上学校数&lt;高等学校&gt; <b>H15年度:52校(累計)</b></p> <p>○緑化率60%以上&lt;特殊教育諸学校&gt; <b>H15年度:16校(累計)</b></p>	<p>数値目標は一部達成している。高等学校の緑化率60%以上学校数は、H22年度で50前後(H12年度49校)で横ばい。</p> <p>特殊教育諸学校の緑化率60%以上学校数は、H22年度で12校(H16年度以降横ばいで9～12校)。</p> <p>学校統合の影響により、緑化率が下がる年度もある。</p>	<p>概ね取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒、教職員、PTA等の協働による学校緑化。</li> <li>・環境共生住宅推進事業等の成果をHPや講習会等により周知。</li> <li>・ハンブルット(沖縄型環境共生住宅のすすめ)の中で環境共生住宅の手法の一つとして、屋上緑化を取りあげて普及啓発。</li> <li>・沖縄県総合緑化基本計画に基づき、公共施設周辺の広場や駐車場に率先して緑地、緑陰を確保。</li> <li>・住宅の緑化、工場等の緑化を推進。</li> <li>・沖縄県植樹祭、緑化コンクール、ポスター原画コンクール等を実施。</li> </ul>	 <p>目標は概ね達成しているが、引き続き取組の推進が必要。</p>
	④水辺空間の保全と創造	<p>○自然海岸や河川の保全に努め、河川の改修などに当たっては、自然環境や親水性に配慮した快適な水辺空間の提供に努めます。</p>	<p>○親水性に配慮した川づくり <b>将来:整備推進</b></p>	<p>数値目標は概ね達成している。H12年度からH22年度にかけて国場川等の整備を推進(H9年度～H11年度にかけて羽地大川、奥川、天願川等を整備)。</p>	<p>概ね取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国場川の親水性に配慮した川づくり、久茂地川河川環境整備等の河川整備事業の実施。</li> <li>・河川愛護団体を募り、河川の除草・清掃を実施(H22愛護団体数:55団体)。</li> <li>・地域用水環境整備事業でカンジン地区(久米島町)を含む5地区を整備。</li> </ul>	 <p>目標は概ね達成しているが、引き続き取組の推進が必要。</p>
	⑤下水処理水再利用による親水空間の確保	<p>○下水処理水の再利用により、親水空間を確保し、人々にゆとりと潤いを与える憩いの場を提供します。</p>	<p>○新世代下水道支援事業 <b>将来:整備推進</b></p>	<p>数値目標は概ね達成している。H22年度までに8件の事業(H13年度7件)が実施されている。</p>	<p>概ね取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H19年度までに西崎親水公園等の事業が実施され、人々にゆとりと潤いを与える憩いの場を提供。</li> </ul>	 <p>目標は概ね達成しているが、引き続き取組の推進が必要。</p>
	⑥良好な都市景観の形成	<p>○地域特性を生かした優れた景観の形成に努めます。</p>	<p>○モデル地区指定数 <b>H16年度:3地区</b></p>	<p>前計画で掲げた数値目標は達成していないが、H16の景観法の制定に伴って、景観行政団体数を新たな目標とし景観政策に取り組んでいる。</p>	<p>取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法の制定(H16)など、国の動向を踏まえ「沖縄県景観形成基本計画」を策定。</li> <li>・市町村の景観計画策定を促進(H22年度末、景観行政団体数11、景観計画策定数6)。</li> <li>・定期的に違反広告物の簡易除却を実施(H22年度実績24,576件)。</li> <li>・H3～H22までに約98Kmの電線共同溝の整備が完了。</li> </ul>	 <p>目標は概ね達成しているが、引き続き取組の推進が必要。</p>
	⑦良好な自然・農村景観の保全と創造	<p>○農村地域における良好な自然・農村景観の保全を図るために、農村環境の保全と整備を行います。</p>	<p>○田園環境整備マスターplan作成の推進 ○農村環境計画の作成推進 <b>H15年度:2地区(予定)</b></p>	<p>数値目標は概ね達成している。北中城村、与那原町の2市町村以外は、田園環境整備マスターplanか農村環境計画を策定し、農業農村整備事業の実施に向けた整備を図っている。</p>	<p>取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと農村活性化基金事業等により地域共同で行う農村環境の向上に資する活動を支援。</li> <li>・「沖縄・ふるさと百選」を認定し農山漁村の活性化に寄与。</li> <li>・グリーン・ツーリズム実践者の支援や都市と農山漁村との交流を目的とした交流施設等を整備。</li> </ul>	 <p>目標は概ね達成しているが、引き続き取組の推進が必要。</p>

前計画における施策評価結果／個別施策ごとの評価

前計画の施策と目標				目標の達成状況、施策の取組状況		評価結果
基本施策	個別施策	目標の具体的な内容	数値目標・達成時期	目標の達成状況	施策の取組状況と課題	
3-2-2 歴史・文化 環境の保全 と創造	①文化財の 指定推進	○伝統や文化の薫り満ちた、深 まりのある環境の形成を目指し ます。	○文化財の指定件数 H15年度: 309件 将来: 指定推進	数値目標は概ね達成している。 文化財の指定件数は毎年着実に増加しH22年度で422件(H13年度367件)となり、指定推進がなされている。	取り組んでいる。 ・文化財の指定を推進し毎年着実に増加。 ・文化財教育普及関係刊行物として要覧や紀要・図画作品集他合計16冊を刊行・配布。 ・文化財愛護図画作品の募集(入賞者の表彰及び作品の展示)。 ・文化財情報DB構築。 ・承者養成事業は国・県指定無形文化財の芸能・工芸を対象。 ・「歴代宝案」、「新沖縄県史」関連の刊行物を編集・刊行。 ・文化財の保存整備(史跡等16、建造物40、民俗文化財8、天然記念物6)。	△ 目標は概ね達成しているが、引き続き取組の推進が必要。
	②記念物の 保存整備及び 保護・活用	○広く県民が利用できるよう、 史跡等周辺の環境整備を推進 する。 ○埋蔵文化財の調査、発掘や 記録保存に努めるとともに、価 値が高いものについて指定文 化財にして保全を図ります。	○史跡名勝指定件数 H15年度: 3件 将来: 指定推進 ○埋蔵文化財発掘調査 件数 H15年度: 60件 将来: 調査推進 ○史跡整備件数 H15年度: 13件 将来: 整備推進	数値目標は概ね達成している。 史跡名勝指定件数はほぼ毎年着実に実施(約1~3件指定)。 埋蔵文化財の発掘件数は毎年年間約40件実施(H22年度45件)し、着実に調査を推進。 史跡整備件数は年間平均約16件実施(H22年度16件)。	取り組んでいる。 ・史跡等の整備6件完了。 ・土地公有化事業化4件完了。 ・史跡等の指定は、H22年では44件指定、11件増加。 ・埋蔵文化財地図情報システム作成。 ・年間4件開発会議を実施。 ・県立埋蔵文化財センターで体験学習、文化財講座等開催。 ・沖縄県立埋蔵文化財センターで基地内文化財の分布調査や試掘調査を実施。	△ 目標は概ね達成しているが、引き続き取組の推進が必要。
	③良好な自 然・農村文化 の保全と創造	○農村地域における歴史遺産 や農業文化、及び自然環境の 保全を図るために、農村環境の 保全と整備を行います。	○田園環境整備地域 H23年度: 47市町村	北中城村と与那原町以外は田園 環境整備地域となっており、概ね 数値目標を達成できている。	概ね取り組んでいる。 ・自然環境と調和した農業生産整備基盤と生活環境基盤整備の総合的支援を図った。しかし、集落機能の低下、社会資本整備の集落格差の拡大等新たな問題が発生。 ・ふるさと農村活性化基金事業等により地域共同で行う農村環境の向上活動を支援。 ・「沖縄・ふるさと百選」として認定し、農山漁村の活性化を図った。 ・グリーン・ツーリズム実践者の支援、人材育成等を実施。	△ 目標は概ね達成しているが、新たな問題も発生していることから、引き続き取組の推進が必要。
3-2-3 海域生態系 の保全	①海域生態 系の適正な保 全と創造	○島しょ県沖縄の豊かな海域 生態系の保全を図ります。	○地域指定による保全面積(海域) H17年度: 85,475ha (新規指定11,149ha) ○保全地域箇所数 H17年度: 3地域(自然環境保全地域) 4地域(鳥獣保護区) 7地域(自然公園区域)	数値目標は概ね達成している。 地域指定による保全面積(海域)は毎年着実に増加し、H22年度95,025ha(H13年度74,326ha)となる。 保全地域箇所数はH22年度:8地域(自然公園地域)の1増加。	概ね取り組んでいる。 ・法、県条例に基づく審査会、住民意見等への配慮。 ・条例に基づく届出等の審査、監視、指導等を随時実施。 ・海岸保全区域の指定(新規:10区域、変更区域:6区域)。 ・環境生態系保全活動支援事業によりサンゴ礁漁場のモニタリング、オニコトテ駆除等を実施。 ・漁業公害調査指導事業により、養殖漁場周辺の環境モニタリングを実施。 ・「海岸愛護月間」の際に海浜清掃活動を実施。 ・生活排水対策指導員養成への支援。 ・河川への畜舎排水流入について、畜舎に対する監視指導。 ・赤土等発生源対策の強化等。	△ 目標は概ね達成しているが、引き続き取組の推進が必要。
	②自然環境に 配慮した海辺 づくりの推進 ※自然と調 和した災害に 強い県土づく り	○なるべく自然海岸を保全し、 海岸の改修等に当たっては、自然 環境に配慮した海辺づくりを行 います。	○自然環境に配慮した 海辺づくり 将来: 海岸保全基本計 画の策定・推進	数値目標は達成している。 自然環境に配慮した海辺づくりとし てこれまでに6海岸で整備を完了。 海岸保全計画はH15年度策定完了。	概ね取り組んでいる。 ・海岸保全基本計画の策定・推進。 ・宇摩海岸、金武湾港宇堅海岸の 海岸環境整備事業を完了。 ・同事業について新規事業が抑制 され新規展開が困難。 ・整備完了後の維持管理費の捻 出等様々な問題が生じる。 ・リバーポーク等在来種を混植し、自然 環境に配慮した植栽を実施。 ・防風工、伏工も木材や麻シートなどの 自然素材を使用。	△ 目標は達成しているが、維持管理費の捻出など課題が残る。
	③海辺の自 然との触れ合 いの場の保全 と創造	○海辺の自然を保全・創出し、 触れ合いの場の提供に努めま す。		目標設定無し。	概ね取り組んでいる。 ・海浜観察養成講座の開催、海浜 美化に関する事業、体験・滞在型 観光の推進等はほぼ未実施。 ・河川・海岸等の適正利用啓発につ いては、学校への周知や「海岸 愛護月間」の際に市町村と連携し て海浜等の清掃活動を実施。	△ 概ね取り組んでいるが、引き続き取り組みの推進が必要。

前計画における施策評価結果／個別施策ごとの評価

前計画の施策と目標				目標の達成状況、施策の取組状況		評価結果
基本施策	個別施策	目標の具体的な内容	数値目標・達成時期	目標の達成状況	施策の取組状況と課題	
3-2-4 陸域生態系の保全	①陸域生態系の適正な保全と創造	○本県のすぐれた自然を有する地域のうち、自然的、社会的情条件から特に保全が必要とされる地域を適正に保全するための地域指定(陸域)について、平成12年度(2000年度)末の55,774haに加え、平成13年度(2001年度)から平成17年度(2005年度)の間に8,366haの新規指定を行います。	○地域指定による保全面積(陸域) <b>H17年度: 64,140ha</b> (新規指定8,366ha) ○保全地域箇所数 <b>H17年度: 3地域(自然環境保全地域)</b> <b>4地域(鳥獣保護区)</b> <b>7地域(自然公園区域)</b>	数値目標は概ね達成している。 地域指定による保全面積(陸域)についてはH22年度: 67,715haで目標値(H17年度64,140ha)を達成。 保全地域箇所数は、H22年度: 46地域(自環12、鳥25、生息2、自然7)で、ほぼ横ばい。	概ね取り組んでいる。 ・本部カルスト地域の沖縄海岸国定公園区域への編入、H22年度多良間県立自然公園の新規指定。 ・自然環境の実態把握調査結果が15年経過している地域もあり、国のRDBランク見直し等もあることから新規調査が必要。 ・県条例で特別配慮地域を定め、条例の対象規模を一般地域の2分の1としている。 ・国・県指定天然記念物6件について、樹勢回復等の保護事業実施。 ・やんばる地域でマングース対策を実施、H17、H18年度には大宜味村、東村で北上防止策を設置。 ・森林の保全は、森林整備事業により、地域特性を生かした造林、保育等を計画的に推進。	△ 目標は概ね達成しているが、引き続き取組の推進が必要。
	②多様な生物の生息・生育環境の保全	○野生生物の保護を図るために、平成23年度(2011年度)までに鳥獣保護区を30箇所にします。○野生生物に悪影響を及ぼす移入種対策として、沖縄島北部地域のマングース等を平成16年度(2004年度)までに排除し、以後、再侵入の防止を図ります。	○鳥獣保護区の設定 <b>H23年度: 30地域(累計)</b> ○マングース等駆除数 <b>H14~H16年度: やんばる地域でのマングース駆除の徹底</b> <b>H17年度以降: やんばる地域へのマングース侵入防止対策の実施</b>	数値目標は一部達成している。 鳥獣保護区の設定はH22年度では25地域となっており、目標の30地域を未達成。 マングース等駆除は毎年実施しており、駆除数は年々減少傾向。 H22年度では184頭(H14年度2,107等)。	概ね取り組んでいる。 ・特殊鳥類生息環境調査については、H16年度、H17年度にヤンバルクイナ生息数調査、ロードキルマダラシ生息数調査、多発地域の環境調査等を実施。 ・H21年度、H22年度には侵略的外来種の侵入状況調査を実施。 ・狩猟免許試験を年1回実施。 ・有害鳥獣の駆除は、市町村で実施し営農支援課と連携。	△ 目標は一部未達成、引き続き取組の推進が必要。
	③森林・みどりの整備の推進	○森林の公益的機能(水源かん養や景観美等)の拡充を図るために、森林・みどりの整備を推進します。	○造林面積(累計) <b>H15年度: 10,189ha</b> ○松くい虫被害(被害量)の低減 <b>H18年度: 被害の終息を目指す</b> ○保安林面積 <b>H15年度: 24,366ha</b>	数値目標は達成している。 ・造林面積(累計)H22年度: 10,266ha(目標値H15年度: 10,189ha) ・松くい虫被害(被害量)の低減H22年度: 14,330m <sup>3</sup> (H13年度: 28,774m <sup>3</sup> ) ・保安林面積H22年度: 30,501ha(目標値H15年度: 24,366ha)	概ね取り組んでいる。 ・計画的に森林整備を実施。 ・松くい虫被害は、保全すべき松林を重点的に駆除や予防対策を実施。 ・森林保険の加入促進を行い、風害等気象災による損害を填補。 ・公営種子採取、母樹林の整備、苗木生産等の事業を実施。 ・地域森林計画に基づき、森林整備、治山施設整備を実施。 ・地域森林計画等に基づき、林業施策等を実施。 ・森林・林業技術は適切かつ効果的な普及指導活動を実施。 ・森林の保全、農地防風林の整備等を推進。	△ 目標は概ね達成しているが、引き続き取組の推進が必要。
	④豊かな自然(陸域生態系)と調和した社会づくり	○快適で潤いのある豊かな生活環境づくりにあたっては、沖縄の豊かな自然環境の保全に配慮し、環境にやさしい手法の採用に努めるとともに、その適切な活用を図り、自然と調和した社会の形成を図ります。		目標設定無し。	概ね取り組んでいる。 ・自然環境と調和した生活環境基盤整備の総合的支援を図っている。しかし、集落機能の低下、社会资本整備の集落格差の拡大等新たな問題が発生。 ・グリーンツーリズム実践者の支援、人材育成等を実施。 ・田園環境整備マスター講習会等は県内34市町村で実施済み。 ・農林漁業体験施設等の整備を図っているが、財政的な問題があり十分対応できていない。 ・地域森林計画等に基づき、林業施策等を実施。 ・体験・滞在型プログラム、施設の整備。 ・森林セラピーの事業展開(国頭村) ・課題として、魅力あるプログラムの作成、広報宣伝等のソフトインフラの整備があげられる。	△ 数値目標を設定し、引き続き取組の推進が必要。
	⑤自然との触れ合いの場の保全と創造	○自然との触れ合いの促進を図ります。	○県民の森年間来場者 <b>H15年度: 25万人</b>	数値目標は未達成。 県民の森年間来場者 H22年度: 171,804人(数値目標 H15年度: 25万人)	概ね取り組んでいる。 ・自然公園区域内海の観察(糸満市大度海岸5回)、山の自然観察会(与那覇岳、県民の森、各1回)を実施。 ・グリーンツーリズム実践者の支援、人材育成等を実施。 ・田園環境整備マスター講習会等は県内34市町村で実施済み。 ・農林漁業体験施設等の整備を図っているが、財政的な問題があり十分対応できていない。 県民の森等は、H18年度に指定管理者制度を導入、自主事業の実施等により森林レクリエーションの場として提供された。 ・ガイド、インストラクター養成。 ・体験・滞在型施設の整備。	△ グリーンツーリズムガイドなどの育成を行うなど、概ね取り組んでいるが、今後も引き続き取り組みの推進が必要。

前計画における施策評価結果／個別施策ごとの評価

前計画の施策と目標				目標の達成状況、施策の取組状況		評価結果
基本施策	個別施策	目標の具体的な内容	数値目標・達成時期	目標の達成状況	施策の取組状況と課題	
<b>3-2-5 陸水域生態系の保全</b>	①水辺の保全・復元・創造	○良好な水辺環境の保全を図ります。	○自然環境に配慮した水辺づくり <b>将来・整備推進</b>	数値目標は概ね達成している。 H12年度からH22年度にかけて国場川等の整備を推進(H9年度～H11年度にかけて羽地大川、天願川等を整備)。	概ね取り組んでいる。 ・法、県条例に基づく審査会、住民意見等への配慮。 ・条例に基づく届出等の審査、監視、指導等を随時実施。 ・公共用水域の水質監視。 ・生活排水対策では、集合処理計画から個別処理計画へ転換し、集落排水施設の要整備集落が半減。H22年度ちゅら水プランでは整備計画人口81,650人に対し、62,580人の処理施設が採択(73.0%)。 ・生活排水対策重点地域の指定による指定地域の対策の推進。 ・農業農村整備事業では、県条例により赤土等の流出防止に努めてきたことから、開発行為事業箇所からの流出量は減少。 ・水質保全対策事業(耕土流出防止型)の整備実績は、H22年度整備率33.4%、達成率47.8%となり、H23年度目標達成困難。	△ 目標は概ね達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
	②自然環境に配慮した憩い潤いのある水辺づくりの推進	○なるべく自然河川を残し、河川の改修等に当たっては、自然環境に配慮した水辺づくりを行います。		目標設定無し。	概ね取り組んでいる。 ・国場川等の多自然川づくりを推進。 ・農業農村整備事業実施の際は、自然環境保全や復元なども配慮しながら計画・実施。 ・田園環境整備マスターープラン、農村環境計画は県内34市町村で策定済み。 ・グリーンツーリズム実践者の支援、人材育成等を実施。 ・農林漁業体験施設等の整備を図っているが、財政的な問題があり十分対応できていない。	△ 概ね施策を実施しているが、未実施の事業については今後取組を推進していく必要がある。
<b>3-3-1 環境教育・環境学習の推進</b>	①環境教育・環境学習の推進	○学校、家庭、地域、職場等において環境教育・環境学習を推進します。	○子どもエコクラブ会員数 <b>H15年度・延べ500人</b> ○環境教育モデル校(小中高校) <b>将来・今後とも推進</b> ○環境教育研究指定推進校(小中高校) <b>将来・今後とも推進</b> ○ガイドライン数 <b>H23年度:100件(累計)</b>	一部の数値目標は達成している。 子どもエコクラブ会員数はH22年度で730人(H13年度265人)となり、増加している。	概ね取り組んでいる。 ・H15～H17年度に順次小学校編、中学校編等の体験型教育プログラムを作成。 ・子どもエコクラブの活動普及のため、環境交流集会を開催。 ・小学校等を対象にしたごみ減量、リサイクル講座を開講。 ・久米島町カンジンダム周辺の水路で小学生による底生生物調査を実施。 ・県主催の水生生物調査はH17年度で終了。市町村等が実施する水生生物調査を支援。 ・沖縄県地域環境センターのHPを活用し、環境関連イベント等の情報提供を実施。 ・「美ら島おきなわ農の散歩道」等農山漁村地域の魅力を掲載した冊子の作成、配布を実施。 ・小中高等教諭を対象に「環境学習指導講座」を実施。 ・緑の少年団体験学習会の開催。 ・研究指定校として2年間指定。 ・H14～15: 宮古農林高校、H16～17: 南部商業高校、H18～19: 八重山農林高校、H20～21: 豊見城高校、H22～23: 具志川商業高校	△ 概ね施策を実施しているが、今後も取組を推進していく必要がある。
<b>3-3-2 自主的な環境保全活動の促進</b>	①自主的な環境保全活動の促進	○環境への負荷の少ない社会の実現へ向け、各主体の自主的、積極的な環境保全活動への取り組みを推進します。 ○県が率先して環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証取得を目指します。	○ISO14001認定事業所数 <b>H15年度・延べ20箇所</b>	数値目標は達成している。 ISO14001認定事業所数はH22年度で78箇所(H10年度1箇所)となる。	取り組んでいる。 ・各主体と連携し沖縄県環境保全率先実行計画を推進。 ・上記計画により、各種省エネ活動を実施。 ・H23年2月にISO14001の2度目の認証更新。 ・H18年度に策定した沖縄県グリーン購入基本方針に基づき、グリーン購入を推進。 ・学校現場での出前講座等による環境活動支援。 ・環境月間で環境保全に係る講演会等の普及啓発活動。 ・毎年度環境白書発行。	△ 目標を達成しており、今後も取組を推進していく必要がある。

前計画における施策評価結果／個別施策ごとの評価

前計画の施策と目標				目標の達成状況、施策の取組状況		評価結果
基本施策	個別施策	目標の具体的な内容	数値目標・達成時期	目標の達成状況	施策の取組状況と課題	
3-3-3 普及・啓発活動の推進	①普及・啓発活動の推進	○環境情報の適切な提供に努めます。 ○環境保全に関する普及・啓発活動を推進します。	○環境美化促進月間に における美化清掃活動の 延参加人数 H18年度：12千人	数値目標は達成している。 環境美化促進月間ににおける美化 清掃活動の延参加人数はH22年 度で5万7千人(H18年度目標1万2 千人)に達している。	取り組んでいる。 ・環境月間において、環境保全に 係るパネル展等を開催。 ・地域環境センターを活用して環境 保全啓発活動を実施。 ・おきなわ環境交流集会開催。 ・沖縄県環境保全基金の運用益で 環境保全啓発活動実施。 ・環境モデル校事業の廃止→愛鳥 モデル校指定を検討。 ・ちゅら島環境美化推進県民連絡 会議総会開催(年1回)。 ・レジ袋有料化の実施(県内11社 と協定を締結)。 ・ゴミ減量・リサイクル推進週間等 の普及啓発活動。	△ 目標を達成しており、 引き続き取組を推進していく必要がある。
3-4-1 地球温暖化防止対策の推進	①温室効果ガス排出量の削減	○温室効果ガス総排出量を平成22年度(2010年度)までに平成12年度(2000年度)レベルから8%削減することを目指します。	○CO2排出量(推計値) H22年度：H12年度比で8%の削減を目指す	数値目標は未達成。 温室効果ガス排出量は、2000年 度～2007年度にかけて11%増加 (目標H12年度比で8%の削減を目 指す)。	概ね取り組んでいる。 ・沖縄県地球温暖化地域推進計 画(H22年度終了)を推進。目標は 未達成。 ・H21年度から太陽光発電設備導 入者への助成制度を創設、H22年 度は393件助成。 ・クリーンエネルギーは設置コスト が高額で率先導入に至っていない い。 ・県公共交通活性化推進協議会で 小中高生を対象に公共交通の必 要性啓発パンフを配布。 ・公共交通機関の利用促進を図る ためバスマップ等配布。 H22年度に新たな沖縄県地球溫 暖化対策実行計画を策定。 ・都市計画区域内の綠化、緑地保 全を推進。 ・全島綠化県民運動推進会議を設 置し、全島綠化県民運動を展開、 県全体の綠化を効率的に推進。 <前計画では未掲載となるが新た に実施した取組> ・H22年度、鉄軌道の導入可能性 について検討。 ・鉄軌道導入のための新たな整備 スキーム及び営業主体に対する特 例を定めた法制度の必要性を提 案。	△ 温室効果ガスの排出 量は、2000年度～ 2007年度にかけて 11%増加しており、 地球環境全体だけではなく、本県においても 直接的に様々な影響 を及ぼすことから、 H22年度に新たに策 定した地球温暖化対 策実行計画に沿って、 取組を推進し温室効 果ガス排出量を削減 していく必要がある。
3-4-2 オゾン層保護対策の推進	①フロンの全量回収をめざした取組の推進	○沖縄県フロン回収・処理推進協議会(国・県・市、消費者団体、家電製品関係団体、カーエアコン関係団体で構成)を通じ、 廃家電品、カーエアコン等からのフロンの回収を促進し、平成24年度(2012年度)までに全量回収を目指します。	○フロン回収・処理<家電製品> H24年度：全量回収 ○フロン回収・処理<業務用冷凍空調機器> H24年度：全量回収 ○フロン回収・処理<カーエアコン> H24年度：全量回収	数値目標は概ね達成している。 フロン回収・処理の業務用冷凍空 調機器は、H22年度で31,626.9kg (H12年度8,486.9kg)、カーエアコン は、H17年度で802.0kg(H12年度 941.6kg)となっており、毎年度回収 に向けた取組が実施されている。	概ね取り組んでいる。 ・フロン回収・破壊法に係る事業者 等説明会の開催(毎年)。 ・県フロン回収・処理推進協議会の 開催。 ・事業者等へのフロン回収指導等 を実施。 ・県環境月間などをを利用して、立入 検査等を実施。 ・土木建築部局と連携して、解体 工事現場等の視察及び解体事業 者に対するフロンの適切な回収、 破壊及び周知を実施。	△ 目標を概ね達成して おり、今後も推進して いく必要がある。
3-4-3 酸性雨対策の推進	①酸性雨対策の推進	○酸性雨の監視や調査研究を進め、発生の防止に努めます。	○酸性雨出現率(観測数 /調査試料数) 将来：低減化に努める	数値目標は未達成。 毎年度酸性雨観測を実施。 H22年度は出現率約3割となるが、 近年の動向として約5割～6割程度 の出現率となる(H13年度46.6%)。	概ね取り組んでいる。 ・酸性雨観測(降水のpH測定、イ オン分析)及び調査研究を実施。	△ 酸性雨は大陸から大 気の移流による越境 汚染が主な要因で、 県で対策を取ることが 困難であることから、 今後も酸性雨の監視・ 観測を継続するとともに、 広域的・国際的な連携・協力を働きかけ ていく必要がある。
3-4-4 その他地球環境問題への取組の推進	①その他の地球環境問題への取組の推進	○熱帯林の減少等その他の地 球環境問題にも適切な対応に 努めます。		目標設定無し。	概ね取り組んでいる。 ・平成11年度に沖縄県環境保全 率先実行計画を策定し、以後3期 にわたって一事業者として省エネ や省資源化に努めてきた。	△ 施策は概ね取り組んで おり、今後も推進して いく必要がある。

前計画における施策評価結果／個別施策ごとの評価

前計画の施策と目標				目標の達成状況、施策の取組状況		評価結果
基本施策	個別施策	目標の具体的な内容	数値目標・達成時期	目標の達成状況	施策の取組状況と課題	
<b>3-4-5 国際環境協力の推進</b>	①国際環境協力のための交流事業を推進します。	○国際環境協力のための交流事業を推進します。	○受入れた環境保全研修生の人数 <b>将来：継続実施に努める</b>	数値目標は達成している。 H19年度で取組終了。	概ね取り組んでいる。 ・海外の研修生を対象とした環境分析研修を25回実施(平成19年度で終了)。	 目標は達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
<b>3-5-1 基地関連公害の防止</b>	①基地関連公害の防止	○米軍基地の存在に起因する基地公害の防止に努めます。	○基地周辺の環境調査及び環境マップの作成 ○航空機騒音の環境基準の達成率 <b>H23年度：74%（17/23局）</b>	数値目標は未達成。 基地周辺の環境調査及び環境マップの作成はH14年度以降未実施。 航空機騒音の環境基準達成率はH14年度からほぼ横ばいで、H22年度54%(目標値H23年度74%)。	概ね取り組んでいる。 ・米軍航空機騒音の監視測定。 ・基地排水監視調査及び基地周辺公共水域の水質等監視調査。 ・米軍基地内の裸地を把握、米軍基地からの流出量推計。 ・赤土等流出が確認される都度、基地内立入を要請。 ・原子力軍艦の寄港に係る放射能対策(放射能レベルの監視等)。 ・基地返還に伴う適正な土壤調査及び土壤汚染処理対策の確立を図る。 ・返還跡地の汚染土壤等処理対策。 ・米軍によるアセス実施等を要請、国内法や県条例で米軍事業は該当せず、米軍によるアセス手続き事例はない。 ・基地内で環境汚染が発生した場合、県によるサンプリング調査、原因究明を要請。 ・米軍基地からの廃棄物状況調査、廃棄物の分別、適正処理等の要請。	 航空機騒音による住民生活への悪影響や演習に伴う自然破壊、さらには汚染物質等の流出など基地周辺の住民生活環境や自然環境に様々な影響を与えていていることから、今後も米軍航空機騒音の監視測定や基地への立入を要請するなどの取組を行っていく必要がある。
<b>3-6-1 共通的・基盤的施策の総合的な実施による計画の推進</b>	①共通的・基盤的施策の総合的な実施による計画の推進	○環境保全のための共通的・基盤的施策の総合的な実施による計画の推進を図ります。		目標設定無し。	概ね取り組んでいる。 ・海外、大学等からの環境保全研修生の受け入れ。 ・環境月間での街頭キャンペーン等の啓発活動。 ・毎年度環境白書の発行。 ・環境保全措置の効果検証。 ・SEAの情報収集、県でのSEAの在り方を検討。 ・法、条例の対象外の小規模事業における環境配慮を検討。 ・環境情報システムを構築(充分に活用されていない)。	 施策は概ね取り組んでおり、今後も取組を推進していく必要がある。

## 2. 成果指標一覧

指標名		沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)	項目の説明
<b>【基本施策】 3-1-1</b>		<b>大気環境の保全</b>				
1	大気環境基準の達成率	90% (22年度(2010年度))	100%	100%	85% (22年(2010年))	環境基本法第16条第1項の規定に基づき定められた大気汚染に係る環境基準の達成率
2	ダイオキシン類に係る環境基準の達成率	100% (22年度(2010年度))	100%	100%	大気・地下水・土壤: 100% 公共用水域水質: 98.4% 底質: 99.5% (22年(2010年))	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の達成率
<b>【基本施策】 3-1-2</b>		<b>水環境の保全</b>				
1	河川水質環境基準の達成率	97% (22年度(2010年度))	100%	100%	92% (20年(2008年))	環境基準類型指定水域数に対する環境基準(BOD75%値)達成水域数の割合
2	海域水質環境基準の達成率	92% (22年度(2010年度))	100%	100%	76% (20年(2008年))	環境基準類型指定水域数に対する環境基準(COD75%値)達成水域数の割合
3	ダイオキシン類に係る環境基準の達成率	100% (22年度(2010年度))	100%	100%	大気・地下水・土壤: 100% 公共用水域水質: 98.4% 底質: 99.5% (22年(2010年))	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の達成率
<b>【基本施策】 3-1-3</b>		<b>化学物質対策の推進</b>				
1	ダイオキシン類に係る環境基準の達成率	100% (22年度(2010年度))	100%	100%	大気・地下水・土壤: 100% 公共用水域水質: 98.4% 底質: 99.5% (22年(2010年))	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の達成率
2	環境保全型農業に取り組む農家数	704件 (23年(2011年))	1,000件 (27年(2015年))	1,300件	220,296件※ (23年(2011年))	有機JAS、特別栽培農産物及びエコファーマーの認証・認定件数の合計 ※国の数値には特別栽培農産物を含まない
<b>【基本施策】 3-1-4</b>		<b>騒音・振動・悪臭の防止*</b>				
1	自動車騒音に係る環境基準達成率	95% (22年度(2010年度))	100%	100%	91% (22年度(2010年度))	環境基本法第16条第1項の規定に基づき定められた自動車騒音に係る環境基準の達成率
2	航空機騒音に係る環境基準達成率	50% (21年度(2009年度))	75%	100%	76% (20年度(2008年度))	公害対策基本法第9条の規定に基づき定められた航空機騒音に係る環境基準の達成率
<b>【基本施策】 3-1-5</b>		<b>土壤・地下水環境の保全</b>				
1	環境保全型農業に取り組む農家数	704件 (23年(2011年))	1,000件 (27年(2015年))	1,300件	220,296件※ (23年(2011年))	有機JAS、特別栽培農産物及びエコファーマーの認証・認定件数の合計 ※国の数値には特別栽培農産物を含まない
<b>【基本施策】 3-1-6</b>		<b>赤土等流出の防止</b>				
1	監視海域76海域における赤土等年間流出量	159,000トン (23年度(2011年度))	110,000トン	72,000トン	—	監視海域の目標類型達成に必要な陸域からの赤土等流出削減量に基づく年間流出量
2	海域での赤土堆積ランク5以下の地点割合	33% (23年(2011年))	50%	100%	—	人為的な赤土等による汚染の影響がないと判断される底質中懸濁物質含量(SPSS)ランク5以下の割合

\*騒音、振動及び悪臭に係る規制地域の指定及び見直しの事務については、従来、都道府県知事の事務であったが、法改正により、平成24年4月1日からは市の区域内の地域については、市長へ権限が移譲されている。

指標名		沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)	項目の説明
<b>【基本施策】 3-1-7</b>		<b>廃棄物・リサイクル対策の推進</b>				
1	一般廃棄物の1日1人あたりの排出量	831g (20年度(2008年度))	805g以下	805g以下	1,033g (20年度(2008年度))	(収集ごみ+直接搬入ごみ+集団回収)を総人口で割った数値(g/日・人)
2	一般廃棄物の再生利用率	12.7% (22年度(2010年度))	22%	22%	20.8% (22年度(2010年度))	排出された一般廃棄物のうち再生利用された量の割合
3	産業廃棄物の再生利用率	48.7% (22年度(2010年度))	50%	50%	40.5% (21年度(2009年度))	排出された産業廃棄物のうち再生利用された量の割合
4	産業廃棄物管理型最終処分場の残余年数【残余容量】 (22年度(2010年度))	3.3年 【37,744m³】	15.3年 【150,000m³】	10.3年 【101,000m³】	13.2年 【104,595,956m³】 (22年度(2010年度))	残余年数=残余容量÷最終処分量
5	不法投棄件数(1トン以上) (22年度(2010年度))	140件	100件	70件	2,870件 (10トン以上) (22年度(2010年度))	沖縄県:1件あたり1トン以上。産業廃棄物、一般廃棄物を含む件数 全国:1件あたり10トン以上。産業廃棄物のみの件数
6	全県一斉清掃参加人数 (22年度(2010年度))	5.7万人	7万人	10万人	—	ちゅら島環境美化全県一斉清掃への参加人数
<b>【基本施策】 3-2-1</b>		<b>緑・水辺・景観の保全と創造</b>				
1	県民による緑化活動件数	55件 (23年度(2011年度))	増加	増加	—	花や緑あふれる県土形成のため、地域住民参加型緑化活動の件数
2	都市計画区域内緑地面積	65,155ha (18年度(2006年度))	維持	維持	—	都市計画区域内における都市公園等の施設緑地及び法的に規制されている保全系緑地の合計面積
3	都市計画区域における一人当たりの都市公園面積	10.6m²/人 (22年度(2010年度))	13.0m²/人	15m²/人	9.8m²/人 (22年度(2010年度))	沖縄県における都市計画区域内人口1人当たりに対する都市公園面積
4	主要道路における緑化延長	0km (23年(2011年))	280km	300km	—	花や緑あふれる県土形成のため、沿道環境に配慮した植樹等による主要道路の緑化延長
5	森林緑地面積	118,814ha (23年度(2011年度))	120,596ha	124,161ha	—	緑の美ら島づくり行動計画に基づく森林緑地面積の増加計画面積
6	自然環境の再生率	調査中 (24年(2012年))	「自然環境再生指針」の策定	50%(仮目標) 「自然環境再生指針」で具体的に定める	—	再生が必要な水辺等の箇所数に対する再生した箇所数の割合
7	自然環境に配慮した河川整備の割合	調査中 (23年度(2011年度))	増加	増加	—	県管理河川(二級河川)の整備を要する延長に対する自然環境に配慮した河川整備を行った割合
8	自然環境に配慮した海岸整備の延長	600m (23年度(2011年度))	1,810m	2,830m	—	砂浜や海浜緑地等自然環境に配慮した海岸保全施設の延長
9	市町村景観行政団体数	21団体 (23年度(2011年度))	30団体	41団体	—	景観法に基づく景観施策を実施する地方公共団体(景観法)
10	景観地区数	3地区 (23年度(2011年度))	10地区	24地区	—	市街地の良好な景観の形成を図る地区(景観法)
11	景観アセスメント数	0件 (23年度(2011年度))	10件	20件	—	公共工事の景観に対する評価
12	景観・親水性に配慮した海岸整備の延長	4,850m (23年度(2011年度))	8,940m	10,080m	—	景観や海浜利用等親水性に配慮した海岸保全施設の延長
13	良好な景観形成に資する無電柱化(無電柱化整備延長)	49km (23年(2011年))	85km	125km	—	防災や景観の観点から、路上の電柱を無くすための電線共同溝等の整備延長
14	歴史景観と調和する都市公園の供用面積	32.0ha (22年度(2010年度))	58.9ha	143ha	—	世界遺産である首里城や中城城趾等の歴史的景観と調和した都市公園(首里城公園、中城公園、浦添大公園)の供用面積合計

指標名		沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)	項目の説明
<b>【基本施策】 3-2-2</b>		<b>歴史・文化環境の保全と創造</b>				
1	文化財の指定件数	1,342件 (23年(2011年))	1,400件	1,450件	—	文化財指定件数
<b>【基本施策】 3-2-3</b>		<b>森林生態系の保全・再生</b>				
1	沖縄の絶滅種数	19種 (23年度(2011年度))	維持	維持	—	沖縄県版レッドデータに記載されている絶滅種の数
2	沖縄県北部地域におけるヤンバルクイナの推定生息範囲	173メッシュ (23年度(2011年度))	180メッシュ	190メッシュ	—	マンガース北上防止柵以北におけるヤンバルクイナの指定生息地域のメッシュの数
3	自然保護区域面積	53,473ha (23年(2011年))	54,542ha	55,633ha	—	自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区の新規指定・拡充による面積
<b>【基本施策】 3-2-4</b>		<b>陸水生態系の保全・再生</b>				
1	自然環境の再生率	調査中 (24年(2012年))	「自然環境再生指針」の策定	50%(仮目標) 「自然環境再生指針」で具体的に定める	—	再生が必要な水辺等の箇所数に対する再生した箇所数の割合
2	自然環境に配慮した河川整備の割合	調査中 (23年度(2011年度))	増加	増加	—	県管理河川(二級河川)の整備を要する延長に対する自然環境に配慮した河川整備を行った割合
3	自然環境に配慮した海岸整備の延長	600m (23年度(2011年度))	1,810m	2,830m	—	砂浜や海浜緑地等自然環境に配慮した海岸保全施設の延長
4	自然保護区域面積	53,473ha (23年(2011年))	54,542ha	55,633ha	—	自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区の新規指定・拡充による面積
<b>【基本施策】 3-2-5</b>		<b>沿岸・海洋生態系の保全・再生</b>				
1	海洋保護区の設置数	0海域 (23年(2011年))	1海域	2海域	—	海洋保護区の設定海域の数
2	監視海域76海域における赤土等年間流出量	159,000トン (23年度(2011年度))	110,000トン	72,000トン	—	監視海域の目標類型達成に必要な陸域からの赤土等流出削減量に基づく年間流出量
3	海域での赤土堆積ランク5以下の地点割合	33% (23年(2011年))	50%	100%	—	人為的な赤土等による汚染の影響がないと判断される底質中懸濁物質含量(SPSS)ランク5以下の割合
4	自然環境に配慮した海岸整備の延長	600m (23年度(2011年度))	1,810m	2,830m	—	砂浜や海浜緑地等自然環境に配慮した海岸保全施設の延長

指標名		沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)	項目の説明
<b>【基本施策】 3-2-6</b>		<b>都市生態系・農地生態系の保全・再生</b>				
1	都市計画区域内緑地面積	65,155ha (18年度(2006年度))	維持	維持	—	都市計画区域内における都市公園等の施設緑地及び法的に規制されている保全系緑地の合計面積
2	都市計画区域における一人当たりの都市公園面積	10.6m <sup>2</sup> /人 (22年度(2010年度))	13.0m <sup>2</sup> /人	15m <sup>2</sup> /人	9.8m <sup>2</sup> /人 (22年度(2010年度))	沖縄県における都市計画区域内人口1人当たりに対する都市公園面積
3	一般廃棄物の1日1人あたりの排出量	831g (20年度(2008年度))	805g以下	805g以下	1,033g (20年度(2008年度))	(収集ごみ+直接搬入ごみ+集団回収)を総人口で割った数値(g/日・人)
4	一般廃棄物の再生利用率	12.7% (22年度(2010年度))	22%	22%	20.8% (22年度(2010年度))	排出された一般廃棄物のうち再生利用された量の割合
5	産業廃棄物の再生利用率	48.7% (22年度(2010年度))	50%	50%	40.5% (21年度(2011年度))	排出された産業廃棄物のうち再生利用された量の割合
6	不法投棄件数(1トン以上)	140件 (22年度(2010年度))	100件	70件	2,870件 (10トン以上) (22年度(2010年度))	沖縄県:1件あたり1トン以上。産業廃棄物、一般廃棄物を含む件数 全国:1件あたり10t以上。産業廃棄物のみの件数
7	全県一斉清掃参加人数	5.7万人 (22年度(2010年度))	7万人	10万人	—	ちゅら島環境美化全県一斉清掃への参加人数
8	産業部門における二酸化炭素排出量	249万t-CO2 (20年度(2008年度))	229万t-CO2 (27年度(2015年度))	208万t-CO2 (32年度(2020年度))	422百万t-CO2 (22年度(2010年度))	製造業等から排出される二酸化炭素の排出量
9	民生家庭部門における二酸化炭素排出量	297万t-CO2 (20年度(2008年度))	250万t-CO2 (27年度(2015年度))	216万t-CO2 (32年度(2020年度))	172百万t-CO2 (22年度(2010年度))	家庭等から排出される二酸化炭素の排出量
10	民生業務部門における二酸化炭素排出量	303万t-CO2 (20年度(2008年度))	284万t-CO2 (27年度(2015年度))	270万t-CO2 (32年度(2020年度))	217百万t-CO2 (22年度(2010年度))	事務所やホテル等から排出される二酸化炭素の排出量
11	運輸部門における二酸化炭素排出量	377万t-CO2 (20年度(2008年度))	377万t-CO2 (27年度(2015年度))	377万t-CO2 (32年度(2020年度))	232百万t-CO2 (22年度(2010年度))	自動車等から排出される二酸化炭素の排出量
12	環境保全型農業に取り組む農家数	704件 (23年(2011年))	1,000件 (27年(2015年))	1,300件	220,296件※ (23年(2011年))	有機JAS、特別栽培農産物及びエコファーマーの認証・認定件数の合計 ※国の数値には特別栽培農産物を含まない
<b>【基本施策】 3-3-1</b>		<b>環境教育・環境学習の推進</b>				
1	環境啓発活動(セミナー、出前講座、自然観察会)参加延べ人数	2,500人 (23年度(2011年度))	10,000人	17,500人	—	環境啓発活動への参加人数
2	全県一斉清掃参加人数	5.7万人 (22年度(2010年度))	7万人	10万人	—	ちゅら島環境美化全県一斉清掃への参加人数
<b>【基本施策】 3-3-2</b>		<b>自主的な環境保全活動の促進</b>				
1	環境啓発活動(セミナー、出前講座、自然観察会)参加延べ人数	2,500人 (23年度(2011年度))	10,000人	17,500人	—	環境啓発活動への参加人数
2	全県一斉清掃参加人数	5.7万人 (22年度(2010年度))	7万人	10万人	—	ちゅら島環境美化全県一斉清掃への参加人数
<b>【基本施策】 3-3-3</b>		<b>普及・啓発活動の推進</b>				
1	環境フェアの参加人数	2,400人 (23年度(2011年度))	増加	増加	—	環境フェアの参加人数

指標名		沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)	項目の説明
<b>【基本施策】 3-4-1</b>		<b>地球温暖化対策の推進</b>				
1	産業部門における二酸化炭素排出量	249万t-CO <sub>2</sub> (20年度(2008年度))	229万t-CO <sub>2</sub> (27年度(2015年度))	208万t-CO <sub>2</sub> (32年度(2016年度))	422百万t-CO <sub>2</sub> (22年度(2010年度))	製造業等から排出される二酸化炭素の排出量
2	民生家庭部門における二酸化炭素排出量	297万t-CO <sub>2</sub> (20年度(2008年度))	250万t-CO <sub>2</sub> (27年度(2015年度))	216万t-CO <sub>2</sub> (32年度(2016年度))	172百万t-CO <sub>2</sub> (22年度(2010年度))	家庭等から排出される二酸化炭素の排出量
3	民生業務部門における二酸化炭素排出量	303万t-CO <sub>2</sub> (20年度(2008年度))	284万t-CO <sub>2</sub> (27年度(2015年度))	270万t-CO <sub>2</sub> (32年度(2016年度))	217百万t-CO <sub>2</sub> (22年度(2010年度))	事務所やホテル等から排出される二酸化炭素の排出量
4	運輸部門における二酸化炭素排出量	377万t-CO <sub>2</sub> (20年度(2008年度))	377万t-CO <sub>2</sub> (27年度(2015年度))	377万t-CO <sub>2</sub> (32年度(2016年度))	232百万t-CO <sub>2</sub> (22年度(2010年度))	自動車等から排出される二酸化炭素の排出量
5	クリーンエネルギー推定発電量【世帯換算】	134 × 10 <sup>6</sup> kWh 【約37,000世帯分】 (22年(2010年))	調査中	調査中	—	沖縄県内におけるクリーンエネルギーによる推定発電量及び供給可能な標準世帯数
6	再生可能エネルギー導入容量 【年間二酸化炭素排出削減量】	約 58,000kW 【84,000 t-CO <sub>2</sub> ] (23年度(2011年度))	調査中	調査中	—	沖縄県内における再生可能エネルギーの導入容量及び導入に伴う二酸化炭素排出削減量
7	低炭素なまちづくりに取り組む市町村数	O市町村 (24年度(2012年度))	増加	増加	—	コンパクトな都市構造の形成に向けた都市計画マスタートップランを策定する市町村数
8	公共交通分担率	4.4% (18年度(2006年度))	5.8%	7.2%	29.6% (18年度(2006年度))	全輸送機関に対する乗合バスとモノレールの機関分担率
9	乗合バス利用者数	80,745人/日 (18年度(2006年度))	104,945人/日	130,274人/日	11,619,956人/日 (18年度(2006年度))	乗合バスの年間旅客の日割
10	モノレールの乗客数	35,551人/日 (22年度(2010年度))	40,542人/日 (30年度(2018年度))	50,166人/日 (31年度(2015年度))	—	沖縄都市モノレールの1日あたり平均乗客数(※統計ベース)
11	交通渋滞等による損失時間	41.2千人時間/年・km (18年度(2006年度))	減少	減少	20.3千人時間/年・km (18年度(2006年度))	道路1km区間ににおける渋滞による「遅れ時間」(渋滞が無い場合の所要時間と実際の所要時間との差)について、交通量と平均乗車人数から算出した1年当たりの総計値
12	都市計画区域内緑地面積	65,155ha (18年度(2016年度))	現状維持	現状維持	—	都市計画区域内における都市公園等の施設緑地及び法的に規制されている保全系緑地の合計面積
<b>【基本施策】 3-4-2</b>		<b>その他の地球環境問題への取組の推進</b>				
1	フロン回収・破壊事業者への立入検査等件数	95件 (22年度(2010年度))	100件	100件	1,779件 (20年度(2008年度))	フロン回収・破壊事業者への立入検査等件数
2	酸性雨の調査件数	50件 (22年度(2010年度))	50件	50件	—	酸性雨の調査件数
<b>【基本施策】 3-5-1</b>		<b>理念の普及・推進体制の構築</b>				
1	環境フェアの参加人数	2,400人 (23年度(2011年度))	増加	増加	—	環境フェアの参加人数
<b>【基本施策】 3-5-2</b>		<b>環境に配慮した事業者の育成・拡大</b>				
1	エコアクション21認証登録件数	85件 (23年度(2011年度))	増加	増加	—	エコアクション21認証登録を受けた件数
<b>【基本施策】 3-5-3</b>		<b>環境に配慮した産業の創出・育成</b>				
1	環境配慮型製品購入率	88.6% (22年度(2010年度))	100%	100%	—	県における環境配慮型製品の購入率

指標名		沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)	項目の説明
<b>【基本施策】 3-6-1</b>		<b>環境保全のための共通的・基盤的施策</b>				
1	環境配慮の実施率(ガイドライン対象事業のうち環境配慮を行った事業の割合)	—	ガイドラインの策定	環境配慮の実施率 70%	—	ガイドライン対象事業のうち環境配慮を行った事業の割合
<b>【基本施策】 3-7-1</b>		<b>基地関連公害の防止</b>				
1	基地排水における排水基準達成率	88% (22年度(2010年度))	100%	100%	94% (22年度(2010年度))	水質汚濁防止法に基づく排水基準達成率
2	基地周辺公共水域における環境基準達成率	100% (22年度(2010年度))	100%	100%	100% (22年度(2010年度))	水質汚濁に係る環境基準達成率
3	航空機騒音環境基準達成率	53% (21年度(2009年度))	75%	100%	76% (20年度(2008年度))	航空機騒音に係る環境基準達成率
<b>【基本施策】 3-8-1</b>		<b>重点的に取り組む総合的施策</b>				
1	河川水質環境基準の達成率	97% (22年度(2010年度))	100%	100%	92% (20年(2008年))	環境基準類型指定水域数に対する環境基準(BOD75%値)達成水域数の割合
2	海域水質環境基準の達成率	92% (22年度(2010年度))	100%	100%	76% (20年(2008年))	環境基準類型指定水域数に対する環境基準(COD75%値)達成水域数の割合
3	ダイオキシン類に係る環境基準の達成率	100% (22年度(2010年度))	100%	100%	大気・地下水・土壌: 100% 公共用水域水質: 98.4% 底質: 99.5% (22年(2010年))	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の達成率
4	監視海域76海域における赤土等年間流出量	159,000トン (23年度(2011年度))	110,000トン	72,000トン	—	監視海域の目標類型達成に必要な陸域からの赤土等流出削減量に基づく年間流出量
5	海域での赤土堆積ランク5以下の地点割合	33% (23年(2011年))	50%	100%	—	人為的な赤土等による汚染の影響がないと判断される底質中懸濁物質含量(SPSS)ランク5以下の割合
6	自然保護区域面積	53,473ha (23年(2011年))	54,542ha	55,633ha	—	自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区の新規指定・拡充による面積
7	一般廃棄物の1日1人あたりの排出量	831g (20年度(2008年度))	805g以下	805g以下	1,033g (20年度(2008年度))	(収集ごみ+直接搬入ごみ+集団回収)を総人口で割った数値(g/日・人)
8	一般廃棄物の再生利用率	12.7% (22年度(2010年度))	22%	22%	20.8% (22年度(2010年度))	排出された一般廃棄物のうち再生利用された量の割合
9	産業廃棄物の再生利用率	48.7% (22年度(2010年度))	50%	50%	40.5% (21年度(2009年度))	排出された産業廃棄物のうち再生利用された量の割合
10	産業廃棄物管理型最終処分場の残余年数【残余容量】	3.3年 【37,744m <sup>3</sup> 】 (22年度(2010年度))	15.3年 【150,000m <sup>3</sup> 】	10.3年 【101,000m <sup>3</sup> 】	13.2年 【104,595,956m <sup>3</sup> 】 (22年度(2010年度))	残余年数=残余容量÷最終処分量
11	不法投棄件数(1トン以上)	140件 (22年度(2010年度))	100件	70件	2,870件 (10トン以上) (22年度(2010年度))	沖縄県:1件あたり1トン以上。産業廃棄物、一般廃棄物を含む件数 全国:1件あたり10トン以上。産業廃棄物のみの件数
12	全県一斉清掃参加人数	5.7万人 (22年度(2010年度))	7万人	10万人	—	ちゅら島環境美化全県一斉清掃への参加人数
13	沖縄の絶滅種数	19種 (23年度(2011年度))	維持	維持	—	沖縄県版レッドデータに記載されている絶滅種の数
14	沖縄県北部地域におけるヤンバルクイナの推定生息範囲	173メッシュ (23年度(2011年度))	180メッシュ	190メッシュ	—	マンガース北上防止柵以北におけるヤンバルクイナの指定生息地域のメッシュの数
15	海洋保護区の設置数	0海域 (23年(2011年))	1海域	2海域	—	海洋保護区の設定海域の数

指標名		沖縄県の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標	全国の現状 (参考年)	項目の説明
16	環境啓発活動(セミナー、出前講座、自然観察会)参加延べ人数	2,500人 (23年度(2011年度))	10,000人	17,500人	—	環境啓発活動への参加人数
17	産業部門における二酸化炭素排出量	249万t-CO2 (20年度(2008年度))	229万t-CO2 (27年度(2015年度))	208万t-CO2 (32年度(2020年度))	422百万t-CO2 (22年度(2010年度))	製造業等から排出される二酸化炭素の排出量
18	民生家庭部門における二酸化炭素排出量	297万t-CO2 (20年度(2008年度))	250万t-CO2 (27年度(2015年度))	216万t-CO2 (32年度(2020年度))	172百万t-CO2 (22年度(2010年度))	家庭等から排出される二酸化炭素の排出量
19	民生業務部門における二酸化炭素排出量	303万t-CO2 (20年度(2008年度))	284万t-CO2 (27年度(2015年度))	270万t-CO2 (32年度(2020年度))	217百万t-CO2 (22年度(2010年度))	事務所やホテル等から排出される二酸化炭素の排出量
20	運輸部門における二酸化炭素排出量	377万t-CO2 (20年度(2008年度))	377万t-CO2 (27年度(2015年度))	377万t-CO2 (32年度(2020年度))	232百万t-CO2 (22年度(2010年度))	自動車等から排出される二酸化炭素の排出量
21	クリーンエネルギー推定発電量【世帯換算】	134 × 10 <sup>6</sup> kWh 【約37,000世帯分】 (22年(2010年))	調査中	調査中	—	沖縄県内におけるクリーンエネルギーによる推定発電量及び供給可能な標準世帯数
22	再生可能エネルギー導入容量 【年間二酸化炭素排出削減量】	約 58,000kW 【84,000 t-CO2】 (23年度(2011年度))	調査中	調査中	—	沖縄県内における再生可能エネルギーの導入容量及び導入に伴う二酸化炭素排出削減量
23	低炭素なまちづくりに取り組む市町村数	0市町村 (24年度(2012年度))	増加	増加	—	コンパクトな都市構造の形成に向けた都市計画マスターplanを策定する市町村数
24	公共交通分担率	4.4% (18年度(2006年度))	5.8%	7.2%	29.6% (18年度(2006年度))	全輸送機関に対する乗合バスとモノレールの機関分担率
25	乗合バス利用者数	80,745人/日 (18年度(2006年度))	104,945人/日	130,274人/日	11,619,956人/日 (18年度(2006年度))	乗合バスの年間旅客の日割
26	モノレールの乗客数	35,551人/日 (22年度(2010年度))	40,542人/日 (30年度(2018年度))	50,166人/日 (31年度(2019年度))	—	沖縄都市モノレールの1日あたり平均乗客数(※統計ベース)
27	交通渋滞等による損失時間	41.2千人時間/年・km (18年度(2006年度))	減少	減少	20.3千人時間/年・km (18年度(2006年度))	道路1km区間ににおける渋滞による「遅れ時間」(渋滞が無い場合の所要時間と実際の所要時間との差)について、交通量と平均乗車人数から算出した1年当たりの総計値
28	都市計画区域内緑地面積	65,155ha (18年度(2006年度))	現状維持	現状維持	—	都市計画区域内における都市公園等の施設緑地及び法的に規制されている保全系緑地の合計面積
29	エコアクション21認証登録件数	85件 (23年度(2011年度))	増加	増加	—	エコアクション21認証登録を受けた件数
30	環境配慮型製品購入率	88.6% (22年度(2010年度))	100%	100%	—	県における環境配慮型製品の購入率
31	基地排水における排水基準達成率	88% (22年度(2010年度))	100%	100%	94% (22年度(2010年度))	水質汚濁防止法に基づく排水基準達成率
32	基地周辺公共水域における環境基準達成率	100% (22年度(2010年度))	100%	100%	100% (22年度(2010年度))	水質汚濁に係る環境基準達成率
33	航空機騒音環境基準達成率	53% (21年度(2009年度))	75%	100%	76% (20年度(2008年度))	航空機騒音に係る環境基準達成率
34	観光関連事業者におけるエコアクション21登録事業者数(累計)	3社 (24年度見込) (2012年度見込)	15社	30社	—	環境保全の取組に対する国内認証制度(環境省所管)
35	事業者間における保全利用協定の認定数	2協定 (23年(2011年))	4協定	6協定	—	保全利用協定制度による協定数

### 3. 沖縄県環境審議会への諮問書及び同審議会からの答申書

#### 3-1 県環境審議会への諮問書

沖縄県諮問環第11号

沖縄県環境審議会

##### 第2次沖縄県環境基本計画（案）の審議について（諮問）

沖縄県環境基本条例（平成12年沖縄県条例第15号）第8条第4項の規定に基づき、第2次沖縄県環境基本計画（案）の審議について諮問します。

##### （諮問理由）

沖縄県環境基本条例第8条の規定に基づき、県は本県の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を策定する必要があります。

については、「第2次沖縄県環境基本計画」を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めるものであります。

平成24年11月15日

沖縄県知事 仲井眞 弘多

#### 3-2 県環境審議会からの答申書

環審第6号  
平成25年2月20日

沖縄県知事  
仲井眞 弘多 殿

沖縄県環境審議会  
会長 大森 保

##### 第2次沖縄県環境基本計画（案）の審議について（答申）

平成24年11月15日付け沖縄県諮問環第11号で諮問がありましたみだしのことについて、別添（省略）のとおり答申します。

なお、本計画の実施に際しては、下記のことについて意見を付すこととしたので、特段の配慮をお願いします。

##### 記

- 1 第2次沖縄県環境基本計画（案）を実効あるものとするため、全序的横断的な推進体制で取り組み、P D C Aサイクルによる進行管理を行うことにより、継続的、効果的に実施すること。
- 2 沖縄21世紀ビジョン実施計画の見直しや、本県の環境及び社会経済状況の変化等を踏まえ、柔軟に計画の見直しを行うこと。

## 4. 計画策定までの経緯

年月日	策定経過
平成23年 (2011年)	9月22 ～10月11日 <u>アンケート・ヒアリング調査の実施</u> ○市町村・事業者・県民・NPO等民間団体へのアンケート及びヒアリング調査
	10月25日 <u>第1回検討委員会の開催</u> ○計画策定の基本的考え方、現行計画の見直しについて審議
平成24年 (2012年)	1月13日 <u>第2回検討委員会の開催</u> ○現行計画の評価(案)(進捗状況、問題点)、アンケート及びヒアリング結果、計画の構成案・施策体系(案)について審議
	2月14日 <u>第3回検討委員会の開催</u> ○現行計画の評価、計画の構成案・施策体系について審議
	3月27日 <u>第4回検討委員会の開催</u> ○計画の基本的事項、環境の現況と課題について審議
	6月19日 <u>第5回検討委員会の開催</u> ○新計画(素案)の内容について審議
	7月27日 <u>第6回検討委員会の開催</u> ○新計画(素案)の内容について審議
	11月15日 <u>平成24年度第1回沖縄県環境審議会(第1回審議)</u> ○沖縄県環境条例第8条に基づき、知事から審議会へ諮問
	11月16日 ～12月17日 <u>パブリックコメント</u> ○インターネット等により県民へ意見聴取
	11月20日 ～12月17日 <u>市町村への意見聴取</u> ○文書等により市町村へ意見聴取
	11月2日 <u>「沖縄の環境を考えるシンポジウム～第2次沖縄県環境基本計画の策定に向けて～」の開催</u>
	12月26日 <u>平成24年度第2回沖縄県環境審議会(第2回審議)</u> ○第2次沖縄県環境基本計画(案)の内容について審議
平成25年 (2013年)	1月28日 <u>平成24年度第3回沖縄県環境審議会(第3回審議)</u> ○第2次沖縄県環境基本計画(案)の答申案について審議
	2月20日 <u>知事への答申</u> ○「第2次沖縄県環境基本計画(案)について」審議会から知事へ答申
	2月22日 <u>第7回検討委員会の開催</u> ○第2次沖縄県環境基本計画(案)の内容について報告
	3月末日 <u>「第2次沖縄県環境基本計画」策定</u> ○知事決裁において、「第2次沖縄県環境基本計画」の策定

## 5. 沖縄県環境審議会

### 沖縄県環境審議会 委員名簿

氏 名	役職名等(基本計画策定時)	区 分
天野 聖子	沖縄弁護士会 会員	公益代表者
新垣 裕治	名桜大学教授 (生物学)	学識経験者
浦島 悅子	フリーライター	住民代表者
大濱 徹	社団法人 沖縄県産業廃棄物協会 会長	産業界代表者
◎ 大森 保	琉球大学名誉教授 (地球化学)	学識経験者
小川 護	沖縄国際大学教授 (人文地理学)	学識経験者
金城 忠雄	沖縄県医師会常任理事	公益代表者
砂川 博紀	沖縄県農業協同組合 代表理事 理事長	産業界代表者
平良 菊	沖縄県婦人連合会 会長	公益代表者
玉栄 章宏	会社代表	住民代表者
○ 富原 加奈子	沖縄経済同友会 会員	産業界代表者
仲田 秀光	沖縄県商工会議所連合会 常任幹事	産業界代表者
中村 將	琉球大学名誉教授 (サンゴ礁生物機能学)	学識経験者
檜垣 幸策	第十一管区海上保安本部 次長	行政関係
福井 仁史	沖縄総合事務局 総務部長	行政関係
藤田 陽子	琉球大学教授 (環境経済学)	学識経験者

※上記名簿は順不同。◎は会長、○は副会長。

## 6. 新沖縄県環境基本計画（仮称）検討委員会

### 新沖縄県環境基本計画（仮称）検討委員会 委員名簿

氏名	役職名等(基本計画策定時)	区分
安藤 徹哉	琉球大学工学部准教授	学識経験者
糸数 久美子	沖縄県中小企業家同友会 筆頭代表理事	事業者
桑江 修	(社)沖縄県工業連合会 専務理事兼事務局長	事業者
新里 隆男	元琉球大学工学部教授	学識経験者
○ 新城 和治	元琉球大学教育学部教授	学識経験者
高良 まき子	高良広告研究所代表	一般公募
堤 純一郎	琉球大学工学部教授	学識経験者
仲座 栄三	琉球大学工学部教授	学識経験者
仲宗根 幸男	琉球大学名誉教授	学識経験者
◎ 仲地 清	名桜大学国際学群教授	学識経験者
花井 正光	NPO 法人沖縄エコツーリズム推進協議会 会長	N P O 団体
藤田 陽子	琉球大学国際沖縄研究所教授	学識経験者
真喜屋 治	沖縄 ISO ネットワーク有限責任事業組合 代表組合員	一般公募
與儀 勉	沖縄電力株式会社 取締役	事業者
山崎 秀雄	琉球大学副学長	学識経験者
吉永 安俊	琉球大学名誉教授	学識経験者
安里 肇	沖縄県商工労働部 産業振興統括監	行政
大城 弘明	那覇市環境部長	行政
金城 淳	沖縄県土木建築部 土木整備統括監	行政
下地 岳芳	沖縄県環境生活部 環境企画統括監	行政
下地 芳郎	沖縄県文化観光スポーツ部 観光政策統括監	行政
玉城 貢	沖縄県農林水産部 農漁村基盤統括監	行政
富本 傳	竹富町副町長 ※任期(平成 24 年 12 月 18 日まで)	行政
仲宗根 勤	名護市企画部長	行政

※上記名簿は順不同。◎は委員長、○は副委員長。

## 7. アンケート結果概要

### 【調査概要】

県民、企業及び市町村対象のアンケート調査概要を以下に示した。

### アンケート調査概要

調査対象	県民(満20歳以上)	企業・事業所	市町村																																																						
配布数	約3,000通	959通	41通																																																						
抽出方法	市町村及び離島地域に区分し、電話帳を用いてランダム抽出	県内立地の企業・事業所を産業分類別に区分し、電話帳等を用いてランダム抽出	沖縄県内全市町村を対象																																																						
実施方法	郵送法	郵送法	郵送法																																																						
実施期間	平成23年(2011年) 9月22日～10月11日	平成23年(2011年) 9月25日～10月11日	平成23年(2011年) 9月22日～10月11日																																																						
回収率	29.6%	35.0%	63.4%																																																						
対象の概要	<p><b>【県民(居住区)】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住区</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇市</td> <td>19.4%</td> </tr> <tr> <td>沖縄市</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>浦添市</td> <td>7.4%</td> </tr> <tr> <td>うるま市</td> <td>6.8%</td> </tr> <tr> <td>宜野湾市</td> <td>5.6%</td> </tr> <tr> <td>名護市</td> <td>5.4%</td> </tr> <tr> <td>その他※</td> <td>35.3%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>11.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ : 3 %未満の市町村</p>	居住区	割合	那覇市	19.4%	沖縄市	8.4%	浦添市	7.4%	うるま市	6.8%	宜野湾市	5.6%	名護市	5.4%	その他※	35.3%	無回答	11.8%	<p><b>【企業(業種)】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>林業</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>漁業</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>鉱業</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>17.6%</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>9.2%</td> </tr> <tr> <td>情報・通信</td> <td>2.1%</td> </tr> <tr> <td>運輸</td> <td>3.9%</td> </tr> <tr> <td>電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td>卸売・小売業</td> <td>17.0%</td> </tr> <tr> <td>金融・保険業</td> <td>1.8%</td> </tr> <tr> <td>不動産業</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>飲食店・宿泊業</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>医療・福祉</td> <td>5.1%</td> </tr> <tr> <td>教育・学習支援事業</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5.4%</td> </tr> <tr> <td>公務</td> <td>1.2%</td> </tr> </tbody> </table>	業種	割合	農業	0.6%	林業	0.3%	漁業	1.5%	鉱業	1.5%	建設業	17.6%	製造業	9.2%	情報・通信	2.1%	運輸	3.9%	電気・ガス・熱供給・水道業	2.7%	卸売・小売業	17.0%	金融・保険業	1.8%	不動産業	4.5%	飲食店・宿泊業	3.0%	医療・福祉	5.1%	教育・学習支援事業	4.2%	その他	5.4%	公務	1.2%	<p><b>【市町村】</b></p> <p>回答を得た 26 市町村を以下に示した。</p> <p>那覇市・宜野湾市・石垣市・浦添市・名護市・沖縄市・豊見城市・うるま市・宮古島市・南城市・国頭村・大宜味村・東村・恩納村・伊江村・読谷村・北中城村・西原町・与那原町・南風原町・渡嘉敷村・渡名喜村・八重瀬町・多良間村・竹富町・与那国町</p>
居住区	割合																																																								
那覇市	19.4%																																																								
沖縄市	8.4%																																																								
浦添市	7.4%																																																								
うるま市	6.8%																																																								
宜野湾市	5.6%																																																								
名護市	5.4%																																																								
その他※	35.3%																																																								
無回答	11.8%																																																								
業種	割合																																																								
農業	0.6%																																																								
林業	0.3%																																																								
漁業	1.5%																																																								
鉱業	1.5%																																																								
建設業	17.6%																																																								
製造業	9.2%																																																								
情報・通信	2.1%																																																								
運輸	3.9%																																																								
電気・ガス・熱供給・水道業	2.7%																																																								
卸売・小売業	17.0%																																																								
金融・保険業	1.8%																																																								
不動産業	4.5%																																																								
飲食店・宿泊業	3.0%																																																								
医療・福祉	5.1%																																																								
教育・学習支援事業	4.2%																																																								
その他	5.4%																																																								
公務	1.2%																																																								

## 【結果概要／県民】

質問項目	結果概要																																																																																																						
住まい周辺の満足度・不満足度	<p><b>〔県全体〕</b>  平成13年度(2001年度)と平成23年度(2011年度)結果を比較すると、満足度についてはほぼ同等の回答結果となり、<u>生活上の快適さや利便性に対する満足度が高いことがうかがえる。</u>  また、不満足度の割合が全体的に減少していることから、<u>河川環境の改善や環境に配慮した道路整備、騒音問題への対処などが進められ、住まい周辺環境への不満足度が年々低くなっていると考えられる。</u></p> <p><b>〔圏域別〕</b>  平成13年度(2001年度)と平成23年度(2011年度)結果を比較すると、満足度については圏域別に大きな違いはない。不満足度については、平成13年度(2001年度)では北・中・南部ともに「河川」への不満足度が高い傾向にあったが、平成23年度(2011年度)では北部に限り「交通の便」に対する不満足度が高かった。また、「緑陰、楽しい道」に対する不満足度が高いことから、緑陰を重視した道路整備が望まれていることがうかがえる。宮古や八重山では「ゴミ・し尿処理」や「害虫駆除」に対する不満足度も高い。</p>																																																																																																						
○住まい周辺の満足度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>H13</th><th>1位</th><th>2位</th><th>3位</th><th>4位</th><th>5位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県全体</td><td>住み良さ</td><td>65.0% 買い物、通学等利便</td><td>60.0% 澄んだ空気</td><td>50.6% 交通の便</td><td>49.4% まちの静けさ</td><td>38.2%</td></tr> <tr> <td>本島北部圏域</td><td>住み良さ</td><td>74.7% 澄んだ空気</td><td>73.8% まちの静けさ</td><td>54.6% 樹木、山、丘</td><td>50.5% 買い物、通学等利便</td><td>45.4%</td></tr> <tr> <td>本島中部圏域</td><td>買い物、通学等利便</td><td>64.3% 住み良さ</td><td>62.2% 交通の便</td><td>55.4% 澄んだ空気</td><td>44.1% ゴミ処理、清潔</td><td>39.4%</td></tr> <tr> <td>本島南部圏域</td><td>買い物、通学等利便</td><td>66.1% 住み良さ</td><td>62.7% 交通の便</td><td>51.2% 澄んだ空気</td><td>47.4% まちの静けさ</td><td>36.2%</td></tr> <tr> <td>宮古圏域</td><td>澄んだ空気</td><td>72.2% 買い物、通学等利便</td><td>61.6% 交通の便</td><td>61.6% 住み良さ</td><td>44.5% まちの静けさ</td><td>44.4%</td></tr> <tr> <td>八重山圏域</td><td>澄んだ空気</td><td>74.2% 住み良さ</td><td>66.6% 買い物、通学等利便</td><td>61.3% ・森、野原、湿地</td><td>58.1% 樹木、山、丘</td><td>51.6%</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H23</th><th>1位</th><th>2位</th><th>3位</th><th>4位</th><th>5位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県全体</td><td>住み良さ</td><td>69.0% 買い物、通学等利便</td><td>56.6% 澄んだ空気</td><td>54.7% 交通の便</td><td>51.5% ゴミ処理、清潔</td><td>48.8%</td></tr> <tr> <td>本島北部圏域</td><td>澄んだ空気</td><td>75.6% 住み良さ</td><td>73.1% まちの静けさ</td><td>54.9% 森、野原、湿地</td><td>54.8% 樹木、山、丘</td><td>53.7%</td></tr> <tr> <td>本島中部圏域</td><td>住み良さ</td><td>68.0% 買い物、通学等利便</td><td>56.6% 交通の便</td><td>54.5% ゴミ処理、清潔</td><td>50.1% 澄んだ空気</td><td>49.3%</td></tr> <tr> <td>本島南部圏域</td><td>住み良さ</td><td>70.0% 買い物、通学等利便</td><td>59.7% 交通の便</td><td>53.0% ゴミ処理、清潔</td><td>50.4% 澄んだ空気</td><td>50.0%</td></tr> <tr> <td>宮古圏域</td><td>澄んだ空気</td><td>70.3% ・住み良さ</td><td>66.6% 砂浜や磯部</td><td>55.5% 芝生、木陰</td><td>48.1% 交通の便</td><td>44.4%</td></tr> <tr> <td>八重山圏域</td><td>澄んだ空気</td><td>77.8% 住み良さ</td><td>77.7% まちの静けさ</td><td>69.4% 樹木、山、丘</td><td>66.7% 買い物、通学等利便</td><td>63.9%</td></tr> </tbody> </table>							H13	1位	2位	3位	4位	5位	県全体	住み良さ	65.0% 買い物、通学等利便	60.0% 澄んだ空気	50.6% 交通の便	49.4% まちの静けさ	38.2%	本島北部圏域	住み良さ	74.7% 澄んだ空気	73.8% まちの静けさ	54.6% 樹木、山、丘	50.5% 買い物、通学等利便	45.4%	本島中部圏域	買い物、通学等利便	64.3% 住み良さ	62.2% 交通の便	55.4% 澄んだ空気	44.1% ゴミ処理、清潔	39.4%	本島南部圏域	買い物、通学等利便	66.1% 住み良さ	62.7% 交通の便	51.2% 澄んだ空気	47.4% まちの静けさ	36.2%	宮古圏域	澄んだ空気	72.2% 買い物、通学等利便	61.6% 交通の便	61.6% 住み良さ	44.5% まちの静けさ	44.4%	八重山圏域	澄んだ空気	74.2% 住み良さ	66.6% 買い物、通学等利便	61.3% ・森、野原、湿地	58.1% 樹木、山、丘	51.6%	H23	1位	2位	3位	4位	5位	県全体	住み良さ	69.0% 買い物、通学等利便	56.6% 澄んだ空気	54.7% 交通の便	51.5% ゴミ処理、清潔	48.8%	本島北部圏域	澄んだ空気	75.6% 住み良さ	73.1% まちの静けさ	54.9% 森、野原、湿地	54.8% 樹木、山、丘	53.7%	本島中部圏域	住み良さ	68.0% 買い物、通学等利便	56.6% 交通の便	54.5% ゴミ処理、清潔	50.1% 澄んだ空気	49.3%	本島南部圏域	住み良さ	70.0% 買い物、通学等利便	59.7% 交通の便	53.0% ゴミ処理、清潔	50.4% 澄んだ空気	50.0%	宮古圏域	澄んだ空気	70.3% ・住み良さ	66.6% 砂浜や磯部	55.5% 芝生、木陰	48.1% 交通の便	44.4%	八重山圏域	澄んだ空気	77.8% 住み良さ	77.7% まちの静けさ	69.4% 樹木、山、丘	66.7% 買い物、通学等利便	63.9%
H13	1位	2位	3位	4位	5位																																																																																																		
県全体	住み良さ	65.0% 買い物、通学等利便	60.0% 澄んだ空気	50.6% 交通の便	49.4% まちの静けさ	38.2%																																																																																																	
本島北部圏域	住み良さ	74.7% 澄んだ空気	73.8% まちの静けさ	54.6% 樹木、山、丘	50.5% 買い物、通学等利便	45.4%																																																																																																	
本島中部圏域	買い物、通学等利便	64.3% 住み良さ	62.2% 交通の便	55.4% 澄んだ空気	44.1% ゴミ処理、清潔	39.4%																																																																																																	
本島南部圏域	買い物、通学等利便	66.1% 住み良さ	62.7% 交通の便	51.2% 澄んだ空気	47.4% まちの静けさ	36.2%																																																																																																	
宮古圏域	澄んだ空気	72.2% 買い物、通学等利便	61.6% 交通の便	61.6% 住み良さ	44.5% まちの静けさ	44.4%																																																																																																	
八重山圏域	澄んだ空気	74.2% 住み良さ	66.6% 買い物、通学等利便	61.3% ・森、野原、湿地	58.1% 樹木、山、丘	51.6%																																																																																																	
H23	1位	2位	3位	4位	5位																																																																																																		
県全体	住み良さ	69.0% 買い物、通学等利便	56.6% 澄んだ空気	54.7% 交通の便	51.5% ゴミ処理、清潔	48.8%																																																																																																	
本島北部圏域	澄んだ空気	75.6% 住み良さ	73.1% まちの静けさ	54.9% 森、野原、湿地	54.8% 樹木、山、丘	53.7%																																																																																																	
本島中部圏域	住み良さ	68.0% 買い物、通学等利便	56.6% 交通の便	54.5% ゴミ処理、清潔	50.1% 澄んだ空気	49.3%																																																																																																	
本島南部圏域	住み良さ	70.0% 買い物、通学等利便	59.7% 交通の便	53.0% ゴミ処理、清潔	50.4% 澄んだ空気	50.0%																																																																																																	
宮古圏域	澄んだ空気	70.3% ・住み良さ	66.6% 砂浜や磯部	55.5% 芝生、木陰	48.1% 交通の便	44.4%																																																																																																	
八重山圏域	澄んだ空気	77.8% 住み良さ	77.7% まちの静けさ	69.4% 樹木、山、丘	66.7% 買い物、通学等利便	63.9%																																																																																																	
○住まい周辺の不満足度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>H13</th><th>1位</th><th>2位</th><th>3位</th><th>4位</th><th>5位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県全体</td><td>きれいな河川</td><td>54.7% 緑陰、楽しい道</td><td>44.1% 砂浜や磯部</td><td>43.2% 街並みの美しさ</td><td>38.5% 樹木、山、丘</td><td>37.5%</td></tr> <tr> <td>本島北部圏域</td><td>きれいな河川</td><td>43.5% 交通の便</td><td>39.4% 砂浜や磯部</td><td>36.4% 買い物、通学等利便</td><td>32.3% 緑陰、楽しい道</td><td>31.3%</td></tr> <tr> <td>本島中部圏域</td><td>きれいな河川</td><td>58.7% 砂浜や磯部</td><td>48.7% 森、野原、湿地</td><td>46.7% 樹木、山、丘</td><td>46.0% ゴミ処理、清潔</td><td>45.2%</td></tr> <tr> <td>本島南部圏域</td><td>きれいな河川</td><td>58.4% 緑陰、楽しい道</td><td>48.7% 砂浜や磯部</td><td>43.7% 芝生、木陰</td><td>41.6% 街並みの美しさ</td><td>40.5%</td></tr> <tr> <td>宮古圏域</td><td>・緑陰、楽しい道 ・ゴミ処理、清潔</td><td>44.5% 樹木、山、丘</td><td>38.9% 街並みの美しさ</td><td>33.3% 砂浜や磯部</td><td>27.8% ・芝生、木陰 ・まちの静けさ ・きれいな河川</td><td>22.2%</td></tr> <tr> <td>八重山圏域</td><td>地域の連帯感</td><td>42.0% 緑陰、楽しい道</td><td>38.8% 交通の便</td><td>35.5% ゴミ処理、清潔</td><td>32.3% まちの静けさ ・害虫駆除、し尿</td><td>32.5%</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H23</th><th>1位</th><th>2位</th><th>3位</th><th>4位</th><th>5位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県全体</td><td>きれいな河川</td><td>36.1% 緑陰、楽しい道</td><td>36.0% 街並みの美しさ</td><td>30.5% 砂浜や砂辺</td><td>29.8% 樹木、山、丘</td><td>29.5%</td></tr> <tr> <td>本島北部圏域</td><td>交通の便</td><td>31.7% 緑陰、楽しい道</td><td>26.8% 砂浜や磯部</td><td>26.9% きれいな河川</td><td>25.6% 街並みの美しさ</td><td>24.4%</td></tr> <tr> <td>本島中部圏域</td><td>きれいな河川</td><td>39.4% 緑陰、楽しい道</td><td>37.9% 街並みの美しさ</td><td>34.1% 芝生、木陰</td><td>33.8% 樹木、山、丘</td><td>33.5%</td></tr> <tr> <td>本島南部圏域</td><td>きれいな河川</td><td>42.3% 緑陰、楽しい道</td><td>40.7% 砂浜や磯部</td><td>34.0% 樹木、山、丘</td><td>33.7% 森、野原、湿地</td><td>32.3%</td></tr> <tr> <td>宮古圏域</td><td>・緑陰、楽しい道 ・ゴミ処理、清潔</td><td>33.3% ・街並みの美しさ</td><td>29.6% ・芝生、木陰 ・地域の連帯感</td><td>25.9% きれいな河川</td><td>22.2% 樹木、山、丘</td><td>18.5%</td></tr> <tr> <td>八重山圏域</td><td>害虫駆除、し尿処理</td><td>33.4% ゴミ処理、清潔</td><td>33.3% 地域の連帯感</td><td>27.8% 交通の便</td><td>27.7% 街並みの美しさ</td><td>25.0%</td></tr> </tbody> </table>							H13	1位	2位	3位	4位	5位	県全体	きれいな河川	54.7% 緑陰、楽しい道	44.1% 砂浜や磯部	43.2% 街並みの美しさ	38.5% 樹木、山、丘	37.5%	本島北部圏域	きれいな河川	43.5% 交通の便	39.4% 砂浜や磯部	36.4% 買い物、通学等利便	32.3% 緑陰、楽しい道	31.3%	本島中部圏域	きれいな河川	58.7% 砂浜や磯部	48.7% 森、野原、湿地	46.7% 樹木、山、丘	46.0% ゴミ処理、清潔	45.2%	本島南部圏域	きれいな河川	58.4% 緑陰、楽しい道	48.7% 砂浜や磯部	43.7% 芝生、木陰	41.6% 街並みの美しさ	40.5%	宮古圏域	・緑陰、楽しい道 ・ゴミ処理、清潔	44.5% 樹木、山、丘	38.9% 街並みの美しさ	33.3% 砂浜や磯部	27.8% ・芝生、木陰 ・まちの静けさ ・きれいな河川	22.2%	八重山圏域	地域の連帯感	42.0% 緑陰、楽しい道	38.8% 交通の便	35.5% ゴミ処理、清潔	32.3% まちの静けさ ・害虫駆除、し尿	32.5%	H23	1位	2位	3位	4位	5位	県全体	きれいな河川	36.1% 緑陰、楽しい道	36.0% 街並みの美しさ	30.5% 砂浜や砂辺	29.8% 樹木、山、丘	29.5%	本島北部圏域	交通の便	31.7% 緑陰、楽しい道	26.8% 砂浜や磯部	26.9% きれいな河川	25.6% 街並みの美しさ	24.4%	本島中部圏域	きれいな河川	39.4% 緑陰、楽しい道	37.9% 街並みの美しさ	34.1% 芝生、木陰	33.8% 樹木、山、丘	33.5%	本島南部圏域	きれいな河川	42.3% 緑陰、楽しい道	40.7% 砂浜や磯部	34.0% 樹木、山、丘	33.7% 森、野原、湿地	32.3%	宮古圏域	・緑陰、楽しい道 ・ゴミ処理、清潔	33.3% ・街並みの美しさ	29.6% ・芝生、木陰 ・地域の連帯感	25.9% きれいな河川	22.2% 樹木、山、丘	18.5%	八重山圏域	害虫駆除、し尿処理	33.4% ゴミ処理、清潔	33.3% 地域の連帯感	27.8% 交通の便	27.7% 街並みの美しさ	25.0%
H13	1位	2位	3位	4位	5位																																																																																																		
県全体	きれいな河川	54.7% 緑陰、楽しい道	44.1% 砂浜や磯部	43.2% 街並みの美しさ	38.5% 樹木、山、丘	37.5%																																																																																																	
本島北部圏域	きれいな河川	43.5% 交通の便	39.4% 砂浜や磯部	36.4% 買い物、通学等利便	32.3% 緑陰、楽しい道	31.3%																																																																																																	
本島中部圏域	きれいな河川	58.7% 砂浜や磯部	48.7% 森、野原、湿地	46.7% 樹木、山、丘	46.0% ゴミ処理、清潔	45.2%																																																																																																	
本島南部圏域	きれいな河川	58.4% 緑陰、楽しい道	48.7% 砂浜や磯部	43.7% 芝生、木陰	41.6% 街並みの美しさ	40.5%																																																																																																	
宮古圏域	・緑陰、楽しい道 ・ゴミ処理、清潔	44.5% 樹木、山、丘	38.9% 街並みの美しさ	33.3% 砂浜や磯部	27.8% ・芝生、木陰 ・まちの静けさ ・きれいな河川	22.2%																																																																																																	
八重山圏域	地域の連帯感	42.0% 緑陰、楽しい道	38.8% 交通の便	35.5% ゴミ処理、清潔	32.3% まちの静けさ ・害虫駆除、し尿	32.5%																																																																																																	
H23	1位	2位	3位	4位	5位																																																																																																		
県全体	きれいな河川	36.1% 緑陰、楽しい道	36.0% 街並みの美しさ	30.5% 砂浜や砂辺	29.8% 樹木、山、丘	29.5%																																																																																																	
本島北部圏域	交通の便	31.7% 緑陰、楽しい道	26.8% 砂浜や磯部	26.9% きれいな河川	25.6% 街並みの美しさ	24.4%																																																																																																	
本島中部圏域	きれいな河川	39.4% 緑陰、楽しい道	37.9% 街並みの美しさ	34.1% 芝生、木陰	33.8% 樹木、山、丘	33.5%																																																																																																	
本島南部圏域	きれいな河川	42.3% 緑陰、楽しい道	40.7% 砂浜や磯部	34.0% 樹木、山、丘	33.7% 森、野原、湿地	32.3%																																																																																																	
宮古圏域	・緑陰、楽しい道 ・ゴミ処理、清潔	33.3% ・街並みの美しさ	29.6% ・芝生、木陰 ・地域の連帯感	25.9% きれいな河川	22.2% 樹木、山、丘	18.5%																																																																																																	
八重山圏域	害虫駆除、し尿処理	33.4% ゴミ処理、清潔	33.3% 地域の連帯感	27.8% 交通の便	27.7% 街並みの美しさ	25.0%																																																																																																	

## 【結果概要／県民】

質問項目	結果概要
関心のある環境問題	<p><b>[県全体]</b> 平成13年度(2001年度)と平成23年(2011年度)度結果を比較すると、「海域生態系への影響(河川・水路・海の汚れ)」が概ね高く、特に<u>河川や海域における自然環境への関心が集中している</u>ことがうかがえる。</p> <p><b>[圏域別]</b> 平成13年度(2001年度)では北～南部ともに「海域生態系への影響」に対する関心が高かったが、平成23年度(2011年度)では<u>北部及び南部では「水質汚濁」、中部では「基地関連」</u>に対する関心度が特に高い傾向にあり、近年の水質汚濁問題や米軍基地から派生する環境問題などへの関心が高まりつつあることがうかがえる。 また、宮古や八重山では依然として「不法投棄」問題への関心が高いほか、宮古では<u>「陸・海域生態系」や「地下水汚染」</u>への関心も上がっている。</p>

### ○関心の高いもの

H13 関心の高いもの	H13	1位	2位	3位	4位	5位	
	県全体	河川、水路、海のよごれ	サンゴ礁、干潟埋立	自然の損傷、喪失	赤土等流出	廃棄物、処分地	34.6%
本島北部圏域	赤土等流出	48.5%	河川、水路、海のよごれ	39.4% サンゴ礁、干潟埋立	34.3% 自然の損傷、喪失	29.3% 廃棄物、処分地	28.3%
本島中部圏域	河川、水路、海のよごれ	49.7%	サンゴ礁、干潟埋立	45.9% 自然の損傷、喪失	43.2% 廃棄物、処分地	37.0% 化学物質問題	36.5%
本島南部圏域	河川、水路、海のよごれ	55.4%	サンゴ礁、干潟埋立	43.2% 廃棄物、処分地	38.2% 自然の損傷、喪失	37.1% 赤土等流出 ・化学物質問題	36.8%
宮古圏域	・廃棄物、処分地 ・自然の損傷、喪失	33.3%	・廃棄物、処分地 ・自然の損傷、喪失	27.8% 河川、水路、海のよごれ ・赤土等流出 ・基地関連 ・海岸、川岸の人工化	22.2% 空き缶、吸い殻、不法投棄	16.7% 空気のよごれ ・地域住民との合意形成 ・地下水汚染 ・自然林伐採	11.1%
八重山圏域	赤土等流出	67.7%	自然の損傷、喪失	41.9% 河川、水路、海のよごれ	38.7% 化学物質問題 ・廃棄物、処分地 ・海岸、川岸の人工化 ・サンゴ礁、干潟埋立	32.3% 不法投棄	22.6%

H23 関心の高いもの	H23	1位	2位	3位	4位	5位	
	県全体	水質汚濁	44.9% 海域生態系への影響	43.9% 基地関連	38.6% 空き缶、吸い殻、不法投棄	37.6% 大気汚染	32.6%
本島北部圏域	水質汚濁	51.2%	赤土等流出	46.3% 海域生態系への影響	42.7% 空き缶、吸い殻、不法投棄	39.0% 基地関連	36.6%
本島中部圏域	基地関連	42.6%	水質汚濁	35.9% 騒音、振動	33.8% 海域生態系への影響	32.4% 大気汚染	30.9%
本島南部圏域	水質汚濁	44.3%	海域生態系への影響	35.3% 空き缶、吸い殻、不法投棄	33.7% 大気汚染	33.3% 基地関連	32.7%
宮古圏域	・空き缶、吸い殻、不法投棄 ・陸・海域生態系への影響	44.4%	・地下水汚染 ・海域生態系への影響	40.7% 廃棄物の適正処理	33.3% 水質汚濁	29.6% 大気汚染	25.9%
八重山圏域	水質汚濁	72.2%	空き缶、吸い殻、不法投棄	66.7% 赤土等流出	63.9% 海域生態系への影響	55.6% 廃棄物の適正処理	38.9%

## 【結果概要／県民】

質問項目	結果概要																																																																																																																			
緊急に対処すべき環境問題	<p><b>[県全体]</b> 平成13年度(2001年度)と平成23年度(2011年度)結果を比較すると、「<u>海域生態系への影響</u>」は概ね高く、特に開発によるサンゴ礁や干潟などの減少や海域生態系への影響に対する緊急対処が望まれていることがうかがえる。</p> <p><b>[圏域別]</b> 平成13年度(2001年度)では北部～南部ともに「開発によるサンゴ礁や干潟などの減少や海域生態系」や「開発による自然林の減少や陸域生態系」に関する環境問題への緊急性が高かったが、平成23年度(2011年度)では北部及び南部では「<u>水質汚濁</u>」、中部では「<u>基地関連</u>」への緊急性が特に高い傾向にあり、近年の水質汚濁問題や米軍基地内における環境問題、跡地利用なども含めて緊急に対処すべき問題として認識が高まりつつあることがうかがえる。また、宮古や八重山では依然として「<u>不法投棄</u>」「<u>赤土等流出</u>」「<u>廃棄物の適正処理</u>」への緊急対処度も高い。</p>																																																																																																																			
○緊急性の高いもの	<table border="1"> <thead> <tr> <th>H13</th> <th>1位</th> <th>2位</th> <th>3位</th> <th>4位</th> <th>5位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県全体</td> <td><b>河川、水路、海のよごれ</b></td> <td>44.9%</td> <td>廃棄物、処分地</td> <td>43.0% サンゴ礁、干潟埋立</td> <td>42.8% 赤土等流出</td> <td>42.1% 化学物質問題</td> <td>38.8%</td> </tr> <tr> <td>本島北部圏域</td> <td><b>赤土等流出</b></td> <td>45.5%</td> <td>自然の損傷、喪失</td> <td>42.4% 河川、水路、海のよごれ</td> <td>39.4% ・廃棄物、処分地 ・サンゴ礁、干潟埋立</td> <td>38.4% 化学物質問題</td> <td>31.3%</td> </tr> <tr> <td>本島中部圏域</td> <td><b>サンゴ礁、干潟埋立</b></td> <td>47.0%</td> <td>河川、水路、海のよごれ</td> <td>45.9% 自然の損傷、喪失</td> <td>42.4% ・赤土等流出 ・廃棄物、処分地</td> <td>40.8% 化学物質問題</td> <td>39.7%</td> </tr> <tr> <td>本島南部圏域</td> <td><b>河川、水路、海のよごれ</b></td> <td>45.5%</td> <td>赤土等流出</td> <td>44.9% サンゴ礁、干潟埋立</td> <td>41.0% 廃棄物、処分地</td> <td>40.5% 自然の損傷、喪失</td> <td>38.9%</td> </tr> <tr> <td>宮古圏域</td> <td><b>不法投棄</b></td> <td>44.4%</td> <td>廃棄物、処分地</td> <td>38.9% ・河川、水路、海のよごれ ・赤土等流出 ・自然の損傷、喪失</td> <td>33.3% ・化学物質問題 ・基地関連 ・空き缶、吸い殻、不法投棄 ・サンゴ礁、干潟埋立</td> <td>22.2% ・空気のよごれ ・地下水汚染</td> <td>16.7%</td> </tr> <tr> <td>八重山圏域</td> <td><b>赤土等流出</b></td> <td>71.0%</td> <td>自然の損傷、喪失</td> <td>45.2% 河川、水路、海のよごれ</td> <td>41.9% 化学物質問題</td> <td>35.5% 不法投棄</td> <td>35.5%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H23</th> <th>1位</th> <th>2位</th> <th>3位</th> <th>4位</th> <th>5位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県全体</td> <td><b>海域生態系への影響</b></td> <td>38.1%</td> <td>水質汚濁</td> <td>34.3% 空き缶、吸い殻、不法投棄</td> <td>31.8% 陸域生態系への影響</td> <td>30.5% 廃棄物の適正処理</td> <td>29.7%</td> </tr> <tr> <td>本島北部圏域</td> <td><b>水質汚濁</b></td> <td>56.1%</td> <td>海域生態系への影響</td> <td>52.4% 赤土等流出</td> <td>47.6% 基地関連</td> <td>35.4% ・空き缶、吸い殻、不法投棄 ・陸域生態系への影響</td> <td>32.9%</td> </tr> <tr> <td>本島中部圏域</td> <td><b>基地関連</b></td> <td>49.6%</td> <td>海域生態系への影響</td> <td>48.4% 水質汚濁</td> <td>38.5% 空き缶、吸い殻、不法投棄</td> <td>37.3% 廃棄物の適正処理</td> <td>36.2%</td> </tr> <tr> <td>本島南部圏域</td> <td><b>水質汚濁</b></td> <td>52.3%</td> <td>海域生態系への影響</td> <td>49.3% 陸域生態系への影響</td> <td>38.7% 空き缶、吸い殻、不法投棄</td> <td>38.3% 廃棄物の適正処理</td> <td>35.3%</td> </tr> <tr> <td>宮古圏域</td> <td><b>・空き缶、吸い殻、不法投棄 ・海域生態系への影響</b></td> <td>48.1%</td> <td><b>廃棄物の適正処理</b></td> <td>44.4% 陸域生態系への影響</td> <td>40.7% 地下水汚染</td> <td>37.0% ・水質汚濁 ・公園、下水道、施設整備の遅れ</td> <td>33.3%</td> </tr> <tr> <td>八重山圏域</td> <td><b>赤土等流出</b></td> <td>63.9%</td> <td>空き缶、吸い殻、不法投棄</td> <td>61.1% 水質汚濁</td> <td>58.3% 海域生態系への影響</td> <td>50.0% 廃棄物の適正処理</td> <td>41.7%</td> </tr> </tbody> </table>								H13	1位	2位	3位	4位	5位	県全体	<b>河川、水路、海のよごれ</b>	44.9%	廃棄物、処分地	43.0% サンゴ礁、干潟埋立	42.8% 赤土等流出	42.1% 化学物質問題	38.8%	本島北部圏域	<b>赤土等流出</b>	45.5%	自然の損傷、喪失	42.4% 河川、水路、海のよごれ	39.4% ・廃棄物、処分地 ・サンゴ礁、干潟埋立	38.4% 化学物質問題	31.3%	本島中部圏域	<b>サンゴ礁、干潟埋立</b>	47.0%	河川、水路、海のよごれ	45.9% 自然の損傷、喪失	42.4% ・赤土等流出 ・廃棄物、処分地	40.8% 化学物質問題	39.7%	本島南部圏域	<b>河川、水路、海のよごれ</b>	45.5%	赤土等流出	44.9% サンゴ礁、干潟埋立	41.0% 廃棄物、処分地	40.5% 自然の損傷、喪失	38.9%	宮古圏域	<b>不法投棄</b>	44.4%	廃棄物、処分地	38.9% ・河川、水路、海のよごれ ・赤土等流出 ・自然の損傷、喪失	33.3% ・化学物質問題 ・基地関連 ・空き缶、吸い殻、不法投棄 ・サンゴ礁、干潟埋立	22.2% ・空気のよごれ ・地下水汚染	16.7%	八重山圏域	<b>赤土等流出</b>	71.0%	自然の損傷、喪失	45.2% 河川、水路、海のよごれ	41.9% 化学物質問題	35.5% 不法投棄	35.5%	H23	1位	2位	3位	4位	5位	県全体	<b>海域生態系への影響</b>	38.1%	水質汚濁	34.3% 空き缶、吸い殻、不法投棄	31.8% 陸域生態系への影響	30.5% 廃棄物の適正処理	29.7%	本島北部圏域	<b>水質汚濁</b>	56.1%	海域生態系への影響	52.4% 赤土等流出	47.6% 基地関連	35.4% ・空き缶、吸い殻、不法投棄 ・陸域生態系への影響	32.9%	本島中部圏域	<b>基地関連</b>	49.6%	海域生態系への影響	48.4% 水質汚濁	38.5% 空き缶、吸い殻、不法投棄	37.3% 廃棄物の適正処理	36.2%	本島南部圏域	<b>水質汚濁</b>	52.3%	海域生態系への影響	49.3% 陸域生態系への影響	38.7% 空き缶、吸い殻、不法投棄	38.3% 廃棄物の適正処理	35.3%	宮古圏域	<b>・空き缶、吸い殻、不法投棄 ・海域生態系への影響</b>	48.1%	<b>廃棄物の適正処理</b>	44.4% 陸域生態系への影響	40.7% 地下水汚染	37.0% ・水質汚濁 ・公園、下水道、施設整備の遅れ	33.3%	八重山圏域	<b>赤土等流出</b>	63.9%	空き缶、吸い殻、不法投棄	61.1% 水質汚濁	58.3% 海域生態系への影響	50.0% 廃棄物の適正処理	41.7%
H13	1位	2位	3位	4位	5位																																																																																																															
県全体	<b>河川、水路、海のよごれ</b>	44.9%	廃棄物、処分地	43.0% サンゴ礁、干潟埋立	42.8% 赤土等流出	42.1% 化学物質問題	38.8%																																																																																																													
本島北部圏域	<b>赤土等流出</b>	45.5%	自然の損傷、喪失	42.4% 河川、水路、海のよごれ	39.4% ・廃棄物、処分地 ・サンゴ礁、干潟埋立	38.4% 化学物質問題	31.3%																																																																																																													
本島中部圏域	<b>サンゴ礁、干潟埋立</b>	47.0%	河川、水路、海のよごれ	45.9% 自然の損傷、喪失	42.4% ・赤土等流出 ・廃棄物、処分地	40.8% 化学物質問題	39.7%																																																																																																													
本島南部圏域	<b>河川、水路、海のよごれ</b>	45.5%	赤土等流出	44.9% サンゴ礁、干潟埋立	41.0% 廃棄物、処分地	40.5% 自然の損傷、喪失	38.9%																																																																																																													
宮古圏域	<b>不法投棄</b>	44.4%	廃棄物、処分地	38.9% ・河川、水路、海のよごれ ・赤土等流出 ・自然の損傷、喪失	33.3% ・化学物質問題 ・基地関連 ・空き缶、吸い殻、不法投棄 ・サンゴ礁、干潟埋立	22.2% ・空気のよごれ ・地下水汚染	16.7%																																																																																																													
八重山圏域	<b>赤土等流出</b>	71.0%	自然の損傷、喪失	45.2% 河川、水路、海のよごれ	41.9% 化学物質問題	35.5% 不法投棄	35.5%																																																																																																													
H23	1位	2位	3位	4位	5位																																																																																																															
県全体	<b>海域生態系への影響</b>	38.1%	水質汚濁	34.3% 空き缶、吸い殻、不法投棄	31.8% 陸域生態系への影響	30.5% 廃棄物の適正処理	29.7%																																																																																																													
本島北部圏域	<b>水質汚濁</b>	56.1%	海域生態系への影響	52.4% 赤土等流出	47.6% 基地関連	35.4% ・空き缶、吸い殻、不法投棄 ・陸域生態系への影響	32.9%																																																																																																													
本島中部圏域	<b>基地関連</b>	49.6%	海域生態系への影響	48.4% 水質汚濁	38.5% 空き缶、吸い殻、不法投棄	37.3% 廃棄物の適正処理	36.2%																																																																																																													
本島南部圏域	<b>水質汚濁</b>	52.3%	海域生態系への影響	49.3% 陸域生態系への影響	38.7% 空き缶、吸い殻、不法投棄	38.3% 廃棄物の適正処理	35.3%																																																																																																													
宮古圏域	<b>・空き缶、吸い殻、不法投棄 ・海域生態系への影響</b>	48.1%	<b>廃棄物の適正処理</b>	44.4% 陸域生態系への影響	40.7% 地下水汚染	37.0% ・水質汚濁 ・公園、下水道、施設整備の遅れ	33.3%																																																																																																													
八重山圏域	<b>赤土等流出</b>	63.9%	空き缶、吸い殻、不法投棄	61.1% 水質汚濁	58.3% 海域生態系への影響	50.0% 廃棄物の適正処理	41.7%																																																																																																													

## 【結果概要／県民】

質問項目	結果概要							
今後、望まれる社会像	<p><b>〔県全体〕</b> 平成13年度(2001年度)及び平成23年度(2011年度)結果ともに「<u>自然と共生</u>」する社会が望まれている。</p> <p><b>〔圏域別〕</b> 平成13年度(2001年度)及び平成23年度(2011年度)ともに<u>北部～南部、離島含め「自然と共生」し「歴史や伝統豊か」で「福祉の充実」した社会</u>が望まれている。</p>							
○今後、望まれる社会像								
<b>望まれる社会像</b>	H13	1位	2位	3位	4位	5位		
	県全体	自然と共生	64.8%歴史、伝統、個性豊か	31.3%福祉の充実	28.4%安全な社会	23.4%教育、文化環境	22.6%	
	本島北部圏域	自然と共生	64.6%歴史、伝統、個性豊か	33.3%教育、文化環境	32.3%安全な社会	26.3%福祉の充実	22.2%	
	本島中部圏域	自然と共生	69.7%歴史、伝統、個性豊か	32.7%福祉の充実	29.5%安全な社会	25.4%教育、文化環境	24.1%	
	本島南部圏域	自然と共生	64.3%歴史、伝統、個性豊か	34.6%福祉の充実	27.9%安全な社会	24.3%国際交流盛ん	23.3%	
	宮古圏域	自然と共生	50.0%心と体の健康を守る	27.8%歴史、伝統、個性豊か	22.2%あくせくしない社会 ・歴史、伝統、個性豊か ・福祉の充実	16.7%・教育、文化環境 ・国際交流盛ん	16.7%	
<b>望まれる社会像</b>	H23	1位	2位	3位	4位	5位		
	県全体	自然と共生	54.9%福祉の充実	40.0%心と体の健康を守る	27.3%歴史、伝統、個性豊か	24.6%教育、文化環境	22.7%	
	本島北部圏域	自然と共生	61.0%福祉の充実	41.5%心と体の健康を守る	34.1%産業が盛ん、活力ある	26.8%・あくせくしない社会 ・教育、文化環境	19.5%	
	本島中部圏域	自然と共生	53.6%福祉の充実	42.3%心と体の健康を守る	27.4%歴史、伝統、個性豊か	27.1%安全な社会	24.2%	
	本島南部圏域	自然と共生	55.7%福祉の充実	39.3%歴史、伝統、個性豊か	28.3%教育、文化環境に恵まれた	25.7%心と体の健康を守る	25.0%	
	宮古圏域	自然と共生	59.3%福祉の充実	40.7%安全な社会	37.0%歴史、伝統、個性豊か	25.9%心と体の健康を守る	22.2%	
<b>望まれる社会像</b>	八重山圏域	自然と共生	75.0%歴史、伝統、個性豊か	41.7%福祉の充実	30.6%安全な社会	25.0%心と体の健康を守る	22.2%	

## 【結果概要／県民】

質問項目	結果概要						
今後、望まれる環境像	<p><b>[県全体]</b> 平成13年度(2001年度)及び平成23年度(2011年度)結果ともに「海がきれい」で「ハイキングなどができる自然公園」が多く、「飲み水を安心して飲める」生活環境や「街並みや自然の美しい風景」が望まれている。</p> <p><b>[圏域別]</b> 北部～南部とともに県全体と同様の環境像が望まれている。また、北部では「道路や交通の利便性」、宮古では「公園や下水道の整備」も望まれている。</p>						
○今後、望まれる環境像							
望まれる環境像	H13	豊かな自然環境でイメージするもの	自然とふれあう機会を増やす場所	安心して生活できる環境の実現に重要なもの	快適な環境でイメージするもの		
	県全体	海がきれい	84.5% ハイキングなどができる自然公園	58.2% 飲み水を安心して飲める	76.8%	街並みや自然の風景が美しい	60.1%
	本島北部圏域	海がきれい	87.9% 水と親しむ水辺空間	61.6% 飲み水を安心して飲める	85.9%	身近な自然が保存されている	67.7%
	本島中部圏域	海がきれい	86.5% ハイキングなどができる自然公園	58.6% 飲み水を安心して飲める	77.6%	街並みや自然の風景が美しい	61.4%
	本島南部圏域	海がきれい	84.9% ハイキングなどができる自然公園	60.6% 飲み水を安心して飲める	76.2%	街並みや自然の風景が美しい	60.4%
	宮古圏域	海がきれい	61.1% 水と親しむ水辺空間	38.9% ・飲み水を安心して飲める ・空気がきれいである	66.7%	身近な自然が保存されている ・街並みや自然の風景が美しい ・身近な自然が保存されている	61.1%
望まれる環境像	八重山圏域	海がきれい	90.3% 植物とふれあい親しむ場所	58.1% ・飲み水を安心して飲める ・空気がきれいである	77.4%		71.0%
	H23	豊かな自然環境でイメージするもの	自然とふれあう機会を増やす場所	安心して生活できる環境の実現に重要なもの	快適な環境でイメージするもの		
	県全体	海がきれい	83.2% ハイキングなどができる自然公園	63.4% 飲み水を安心して飲める	80.2%	街並みや自然の風景が美しい	62.6%
	本島北部圏域	海がきれい	87.3% 水と親しむ水辺空間	59.8% 飲み水を安心して飲める	86.6%	道路や交通の利便性がよい	69.5%
	本島中部圏域	海がきれい	87.5% ハイキングなどができる自然公園	68.5% 飲み水を安心して飲める	84.5%	街並みや自然の風景が美しい	64.1%
	本島南部圏域	海がきれい	86.3% ハイキングなどができる自然公園	68.0% 飲み水を安心して飲める	81.3%	街並みや自然の風景が美しい	69.0%
望まれる環境像	宮古圏域	海がきれい	92.6% ・ハイキングなどができる自然公園 ・植物とふれあい楽しい場所	66.7% 飲み水を安心して飲める	88.9%	公園や下水道が整備されている	59.3%
	八重山圏域	海がきれい	94.4% 植物とふれあい親しむ場所	61.1% 飲み水を安心して飲める	88.9%	街並みや自然の風景が美しい	86.1%

質問項目	結果概要						
沖縄県環境基本計画に取り組んでほしい項目	<p>取り組んでほしい項目として「水環境の保全」や「地球温暖化の防止」、「資源の循環利用及び廃棄物の減量」のほか、「森林・農地・漁場の保全と活用」や「大気環境の保全」が上がっている。</p>						
○沖縄県環境基本計画に取り組んでほしい項目							
沖縄県環境基本計画に取り組んでほしい項目	H23	1位	2位	3位	4位	5位	
	県全体	水環境の保全 60.0%	地球温暖化の防止 56.1%	資源の循環利用及び廃棄物の減量 49.5%	森林・農地・漁場の保全と活用 48.4%	大気環境の保全 47.9%	

## 【結果概要／企業】

質問項目	結果概要							
事業活動による環境への影響	平成13年度(2001年度)及び平成23年度(2011年度)ともに、事業活動により影響を与えていた項目は「大気汚染」「廃棄物」「エネルギー」が高く、特に「自動車による排ガス」や「廃棄物の発生量」が具体的な影響要因として上がっている。							
<b>○事業活動による環境への影響</b>								
事業活動による環境への影響 H13	1位 廃棄物	25.9%	2位 大気汚染	22.3%	3位 騒音・振動	20.3%	4位 水質汚濁・水使用	15.7%
	1位 自動車による排ガス	41.3%	2位 自動車の使用による騒音	32.1%	3位 廃棄物の発生量が多い	27.9%	4位 多量の水の使用	18.7%
具体的な要因 H23	1位 エネルギー	36.0%	2位 廃棄物	28.9%	3位 大気汚染	27.1%	4位 騒音・振動	23.5%
	1位 自動車による排ガス	51.2%	2位 廃棄物の発生量が多い	34.2%	3位 自動車の使用による騒音	33.9%	4位 多量の水の使用	28.0%
5位 悪臭	4.2%	5位 工場等での作業による騒音・振動	18.4%	5位 水質汚濁・水使用	20.0%	5位 工場等での作業による騒音・振動	22.0%	

質問項目	結果概要							
環境保全活動や行動様式	平成13年度(2001年度)及び平成23年度(2011年度)ともに「事業所における緑化推進」や「周辺美化」などの環境保全活動に努め、「不要時の消灯」や「エアコンの温度設定」などの行動を心がけている事業者が多い。また「歩行やバスの利用」は減少傾向にある。 今後実施したい行動様式として、平成23年度(2011年度)では「省エネに配慮した運転」や「低公害車の購入」などが増加傾向にあることから、より環境へ配慮する事業者が多くなっていることがうかがえる。							
<b>○環境保全活動や行動様式</b>								
環境保全活動 H13	1位 敷地内、周辺の清掃美化など管理を徹底	82.0%	2位 事業所の敷地や建物の緑化を推進	65.5%	3位 地域の環境保全活動への参加	65.0%	4位 廃棄物の減量・再資源化と適正処理	57.4%

環境保全活動 H13	1位 敷地内、周辺の清掃美化など管理を徹底	82.0%	2位 事業所の敷地や建物の緑化を推進	65.5%	3位 地域の環境保全活動への参加	65.0%	4位 廃棄物の減量・再資源化と適正処理	57.4%
	1位 エアコンの適切な温度設定	83.3%	2位 昼休みなど不要時には消灯	76.7%	3位 省エネに配慮した運転	71.8%	4位 調理場、トイレの節水	71.8%
<b>○環境保全活動や行動様式</b>								
環境保全活動 H23	1位 敷地内、周辺の清掃美化など管理を徹底	88.4%	2位 地域の環境保全活動への参加	78.3%	3位 事業所の敷地や建物の緑化を推進	75.9%	4位 廃棄物の減量・再資源化と適正処理	64.0%
	1位 エアコンの適切な温度設定	91.4%	2位 昼休みなど不要時には消灯	84.9%	3位 省エネに配慮した運転	84.8%	4位 古紙利用	78.6%
5位 排出ガス、排水の処理を適正管理	52.4%	5位 近くの階へ移動は階段を利用	65.5%	5位 環境保全活動への助成などの支援事業を実施	62.8%	5位 調理場、トイレの節水	78.6%	

## 【結果概要／企業】

質問項目	結果概要						
行政へ望む対策	平成13年度(2001年度)では「環境負荷の少ない商品製造や販売支援」「地域リサイクルシステムの構築推進」が高かったが、平成23年度(2011年度)では「放射能汚染のない県土づくり」「地域リサイクルシステムの構築推進」「環境負荷の少ない商品製造や販売支援」が望まれている。						
<b>○行政へ望む対策</b>							
行政へ望む対策	H13	1位 地域リサイクルシステムの構築を推進	78.7%	2位 環境負荷の少ない商品の製造・販売を支援	78.7%	3位 環境保全のための技術開発を支援	75.8%
行政へ望む対策	H23	1位 放射能汚染のない安全・安心な県土づくり	86.3%	2位 地域リサイクルシステムの構築を推進	85.2%	3位 環境負荷の少ない商品の製造・販売を支援	82.8%
		4位 事業所・工場周辺の緑化を支援	75.4%	5位 環境情報提供の設備や施設を整備	71.1%		

質問項目	結果概要						
社員への環境教育	平成13年度(2001年度)及び平成23年度(2011年度)ともに「新入社員研修」や「定期的な社内研修」において環境教育を実施している事業所が多く、教育内容としては「一般問題」と「廃棄物・リサイクル取組」に関する内容が多い。						
<b>○社員への環境教育</b>							
社員への環境教育	H13	1位 新人社員研修の際に環境教育を実施	9.2%	2位 社内の定期的な研修に環境教育を実施	8.5%	3位 社内報、社員向けパンフ等にて実施	6.9%
社員への環境教育	H23	1位 新人社員研修の際に環境教育を実施	14.3%	2位 社内の定期的な研修の際に環境教育を実施	13.1%	3位 社内報、社員向けパンフ等にて実施	12.8%
		4位 社内イベント開催時に環境教育を実施	5.9%	5位 環境問題をテーマに研修会をその時々に開催	5.6%		

質問項目	結果概要						
沖縄県環境基本計画に取り組んでほしい項目	取り組んでほしい項目として「水環境の保全」や「大気環境の保全」、「地球温暖化の防止」のほか、「資源の循環利用及び廃棄物の減量」や「環境と経済が両立する社会づくり」が上がっている。						
<b>○沖縄県環境基本計画に取り組んでほしい項目</b>							
沖縄県環境基本計画に取り組んでほしい項目	H23	1位 水環境の保全	59.5%	2位 地球温暖化の防止	47.3%	3位 大気環境の保全	47.0%
		4位 資源の循環利用及び廃棄物の減量	41.1%	5位 環境と経済が両立する社会づくり	41.1%		

## 【結果概要／市町村】

質問項目	結果概要
環境関連条例の制定状況	環境基本条例の制定状況は 4.9%と低いが、 <u>公害防止条例及び環境保全条例</u> については 22.0%（約 1/4）の市町村で制定されている。
環境基本計画の策定状況	環境基本計画の策定状況は 7.3%であり、近年中に策定の予定としている割合も同程度であった。また、基本計画策定時には「市民参画」や「専門家意見」「施策重点化・目玉事業の検討」などを特に考慮した市町村が多く、各地域にそくした計画策定を重視している市町村が多いことがうかがえる。
望まれる県の支援	計画策定や進行管理に際し、県に期待する支援としては「技術的助言」や「職員研修」「環境の状況に関する情報提供」が上がっている。
環境教育	沖縄県へ望む環境教育に関する支援としては、「環境プログラム等の提供」や「イベントで活用できる資機材の整備・貸し出し」「様々な環境分野における人材名簿の整備や派遣」が上がっている。
グリーン調達や環境マネジメントシステムの導入状況	市町村自らのグリーン調達方針の策定状況は、12.2%であり、その他の市町村において策定予定のない理由としては「導入検討のための人的余裕がない」「組織内での意識の低さ」が上がっている。 <u>環境マネジメントシステムの導入状況</u> は、4.9%と少なく、今後、構築予定のない市町村も 36.6%と多いことから、同システムに関する <u>浸透度</u> が低いことがうかがえる。
希望する環境政策に関する研修	環境政策に関する研修時には「基本的考え方」や「技術的情報」「事例発表と検討」に関する講義を望む市町村が多い。
沖縄県環境基本計画に取り組んでほしい項目	取り組んでほしい項目として「 <u>大気環境の保全</u> 」や「 <u>騒音・振動・悪臭の対策</u> 」、「 <u>資源の循環利用及び廃棄物の減量</u> 」のほか、「 <u>地球温暖化の防止</u> 」や「 <u>環境と経済が両立する社会づくり</u> 」が上がっている。

## 8. ヒアリング結果概要

### 【調査概要】

ヒアリング調査概要を以下に示した。

圏域区分や活動内容を考慮した上で特に積極的に環境保全活動を実施している市町村やNPO等民間団体についてヒアリング調査を実施し(9市町村・10団体)、活動実績や成果、課題等を把握した上で各主体の役割や環境配慮指針、本計画の施策等に反映させることを目的とした。

### ヒアリング調査概要

調査対象			主な活動内容	実施方法
9市町村	国頭村	企画商工観光課	エコツーリズム等	資料郵送後、 ヒアリング を実施
	東村	企画観光課	エコツーリズム等	
	大宜味村	企画観光課	グリーン・ツーリズム等	
	うるま市	環境課、経済部農政課	新エネ・省エネ等への取組等	
	南城市	生活環境課	環境コミュニティ支援、沿岸環境保全への取組	
	宮古島市	エコアイランド推進課	小規模市町村型環境モデル都市等	
	石垣市	沖縄県八重山支庁農林水産整備課	風景づくり条例の制定、海域環境保全への取組等	
	竹富町	自然環境課、企画財政課	自然環境保護条例の制定、海の利用・保護・管理に関するワークショップ	
	伊是名村	総務課	環境協力税の導入	
NPO等 民間団体 10団体	国頭村	奥間川流域保護基金	河川及び海岸等の保全	
	大宜味村	おおぎみまるごとツーリズム協会	エコツーリズム、グリーン・ツーリズム	
	うるま市	環金武湾地球温暖化対策地域協議会	地球温暖化防止	
	うるま市	うるま環境ネット	リサイクル活動	
	北谷町	海の自然史研究所	河川及び海岸等の保全	
	那霸市	那霸市地球温暖化対策協議会	地球温暖化及び大気汚染の低減	
	那霸市	しまづくりネット	地球温暖化及び大気汚染の低減	
	那霸市	沖縄リサイクル運動市民の会	リサイクル活動	
	那霸市	沖縄エコツーリズム推進協議会	エコツーリズム、グリーン・ツーリズム	
	石垣市	八重山環境ネットワーク	漂着ゴミ、海洋保全	

## 【結果概要】

対象	項目	主な活動内容や実績等	問題点や課題
市 町 村	エコツーリズム等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人材育成として村でガイド認定制度を検討</li> <li>○エコツーリズム活動団体の登録に関わる推進</li> <li>○道の駅等での問い合わせや受付・申請等が可能な体制構築の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ガイド認定制度における認定の手法や基準</li> <li>●エコツーリズム活動の実施に伴う踏圧等の人為的負荷</li> <li>●赤土が流出しやすく、改変の影響を受けやすい地形の保全と活用の両立</li> <li>●重要な動植物種の採集や盗掘防止のための入域者や客層の見極め等</li> </ul>
	地球温暖化防止・自然環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地球温暖化防止実行計画の策定</li> <li>○不法投棄パトロールの実施</li> <li>○畜産等の悪臭や水質汚濁防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地球温暖化防止実行計画については地域の理解が得られにくい(役場内で計画実施)</li> </ul>
	新エネ・省エネ等への取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バイオマス、廃食用油の利活用の推進</li> <li>○木質系・未利用資源の混合燃料化の推進</li> <li>○さとうきび残渣の活用等の推進</li> <li>○太陽熱を生かした空調・給湯システムを導入した環境共生型住宅の普及・啓発</li> <li>○電力会社との提携による地域でのメガソーラーや風力発電の普及・啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●木質系・未利用資源の混合燃料化の際、材料となる廃材持ち込みが少ないことから、地域でのさらなる普及・啓発が必要</li> <li>●未利用資源やバイオマスの利用に関する地域での信用度が低い</li> <li>●次年度以降の事業の見通しが立たず、継続が不可能な状況にある</li> </ul>
	環境コミュニティ支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○NPO等民間団体等への経済支援の実施 ・南城市「上がり太陽プラン」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●予算の兼ね合いもあり、全団体への経済支援が困難(提案事業を募り選定された団体へ一部資金援助)</li> </ul>
	環境協力税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入域対象者に課税(100円)し、観光施設の維持管理や環境美化に活用</li> <li>○環境美化作業員等の雇用拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域住民との連携や普及</li> </ul>
N P O 等 民 間 団 体	エコツーリズム等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○推進計画策定</li> <li>○ガイドライン策定</li> <li>○認定制度原案作成</li> <li>○仲間川(西表島)及び玉辻山(東村・大宜味村)でのフィールド・ルール作り</li> <li>○フィールド予約システム及びモニタリングデータベース開発</li> <li>○情報媒体の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運営していく地域人材の育成</li> <li>●地域の立体的な運営体制の整備</li> <li>●各団体における意識の違い</li> <li>●活動に対して地域の賛同が得られがたい。</li> <li>●教育機関とエコツーリズム推進団体との連携の強化</li> </ul>
	河川や海岸等の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○奥間川流域におけるナショナルトラスト運動</li> <li>○やんばるにおける森づくりの展開や啓発・普及活動</li> <li>○地域の小学校における環境教育の実施</li> <li>○ニュースレターの発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●流域周辺における土地買取り後の管理や利活用の検討</li> <li>●地元との連携の強化</li> </ul>
	大気汚染及び地球温暖化防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光客対象のレンタサイクル</li> <li>○県民対象のコミュニティサイクル普及活動</li> <li>○エコドライブ普及啓発・講習会の実施</li> <li>○パーク&amp;バスライドの実施</li> <li>○バス利用促進のための国道58号沿線事業者へのモビリティマネジメント</li> <li>○那覇市モビリティウィーク＆カーフリーダーの実施</li> <li>○ビーチクリーン、ロードパーク清掃</li> <li>○ふるさとサイクリングの実施</li> <li>○海中道路ロードパーク管理棟拠点事業の推進</li> <li>○セミナー開催(新エネ、省エネ事業・ふるさと緑化等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政とNPO等民間団体との連携</li> <li>●県民の意識向上や社会基盤・体制の整備</li> <li>●国や県による受託事業が少なく、活動に制約が出てきている。</li> </ul>
	リサイクル・物質循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>○循環社会システム構築プロジェクトの実施 ・くいまーるプロジェクト</li> <li>・古紙プロジェクト</li> <li>・エコペーパー及びエコロールの販売</li> <li>○国際協力事業の展開(JICA技術協力)</li> <li>○フェアトレード商品の販売促進</li> <li>○グリーン購入促進</li> <li>○フリーマーケット等の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各地域における関心度の違い</li> <li>●各プロジェクト運営の継続危機(資金不足)</li> </ul>
	漂着ゴミ・海洋保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光地にふさわしい海浜景観の回復や環境保全活動(海浜清掃・オニヒトデ駆除・漂着ゴミ調査・漂着物アート展・廃油ボール回収・海洋環境教室・環境パネル展等)</li> <li>○赤土堆積調査や流出対策(グリーンベルト植栽)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政と民間ボランティアとの連携不足</li> <li>●運営経費等の資金不足</li> <li>●漂着ゴミ問題解決に向けた中国・台湾・ベトナム等との国際交流の推進</li> </ul>

## 9. 沖縄県環境基本条例

### 沖縄県環境基本条例

(平成 12 年 3 月 31 日条例第 15 号)

(改正 平成 20 年 12 月 26 日条例第 43 号)

#### 目次

##### 前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本施策

　第 1 節 環境の保全及び創造に関する基本的な計画（第 8 条—第 10 条）

　第 2 節 環境基準（第 11 条）

　第 3 節 環境の保全及び創造を推進するための施策（第 12 条—第 26 条）

　第 4 節 地球環境の保全等に関する施策（第 27 条・第 28 条）

##### 附則

##### 前文

私たちの郷土沖縄県は、亜熱帯海洋性気候の下に広大な海域に散在する多くの島から構成されている。島の沿岸にはサンゴ礁が発達し、島々は複雑な地形、地質からなり、それぞれの地域性を創りあげ、豊かではあるが、脆弱な自然環境という特性を有している。

また、我が国の南西端に位置するという地理的特性から、琉球王朝時代には中国や東南アジア諸国との交易が行われ、独特の伝統文化が育まれた。

しかし、このような本県の自然環境や文化は、先の大戦によりか烈な戦禍を被り、更に、戦後 27 年間の長期にわたる米国の施政権の下で広大な基地が建設されたことにより著しく変貌してしまった。

日本復帰後は、社会資本の整備をはじめとする開発が急速に進められたことに伴い、環境への負荷が増大し、また、依然として広大な面積の米軍施設・区域が存在し、基地から派生する航空機騒音等の様々な環境問題は、県民生活や自然環境に影響を及ぼしている。

これらの問題に加え、今日の環境問題は、廃棄物の増大、自動車排出ガスによる大気の汚染や生活排水による水質の汚濁などの都市や生活に密着した問題から、地球環境問題といった空間的な広がりと将来の世代にわたり影響を及ぼすという時間的な広がりを有するに至っている。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは、健康で文化的な生活を営む上での現在及び将来の私たちの権利であるとともに、これを保全及び創造し、将来の世代に引き継ぐことは私たちの責務である。

この責務を果たすため、私たちは、環境が有限であり、自らが環境に負荷を与える存在であることを深く認識し、郷土の環境、そして人類の生存の基盤である地球環境を保全することの大切さを学び、県民、事業者及び行政が協力して、社会経済活動や生活様式を、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を創りあげいかなければならない。

このような認識に立ち、環境の保全及び創造を重視し、豊かな自然環境に恵まれたやすらぎと潤いのある沖縄県を実現するために、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来にわたって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

一部改正〔平成20年条例43号〕

### (基本理念)

**第3条** 環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これらを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することのできる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、県内のすべての地域においてそれぞれの地域の自然的社会的条件に応じて環境に影響を及ぼすと認められる施策、事業活動等の計画の段階から人と自然との共生を基本として、総合的に環境に配慮することにより、豊かな自然環境を保全し、住みよい快適な生活環境を実現することを旨として行わなければならない。
- 4 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保全は、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

### (県の責務等)

**第4条** 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施するとともに、土地の利用計画、都市計画、企業の立地等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

- 2 県は、前項に定める施策の策定及び実施するに当たっては、市町村と連携、協力を図るものとする。

#### (事業者の責務)

- 第5条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等を適正に処理するとともに、その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となつた場合にその適正な処理が図られることとなるように努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

#### (県民の責務)

- 第6条** 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活が環境の保全及び創造に密接に関わっていることを深く認識し、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等により環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、県民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策その他の環境保全活動に協力するように努めなければならない。

#### (観光旅行者等の責務)

- 第7条** 観光旅行、業務等の目的で県内に一時的に滞在する者（以下「観光旅行者等」という。）は、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めるものとする。

### 第2章 環境の保全及び創造に関する基本施策

#### 第1節 環境の保全及び創造に関する基本的な計画

##### (環境基本計画)

- 第8条** 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は次に掲げる事項について定めるものとする。
- （1）環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- （2）前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「県民等」という。）の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、沖縄県環境審議会及び市町村長の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての指針)

**第9条** 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 前項の場合において、県は、特に次に掲げる事項が確保されるように努めなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されること。
- (2) 生物の多様性が確保されるとともに、森林、農地、河川、湖沼、海岸、海域等における多様な自然環境が地域の自然的・社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれ、並びに良好な景観及び歴史的、文化的遺産が保全されること。
- (4) 環境保全上の支障が未然に防止されること。
- (5) 地球環境保全に配慮すること。

3 県は、第1項に定める整合を図るために必要な体制を整備するものとする。

(環境白書)

**第10条** 知事は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした環境に関する白書を定期的に作成し、及び公表しなければならない。

## 第2節 環境基準

追加〔平成20年条例43号〕

**第11条** 知事は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に定める基準のほか、必要があると認めるときは、県民の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。
- 3 知事は、この章に定める施策であつて公害の防止に関するものを総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準及び環境基本法第16条第1項の基準が確保されるよう努めなければならない。
- 4 知事は、環境基準を定めるに当たっては、沖縄県環境審議会の意見を聴かなければならぬ。環境基準を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 5 知事は、環境基準を定めたときは、環境基準を県公報で告示するものとする。環境基準を変更し、又は廃止したときも、同様とする。

追加〔平成20年条例43号〕

## 第3節 環境の保全及び創造を推進するための施策

一部改正〔平成20年条例43号〕

(県民等の意見の反映)

**第12条** 県は、環境の保全及び創造に関する施策に、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成20年条例43号〕

(環境の保全及び創造に関する教育等の推進)

**第13条** 県は、県民等及び観光旅行者等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、機会の提供、人材の育成、広報活動の充実その他の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成20年条例43号〕

(県民等の自発的な活動の促進)

**第 14 条** 県は、県民等が自発的に行う自然環境の保全に関する活動、緑化活動、美化活動、資源の再利用に関する活動、地球環境保全に資する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(情報の提供等)

**第 15 条** 県は、環境の保全及び創造に関する情報の提供及び公開に努めるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(環境影響評価の推進)

**第 16 条** 県は、土地の形状の変更、工作物の建設等の事業を行う事業者が、あらかじめその事業の実施に伴う環境への影響について、自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その事業の実施に際し、環境の保全上の見地から適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(規制等の措置)

**第 17 条** 県は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

- (1) 大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置
  - (2) 土地利用に関し、公害を防止するために必要な規制の措置
  - (3) 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
  - (4) 採捕、損傷その他の行為であって、保護することが必要な野生動植物又は地形若しくは地質その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- 2 前項に定めるもののほか、県は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。
- 3 県は、環境の保全上の支障を防止するために必要な指導その他の措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(誘導的措置)

**第 18 条** 県は、県民等が自らの行為に係る環境への負荷を低減させることとなるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を課する措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要である場合には、そのために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置を講ずることとなるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、特に必要がある場合には、助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(施設の整備等)

**第 19 条** 県は、緩衝地帯、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、公園その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(資源の循環的な利用等の促進)

**第 20 条** 県は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(自主的な環境管理の推進等)

**第 21 条** 県は、事業者がその事業活動に際して、環境の保全及び創造に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び実施、体制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる自主的な環境管理を行うことについて、その普及に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、同項に定める自主的な環境管理の実施に自ら努めるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(調査の実施)

**第 22 条** 県は、環境の状況の把握又は環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するよう努めるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(監視等の体制の整備)

**第 23 条** 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(科学技術の振興)

**第 24 条** 県は、環境の保全及び創造に関する科学技術の振興を図るため、研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(国及び他の地方公共団体との協力)

**第 25 条** 県は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組を必要とする施策等を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体との協力を努めるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(財政上の措置)

**第 26 条** 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

第 4 節 地球環境の保全等に関する施策

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(地球環境保全のための行動の促進)

**第 27 条** 県は、県、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための計画を定め、その普及に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(地球環境保全のための国際協力)

**第 28 条** 県は、地球環境保全に資するため、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等と協力して、地球環境保全に関する調査研究、環境の状況の監視、観測及び測定、開発途上にある海外の地域等への良好な環境の保全に関する技術の提供等を行うよう努めるものとする。

2 県は、その環境保全上の取組の成果を、気候、地理的条件等の共通する世界の熱帯地域、亜熱帯地域、島しょ等における環境の保全に役立てるよう努めるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

附 則

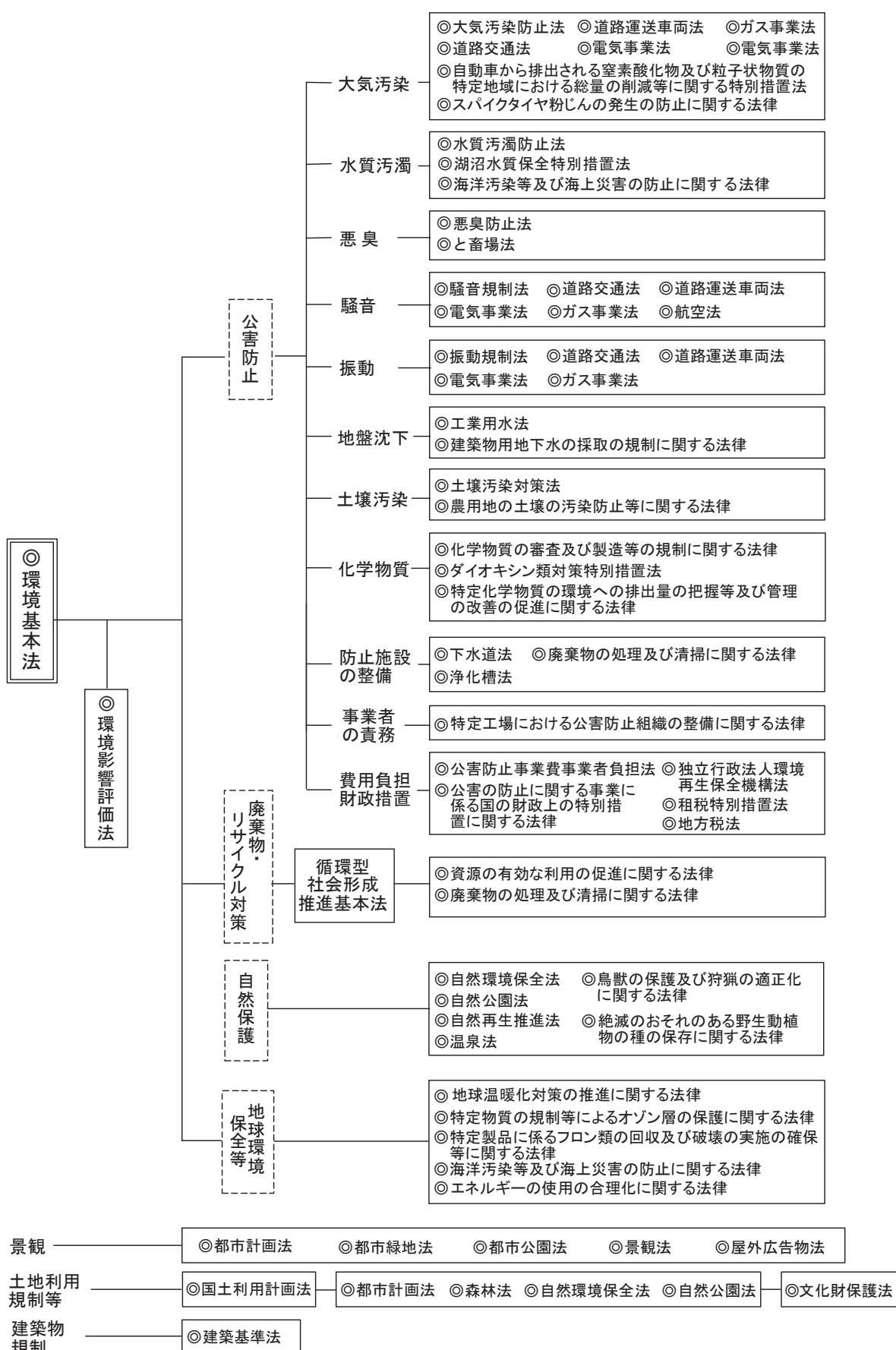
この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 26 日条例第 43 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。（後略）

## 10. 環境関係法律体系図



## 11. 用語解説

用語		ページ	用語解説
ア 行	アイドリング ストップ	P 209, 211, 212, 215	自動車の停車時にエンジンを切ることで、不必要的燃料の消費を抑え、二酸化炭素の排出が抑制されます。
	アスベスト	P 24, 25, 115	石綿ともいわれ、天然に存在する纖維状の鉱物で、軟らかく、耐熱・対磨耗性に優れているため、ボイラー暖房配管の被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていました。しかし、肺がんや中皮腫の原因になることから使用が禁止されています。
	一般廃棄物	P 31, 71~73, 126, 127, 148, 180, 186, 241, 245, 247, 250, 258, 260, 262	日常生活に伴って排出されるごみやし尿であり、廃棄物処理法では「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されています。家庭から排出される生活系廃棄物と、店舗、事務所、工場等から排出される事業系廃棄物の2種類に分けられます。
	イノー	P 44, 64, 67, 68, 228	サンゴ礁に囲まれた浅いおだやかな海、すなわち礁池(しょうち)のこととて、昔から「海の畑」などともいわれ、小魚・貝 海藻など、海の幸などを手軽に与えてくれる豊かな場所として大切にされてきたといいます。
	運輸部門	P 89, 92, 112, 148, 160, 161, 179, 181, 260, 261, 263	エネルギーの消費区分の1つで、自動車、鉄道、船舶、航空機のエネルギー消費を対象としています。自動車には、自家用と業務用の両方が含まれます。
	エコアクション21	P 98, 103, 156, 172, 181, 198, 206, 209, 243, 261, 263	環境省が定めた環境マネジメントシステムの1つです。中小企業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、国際標準化機構のISO14001規格をベースとしつつ、中小事業所における環境マネジメントシステムのあり方を規定しています。導入費用や実施事項などの面で、ISO14001と比較し、取り組みやすい内容で構成されています。
	エコツーリズム	P 138, 142, 145, 157, 184, 188, 201, 214, 217, 229, 267, 277, 278	地域の環境を損なうことなく、動植物などの自然やそうした資源を活用する地域文化とふれあい、学ぶことを主目的とする旅行のことです。エコツーリズムの活用は、自然資源を活用しながら地域の発展に資する手法として、大きな可能性を秘めています。
	エコドライブ	P 25, 92, 151, 157, 161, 192, 206, 209, 211, 212, 215, 231, 233, 245, 278	環境に配慮した自動車の運転方法です。具体的には、急発進・急加速をしない、空ぶかしをしない、適正空気圧のタイヤで走る、無計画なドライブをしない、無駄なアイドリングをしない、不要な荷物を載せたまま走らないといった取組により、省エネルギーを図る運転方法のことをいいます。
	屋上緑化	P 55, 57, 209, 211, 251	建築物の屋上に、芝や樹木を植えて緑化することです。断熱効果による省エネルギーが期待されるほか、建物を紫外線から守り耐久性を高めたり、保水効果による雨水の流出緩和、屋外騒音の吸収、植物による大気の浄化などの効果があるとされています。
	オゾン層	P 93, 94, 110, 159, 169, 206, 243, 255, 280, 286	成層圏にあるオゾン濃度が比較的高い層のことをいいます。成層圏のオゾンは太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生態系を保護しています。大気中に放出されるフロンなどのオゾン層破壊物質によりオゾン濃度が低下した部分をオゾンホールと呼びます。
力 行	温室効果ガス	P 1, 2, 3, 86~89, 92, 94, 112, 160, 161, 179, 206, 207, 209, 210, 215, 224, 243, 245, 255	温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のことをいいます。とりわけ産業革命以降、人為的な活動により代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほかフロンガスなどの大気中の濃度が増加傾向にあります。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか、代替フロン等(HFC類、PFC類、SF6)が削減対象の温室効果ガスと定められました。
	海岸漂流・漂着ごみ	P 76	国内外で発生した廃棄物で、河川及び海洋に投棄され、海岸に漂着したもので。これら海岸漂着廃棄物の処理に係る自治体の負担が大きくなっています。これで、国では平成18年(2006年)4月から「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」を設置し、海岸漂着廃棄物の対策を進めています。
	外来種	P 46~51, 53, 111, 140, 188, 205, 228, 229, 231, ~ 235, 253	「外来生物」を参照

用語		ページ	用語解説
力行	外来生物	P1, 10, 50, 61, 211, 212, 214	もともとその地域に生息していなかったのに、人間の活動によって外国又は国内の他の地域から入ってきた生物のことです。外来生物の中には、生態系を脅かすとともに、農業、林業、水産業などにも影響を与え、さらには毒をもっている場合など、直接人間に害を与えるものもあります。近年、外国からの外来生物の被害が数多く発生していることから、国においては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」を平成17年(2005年)6月に施行し、特定外来生物の飼育、輸入などを禁止し、違反した場合には罰則を課すなど、法的な整備を行っています。
	合併処理浄化槽	P26, 71, 74, 117, 143, 182, 211, 228, 230, 231, 233~235, 241, 246	し尿と台所や風呂などからの生活雑排水を併せて処理する浄化槽をいいます。マンション、アパートなどに設置される大型のものや、家庭などに設置される小型のものがあります。下水道と同等の処理能力を有し、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、環境へのBOD負荷は、約1/8に抑えられます。平成13年4月1日の改正浄化槽法の施行により、原則として、単独処理浄化槽の新設は禁止されています。
	家電リサイクル法	P93, 94	家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫の家電4品目のリサイクルに向けて、平成10年(1998年)6月に制定された法律で、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けています。
	環境影響評価	P7, 51, 54, 85, 112, 175, 176, 205, 208, 216, 219, 220, 242, 244, 248, 283, 286	事業の実施が環境に及ぼす影響について、大気、水質など環境の構成要素ごとに調査、予測、評価を行うとともに、その過程で事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合の環境影響を総合的に評価することです。
	環境会計	P206, 209, 210	企業等が、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的(貨幣単位又は物量単位)に測定する会計手法です。
	環境基準	P1, 23~26, 29, 30, 32, 35~37, 81, 111, 115, 116, 118, 120, 178, 180, 181, 216, 232, 241, 244~248, 256, 257, 262, 263, 279, 282	環境基本法等に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」をいいます。行政上の目標として、大気、水質(底質)、騒音、土壤について定めています。
	環境教育・環境学習	P99, 112, 154, 155, 243, 254, 260	環境保全活動・環境教育推進法では、「環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習」を「環境教育」と定義付けています。自発的に学び行動する視点を強調した「環境学習」も広く使われていることから、本計画では、通常は「環境教育・環境学習」とし、特に学校教育など教育する側の視点で用いる場合は「環境教育」、自発的に学び行動する視点を強調する場合は「環境学習」としています。
	環境月間	P94, 100, 102, 157, 171, 198, 243, 245, 254~256	スウェーデンのストックホルムで、昭和47年(1972年)6月5日から開催された「国連人間環境会議」を記念し、国連では日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定め、日本では「環境基本法」でこの日を「環境の日」と定めています。その後環境庁(当時)は、環境の日を含む6月を環境月間とすることを提倡し、関係省庁や地方公共団体、民間団体などによる各種普及啓発事業が行われています。
	環境と経済の好循環	P1, 3, 5, 101	持続可能な社会の構築のためには、環境問題を経済の制約要因ではなく、新たな成長要因ととらえ、環境の保全と経済の活性化を一体化させていくという視点から示された考え方です。環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することによって環境も良くなっていくような関係を「環境と経済の好循環」といい、国においては、この達成に向けた取組を進め、環境保全と経済発展の同時達成による持続可能な社会への展開を図ることとしています。
	環境ビジネス	P170, 215	環境保全に資する製品やサービスを提供したり、社会経済活動を環境配慮型のものに変えていく上で役に立つ技術やシステムを提供するビジネス全般をいいます。

用語		ページ	用語解説
力行	環境負荷	P10, 25, 42, 56, 74, 101, 103, 105, 106, 159, 170, 203, 205, 208, 224, 228, 229, 231, 232, 234, 235, 275	人の活動によって、環境に加えられる影響であって、公害の発生や自然環境の破壊といった環境の保全上の支障が生じるおそれのある環境への影響をいいます。
	環境報告書	P98, 206, 209	企業等が環境に配慮して行った内容を環境業績としてまとめ、公表する報告書のことをいいます。
	環境ホルモン	P30	正式には、内分泌攪乱化学物質といいます。河川水など環境中に存在し、人や野生生物に取り組まれると、体内で分泌されるホルモンの正常な作用を乱し、生態系や人の健康に影響を与える可能性のある化学物質です。人の健康や生態系への影響等については不明な点が多く、現在も調査研究が進められています。
	環境マネジメントシステム	P98, 103, 112, 156, 172, 179, 198, 206, 209, 210, 236, 243, 254, 276	事業体が自主的に環境保全に関する方針を定め、それを構成員に周知徹底するとともに、その方針に沿った目標を立て、目標達成のための計画を作成し、その実行のための体制などを整備し、さらに取組の実行状況を監査して見直しを行うもので、この繰り返しによって取組を推進していくこうとするものです。平成8年(1996年)、このシステムの標準的な仕様が国際標準化機構(ISO)の国際規格 ISO14000シリーズとして定めされました。
	環境モニタリング	P54, 213, 239, 252	大気、水質、騒音、地盤沈下等の状況や植生・生物等の状況といった環境の監視・調査をすることです。
	環境倫理	P95	あらゆる行動において当事者が環境との関係の中でどのような価値判断を下し、行動選択をするかという倫理的な問題をいいます。従来は、人間活動が野生生物や自然環境に及ぼす影響とのかかわりの中で自然の権利を認めるかどうかといった議論が中心を占めていましたが、地球環境の有限性を示す様々な問題が発生し、地球全体の利益・権利を満たす個人の行動のあり方や、将来世代も含めた世代間の公正に関わる議論へと発展してきました。
	環境容量(キャリングキャパシティ)	P170, 228, 229, 233~235	森林や土地などに人手が加わっても、その生態系が安定した状態で継続できる人間活動の上限のこと。
	管理型最終処分場	P72, 74, 126, 127, 180, 186, 250, 258, 262	河川等の公共用水域及び地下水の汚染を防止するため、底部に遮水シート等の遮水工を施して、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に規定された排水基準を満たすよう処理して公共用水域に放流する設備(同等の能力を有する他の施設での水処理も含む。)を備えた処分場です。
	企業の社会的責任(CSR)	P102, 103, 112, 172, 179, 199, 206	企業が事業活動を行うに当たって、社会的な公正さや環境への配慮などを通じて、利害関係者(消費者、取引先、地域社会、株主、従業員など)に責任ある行動を取るべきだという考え方です。
	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)	P2, 86	各国が政府の資格で参加し、地球の温暖化問題について議論を行う公式の場として、UNEP(国連環境計)及び WMO(世界気象機関)の共催により昭和63年(1988年)に設置され、温暖化に関する科学的知見、温暖化の環境的・社会軽税的影響の評価、今後の対策の在り方の三つの課題について検討しています。
	揮発性有機化合物	P23	常温常圧で空气中に容易に揮発する物質の総称で、主に人工合成されたものを指し、英語表記の頭文字をとってVOCと略されています。大気中では、光化学反応によってオキシダントや浮遊粒子状物質の発生に関与していると考えられているほか、比重が水よりも重く、粘性が低くて難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透して土壤・地下水汚染の原因物質ともなっています。
	京都議定書	P2, 3, 86, 87	先進各国における温室効果ガスの削減割合や国際制度について定めた議定書で、平成9年(1997年)12月、地球温暖化防止京都会議(気候変動枠組条約第3回締約会議)において採択され、平成17年(2005年)2月に発効しました。日本は、平成20年(2008年)～平成24年(2012年)の間に、温室効果ガスを平成2年(1990年)レベルで6%削減することが法的拘束力のある約束として定められています。

用語		ページ	用語解説
力行	グリーン・イノベーション	P4, 104	低炭素社会の実現を目指す技術的試み、および、低酸素産業を中心とした社会の在り方を変革し、発展・成長を遂げる戦略です。経済産業省が平成22年(2010年)6月に発表した「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」では、グリーン・イノベーションを主軸とした環境・エネルギー大国となるために総合的な政策を推進する構想が描かれています。
	クリーンエネルギー	P92, 112, 160, 164, 165, 179, 181, 194, 195, 241, 245, 255, 261, 263	有害物質の排出が相対的に少ないエネルギー源を指します。いわゆる自然エネルギーの水力、風力などのほか、化石燃料の中では有害物質の発生が少ない天然ガスもクリーンエネルギーと呼ばれることがあります。
	グリーン購入	P102, 206, 210, 254, 278	企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択する購入方法のことです。
	グリーンコンシューマー	P101	環境に配慮した行動をする消費者をいいます。例えば、エコマークの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入する。環境に配慮した製品が通常の製品より高価であっても、あえて購入するという環境保護意識の高い消費者です。このような消費者が増大することで、リサイクル商品をはじめとする環境配慮商品が市場に出回る効果を持ちます。広義には、ごみの分別や省エネルギーに取り組むエコライフを実践する生活者や、環境配慮商品をグリーン調達する企業も含まれます。
	グリーン成長	P101	環境保護と経済成長を両立させることです。地球温暖化などの環境問題を解決しながら、同時に持続可能な経済成長を目指していくという国家的および国際的なビジョンのことをいいます。
	グリーン・ツーリズム	P39, 41, 49, 51, 242, 251～254, 277	緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称です。
	建設リサイクル法	P73, 250	正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」といいます。コンクリートや木材など特定の建設資材について、その分別解体や再資源化等を通じて、資源の有効利用及び廃棄物の原料等を促進することで、生活環境の保全等に寄与することを目的とした法律です。この法律により、一定規模の工事を行う場合は、発注者による工事の事前届出や受注者から発注者への再資源化等の実施報告などが義務付けられています。平成12年制定。
	公害	P1, 11, 19, 25, 32, 34, 35, 54, 85, 102, 110, 112, 116, 143, 177, 178, 182, 203, 206, 208, 209, 211, 212, 222, 224, 226, 230, 238, 244, 247, 252, 256, 257, 262, 274, 276, 280～283, 286	事業活動などにより、自然環境や生活環境、人の健康に被害が生じることです。環境基本法では、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって、「人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう」と定義されており、これらは「典型7公害」と呼ばれます。
	光化学オキシダント	P23, 25, 241, 245	光化学スモッグの原因となる酸化性物質の総称です。工場や自動車から排出される窒素酸化物及び炭化水素類(揮発性有機化合物)を主体とする一次汚染物質が、太陽の紫外線照射を受けて光化学反応を起こすことによって、二次汚染物質としてオゾンなどの酸化性物質を生成します。酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたものを「光化学オキシダント」と呼びます。
	公共用水域	P26, 29, 31, 51, 79, 85, 115, 116, 118, 143, 177, 178, 180, 182, 200, 241, 244, 246, 254, 256, 257, 262	水質汚濁防止法によって定められる公共利用のための水域や水路のことです。河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路(下水道は除く。)などです。
こどもエコクラブ	国際保護鳥	P97	絶滅のおそれがあり、国際社会で「保護をしなければならない」と決められた鳥のことです。カリフォルニアコンドルやハワイガノ、カグー、フクロウオウムなどがあります。分布域を日本にもつものでは、アホウドリやトキがいます。
	こどもエコクラブ	P96, 99, 254	環境に関する活動を自主的に行う、幼児から小・中・高生のグループで、平成7年から環境省の提唱で全国に普及しました。全国市区町村の環境担当課の窓口で、クラブの募集・登録を行っています。

用語		ページ	用語解説
サ 行	再資源化	P17, 18, 73, 75, 126, 128, 174, 186, 187, 200, 205~208, 210~212, 220, 226, 228, 230, 231, 233~235, 250, 274	廃棄物を原材料とすること又は再度使用できる状態にすることです。
	最終処分場	P71, 72, 74, 126, 127, 180, 186, 225, 250, 258, 262	リサイクルや中間処理できない廃棄物を最終処分(埋立)するための処分場です。廃棄物の環境に与える影響の度合いによって構造が異なり、遮断型処分場、管理型処分場、安定型処分場の3つのタイプに分けられます。
	在来種	P46, 47, 54, 138, 188, 251, 252	動植物の品種のうち、ある地方の風土に適し、その地方で長年栽培または飼育されているものです。
	産業廃棄物	P18, 31, 72~74, 126, 127, 148, 150, 164, 172, 174, 180, 186, 187, 195, 199, 200, 208, 241, 247, 250, 258, 260, 262, 266	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた廃棄物をいいます。これらは、事業者が自らの責任で、環境汚染が生じないよう、適正に処理することが義務付けられています。
	産業廃棄物税	P72~74, 172, 199, 250	産業廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進、最終処分場の設置の促進、その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てられる法定外目的税(※)です。 ※) 法律で定められた税目のほかに地方自治体が条例で定めて課税する税金を法定外税といい、そのうち収取の使途が特定されているものが法定外目的税です。
	酸性雨	P1, 93, 94, 112, 159, 169, 243, 255, 261	大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物などが取り込まれて、Hが低くなった酸性の雨や大気中の酸性物質の沈着のことです。工場や自動車からの排出ガスなどが原因としてあげられます。
	自然公園	P7, 39, 47, 49, 108, 109, 251~253, 259, 262, 273, 286	自然公園法に基づき、優れた自然の風景地の保護と利用の増進のため、区域を定めて指定されたもので、国立公園、国定公園と県立自然公園条例に基づく県立自然公園の3種類があります。
	持続可能な社会	P1, 3, 4~6, 18, 22, 95, 154	昭和62年(1987年)に「環境と開発に関する世界委員会(ブルントラント委員会)」が発表した報告書で、今後の我々の目指すべき社会のあり方として「持続可能な開発」を提唱しました。その理念や考え方を持った社会を「持続可能な社会」といい、「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会」としています。
	自動車リサイクル法	P93, 94	使用済自動車からなる部品などを回収してリサイクルしたり適正に処分することを目的に、平成14年(2002年)7月に制定された法律(正式名称「使用済自動車の再資源化等に関する法律」)です。エアコンに使われるフロン、シュレッダーダスト(車体を粉砕した後に残る破碎くず)、エアバッグの3種類を対象に、自動車メーカーや輸入業者に回収・リサイクル、所有者には費用負担を義務付けています。
	遮音壁	P35	道路周辺の住民への自動車騒音被害を緩和するために、道路端などに設置される壁をいいます。コンクリート製をはじめ、最近では繊維強化プラスチックなど、軽量化や景観への配慮などを図った新素材が開発されています。
	循環型社会	P3, 5, 7, 72~74, 106, 110, 114, 202, 228, 230, 231, 233~235, 250, 279, 286	「大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄」の社会の在り方を根本から見直し、人間の生活や企業活動に伴って発生・消費される物やエネルギーなどあらゆるものを資源として循環し、又は様々ななかたちで繰り返し利用し、廃棄するものを最小限とすることで、天然資源の消費を抑制し、自然環境をはじめとする環境への負荷を可能な限り低減する社会のことをいいます。
	循環資源	P73, 104, 207, 210	廃棄物及び社会の生産活動で副次的に生じた物品のうち、有用で再生利用できるものをいいます。

用語	ページ	用語解説
サ 行	浄化槽	P26, 29, 71, 74, 116, 117, 143, 157, 182, 208, 211, 228, 230, 231, 233~235, 241, 246, 250, 286
	新エネルギー	P17, 87, 245
	親水性	P38, 39, 130, 134, 222, 223, 228, 232, 242, 251, 258
	水源の涵養	P44, 48, 58
	生態系	P1~3, 5, 10, 11, 16, 20, 29, 30, 39, 42~58, 60, 61, 63, 65, 66, 70, 76, 85, 86, 90, 93, 95, 105, 110, 111, 129, 137~153, 179, 189, 190, 208, 209, 213~215, 217, 221, 222, 224~226, 228, 229, 231~235, 242, 248, 249, 252~254, 259, 260, 270, 271
	生物多様性	P2, 3, 7, 42~44, 46~48, 56, 110, 112, 138, 142, 145, 157, 179, 184, 188, 211~213, 215, 229, 233
	ゼロエミッショ ン	P17, 207
	総合的病害虫 管理技術 (IPM)	P30, 118, 122, 152
	総合的な学習 の時間	P98
	測定期	P23, 81, 115, 178, 200, 244, 245

用語		ページ	用語解説
タ 行	ダイオキシン類	P7, 30, 31, 37, 115, 116, 118, 180, 241, 245, 247, 248, 257, 262, 286	有機塩素系化合物のポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナ PCB)の総称で、除草剤など農薬の製造過程やごみ焼却場などで意図せずに生成されることがあります。PCDDには75種類、PCDFには135種類、コプラナ PCBには29種類の異性体があり、その中の2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2,3,7,8-TCDD)は、最も毒性が強いとされ、発がん性が認められています。
	多孔質軽量発泡資材	P18, 208	廃ガラスを粉碎・焼成・発泡させて製造した新しい人工資源。緑化・断熱・園芸・浄化・建築・土木等、多くの用途で活用が期待されています。
	多自然川づくり	P38, 51, 132, 134, 144, 149, 183, 205, 231, 233, 254	国土の保全のために必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境や、多様な河川風景を保全・創出するための川づくりとその管理をいいます。
	地球温暖化	P1~3, 5, 7, 9, 11, 16, 17, 52, 86, 87, 90~92, 101, 105, 110, 112, 150, 151, 157, 159~168, 173, 179, 191, 192, 194, 199, 206, 215, 222, 224, 243, 245, 255, 261, 273, 275~278, 286	太陽の光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を二酸化炭素などの温室効果ガスが吸収し、大気を暖めています。地球温暖化とは、産業活動の活発化に伴い、大気中の二酸化炭素、メタン及びフロン類などの温室効果ガスの濃度が高くなることにより、地球の平均気温が上昇することをいいます。地球温暖化による異常気象や海面上昇などの影響が世界各地で顕在化しつつあり、人類の重要な緊急課題の一つとなっています。
	窒素酸化物	P23, 230, 232, 286	窒素酸化物の総称で、NOともいわれます。主な発生源は自動車の排気ガスであり、光化学スモッグや酸性雨などを引き起こす大気汚染物質です。また、一酸化二窒素は、温室効果ガスのひとつでもあります。
	中間処理	P72, 84	廃棄物を無害化、安定化又は減量化するために行う焼却、破碎、圧縮、脱水、中和、コンクリート成型などの処理をいいます。
	鳥獣保護区	P47, 138, 139, 142, 144, 184, 188, 252, 253, 259, 262	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生鳥獣の保護・繁殖のために必要があると認めたとき、環境大臣又は知事が設定するもので、全ての鳥獣の捕獲が禁止され、鳥獣の生育及び繁殖のために必要な施設などが設置されます。
	低公害車	P19, 102, 206, 209, 211, 212, 274	大気汚染物質の排出が少ない自動車のこと、天然ガス車、電気自動車、エタノール車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車などをいいます。
	低騒音舗装	P35, 247	表面に空隙の多いアスファルト合材を使用することによって、表面の合材の空隙が自動車の走行音を吸収し、騒音を低減させる効果がある舗装です。通常のアスファルト舗装では雨水が表面を流れますが、低騒音舗装では表層の合材の空隙を通して排水口に流れるので、別名排水性舗装とも呼ばれています。騒音の低減効果以外にも、その排水機能により雨天時の水はねや夜間ににおける対向車のライトによる路面反射が少なくなるなど、快適性や安全性が向上する効果もあります。
	特別栽培農産物	P37, 248, 257, 260	化学合成農薬と化学肥料の使用量を地域慣行からそれぞれ5割以上減らして栽培された農産物のことです。
トリクロロエチレン	都市公園	P7, 130, 131, 134, 148, 163, 168, 193, 198, 251, 258, 260, 261, 263, 286	都市公園法で定められた公園、緑地等で国又は地方公共団体が設置するものです。「緑」と「オープンスペース」を同時に確保し、災害発生時の避難場所、スポーツ、レクレーション、文化活動など県民に憩いの場を提供する重要な都市空間であり、公園の設置目的や利用形態に応じて14種類に分類されます。
	トリクロロエチレン	P24, 245	金属部品や電子部品の洗浄工程等で使用される有機塩素系溶剤であり、従来から広く使用されてきました。近年、地下水汚染の原因物質として問題となっています。

用語		ページ	用語解説
ナ 行	二酸化硫黄	P23, 241	主に石油・石炭などの燃料中の硫黄分が燃焼した時に発生し、呼吸器に悪影響をもたらすほか、酸性雨の原因物質ともなっています。主な発生源としては、工場・事業場の燃焼施設、ディーゼル車、船舶などが挙げられます。
	二酸化窒素	P23, 241, 245	主に物の燃焼に伴って生ずるもので、呼吸器等への悪影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学オキシダントの原因物質となっています。工場や自動車等が主な発生源となっています。
	日本環境管理基準(JEGS)	P85	在日米軍による環境保護及び安全のための取り組みは、米国防省の策定した基準に沿って、環境に関し、我が国の国内法上の基準と米国の国内法上の基準のうち、より厳格なものを選択するとの基本的な考え方の下で、在日米軍が作成する「日本環境管理基準(JEGS : Japan Environmental Governing Standards)」に従って行われることとされております。また、平成13年8月には、環境分科委員会の下にJEGS 作業部会が設けられ、JEGS 見直しに関する日米間の協力強化が図られています。なお、JEGS は通常2年ごとに更新され、平成22年(2010年)12月に出されたものが最新版です。なお、平成12年(2000年)9月の日米安全保障協議委員会において発出された、在日米軍施設・区域に関する環境問題についての情報交換や施設・区域への適切なアクセスの提供等を謳った「環境原則に関する共同発表」においても、環境保護及び安全のための在日米軍による取り組みは、日米の関連法令のうちより厳しい基準を選択するとの基本的考え方の下で作成される JEGS に従って行われる旨が確認されています。
ハ 行	パーク＆バスライド	P215, 278	從来市街地まで乗り入れていた通勤者等のマイカーを郊外の駐車場に停め、そこから市街地へは公共交通機関(バスや電車)に乗り換え移動するよう誘導するシステムです。通勤時間帯の交通量を減らし、渋滞を緩和することでエネルギー消費を抑えるとともに、大気汚染物質の排出削減にも効果があります。
	バイオエタノール	P92, 105	サトウキビ、トウモロコシ、木質などの植物資源を発酵、蒸留して製造されたエタノールで、ガソリンと混ぜ輸送用燃料に使われます。温暖化防止や資源の有効活用、地域活性化に役立つとして注目されています。
	バイオディーゼル	P105	バイオマス由来の燃料の一種で、軽油の代替燃料として利用可能です。硫黄の含有が軽油と比較して少なく、燃焼させた際に硫黄酸化物(SO <sub>2</sub> )の生成量が少ないという特徴があります。
	バイオ燃料	P105, 207, 209	農産物や食品廃棄物等を原料とした燃料を指し、ガソリン代替で利用されるバイオエタノールや軽油代替で利用されるバイオディーゼル等があります。
	バイオマス	P3, 104, 106, 112, 126, 127, 150, 164, 174, 179, 186, 194, 195, 200, 206, 209, 210, 230, 278	生物資源(bio)の量(mass)を表す概念であり、「再生可能な生物由来の有機性資源で、石油や石炭などの化石資源を除いたもの」です。具体的には、稲わらや家畜排泄物、食品廃棄物、木材などの有機物があり、化石燃料に代わるエネルギー源として期待されています。
	ハイブリッド自動車	P19, 102, 211, 212	ガソリン等エンジンと電気モーターの2つの動力源をもち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車をいいます。
	干潟	P20, 43~46, 52~54, 65, 68, 69, 85, 90, 95, 112, 179, 190, 217, 226, 229, 232, 234, 235, 270, 271	潮の満ち引きで海に沈んだり現れたりする砂泥地のことをいいます。魚介類だけでなく、それらを餌にする鳥類も集まるなど、多様な生物の生息地となっています。
	光害	P96	照明に関して、安全性や効率性の確保が不適切であり、景観や周辺環境への配慮が十分でない状況又はそれによる悪影響のことをいいます。国では「光害対策ガイドライン」等を策定しています。
	砒素	P36, 80	半導体の原料やガラス製品の製造工程で使用されています。また、自然環境中や海洋生物体に広く分布しており、日本人の砒素摂取の大部分は、海産物摂取によるものです。化合物の多くはめまい等の急性中毒症状や、皮膚の角質化等の慢性中毒症状、さらに発がん性(肺がん)が認められています。

用語		ページ	用語解説
ハ 行	不適正処理	P74, 127, 150, 187, 250	廃棄物処理法の処理基準に従わずに、廃棄物の埋立て、野焼き等を行うことです。
	不法投棄	P72, 74, 126, 127, 148, 150, 180, 187, 205, 228, 229, 231~235, 241, 246, 250, 258, 260, 262, 270, 271, 278	ゴミ、産業廃棄物などを法律に違反した方法で山林や原野、空き地などに捨てることです。
	浮遊粒子状物質	P23, 241, 245	浮遊粉じんのうちで、粒子径が $10\mu$ 以下のものをいいます。発生源としては、工場・事業場や自動車などから排出されるばいじん・粉じんなどの人為的なものと、土壤の舞い上がりや海塩粒子、花粉などの自然的なものが挙げられ、肺や気管に沈着して呼吸器に悪影響を及ぼすことが知られています。
	フロン	P7, 86, 93, 94, 112, 169, 209, 211, 212, 215, 243, 255, 261, 286	メタン、エタン等の炭化水素にフッ素及び塩素が結びついた化合物の総称で、正式には「フルオロカーボン」といいます。化学的に非常に安定しており、洗浄剤、冷媒、発泡剤等に広く用いられています。フロンそのものは無毒ですが、オゾン層を破壊するほか、強力な温室効果ガスもあります。
	フロン回収・破壊法	P7, 93, 94, 169, 255	オゾン層の破壊や地球温暖化を招くフロンを大気中にみだりに放出することを禁止するとともに、機器の廃棄時における適正な回収及び破壊処理の実施等を義務付けた法律です。
	ベンゼン	P24, 245	広範囲の化学工業製品の合成原料や抽出剤として用いられ、また、自動車燃料としてガソリンにも含まれている無色揮発性の特有の芳香を持つ液体です。発ガン性(白血病等)が認められているほか、中枢神経作用や皮膚・粘膜刺激、骨髄毒性等も報告されています。
マ 行	民生家庭部門	P89, 148, 160, 180, 260, 261, 263	エネルギーの消費区分の1つで、冷暖房用、給湯用、厨房用、動力・照明など、家庭でのエネルギー消費を対象としています。自家用自動車によるエネルギー消費は運輸部門に含まれています。
	民生業務部門	P89, 148, 160, 181, 260, 261, 263	エネルギーの消費区分の1つで、事務所・ビルや学校、ホテル、百貨店などの第三次産業におけるエネルギー消費を対象としています。
	面的評価	P32, 247	一定の地域ごとに当該地域内のすべての住居等のうち、基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することをいいます。
	藻場	P52~54, 64, 65, 69, 84, 85, 90, 112, 179, 190, 229, 232~235	沿岸の海域で藻類などが群落状に生い茂る場所のことをいいます。魚介類にとってすみかであるとともに、産卵や生育の場として重要です。
ヤ 行	有害大気汚染物質	P24, 115, 118, 241, 245	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で、大気の汚染の原因となる物質のことです。該当する可能性のある物質として234種類、そのうち特に優先的に対策に取り組むべき物質(優先取組物質)として22種類がリストアップされています。
数 字	3R	P73, 75, 126, 149, 158, 186, 205, 207, 210, 211	ごみを減らすためのキーワードです。①Reduce(リデュース：ごみを減らす)、②Reuse(リユース：再使用)、③Recycle(リサイクル：再生利用)という、Rで始まる3つの行動のことです。
アル フ ア ベ ツ ト	BOD	P26, 246, 257, 262	生物化学的酸素要求量といい、河川などの水の汚れ度合いを示す指標です。水中の有機物などの汚染物質を微生物によって無機物あるいはガス化するときに消費される酸素量(mg/l)で表したもので。数値が高いほど、水中の有機汚染物質の量が多いことを示しています。
	COD	P26, 246, 257, 262	化学的酸素要求量といい、海域や湖沼の汚濁の度合いを示す指標です。水中の有機物等の汚染物質を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量(mg/l)で表したもので。数値が高いほど、水中の有機汚染物質の量が多いことを示しています。
	ESCO 事業	P18, 19, 92, 205~208, 210	Eneigy Service Company の略で、エスコと読みます。ビルや工場の省エネ化に必要な技術、設備、人材、資金などのすべてを包括的に提供するサービスです。省エネ効果をESCOが保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・ESCOの経費等が、すべて省エネルギーによる経費削減分でまかなわれるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となります。

用語		ページ	用語解説
アルファベット	ISO	P98, 103, 156, 172, 198, 206, 209, 236, 243, 254, 267	国際標準化機構(International Organization Standardization)の略称です。世界共通の規格・基準を制定している民間の組織で、昭和22年(1947年)に発足し、本部はスイスのジュネーブにあります。
	ISO14001	P17, 98, 103, 156, 172, 198, 236, 243, 254	国際標準化機構(ISO)が定めた環境管理の国際規格 ISO14000シリーズの1つで、環境マネジメントシステムの規格です。
	Lden	P81	平成15年(2007年)12月の改正で、航空機騒音の評価指標としては、平成25年度(2013年度)より時間帯補正等価騒音レベル(Lden)が使用されることとなっています。 時間帯補正等価騒音レベル(Lden)とは、容易に測定ができる、かつ、エネルギー積分により騒音の総暴露量を評価できる等価騒音レベル(dB)のひとつで、これまでのWECPNL(うるささ指数)と同様に夕方や夜間の騒音に重み付けをして評価するもの。国際的に騒音の評価指標として主流となってきています。
	NPO	P10, 11, 77, 95, 99, 100, 202~206, 211~215, 227, 236, 237, 265, 267, 277, 278	Nonprofit Organization という英語の略称で、日本語に訳せば「民間非営利組織」となります。民間の非営利団体、その中でも特に市民が主体となって社会貢献活動を行っている団体を指してNPOと呼ぶことが多く、特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体は、NPO法人(特定非営利活動法人)と呼ばれます。
	PCB廃棄物	P74, 250	PCB(ポリ塩化ビフェニル)は、絶縁性、不燃性に優れた油であることから、かつてはトランスやコンデンサーなどの電気器具をはじめ、幅広く使用されていました。しかし、昭和43年(1968年)にカネミ油症事件が発生するなど、その特性が社会問題となり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、昭和49年(1974年)に製造及び輸入が原則禁止されました。PCB廃棄物は、処理施設の整備が進まなかったことから、長期保管されてきましたが、平成13年(2001年)にPCB廃棄物処理特別措置法が制定され、処理体制の整備を図り、平成28年(2016年)までに処理を終了することとされました。
	PDCAサイクル	P239, 264	計画を作成(Plan)し、その計画を組織的に実行(Do)し、その結果を内部で点検(Check)し、不都合な点を是正(Action)した上で、さらに元の計画に反映させていくことで、螺旋状に品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするものです。この考え方は、ISO14001などのマネジメントシステムに採用されています。
	pH	P44, 93, 94, 169, 243, 255	水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標で、7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示します。



## 第2次 沖縄県環境基本計画

【発行】

沖縄県環境生活部環境政策課  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2  
TEL . (代表) 098-866-2333  
          (直通) 098-866-2183  
FAX . 098-866-2308  
E-mail. okinawa@pref.okinawa.lg.jp  
URL . <http://www.pref.okinawa.jp/>